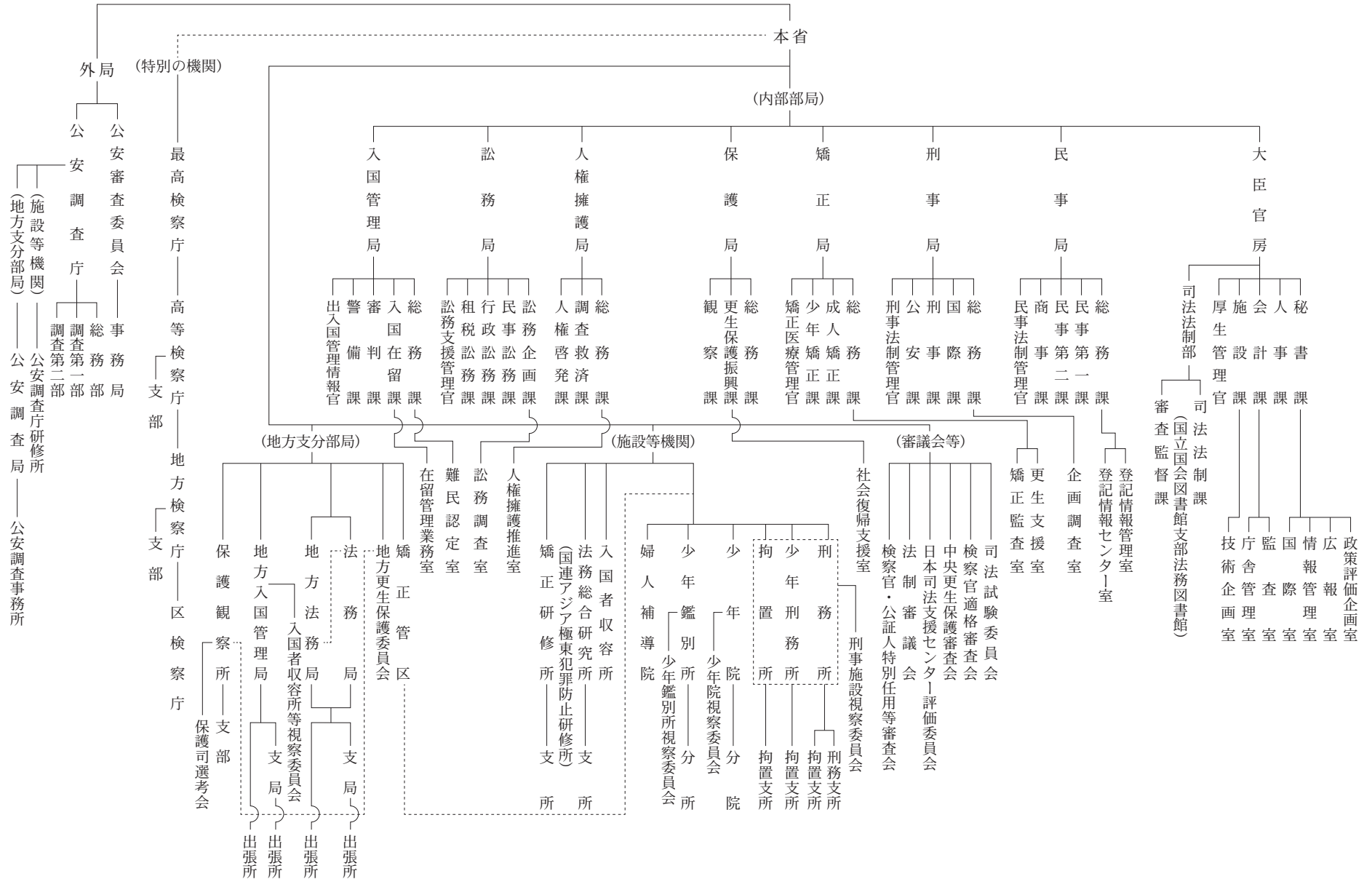


法務省機構図

(平成29年12月31日現在)

[備考 平成29年1月1日現在の機構図は、巻末見返しを参照]

法務省



法務年鑑

平成29年

法務省

は し が き

- 1 この年鑑は、平成29年（平成29年1月1日から12月31日までの間）における、法務省（内部部局・審議会等・施設等機関・地方支分部局・特別の機関・外局）の業務運営状況を概観したものである。
- 2 この年鑑は、各部局、施設等機関及び外局が取りまとめた内容を司法法制部において編集したものであって、第1部「総説」では、法務省全体としての重点施策、組織、定員及び予算について概説し、第2部「業務の概況」では、各部門別に重要施策、その他の業務の概況を説明し、「付録」として、予算・決算、公布法務省主管法律一覧、その他の関係資料を掲載した。
- 3 編さんに当たり、関係各部門の御協力に対して、深く謝意を表する次第である。

平成30年11月

法務省大臣官房司法法制部

凡 例

統計数字の末尾で四捨五入したものは、その計が合計欄の数字と一致しない場合がある。

目 次

法務省機構図（平成29年12月31日）…………… 巻頭見返し

第1部 総 説

| | |
|---------------|----|
| 第1 重点施策 …………… | 3 |
| 第2 組 織 …………… | 16 |
| 1 組織の変動 …………… | 16 |
| 2 組織の概況 …………… | 17 |
| 第3 定 員 …………… | 28 |
| 第4 予 算 …………… | 29 |

第2部 業務の概況

本 省

| | |
|---------------------------|----|
| 第1 内 部 部 局 …………… | 33 |
| I 大 臣 官 房 …………… | 33 |
| 秘 書 課 …………… | 33 |
| 〈業務の実施状況〉 | |
| 1 行政改革関係 …………… | 33 |
| 2 政策評価関係 …………… | 34 |
| 3 国の機関等の移転 …………… | 35 |
| 4 個人情報保護関係 …………… | 36 |
| 5 情報公開関係 …………… | 38 |
| 6 国会関係 …………… | 39 |
| 7 他府省関係 …………… | 41 |
| 8 式典 …………… | 46 |
| 9 公文書の接受等 …………… | 47 |
| 〔広 報 室〕 1 広報関係事務 …………… | 47 |
| 2 報道関係事務 …………… | 52 |
| 3 各種行事の実施状況 …………… | 52 |
| 4 行政相談 …………… | 53 |
| 5 防災・国民保護業務 …………… | 54 |
| 〔情報管理室〕 1 行政情報化推進関係 …………… | 54 |

| | | | |
|-----------|---|---------------------------------------|----|
| | 2 | 情報システム関係 | 54 |
| | 3 | 情報セキュリティ対策の強化 | 55 |
| 〔国際室〕 | 1 | 渉外関係 | 56 |
| | 2 | 国際協力関係 | 56 |
| | 3 | 国連犯罪防止刑事司法会議（通称「コング レス」）関係 | 57 |
| 人 事 課 | | | 58 |
| | 1 | 定員関係 | 58 |
| | 2 | 叙位・叙勲・褒章及び表彰取扱件数 | 59 |
| | 3 | 懲戒処分件数 | 60 |
| | 4 | 職員の兼業 | 60 |
| | 5 | 人事記録関係 | 60 |
| 会 計 課 | | | 61 |
| | 1 | 平成30年度予算編成 | 61 |
| | 2 | 平成30年度法務省予算の概要 | 61 |
| | 3 | 平成29年度決算の概要 | 64 |
| | 4 | 適切な予算執行等の確保 | 69 |
| 施 設 課 | | | 71 |
| | 1 | 重要施策の概要 | 71 |
| | 2 | 年間業務の概要 | 72 |
| | 3 | 平成29年度工事実施状況 | 73 |
| | 4 | 平成28年度法務省所管国有財産の概況 | 74 |
| 厚 生 管 理 官 | | | 76 |
| | | 〈業務の実施状況〉 | |
| | 1 | 職員の安全保持及び保健関係 | 76 |
| | 2 | 財形貯蓄・財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄 関係 | 76 |
| | 3 | 災害補償関係 | 76 |
| | 4 | 共済組合関係 | 76 |
| 司 法 法 制 部 | | | 78 |
| | | 〈重要施策の概要〉 | |
| | 1 | 司法制度等に関する企画及び立案 | 78 |
| | 2 | 日本司法支援センターを中核とした総合法律 支援制度の推進 | 78 |
| 司 法 法 制 課 | 1 | 司法制度等に関する企画及び立案等 | 79 |
| | 2 | 法令及び法務に関する資料の整備及び編さん 並びに法令の外国語訳の推進 | 85 |

| | | |
|---------|------------------------------------|-----|
| | 3 法制審議会に関する事項 | 88 |
| | 4 国立国会図書館支部法務図書館に関する 事項 | 88 |
| | 5 法務に関する統計事務 | 88 |
| | 6 法務に関する統計資料の編さん及び刊行 | 89 |
| | 7 総合法律支援の実施及び体制の整備に関する 事務 | 89 |
| 審査監督課 | 1 外国法事務弁護士に関する事務等 | 90 |
| | 2 債権管理回収業の監督に関する事務 | 94 |
| | 3 認証ADR制度に関する事務 | 99 |
| 参事官 | | 101 |
| 〔法務図書館〕 | 1 沿革 | 101 |
| | 2 図書資料の収集 | 102 |
| | 3 管理業務 | 103 |
| | 4 図書館・法務史料展示室業務のアウトソー シング | 103 |
| | 5 図書館・判例情報システム | 103 |
| | 6 調査検索業務 | 103 |
| | 7 国立国会図書館中央館との連絡業務 | 104 |
| | 8 法務史料展示室・メッセージギャラリーの 管理・運営 | 105 |
| Ⅱ 民事局 | | 106 |
| | 〈重要施策の概要〉 | |
| | 1 登記所適正配置の実施 | 106 |
| | 2 電子情報処理組織による登記事務処理 | 106 |
| | 3 地図整備の推進 | 106 |
| | 〈会同〉 | |
| | 中央会同 | 107 |
| | 〈法令立案関係〉 | 108 |
| | 〈大臣表彰〉 | |
| | 1 優良戸籍従事職員の表彰 | 109 |
| | 2 司法書士の表彰 | 109 |
| | 3 土地家屋調査士の表彰 | 109 |
| 総務課 | 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の 包括的民間委託の実施 | 109 |
| 民事第一課 | 1 電子情報処理組織による戸籍事務の処理 | 109 |
| | 2 後見登記に関する事項 | 109 |

| | | | |
|-------------|---|---------------------|-----|
| | 3 | 国籍事務に関する事項 | 110 |
| 民事第二課 | 1 | 不動産登記に関する事項 | 111 |
| | 2 | 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項 | 113 |
| 商事課 | 1 | 商業・法人登記に関する事項 | 117 |
| | 2 | 商事に関する事項 | 118 |
| | 3 | 債権譲渡登記関係 | 118 |
| | 4 | 動産譲渡登記関係 | 119 |
| | 5 | 供託事務関係 | 119 |
| | 6 | 非訟事件等に関する事項 | 119 |
| 民事法制管理官・参事官 | | | 120 |
| | 1 | 民法・商法関係 | 120 |
| | 2 | 民事手続法関係 | 120 |
| Ⅲ 刑事局 | | | 122 |
| | | 〈重要施策の概要〉 | |
| | | 立法作業の促進 | |
| | | 刑事訴訟法等の整備 | 122 |
| | | 〈主な会同〉 | 123 |
| | | 〈主な審議法案〉 | 124 |
| 総務課 | 1 | 組織関係 | 128 |
| | 2 | 検務事務関係 | 128 |
| | 3 | 検察庁に関する国家賠償請求事件関係 | 128 |
| | 4 | 検察審査会関係 | 128 |
| 国際課 | | 国際犯罪関係 | 129 |
| 刑事課 | | | 129 |
| | 1 | 一般刑事事件 | 130 |
| | 2 | 環境関係事件 | 130 |
| | 3 | 公務員関係事件 | 130 |
| | 4 | 選挙関係事件 | 131 |
| | 5 | 財政経済関係事件 | 131 |
| | 6 | 交通関係事件 | 131 |
| | 7 | 少年事件 | 131 |
| 公安課 | 1 | 公安事件 | 132 |
| | 2 | 労働事件 | 132 |
| | 3 | 外事関係事件 | 133 |
| | 4 | 風紀関係事件 | 133 |
| | 5 | 麻薬・覚醒剤関係事件 | 135 |
| | 6 | 暴力関係事件 | 135 |

| | | |
|---------|---------------------------------------|-----|
| 刑事法制管理官 | 刑事訴訟法等の整備 | 136 |
| IV 矯正局 | | 137 |
| | 〈重要施策の概要〉 | |
| | 1 再犯防止施策の推進 | 137 |
| | 2 少年矯正運営強化の推進 | 137 |
| | 3 医療体制の充実強化 | 138 |
| | 4 女子刑事施設の環境整備・処遇の充実等 | 138 |
| | 5 組織力の充実強化 | 138 |
| | 6 人権教育の推進 | 139 |
| | 7 矯正行政の透明化の推進 | 139 |
| | 8 P F I手法を活用した刑務所の整備・運営 | 139 |
| | 9 公共サービス改革法を活用した刑事施設の 運営業務の民間委託の実施 | 140 |
| | 〈会同・協議会〉 | 141 |
| 総務課 | 1 職員定員 | 142 |
| | 2 施設整備 | 143 |
| | 3 刑務共済組合の業務 | 143 |
| | 4 矯正施設の監査 | 144 |
| | 5 不服申立件数 | 145 |
| 成人矯正課 | 1 刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所） における保安及び処遇 | 146 |
| | 2 被収容者の収容 | 147 |
| | 3 処遇調査・集団編成 | 147 |
| | 4 刑事施設における教育活動 | 150 |
| | 5 刑務作業の運営状況 | 152 |
| | 6 職業訓練の実施状況 | 154 |
| | 7 国際受刑者移送制度 | 154 |
| 少年矯正課 | 1 少年施設（少年院・少年鑑別所）における 保安及び収容状況 | 154 |
| | 2 少年鑑別所における鑑別、観護処遇及び地域 援助充実施策 | 155 |
| | 3 少年院における矯正教育及び社会復帰支援 充実施策 | 156 |
| | 4 少年院及び少年鑑別所と保護観察所との連携 強化 | 157 |
| 矯正医療管理官 | 1 保健医療 | 157 |
| | 2 給養 | 159 |

| | | |
|---------|--------------------------------------|-----|
| | 参事官〈矯正に関する法令案の検討及び作成〉 | |
| | 省令案の作成及び改正 | 159 |
| V | 保護局 | 161 |
| | 〈重要施策の概要〉 | |
| | 1 保護観察の充実強化 | 161 |
| | 2 自立更生促進センター及び就業支援センター の運営 | 161 |
| | 3 薬物事犯者に対する処遇の充実強化について | 161 |
| | 4 更生保護就労支援事業等について | 161 |
| | 5 刑務所出所者等就労奨励金支給制度について | 162 |
| | 6 更生保護事業の適切な運営等について | 162 |
| | 7 N P O 法人等と連携した刑務所出所者等の 住居確保について | 162 |
| | 8 犯罪予防活動の推進について | 162 |
| | 9 保護司の安定的確保について | 162 |
| | 10 民間協力組織の強化について | 163 |
| | 〈会同〉 | 163 |
| 総務課 | 1 地方更生保護委員会及び保護観察所の管理 | 164 |
| | 2 法令の改正等 | 164 |
| | 3 保護司・更生保護法人役員等の表彰 | 165 |
| | 4 常時恩赦 | 165 |
| | 5 恩赦出願期間短縮 | 165 |
| | 6 医療観察 | 165 |
| | 7 犯罪被害者等施策 | 167 |
| | 8 更生保護制度についての調査研究 | 167 |
| | 9 第3回世界保護観察会議の開催 | 167 |
| | 10 第2回アジア保護司会議の開催 | 168 |
| 更生保護振興課 | 1 平成29年度保護司等中央研修会 | 168 |
| | 2 地方別保護司代表者協議会 | 169 |
| | 3 第54回“日本更生保護女性の集い” | 169 |
| | 4 平成29年度更生保護女性会員中央研修 | 169 |
| | 5 B B S 運動発足70周年記念式典 | 169 |
| | 6 第58回 B B S 会員中央研修会 | 169 |
| | 7 更生保護女性会・ B B S 会新会員研修 | 169 |
| | 8 “社会を明るくする運動” | 170 |
| | 9 保護区数及び保護司定数 | 172 |
| | 10 更生保護事業を営む者 | 173 |

| | | | |
|--------------|----|--|-----|
| | 11 | 刑務所出所者等に対する就労支援施策 | 175 |
| 観 察 課 | 1 | 仮釈放・仮退院 | 175 |
| | 2 | 保護観察 | 177 |
| | 3 | 審査請求事件の処理 | 180 |
| VI 人 権 擁 護 局 | | | 181 |
| | | 〈重要施策の概要〉 | |
| | 1 | 人権啓発活動の推進 | 181 |
| | 2 | 人権救済活動の充実 | 181 |
| 総 務 課 | 1 | 人権擁護委員及びその組織 | 182 |
| | 2 | 人権擁護委員の活動状況 | 182 |
| | 3 | 人権擁護委員の表彰 | 184 |
| | 4 | 人権擁護委員に対する研修 | 184 |
| | 5 | 「人権擁護功労賞」表彰 | 184 |
| 調 査 救 済 課 | 1 | 人権侵犯事件の新規救済手続開始状況 | 184 |
| | 2 | 人権侵犯事件の処理状況 | 186 |
| | 3 | 人権相談 | 186 |
| | 4 | 人権相談等の広報 | 187 |
| 人 権 啓 発 課 | 1 | 第69回人権週間 | 191 |
| | 2 | 北朝鮮人権侵害問題啓発週間 | 191 |
| | 3 | 人権に関する国家公務員等研修会及び人権 啓発指導者養成研修会 | 192 |
| | 4 | 全国中学生人権作文コンテスト | 192 |
| | 5 | 人権教室 | 192 |
| | 6 | 人権の花運動 | 193 |
| | 7 | 人権啓発資料法務大臣表彰 | 193 |
| | 8 | 啓発・広報活動 | 193 |
| VII 訟 務 局 | | | 197 |
| | | 〈重要施策の概要〉 | |
| | 1 | 訟務事務処理体制の充実強化 | 197 |
| | 2 | 予防司法機能の充実・強化 | 197 |
| | | 〈会同等〉 | 198 |
| 訟 務 企 画 課 | 1 | 国の利害に関係のある訴訟についての法務大 臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人 を定める政令（昭和37年政令第393号）の改正 | 198 |
| | 2 | 訟務事務担当職員の養成 | 198 |
| | 3 | 訟務の概況の編集・発行 | 198 |
| | 4 | 訟務月報の編集・発行 | 198 |

| | | | |
|----------|---|--|-----|
| 民事訟務課 | 1 | 新たに提起された事件 | 199 |
| | 2 | 判決・決定等があった事件 | 200 |
| 行政訟務課 | 1 | 新たに提起された事件 | 218 |
| | 2 | 判決・決定等があった事件 | 220 |
| 租税訟務課 | 1 | 新たに提起された事件 | 239 |
| | 2 | 判決・決定等があった事件 | 240 |
| 訟務支援管理官 | | | 259 |
| 参事官 | | 重要事件の処理及び指導 | 259 |
| Ⅶ 入国管理局 | | | 260 |
| | | 〈重要施策の概要〉 | |
| | 1 | 出入国管理及び難民認定法の改正 | 260 |
| | 2 | 新たな技能実習制度の運用状況 | 260 |
| | 3 | 高度外国人材の受入れの推進 | 261 |
| | 4 | 国家戦略特別区域における外国人材の 受入れ | 261 |
| | 5 | 観光立国の実現に向けた取組 | 262 |
| | 6 | 厳格な出入国審査等の水際対策の実施 | 263 |
| | 7 | 難民の適正かつ迅速な庇護の推進 | 263 |
| | 8 | 不法滞在・偽装滞在者への対策等 | 264 |
| | | 〈会同〉 | 265 |
| 総務課 | | 広報関係 | 266 |
| 入国在留課 | 1 | 厳格かつ円滑な上陸審査の実施 | 266 |
| | 2 | 対北朝鮮措置 | 268 |
| 審判課 | 1 | 外国人の上陸についての口頭審理, 異議の 申出と法務大臣等の裁決 | 268 |
| | 2 | 退去強制についての違反審査, 口頭審理, 異議の申出と法務大臣等の裁決 | 269 |
| | 3 | 収容令書及び退去強制令書の発付 | 270 |
| | 4 | 出国命令書の交付 | 271 |
| | 5 | 難民審査請求の状況 | 272 |
| 警備課 | 1 | 違反調査に関する事項 | 272 |
| | 2 | 収容令書及び退去強制令書の執行に関する 事項 | 275 |
| | 3 | 被收容者の新規仮放免件数 | 276 |
| 出入国管理情報官 | 1 | 情報の収集・分析 | 276 |
| | 2 | 鑑識 | 277 |
| | 3 | 自動化ゲートの運用 | 277 |

| | |
|-------------------------------|-----|
| 参 事 官 (法令の整備) | |
| 1 法律の改正 | 278 |
| 2 省令の改正 (主なもの) | 278 |
| 3 告示の改正 (主なもの) | 278 |
| 〔難民認定室〕 | 278 |
| 〔入国管理企画官〕 | |
| 1 平成29年版「出入国管理」の刊行 | 279 |
| 2 第7次出入国管理政策懇談会の開催 | 279 |
| 〔入国管理調整官〕 | |
| 1 国際会議への対応 | 280 |
| 2 国際交流 | 280 |
| 〔在留管理業務室〕 | |
| 1 在留外国人の現況 | 281 |
| 2 在留カード交付関連事務の運用に関する 事務 | 281 |
| 3 市区町村在留関連事務の運用に関する助言 及び研修 | 282 |
| 4 届出制度の運用に関する事務等 | 282 |
| 第2 審 議 会 等 | 284 |
| I 司法試験委員会 | 284 |
| 司法試験 | 284 |
| 司法試験予備試験 | 284 |
| II 検察官適格審査会 | 285 |
| III 中央更生保護審査会 | 285 |
| IV 日本司法支援センター評価委員会 | 285 |
| V 法 制 審 議 会 | 286 |
| 1 諮問事項 | 286 |
| 2 審議状況 | 288 |
| VI 検察官・公証人特別任用等審査会 | 288 |
| 第3 施 設 等 機 関 | 290 |
| I 刑 務 所 等 | 290 |
| 1 刑務所、少年刑務所及び拘置所の数 | 290 |
| 2 刑務所の名称及び所在地 | 290 |
| 3 少年刑務所の名称及び所在地 | 293 |
| 4 拘置所の名称及び所在地 | 294 |
| II 少年院及び少年鑑別所 | 295 |
| 1 少年院及び少年鑑別所の数 | 295 |

| | | | |
|-----------|---|----------------------------|-----|
| | 2 | 少年院の名称及び所在地 | 295 |
| | 3 | 少年鑑別所の名称及び所在地 | 296 |
| Ⅲ 婦人補導院 | | | 298 |
| | 1 | 婦人補導院の数 | 298 |
| | 2 | 婦人補導院の名称及び所在地 | 298 |
| Ⅳ 入国者収容所 | | | 298 |
| | | 入国者収容所の名称及び所在地 | 298 |
| Ⅴ 法務総合研究所 | | | 298 |
| | | 〈重要施策の概要〉 | 298 |
| | | 〈刊行物〉 | |
| | 1 | 定期刊行物 | 300 |
| | 2 | 不定期刊行物 | 300 |
| | | 〈業務の実施状況〉 | |
| 総務企画部 | 1 | 法科大学院派遣検察官連絡協議会の開催 | 300 |
| | 2 | 法科大学院派遣前研修の実施 | 301 |
| 研究部 | 1 | 再犯者の実態と再犯防止対策に関する 総合的研究 | 301 |
| | 2 | 粗暴犯に関する研究 | 301 |
| | 3 | 薬物事犯者に関する研究 | 301 |
| 研修第一部 | 1 | 研究 | 301 |
| | 2 | 研修 | 301 |
| 研修第二部 | 1 | 中央研修 | 302 |
| | 2 | 地方研修 | 305 |
| 研修第三部 | 1 | 中央研修 | 306 |
| | 2 | 地方研修 | 308 |
| 国際連合研修協力部 | | | |
| | 1 | 国際研修等 | 309 |
| | 2 | 海外における活動等 | 310 |
| | 3 | その他の活動 | 311 |
| 国際協力部 | 1 | 国際研修 | 311 |
| | 2 | 連絡会・研究会・シンポジウム等 | 311 |
| Ⅵ 矯正研修所 | | | 313 |
| | 1 | 平成29年の研修実施状況 | 313 |
| | 2 | 平成29年に実施した研修の特色 | 316 |
| | 3 | 平成29年に実施した協議会及び事務打合せ会 | 316 |
| | 4 | その他 | 316 |
| 第4 地方支分部局 | | | 317 |

| | | |
|-----|--------------------------|-----|
| I | 矯正管区 | 317 |
| | 矯正管区の名称、所在地及び管轄区域 | 317 |
| II | 地方更生保護委員会 | 318 |
| | 1 地方更生保護委員会の概況 | 318 |
| | 2 地方更生保護委員会の名称、所在地及び管轄区域 | 318 |
| | 3 地方更生保護委員会事件取扱状況 | 319 |
| III | 法務局及び地方法務局 | 321 |
| | 1 法務局・地方法務局の所在地及び管轄区域 | 321 |
| | 2 法務局・地方法務局の支局及び出張所の名称と数 | 324 |
| | 3 戸籍事件表（一） | 328 |
| | 4 戸籍事件表（二）年別比較表 | 334 |
| | 5 供託金年計表（平成29年度） | 336 |
| | 6 供託有価証券年計表（平成29年度） | 338 |
| | 7 供託振替国債年計表（平成29年度） | 340 |
| IV | 地方入国管理局 | 342 |
| | 1 地方入国管理局・支局所在地 | 342 |
| | 2 地方入国管理局・支局出張所所在地 | 343 |
| | 3 出入国港指定一覧表 | 345 |
| V | 保護観察所 | 347 |
| | 1 保護観察所の概況 | 347 |
| | 2 保護観察所の名称、所在地及び管轄区域 | 347 |
| | 3 駐在官事務所の名称及び所在地 | 349 |
| | 4 保護観察所事件取扱状況 | 350 |
| | 〔保護司選考会〕 | 355 |

特別の機関

| | | | |
|---|---|--------------------|-----|
| 検 | 察 | 庁 | 359 |
| | | 1 検察庁の組織及び職員 | 359 |
| | | (1) 検察庁の組織 | 359 |
| | | (2) 検察官定員沿革 | 367 |
| | | (3) 検察庁の定員 | 370 |
| | | (4) 検察官の俸給 | 371 |
| | | 2 検察事件統計表 | 372 |
| | | (1) 被疑事件の通常受理の累年比較 | 372 |

| | |
|-------------------|-----|
| (2) 被疑事件の起訴の累年比較 | 374 |
| (3) 被疑事件の受理及び処理状況 | 376 |

外 局

| | |
|---|-----|
| I 公安審査委員会 | 399 |
| 〈業務の実施状況〉 | 399 |
| II 公安調査庁 | 399 |
| 〈重要施策の概要〉 | |
| 1 北朝鮮、国際テロ関係など我が国及び国民の安全に影響を与える事象についての情報収集の強化 | 399 |
| 2 オウム真理教対策の推進 | 400 |
| 3 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を始めとする政府の重要施策の推進への貢献 | 400 |

付 録

| | |
|---|-----|
| 1 会 計 | 405 |
| (1) 予 算 | 405 |
| ア 一般会計 | |
| (ア) 法務省所管 平成30年度政府職員予算定員及び俸給額表 | 405 |
| (イ) 法務省主管 平成30年度歳入予算額表 | 425 |
| (ウ) 法務省所管 平成30年度歳出予算項目別表 | 426 |
| イ 東日本大震災復興特別会計 | |
| (ア) 平成30年度政府職員予算定員及び俸給額表 | 436 |
| (イ) 平成30年度歳入予算額表 | 436 |
| (ウ) 平成30年度歳出予算額科目別表 | 437 |
| (2) 決 算 | 438 |
| 平成29年度法務省主管一般会計歳入決算報告書 | 438 |
| 平成29年度復興庁その他の各省各庁所管（法務省）東日本大震災復興特別会計歳入決定計算書 | 439 |
| 2 平成29年公布法務省主管法律一覧 | 440 |
| 3 平成29年公布法務省主管政令一覧 | 441 |
| 4 平成29年公布法務省令等一覧 | 442 |
| 5 平成29年主要訓令等一覧 | 447 |

| | | |
|----|---------------------|-------|
| 6 | 平成29年主要通達等一覽 | 450 |
| 7 | 平成29年法務省主要行事等一覽 | 465 |
| 8 | 平成29年法務省主要人事一覽 | 469 |
| 9 | 第193回国会提出法律案審議經過一覽 | 477 |
| 10 | 第195回国会提出法律案審議經過一覽 | 483 |
| 11 | 年 表 | 485 |
| | 法務省機構図（平成29年1月1日現在） | 卷末見返し |

第 1 部

総 説

| | |
|-----|---------|
| 第 1 | 重 点 施 策 |
| 第 2 | 組 織 |
| 第 3 | 定 員 |
| 第 4 | 予 算 |

第1部 総説

第1 重点施策

法務行政に課せられた使命は、法秩序の維持と国民の権利の保全にあると考えられるが、国民生活の安定を確保し、国家社会の平和と繁栄を図るためには、その基盤ともいべき法秩序が磐石であって、国民の権利がよく保全されていることが極めて肝要である。平成29年の法務行政においては、次に掲げる事項に施策の重点が置かれた。

1 法秩序の維持機能の充実強化

検察庁においては、例年多発する各種事件を適正迅速に捜査・処理し、その公訴維持に万全を期して、事案の真相究明と適正な刑罰権の実現に努め、もって犯罪の未然防止及び法秩序維持の機能を果たしてきたところである。

平成29年においても、神奈川県座間市内のアパートにおいて被害者9名が殺害されるなどした事件等の発生及び大麻等の薬物事犯や暴力団等の犯罪組織が関与する事犯の多発や犯罪の国際化に伴う諸外国との捜査共助等を要する事犯の増加といった犯罪情勢に対し、関係諸機関との密接な連絡・協調を保ちつつ、それぞれ適正妥当な捜査処理、公訴の提起及び維持を行った。

また、検察庁及び法務省においては、被疑者取調べの録音・録画の実施や監察体制の構築等、種々の改革策に積極的に取り組むほか、平成25年6月13日に成立した「刑法等の一部を改正する法律」により導入された刑の一部の執行猶予制度、及び平成28年5月24日に成立した「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により導入された証拠の一覧表の交付手続等に順次適切に対応しているところである。

2 基本法令の改正作業の推進

法務省では、例年、各部局が中心となり、内外の諸情勢の新しい変化に対応した基本法令（民法、商法、刑法その他の実体法及び民事訴訟法、刑事訴訟法その他の手続法並びに司法制度に関する諸法令）の制定及び改正の要否について調査研究を進め、特段の立法措置を要すると判断される事項については、それぞれ要綱案、法令案等を作成し、あるいは、法制審議会に諮問を發し、その審議結果を踏まえて具体的な法令案等を作成するなどの作業を推進している。

法制審議会民法（債権関係）部会においては、民法（債権関係）の見直しについての審議が進められ、平成27年2月、「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、第189回国会（平成27年通常国会）に提出した。その後、これらの法律案については、審議未了により継続審議となっていたが、平成29年5月、第193回国会（平成29年通常国会）に

において、「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成29年法律第45号）が成立し、同年6月2日に公布された。これらの法律の施行期日は、一部の規定を除き、平成32年4月1日とされている。

国際裁判管轄法制（人事訴訟事件及び家事事件関係）部会においては、人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制の整備についての審議が進められ、平成27年9月、「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制の整備に関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年10月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「人事訴訟法等の一部を改正する法律案」を立案し、第190回国会（平成28年通常国会）に提出したが、平成29年9月、衆議院解散に伴い廃案となった。

また、平成27年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民法（相続関係）部会が設置され、民法（相続関係）等の改正についての審議が進められている。さらに、平成28年9月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民事執行法部会が設置され、民事執行法の改正についての審議が進められている。

商法（運送・海商関係）部会においては、商法等のうち運送・海商関係を中心とした規定の見直しについての審議が進められ、平成28年1月、「商法（運送・海商関係）等の改正に関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年2月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案」を立案し、第192回国会（平成28年臨時国会）に提出したが、同国会から第194回国会（平成29年臨時国会）までにおいては審議入りすることなく、平成29年9月、衆議院解散に伴い廃案となった。

また、平成29年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会が設置され、会社法等の改正についての審議が進められている。

刑事関係においては、平成28年5月24日、取調べの録音・録画制度の導入、合意制度等の導入、通信傍受の手続きの合理化・効率化、弁護人による援助の充実化、証拠開示制度の拡充、犯罪被害者等・証人を保護するための措置等を内容とする「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が第190回通常国会において成立し、同年6月3日に公布された（平成28年法律第54号）。同法律に盛り込まれた改正項目は、その一部が同年6月23日及び同年12月1日から施行されており、その余についても平成31年6月までの間に段階的に施行されることとなる。

さらに、性犯罪の罰則については、強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とするとともに、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪を新設するなどの罰則の整備を行い、さらに、強姦罪等を親告罪とする規定を削除することなどを内容とする「刑法の一部を改正する法律案」を、平成29年3月7日、第193回国会（平成29年通常国会）に提出し、同法律は、同年6月16日に成立して同月23日に公布され（平成29年法律第72号）、同年7月13日から施行された。

3 司法制度改革の成果の定着

21世紀の我が国社会においては、社会の複雑・多様化、国際化等に加え、規制緩和等の改革による社会の様々な変化に伴い、司法の役割はより一層重要なものになると考えられ、司法の機能を社会のニーズに応え得るように改革するとともに、その充実・強化を図っていくことが不可欠であると考えられる。このような見地から、平成11年6月に成立した「司法制度改革審議会設置法」に基づき、内閣に司法制度改革審議会が設置され、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現等の司法制度改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策についての調査審議が行われ、平成13年6月12日に最終意見（司法制度改革審議会意見）が内閣に提出された。

司法制度改革審議会意見には、司法制度の機能を充実強化し、自由かつ公正な社会の形成に資するため、①国民の期待に応える司法制度の構築、②司法制度を支える法曹の在り方、③国民的基盤の確立を3つの柱として掲げた上で、司法制度改革と基盤の整備に向けた広範な提言が盛り込まれている。

政府は、同意見を受け、平成13年6月15日、これを最大限に尊重して実現に取り組み、3年以内を目途に関連法案の成立を目指す旨閣議決定し、同年11月に成立した「司法制度改革推進法」に基づき、同年12月1日、内閣総理大臣を本部長、官房長官及び法務大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員とする司法制度改革推進本部を設置した。

さらに、政府は、司法制度改革推進法に基づき、平成14年3月19日、司法制度改革審議会の趣旨にのっとり行われる司法制度改革と基盤の整備に関し政府が講ずべき措置について、その全体像を示すとともに、司法制度改革推進本部の設置期限である平成16年11月30日までの間に行うことを予定するものにつき、措置内容、実施時期、法案の立案等を担当する府省等を明らかにする司法制度改革推進計画を閣議決定した。

そして、同計画に基づき、司法制度改革推進本部を中心として、後記のとおり、法曹養成制度改革関連法のほか、裁判の迅速化に関する法律、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律、総合法律支援法、知的財産高等裁判所設置法、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律、法務省が提出した民事訴訟法等の一部を改正する法律、人事訴訟法、担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律等多数の法律が成立した。

司法制度改革推進本部は、設置期限である平成16年11月30日をもって解散し、同年12月1日、その後の司法制度改革推進に係る政府の施策の統一を図るために内閣官房に司法制度改革推進室が設置され、平成21年12月1日までの間、必要な総合調整の事務を行ってきたところであり、司法制度改革は着実に実施されてきた。

今後は、司法制度改革の成果を国民が真に実感することができるよう、その定着を図っていくことが重要であり、法務省においては、必要な見直しを行いつつ、司法制度改革の推進に取り組んでいるところである。

4 司法試験制度及び法曹養成制度の改革

司法試験制度及び法曹養成制度の改革に関しては、平成14年3月に閣議決定された司法制度改革推進計画において、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。」とされた。

また、より質の高い法曹を養成するという観点から、司法制度改革審議会意見では、「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備すべきである。その中核を成すものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けるべきである。」とされ、さらに、「司法試験を、法科大学院の教育内容を踏まえた新たなものに切り替えるべきである。」とされた。

これらを受け、司法制度改革推進本部において、新たな法曹養成制度の全体的な制度設計について検討が進められ、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号）及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号）が第155回国会において可決・成立した。また、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）が第156回国会において可決・成立した。さらに、司法修習生に対し国が給与を支給する制度（給費制）を廃止し、これに代えて、司法修習生に対し国が修習資金を貸与する制度（貸与制）を導入する裁判所法の一部を改正する法律（平成16年法律第163号）が可決・成立した。各法律は、司法制度改革推進本部において法曹養成検討会の検討状況等を踏まえて立案作業が行われたものであるが、法務省としても、司法試験法を所管する立場から、最大限の協力を行ったところである。これらの立法措置に基づき、平成16年4月には法科大学院が開校し、平成18年5月には、初めての法科大学院修了者を対象とする新しい司法試験が実施され、1,009人が合格した。直近3年間を見ると、平成27年は1,850人、28年は1,583人、29年は1,543人が合格した。また、法科大学院を経由しない者にも法曹となる途が確保されるように設けられた司法試験予備試験が平成23年から実施され、同年は116人が合格し、その後、合格者は増加し、平成29年の合格者は444人となっている。なお、新司法試験と併行実施されていた旧司法試験は、平成23年の実施をもって終了した。

一方で、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度については、法科大学院志願者の大幅な減少等の問題点が指摘され、現状のままでは、法曹の質を維持しつつ、その大幅な増加を図るという司法制度改革の理念を実現できないのではないか、と

の懸念も示されるようになった。法務省及び文部科学省は、以上のような問題意識の下、新たな法曹養成制度の問題点・論点を検証し、これに対する改善方策の選択肢を整理すべく、両省副大臣が主催する「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」を開催し、平成22年7月6日、同ワーキングチームにおいて検討結果を取りまとめた。また、司法修習生に対する給費制については、司法制度改革の一環として成立した前記の裁判所法改正法が施行されたことにより、同年11月1日に一旦貸与制に移行したが、同月26日、議員立法により、その実施を暫定的に停止する改正法が成立した。その際の衆議院法務委員会における決議の趣旨及び同ワーキングチームの検討結果を踏まえて、平成23年5月13日、法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣は、共同して「法曹の養成に関するフォーラム」の開催を決定した。同年8月31日、同フォーラムにおいて、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について、貸与制を基本とした上で、十分な資力を有しない者を対象に、貸与された修習資金の返還期限について猶予を講ずるべきであるとの第一次取りまとめがされた。

同フォーラムの第一次取りまとめを踏まえ、同年11月4日内閣提出法案として、司法修習生がその修習に専念することを確保するための修習資金を国が貸与する制度について、修習資金を返還することが経済的に困難である場合における措置を講ずるため、裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律案が第179回国会に提出された。同法案は、第180回国会において継続して審議され、平成24年6月1日、同委員会において、閣法の改正内容に加え、法曹養成制度全体について、学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、法律施行後1年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずること、修習資金の貸与については、その検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする内容を内容とする、民主党提案の閣法に対する修正案が提出・可決された。その際、合議制の組織は、閣議決定に基づくものとし、従前の検討体制をより強力にすること等の附帯決議がなされた。同修正案は、同年7月27日、参議院本会議において、可決・成立（平成24年法律第54号）した。

なお、貸与制は、平成23年11月に司法修習を開始した司法修習生から適用されている。

政府においては、法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、平成24年8月21日、閣議決定により、①内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成する法曹養成制度関係閣僚会議を設置するとともに、②法曹の養成に関する制度の在り方について、学識経験を有する者等の意見を求めるため、閣僚会議の下に、法曹養成制度検討会議を置くこととした。

同閣僚会議においては、同検討会議取りまとめ（平成25年6月26日）を踏まえ、同年7月16日、「法曹養成制度改革の推進について」（以下「閣僚会議決定」という。）を決定した。閣僚会議決定では、法曹有資格者の活動領域の在り方、今後の法曹人口の在り方、法曹養成制度の在り方（法曹養成課程における経済的支援、法科大学院、司法試験及び司法修習）について、政府として講ずべき措置の内容及び時期が示された。

閣僚会議決定を踏まえ、同年9月17日、閣議決定により、関係6大臣で構成する法曹養成制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）が開催され、また、内閣官房に法曹養成制度改革推進室が置かれた。同推進室は、推進会議の下に開催される法曹養成制度改革顧問会議から意見を聴きながら、平成27年7月15日を期限として検討を進めた。

また、法曹有資格者の活動領域の拡大については、法務省では、平成25年9月から、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により、「国・地方自治体、福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行い、平成27年5月、それらの成果物を踏まえ、今後の具体的な取組の在り方に関する方針を取りまとめた。

同年6月30日、推進会議は、法曹養成制度改革を推進するための具体的な取組内容を明示した「法曹養成制度改革の更なる推進について」（以下「推進会議決定」という。）を決定した。

推進会議決定では、法務省においては

- ① 法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた動きが定着するよう環境を整備すること
 - ② 法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積・検証を継続して行うこと
 - ③ 予備試験について、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないように、必要な制度的措置を講ずることを検討すること、司法試験の選択科目について、法科大学院での履修状況等を見つつ、その廃止の是非を検討すること
 - ④ 司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討すること
- などの必要な取組を進めるとされた。

法務省では、推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、文部科学省と連携し、最高裁判所及び日本弁護士連合会の参集を得て、平成27年12月14日に第1回法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、平成29年12月末までに合計8回開催した。

このうち、司法修習生の経済的支援の在り方について、法務省は、各種の調査を実施したほか、法曹養成制度改革連絡協議会等の場を通じ、最高裁判所や日本弁護

士連合会等との間で必要な連絡・協議を行うなどして検討を進め、平成28年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2016（いわゆる骨太の方針）」においても、「司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実・強化…を推進する」ことがうたわれた。

このような経過を踏まえ、平成28年12月、法務省、最高裁判所及び日本弁護士連合会において、①平成29年度以降に採用予定の司法修習生に対する新たな経済的支援策となる給付制度を新設すること、②法務省が、当該支援策を実施する上で必要となる裁判所法の改正に向けた作業を進め、次期通常国会における同改正法案の早期成立に向けて努力すること、③最高裁判所及び日本弁護士連合会は、新制度の円滑な実施に協力すること、④新たな制度の導入後は旧制度について継続的かつ安定的に運用していくこと、等がそれぞれ確認された。

これらを受け、平成29年4月、司法修習生に対し修習給付金を支給する制度の創設等を盛り込んだ裁判所法の一部を改正する法律（平成29年法律第23号）が第193回国会において可決・成立した。この修習給付金制度は、同年11月に司法修習を開始した司法修習生から適用されている。

5 法教育

法教育に関しては、司法制度改革審議会意見において「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる」とされたことなどを受けて、平成15年7月、法教育研究会を発足させ、同研究会において、我が国における法教育の在り方について検討を行い、平成16年11月には、その検討結果及び目指すべき法教育の内容を具現化した4つの教材例を盛り込んだ報告書が取りまとめられた。

法務省では、上記報告書の趣旨にのっとり、広く国民に対して法教育を普及するための施策に取り組むべく、平成17年5月に、法曹関係者、学者、教育関係者、有識者等で構成される法教育推進協議会を発足させた。

同協議会においては、学習指導要領を踏まえた学校教育における法教育の実践の在り方、教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方などについて多角的な視点から検討を行っている。

6 登記事務処理体制の充実強化

登記制度は、国民の権利保全に資するとともに、国民の経済活動の円滑な運営に不可欠な基盤であり、登記事務を適正・迅速に処理して国民の期待に応えることは、法務局に課せられた重大な使命である。経済の発展に伴い、登記の事務量が増大するとともに、地図整備などの表示に関する登記の充実を始めとして、登記行政の充実・高度化に対する国民の期待がますます高まる一方で、高度情報化社会への登記行政の対応も急務となっていた。

そこで、昭和63年から、順次、登記事務のコンピュータ化を図り、不動産登記については、平成20年3月に全国全ての不動産についてコンピュータ化を完了し、商業・法人登記については、平成19年5月に全国全ての会社・法人についてコンピュ

ータ化が完了した。これにより、現在では全国全ての登記所において、オンラインによる登記申請及び登記事項証明書等の請求が可能となり、インターネットを介して登記情報を確認するサービス（登記情報提供サービス）も利用可能となった。

また、登記情報と地図情報の一体的な事務処理を行い、これらの情報の効率的な情報の維持・管理・提供を通して行政サービスの向上を図るため、平成23年7月までに全ての登記所へ地図情報システムを導入した。平成25年6月からは、全ての登記所でオンラインによる地図・図面証明書の交付請求をすることができるようになり、また、登記情報提供サービスにより地図・図面情報を確認することができるようになった。

7 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の包括的民間委託の実施

登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、平成18年9月5日に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」において、原則として全ての事務を平成22年度までに官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることとされた。これを受け、平成19年度以降順次、各法務局・地方法務局において民間競争入札が実施されており、平成29年12月31日現在、全国417庁のうち411庁で民間事業者により乙号事務が実施されている。

8 矯正施設における再犯防止施策の推進

矯正施設においては、再犯・再非行防止を実現するため、刑事収容施設及び被収容者処遇に関する法律、平成27年6月に施行された新たな少年院法及び少年鑑別所法、さらには、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）、「『世界一安全な日本』創造戦略」（平成25年12月閣議決定）、宣言「犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月犯罪対策閣僚会議決定）及び「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」（平成28年7月犯罪対策閣僚会議決定）といった政府の決定による再犯防止対策に加え、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年12月施行）を受けて決定した「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定）に基づき、各種施策を推進してきたところである。

平成29年は、対象者の特性に応じた処遇の充実・強化を図るとともに、刑務所出所者等の「仕事」と「居場所」の確保に向け、就労支援及び福祉的支援を着実に推進するための取組を行った。

対象者の特性に応じた処遇としては、平成28年6月の刑の一部の執行猶予制度の施行を踏まえ、刑事施設における薬物依存離脱指導の適切な実施を図るとともに、施設内処遇と社会内処遇との連続性を担保するため、処遇の実施状況等の情報を更生保護官署等へ引き継ぐなど、関係機関との連携を強化した。高齢又は障害により自立が困難な者については、円滑な社会復帰を図るため、関係機関との連携を更に強化するとともに、指導及び支援の強化を行った。

また、出所後の就労を見据えた効果的な就労支援を実現するため、雇用ニーズを

踏まえた各種職業訓練を実施するとともに、東京矯正管区及び大阪矯正管区の2か所に設置された矯正就労支援情報センター（通称 コレワーク）をはじめとする就労支援体制の充実を図った。

少年矯正においては、新少年院法及び少年鑑別所法の円滑な実施と定着に向けた各種取組を行っている。

少年院においては、知的障害、発達上の課題等を有する在院者に対する各種指導の効果的な実施等、在院者の特性に応じた矯正教育の充実強化を図るとともに、円滑な社会復帰のため、就労支援及び福祉的支援の充実・強化を行った。

少年鑑別所においては、少年院、保護観察所及び児童福祉機関等と連携し、少年保護手続を縦貫した鑑別の実施体制を強化している。また、地域の非行及び犯罪の防止に資する技術的助言等を行う地域援助業務を推進するため、関係機関との関係構築を進めるとともに、地域援助に係る体制整備等の充実を図っている。

9 更生保護における再犯防止対策の推進

更生保護においては、再犯・再非行の防止や刑務所出所者等の円滑な社会復帰の促進を図るため、平成20年6月1日に施行された更生保護法（平成19年法律第88号）及び平成28年12月14日に施行された再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）、さらには、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月犯罪対策閣僚会議決定）、「『世界一安全な日本』創造戦略」（平成25年12月閣議決定）、宣言「犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月犯罪対策閣僚会議決定）及び「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策」（平成28年7月犯罪対策閣僚会議決定）といった政府の決定による再犯防止対策に基づき、特定の犯罪的傾向を改善するためのいわゆる専門的処遇プログラム、刑務所出所者等に対する就労支援対策、自立更生促進センター及び就業支援センターの設置・運営、高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等に対する社会復帰支援等、各種施策を推進してきたところである。

平成29年は、これらの施策に加え、平成28年6月から施行された刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）等に基づく刑の一部の執行猶予制度への対応を含め、刑務所出所者等の再犯防止対策を充実強化するため、薬物事犯者等の対象者の特性に応じた指導・支援策の強化、住居と就労の確保を軸とした社会復帰支援の充実、保護司活動の基盤整備等に重点的に取り組んだ。

具体的には、長期化する薬物事犯者に対する保護観察に的確に対応するための指導体制の充実、薬物依存に係る治療・支援の継続のための働き掛けの強化を図るとともに、矯正施設に収容中の生活環境の調整の充実を図った。

住居支援の点では、全ての更生保護施設の人的体制を強化し、その受入れ及び処遇機能の強化を図るとともに、更生保護施設退所者を定期的に更生保護施設に通所させて生活相談等を行い、その円滑な地域移行を支援するための仕組みを整備した。

就労支援の点では、矯正施設在所中から就労先の開拓・確保等を民間の就労支援

事業者に委託して実施する「更生保護就労支援事業」の対象地域を2か所増やし、20か所において実施することとしたほか、協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金支給制度の拡充を図った。

さらに、保護司活動の基盤整備については、保護司・保護司会の地域における活動拠点となる「更生保護サポートセンター」を42か所増設し、全国501か所に拡充した。

10 人権擁護活動の推進

法務省の人権擁護機関では、従来から人権問題の解決に向け積極的に取り組んできたところであるが、いじめ、児童虐待、女性に対する暴力を始め、様々な態様の人権侵害事象が数多く発生するなど、人権問題はなお深刻な状況にあるといわざるを得ない。そのため、人権とは何かということを、今一度国民一人一人が考え、人権尊重の意識を高めることが強く求められている。

そのためには、「人権の世紀」といわれる21世紀にふさわしい人権尊重社会の実現を目指して、国民一人一人が豊かな人権意識を主体的に育て、生命の尊さ・大切さや、他人との共生・共感の大切さを心から実感できるような啓発活動を行っていく必要がある。平成29年度は、啓発活動重点目標を「みんなで築こう 人権の世紀～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」と定め、各種啓発活動を通じ、人権尊重思想の普及高揚を図った。

また、今日においても、差別や虐待、いじめなどの人権侵害が数多く発生しているほか、高度情報化社会の進展などの急速な社会の変化に伴い、インターネットを悪用したプライバシー侵害や名誉毀損等、新たな人権問題も生じていることから、全国の法務局・地方法務局に、「子どもの人権110番」(フリーダイヤル)や「女性の人権ホットライン」(ナビダイヤル)といった専用相談電話を設置しているほか、インターネットによる人権相談受付窓口を法務省ホームページ上に開設したり、料金受取人払の便箋兼封筒である「子どもの人権SOSミニレター」を全国の小中学校の児童・生徒に配布するなど、人権相談の体制強化を図っている。これらの人権相談等を通じて、差別や虐待などの人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として所要の調査を行い、迅速かつ適切な措置を講じることにより、その実効的な救済に努めている。

さらに、東日本大震災を受けて、福島第一原子力発電所事故に伴う風評に基づく差別的取扱い等、震災に伴って生起する様々な人権問題に対処するとともに、新たな人権侵害事案の発生を防止するため、「東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、人権啓発活動を実施したほか、人権相談に応じている。人権相談等を通じて、人権侵害の疑いがある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として救済手続を開始し、被害の救済を図るため適切に対処している。

11 訟務事務処理体制の充実強化

近年における訟務事件は、量的な面において依然として高い水準を維持している

ばかりでなく、質的な面においても、ますます複雑・困難化してきており、各種専門分野における最先端の知識・技術に関する事項、あるいは条約ないし諸外国の法制度に関する事項が問題になるなど、従来の判例・学説のみでは対処できない新たな問題点を含む訴訟が、全国各地の裁判所に提起され、かつ、大型化・集団化する傾向にある。平成29年に判決の言渡しがあつた重大判決を見ると、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故を契機とした国家賠償請求訴訟、いわゆる建設アスベスト訴訟、平成28年7月10日に施行された参議院議員通常選挙（選挙区）の無効請求訴訟の上告審等、社会の注目を集めた事件の判決が言い渡されている。このような判決の結果は、国の行政に大きな影響を与えるものであり、国の施策に対する裁判の重みは、一段と増し、訟務の役割がますます重要になっている。法務省では、これまでも、訟務担当の官房審議官の新設及び訟務担当の官房参事官の増設、訟務従事職員に対する研修体制の強化など、組織の充実と職員の能力向上に努めてきたところであるが、政府として統一的・一元的な対応を行うための訟務に関する指揮権限をより適切かつ効果的に行使するとともに、将来の法的紛争を回避するための予防司法的機能を始めとする訟務機能を更に充実・強化するため、平成27年4月に、14年ぶりに訟務局を復活させた。国又は行政庁を当事者等とする訴訟の当事者の一方である訟務組織は迅速な裁判を実現することが今まで以上に要請されており、昨年に引き続き、各種事件関係打合せ会の開催、関係行政庁との関係の緊密化及びOA機器の充実や訟務部局間のネットワークの整備による情報技術の活用を図ることにより、訴訟の迅速化の実現に努めているところである。また、行政機関が現実に抱えている将来争訟に発展するおそれのある法律問題の適切な解決に資するとともに、紛争を未然に防止して国民の権利・利益に資するべく、平成27年4月から予防司法支援制度を立ち上げ、ますます予防司法機能を強化しているところ、平成29年4月からは法務局・地方法務局でも展開し、予防司法機能の全国規模での充実を図っている。さらに、国益に関する国際的な法律問題についても、国内訴訟における法解釈や主張立証の知見等を活用して、関係省庁に対する法的側面からの支援を行っている。

12 適正かつ円滑な出入国管理行政の実現

出入国管理行政においては、国際交流や経済の発展のために、我が国を訪れる大多数の問題のない外国人を円滑に受け入れる一方で、テロリストや犯罪者など我が国の安全・安心を脅かす外国人に対しては厳格な対応を行うという「円滑化」と「厳格化」の双方の施策を的確に遂行していく必要がある。

平成28年3月に取りまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」（明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、平成32年には訪日外国人旅行者数4,000万人、平成42年には6,000万人を目指すとされているところ、これを踏まえ、入国管理局では、テロ対策等の水際対策を強化しつつ、出入国審査手続の迅速化・円滑化を図ることとしている。

テロ対策等の水際対策については、個人識別情報、ICPO紛失・盗難旅券情報、事前旅客情報（API）及び乗客予約記録（PNR）等を活用した厳格な出入国審査の実施に加え、平成28年10月から全国の空海港において上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像との照合を実施している。

出入国審査手続については、迅速化・円滑化の推進のため、審査待ち時間短縮のための取組、体制の充実強化等を推進するとともに、バイオカードの導入空港の拡大（平成29年4月）、顔認証ゲートの先行運用（同年10月）等を実施した。

また、厳格な入国管理と円滑な入国審査の高度な次元での両立のため、情報の活用は重要であるため、出入国管理インテリジェンス・センターによる出入国管理に関する情報収集及び分析の強化を図っている。

さらに、在留資格「介護」の新設及び偽装滞在者対策の強化を内容とする「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成28年法律第88号）及び技能実習制度の適正化策及び拡充策を盛り込んだ「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号）が、平成28年11月18日、第192回国会（臨時会）において成立し、同月28日に公布され、いずれもそれぞれ平成29年11月1日までに施行された。

13 国際協力の充実

法務省はこれまで、国連と協力して、刑事司法に関する国際研修・研究・調査を行うとともに、政府開発援助の枠組みの下、独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力して、基本法令の起草、法曹等の人材育成等を柱とする法制度整備支援を行い、刑事・民事の両分野にわたり、主にアジア地域の開発途上国を対象とした法の支配及び良い統治（グッドガバナンス）の確立に寄与してきた。これらの国際協力を通じ、各国における法の支配、グッドガバナンス等を確立普及させていくことは、各国の健全な発展に寄与するだけでなく、国際的犯罪への対策強化、投資環境の整備等の観点から国益にも合致し、我が国の国際社会における地位向上にも資する重要な国際貢献となっている。我が国に対する支援要請は、ますます増加する状況にあり、法務省としても、我が国との密接な関係を有するアジア地域を中心としつつ、国際社会に寄与するこれら国際協力業務を一層積極的に推進していく必要がある。

このような中、平成20年6月に開催された「G8司法・内務大臣会議」においては、刑事司法分野における能力向上支援の重要性について認識が共有され、「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」が採択されるとともに、「司法制度及び基本法の整備、法曹養成といった司法分野における技術支援が、同様に重要な取組であることを強く確信する」との総括宣言がなされた。

また、平成21年に策定された「法制度整備支援に関する基本方針」（平成25年5月改訂）や平成27年2月に閣議決定された開発協力大綱、平成29年6月に閣議決定された、「経済財政運営と改革の基本方針2017（いわゆる骨太の方針）」、同年5月に経協インフラ戦略会議で決定された「インフラシステム輸出戦略（平成29年度改

訂版)」等の政府方針においても、自由・民主主義・基本的人権等の普遍的価値観の共有による開発途上国における法の支配の定着及びグッドガバナンスの確立並びに日本企業の海外進出に必要な投資環境整備等の観点から、基本法の立法支援、法制度の運用に従事する専門家の人材育成支援、ガバナンスの強化等を進めることが確認された。さらに、平成32年（2020年）には、国連犯罪防止・刑事司法会議（コングレス）を日本で開催することとされた。

これらの動きも踏まえ、法務省では、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて実施する国際研修の充実・強化を図るとともに、平成19年以降、毎年、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーを開催するなど、アジア・太平洋地域を中心とする開発途上国の刑事司法改善のための人材育成に努めているほか、世界の関係機関や専門家から、刑事司法分野における国連の重要施策に関する情報を収集するなどしている。

また、法制度整備支援について、外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）、最高裁判所、日本弁護士連合会、公益財団法人国際民商事法センター、法律学者等と協力し、ベトナム・カンボジア・ラオス・ミャンマー・インドネシア等アジアの開発途上国に対する基本法令の起草・改正、法令の運用のための制度・体制整備及び法律実務家の育成を中心とした法制度整備支援活動に取り組んできた。平成29年には、カンボジアにおいて、従前のJICAプロジェクトの後継案件となる「民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト」が5年間の予定で開始され、法務省から検事2名（1名は裁判官出身）を派遣したほか、新たにJICA国別研修として、バン glaデシュに対する協力を開始し、同国の法律・司法・国会担当省職員や裁判官等を対象として、訴訟外紛争解決手続（ADR）を主なテーマとする本邦研修を実施した。

第 2 組 織

1 組織の変動

- (1) 大臣官房参事官（訟務担当，充て職）1人の時限撤廃
- (2) 訟務局参事官（充て職）2人の時限撤廃
（以上，法務省組織令の一部を改正する政令関係）
- (3) 矯正局総務課に矯正調査官1人の設置
- (4) 人権擁護局総務課に人権擁護推進室長1人の設置
（以上，法務省組織規則の一部を改正する省令関係）
- (5) 矯正研修所に副所長1人の設置
- (6) 矯正研修所に研修第一部長1人の設置
- (7) 矯正研修所に研修第二部長1人の設置
- (8) 矯正研修所に指導企画課長1人の設置
- (9) 矯正研修所に総務課長1人の設置
- (10) 矯正研修所に教官23人の設置
（以上，矯正研修所組織規則の一部を改正する省令関係）
- (11) 矯正管区（広島，福岡）に第二部成人矯正調整官1人の設置
（以上，矯正管区組織規則の一部を改正する省令関係）
- (12) 東日本成人矯正医療センターの設置
- (13) 加古川刑務所に分類教育部長1人の設置
- (14) 加古川刑務所に首席矯正処遇官1人の設置
- (15) 川越少年刑務所に総務部調査官1人の設置
- (16) 大阪拘置所に医務部医療第二課長1人の設置
- (17) 大阪医療刑務所に医療部看護第二課長1人の設置
- (18) 奈良拘置支所の設置
- (19) 岡崎拘置支所に庶務課長1人の設置
- (20) 足利拘置支所の黒羽刑務所から前橋刑務所への所管変更
- (21) 葛城拘置支所の奈良少年刑務所から京都拘置支所への所管変更
（以上，刑務所，少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令関係）
- (22) 奈良少年刑務所の廃止
- (23) 沖縄女子学園長の廃止
- (24) 瀬戸少年院に首席専門官1人の設置
- (25) 八王子少年鑑別所に鑑別調査官1人の設置
- (26) 横浜少年鑑別所に地域非行防止調整官1人の設置
（以上，少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令関係）
- (27) 地方更生保護委員会事務局（関東，近畿）に会計課長1人の設置

- (28) 地方更生保護委員会事務局（北海道，東北，四国，九州）に調整指導官 1 人の設置
 （以上，地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令関係）
- (29) 保護観察所（札幌，福岡）に首席社会復帰調整官 1 人の設置
 （以上，保護観察所組織規則の一部を改正する省令関係）
- (30) 東京入国管理局に首席審査官 2 人の設置
- (31) 東京入国管理局羽田空港支局に首席審査官 1 人の設置
- (32) 大阪入国管理局関西空港支局に首席審査官 1 人の設置
- (33) 地方入国管理局出張所（仙台空港（仙台），富山（名古屋），広島空港（広島），長崎（福岡），対馬（福岡））に首席審査官 1 人の設置
 （以上，地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令関係）

2 組織の概況

平成29年12月31日現在における本省及び外局の内部組織，審議会等，施設等機関，特別の機関，地方支分部局の組織及び所掌事務の概況は，次のとおりである（巻頭見返し掲載の機構図を参照）。

本省

(内部部局)

— 大臣官房 —

秘書課 機密 公印の保管 公文書類の接受，発送，編集，保存 法令案その他の公文書類の審査 情報の公開 個人情報の保護 機構 所掌事務の総合調整 国会との連絡 皇統譜副本の保管 事務能率の増進 官報掲載 儀式（人事課の所掌に属するものを除く。）

政策評価企画室 重要事項に係るものの企画及び立案に関する総合調整 法務省設置法第3条第1項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について，当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて，行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整 行政の考査 政策の評価 調査及び研究 国際連合と日本国の間に締結される，犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し，研修，研究及び調査を行うことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき，国際連合に協力して行う研修，研究及び調査

広報室 広報 基本法制に関する国民の理解増進 防災に関する連絡調整 国民の保護のための措置に関する連絡調整 報道機関等との連絡調整

情報管理室 情報システムの整備及び管理 行政情報化 情報通信(LAN, WAN)

国際室 国際機関，外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整 海外出向

者等への情報提供 日本国内で開催される国際会議に関する事項

企画調査官 秘書課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

人事課 定員, 任免, 試験, 給与, 懲戒, 服務, 人事評価, 人事記録, 表彰, 栄典, 女性職員活躍・ワークライフバランス推進, 高齢対策 公証人・人権擁護委員・保護司・日本司法支援センター及び外国人技能実習機構の役員の身分, 司法試験委員会, 検察官適格審査会及び検察官・公証人特別任用等審査会(検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会に係るものを除く。)の庶務

試験管理官 人事課の所掌事務のうち法務省の職員の試験の実施並びに司法試験委員会及び検察官・公証人特別任用等審査会(検察官・公証人特別任用等審査会公証人分科会に係るものを除く。)の庶務に関する重要事項

企画調査官 人事課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

会計課 法務省の所掌に係る経費, 収入の予算, 決算及び会計 法務省所管の物品の管理 本省で使用する自動車の管理

監査室 法務省の所掌に係る会計の監査

庁舎管理室 庁内の管理

企画調査官 会計課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

施設課 法務省の所掌事務に関する施設の整備 法務省所管の国有財産の管理・処分 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理・処分のうち法務省の所掌に係るもの 法務省の職員に貸与する宿舎に関する事項 外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力等に関する事項

技術企画室 施設の整備に関する事務のうち建設計画, 設計及び工事の実施に必要な技術上の事項に係るものの企画, 立案, 調整及び指導並びに積算及び工務検査 外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力並びにこれらの施設の管理及び運営に係る国際協力に関する事務の調整

施設整備調整官 施設の整備に関する事務のうち特定の施設の整備に関する建設計画及び設計に係るものの調整

企画調査官 施設課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

厚生管理官 共済組合に関する事務 職員の福利厚生及び能率増進, 恩給, 災害補償に関する事務

司法法制部

【司法法制課】 司法制度及び司法試験制度に関する企画及び立案 内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん 法制審議会の庶務 国立国会図書館支部法務図書館 法務省の所掌事務に関する統計 日本司法支援センター評価委員会の庶務 日本司法支援センターの組織及び運営(日本司法支援センターの役員の身分に関するものを除く。) 総合法律支援 法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成

企画調査官 司法法制課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

資料調査官 内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん、国立国会図書館
支部法務図書館、法務省の所掌事務に関する統計に関する事務のうち特定事項に
係るものの調査及び企画

【審査監督課】 弁護士法第5条の資格認定 外国法事務弁護士 債権管理回収業の
監督 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の規定による民間紛争解決
手続の業務の認証

— 民 事 局 —

【総務課】 民事法制に関する企画及び立案（民事法制管理官の所掌に属するものを
除く。） 民事局の所掌事務に関する総合調整 公証 検察官・公証人特別任用
等審査会公証人分科会の庶務 法務局及び地方法務局の組織及び運営
登記情報管理室 法務局及び地方法務局の運営に関する事務のうち登記情報の管理
に必要なものの調査、計画及び調整

登記情報センター室 登記に関する情報システムの運用及び管理

民事調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【民事第一課】 国籍 戸籍 後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）に
定める登記 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）附則第4項に規定する財
産の管理及び処分 住民基本台帳法第9条第2項の規定による通知及び同法第3
章に規定する戸籍の附票

【民事第二課】 不動産登記 司法書士及び土地家屋調査士

地図企画官 不動産登記に関する事務のうち地図及び筆界の特定その他の特定事項
に係るもの並びに司法書士及び土地家屋調査士に関する事務のうち特定事項に係
るものの企画及び調整

【商事課】 商業登記 商事 法人登記 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民
法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）に定める登記 供託 非訟事
件

【民事法制管理官】 民事法制に関する基本的な企画及び立案並びにこれに基づく関
係事務の調整

— 刑 事 局 —

【総務課】 刑事局の所掌事務に関する総合調整 検察庁の組織及び運営 犯罪捜査
の科学研究 情報システムの整備その他の検察事務の能率化 刑事の裁判の執
行指揮その他の検務事務 司法警察職員の教養訓練 裁判員制度の啓発及び広
報 法科大学院への検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての
実務に係る協力

企画調査室 検察庁の組織及び運営に関する事務のうち基本的方針に係るものの調
査及び企画

刑事調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【国際課】 犯罪人の引渡し 刑事に関する国際間の共助 刑事に関する国際間の協

力 刑事に関する条約その他の国際約束の実施 犯罪人の出国に係る事務の関係
行政機関との調整

【刑事課】 一般刑事事件、環境関係事件、選挙関係事件、交通関係事件、財政経済
関係事件及び少年に係る刑事事件の検察並びに同事件に係る犯罪の予防

【公安課】 公安関係事件、労働関係事件、風紀関係事件、薬物関係事件、暴力団に
係る刑事事件及び外国人に係る刑事事件の検察並びに同事件に係る犯罪の予防

【刑事法制管理官】 刑事法制に関する企画及び立案

— 矯正局 —

【総務課】 矯正に関する法令案の作成 矯正局の所掌事務に関する総合調整 刑事
施設視察委員会 矯正施設の組織及び運営 矯正管区の組織及び運営 刑務共済
組合 矯正局の所掌事務に係る国際協力

更生支援室 被収容者の更生の支援 被収容者の更生の支援に係る効果の検証

矯正監査室 矯正施設の実地監査 被収容者の不服及び苦情の処理

矯正調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【成人矯正課】 刑務所等被収容者の規律、警備その他刑務所等の保安 刑務所等被
収容者の収容、分類、拘禁、移送、保護及び釈放 刑務所等被収容者の作業、改
善指導、教科指導、厚生その他その処遇 刑務所等被収容者に係る作業報奨金及
び手当金 国際受刑者移送 犯罪人の指紋その他その個人識別 刑務所等の職員
の非常訓練 刑務官の点検及び礼式

企画官 成人矯正課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【少年矯正課】 少年院等被収容者の規律、警備その他少年院等の保安 少年院等被
収容者の収容、鑑別、分類、拘禁、移送、保護及び釈放 少年院等被収容者の矯
正教育、厚生その他その処遇 少年院等被収容者に係る職業能力習得報奨金及び
手当金 少年院等の職員の非常訓練

企画官 少年矯正課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【矯正医療管理官】 矯正施設に収容中の者の給養、保健、衛生、医療及び薬剤
矯正医療企画官 矯正医療管理官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画
及び立案の補助

— 保護局 —

【総務課】 更生保護に関する法令案の作成 保護局の所掌事務に関する総合調整
恩赦 保護司（大臣官房及び更生保護振興課の所掌に属するものを除く。） 国
際受刑者移送法第25条第2項の規定による共助刑の執行の減輕又は免除 中央更
生保護審査会の庶務 地方更生保護委員会及び保護観察所の組織及び運営 心神
喪失者等医療観察制度における精神保健観察等（厚生労働省の所掌に属するもの
を除く。）

恩赦管理官 恩赦等に関する事務のうち重要事項に係るものに関する事務

精神保健観察企画官 心神喪失者等医療観察制度（厚生労働省の所掌に属するもの

を除く。)に関する事項に係るものの企画及び調整

更生保護企画官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの企画及び調整

【更生保護振興課】 保護司の設置区域及び組織 保護司の研修 更生保護事業の助長及び監督 民間における犯罪予防活動の促進 更生保護に関する各種団体との連絡調整 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査及び研究

社会復帰支援室 更生保護に関する各種団体との連絡調整のうち、犯罪をした者及び非行のある少年の円滑な社会復帰を支援するための住居及び就業先の確保その他生活基盤の確立に係るものの企画及び調整

保護調査官 更生保護振興課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【観察課】 仮釈放、仮出場、仮退院、不定期刑の終了及び退院 保護観察、更生緊急保護及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整 刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受け、その裁判が確定するまでの者の生活環境の調整 更生保護法第88条に規定する刑の執行を停止されている者に対する措置 地方更生保護委員会の決定に対する中央更生保護審査会の審査

処遇企画官 保護観察及び刑事施設、少年院又は婦人補導院に収容中の者の生活環境の調整に関する事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

— 人 権 擁 護 局 —

【総務課】 人権擁護に関する企画及び立案 人権擁護局の所掌事務に関する総合調整 人権擁護委員の事務（大臣官房の所掌に属するものを除く。）

人権擁護調査官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調査及び企画

【調査救済課】 人権侵犯事件の調査並びに被害の救済及び予防 人権相談

【人権啓発課】 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長

— 訟 務 局 —

【訟務企画課】 国の利害に関係のある争訟に関する基本的事項に係る企画及び立案 訟務局の所掌事務の総合調整

訟務調査室 国の利害に関係のある争訟に関する基本的な事項に係る調査、企画及び立案

訟務判例研究官 特定事項に係る裁判例等の調査、研究等を行うことにより、国の利害に関係のある争訟の遂行のための支援を行う事務

訟務広報官 国の利害に関係のある争訟に係る広報に関する事務並びに国の利害に関係のある争訟の遂行に必要な事項に係るものの企画、指導及び連絡調整

【民事訟務課】 民事に関する争訟（他課の所掌に属するものを除く。）

民事訟務対策官 民事訟務課の所掌事務に関する重要事項についての訴訟の追行、企画及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整

【行政訟務課】 行政に関する争訟 民事に関する争訟のうち労働関係に係るもの

【租税訟務課】 租税の賦課処分及び徴収に関する争訟

【訟務支援管理官】 国の利害に関係のある争訟に関する一般的な情報の収集、整理及び分析並びにその提供を行うことによる関係機関に対する支援

— 入 国 管 理 局 —

【総務課】 出入国管理基本計画の策定 出入国の管理に関する法令案の作成 入国管理局の所掌事務に関する総合調整 入国者収容所等視察委員会、入国者収容所及び地方入国管理局の組織及び運営 外国人技能実習機構の組織及び運営（大臣官房の所掌に属するものを除く。）

難民認定室 一時庇護のための上陸の許可 難民の認定（審判課の所掌に属するものを除く。） 出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）第61条の2の2第1項及び第2項の規定による在留の許可、同条第4項の規定による許可の取消し並びに入管法第61条の2の4第1項の規定による仮滞在の許可（審判課の所掌に属するものを除く。） 難民旅行証明書

入国管理企画官 出入国管理基本計画の策定，出入国の管理に関する法令案の作成及び入国管理局の所掌事務に関する総合調整に関する事務のうち特定事項に係るものの企画

入国管理調整官 総務課の所掌事務のうち特定事項に係るものの調整

【入国在留課】 外国人の上陸の許可（総務課及び審判課の所掌に属するものを除く。） 外国人の在留の許可（総務課及び審判課の所掌に属するものを除く。）外国人の中長期の在留の管理（大臣官房及び総務課の所掌に属するものを除く。） 外国人の再入国の許可 日本人の出国及び帰国並びに外国人の出国の確認 入管法第6章に規定する船舶等の長及び運送業者の責任

在留管理業務室 在留カード 入管法第4章第1節第2款の規定による中長期在留者に係る届出

審査指導官 入国在留課の所掌事務のうち特定事項に係るものの指導及び監督

【審判課】 入管法第45条第1項及び第55条の2第2項の規定による審査 収容令書及び退去強制令書の発付 入管法第55条の3第1項の規定による出国命令 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申出 難民の認定をしない処分及び難民の認定の取消しについての審査請求（難民の認定をしない処分についての審査請求に係る在留許可等に関することを含む。） 通報者に対する報償金の交付

【警備課】 入管法第2条第14号に規定する違反調査 収容令書及び退去強制令書の執行 入国者収容所，収容場その他の施設の警備並びに被収容者の仮放免及び処遇 入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用 入国警備官の点検，礼式及び非常訓練

警備指導官 警備課の所掌事務のうち特定事項に係るものの指導及び監督

【出入国管理情報官】 出入国の管理に関する情報の収集、整理及び分析 住民基本台帳法第30条の50の規定による通知

出入国管理情報企画官 出入国管理情報官のつかさどる職務のうち出入国の管理に関する情報の収集、整理及び分析に関する特定事項に係るものの企画及び立案の補助

サイバーセキュリティ・情報化審議官 大臣官房にサイバーセキュリティ・情報化審議官1人が置かれ、法務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務の総括整理

審議官 大臣官房に審議官8人（うち3人は充て職）が置かれ、法務省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務の総括整理

参事官 大臣官房、民事局、刑事局、矯正局、人権擁護局、訟務局、入国管理局にそれぞれ参事官が若干人置かれ、主としてそれぞれの部局の所掌事務に関する重要な法令案の作成その他重要事項についての企画及び立案

（注）公安調査庁にも参事官1人が置かれている。

（審議会等）

司法試験委員会 司法試験及び司法試験予備試験に関する事項の管理

検察官適格審査会 検察庁法第23条第3項に規定する検察官の適格性に関する審査

中央更生保護審査会 法務大臣に対する特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施についての申出 地方更生保護委員会の決定に対する審査及び裁決

日本司法支援センター評価委員会 日本司法支援センターの業務の実績に関する評価 その他総合法律支援法によりその権限に属させられた事項の処理

法制審議会 法務大臣の諮問に応じて行う民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項についての調査審議 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第5条第2項の規定に基づきその権限に属させられた事項の処理

検察官・公証人特別任用等審査会 検察庁法第18条第2項に規定する副検事の選考及び同条第3項に規定する検察官特別考試の実施、公証人法第13条ノ2に規定する選考の実施並びに同法第15条第2項及び第81条第1項に規定する議決

検察官特別任用分科会 副検事の選考及び検察官特別考試に関する事項を処理

公証人分科会 公証人の選考の実施（公証人法第13条ノ2に規定する選考をいう。）並びに同法第15条第2項及び第81条第1項に規定する議決に関する事項を処理

(施設等機関)

刑務所 — 支所 主に懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇

少年刑務所 — 支所 主に懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇（ただし、少年及び26歳未満の成人を主に対象とする。）

拘置所 — 支所 主に被拘留者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者の収容及びこれらの者に対する必要な処遇

少年院 — 分院 主に保護処分の執行を受ける者及び少年院において懲役及び禁錮の刑の執行を受ける者の収容並びにこれらの者に対する矯正教育

少年鑑別所 — 分所 主に鑑別対象者の鑑別、観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等の収容及びこれらの者に対する必要な観護処遇並びに非行及び犯罪の防止に関する援助

婦人補導院 — 売春防止法第17条の規定により補導処分に付された者の収容及びこれらの者に対する必要な補導

入国者収容所 本邦からの退去を強制される者の収容及び送還

法務総合研究所 — 支所 法務に関する調査及び研究 当省の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対する職務上必要な研修 「犯罪の防止及び犯罪者の処遇に関するアジア及び極東研修所を日本国に設置することに関する国際連合と日本国政府との間の協定」（昭和36年条約第4号）に基づき、国際連合と協力して行う研修、研究及び調査 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の規定による検察官の派遣に伴う法科大学院の教育に対する法曹としての実務に係る協力
(参考)

「国連アジア極東犯罪防止研修所」

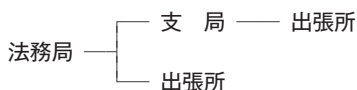
上記協定に基づき設立された研修機関。国連の犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関として、開発途上国の刑事司法制度の健全な発展と相互協力の促進に向けた研修、研究及び調査を行っている。人員・設備等については日本が提供する旨上記協定及びその後に関わされた交換公文によって定められており、法務総合研究所がその事務を担当している。

矯正研修所 — 支所 矯正の業務に従事する職員に対する職務上必要な研修

(地方支分部局)

矯正管区 刑務所, 少年刑務所, 拘置所, 少年院, 少年鑑別所及び婦人補導院の適切な運営の管理

地方更生保護委員会 刑法第28条の行政官庁としての仮釈放の許可又はその処分の取消し 刑法第30条の行政官庁としての仮出場の許可 少年院からの仮退院又は退院の許可 少年院からの仮退院中の者について, 少年院に戻して収容する旨の決定の申請 少年法第52条第1項又は同条第1項及び同条第2項の規定により言い渡された刑について, その執行を受け終わったものとする処分 刑法第25条の2第2項及び第27条の3第2項(薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第4条第2項において準用する場合を含む。)の行政官庁としての保護観察の仮解除又はその処分の取消し 婦人補導院からの仮退院の許可又はその処分の取消し 保護観察所の事務の監督



登記 戸籍 国籍 供託 公証 司法書士及び土地家屋調査士の事務 人権侵犯事件の調査並びに被害の救済及び予防 人権啓発及び民間における人権擁護運動の助長 人権擁護委員の事務 人権相談 国の利害に関する争訟



日本人の出帰国及び外国人の出入国の管理 本邦における外国人の在留管理 難民の認定

保護観察所 — 支部 保護観察の実施 犯罪の予防を図るための世論の啓発, 社会環境の改善及び地域住民の活動の促進 心神喪失者等医療観察制度における精神保健観察等の実施

保護司選考会 保護司法の規定に基づき, 各保護観察所に置かれており, 保護観察所の長の諮問に応じて保護司の委解嘱等に関する意見を述べる。

特別の機関

最高検察庁 ——— 高等検察庁 ——— 地方検察庁 ——— 区検察庁
└—— 支 部 └—— 支 部

検察庁法第4条、第6条に基づく、検察官の行う事務の総括

外 局

公安審査委員会 破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定により公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する審査及び決定

公安調査庁

(内部部局)

総 務 部

総務課 機密 公印の保管 公文書類の接受、発送、編集及び保存 公安調査庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計監査 行政財産及び物品の管理 所掌事務に関する総合調整 所掌事務に関する統計 情報システムの整備及び管理 公安調査局及び公安調査事務所の組織及び運営

審理室 公文書類の審査及び進達 情報公開 個人情報の保護 所掌事務に関する法令案の作成 破壊活動防止法の規定による弁明の聴取及び処分の請求 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による処分の請求及び調査結果の提供 破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による国会への報告

渉外広報調整官 渉外及び広報

人事課 機構及び定員 任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練 衛生、医療その他の福利厚生 行政の考査

調査第一部

第一課 第一部の所掌事務に関する総合調整 第一部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に関する情報及び資料の総合的分析 無差別大量殺人行為を行った団体に対する観察処分 第一部の所掌に係る事項に関する関係機関との情報及び資料の交換の総括

第二課 第一部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制の手續において必要な証拠の準備、国内資料の収集、整理及び保管 公安調査管理官 第一部の所掌する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査

調査第二部

第一課 第二部の所掌事務に関する総合調整 第二部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に関する情報及び資料の総合的分析

国際調査企画官 特定事項に係るものの企画及び調整

第二課 国外資料の収集、整理及び保管 第二部の所掌に係る事項に関する国外との関連を有する関係機関との情報及び資料の交換の総括

国際破壊活動対策室 第二部の所掌に属する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制の手續において必要な証拠の準備

公安調査管理官 第二部の所掌する破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査

(施設等機関)

公安調査庁研修所 公安調査庁の職員に対する職務上必要な研修

(地方支分部局)

公安調査局・公安調査事務所 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査 無差別大量殺人行為を行った団体に対する観察処分

第3 定 員

平成29年度末における法務省の各組織の定員は、次のとおりである。

(平成29年度末)

| 区 分 | | 定 員 | |
|-------------|---------------------------|--|---------|
| 内 部 部 局 | 大 臣 官 房 | 事務次官1人及び秘書官1人を含む。 うち、60人は司法法制部の定員とし、司法法制部の定員のうち、6人は、国立国会図書館支部法務図書館の定員とする。 | 379人 |
| | 民 事 局 | | 92人 |
| | 刑 事 局 | | 60人 |
| | 矯 正 局 | | 73人 |
| | 保 護 局 | | 34人 |
| | 人 権 擁 護 局 | | 24人 |
| | 入 国 管 理 局 | | 74人 |
| | 計 | | 140人 |
| 施 設 等 機 関 | 法 務 総 合 研 究 所 | うち、24人は、支所の定員とする。 | 88人 |
| | 矯 正 研 修 所 | | 54人 |
| | 刑 務 所・少 年 刑 務 所 及 び 拘 置 所 | | 19,649人 |
| | 少 年 鑑 別 院 | | 2,462人 |
| | 少 年 鑑 別 院 | | 1,198人 |
| | 婦 人 補 導 院 | | 2人 |
| | 入 国 者 収 容 所 | | 210人 |
| | 計 | 23,663人 | |
| 地 方 支 分 部 局 | 法 務 局 及 び 地 方 法 務 局 | | 8,835人 |
| | 矯 正 管 区 | | 235人 |
| | 地 方 更 生 保 護 委 員 会 | | 294人 |
| | 保 護 観 察 所 | | 1,521人 |
| | 地 方 入 国 管 理 局 | | 4,264人 |
| | 計 | | 15,149人 |
| 検 察 庁 | | | 11,806人 |
| 合 計 | | | 51,494人 |

公安審査委員会（外局）

| 区 分 | 定 員 |
|---------------|-----|
| 内 部 部 局 事 務 局 | 4人 |

公安調査庁（外局）

| 区 分 | 定 員 | | |
|-------------|-----------------|----------------|---------|
| 内 部 部 局 | 総 務 部 | 長官1人及び次長1人を含む。 | 77人 |
| | 調 査 第 一 部 | | 117人 |
| | 調 査 第 二 部 | | 165人 |
| | 計 | | 359人 |
| 施 設 等 機 関 | 公 安 調 査 庁 研 修 所 | | 7人 |
| 地 方 支 分 部 局 | 公 安 調 査 局 | | 1,243人 |
| 合 計 | | | 1,609人 |
| 法 務 省 合 計 | | | 53,107人 |

第4 予 算

平成29年度における法務省所管の歳出予算額は、次のとおりである。

一般会計では、当初予算額が、7,503億8,831万7千円であったところ、平成29年12月22日に閣議決定された、生産性革命・人づくり革命、災害復旧等・防災・減災事業及び総合的なTPP等関連政策大綱実現に向けた施策を実施するために必要な経費等が盛り込まれた補正予算により、法務省施設の防災・減災対策及び災害等への備えとしての各種取組に必要な経費として212億832万3千円、円滑かつ厳格な出入国管理体制の強化に必要な経費として22億6,233万7千円の総額234億7,066万円が追加計上された。

他方、既定経費の不用分として、11億4,183万6千円が減額されたため、補正後予算額は7,727億1,714万1千円となった。さらに、前年度からの繰越額160億3,117万9千円、衆議院議員の総選挙の取締りに伴い、検察事務に要する経費の不足を補うための予備費使用額9,641万9千円及び訴訟判決に係る仮執行宣言に伴い生じた担保として必要な保証金の予算の不足を補うための予備費使用額13億546万4千円を加えると、歳出予算現額は7,901億5,020万3千円となっている。

東日本大震災復興特別会計では、当初予算額が14億5,119万5千円であったところ、補正予算で既定経費の不用分として、6,715万4千円が減額され、補正後予算額は13億8,404万1千円となり、前年度からの繰越額2,455万5千円を加え、歳出予算現額は14億859万6千円となっている。なお、東日本大震災復興特別会計は、復興庁所管であり、同庁に一括計上されている。

法務省所管等の歳出予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計を合わせ、補正後予算額として7,741億118万2千円、歳出予算現額として7,915億5,879万9千円となっている。

第 2 部

業務の概況

- 第 1 内部部局
- 第 2 審議会等
- 第 3 施設等機関
- 第 4 地方支分部局

第1 内部部局

I 大臣官房

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第2条、第3条、第11条
～第21条 法務省組織規則第1条～第6条

秘書課

法務省組織令第14条、第15条 法務省組織規則第1条

(業務の実施状況)

1 行政改革関係

平成19年4月1日に地方分権改革推進法が施行されたことに伴い、同日付けで地方分権改革推進委員会が内閣府に設置され、法務省においては、地方移譲の検討事項として法務局・地方法務局(以下「法務局等」という。)の登記事務等が掲げられた。その後の検討の結果、第2次勧告において、法務局等は、国の機関として残すものと整理されたものの、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の実施は、市場化テストについて官民競争入札等監理委員会の検討に委ねることとされた。

このほか、第2次勧告では、地方自治体の事務を国の法令で規制する義務付け・枠付けに係る法制的な仕組みの見直しが盛り込まれており、法務省では刑事局、保護局及び人権擁護局の所管法令が見直しの対象とされた。

平成21年11月17日、閣議決定により地域主権戦略会議が内閣府に設置され、法務省においては、出先機関改革において法務局等が議論の対象とされた。その後、平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づき、各府省において自ら出先機関の事務・権限の仕分け(以下「自己仕分け」という。)が行われた。

その後、内閣総理大臣からの再検討 指示を経て、平成22年11月29日の地域主権戦略会議において、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するなどとする「出先機関改革の基本方向」が示され、同年12月28日、「アクション・プラン」が閣議決定された。

法務省の自己仕分けにおいて「A-a」と仕分けた事務のうち、地方側から申出があった「人権啓発活動地方委託事業のうち、非ネットワーク事業」のみ、事務・権限の移譲に向けた工程案を作成した。

その後、平成23年12月26日の地域主権戦略会議においては、それまでの地域主権戦略会議等の議論を踏まえ、「出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針」及び「広域の実施体制の枠組み(方向性)」が承認された。

平成24年11月15日には、地域主権戦略会議等の議論を経て「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」が閣議決定された。さらに、同年11月30日には、「地域主権戦略大綱」に基づく取組成果を踏まえ、今後おおむね2、3年を見据えた改革の諸課題に関する取組方針を内容とする「地域主権推進大綱」が閣議決定された。

平成25年3月8日には、閣議決定により地方分権改革推進本部が設置され、また、同年4月5日には、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）により地方分権改革有識者会議の開催が決定された。同会議における議論等を踏まえ、平成22年の自己仕分けにおいて仕分けた事業について改めて事務・権限等の移譲に関する検討をし、平成25年9月13日に開催された第3回地方分権改革推進本部において、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針が決定され、法務省においては、人権啓発活動地方委託事業（ネットワーク事業を除く。）が、移譲の可否等の検討・調整を要する事務・権限とされた。その後の検討・議論の結果を踏まえて同年12月20日に閣議決定された「見直し方針」に移譲する方策の検討を進める事業として同事業が盛り込まれたことから、これを受けて委託要綱を改正し、地方公共団体における同事業実施の自由度を上げることで対応した。

平成26年から、それまでの委員会勧告方式に替えて、地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を募集する「提案募集方式」が導入された。同方式で国際ビジネス機受入れの際のC I Q業務の移譲等について地方公共団体から提案があり、地方分権改革有識者会議等で調査・審議された結果、提案団体が求める臨機応変な対応を行うことについて、当該団体に通知するなどの措置を講じる旨の対応方針が平成27年1月30日付け「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」で閣議決定され、これに基づき同措置を講じた。

平成27年の提案募集では、永住者に係る在留カードの交付事務権限の国から市町村への移譲が求められたが、提案団体に永住者に係る在留管理制度上の諸手続について説明し、移譲しないことで理解が得られた。

平成28年の提案募集では、登記所の各種証明発行業務の市の窓口での実施、区画整理事業における筆界特定制度の活用に関する規制緩和、戸籍事務の窓口における「公権力の行使」に当たる業務の取扱いの見直し、保育士登録の取り消しに係る国関係機関からの円滑な情報提供について提案があったものの、いずれも「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日付け閣議決定）には盛り込まれなかった。

平成29年の提案募集では、農業分野における外国人技能実習制度に関する規制緩和、外国人に対する生活保護の適正な実施について提案があり、地方分権改革有識者会議等で審議された結果、現行法においても対応可能であることについて、当該団体に通知するなどの措置を講じる旨の対応方針が平成29年12月26日付け「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」で閣議決定され、これに基づき同措置を講じた。

2 政策評価関係

中央省庁等改革基本法第4条第6号及び第29条各号において、各府省は政策評価機能の充実強化を図ることとされている。

政策評価とは、国の行政機関がその所掌する政策に関して自ら評価を行い、その

結果を公表するとともに、これを政策の企画立案に反映させることにより、①国民に対する説明責任を徹底し、②国民本位で効率的な質の高い行政を実現し、③国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ることを目的とするものである。

法務省においては、平成13年1月に大臣官房秘書課政策評価企画室を設置し、総務省が示した「政策評価に関する標準的ガイドライン」(平成13年1月15日政策評価各府省連絡会議了承)を受けて、「法務省政策評価実施要領」等を策定して、同年4月1日から政策評価を実施してきたところ、平成14年4月1日の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)の施行後は、「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定)を踏まえ、同法第6条及び第7条に基づいて策定した「法務省政策評価に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)及び「法務省事後評価の実施に関する計画」(以下「実施計画」という。)に従って、政策評価を実施している(基本計画及び実施計画、政策評価結果、政策評価結果の政策への反映状況、その他必要と認める事項について法務省ホームページにおいて公表している。)

また、政策評価の実施に当たっては、必要に応じ、学識経験者、民間等の第三者等の知見の活用を図るものとされているところ、法務省では、その政策及び政策評価の手法等について民間の有識者等の意見等を聴取するため、「政策評価懇談会」(座長：田中等弁護士)を開催している。平成29年においては、第48回ないし第50回の計3回にわたり、政策評価懇談会を開催し、平成28年度法務省事後評価実施結果報告書(案)や、平成29年度法務省事後評価の実施に関する計画(案)等について意見を聴取した。

3 国の機関等の移転

第4次全国総合開発計画において、東京圏への諸機能の過度の集中を抑制し、分散を促進するため、①「業務上独立性が比較的高い中央省庁の一部部局、地方支分部局等の政府機関の移転再配置等を検討し、その推進を図る」こととされ、また、②「遷都問題については、(中略)東京一極集中への基本的対応として重要と考えられる。そのため、政治・行政機能と経済機能の相互関係の在り方を含め、国民的規模での議論を踏まえ、引き続き検討する」こととされている。

(1) 国の行政機関等の移転

国の行政機関等の移転については、平成5年6月24日開催の国の機関等移転推進連絡会議における移転計画に基づき移転が実施されており、その進捗状況を踏まえ、平成13年6月28日開催の同連絡会議において抜本的な見直しが行われるとともに、平成14年1月10日開催の同連絡会議において、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)を踏まえた見直しが行われた。

なお、上記移転計画に基づく法務省関係機関(法務総合研究所(研究部)、東京矯正管区及び関東地方更生保護委員会)は全て移転を完了している。

(2) 国会等の移転

首都機能移転問題については、平成4年12月、「国会等の移転に関する法律」(平成4年法律第109号)が制定され、同法に基づいて国会等移転調査会が設置された。

同調査会は、平成7年12月13日に「国会等移転調査会報告」を取りまとめた後、平成8年6月に「国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律」(平成8年法律第106号)が成立したことにより廃止され、新たに同法に基づいて国会等移転審議会が設置(平成8年6月26日)された。

同審議会において、調査対象地域として選定された北東地域、東海地域及び三重・畿央地域について、現地調査や、科学的見地からの比較検討等が行われ、調査の取りまとめ結果に基づき、平成11年12月20日、移転先候補地について「栃木・福島地域」及び「岐阜・愛知地域」を選定するなどの答申が内閣総理大臣へ提出された。

今後は、移転先地の決定等について、国会において審議が行われることとなっており、平成15年6月に設置された「国会等移転に関する政党間両院協議会」において検討が進められているところである。

4 個人情報保護関係

(1) 行政機関の個人情報保護

平成17年4月1日に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)が施行されたことを踏まえ、「法務省保有個人情報保護管理規程」(平成17年3月16日大臣訓令。以下「旧規程」という。)を制定した。

その後、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)が一部施行されたことに伴い、旧規程に個人番号及び特定個人情報の適切な管理に関する定めを加え、「法務省保有個人情報等保護管理規程」(平成27年10月23日大臣訓令)を制定し、同規程に基づき、法務省における保有個人情報の適正な管理のための所要の措置を講じている。

また、個人情報保護窓口を設置し、行政機関個人情報保護法の規定に基づく保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る業務等を行っており、平成28年度における処理状況については次の表のとおりである。

| 区 分 | 本 省 | 委任機関 |
|-------------|--------|-------|
| 開示請求受付件数 | 22,500 | 2,848 |
| 開示請求取り下げ件数 | 193 | 43 |
| 開示決定等件数 | 22,201 | 3,205 |
| うち、全部開示決定件数 | 21,679 | 779 |
| うち、部分開示決定件数 | 34 | 1,895 |
| うち、不開示決定件数 | 488 | 531 |
| 訂正請求受付件数 | 2 | 4 |
| 訂正決定等件数 | 2 | 4 |

| | | |
|--------------|---|----|
| うち、訂正決定件数 | 1 | 1 |
| うち、不訂正決定件数 | 1 | 3 |
| 利用停止請求件数 | 0 | 0 |
| 利用停止決定等件数 | 0 | 0 |
| うち、利用停止決定件数 | 0 | 0 |
| うち、不利用停止決定件数 | 0 | 0 |
| 不服申立て件数 | 9 | 17 |
| 裁決・決定件数 | 4 | 26 |
| 訴訟件数 | 0 | 1 |

(注) 公安審査委員会、公安調査庁及び検察庁における件数は含まれない。
委任機関とは、行政機関個人情報保護法46条の規定に基づき、法務大臣の権限が委任された官署をいう。

(2) 所管事業者等の個人情報保護

平成17年4月1日に「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)が全面施行され、個人情報保護法及び「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定)の趣旨を踏まえ、平成16年10月29日に「法務省が所管する事業を行う事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン」(法務省告示第531号。以下「旧ガイドライン」という。)を制定した。

旧ガイドラインは、「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」(平成20年7月25日個人情報保護関係省庁連絡会議申合せ)に基づき、「法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成21年9月30日法務省告示第453号。平成21年11月1日施行)へ改定後、消費者庁が公表する標準的なガイドラインの改定を踏まえ、見直しを行い、平成27年3月24日法務省告示第178号により全部改正した。

また、個人情報保護法の規定に基づく認定個人情報保護団体の業務を行おうとする法人による個人情報保護の取組を推進するため、平成17年8月17日に「認定個人情報保護団体の認定に関する指針」(法務省告示第413号)を制定した。

そして、平成27年9月3日に個人情報保護法が改正(以下「改正個人情報保護法」という。)され、平成29年5月30日から全面施行されたことにより、個人情報取扱事業者に対する主務大臣(法務省においては法務大臣)の監督権限が個人情報保護委員会に一元化された。

ただし、債権管理回収業、公証業務及び更生保護事業を行う個人情報取扱事業者に対する監督権限については、同法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)に基づき、個人情報保護委員会から法務大臣に委任されている(なお、改正個人情報保護法の施行により、前記ガイドライン及び指針は廃止。)

(3) 行政機関非識別加工情報の提供

「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」(平成28年法律第51号)により、個人の権利利益の保護並びに行政機関及び独立行政法人等の事務・事業の適正かつ円滑な運用に支障がない範囲内において、行政機関等の保有する個人情報を加工して作成する非識別加工情報を事業の用に供しようとする者に提供するための仕組みが設けられ、同法律を踏まえた行政機関個人情報保護法等の改正がなされた。

そして、個人情報保護委員会において「行政機関個人情報保護法第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則」(平成29年3月31日個人情報保護委員会規則第1号)、「行政機関個人情報保護法についてのガイドライン(行政機関非識別加工情報編)」(平成29年3月個人情報保護委員会)が定められ、行政機関非識別加工情報の提供等に関する事務は、同規則等に基づき取り扱うこととされた。

5 情報公開関係

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)に基づく開示請求に係る業務等を行っており、平成28年度における処理状況については次の表のとおりである。

| 区 分 | 本 省 | 委任機関 |
|---------------------|-----|--------|
| 開示請求受付件数 | 878 | 51,984 |
| 他機関からの移送受付件数 | 3 | 0 |
| 開示請求取下げ件数 | 96 | 54 |
| 他機関への移送件数 | 0 | 0 |
| 開示決定等件数 | 756 | 47,815 |
| うち、全部開示決定件数 | 361 | 927 |
| うち、部分開示決定件数 | 274 | 46,581 |
| うち、不開示決定件数 | 121 | 307 |
| 開示決定等の期限延長件数(10条2項) | 200 | 988 |
| 開示決定等の期限特例延長件数(11条) | 105 | 951 |
| 不服申立て件数 | 15 | 47 |
| 不服申立て取下げ件数 | 2 | 0 |
| 裁決・決定件数 | 35 | 66 |
| 訴訟件数 | 2 | 0 |

(注) 公安審査委員会、公安調査庁及び検察庁における件数は含まれない。
委任機関とは、情報公開法第17条の規定に基づき、法務大臣の権限を委任された官署をいう。

6 国会関係

(1) 第193回国会

ア 召集・会期

第193回国会（常会）は、1月20日に召集され、会期は6月18日までの150日間であった。

イ 審議概況

(ア) 代表質問

1月20日、衆参両院の本会議において、施政方針演説等の政府4演説が行われ、1月23日及び24日に衆議院で、1月24日及び25日に参議院で、それぞれ代表質問が行われた。

(イ) 予算

1月20日、「平成28年度第3次補正予算2案」及び「平成29年度総予算3案」が提出された。

平成28年度第3次補正予算2案については、1月25日に衆議院予算委員会にて趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、1月27日に衆議院予算委員会及び同本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、1月30日に参議院予算委員会にて趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、1月31日に参議院予算委員会及び同本会議において可決され、成立した。

平成29年度総予算3案については、1月25日に衆議院予算委員会にて趣旨説明が行われた後、審議が重ねられ、2月27日に衆議院予算委員会及び同本会議において可決され、参議院に送付された。

参議院においては、1月30日に参議院予算委員会にて趣旨説明が行われた後、2月28日から審議が重ねられ、3月27日に参議院予算委員会及び同本会議において可決され、成立した。

(ウ) 法律案等

内閣提出法律案は、新規提出66件（うち、法務省所管4件）、継続6件であり、そのうち、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を含め66件が成立した。

衆議院議員発議に係る法律案は、新規提出26件（うち、法務省所管1件）、継続50件であり、そのうち、9件が成立した。

参議院議員発議に係る法律案は、新規提出110件（うち法務省所管2件）であり、そのうち、1件が成立した。

条約は、新規提出19件、継続1件であり、全てが承認された。

(エ) 質問主意書

第193回国会において提出された計606件の質問主意書のうち、法務省に関係があったものは、逢坂誠二衆議院議員（民進）の「いわゆる共謀罪に関し一般人は含まれないとする菅官房長官の発言内容に関する質問主意書」等

152件であった。

ウ 成立した法務省主管法律案（付録440ページ参照）

- (ア) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
（2月3日提出 4月12日成立 4月21日公布法律第17号）
- (イ) 裁判所法の一部を改正する法律案
（2月3日提出 4月19日成立 4月26日公布法律第23号）
- (ウ) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案
（3月21日提出 6月15日成立 6月21日公布法律第67号）
- (エ) 刑法の一部を改正する法律案
（3月7日提出 6月16日成立 6月23日公布法律第72号）
- (オ) 民法の一部を改正する法律案
（平成27年3月31日提出 5月26日成立 6月2日公布法律第44号）
- (カ) 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
（平成27年3月31日提出 5月26日成立 6月2日公布法律第45号）

(2) 第194回国会

ア 召集・会期

第194回国会（臨時会）は、9月28日に召集され、同日、衆議院が解散された。

イ 審議状況

今国会中、新規に提出された法律案及び条約はなかった。

ウ 質問主意書

第194回国会において提出された計30件の質問主意書のうち、法務省に関係があったものは、吉川沙織参議院議員（民進）の「働き方改革関連東ね法案に関する質問主意書」1件であった。

(3) 第195回国会

ア 召集・会期

第195回国会（特別会）は、10月22日に行われた第48回衆議院議員総選挙を受けて、11月1日に召集され、会期は、衆参両院の本会議において、12月9日までの39日間とする旨議決された。

イ 審議状況

(ア) 代表質問

11月17日、衆参両院の本会議において、安倍内閣総理大臣の所信表明演説が行われ、11月20日及び21日に衆議院で、11月21日及び22日に参議院で、それぞれ代表質問が行われた。

(イ) 法律案等

内閣提出法案は、新規提出9件（うち、法務省所管2件）であり、そのうち、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案を含め、8件が成

立した。

衆議院議員発議に係る法律案は、新規提出8件（うち、法務省所管1件）であり、そのうち、2件が成立した。

参議院議員発議に係る法律案は、新規提出20件（うち、法務省所管0件）であり、今国会中成立したものはなかった。

(ウ) 質問主意書

第195回において提出された計162本の質問主意書のうち、法務省に関係があったものは、逢坂誠二衆議院議員（立憲）「改正組織犯罪処罰法の施行状況に関する質問主意書」等28件であった。

ウ 成立した法務省主管法律案（付録440ページ参照）

(ア) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

（11月17日提出 12月8日成立 12月15日公布法律第82号）

(イ) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

（11月17日提出 12月8日成立 12月15日公布法律第83号）

7 他府省関係

(1) 閣議請議

官房秘書課で取り扱った閣議請議総件数は117件であり、この内訳は、法律案6件、政令7件、質問主意書に対する答弁書97件、その他7件であった。

(2) 犯罪被害者等基本法関係

犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年4月に犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が施行された。

同法に基づき、内閣府に特別の機関として、内閣官房長官を会長、内閣総理大臣が指定する国務大臣（法務大臣を含む。）等を委員とする「犯罪被害者等施策推進会議」（以下「推進会議」という。）が設置され、同会議の検討を経て、平成17年12月27日に「犯罪被害者等基本計画」（以下「第1次基本計画」という。）が閣議決定され、その後、推進会議及び第1次基本計画の見直しに当たり新たに計画に盛り込むべき事項の検討等を行うことを目的とした「基本計画策定・推進専門委員等会議」（以下「専門委員等会議」という。）における見直しの検討を経て、平成23年3月25日に「第2次犯罪被害者等基本計画」（以下「第2次基本計画」という。）が閣議決定された。

第1次基本計画下における法務省の取組については、平成20年12月に一定の犯罪について、被害者が裁判所の許可を得て刑事裁判に参加し、被告人に対する質問等を行うことができる被害者参加制度を導入するなどした。

第2次基本計画下における法務省の取組では、平成25年12月から、被害者参加人に対する旅費等の支給及び被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和が行われ、また、平成26年4月から、犯罪被害者等が提起する損害賠償請求訴訟等の準備及び追行の過程で、代理人である弁護士等がカウンセラー等を

犯罪被害者等との打合せに同席させることに対して、支援を受ける要件を満たす場合に、その同席費用を日本司法支援センターが実施する民事法律扶助制度による立替払の対象としたほか、被害者等通知制度について、加害者に関する情報提供の拡充を図るため、刑事施設及び少年院における処遇状況、保護観察中の処遇状況等に関する通知事項の追加を実施した。

なお、第2次基本計画は、平成27年度末で計画期間が満了したことから、推進会議及び専門委員等会議の検討を経て、新たに「第3次犯罪被害者等基本計画」（以下「第3次基本計画」という。）が平成28年4月1日に閣議決定された。

第3次基本計画においては、第1次基本計画及び第2次基本計画と同様、犯罪被害者等施策の実施者が目指すべき方向・視点を明らかにした「4つの基本方針」、大局的な課題を指摘した「5つの重点課題」及び犯罪被害者等施策を全体として効果的・効率的に行うための「推進体制」が示されている。

法務省においても、主な施策として犯罪被害者等に関する情報の保護、再被害防止のための安全確保方策の検討、被害児童からの事情聴取における配慮及び被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進などについて検討することが盛り込まれており、同施策の着実な推進に努めている。

さらに、第3次基本計画に盛り込まれた具体的施策が適切かつ確実に推進されることを確保するため、その進捗状況の点検においては、定量的に把握することに努め、これが困難な場合であってもできる限り定性的に把握することとされている。

(3) 男女共同参画関係

平成6年7月、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的として、内閣に男女共同参画推進本部が設置されるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会が設置され、平成13年1月、中央省庁等改革に伴い、同審議会を発展的に継承し、内閣府に、内閣官房長官を議長、内閣総理大臣が指定する国務大臣（法務大臣を含む。）等を議員とする男女共同参画会議が設置された。

法務省においては、上記会議の下に設置された「女性に対する暴力に関する専門調査会」等の専門調査会における審議等への対応を行っている。

また、男女共同参画社会基本法第13条に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成12年12月に第1次男女共同参画基本計画が、平成17年12月には、第2次男女共同参画基本計画が、平成22年12月には、第3次男女共同参画基本計画がそれぞれ閣議決定された。また、平成27年12月には、平成32年度末までを見通した施策の方向及び具体的な取組を定めた第4次男女共同参画基本計画が閣議決定された。

さらに、平成29年6月には、すべての女性が輝く社会づくり本部において、あらゆる分野における女性の活躍、女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

及び女性活躍のための基盤整備について、政府が一丸となり重点的に取り組むべき具体策を打ち出した「女性活躍加速のための重点方針2017」が決定された。

なお、法務省における女性職員の採用・拡大の推進に関しては、第4次男女共同参画基本計画の策定を受けて、「採用昇任等基本方針」（平成26年6月24日閣議決定）、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき、「法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホームプラン）～男女がともに活躍し、活力ある社会を実現するために～」（平成28年3月31日法務大臣・公安審査委員会委員長・公安調査庁長官決定）を策定し、平成32年度までの目標を設定している。

(4) 青少年育成関係

ニートやひきこもり等に着目し、様々な困難に直面している子ども・若者育成支援のための施策を推進するため、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」（平成21年法律第71号）が施行された。

同法に基づき、内閣総理大臣を本部長とする子ども・若者育成支援推進本部が設置され、同本部の検討を経て、平成22年7月に「子ども・若者ビジョン」が、また、5年後の見直しを経て、平成28年2月に「子供・若者育成支援推進大綱」が決定された。

同大綱における法務省関連施策には、非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等があり、同施策等の着実な推進に努めている。

(5) 規制改革等の推進関係

平成25年1月に設置された「規制改革会議（現在の規制改革推進会議）」は、内閣総理大臣の諮問を受け、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制改革を進めるための調査審議を行い、内閣総理大臣へ意見を述べることを主要な任務としており、毎年、「規制改革に関する答申」を内閣総理大臣に提出している。

平成29年の答申（規制改革に関する第1次答申～明日への扉を開く～）を踏まえ、対象となった規制改革事項の着実な実現を図っていくため、「規制改革実施計画」が定められ、平成29年6月9日に閣議決定された。同計画のうち投資等分野において、「不動産登記のデータ整備」、「不動産登記情報の公開の在り方」、「不動産登記情報等の行政機関間の連携」、「外国口座管理機関に係る手続の負担軽減」等が個別実施事項として対象となったことから、当省においても実施時期を定めた取組が行われた。

特別区域（以下「特区」という。）制度による規制改革の推進については、各特区制度（構造改革特区、総合特区及び国家戦略特区）が、各区域の特性や要望等に応じた特区内での規制の特例措置の実施を目的としたものであり、近時は、

特に国家戦略特区の枠組みによる検討が強力に推進されている。「未来投資戦略2017-Society5.0の実現に向けた改革-」(平成29年6月9日閣議決定)(以下「未来投資戦略2017」という。)においては、国家戦略特区に関し、当省関連では、「幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進等」、「フィンテック分野等における「外国人材」の受入れ促進」が盛り込まれており、関係部局において検討を行っている。

また、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に推進するため、規制改革推進会議令(平成28年政令第303号)に基づき、行政手続部会が設置されており、同部会においては、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に推進するため、その具体的内容を検討し、一体的推進を進めるべき重点分野の幅広い選定とコスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進することとしている。

(6) 東日本大震災関連施策関係

被災地の復興に当たっては、東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)に基づき、平成23年7月29日に復興に係る基本的考え方や実施する施策等が盛り込まれた「東日本大震災からの復興の基本方針」が策定された。

平成24年2月10日には復興庁が発足し、復興に関する国の施策を主体的かつ一体的に推進するための取組が進められている。

上記基本方針に盛り込まれた法務省関連施策としては、「土地の境界の復元及び登記所備付地図の修正」、「震災に伴って生起する様々な人権問題(原発事故に伴う風評に基づく差別的取扱い、いじめ等)への対処」、「被災地における再犯防止に向けた取組」、「心理的支援を必要とする被収容少年等に対する、少年鑑別所の心理技官による心理的支援の実施」、「日本司法支援センター(法テラス)による被災者支援事業」等があり、施策ごとに工程表を作成の上、取組を進めている。

(7) 再犯防止施策関係

奈良県における女子誘拐殺害事件(平成16年11月)や、安城市における幼児殺害事件(平成17年2月)などの重大再犯事件の発生を受け、平成17年2月には「再犯防止対策関係省庁会合」が設置され、その後設けられた「刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議」においても引き続き政府全体における再犯防止対策に関する検討が進められた。

平成22年2月、法務省に、大臣を議長、副大臣を副議長とする「再犯防止対策推進会議」が設置された。また、本会議の下に、「就労・福祉等による社会復帰支援施策検討プロジェクトチーム」が設置され、同年8月、「再犯防止施策の今後の展開～就労・福祉による社会復帰支援を中心として～(中間取りまとめ)」が取りまとめられた。

同年9月、総理大臣指示により、内閣官房に「再犯防止対策関係省庁連絡会議」が設置され、法務省による上記中間取りまとめを基に、関係省庁の連携策について協議することとされ、「再犯防止施策の今後の展開～現状の課題と施策実現に向けた取組の方向性～」が取りまとめられた。

同年12月14日、犯罪対策閣僚会議において、上記連絡会議による取りまとめが了承されるとともに、同会議の下に「再犯防止対策ワーキングチーム」が設置され、「再犯防止対策関係省庁連絡会議」は発展的に解消された。

平成23年7月、上記ワーキングチームにおいて、「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」が決定され、同月の犯罪対策閣僚会議において報告された。

平成24年7月20日の犯罪対策閣僚会議において「再犯防止に向けた総合対策」が決定された。本総合対策は、政府全体における今後10年間の取組についてまとめたものであり、我が国の再犯防止対策としては初めて、数値目標が設定された。

同年9月、総合対策に基づく施策等の着実な推進を図るため、法務省の再犯防止対策推進会議の下に、「再犯防止総合対策関係施策検討プロジェクトチーム」が設置され、前述の「就労・福祉等による社会復帰支援施策検討プロジェクトチーム」は、発展的に解消された。

平成25年12月10日の犯罪対策閣僚会議において、「「世界一安全な日本」創造戦略」が取りまとめられ、同日閣議決定された。

平成26年7月、再犯防止対策ワーキングチーム幹事会・分科会（タスクフォース）が設置され、出所者等の雇用の拡大（就労支援）や、薬物依存等の問題を抱える出所者等の立ち直りを支える体制の整備（福祉・医療的支援）等、関係省庁がより緊密に連携して取り組むべき課題について検討を進めた。同年12月8日、就労支援タスクフォースについては、関係省庁における申合せがなされた。

同月16日の犯罪対策閣僚会議において、再犯防止に関する宣言「犯罪に戻らない・戻さない」が決定された。本宣言では、企業や地方公共団体といった団体や国民から、再犯防止への理解と協力を得られるよう、広報・啓発活動をはじめとする取組を進めることとされた。

法務省においては、「再犯防止に向けた総合対策」、「「世界一安全な日本」創造戦略」や宣言「犯罪に戻らない・戻さない」の具体化を図る取組の一つとして、第65回“社会を明るくする運動”中央推進委員会会議を、総理官邸において、総理大臣出席の下、日本経済団体連合会会長をはじめとする方々の参加を得て開催し、総理大臣から再犯防止に対する理解と協力を国民に求めるメッセージが伝達された。

平成27年12月には、総理大臣として初めて女子刑務所（栃木刑務所）と更生保護施設（両全会）を視察し、薬物依存のある者、高齢者、女性等に特有の問題に対処し、官民一体で立ち直りに向けた「息の長い」支援を行うよう指示があった。同指示を踏まえ、平成28年7月12日の犯罪対策閣僚会議において、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」が決定され、2020年を目処に、全国各地に薬物依存症や犯罪をした高齢者・障害者等の立ち直りを支える官民一体のネットワークを構築することを目指し、取組を推進することとなった。

平成28年12月14日、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本事項を定めた、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)が施行された。

これを受け、同月20日、犯罪対策閣僚会議の下に設置されていた「再犯防止対策ワーキングチーム」は廃止され、新たに法務大臣が議長を務め、関係省庁の局長等を構成員とする「再犯防止対策推進会議」が閣議口頭了解により設置された。

また、同法第7条第3項に基づき、法務大臣が作成する「再犯防止推進計画の案」に掲げる事項等を検討するため「再犯防止推進計画等検討会」を設置し、関係省庁や有識者委員と議論を重ねてきた。そして、検討会において取りまとめた案を基に、パブリックコメントを経て、平成29年12月15日、平成30年度から5年間の我が国における再犯防止施策の指針となる「再犯防止推進計画」を政府として初めて閣議決定した。

(8) その他

各府省から法務省に対する照会、依頼、協議等に対応した。主要なものとしては、障害者施策関係、知的財産戦略推進関係及び拉致問題対策関係に係る省内各部署との連絡調整等がある。

8 式典

| 月日 | 件名 | 出席者数 | |
|-------|-----------------------|------|--|
| 5.10 | 春の叙勲による勲章伝達式 | 171人 | 中綬章 14人 小綬章等 157人 |
| 5.12 | 第28回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式 | 35人 | 矯正関係 35人 |
| 5.16 | 春の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式 | 154人 | 保護関係 115人 人権関係 9人 矯正関係 15人 民事関係 15人 |
| 11. 8 | 秋の叙勲による勲章伝達式 | 182人 | 中綬章 11人 小綬章等 171人 |
| 11.10 | 第29回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式 | 37人 | 矯正関係 37人 |
| 11.14 | 秋の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式 | 142人 | 保護関係 112人 人権関係 3人 矯正関係 12人 民事関係 15人 |

9 公文書の接受等

(平成29年)

| 件名 | 件数等 |
|--------------------------|----------|
| 1 公文書類の接受件数 | 229,480件 |
| 2 公文書類の発送件数 | 155,845件 |
| 3 官報掲載件数 | 11,808件 |
| 4 独立行政法人国立公文書館へ移管した行政文書等 | 238冊 |

広報室

法務省組織令第14条 法務省組織規則第1条

1 広報関係事務

(1) 重点広報事項

| 広報月 | 重点広報事項 |
|-----|---|
| 随時 | <p>○平成29年度人権啓発活動重点目標</p> <p>「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、相手の気持ちを考え、違いを認め合う心の大切さを一人一人の心に訴えていく啓発活動を展開する。</p> <p>(強調事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の人権を守ろう 男女の平等及び女性に対する暴力の禁止を訴えるなどの啓発活動を行う。 ・子どもの人権を守ろう 「児童の権利に関する条約」などの周知を図りながら、いじめ、体罰、虐待等の問題を中心に、人権意識の醸成を訴える啓発活動を行う。 ・高齢者の人権を守ろう 高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者への理解を深め、高齢者を大切に作る心を育てるための啓発活動を行う。 ・障害を理由とする偏見や差別をなくそう 国民の間にノーマライゼーションの理念を一層定着させ、障害のある人の自立と社会参加を更に促進するための啓発活動を行う。 ・同和問題に関する偏見や差別をなくそう 同和問題の解決を目指すとともに、その解決の妨げになっているえせ同和行為を排除するため、啓発活動を行う。 ・アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう アイヌの人々に対する理解と認識を深めるとともに、偏見や差別をなくすための啓発活動を行う。 |

- ・外国人の人権を尊重しよう
「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の周知や、国民の一人一人に、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ尊重することの必要性を訴える啓発活動を行う。
- ・H I V感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
H I V・ハンセン病についての正しい知識の定着を図り、患者・元患者等に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を行う。
- ・刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を行う。
- ・犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
犯罪被害者やその家族に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を行う。
- ・インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
インターネット上で個人の名誉やプライバシーを侵害する情報が流されていることから、インターネットを悪用することなく、お互いの人権を尊重するように訴える啓発活動を行う。
- ・北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めてもらうための啓発活動を行う。
- ・ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
近隣住民の人権にも配慮しながら、ホームレスに対する偏見や差別を解消するための啓発活動を行う。
- ・性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
性的指向を理由とする偏見や差別をなくすための啓発活動を行う。
- ・性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
性自認を理由とする偏見や差別をなくすための啓発活動を行う。
- ・人身取引をなくそう
人身取引の問題について理解を深めてもらうための啓発活動を行う。
- ・東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう
東日本大震災に起因する人権問題を解決していくとともに、あらたな人権問題の発生を防止するための啓発活動を行う。

随 時 ○再犯防止対策の推進について
平成28年12月に成立した「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく施策の周知を図る。

随 時 ○日本司法支援センターの周知について
総合法律支援制度並びに日本司法支援センターの業務内容及び利用方法等についての周知を図る。

| | |
|-----|---|
| 随 時 | ○裁判員制度の広報啓発について 制度の円滑な実施のため、制度の内容・意義等を周知するとともに、制度に対する国民の不安を解消し、参加意識の醸成を図る。 |
| 随 時 | ○登記のオンライン申請等の利用促進について オンラインを利用した登記申請や証明書等の交付請求の利用促進を図るため、オンラインを利用した場合のメリットや利用方法について周知を図る。 |
| 随 時 | ○相続登記の促進について 相続登記の手続を行うことの意義や必要性について周知を図る。 |
| 随 時 | ○筆界特定制度について 筆界特定制度の概要等について周知を図る。 |
| 随 時 | ○国籍選択制度の周知 外国国籍を有する日本国民に対し、国籍選択制度について幅広く周知を図る。 |
| 随 時 | ○戸籍法の一部改正について 戸籍法の一部改正により、従来の戸籍の公開原則を改め、第三者が戸籍謄本等の交付請求ができる場合を制限し、また、戸籍の届出等の際に本人確認が必要となったことについて広く国民に周知を図る。 |
| 随 時 | ○無戸籍の方を戸籍に記載するための手続について 無戸籍者及びその監護者に対し、戸籍に記載するための手続があること及び法務局にその相談窓口があることについて周知を図る。 |
| 随 時 | ○国籍法の一部改正について 国籍法の一部改正により、出生後に日本人父から認知をされていれば、父母が婚姻していなくても届出によって日本の国籍を取得できるようになったことなどについて周知を図る。 |
| 随 時 | ○民間紛争解決手続の業務の認証制度の周知について 認証制度を普及定着させるため、制度の概要等について広く国民に周知を図る。 |
| 随 時 | ○法制度整備支援の広報啓発について 法制度整備支援の内容・意義について周知を図る。 |
| 随 時 | ○法務行政における国際協力の推進 ～国連アジア極東犯罪防止研修所の活動～ 国連アジア極東犯罪防止研修所が実施している国際研修・セミナー、他国の機関との共同研究、国連の犯罪防止・刑事司法プログラムへの貢献等について、その意義及び現状を広く国民に周知する。 |
| 随 時 | ○法教育の普及・推進 法教育教材の作成や、関係省庁、地方公共団体等との連携などを通じて、学校教育をはじめとする様々な場面において、法教育の普及・推進 |

| | |
|-----|---|
| | を図る。 |
| 1 月 | <p>○法整備支援連絡会 法制度整備支援活動についてその現状の周知と情報交換を図る（大阪及び東京会場 1月20日）。</p> <p>○人権シンポジウム「震災と高齢者－高齢者の人権に配慮した防災・復興の形とは－」（名古屋会場 1月28日）</p> |
| 6 月 | <p>○不法就労外国人対策キャンペーン月間（6月） 政府全体として実施する「外国人労働者問題啓発月間」に時期を合わせ、外国人の雇用を適正化して不法就労を防止するため、啓発活動を行う。</p> <p>○人権擁護委員制度の周知について 「人権擁護委員の日」（6月1日）を中心とした行事を通じて、人権擁護委員の制度や活動についての周知を図る。</p> <p>○全国刑務所作業製品展示即売会（第59回全国矯正展）（北の丸公園 科学技術館 6月2日・3日）</p> <p>○全国一斉「子どもの人権110番」強化週間 子どもをめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、6月26日から7月2日までの7日間、全国一斉強化週間を実施。</p> <p>○「アジアのための国際協力 in 法分野2017－法整備支援へのいざない」 関係諸機関との連携を図りつつ、主に若い世代に法整備支援に関する基本的知識と国際協力へのキャリアパスを考察する機会を提供する（大阪会場 6月17日）。</p> |
| 7 月 | <p>○再犯防止啓発月間 「再犯の防止等の推進に関する法律」第6条に基づき、7月を再犯防止啓発月間とし、再犯の防止等について広く国民の関心と理解を深めることを目的として、広報活動を実施。</p> <p>○“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間（7月） 行動目標 ①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう ②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう 重点事項 「出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと」 「帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと」 「薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること」 「犯罪をした高齢者・障害者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること」</p> |

- 8 月 ○「アジアのための国際協力 in 法分野2017-サマースクール」
関係諸機関との連携を図りつつ、日本で学ぶ留学生を交えて、主に若い世代に法整備支援に関する情報を提供し、関心と理解の増進を促す(名古屋会場 8月21日から22日)。
- 9 月 ○ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」(那覇会場 8月26日)
○全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間
高齢者・障害者をめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、9月4日から10日までの7日間、全国一斉強化週間を実施
○第9回国際民商事法シンポジウム
ベトナム、カンボジア、ミャンマー及びインドネシアの専門家を招へいし、各国の会社法実務の現状及び課題並びに我が国企業が進出等するに当たっての考察等について研究成果を広く公表し、討論を行う(大阪会場 9月12日)。
- 10 月 ○公証制度の意義・役割について
公証週間(10月1日～7日)の時期に併せて、予防司法を目的とする我が国の公証制度を広く国民に周知し、もって私的法律関係の安定を図る。
○「法の日」週間
「法の日」週間(10月1日から1週間)に際して、法を尊重する思想の普及等を図る(裁判員制度の内容・意義等について周知するとともに、制度に対する国民の不安解消に力を入れる。)
○法の日フェスタ in 赤れんが～法を身近に感じてみよう～
法務省・最高検察庁主催による小学・中学・高校・大学生及び一般を対象とした体験型・参加型のイベントを実施(10月1日)。
○「全国一斉!法務局休日相談所」の開設
行政サービスの向上を目的として、法務局で所掌している全ての事務を対象として、法務局職員のほか、法律や各種手続の専門家に、国民が無料で相談することができる休日相談所を開設(10月第1日曜日)。
○人権シンポジウム「震災と子どもの人権-いま、私たちにできる支援について考える-」(東京会場 10月28日)
○国際知財司法シンポジウム2017「日中韓・ASEAN諸国における知的財産紛争解決」
知財関係紛争に関する各国の法制度や課題を理解するとともに、共通認識を醸成することによって、アジア地域全体の紛争処理能力の向上を図る(東京 10月30日から11月1日 最高裁判所・知的財産高等裁判所・特許庁・日本弁護士連合会・弁護士知財ネット共催)。
- 11 月 ○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間
女性をめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、

| | |
|------|---|
| 12 月 | <p>11月13日から19日までの7日間、全国一斉強化週間を実施。</p> <p>○「アジアのための国際協力 in 法分野2017－法整備支援シンポジウム」 関係諸機関との連携を図りつつ、学生・院生等に法整備支援に関する研究発表の機会を与え、出席者間で討論することにより、法整備支援に対する関心と理解の増進を促す（東京会場 12月2日）。</p> <p>○人権週間 「人権週間」（12月4日～10日）を契機として、集中的に広く国民に対し、基本的人権の尊重及び自由人権思想の普及、高揚を図る。</p> <p>○北朝鮮人権侵害問題啓発週間 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～16日）において、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の関心と認識を深める。 政府主催国際シンポジウム「圧力強化の先に見えるもの－制裁の効果と今後の展開－」の開催（丸ビルホール 12月16日）</p> |
|------|---|

(2) 広報誌の発行

平成15年1月に創刊した国民向け広報誌「法務省だより あかれんが」について、4回（第56号～第59号）刊行した。

2 報道関係事務

- (1) 法務大臣記者会見（97回）
- (2) 各局部課記者発表等（339回）
- (3) 各種報道機関からの取材申込みに対する対応（約1,330回）

3 各種行事の実施状況

(1) 憲法週間

5月3日の憲法記念日を中心に、同月1日から7日までの1週間、最高裁判所、日本弁護士連合会と共催で実施し、無料法律相談所等の開設（124回）、座談会・講演会（23回）、その他テレビ・ラジオ・新聞等による広報を行った。

(2) “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間（第67回）

7月1日から31日まで、行動目標を①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう、重点事項を「出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと」「帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと」「薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること」「犯罪をした高齢者・障害者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること」として全国的に実施した。

中央推進委員会の開催（1月31日、法務省）、各部行事の連絡調整、民間協力者に対する法務大臣感謝状の贈呈（贈呈数、個人6、団体29、会社15、学校6）、

実施要綱，パンフレットの作成・配布を行った。

(3) 「法の日」週間（第58回）

10月1日の「法の日」から7日までの1週間，最高裁判所，日本弁護士連合会と共催で実施し，無料法律相談所等の開設（622回），座談会・講演会（54回），その他テレビ・ラジオ・新聞等による広報を行った。

なお，中央行事として，「法の日フェスタ in 赤れんが～法を身近に感じてみよう～」と題し，赤れんが棟等を会場に，体験型・参加型のイベントを行った。

(4) 人権週間（第69回）

平成29年度の第69回人権週間においては，関係機関と連携・協力して，啓発活動重点目標である「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」の下，「女性の人権を守ろう」，「子どもの人権を守ろう」，「高齢者の人権を守ろう」，「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」，「同和問題に関する偏見や差別をなくそう」，「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」，「外国人の人権を尊重しよう」，「H I V感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう」，「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう」，「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」，「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」，「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」，「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」，「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」，「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」，「人身取引をなくそう」及び「東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう」の17の強調事項を踏まえて，全国各地において，講演会，座談会等の開催，スポーツ選手及び児童生徒の協力による「一日人権擁護委員」の啓発活動，デパートや公民館等における人権相談所の開設等を行ったほか，新聞及びインターネット等のマスメディアを活用した集中的な啓発活動を行った。

(5) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が平成18年6月23日に施行され，拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発を図ることが政府及び地方公共団体の責務として掲げられたほか，12月10日から同月16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることが規定された。

これを受けて，拉致問題対策本部と法務省は，共催で政府主催国際シンポジウム「圧力強化の先に見えるもの－制裁の効果と今後の展開－」（平成29年12月16日）を開催した。また，啓発週間ポスター及びチラシを作成の上，省内各組織，各府省庁，地方公共団体等に配布，全国の法務局・地方法務局において掲出・配布したほか，啓発週間ポスターの交通広告，インターネット広告等を実施した。

4 行政相談

総務省からの照会等のほか，直接国民からファクシミリ・電話・メールにより寄

せられる御意見や御提案に対応した。

5 防災・国民保護業務

防災業務では、中央防災会議、各災害対策関係省庁連絡会議等の防災に関する各種会議に出席するなどして必要な事務の連絡調整等を行うとともに、法務省防災訓練を企画・実施した。

国民保護業務では、政府が主催する国民保護法に基づく緊急対処事態関係省庁連携訓練に参加するとともに必要な事務の連絡調整を行った。

情報管理室

法務省組織令第14条 法務省組織規則第1条

1 行政情報化推進関係

平成29年5月に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定され、これまでの「世界最先端IT国家創造宣言」における方針を踏まえつつ、IT戦略の新たなフェーズ（「データ」がヒトを豊かにする社会の実現）に向け、必要な施策を着実に実施していくこととされた。

また、上記基本計画の重点分野の一つである電子行政分野における取組については、同年5月に「デジタル・ガバメント推進方針」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）が策定され、本方針では、本格的に国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すデジタル・ガバメントの実現を目指すこととされた。

このような動きに対応し、ITの利活用による国民の利便性の向上と効率的な電子政府の実現等を図るための取組を行ったほか、行政情報化施策に関し、各部署及び関係各府省等との総合調整等を行った。

なお、平成29年中における主な活動状況は、次のとおりである。

- (1) 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議等への出席
- (2) 業務・システムの最適化計画の推進
- (3) 情報システム関係予算に関する取りまとめ等
- (4) 情報システムの調達に対する助言
- (5) 行政情報化に関する各種調査等の取りまとめ
- (6) 総務省主催の情報システム統一研修への参加（延べ2,093人）

2 情報システム関係

- (1) 法務本省内LANシステム

行政情報化推進の一環として法務本省内LANシステムの構築を行い、平成8年4月から運用を開始した。初期構築以来、保守期限を迎えたサーバ機器等を順次更新し、その可用性を保ってきたところ、統一的な運用体制の構築及び情報セキュリティ対策の充実・強化等を目的として、平成26年6月に5か年の国庫債務負担行為を活用した契約を締結し、順次機器等の更新作業をし、現在運用を継続

しているところである。

本システムにより、本省内の情報の共有や流通の迅速化及び事務のペーパーレス化を実現しているほか、政府共通NW接続及びインターネット接続を実施している。現在運用中の主な機能は、電子メール、電子掲示板、共有ファイル管理、会議室予約、スケジュール管理、電子利用者名簿管理等である。

(2) 法務省情報ネットワーク（法務省NW）

法務省NWは、法務本省と所管各庁及びその出先機関を結ぶ広域ネットワークであり、「法務省情報ネットワーク（共通システム）最適化計画」（平成17年4月6日法務省情報化統括責任者（CIO）決定）に基づき、情報の共有、情報流通の迅速化と安全性・信頼性の確保及び行政コストの削減等を目的として、府省内ネットワークである法務総合情報通信ネットワーク（法務省WAN）を、「法務省情報ネットワーク」と呼称を改めた上、平成17年度に再構築し、運用を開始した。

その後、平成22年度に法務省における1,000か所を超える所管各庁等との接続を完了し、また、平成25年度に設備の老朽化に伴う通信機器及び回線の更新を実施した上で、継続的・安定的なサービスを提供しているところである。

法務省NWは、各局部課等の情報システムで利用されているほか、所管各庁等がインターネットに接続する場合や、各府省等又は地方公共団体との通信のために政府共通NWに接続する場合は、原則として法務省NWを経由する必要がある。法務行政の効率的な遂行に必要な情報通信基盤として、極めて重要な役割を担っている。

(3) 政府共通ネットワーク（政府共通NW）接続

政府共通NWは、府省庁間のLANシステムを結ぶ府省庁間広域ネットワーク（WAN）であり、「行政情報化推進基本計画」（平成6年12月25日閣議決定）に基づいて、「霞が関WAN」という呼称で整備され、平成9年1月から運用が開始され、法務省は、同年6月から接続しており、平成25年1月から「政府共通NW」にネットワーク移行及び改称がされ、その接続を継続しているものである。

政府共通NWは、電子メールや電子文書交換システム、電子掲示板等による府省庁間の情報共有の推進を図るための総合的な事務ネットワークである。近時では、人事・給与関係業務情報システムや官庁会計システム、政府共通プラットフォーム上のサービスである一元的な文書管理システムなどの府省共通システムの利用に係る通信の転送を行うほか、総合行政ネットワーク（LGWAN）や司法情報通信システムとの相互接続も行うなど、政府全体の重要な共通基盤ネットワークとなっている。

3 情報セキュリティ対策の強化

法務省における情報セキュリティ対策は、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範」、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準の策定と運用等に関する指針」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平

成26年度版)」(以下、これらを総称して「統一基準群」という。)に準拠した、「法務省における情報セキュリティ対策の基本方針」(以下「基本方針」という。)及び各種対策基準に従い実施しているところである。

また、基本方針に基づき、「平成29年度法務省対策推進計画」(以下「対策推進計画」という。)を定め、同計画にのっとり、情報セキュリティ対策に関する取組を実施している。

平成29年中における主な取組として、法務省における情報セキュリティ対策水準の維持・向上を図るため、基本方針及び対策推進計画に基づき、高度サイバー攻撃等に対する対応を強化するため、サイバー攻撃監視体制を整備した。また、基本方針等の全面的な見直し作業を実施するとともに、情報セキュリティの教育、自己点検及び監査等について大幅な見直しを図った。さらに、サイバーセキュリティ月間には外部講師による情報セキュリティ研修等を実施した。

国際室

法務省組織令第14条 法務省組織規則第1条

1 渉外関係

(1) 概要

条約交渉、国際会議、国際機関からの照会及び外国政府との協議等に関する外務省等関係機関との連絡調整を行った。社会のグローバル化に伴い、これらの業務は一層複雑困難化している。

(2) 特記事項

平成29年中に扱った主な案件としては、国連人権理事会普遍的・定期的レビュー（UPR）に基づく第3回政府報告審査への対応、拷問等禁止条約・児童の権利条約・人種差別撤廃条約に基づく政府報告の作成等の人権条約案件、金融活動作業部会（FATF）第4次対日相互審査に関する案件等がある。

2 国際協力関係

(1) 概要

来省外国政府職員等の受入れに係る計画の立案及び接遇に関する事務、法務省職員員の外国出張に伴う便宜供与依頼に関する事務、法制度整備支援に関する関係機関との連絡調整に関する事務、在外公館等出向予定者に対する部内研修の立案・実施等に関する事務並びに海外関係機関出向者等への法務省所管業務に係る情報の提供等に関する事務を行った。

(2) 特記事項

ア 外国要人の来省

外国政府及び国際機関等の要人が、表敬訪問、意見交換等のため来省しており、平成29年中に来省した主な外国要人は、イスラエル司法大臣、国連事務総長、国連難民高等弁務官、タイ王女、ベトナム最高人民裁判所長官、ミャンマ

一内務大臣， ミャンマー最高裁長官， ロシア司法大臣等であった。

イ 職員の外国出張に伴う便宜供与

法務大臣のインドネシア， シンガポール， ドイツへの出張， 事務次官のオランダ， シンガポール， フランス， ベトナム等への出張を始め， 法務省職員の国際会議出席， 各国司法制度の調査・研究等を目的とする外国出張のため， 外務省に対して所要の便宜供与を依頼した。

ウ 在外公館等出向予定者に対する部内研修の実施

法務省からアタッシュェ， 警備対策官等として在外公館等に出向が予定されている者を対象とした部内研修をそれぞれ実施し， 法務省と関連する在外公館業務についての講義や法務省の在外公館出向経験者等による各種情報提供等を行った。

3 国連犯罪防止刑事司法会議（通称「 कांग्रेस」）関係

कांग्रेसは， 5年に一度開催される犯罪防止・刑事司法分野における国連最大規模の国際会議であり， 次回2020年（平成32年）の第14回 कांग्रेसの日本開催が決定しているところ， 平成29年における主な取組として， 第14回 कांग्रेसの全体テーマ等について， 関係省庁等と調整を行った上で， オーストリア・ウィーンにおいて開催された第26会期国連犯罪防止刑事司法委員会で交渉に当たった。

また， 国連職員による開催候補地の視察の結果を受け， 8月15日， 第14回 कांग्रेसの開催地を京都とすることについて閣議了解を得た。

1 定員関係

平成29年度予算の成立に伴い、次の表のとおり、法務省の各組織の定員について増減員が行われ、その結果、行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成29年政令第66号）、法務省定員規則の一部を改正する省令（平成29年法務省令第17号）及び法務省定員細則の一部を改正する訓令（平成29年法務省人定訓第1号大臣訓令）が施行され、平成29年度末定員が定められた。

| 組 織 別 | 定員令第1条定員 | | |
|-------------------|----------------|------|----------------|
| | 平成28年度末 定 員 | 増△減 | 平成29年度末 定 員 |
| 本省内部部局 | 856 | 20 | 876 |
| 法務総合研究所 | 88 | | 88 |
| 矯正研修所 | 55 | △ 1 | 54 |
| 刑務所・少年刑務所・ 拘置所 | 19,643 | 6 | 19,649 |
| 少年院 | 2,465 | △ 3 | 2,462 |
| 少年鑑別所 | 1,199 | △ 1 | 1,198 |
| 婦人補導院 | 2 | | 2 |
| 入国者収容所 | 192 | 18 | 210 |
| 法務局及び地方法務局 | 8,877 | △ 42 | 8,835 |
| 矯正管区 | 233 | 2 | 235 |
| 地方更生保護委員会 | 285 | 9 | 294 |
| 保護観察所 | 1,506 | 15 | 1,521 |
| 地方入国管理局 | 4,078 | 186 | 4,264 |
| 検 察 庁 | 11,799 | 7 | 11,806 |
| 公安審査委員会 | 4 | | 4 |
| 公安調査庁 | 1,589 | 20 | 1,609 |
| 計 | 52,871 | 236 | 53,107 |

2 叙位・叙勲・褒章及び表彰取扱件数

(1) 叙位・叙勲取扱件数

(平成29年)

| 区 分 | 生 存 者 | 死 亡 者 |
|-----|-----------|-------|
| 叙 位 | - | 466 |
| 叙 勲 | 707 (100) | 225 |

(注) () 内は高齢者叙勲取扱件数で外数

(2) 褒章取扱件数

(平成29年)

| 区 分 | 件 数 |
|---------|---------|
| 緑 綬 褒 章 | - |
| 黄 綬 褒 章 | 31 |
| 藍 綬 褒 章 | 309 (2) |
| 紺 綬 褒 章 | 4 |
| 計 | 344 (2) |

(注) () 内は遺族追賞取扱件数で外数

(3) 表彰取扱件数

(平成29年)

| 区 分 | 件 数 |
|---------------------------------|-------|
| 表彰規程第2条第1号 (危険を顧みず職責を果たした者) 表彰者 | - |
| 表彰規程第2条第2号 (能率増進) 表彰者 | - |
| 表彰規程第2条第3号 (永年勤続) 定期表彰者 | 1,293 |
| 表彰規程第2条第3号 (永年勤続) 臨時表彰者 | 117 |
| 表彰規程第2条第4号 (模範業績又は善行) 表彰者 | 1 |
| 計 | 1,411 |

3 懲戒処分件数

(平成29年)

| 種 別 | 本省 | | 法務 | | 検 察 | | 矯 正 | | 保 護 | | 入 管 | |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 直接責任 | 監督責任 | 直接責任 | 監督責任 | 直接責任 | 監督責任 | 直接責任 | 監督責任 | 直接責任 | 監督責任 | 直接責任 | 監督責任 |
| 懲 戒 免 職 | - | - | 1 | - | 1 | - | 1 | - | - | - | - | - |
| 停 職 | - | - | - | - | 5 | - | 4 | - | - | - | - | - |
| 減 給 | 1 | - | 3 | - | 8 | - | 13 | 1 | 2 | - | 1 | - |
| 戒 告 | - | - | 1 | - | 3 | - | 8 | - | 1 | - | 1 | - |
| 計 | 1 | - | 5 | - | 17 | - | 26 | 1 | 3 | - | 2 | - |

4 職員の兼業

平成29年中における職員の兼業について、国家公務員法第103条関係の承認は48件、同法第104条関係の許可は133件、矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律に係る承認は313件、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に係る承認は58件である。

5 人事記録関係

(1) 人事記録の移管件数

(平成29年)

| 本省 | 法務 | 検 察 | 矯 正 | 保 護 | 入 管 | その他 | 計 |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 354 | 64 | 102 | 103 | 45 | 59 | 36 | 763 |

(2) 履歴事項証明件数

(平成29年)

| 本省 | 法務 | 検 察 | 矯 正 | 保 護 | 入 管 | その他 | 計 |
|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 2 | - | 58 | - | - | 2 | 15 | 77 |

1 平成30年度予算編成

平成30年度予算編成に当たっては、「平成30年度予算編成の基本方針」（平成29年12月8日閣議決定）に基づき、一億総活躍社会の実現のための「子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備など「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現に向けた企業による設備や人材への力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題について必要な措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す一方、東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を着実に進め、また、平成30年度は、「経済・財政再生計画」における集中改革期間の最終年度であることから、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行し、改革工程表を十分踏まえて歳出改革を推進するとの基本的考え方に立ち、その取組を的確に予算に反映することとされた。

平成30年度予算については、この基本方針に基づき、「政府案」として閣議決定（平成29年12月22日）された。

2 平成30年度法務省予算の概要

平成30年度の法務省の予算は、「平成30年度予算の概算要求に当たった基本的な方針について」（平成29年7月20日閣議了解）において、平成25年度予算から平成29年度予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するものとされたことを受け、「2020年東京大会（オリンピック・パラリンピック）に向けた安全・安心の基盤整備」、「犯罪をした者等の再犯防止対策」、「経済再生の加速化及び震災復興」、「グローバル化した国際環境における「司法外交」の展開」及び「法の支配を実現するための諸施策」の各施策を中心に必要な経費を要求した。

その結果、経費関係について、一般会計では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や観光立国に向けた施策を契機とした訪日外国人の増加に対応するために必要な出入国管理体制の強化に必要な経費、犯罪対策閣僚会議決定「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月）及び「宣言：犯罪に戻らない、戻さない」（平成26年12月）、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年12月）及び「再犯防止推進計画」（平成29年12月閣議決定）に掲げられている対象者の特性に応じた処遇、住居の確保、就労支援等の再犯防止対策の推進に必要な経費、所有者を特定することが困難な土地等の利活用に向けた相続登記の促進並びに従来型、大都市型及び復興型登記所備付地図作成作業の推進に必要な経費、犯罪防止・刑事司法分野における国連最大の会議の国内開催に向け、様々な分野における国際協力を進めるとともに我が国の国際的なプレゼンスを最大限高めるための準備の促進に必要な経費、捜査・公判に必要な人的・物的基盤を確保することによる検察活動の充実・強化に必要な経費のほか、平成29年人事院勧告に基づく給与改善に必要な経費が計

上され、平成29年度当初予算比で133億6,877万円の増額となった。

東日本大震災復興特別会計については、登記事務処理の適正・迅速な実施に必要な経費、震災に起因する民事法律扶助業務等の実施に必要な経費、被災した法務省施設の復旧経費等が計上された。

定員関係については、2020年の訪日外国人旅行者4,000万人の達成に向けたC I Q体制の整備として、円滑かつ厳格な出入国管理体制を整備することが、政府の緊急重点分野とされたことから、法務省は、定員合理化により971人が減員となったが、地方入国管理官署及び更生保護官署を中心に、1,273人の増員が認められた。

これにより、平成30年度当初予算は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計を合わせ、7,657億5,889万6千円（前年度比139億1,938万4千円増）となった。その概要は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

| 区 分 | 平成29年度 当初予算額 A | 平成30年度 当初予算額 B | 対 前 年 度 増 △ 減 額 | |
|---------------------|----------------------|----------------------|--------------------|------------|
| | | | B - A | 増減率 (%) |
| 一 般 会 計 | 750,388,317 | 763,757,087 | 13,368,770 | 1.8 |
| 人 件 費 | 502,240,064 | 511,058,029 | 8,817,965 | 1.8 |
| 物 件 費 | 248,148,253 | 252,699,058 | 4,550,805 | 1.8 |
| 除く施設費 | 224,495,475 | 227,653,464 | 3,157,989 | 1.4 |
| 施 設 費 | 23,652,778 | 25,045,594 | 1,392,816 | 5.9 |
| 東日本大震災復興 特 別 会 計 | 1,451,195 | 2,001,809 | 550,614 | 37.9 |
| 人 件 費 | 452,113 | 398,730 | △ 53,383 | △ 11.8 |
| 物 件 費 | 999,082 | 1,603,079 | 603,997 | 60.5 |
| 除く施設費 | 771,526 | 779,782 | 8,256 | 1.1 |
| 施 設 費 | 227,556 | 823,297 | 595,741 | 261.8 |
| 合 計 | 751,839,512 | 765,758,896 | 13,919,384 | 1.9 |
| 人 件 費 | 502,692,177 | 511,456,759 | 8,764,582 | 1.7 |
| 物 件 費 | 249,147,335 | 254,302,137 | 5,154,802 | 2.1 |
| 除く施設費 | 225,267,001 | 228,433,246 | 3,166,245 | 1.4 |
| 施 設 費 | 23,880,334 | 25,868,891 | 1,988,557 | 8.3 |

※東日本大震災復興特別会計は復興庁所管であり、同庁において一括計上している。

次に、増員等の組織別内訳は、次の表のとおりである。

(単位：人)

| 組 織 等 | 平成29 年度末 定 員 | 新 規 増 員 | 定 員 合理化等 | その他 | 純増減 | 平成30 年度末 定 員 |
|--------------------|--------------------|------------|-------------|-----|------|--------------------|
| 【 一 般 会 計 】 | | | | | | |
| 法 務 本 省 | 883 | 8 | | 8 | 16 | 899 |
| 法務総合研究所 | 88 | | | △ 4 | △ 4 | 84 |
| 検 察 庁 | 11,806 | 236 | △ 233 | | 3 | 11,809 |
| 最高検察庁 | 111 | | | | | 111 |
| 高等検察庁 | 641 | | | | | 641 |
| 地方検察庁 | 11,054 | 236 | △ 233 | | 3 | 11,057 |
| 矯 正 官 署 | 23,600 | 410 | △ 408 | △ 2 | 0 | 23,600 |
| 矯正管区 | 235 | | | 12 | 12 | 247 |
| 矯正研修所 | 54 | | | | | 54 |
| 刑 事 施 設 | 19,649 | 341 | △ 333 | △ 2 | 6 | 19,655 |
| 少 年 院 | 2,462 | 47 | △ 50 | △ 5 | △ 8 | 2,454 |
| 少年鑑別所 | 1,198 | 22 | △ 25 | △ 7 | △ 10 | 1,188 |
| 婦人補導院 | 2 | | | | | 2 |
| 更生保護官署 | 1,815 | 44 | △ 28 | △ 2 | 14 | 1,829 |
| 地方更生保護 委 員 会 | 294 | | △ 3 | | △ 3 | 291 |
| 保護観察所 | 1,521 | 44 | △ 25 | △ 2 | 17 | 1,538 |
| 法 務 局 | 8,769 | 225 | △ 224 | | 1 | 8,770 |
| 地方入国管理官署 | 4,474 | 311 | △ 51 | △ 2 | 258 | 4,732 |
| 入国者収容所 | 210 | 5 | | | 5 | 215 |
| 地方入国管理局 | 4,264 | 306 | △ 51 | △ 2 | 253 | 4,517 |
| 公安審査委員会 | 4 | | | | | 4 |
| 公 安 調 査 庁 | 1,609 | 39 | △ 27 | | 12 | 1,621 |
| 小 計 | 53,048 | 1,273 | △ 971 | △ 2 | 300 | 53,348 |
| 【東日本大震災復興 特別会計】 | | | | | | |
| 法 務 局 | 66 | | | △ 2 | △ 2 | 64 |
| 小 計 | 66 | | | △ 2 | △ 2 | 64 |
| 合 計 | 53,114 | 1,273 | △ 971 | △ 4 | 298 | 53,412 |

(注) 法務本省には、特別職8人を含む。

3 平成29年度決算の概要

(1) 一般会計

歳入予算額は、101,357,798,000円
であり、
収納済歳入額は、98,843,915,024円
である。

この収納済歳入額を歳入予算額と比べると、2,513,882,976円
の減少となっている。

その要因は、

(目) 没収金が 135,844,917円

(目) 建物及物件貸付料が 62,488,845円

増加したものの、

(目) 罰金及料金が 1,799,547,597円

(目) 手数料が 574,958,300円

減少したこと等によるものである。

歳出予算現額の内訳は、

当初予算額 750,388,317,000円

予算補正追加額 23,470,660,000円

予算補正修正減少額 1,141,836,000円

前年度繰越額 16,031,178,957円

予備費使用額 1,401,883,000円

計 790,150,202,957円

であり、

支出済歳出額は、752,714,814,004円
である。

この支出済歳出額を歳出予算現額と比べると、37,435,388,953円
の差額を生ずる。

上記金額のうち、翌年度へ繰り越した額は、26,876,420,664円

であり、不用となった額は、10,558,968,289円
である。

ア 翌年度繰越額の内訳は、次のとおりである。

(ア) 更生保護施設整備事業費に係る(項) 更生保護企画調整推進費(目) 更生
保護事業費補助金の明許繰越として

159,670,000円

(イ) 国際法務総合センターC工区新営工事等に係る(項) 法務省施設費(目)
施設施工旅費、施設施工庁費及び施設整備費の明許繰越として

19,982,565,720円

- (ウ) 中央監視設備整備経費に係る（項）法務総合研究所共通費（目）研修所庁費の明許繰越として
39,960,000円
- (エ) 録音・録画用装置緊急整備経費等に係る（項）検察運営費（目）検察業務庁費の明許繰越として
342,937,576円
- (オ) 札幌刑務所総合警備システム等更新整備一式等に係る（項）矯正管理業務費（目）矯正管理業務庁費の明許繰越として
1,068,514,600円
- (カ) 東京拘置所非常放送機器更新整備一式に係る（項）矯正収容費（目）収容諸費の明許繰越として
85,907,000円
- (キ) 更生保護情報トータルネットワークシステム整備経費に係る（項）更生保護活動費（目）更生保護業務庁費の明許繰越として
169,535,376円
- (ク) 長期相続登記未了土地調査経費等に係る（項）登記事務処理費（目）登記業務庁費の明許繰越として
933,160,925円
- (ケ) 東京入国管理局自動制御装置個別機器更新等に係る（項）地方入国管理官署共通費（目）庁費の明許繰越として
61,967,000円
- (コ) 顔認証ゲート導入経費に係る（項）出入国管理業務費（目）情報処理業務庁費の明許繰越として
1,487,602,000円
- (ク) 顔認証ゲート導入経費等に係る（項）出入国管理業務費（目）出入国管理業務庁費の明許繰越として
336,316,000円
- (シ) 大村入国管理センター直流電源装置等更新工事に係る（項）出入国管理業務費（目）収容諸費の明許繰越として
12,556,000円
- (ス) 公安情報電算機処理システム機器整備経費に係る（項）破壊的団体等調査費（目）団体等調査業務庁費の明許繰越として
596,158,782円
- (セ) 佐渡法務総合庁舎新営工事等に係る（項）法務省施設費（目）施設施工旅費及び施設整備費の事故繰越として
1,470,509,685円
- (ソ) 成田空港支局分庁舎原状回復工事に係る（項）出入国管理業務費（目）収

容諸費の事故繰越として

129,060,000円

計

26,876,420,664円

イ 流用等増加額の内訳は、次のとおりである。

(ア) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第77号。以下「一般職給与等改正法」という。）が施行されたことにより

（項）法務本省共通費（目）職員諸手当に必要な経費に対して

17,476,000円

(イ) 仮執行宣言に伴い生じた担保の供託が多かったことにより

（項）訟務費（目）保証金に必要な経費に対して

110,748,000円

(ロ) 一般職給与等改正法が施行されたことにより

（項）検察官署共通費（目）職員諸手当に必要な経費に対して

173,830,000円

(ハ) 一般職給与等改正法が施行されたことにより

（項）矯正官署共通費（目）職員諸手当に必要な経費に対して

260,428,000円

(ニ) 一般職給与等改正法が施行されたことにより

（項）更生保護官署共通費（目）職員諸手当に必要な経費に対して

52,938,000円

(ホ) 一般職給与等改正法が施行されたことにより

（項）法務局共通費（目）職員諸手当に必要な経費に対して

233,229,000円

(ヘ) 供託金利子払渡認可額が増加したことにより

（項）国籍等事務処理費（目）供託金利子に必要な経費に対して

17,466,000円

(セ) 一般職給与等改正法が施行されたことにより

（項）地方入国管理官署共通費（目）職員諸手当に必要な経費に対して

49,729,000円

(ゼ) 一般職給与等改正法が施行されたことにより

（項）地方入国管理官署共通費（目）超過勤務手当に必要な経費に対して

5,778,000円

(ク) 被収容者が増加したことにより

（項）出入国管理業務費（目）被護送収容者食糧費に必要な経費に対して

53,721,000円

(コ) 一般職給与等改正法が施行されたことにより

（項）公安調査庁共通費（目）職員諸手当に必要な経費に対して

| | |
|---|----------------|
| | 19,600,000円 |
| (シ) 一般職給与等改正法が施行されたことにより | |
| (項) 公安調査庁共通費 (目) 超過勤務手当に必要な経費に対して | 812,000円 |
| 計 | 995,755,000円 |
| ウ 不用額の内訳は、次のとおりである。 | |
| (ア) 法務本省 | |
| 退職者数及び退職手当の平均支給額が予定を下回ったことから、退職手当を要することが少なかったこと等により | 3,925,112,018円 |
| (イ) 法務総合研究所 | |
| 契約価格が予定を下回ったこと等から、研修所庁費を要することが少なかったこと等により | 115,405,252円 |
| (ウ) 検察庁 | |
| 職員に欠員があったこと等から、職員基本給を要することが少なかったこと等により | 1,375,950,957円 |
| (エ) 矯正官署 | |
| 刑事施設への収容に代えて留置施設に留置した人員及び1人当たり実費弁償金が予定を下回ったことから、都道府県警察実費弁償金を要することが少なかったこと等により | 1,420,407,762円 |
| (オ) 更生保護官署 | |
| 保護観察事件数及び特殊事務処理日数が予定を下回ったこと等から、保護司実費弁償金を要することが少なかったこと等により | 951,828,785円 |
| (カ) 法務局 | |
| 契約価格が予定を下回ったこと、事業の中止による事業計画の変更をしたこと等から、登記情報処理業務庁費を要することが少なかったこと等により | 1,741,086,790円 |
| (キ) 地方入国管理官署 | |
| 契約価格が予定を下回ったこと、事業内容の見直しによる事業計画の変更をしたこと等から、情報処理業務庁費を要することが少なかったこと等により | 956,060,791円 |
| (ク) 公安調査庁 | |

職員に欠員があったこと等から、職員基本給を要することが少なかったこと等により

69,307,032円

(ケ) その他の組織 3,808,902円

計

10,558,968,289円

(2) 東日本大震災復興特別会計

歳入予算額の内訳は、

当初予算額 96,000円

であり、

収納済歳入額は、 458,598円

である。

この収納済歳入額を歳入予算額と比べると、 362,598円

の増加であった。

その要因は、

(目) 雑入が 393,926円

増加したこと等によるものである。

歳出予算現額の内訳は、

当初予算額 0円

予算補正追加額 0円

予算補正修正減少額 0円

予算移替増加額 1,384,041,000円

予算移替減少額 0円

前年度繰越額 24,554,908円

予備費使用額 0円

計

1,408,595,908円

であり、

支出済歳出額は、 1,337,765,268円

である。

この支出済歳出額を歳出予算現額と比べると、 70,830,640円

の差額を生ずる。

上記差額のうち、翌年度へ繰り越した額は、 9,927,000円

であり、不用となった額は、 60,903,640円

である。

不用額の内訳は、次のとおりである。

ア 法務局

事業規模の縮小による事業計画の変更をしたこと等から、登記業務庁費を要することが少なかったこと等により

| | |
|----------|-------------|
| | 59,165,713円 |
| イ その他の組織 | 1,737,927円 |
| 計 | 60,903,640円 |

4 適切な予算執行等の確保

(1) 行政事業レビューの実施

行政事業レビューは、「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に基づき、各府省に設置された官房長等を統括責任者とする「行政事業レビュー推進チーム」において、予算要求段階から事業の実態を把握し、外部有識者の知見も活用しながら事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算要求及び予算執行に反映する取組である。

平成29年度においては、平成29年4月20日に「平成29年度法務省行政事業レビュー行動計画」を策定し、法務省の全事業を72事業に整理した上で、そのうちの2事業について、平成29年6月23日に公開プロセス（インターネット中継による外部有識者を交えた公開の場での検証）を実施し、そのほかの事業についても「法務省行政事業レビュー推進チーム」による点検を行い、それらの結果を平成30年度予算概算要求に反映した。

概算要求への反映額は、31億8千5百万円の削減となっている。

なお、公開プロセスの取りまとめ結果は、次のとおりである。

法務省行政事業レビュー（公開プロセス）取りまとめ結果

| 事業名 | 評価結果 | 取りまとめコメント |
|-----------------|-------------|--|
| 検察総合情報管理システムの運営 | 事業全体の抜本的な改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・システムの再構築により、新技術、セキュリティ強化を充実させるとともに、コストを適正化する必要がある。 ・システム再構築の検討をスピードアップする必要がある。 ・成果目標に事務処理に係る時間コストを導入する必要がある。 |
| 人権擁護委員活動の実施 | 事業内容の一部改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護委員の認知度の向上に向けた取組及びその活動の国民周知に注力する必要がある。 ・学校教育と連携した活動のPDCAサイクルを回す必要がある。 ・企業への人材協力の要請、専門家の活用を図る必要がある。 ・人権擁護委員の活動や、その国民周知の際に、IT技術を活用した方法を積極的に導入する必要がある。 |

(2) 調達改善の取組について

調達改善の取組については、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）において、各府省庁がP D C Aサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むこととされたことなどを受け、法務省においても、調達改善計画を策定し、同計画に沿った調達を推進している。

平成29年度においては、平成29年3月27日に「平成29年度法務省調達改善計画」を策定し、電力調達・ガス調達の改善及び一者応札の解消について重点的に取り組むこととしているほか、共同調達の実施等を図ることを目標とし、その達成状況等について、平成29年12月7日に上半期における自己評価を実施した。なお、平成29年度終了後においても、自己評価を行うこととしている。

1 重要施策の概要

再犯防止施策を推進するための基盤となる矯正施設の環境整備を始めとする、国民が安全に安心して暮らせる社会（「世界一安全な国，日本」）の実現をすることはもとより、これらの治安関係を始めとする全ての法務行政を適正に実現するための土台となる法務省施設について、大規模災害に対する防災・減災能力の強化等を推進するため、以下の項目を重要施策とした。

(1) 矯正施設の環境整備を始めとする治安の物的基盤の強化

ア 矯正施設は、法務省が実施する各種の再犯防止施策の基盤であることから、かねてより施設・設備の老朽化対策に取り組んできたところ、平成29年6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」（「骨太の方針2017」）及び同年12月15日に閣議決定された「再犯防止推進計画」において、「矯正施設の環境整備」に取り組む旨が掲記されたことから、耐震性能を確保することはもとより、バリアフリー化等出所後の再犯防止に資する様々な機能を包括的に盛り込んだ施設整備を推進する必要がある。

また、刑事施設においては、かつて収容人員が定員を上回る過剰収容状態であったところ、収容棟の増築やPFI手法を活用した新設による収容能力の拡充等の効果もあり、過剰収容状態はもとより高率収容状態も解消しつつある。

しかし、矯正施設の整備については、これまで過剰収容対策を優先的に実施してきたため、一部の施設では、炊場、浴場、教室、講堂、運動場、処遇管理棟等の必要な建物機能が十分に整備できていない状態にあることから、これらの解消を図るために、平成29年度は、大阪拘置所ほか5施設の整備を進めている。

イ 犯罪等への的確な対処等を実現するための機能確保

検察庁においては、犯罪の凶悪化、組織化、国際化等に伴う事件の複雑化・困難化、さらには、法改正や新たな取組み等への対応等、検察の業務運営に必要な施設の整備を図る必要がある。

また、出入国管理を充実強化するための地方入国管理局施設の整備や、経済取引の重要なインフラである登記業務を支えるための法務局及び地方法務局施設等の整備も必要である。

(2) 防災・減災能力の強化等

法務省所管の施設の総数は平成29年4月1日現在、862施設であるが、その約半数に当たる411施設が現行の耐震基準制定前（昭和56年以前）に建てられたものであり、耐震性能の確保が急務となっている。

また、耐用年数を経過した防災設備も多数あり、防災設備等の機能不備も著しい状況にある。

さらに、法務省が保有する公務員宿舎は、12,735戸であり、そのうち2,297戸が、

財務省が定めた建替整備の基準となる年数を経過し、建て替え、耐震改修又は長寿命化改修による早期整備が必要となる宿舎（以下「老朽宿舎」という。）である。

これらの庁舎施設等及び宿舎の整備・改善は、環境改善・事務能率向上の観点からも急務であり、次の基本方針により鋭意整備を進めているところである。

ア 庁舎施設等の整備

耐震性能の低い施設の建て替え・耐震改修等とともに、インフラ長寿命化基本計画に基づき、平成27年1月に策定した「法務省インフラ長寿命化計画（行動計画）」にのっとり、施設の長寿命化に向け、適切な修繕・予防保全を行い、効率的・効果的な法務省施設の防災・減災対策を推進する。

イ 公務員宿舎の整備

法務省における公務員宿舎の整備については、公務員宿舎施設費（国家公務員宿舎法第4条第1項）で整備するほか、法務省施設費（同法第4条第2項第2号）等により整備することとしている。

2 年間業務の概要

(1) 施設費予算に関する事項

平成29年度一般会計法務省施設費は、老朽化した法務省施設の建て替えのほか防災設備の整備・改修のための経費等として、前年度当初予算額に比較し25億466万4千円増の236億5,277万8千円が認められた。また、東日本大震災からの復旧・復興対策経費である東日本大震災復興特別会計において、2億2,755万6千円が計上された。

また、特定国有財産整備計画に関する継続工事等として、財政投融资特別会計において、19億7,494万5千円を計上し、財務省所管一般会計において、3億9,116万4千円を計上した。

(2) 宿舎の整備に関する事項

法務省における老朽宿舎は、2,297戸に達しており、その整備が急がれているところであるが、財政当局と折衝した結果、平成29年度においては、90戸の宿舎設置が認められた。

ア 公務員宿舎施設費（国家公務員宿舎法第4条第1項） 0戸
（合同宿舎を除く。）

イ 法務省施設費（同法第4条第2項第2号） 90戸

(3) 工事契約等に関する事項

ア 入札・契約の適正化の促進、入札結果の迅速な公表等、透明性と公正性の確保に努めている。

イ 平成27年1月に策定された「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、適切な競争参加資格の設定等、発注関係事務の適切な実施に努めている。

ウ 品質確保の促進等を図るため、総合評価落札方式は、施工体制について評価を行う施工体制確認型を行っている。

また、いわゆるダンピング受注を防止するため、低入札価格調査を適切に実施し、一定基準値を下回った場合には、特に重点的な調査を行っている。

エ 刑務所出所者等を雇用する協力雇用主への支援の一環として、一部の工事の競争入札における総合評価落札方式による評価において、刑務所出所者等を雇用する協力雇用主に対するポイント加算を行っている。

(4) 工事の設計及び監督に関する事項

設計に当たっては、機能性はもちろん、地域の活性化及び景観に貢献するように配慮し、喜連川少年院改修等の実施設計を行っている。また、施設整備においては、国際法務総合センター、大阪拘置所、駿府学園、沖縄少年院・沖縄女子学園（仮称）等の工事を実施しており、そのうち、国際法務総合センターA、B工区、駿府学園第1期工事が完了している。

施設課発注の工事の監督については、当課職員が総括監督員をはじめ、監督職員として監督業務を行っている。

(5) 積算業務に関する事項

大阪拘置所第2期整備等について、積算関係基準及び施工条件に基づき、適正な工事及び業務の積算業務を実施した。

(6) 設計及び工事の技術に関する事項

ア 大阪拘置所第2期整備などの工事及び業務に係る技術審査事務を適切に実施した。

イ 施設整備の品質を確保するため、矯正施設の基本的性能基準及び設計標準など技術基準類の整備を行った。

(7) 国際協力に関する事項

矯正施設における最新技術の情報共有及び技術協力を図ることを目的として、インドネシア共和国で開催された第6回アジア矯正建築会議（ACCFA）に出席した。

同会議には、アジア11か国とICRC（赤十字国際委員会）ほか2組織が参加している。また、第7回の準備会議がスリランカで行われ出席した。

(8) 工務検査に関する事項

工事における品質確保のため、法務省所管工事監督実施要領、工事の事故等の報告の手順等の整備及びコンサルタント業務成績評定要領及び運用の改正を行い、所管各庁に周知した。

3 平成29年度工実施状況

(1) 一般会計による工事

ア 法務総合庁舎

宇都宮法務総合庁舎ほか6施設の新営工事等を実施した。

（計7,839,879千円）

イ 法務局

岡山地方方法務局ほか1施設の調査，設計業務を実施するなどした。

(計32,388千円)

ウ 刑務所

静岡刑務所の設計業務を実施した。

(計178,886千円)

エ 拘置(支)所

大阪拘置所ほか1施設の新営工事等を実施した。

(計5,047,554千円)

オ 少年院

沖縄少年院ほか2施設の新営工事等を実施した。

(計4,310,052千円)

カ 矯正施設の職員宿舍整備

松江刑務所の新営工事等を実施した。

(計517,983千円)

キ 各所営繕

法務省施設の改修，修繕工事等を実施した。

(計3,365,520千円)

(2) 東日本大震災復興特別会計による工事

法務総合庁舎

水戸法務総合庁舎の取壊し工事，調査業務を実施した。

(計226,544千円)

(3) 財政投融资特別会計・財務省所管一般会計による工事

継続事案である国際法務総合センター及び福岡第2法務総合庁舎の新営工事を実施した。

(計2,349,014千円)

4 平成28年度法務省所管国有財産の概況

(1) 国有財産の現在額

法務省所管の国有財産の総額は，1兆3,238億6,499万円(平成29年3月31日現在)となっており，そのうち一般会計の行政財産は，1兆3,158億4,012万円(99.39%)，普通財産は80億2,486万円(0.61%)となっている。

なお，これを国全体から見ると，その総額106兆79億円の約1.25%，行政財産23兆4645億円の約5.61%を占めている。

(注) 国全体の国有財産の総額は，国有財産法第33条第2項の規定に基づき財務大臣が調製した平成28年度国有財産増減及び現在額総計算書による。法務省所管の国有財産の総額を組織別及び分類別に見ると別表のとおりである。

(2) 国有財産の増減額

平成28年度中の法務省所管の国有財産の総増加額は752億7,010万円，総減少額は431億3,499万円で，321億3,511万円の純増となっている。

別表

法務省所管組織別国有財産現在額

(平成29年3月31日現在)

| 組織別 | 土 | | 地 | 立木竹 | | 建物 | | 工作物 | | 船舶 | | 地上権等 | | 割合 (%) | |
|--------------|-------------------|--------------------|---|------------------|----------------|------------------|--------------------|-----------|--------------------|-----------|----------------|-----------|----------------|----------------------|-------|
| | 数量 (㎡) | 価 格 (千円) | | 数量 (延べ㎡) | 価 格 (千円) | 数量 (隻) | 価 格 (千円) | 数量 (㎡) | 価 格 (千円) | 数量 (隻) | 価 格 (千円) | 数量 (㎡) | 価 格 (千円) | | |
| <行政財産> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法務省 | 312,960 | 247,137,276 | | 72,098 | | 222,147 | 12,733,386 | | 1,419,732 | | | | | 261,362,493 | 19.9 |
| 検察庁 | 803,816 | 84,024,658 | | 216,001 | | 860,819 | 60,507,430 | | 13,674,128 | | | | | 158,422,218 | 12.0 |
| 法務局 | 704,782 | 70,439,139 | | 313,760 | | 854,572 | 54,119,503 | | 10,719,899 | | | | | 135,592,303 | 10.3 |
| 矯正官署 | 36,583,729 | 386,387,427 | | 1,821,643 | | 4,291,978 | 245,815,380 | | 87,721,414 | 5 | 51,948 | 52 | 6 | 721,797,821 | 54.9 |
| 更生保護官署 | 10,456 | 1,192,049 | | 2,295 | | 6,507 | 326,833 | | 49,747 | | | | | 1,570,925 | 0.1 |
| 入国管理局 | 187,432 | 11,273,970 | | 103,097 | | 156,631 | 19,003,115 | | 4,002,814 | | | | | 34,382,997 | 2.6 |
| 公安調査庁 | 4,573 | 2,661,252 | | 535 | | 2,297 | 48,873 | | 707 | | | | | 2,711,368 | 0.2 |
| 行政財産計 | 38,607,751 | 803,115,773 | | 2,529,433 | | 6,394,954 | 392,554,522 | | 117,588,444 | 5 | 51,948 | 52 | 6 | 1,315,840,128 | 100.0 |
| <普通財産> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 普通財産計 | 2,790 | 8,024,868 | | - | | - | - | | - | | | | | 8,024,868 | |
| 法務省総計 | 38,610,541 | 811,140,642 | | 2,529,433 | | 6,394,954 | 392,554,522 | | 117,588,444 | 5 | 51,948 | 52 | 6 | 1,323,864,997 | |

(注) 1 法務本省には、法務総合研究所を含む。

2 検察庁には、法務総合研究所支所を含む。

3 矯正官署には、矯正研修所を含む。

4 該当係数がない場合は「-」で表示している。数量及び金額の表示は、端数及び千円未満を切り捨てているので、合計とその内訳は必ずしも一致しない。

(業務の実施状況)

1 職員の安全保持及び保健関係

- (1) 職員の安全管理, 健康管理に関する施策を充実し, 安全意識の高揚, 健康の保持増進を図り, 公務能率の向上に資することを目的に, 人事院・内閣官房内閣人事局主唱, 法務省主催による「国家公務員安全週間」(7月1日～7日)及び「国家公務員健康週間」(10月1日～7日)を実施した。
- (2) 本省職員を対象とした一般定期健康診断(1月26日, 9月25日～29日, 11月27, 28日)並びに人事院規則10-4別表第3に掲げる業務に従事する本省職員を対象とした特別定期健康診断及びVDT作業に従事する本省職員を対象とした健康診断(1月26日, 6月28日)を実施し, また, 心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)及び同結果に基づく面接指導等を実施した。
- (3) 本省職員及びその配偶者の受診希望者を対象とした人間ドックを実施した。
- (4) 心の健康に関する正しい知識の習得及び職場における心の健康づくりの必要性の認識の向上を目的として, 本省職員を対象とした「心の健康づくり研修」(6月26日, 12月11日)を実施した。

2 財形貯蓄・財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄関係

法務省における勤労者財産形成貯蓄等に関する事務を行っている。

3 災害補償関係

平成29年中の認定件数は, 522件(公務災害458件, 通勤災害64件)である。

4 共済組合関係

法務省共済組合(以下「組合」という。)は, 本部及び82支部で構成され, 平成29年末における組合員は30,238人, 被扶養者は28,438人である。

組合の事業の概要は, 次のとおりである。

(1) 短期給付事業

組合員及びその被扶養者の病気, 負傷, 出産, 死亡, 休業及び災害に関する給付事業であり, 保健給付, 休業給付等の法定給付のほかに組合独自の附加給付を行っている。

(2) 長期給付事業

組合員の退職, 障害及び死亡に関する給付事業であり, 老齢給付(老齢厚生年金), 障害給付(障害厚生年金・障害手当金)及び遺族給付(遺族厚生年金)を行っている。

(3) 福祉事業

組合は, 福祉事業として保健, 医療, 貯金, 貸付, 物資及び財形持家融資の各事業を行っている。

ア 保健事業

組合員及び被扶養者の健康の保持増進を目的とした、特定健康診査・特定保健指導、一般定期健康診断助成、人間ドック受診助成等の健康支援事業及び宿泊助成等の福利厚生サービスの提供を目的とした余暇支援事業を実施している。

イ 医療事業

組合員の病気やけがの治療及び健康管理を目的として、本省、検察庁等全国8か所に直営診療所を設置している。

ウ 貯金事業

団体傷害保険、団体定期保険、団体医療保険、団体年金保険等の事業を行っている。

エ 貸付事業

組合員の臨時の支出、物資購入、教育、結婚、医療、葬祭、災害及び住宅の購入等に要する費用の貸付けを行っている。

オ 物資事業

物資供給事業として、売店及び食堂等の業者への経営委託事業等を行っている。

カ 財形持家融資事業

財形貯蓄を行っている組合員に対し、持家の取得等に必要な資金を融資する事業を行っている。

司法法制部

法務省組織令第13条、第14条、第20条、第21条

司法法制部には、司法法制課及び審査監督課の2課並びに参事官が置かれており、その所掌事務は、①司法制度に関する企画及び立案、②司法試験制度に関する企画及び立案、③内外の法令及び法務に関する資料の整備及び編さん並びに法令外国語訳の推進、④法制審議会の庶務、⑤国立国会図書館支部法務図書館、⑥法務省の所掌事務に関する統計、⑦日本司法支援センター評価委員会の庶務、⑧日本司法支援センターの組織及び運営（日本司法支援センターの役員の身分に関するものを除く。）、⑨総合法律支援、⑩法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成、⑪弁護士法第5条の認定、⑫外国法事務弁護士、⑬債権管理回収業の監督、⑭裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の規定による民間紛争解決手続の業務の認証に関する事務である。

〈重要施策の概要〉

1 司法制度等に関する企画及び立案

裁判所法の一部を改正する法律（平成29年法律第23号）及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成29年法律第17号）の立案を行い、第193回通常国会に提出したところ、いずれの法律も成立・公布された。

また、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第82号）及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第83号）の立案を行い、第195回特別国会に提出したところ、いずれの法律も成立・公布された。

2 日本司法支援センターを中核とした総合法律支援制度の推進

裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士その他の他人の法律事務を取り扱うことを業とする者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（総合法律支援）の実施及び体制の整備に関する事項を定めた総合法律支援法が平成16年6月に公布され、これに基づき、平成18年4月10日に日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）が設立され、同年10月2日から全国で業務が開始された。

司法法制部では、支援センターが真に国民の要請に応える法的サービスを提供できるよう、その体制の整備を含めた総合法律支援制度の推進に努めており、平成29年においては、第190回通常国会において成立した総合法律支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第53号）の全面施行に対応するため、平成29年9月27日、日本司法支援センター業務方法書の変更を認可し、さらに、総合法律支援法施行規則の改正に関する事務を行い、同年10月13日、総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令が公布された。

1 司法制度等に関する企画及び立案等

司法制度等に関する企画及び立案、法務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する法令案の作成に関する事務をつかさどっている。

(1) 法律案の立案

ア 第193回国会（常会）において成立した法律

- ・ 裁判所法の一部を改正する法律（平成29年法律第23号）
近年の法曹養成制度をめぐる状況の変化に鑑み、法曹となる人材の確保の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行うもの
- ・ 裁判所職員定員法の一部を改正する法律（平成29年法律第17号）
判事の員数を50人増加し、判事補の員数を23人、裁判所の職員の員数を35人減少するもの

イ 第195回国会（特別会）において成立した法律

- ・ 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第82号）
一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を改定するもの
- ・ 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第83号）
一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定するもの

(2) 司法制度に関する調査研究について

上記(1)の立案に伴う調査研究のほか、裁判所・裁判官制度、裁判官・検察官の処遇の改善、司法試験制度、法曹養成制度、弁護士制度等について、調査研究を行った。

(3) 法曹人口、法曹養成制度について

ア 法曹人口については、司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）において、当時1,000人程度であった司法試験の合格者数を、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、平成22年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。」とされていたが、合格者数を3,000人程度とする目標は、平成22年以降も達成しておらず、法曹養成制度検討会議取りまとめ及びこれを是認した「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）において、上記目標は現実性を欠くとして事実上撤回されるとともに、閣僚会議の下であるべき法曹人口につき提言すべく検討を進めるとされた。

これを受け、閣僚会議である法曹養成制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）の下、内閣官房に置かれた法曹養成制度改革推進室において、法曹人口の在り方の検討を進め、平成27年6月30日、推進会議は、「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）」を取りまとめるとともに、「法曹養成制

度改革の更なる推進について」(以下「推進会議決定」という。)を決定した。

推進会議決定では、法曹人口の在り方につき、司法試験合格者数でいえば、現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきであるとされるとともに、法務省において、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分に応えることのできる法曹の輩出規模につき引き続き検証を行うこととされた。法務省では、推進会議決定に基づき、必要なデータ集積を進めているところである。

イ 法曹養成制度については、平成14年の臨時国会において、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成14年法律第138号)及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成14年法律第139号。以下「連携法」という。)が成立した。これにより、次のとおりとされた。

(ア) 学校教育法上の専門職大学院の一つとして法科大学院を定義した上、法科大学院を新たな法曹養成制度における中核的教育機関と位置づけ、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習と有機的連携の確保を図ること(連携法)。

(イ) 司法試験については、法科大学院を修了した者に受験資格を認め、試験の方法や試験科目等を改めること(司法試験法)。

(ウ) 司法修習生の修習については、その期間を1年6月から1年に短縮すること(裁判所法)。

また、「法曹養成制度改革の推進について」(平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定)において、司法試験につき、受験回数制限を緩和すること及び短答式科目を憲法、民法及び刑法に限定することが決定され、それを踏まえ、司法試験法の一部を改正する法律(平成26年法律第52号)が第186回通常国会において可決・成立した。これにより、平成27年の司法試験から、受験回数制限が、法科大学院課程の修了の日又は予備試験の合格発表の日後の最初の4月1日から5年以内に3回までから5年以内は毎回受験できるように緩和され、短答式試験の試験科目が憲法、民法及び刑法に限定された。

ウ 法科大学院は、最も多い時期で74校が開設されていたが、平成29年12月時点で、17校が既に廃止され、14校が学生の募集を停止し、4校が学生の募集停止を表明している。

エ 連携法において、国の責務として、法科大学院における法曹である教員の確保等のために必要な施策を講ずることと定められたことを受け、平成15年の通常国会において、裁判官及び検察官等が法科大学院における教員としての業務

を行うための派遣に関し必要な事項などについて定めた法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律が成立し、法務省においても、検察官教員を法科大学院に派遣してきたところであるが、法科大学院の組織見直しの一環として、平成26年4月、「法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について」（法曹養成制度改革推進会議決定）が決定され、平成27年度から検察官教員の派遣の見直しが実施されているところである。この見直し方策については、推進会議決定（平成27年6月30日）において、平成28年度以降も継続的に実施することとされた。

なお、平成29年度は、20名の検察官が25校の法科大学院に派遣されている。
オ 司法修習生に対する経済的支援については、平成16年度の裁判所法改正により、それまでの給与を支給する制度（給費制）に代えて、国が希望者に対して修習資金を貸与する制度（貸与制）が導入され、平成23年11月から司法修習を開始した司法修習生から適用された。

その後、推進会議決定において、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習生に対する経済的支援の在り方について検討することとされたほか、平成28年6月に閣議決定されたいわゆる骨太の方針においても、「司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材の確保の充実・強化…を推進する」ことがうたわれたことを受け、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、平成29年4月、修習給付金制度の創設等を内容とする裁判所法の一部を改正する法律（平成29年法律第23号）が成立した。この修習給付金制度は、同年11月に司法修習を開始した司法修習生から適用されている。

(4) 弁護士と隣接法律専門職種との役割分担について

司法書士、弁理士等の隣接法律専門職種の活用は、利用しやすい司法制度を実現する観点から、弁護士偏在問題や弁護士の専門性を補完する重要な検討課題であるところ、司法制度改革における議論を踏まえ、各業法の改正が行われたほか、それ以降も必要な改正が行われてきた。

ア 訴訟手続における活用

(ア) 司法書士

司法制度改革を踏まえた平成14年の法改正により、所定の研修を修了し、法務大臣の認定を受けた司法書士は、簡易裁判所における訴訟及び簡易裁判所の事物管轄を基準とする調停・即決和解事件の代理をすることができることとされた。また、平成17年の法改正により、司法書士が自ら代理人として手続に関与している事件の上訴の提起について代理ができることとされた。

(イ) 弁理士

司法制度改革を踏まえた平成14年の法改正により、所定の研修を修了し、経済産業大臣が実施する試験に合格した弁理士は、特許権等の侵害訴訟の代理をすることができることとされた。

(ウ) 社会保険労務士

平成26年の法改正により、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所の許可を得ることなく、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述することができることとされた。

(エ) 税理士

司法制度改革を踏まえた平成13年の法改正により、税務訴訟において、裁判所の許可を得ることなく、補佐人として、弁護士である訴訟代理人と共に裁判所に出頭し、陳述することができることとされた。

(オ) その他の隣接法律専門職種

行政書士及び土地家屋調査士等の訴訟手続への関与については、司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会）において、将来の検討課題とされている。

イ ADRにおける活用

司法制度改革推進本部は、平成16年11月26日、「今後の司法制度改革の推進について」を決定し、司法書士、弁理士、社会保険労務士及び土地家屋調査士について、一定範囲のADR代理権を付与する方向性を示した。そして、これを受けて、平成17年の通常国会において、上記のとおり、各士業の業法の改正が、平成26年の臨時国会において、社会保険労務士法の改正がそれぞれ行われた。

(ア) 司法書士

所定の研修を修了し、法務大臣の認定を受けた司法書士は、紛争の目的の価額が簡易裁判所の事物管轄の上限（140万円）を超えない民事紛争に関する調停、あっせん、仲裁の手続について代理することができる。

(イ) 弁理士

特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは特定不正競争に関する事件又は著作物に関する権利に関する事件の調停、あっせん、仲裁の手続（経済産業大臣が指定する団体が行うものに限る。）について代理することができる。

(ウ) 社会保険労務士

所定の研修を修了し、厚生労働大臣が行う試験に合格した社会保険労務士は、①個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき紛争調整委員会が行うあっせんの手続、②地方自治法に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う個別労働関係紛争のあっせんの手続、③雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づき紛争調整委員会が行う調停の手続、④個別労働関係紛争に関する和解の仲介の手続（厚生労働大臣が指定する団体が行うものに限る。）について代理することができる（ただし、④については、紛争の目的の価額が120万円を超える場合

には、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る。。

(エ) 土地家屋調査士

所定の研修を修了し、法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士は、土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る和解の仲介の手續（法務大臣が指定する団体が行うものに限る。）について代理することができる（ただし、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限る。）。

(オ) 税理士、不動産鑑定士及び行政書士

税理士、不動産鑑定士及び行政書士の代理人としての活用の在り方については、上記司法制度改革推進本部決定において、「裁判外紛争解決手續の利用の促進に関する法律の施行後におけるこれらの隣接法律専門職種の手続実施者としての実績等が見極められた将来において改めて検討されるべき課題とする」としており、今後の検討課題とされている。

ウ その他の活用

平成26年に行政書士法及び弁理士法がそれぞれ改正され、同改正により、行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手續について代理し、及びその手續について官公署に提出する書類を作成することを業とすることができるものとされ、弁理士については、意匠又は商標に係る国際登録出願に関する手續の代理等を行うことができることとされた。

(5) 弁護士制度及び弁護士を巡る諸問題について

ア 弁護士制度改革

(ア) 司法制度改革における弁護士法の改正

弁護士制度については、司法制度改革における、平成15年及び平成16年の2度にわたる弁護士法改正により、①弁護士資格の特例の拡充・整理、②弁護士の公務就任の自由化、③弁護士の営利業務の従事に関する許可制の届出制への変更、④弁護士の報酬基準の撤廃、⑤弁護士の懲戒手續の透明化・迅速化・実効化、⑥弁護士法第72条（非弁護士による弁護士業務の禁止規定）の規制範囲に関する予測可能性の確保等の措置が講じられた。

このうち、①は、従前から存在していた弁護士資格の特例について、次のような拡充及び整理を行ったものであるが、ここで資格の要件とされた法務大臣の認定に関する事務（弁護士資格認定事務）は、司法法制部において担当している。

a 弁護士資格の特例の拡充

- ・ 司法試験合格後5年以上国会議員の職に在った者
- ・ 司法試験合格後7年以上企業法務担当者や公務員として所定の法律関係事務に従事していた者

- ・ 5年以上いわゆる特任検事（副検事を3年以上経験し、政令で定めた試験に合格して検事になった者）の職に在った者
以上の者に対して、所定の研修を修了し、かつ、法務大臣の認定を受けることを要件として弁護士資格を付与する。

b 弁護士資格の特例の整理

- ・ 5年以上大学の法学の教授・助教授の職に在った者に対して弁護士資格を付与していた制度について、司法試験合格、研修の修了及び法務大臣の認定を要件として追加する。
- ・ 司法試験合格後5年以上簡易裁判所判事、内閣法制局参事官等の職に在った者に対して弁護士資格を付与していた制度について、研修の修了及び法務大臣の認定を要件として追加する。

(イ) 規制改革

弁護士制度については、「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定、平成20年3月25日改定、平成21年3月31日再改定）等において、弁護士法第72条の見直し等が課題として提起され、平成22年に報告された「規制改革推進のための3か年計画等のフォローアップ結果について」（平成22年12月10日）において、措置状況の検討を進める予定とした。

その後、平成27年10月27日、規制改革会議の下に設置された投資促進等ワーキング・グループにおいて、グループ企業間の法律事務の委託に関する弁護士法第72条の適用についてヒアリングが行われ、同ワーキング・グループの検討結果等を踏まえ、「規制改革実施計画」（平成28年6月2日閣議決定）において、弁護士法第72条の規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保するという観点から検討を行い、必要な措置を講ずることとされた。

これを受けて、法務省において必要な検討を行い、その結果を法務省ホームページにおいて公表している。

イ いわゆるFATF問題

平成元年のG7アルシュサミットでマネーロンダリング対策のために召集された政府間会合である金融活動作業部会（FATF）は、マネーロンダリング対策に関する国際標準である「40の勧告」を定めているが、平成13年2月から同勧告の改訂作業が進められ、平成15年6月のベルリンでの全体会合において、改訂案が採択された。

改訂された「40の勧告」は、①弁護士、公証人、公認会計士等の専門職業家が、一定の取引に従事するなどした場合には、これら弁護士等に対して、金融機関同様、顧客の本人確認義務及び犯罪収益又はテロ資金供与にかかる疑わしい取引に関する情報を当局等へ届け出る義務等を課する一方、②弁護士等の守秘義務の範囲に属する事項については、疑わしい取引に関する情報を当局等へ届け出る義務を負わない旨を規定している。同勧告については、平成16年末か

ら各国による相互審査手続が開始されており、平成19年から20年にかけて行われた第3次対日相互審査では、弁護士を含む法律専門家に対する勧告の実施について、総じて低い評価が下され、これまで数次にわたり、我が国のF A T F勧告実施の進捗状況が報告されている。なお、同勧告は平成24年2月に「40の勧告」と「9の特別勧告」を一本化し、新「40の勧告」として改訂された。

平成19年には、同勧告の内容を実施するため、犯罪による収益の移転防止に関する法律が第166回通常国会において成立した。同法第8条第1項は「弁護士等による顧客等又は代表者等の本人確認、本人確認記録の作成及び保存並びに取引記録等の作成及び保全に相当する措置については、第二条第二項第四十号から第四十三号までに掲げる特定事業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。」と規定しているものの、弁護士の疑わしい取引の届出義務については規定していない。

その後、第3次F A T F対日相互審査での指摘事項に関する議論等を踏まえ、平成23年及び平成26年の2回にわたり、犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正が行われ、弁護士を含む特定事業者が本人特定事項を確認すべき範囲の拡大や、特定事業者の体制整備等の努力義務の拡大などの変更がなされたが、これらの変更について、日本弁護士連合会は、依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程及び同規則を改正して対応している。

(6) 法教育

法教育については、法教育推進協議会（9ページ参照。）における検討を踏まえ、更なる法教育の普及・充実に向けた取組を推進している。

平成24年度から27年度にかけて、小学校、中学校、普通科高等学校、専門学科及び総合学科高等学校における、法教育の実践状況に関する調査を順次実施するとともに、これらの調査結果を踏まえ、平成25年度には小学生向け教材、平成26年度には中学生教材を作成・配布した。さらに、平成27年度には、法教育推進協議会の下に、実際に学校現場で教鞭を執っている教職員や法律関係者等を構成員とする法教育教材作成部会を設置し、高校生向け法教育教材並びに小学生及び中学生向け視聴覚教材の作成に向けた検討を行った。

その他、法教育に関しては、法教育マスコットキャラクター「ホウリス君」を用いた広報、各学校における法教育授業への講師派遣、法の日週間記念行事「法の日フェスタ」における公開法教育授業等を実施している。

2 法令及び法務に関する資料の整備及び編さん並びに法令の外国語訳の推進

(1) 法令の収集・整備

ア 法令整備基本データの作成

慶応3年（1867年）以来現在までに制定された法令（法律、政令、府省令、法規性のある告示等）について、その制定、改廃沿革等の法令整備基本データを作成し、法令整備・編さん業務データベースシステムに入力し整備している。

イ 法令に関する照会に対する回答

本省内部部局、検察庁、法務局等のみならず、他府省、地方公共団体又は民間からの法令に関する照会（公布年月日・番号、一部改正法令の有無、それらの内容又は現在における効力の有無等）に対し、法令整備基本データ及び法令全書等により慎重に調査した上、回答を行っている。

ウ 法令整備基本データの活用

法令の改廃沿革等の検索・閲覧の用に供するため、法令整備基本データを法務省共通データベースシステムや総務省の法令データ提供システム（e-Gov）に提供し、その有効利用を図っている。

(2) 法令集の編さん・刊行

ア 「現行日本法規」の編さん

現に効力のある法令を体系的に分類、編集した加除式綜合法規集である「現行日本法規」の編さんを行っている。現在の編成は本文50編100巻（126冊）、索引3巻、旧法令改廃経過1巻、主要旧法令5巻、参照条文索引3巻及び法定刑一覧1巻の計113巻（139冊）となっている。

平成29年中に発行した追録は、第11192号から第11491号までの300追録101、450ページである。

また、編さんの過程において、終期の到来等の事由により効力を失っている法令及び現在において實際上その適用される余地がほとんどなく、実効性を喪失していると思われる法令に接したときは、その調査を行って、これを法令集に登載するか否かを決し、更に、その調査結果を法令整備・編さん業務データベースシステムに入力して整備している。

イ 「法務省組織関係法令集」の編さん

法務省の組織に関する現行の法令を収録した上、各法条ごとに、その制定時から現在に至るまでの新旧条文を掲げ、その改正経過を明らかにした加除式の体裁による「法務省組織関係法令集」の追録について編さんを行った。

(3) 内外の法令及び法務に関する資料の収集・整備

社会の国際化の一層の進展に伴い、これに適切に対応する法制度を検討するためには、外国法令の収集・整備が法務行政の運営上欠くことのできない重要な業務となっている。

ア 諸外国の法制度及び法務に関する資料について、外部の専門家等に委嘱している翻訳は、次のとおりである。

- ・ フランス民事執行法典（法律部・規則部）

イ 司法法制部では、立法参考資料等として、従来から欧米諸国の法令の収集を行っており、さらに、我が国と交流の盛んな近隣アジア諸国の法令の収集にも務め、韓国法務部と法令集、判例集、統計資料等の資料交換を行っている。平成29年は、韓国法務部及びドイツ・マックスプランク研究所に対し、次の資料

を送付した。

- ・ 法務年鑑（平成28年）
- ・ 平成28年 民事・訟務・人権統計年報Ⅰ，Ⅱ
- ・ 平成28年 検察統計年報
- ・ 平成28年 矯正統計年報Ⅰ，Ⅱ
- ・ 平成28年 保護統計年報
- ・ 平成28年 出入国管理統計年報

また、現行韓国六法（追録）について、本省内部部局、所管各庁に随時配布・整備した。

ウ 他の官庁から執務上参考となる資料を受け入れ、本省内部部局に配布したほか、法務図書館に引き継いで職員の利用に供した。

平成29年は、「司法修習ハンドブック」、「司法研修所論集」、「司法研究報告書」を受け入れた。

また、最高裁判所が毎月1日と15日に発行する「裁判所時報」について、最高裁判所の許可を得て印刷し、本省内部部局及び検察庁、法務局に配布した。

(4) 資料の編さん・刊行

平成29年は、次の資料を編さん・刊行し、本省内部部局及び所管各庁等に配布した。

| 標 題 | 刊行年月 | ページ数 | 規 格 |
|----------------|-------|------|-----|
| 司法法制部季報（第144号） | 29. 2 | 47 | A 4 |
| 司法法制部季報（第145号） | 29. 6 | 60 | A 4 |
| 司法法制部季報（第146号） | 29.10 | 111 | A 4 |
| 法務年鑑（平成28年） | 29.11 | 503 | A 5 |

ア 「司法法制部季報」は、年3回（2月、6月、10月）発行している機関誌で、司法法制部が所掌する事務のトピックや執務上参考となる情報等を取りまとめたものであり、平成29年は、第144号から第146号を発行した。

イ 「法務年鑑（平成28年）」は、平成28年1月1日から12月31日までの1年間における法務省（内部部局・審議会等・施設等機関・地方支分部局・外局）の業務運営状況を概観したものである。

収録内容は、第1部「総説」では、法務省全体としてどのようなところに重点を置いて業務が運営されたのか、組織の変動や所管事務、予算の規模はどのようなものであったのかを概説し、第2部「業務の概況」では、各部門別に重要施策や業務実施状況等について、説明の参考となる図表を用いて前年との比較を示すなどしてわかりやすく説明している。また、「付録」として、平成28年に公布（又は発出）された法務省主管の法律、政令、省令及び訓令・通達のほか、主要な行事、主要な人事等を掲載しており、法務省の1年の動きをこの

年鑑から見て取ることができる。

この年鑑は、法務省の業務運営状況を積極的に発信するとともに、法務省の施策について国民の理解を得る目的から、法務省ホームページに掲載しており、いつでも閲覧することができるようになっている。

(5) 判例集等の編さん・刊行

各種判例集等について、次のとおり刊行し、本省内部部局及び検察庁、法務局等に配布した。

| 資料名 | 発行巻号数 | 発行回数 |
|--------------|-------------------------|------|
| 最高裁判所判例集 | 70巻7～8号, 71巻1～6号, 70巻索引 | 9 |
| 高等裁判所刑事裁判速報集 | 平成28年版 | 1 |

(6) 日本法令の外国語訳の推進

司法制度改革推進本部は、法令外国語訳推進に関する国内外の経済界等の強い要望を受けて、「我が国の法令が容易かつ正確に理解されることは極めて重要であり、我が国の法令の外国語訳を推進するための基盤整備を早急に進める必要がある。今後、政府として、(中略)法令外国語訳の推進に積極的に取り組む必要がある。」として、法令外国語訳の推進を政府の施策として決定した。

この法令外国語訳推進の業務は、従前、内閣官房において進められてきたが、関係省庁連絡会議の決定により、平成21年度からは、法務省がこれを承継し、「法令用語日英標準対訳辞書」(法令の翻訳の指針となる法令用語の日英対訳を記載した辞書。以下「標準対訳辞書」という。)の充実・改訂及び機能的なホームページの設置・維持の作業を担うとともに、法令外国語訳推進のための基盤整備に関する事項について専門的検討を行うための「日本法令外国語訳推進会議」を開催することとされた。

司法法制部は、これらを受けて、平成29年中、上記推進会議を11回開催し、標準対訳辞書について、関係府省における翻訳成果や有識者・利用者の意見等を踏まえた改訂作業を行った。

また、平成21年4月から運用を開始した「日本法令外国語訳データベースシステム」(平成29年12月31日現在、翻訳法令614本を公開)を安定的に運用し、翻訳整備計画に基づく翻訳法令、その他日本法令に関する情報を広く国際的に発信しており、同システムへの国内外からのアクセス件数は、約2,054万件に上った。

3 法制審議会に関する事項 (286～288ページ参照)

4 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項 (101～105ページ参照)

5 法務に関する統計事務

統計調査等業務の業務・システム最適化計画(2006年(平成18年)3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づく各種業務統計の公表に努めた。

また、総務省政策統括官(統計基準担当)主管の統計の整備、改善等に関する関

係各府省等との会議に出席した。

6 法務に関する統計資料の編さん及び刊行

平成29年中に刊行した統計資料は、次の表のとおりである。

| 資 料 名 | 収録期間 | 刊行年月 | ページ数 | 規格 | 年・月刊の別 |
|---------------------|-------------|-------|------|-----|--------|
| 平成28年 民事・訟務・人権統計年報Ⅰ | 28. 1～28.12 | 29. 7 | 217 | A 4 | 年刊 |
| 〃 Ⅱ | 28. 4～29. 3 | 29. 9 | 79 | A 4 | 年刊 |
| 平成28年 検察統計年報 | 28. 1～28.12 | 29. 8 | 553 | A 4 | 年刊 |
| 平成28年 矯正統計年報Ⅰ | 28. 1～28.12 | 29. 7 | 385 | A 4 | 年刊 |
| 〃 Ⅱ | 28. 1～28.12 | 29. 7 | 269 | A 4 | 年刊 |
| 平成28年 保護統計年報 | 28. 1～28.12 | 29. 7 | 255 | A 4 | 年刊 |
| 平成28年 出入国管理統計年報 | 28. 1～28.12 | 29. 7 | 320 | A 4 | 年刊 |

7 総合法律支援の実施及び体制の整備に関する事務

総合法律支援に関する事務を所掌する司法法制部司法法制課では、主な事務として、①日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の業績評価に関する事務を行う「日本司法支援センター評価委員会」の庶務、②支援センター関連予算の要求、③国選弁護人等の報酬基準の変更等、各種大臣認可事項に関する事務、④支援センターの組織及び業務運営の在り方を含む総合法律支援の実施及び体制の整備に関する施策の企画・立案、⑤これらに関する関係機関等との協議・連絡調整等を行っており、平成29年は、特に、下記の事務を行った。

- (1) 日本司法支援センター評価委員会に関する事項（285～286ページ参照）
- (2) 各種大臣認可に関する事項等

平成29年は、以下の法令等の策定・改正作業を行った。

ア 平成29年3月21日法務大臣認可

- ・ 日本司法支援センター業務方法書の変更

日本司法支援センターが日本弁護士連合会から委託を受けて行っている業務の実施予定期間等を変更するもの

イ 平成29年9月27日法務大臣認可

- ・ 日本司法支援センター業務方法書の変更

- ・ 法律事務取扱規程の変更

総合法律支援法の一部を改正する法律の全面施行に伴うもの

ウ 平成29年10月13日改正

- ・ 総合法律支援法施行規則

総合法律支援法の一部を改正する法律の全面施行に伴うもの

エ 平成29年12月28日改正

- ・ 総合法律支援法施行規則

日本司法支援センターの役職員の再就職に係る届出事項を追加するもの

(3) 東日本大震災の被災者の法的支援体制整備について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、多くの被災者がこれまでに経験したことがない法的紛争に直面することが予想されたことから、支援センターにおいて、被災者の生活再建が速やかに図られるよう、①関係士業との共催による電話相談、②フリーダイヤルによる相談窓口の設置、③巡回相談等を積極的に活用した被災地における民事法律扶助の実施、④被災地出張所の開設、⑤業務方法書変更による被災者を対象とした民事法律扶助の特例措置等の被災者支援の取組を実施してきたところである。さらに、平成24年4月1日に震災特例法が施行され、東日本大震災法律援助事業（東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に平成23年3月11日において住所等を有していた者に対し、その者の資力状況にかかわらず、法律相談を行い、東日本大震災に起因する紛争について、訴訟代理、書類作成等に係る援助を行う業務）を実施している。司法法制課では、これらの法的支援体制の整備のため、関係機関・団体等との連絡調整、必要な予算の確保等の事務を行った。

審査監督課

法務省組織令第14条、第21条

1 外国法事務弁護士に関する事務等

(1) 外国法事務弁護士となる資格の承認に関する審査事務

外国弁護士となる資格を有する者が外国法事務弁護士となるためには、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」に定めるとおり、法務大臣から外国法事務弁護士となる資格に関する承認を受け、かつ、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に登録を受けなければならない。

外国法事務弁護士となる資格の承認に関する事務においては、利用者の便宜のために作成・公表している「承認・指定申請の手引」に基づき、承認・指定申請手続の円滑化及び承認までの期間の短縮化に努めている。

外国法事務弁護士制度の発足以来、平成29年末までの承認及び登録に関する状況は次の表のとおりである。

なお、登録者総数1023人のうち、制度が発足してから平成29年末までに登録を取り消した者の総数は619人、平成29年中に登録を取り消した者は28人（アメリカ合衆国15人、インド1人、オーストラリア3人、中国1人、ブラジル連邦共和国1人、連合王国7人）であり、同年末の登録者数は404人である。

| 原 資 格 国 | 承 認 | | 登 録 | |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成29年 | 総 数 | 平成29年 | 総 数 |
| アイルランド共和国 | - | 1 | - | 1 |
| アメリカ合衆国 | 7 | 570 | 3 | 558 |
| （アラスカ州） | - | (1) | - | (1) |
| （アリゾナ州） | - | (1) | - | (1) |
| （イリノイ州） | - | (19) | - | (19) |
| （オハイオ州） | - | (4) | - | (3) |
| （オレゴン州） | - | (2) | - | (2) |
| （カリフォルニア州） | (2) | (134) | (1) | (132) |
| （コネティカット州） | - | (2) | - | (2) |
| （コロンビア特別区） | - | (44) | - | (42) |
| （ジョージア州） | (1) | (7) | (1) | (7) |
| （テキサス州） | - | (7) | - | (7) |
| （ニュージャージー州） | - | (5) | - | (5) |
| （ニューヨーク州） | (3) | (280) | (1) | (276) |
| （ネバダ州） | - | (1) | - | (1) |
| （ノースカロライナ州） | - | (2) | - | (2) |
| （ハワイ州） | - | (26) | - | (26) |
| （バージニア州） | (1) | (12) | - | (11) |
| （フロリダ州） | - | (3) | - | (3) |
| （ペンシルベニア州） | - | (2) | - | (2) |
| （マサチューセッツ州） | - | (4) | - | (4) |
| （ミネソタ州） | - | (1) | - | (1) |
| （メリーランド州） | - | (4) | - | (4) |
| （ルイジアナ州） | - | (2) | - | (2) |
| （ワシントン州） | - | (6) | - | (4) |
| （カリフォルニア州+ハワイ州）(注) | - | (1) | - | (1) |
| イタリア共和国 | - | 2 | - | 2 |
| インド | 1 | 7 | 1 | 7 |
| オーストラリア | 3 | 59 | 3 | 57 |
| （クインズランド州） | (1) | (6) | (1) | (6) |
| （西オーストラリア州） | (1) | (7) | - | (6) |
| （ニューサウスウェールズ州） | (1) | (32) | - | (31) |
| （ビクトリア州） | - | (11) | (2) | (11) |
| （首都特別地域） | - | (3) | - | (3) |
| オランダ王国 | - | 7 | - | 7 |
| カナダ | - | 13 | - | 13 |

| | | | | |
|-----------------|-----|--------|-----|--------|
| (オンタリオ州) | - | (6) | - | (6) |
| (ブリティッシュコロンビア州) | - | (7) | - | (7) |
| サウジアラビア王国 | - | 1 | - | 1 |
| シンガポール共和国 | - | 6 | - | 6 |
| スイス連邦 | - | 2 | - | 2 |
| スベイン | - | 1 | - | 1 |
| 大韓民国 | - | 3 | - | 3 |
| 台湾 | - | 2 | 1 | 2 |
| 中国 | 5 | 62 | 3 | 59 |
| ドイツ連邦共和国 | 4 | 20 | 4 | 20 |
| ニュージーランド | 1 | 6 | - | 5 |
| ネパール | - | 1 | - | 1 |
| パラグアイ共和国 | - | 1 | - | 1 |
| ブラジル連邦共和国 | - | 8 | - | 8 |
| フィリピン共和国 | - | 5 | - | 5 |
| フランス共和国 | - | 11 | - | 11 |
| 香港 | - | 9 | - | 9 |
| 連合王国 | 9 | 249 | 7 | 244 |
| 計 | 30人 | 1,046人 | 22人 | 1,023人 |

(注) カリフォルニア州とハワイ州を原資格国として承認した者。

(2) 特定外国法の指定に関する審査事務

外国法事務弁護士は、法務大臣から特定外国法の指定を受け、かつ、外国法事務弁護士の登録に指定法の付記を受けたときは、当該指定法に関する法律事務を行うことができる。

外国法事務弁護士制度の発足以来、平成29年末までの特定外国法の指定及び付記に関する状況は次の表のとおりである。

| 指 定 法 | 指 定 | | 付 記 | |
|-----------|-------|------|-------|------|
| | 平成29年 | 総 数 | 平成29年 | 総 数 |
| アメリカ合衆国各州 | 1 | 181 | 1 | 176 |
| オーストラリア各州 | - | 11 | - | 11 |
| カナダ各州 | - | 2 | - | 2 |
| ニュージーランド | - | 2 | - | 2 |
| 香港 | - | 28 | - | 26 |
| 連合王国 | 1 | 41 | 2 | 38 |
| ロシア連邦 | - | 1 | - | 1 |
| 計 | 2件 | 266件 | 3件 | 256件 |

(3) 承認・指定を受けた者の2年ごとの報告等に関する事務

外国法事務弁護士となる資格の承認を受けた者については、承認を受けた日から2年ごとに、原資格国の外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類並びに業務及び財産の状況に関する申告書等を、特定外国の外国弁護士となる資格を有することによって指定を受けた者は、指定を受けた日から2年ごとに、その指定に係る外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類を、それぞれ法務大臣に提出しなければならない。

平成29年中、承認に係る2年ごとの報告を188件、指定に係る2年ごとの報告を35件受理した。

(4) 相談

上記(1)及び(2)の外国法事務弁護士となる資格の承認及び特定外国法の指定の申請手続等に関する相談を受けるとともに、先例のないオーストリア共和国やベルギー王国を資格取得国とする外国弁護士等から相談を受けた。

(5) 外国の法制度等の調査

外国法事務弁護士となる資格の承認及び特定外国法の指定の審査に当たり、当該国における外国弁護士受入制度の有無、当該国における弁護士の資格付与及び懲戒・監督制度のほか、諸外国の弁護士法制その他の法制度等に関する調査を行った。

(6) 国際機関等への対応

各国における外国弁護士の受入れについては、世界貿易機関（WTO）等で協議、検討されている。

WTO交渉のみならず、二国間及び多国間交渉において、特にサービス貿易の分野における対応に当たっては、外国弁護士受入制度（外国法事務弁護士制度）に関する国際的な議論の動向を注視しつつ我が国の立場や意見を述べるとともに、交渉等での各国からの意見・要望に対しても、関係機関との協議・検討の上、対応した。

(7) 外国法事務弁護士制度に係る検討会

「規制改革実施計画」（平成26年6月24日閣議決定）において、「増加する国際的な法的需要等を踏まえ、外国法事務弁護士制度に関し、諸外国の制度の状況を勘案しつつ、承認についての職務経験要件の基準等について、外国法事務弁護士の参画を得て、外国法事務弁護士制度に係る検討会（仮称）を設置する。」とされたことを受け、平成27年3月、日本弁護士連合会と共催で「外国法事務弁護士制度に係る検討会」を設置した。同検討会においては、職務経験要件の基準等を始めとした外国法事務弁護士制度について、弁護士、外国法事務弁護士及び各界の有識者から幅広く意見を伺い、平成28年7月5日、①職務経験要件の緩和に向けた前向きな検討を進めること及び②共同法人（弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり日本法及び外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人）の

設立を可能とすることを関係機関に要望する旨の報告書が取りまとめられた。

(8) 弁護士資格認定に関する事務

平成16年4月1日に改正弁護士法が施行され、司法修習を終えていなくても弁護士となる資格の特例の対象が広げられ、①司法修習生となる資格を得た後に、簡易裁判所判事、国会議員、内閣法制局参事官、大学の法律学の教授等、弁護士法第5条第1号に列挙された職のいずれかに在った期間が通算して5年以上になる者、②司法修習生となる資格を得た後に、自らの法律に関する専門的知識に基づいて弁護士法第5条第2号に列挙された事務のいずれかを処理する職務に従事した期間が通算して7年以上になる者、③検察庁法第18条第3項に規定する考試を経て任命された検事（いわゆる特任検事）の職に在った期間が通算して5年以上となる者等については、法務省令で定める法人が実施する研修であって、法務大臣の指定するものの課程を修了して同大臣の認定を受ければ、弁護士となる資格を有することとなった。

弁護士となる資格の認定等に関する事務においては、利用者の便宜のために作成・公表している「認定申請の手引」に基づき、認定申請手続の円滑化に努めている。また、法務大臣が指定する研修の受講を求められた方に対し、受講準備に資する情報の提供等を目的として事前説明会を実施するなどの対応を行った。

平成29年度研修に係る申請者は9人で、そのうち8人について認定した（1人は申請を取下げた）。

認定者の内訳は、以下のとおり。

公務員経験者 3人

企業法務経験者 5人

2 債権管理回収業の監督に関する事務

金融機関の有する貸付債権等（特定金銭債権）の処理という喫緊の政策課題を実現するため、弁護士法の特例として法務大臣の許可した債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行いその業務の適正な運営の確保を図ることにより、国民経済の健全な発展に資することを目的とした債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「法」という。）が平成10年10月16日に公布され、同法施行令（平成11年政令第14号）及び同法施行規則（平成11年法務省令第4号）とともに平成11年2月1日に施行された。

また、内外の社会経済情勢の変化に伴う不良債権処理の必要性の増大等に鑑み、不良債権処理及び資産流動化を一層促進するとともに、倒産処理の迅速化を図るため、債権回収会社の取扱債権の範囲を拡大し、併せて債権回収会社の業務に関する規制を緩和することを内容とした同法の一部を改正する法律（平成13年法律第56号）が成立し、平成13年6月20日に公布され、同法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第255号）及び同法施行規則の一部を改正する省令（平成13年法務省令第

64号)とともに同年9月1日に施行された。

(1) 債権管理回収業の許可に関する事務

債権管理回収業を営むためには、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければならない。

債権管理回収業の許可申請があったときは、法に定められた一定の許可基準を満たしていない場合を除いて、許可をしなければならないとされている。

許可をしようとするときは、役員等が許可基準を満たしているかどうかなどについて、警察庁長官の意見を聴くものとされており、弁護士である取締役についても、原則として、日本弁護士連合会の意見を聴くものとされている。

法が施行されてから、平成29年12月末までの営業許可に関する状況は、次の表のとおりである。

| 年次 | 申請件数 | 処分の内容 | | その他 (取下げ等) |
|-------|------|-------|-----|---------------|
| | | 許可 | 不許可 | |
| 平成11年 | 30 | 27 | － | 1 |
| 12年 | 16 | 15 | － | 1 |
| 13年 | 23 | 19 | － | － |
| 14年 | 11 | 11 | － | 1 |
| 15年 | 10 | 11 | － | － |
| 16年 | 8 | 9 | － | 1 |
| 17年 | 7 | 7 | － | 1 |
| 18年 | 10 | 8 | － | － |
| 19年 | 3 | 5 | － | － |
| 20年 | 4 | 3 | － | － |
| 21年 | 1 | 2 | － | － |
| 22年 | 2 | － | － | 1 |
| 23年 | － | 2 | － | － |
| 24年 | 4 | 4 | － | － |
| 25年 | － | － | － | － |
| 26年 | 1 | － | － | － |
| 27年 | － | 1 | － | － |
| 28年 | － | － | － | － |
| 29年 | － | － | － | － |
| 合計 | 130 | 124 | － | 6 |

(2) 債権管理回収業の認可に関する事務

債権管理回収業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに債権回収会社の合併及び分割は、いずれも法務大臣の認可を受けなければ効力を生じない。

債権管理回収業の譲渡及び譲受け並びに債権回収会社の合併及び分割の認可申請があったときは、営業の許可の基準を満たしていない場合を除いて、認可しな

ければならないとされている。

法が施行されてから、平成29年12月末までの認可申請に関する状況は、次のとおりである。

なお、これまでの間、債権管理回収業の譲渡及び譲受けの認可申請はない。

債権回収会社の合併及び分割

| 年次 | 申請件数 | 処分の内容 | | その他 (取下げ等) |
|-------|------|-------|-----|---------------|
| | | 認可 | 不認可 | |
| 平成11年 | － | － | － | － |
| 12年 | 1 | 1 | － | － |
| 13年 | － | － | － | － |
| 14年 | 1 | 1 | － | － |
| 15年 | － | － | － | － |
| 16年 | 1 | 1 | － | － |
| 17年 | 3 | 3 | － | － |
| 18年 | － | － | － | － |
| 19年 | 2 | 2 | － | － |
| 20年 | － | － | － | － |
| 21年 | － | － | － | － |
| 22年 | 2 | 2 | － | － |
| 23年 | 2 | 1 | － | － |
| 24年 | － | 1 | － | － |
| 25年 | 2 | 2 | － | － |
| 26年 | 2 | 2 | － | － |
| 27年 | － | － | － | － |
| 28年 | － | － | － | － |
| 29年 | 1 | 1 | － | － |
| 合計 | 17 | 17 | － | － |

(3) 兼業の承認に関する事務

債権回収会社は、債権管理回収業及び特定金銭債権の管理又は回収を行う業務であって債権管理回収業に該当しないもの並びにこれらに付随する業務であって政令で定めるもの以外の業務を営むことができないが、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められる業務（以下「兼業」という。）について、法務大臣の承認を受けたときは、当該業務を営むことができるとされている。

法が施行されてから、平成29年12月末までの兼業承認に関する状況は、次の表のとおりである。

| 年次 | 申請件数 | 処分の内容 | | その他 (取下げ等) |
|-------|------|-------|-----|---------------|
| | | 承認 | 不承認 | |
| 平成11年 | 14 | 13 | － | － |
| 12年 | 20 | 18 | － | 2 |
| 13年 | 34 | 32 | － | － |
| 14年 | 23 | 25 | － | － |
| 15年 | 35 | 32 | － | － |
| 16年 | 42 | 44 | － | 1 |
| 17年 | 41 | 41 | － | － |
| 18年 | 38 | 35 | － | － |
| 19年 | 47 | 50 | － | － |
| 20年 | 28 | 27 | － | 1 |
| 21年 | 27 | 27 | － | 1 |
| 22年 | 13 | 13 | － | － |
| 23年 | 19 | 19 | － | － |
| 24年 | 29 | 29 | － | － |
| 25年 | 39 | 38 | － | － |
| 26年 | 24 | 22 | － | 1 |
| 27年 | 25 | 25 | － | － |
| 28年 | 24 | 26 | － | － |
| 29年 | 22 | 21 | － | － |
| 合計 | 544 | 537 | － | 6 |

(4) 立入検査

立入検査は、債権回収会社の営業所等における実地の検査を通じて、その債権管理回収業務の実態を把握し、債権回収会社に対する適時適切な指導・監督を行うことによって、その業務の適正な運営を確保することを目的とするものである。

立入検査には、全ての債権回収会社を対象として計画的に実施する定期検査と、特定の債権回収会社が違法・不当な業務を行っているなどの疑いがあると認められた場合や業務改善命令を受けた場合などに随時実施する特別検査がある。

法が施行されてから、平成29年12月末までの定期検査及び特別検査に関する状況(件数)は、次の表のとおりである。

| 年次 | 定期検査 | 特別検査 |
|-------|------|------|
| 平成11年 | 2 | － |
| 12年 | 12 | － |
| 13年 | 14 | － |
| 14年 | 22 | － |
| 15年 | 29 | － |
| 16年 | 32 | 1 |

| | | |
|-----|-----|----|
| 17年 | 35 | － |
| 18年 | 36 | 1 |
| 19年 | 41 | 1 |
| 20年 | 37 | 1 |
| 21年 | 30 | 8 |
| 22年 | 37 | 5 |
| 23年 | 30 | 8 |
| 24年 | 26 | 13 |
| 25年 | 35 | 7 |
| 26年 | 34 | 4 |
| 27年 | 31 | 5 |
| 28年 | 35 | 4 |
| 29年 | 30 | 10 |
| 合 計 | 548 | 68 |

(5) 行政処分

立入検査の結果等により、検査対象会社の業務に関して違法・不当な事項が判明した場合には、当該債権回収会社に対し、業務改善命令、業務停止命令（全部又は一部）、許可の取消しをすることができるとされている。

法が施行されてから、平成29年12月末までの業務改善命令、業務停止命令及び許可の取消しに関する状況は、次の表のとおりである。

| 年 次 | 業務改善命令 | 業務停止命令 | 許可の取消し |
|-------|--------|--------|--------|
| 平成11年 | － | － | － |
| 12年 | － | － | － |
| 13年 | － | － | － |
| 14年 | － | － | － |
| 15年 | － | － | － |
| 16年 | 1 | － | － |
| 17年 | － | － | － |
| 18年 | 1 | 1 | － |
| 19年 | 1 | － | － |
| 20年 | － | － | 1 |
| 21年 | 6 | － | － |
| 22年 | 3 | － | － |
| 23年 | － | － | － |
| 24年 | 1 | － | － |
| 25年 | － | － | － |
| 26年 | 1 | － | － |
| 27年 | － | － | － |
| 28年 | 2 | － | － |

| | | | |
|-----|----|---|---|
| 29年 | - | - | - |
| 合 計 | 16 | 1 | 1 |

(6) 相談・苦情等

債権回収会社や債権管理回収業の営業の許可を受けようとする者等から、許可申請手続、取扱債権の範囲及び兼業承認申請手続等に関する問合せや相談を多数受けている。また、債権回収会社による債務の弁済請求を受けた債務者等から、債権回収会社の業務に関する苦情も受け付けており、債権回収会社の業務が適正に行われていない疑いがある場合には立入検査等を実施することとしている。

3 認証ADR制度に関する事務

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(平成16年法律第151号。以下「ADR法」という。)は、裁判外紛争解決手続(ADR)^(注)を国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢とし、その拡充・活性化を図るため、司法制度改革の一環として、平成16年に成立し、平成19年4月1日から施行された。

ADR法の施行に伴い開始された認証紛争解決手続の制度(以下「認証ADR制度」という。)は、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にするため、民間事業者の行う調停手続、あっせん手続及びその他の和解の仲介手続(民間紛争解決手続)の業務を対象として、その業務の適正性を法務大臣が認証するもので、司法法制部審査監督課において担当している。

(注) ADR: Alternative Dispute Resolution

(1) 認証の審査に関する事務

民間紛争解決手続を業として行う者は、その業務について、法務大臣の認証を受けることができる(ADR法第5条)。

認証の申請がされたときは、申請に係る民間紛争解決手続の業務がADR法に定められた一定の基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するかどうかについて審査を行っている。

ADR法が施行されてから平成29年12月末までの民間紛争解決手続の業務の認証に関する状況は、次の表のとおりであり、平成29年においては、新たに4事業者を認証し、認証紛争解決事業者数も150事業者を超え、取り扱う紛争の分野も多様化が進み、より利用しやすい状況となった。

| 年 次 | 申請件数 | 処分の内容 | |
|-------|------|-------|-------|
| | | 認 証 | 不 認 証 |
| 平成19年 | 10 | 7 | - |
| 20年 | 25 | 17 | - |
| 21年 | 37 | 30 | - |
| 22年 | 26 | 31 | - |
| 23年 | 18 | 24 | - |

| | | | |
|-----|-----|-----|---|
| 24年 | 13 | 13 | － |
| 25年 | 4 | 9 | － |
| 26年 | 5 | 2 | － |
| 27年 | 11 | 9 | － |
| 28年 | 6 | 8 | － |
| 29年 | 3 | 4 | － |
| 合 計 | 158 | 154 | － |

(2) 変更の認証の審査に関する事務

認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法を変更しようとするときは、法務大臣の変更の認証を受けなければならないとされている。平成29年においては、6件の変更の認証処分を行った。

(3) 監督に関する事務

認証後の事業者の実態を法務大臣が的確に把握し、業務の適正な運営を確保することを目的として、認証紛争解決事業者には、事業年度ごとに、認証紛争解決手続の業務実態等を記載した事業報告書を提出すること及び認証を受けた内容に変更（役員等の変更等）が生じたときに、随時その変更内容を届け出ることが法律上義務付けられている。

また、認証紛争解決手続の業務の適正な運営の確保に必要な限度において、認証紛争解決事業者に対し報告を求め、又は認証紛争解決事業者の事務所の立入検査等を行うことができるとされている。

A D R法が施行されてから平成29年12月末までの監督に関する事務の状況は、次の表のとおりである。

| 年 次 | 事業報告書 | 変更届出書 | 立入検査 |
|-------|-------|-------|------|
| 平成19年 | － | 1 | － |
| 20年 | 10 | 22 | － |
| 21年 | 26 | 59 | － |
| 22年 | 63 | 94 | － |
| 23年 | 94 | 193 | － |
| 24年 | 111 | 175 | － |
| 25年 | 121 | 249 | － |
| 26年 | 129 | 251 | 1 |
| 27年 | 134 | 211 | 1 |
| 28年 | 140 | 199 | 1 |
| 29年 | 147 | 209 | － |

(4) 広 報

認証A D R制度を国民に広く周知するため、各種広報活動を行った。

ア インターネット広告の実施

トラブルに悩んでいる方が大手検索サイトで解決方法等を検索した際、検索結果画面に本制度の紹介文とリンク先が掲載されるリスティング広告等を実施した（掲載期間：Googleにおいて平成29年1月1日から約2か月間。）。

イ パンフレットの作成

本制度についての説明などを記載したパンフレットを作成し、法テラスや消費生活センター等の相談機関等に配布した。

ウ 認証紛争解決事業者を利用する利点等を整理した一覧性のある資料の作成

平成26年3月の「ADR法に関する検討会報告書」の提言を受けて、各認証紛争解決事業者の協力を得ながら、その専門性・特殊性や認証紛争解決事業者を利用する利点等を整理した一覧性のある資料「認証紛争解決事業者アピールポイント一覧（平成29年度版）」を作成し、法テラスや消費生活センター等の相談機関等に配布した。

(5) その他

ADR全体の拡充・活性化のために、相談機関と認証紛争解決事業者との連携促進を図ることを目的として、ADR利用推進コンソーシアム（ADRに関する関係機関情報交換会）を、平成29年9月28日に大阪市内で開催した。

参事官

法務省組織令第13条

裁判所法の一部を改正する法律、裁判所職員定員法の一部を改正する法律、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律その他司法制度等に関する重要な事項についての企画及び立案を行った。

また、法曹養成制度、司法試験制度、裁判所・裁判官制度、検察官制度、裁判官・検察官の給与制度、弁護士制度、外国弁護士受入制度、サービサー制度等に関する重要な事項について調査研究を行った。

この他、司法法制部における重要な施策及び経常事務の遂行に専門の見地から参画したほか、当部所管の法令の解釈等について官公署等からの照会に対し意見を述べた。

法務図書館

（国立国会図書館支部法務図書館）

組織上は、大臣官房司法法制部司法法制課の所掌事務の一部を成しているが、便宜上、これを「法務図書館」としてここに一括して記述する。

法務省組織令第20条第5号 国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）第3条、第20条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和24年法律第101号）

1 沿 革

法務省における図書の収集・管理業務は、その淵源を尋ねると、明治5年7月の

司法省明法寮司籍課の設置に遡る。その後、約半世紀を経て、大正15年4月、時の司法大臣江木翼は、司法官の中に学業及び実務上の研さんを積もうとする気風を養成するため、司法研究制度の樹立を提言し、その事業の一環として図書館の整備を進め、昭和3年9月に至り、司法大臣官房調査課に「司法研究室」を設置、鉄筋コンクリート造り3階建ての庁舎を新築し、明治4年司法省発足以来収集した図書・資料等を収蔵することになり、ここに本格的な図書館としての態勢が整えられた。これが当館の創始に当たる。

昭和23年2月、司法省が法務庁に改組された際、司法研究室は、同庁資料統計局資料課の所管に属することになったが、同年8月、国立国会図書館法に基づき、国立国会図書館の支部図書館となり、これを機会に「法務図書館」と名称が改められた。

その後の機構改革により、昭和24年6月以降法務府法制意見第四局資料課、昭和27年8月以降法務大臣官房調査課、昭和33年5月以降法務大臣官房司法法制調査部調査統計課、平成13年1月以降法務省大臣官房司法法制部司法法制課の所管に属し、現在に至っている。なお、図書館施設は、平成6年8月、法務省赤れんが棟の復原改修に伴い、同棟2階及び1階に移転した。

2 図書資料の収集

(1) 図書資料数

平成29年12月末現在における収蔵図書資料数は318,786冊で、同年中における受入数は、1,567冊である。収蔵図書資料数の内訳は、次の表のとおりである。

| 区 分 | 和漢図書資料 | | 欧文図書資料 | | 合 計 | |
|---------|----------|-------|---------|-------|----------|-------|
| 法 律 関 係 | 113,265冊 | 54.8% | 99,691冊 | 89.0% | 212,956冊 | 66.8% |
| 法律関係以外 | 93,471 | 45.2 | 12,359 | 11.0 | 105,830 | 33.2 |
| 計 | 206,736 | 100.0 | 112,050 | 100.0 | 318,786 | 100.0 |

(2) 図書資料受入数

| 区 分 | | 和漢図書資料 | | | | 欧文図書資料 | | | | | 合計 |
|--------------------|-------|--------|-----|-----|-------|--------|----|------|----|-----|-------|
| | | 購入 | 受贈 | 製本 | 計 | 購入 | 受贈 | 国際交換 | 製本 | 計 | |
| 図 書 | 平成27年 | 719 | 373 | 547 | 1,639 | 58 | 24 | - | 71 | 153 | 1,792 |
| | 28 | 724 | 280 | 626 | 1,630 | 75 | 16 | - | 83 | 174 | 1,804 |
| | 29 | 619 | 276 | 563 | 1,458 | 39 | 8 | - | 62 | 109 | 1,567 |
| 雑 誌 (定期 刊行物) | 平成27年 | 60 | 276 | - | 336 | 32 | 55 | 8 | - | 95 | 431 |
| | 28 | 60 | 256 | - | 316 | 32 | 18 | 8 | - | 58 | 374 |
| | 29 | 61 | 234 | - | 295 | 32 | 1 | 8 | - | 41 | 336 |

(注) 1 図書については冊数、雑誌については種類によった。

2 雑誌を製本したものは、図書扱いとし、図書の製本欄に含めた。

(3) 図書資料分類別受入数

| 区 分 | 和漢図書資料 | | 欧文図書資料 | | 合 計 | |
|---------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|
| | 冊数 | 割合 | 冊数 | 割合 | 冊数 | 割合 |
| 法 律 関 係 | 1,092冊 | 74.9% | 109冊 | 100.0% | 1,201冊 | 76.6% |
| 法律関係以外 | 366 | 25.1 | 0 | 0.0 | 366 | 23.4 |
| 計 | 1,458 | 100.0 | 109 | 100.0 | 1,567 | 100.0 |

3 管理業務

(1) 入館者

| 年 次 | 総 数 | | 法務省職員 | | そ の 他 | |
|-------|---------|--------|---------|-------|-------|------|
| | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 | 人数 | 割合 |
| 平成27年 | 15,406人 | 100.0% | 14,867人 | 96.5% | 539人 | 3.5% |
| 28 | 15,054 | 100.0 | 14,324 | 95.2 | 730 | 4.8 |
| 29 | 15,400 | 100.0 | 14,588 | 94.7 | 812 | 5.3 |

(2) 貸 出

| 区 分 | 総 数 | | 和漢図書 | | 和漢雑誌 | | 欧文図書 | | 欧文雑誌 | |
|---------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|------|-----|------|-----|
| | 人員 | 冊数 | 人員 | 冊数 | 人員 | 冊数 | 人員 | 冊数 | 人員 | 冊数 |
| 平成29年総数 | 5,031 | 15,184 | 3,718 | 11,674 | 1,284 | 3,415 | 27 | 86 | 2 | 9 |
| 1 か月平均 | 419 | 1,265 | 310 | 973 | 107 | 285 | 2 | 7 | 0 | 1 |
| 1 日 平 均 | 20.5 | 61.7 | 15.1 | 47.5 | 5.2 | 13.9 | 0.1 | 0.3 | 0.0 | 0.0 |

(注) 1日平均数は、総数を246(開館日数)で除したものである。

4 図書館・法務史料展示室業務のアウトソーシング

法務図書館では、図書館及び展示業務に精通した司書、学芸員等の外部の専門能力を活用し、利用者に対するより迅速かつ高度なサービスの提供を目的として、平成21年4月から、図書館業務及び法務史料展示室業務の一部を民間事業者へ委託している。職員の関与する業務は、予算管理、選書、展示企画などの管理部門に限り、図書館窓口、調査検索(レファレンス)、展示案内等、施設利用者に直接関与する部分の多くを委託事業者が担当している。

5 図書館・判例情報システム

法務図書館では、図書、法律文献及び判例情報を同時に横断的、複合的に検索できる「図書館・判例情報システム」を運用している。同システムは、法務省NWを介して、法務省職員等の桌上パソコンから利用可能なほか、保有するデータの中から一般公開に適するものを抽出してインターネットに公開している。

なお、同システムが保有する図書情報は、平成29年12月末現在、約21万件がデータベース化されている。

6 調査検索業務

前記システムの法律文献情報提供機能は、法務図書館において収集した雑誌及び

記念論文集に掲載された法律関係記事を法律の分野ごとに分類・抽出し、事項分類、キーワード、論題名、執筆者名、雑誌名等からの検索が可能なシステムで、図書資料検索とともに利用者に対する利便性の向上を図っている。

法律文献情報は、平成29年12月末現在、約31万件がデータベース化されている。

7 国立国会図書館中央館との連絡業務

(1) 中央館・支部図書館協議会

ア 平成28年度第2回協議会

平成29年3月13日、国立国会図書館において開催され、次の議題等について協議又は報告が行われた。

(ア) 人事報告、会議等経過及び中央館の動き

(イ) 国の諸機関が納入すべき出版物の部数の一部改正等について

(ウ) 「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2012」に基づく平成28年度中央館年度計画の総括及び「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2017（案）」に基づく平成29年度中央館年度計画（案）について

(エ) 平成28年度行政・司法各部門支部図書館職員研修の実施状況及び平成29年度同研修の方針について

(オ) 国会図書館支部庁費等関係報告

イ 平成29年度第1回協議会

平成29年7月24日、国立国会図書館において開催され、次の議題等について協議又は報告が行われた。

(ア) 人事報告、会議等経過及び中央館の動き

(イ) 「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2012」の総括について

(ウ) 「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2017」に基づく平成29年度中央館年度計画」に関する取組について

(エ) 「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2012」に基づく支部図書館における平成28年度計画の総括及び「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2017」に基づく平成29年度計画について

(オ) 支部図書館におけるシステム関係事項進捗状況について

(2) 相互貸借

| 年次 | 貸出冊数 | 全貸出冊数中の比率(%) | 借受冊数 |
|-------|------|--------------|------|
| 平成27年 | 227 | 1.6 | 122 |
| 28 | 263 | 1.7 | 153 |
| 29 | 268 | 1.8 | 192 |

(3) 納 本（国立国会図書館法第24条）

| 年 次 | 種 類 | 冊 数 |
|-------|-----|-------|
| 平成27年 | 38 | 687 |
| 28 | 69 | 1,349 |
| 29 | 53 | 567 |

8 法務史料展示室・メッセージギャラリーの管理・運営

(1) 常設展示

法務史料展示室・メッセージギャラリーは、常設展示として「日本の近代化」をテーマに、「司法の近代化」、「建築の近代化」を小テーマとして、主に次のような展示を行っている。

ア 法務史料の展示

法務図書館が所蔵する貴重書を中心として「司法の近代化」を示す明治初期の法典史料（『司法職務定制』、『新律綱領』、『司法省日誌』等）、お雇い外国人に関する史料（『ボアソナード氏の日本帝国刑法草案』等）、明治初期の事件関係史料（板垣退助暗殺未遂事件の一件書類等）等の展示を行っている。

イ 建築史料の展示

「建築の近代化」をテーマに、模型・展示パネル等を利用して、赤れんが棟とその設計者であるドイツの建築家エンデとバックマンの紹介を行い、併せて赤れんが棟に使われている建築技術の展示を行っている。

ウ 法務行政の紹介

法務行政に対する国民の理解を促進するため、展示パネル等を利用して業務の紹介等を行っている。

(2) 特別展示

平成29年7月から、「前近代の「司法資料」」をテーマに、法務図書館が所蔵する明治初期に司法省が収集、保管した各史料について、展示パネルと共にその内容や時代的背景の解説を添えた展示を行った。

(3) メッセージギャラリー

日本司法支援センター（法テラス）及び裁判員制度に関する広報・啓発資料を展示している。

(4) 見学者数

平成29年の見学者数は、16,745人であった。

(5) その他

法務史料展示室は、法務省ホームページにおいて展示内容に関する情報を提供している。

なお、平成16年4月から「法務史料展示室だより」を作成しており、平成29年においては、第44号から第46号まで発刊した。

Ⅱ 民 事 局

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第2条、第4条、第13条、第22条～第27条 法務省組織規則第7条、第7条の2

〈重要施策の概要〉

1 登記所適正配置の実施

登記所の適正配置は、国民の期待にこたえる質の高い行政サービスを推進していくため、昭和47年の民事行政審議会の答申に基づき進められてきたが、平成7年7月4日に新たな基準を内容とする答申を受け、現在、行政組織の減量・効率化の一環として、この基準に基づき適正配置に取り組んでいるところである。平成29年12月31日現在の登記所数は417か所（うち、支局・出張所数は367か所）となっている。

2 電子情報処理組織による登記事務処理

登記事務を適正、迅速に処理するため、昭和63年から電子情報処理組織を用いて登記事務を処理する登記手続の特例が定められ、登記事務をコンピュータで処理するための登記簿の改製作業が完了した登記所から順次、コンピュータによる登記事務処理が行われることとなった。不動産登記及び商業・法人登記について、現在では全国全ての登記所でコンピュータによる登記事務処理が行われている。

当初の登記情報システムは、メインフレームを中核として構築されていたため、市場で安価なハード・ソフトを選択できず、また、新たな情報処理技術の活用も困難であった。そこで、柔軟でコストパフォーマンス及びオープン性の高いシステムへ移行することにより、行政サービスの向上とコスト削減を図るため、サーバを中心としたシステム構成に改めるとともに、事務処理拠点の集約化を行い、平成22年12月以降、全ての登記所において新たなシステム構成の下で事務を処理している。

登記に係るオンライン申請システムについては、商業・法人登記について平成16年6月から、不動産登記について平成17年3月からそれぞれ稼動を開始し、現在では全国全ての登記所が同システムに対応している。

インターネットを介して登記情報を提供する登記情報提供システムについては、平成12年9月から運用を開始しており、現在では、全国全ての登記所が対象となっている。

さらに、平成18年度以降、地図情報システムの導入を進め、現在では、全ての登記所で同システムが稼動している。

3 地図整備の推進

登記所備付地図の整備については、平成15年6月、内閣の都市再生本部から打ち出された「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針に基づき、平成16年度から必要性及び緊急性の高い都市部の地図混乱地域について登記所備付地図の作成作業を重点的かつ集中的に行ってきたが、平成27年度からは、登記所備付地図の整備の更なる推進を図るため、従来の「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」を見直し、①「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」を策定し、全国における

地図作成作業を拡充するとともに、②新たに大都市の枢要部や地方の拠点都市を対象とする「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」及び③東日本大震災の被災県を対象とする「震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画」を策定し、作業面積を拡大して実施している。

また、筆界特定登記官が土地の所有権の登記名義人等の申請により、申請人等に意見及び資料を提出する機会を与えた上、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、筆界の現地における位置を特定する筆界特定制度の運用が平成18年1月20日から開始され、順調に利用されている。同制度により、土地の筆界に関する紛争の早期解決が図られ、地図整備に寄与している。

〈会 同〉

中央会同

| 月 日 | 件 名 | 協 議 事 項 |
|---------|--------------------------|----------------------|
| 1.11・12 | 法務局長事務打合せ会 | 法務局の管理・運営について |
| 6.5・6 | 法務局・地方法務局会計課長会同 | 法務局及び地方法務局の予算管理について |
| 6.15・16 | 法務局長・地方法務局長会同 | 法務局及び地方法務局の管理・運営について |
| 9.21 | 地方法務局次長会同 | 事務処理体制等について |
| 9.27 | 法務局・地方法務局首席登記官会同 | 登記事務における問題点について |
| 10.3 | 法務局・地方法務局戸籍・国籍課長会同 | 戸籍・国籍事務における問題点について |
| 10.5・6 | 法務局総務・民事行政部長会同 | 局務運営等について |
| 10.27 | 法務局・地方法務局庶務・職員・総務課長会同 | 局務運営・人事管理について |
| 10.30 | 法務局民事行政調査官・統括監査専門官事務打合せ会 | 事務処理体制等について |
| 12.6・7 | 法務局長事務打合せ会 | 法務局の管理・運営について |

〈法令立案関係〉

| 法 令 案 名 | 主管官庁 | 担当課・室 |
|--|--------------|-------|
| (法 律) | | |
| 1 民法の一部を改正する法律 (H29年法律44) | 法務省 | 参事官室 |
| 2 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の 整備等に関する法律 (H29年法律45) | 法務省 | 参事官室 |
| (政 令) | | |
| 1 民法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (H29.12.20政令309) | 法務省 | 参事官室 |
| (省 令) | | |
| 1 戸籍法施行規則の一部を改正する省令 (H29.9.25法務省令32) | 法務省 | 民事第一課 |
| 2 不動産登記令第27条の規定に基づき、不動産登記規 則の一部を改正する省令 (H29.4.17法務省令20) | 法務省 | 民事第二課 |
| 3 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施 行規則の一部を改正する省令 (H29.6.23法務省令26) | 法務省 | 民事第二課 |
| 4 供託規則等の一部を改正する省令 (H29.3.13法務省令3) | 法務省 | 商事課 |
| 5 金融商品取引業者営業保証金規則等の一部を改正す る命令 (H29.3.23内閣府・法務省令1) | 内閣府 法務省 | 商事課 |
| 6 宅地建物取引業者営業保証金規則の一部を改正する 省令 (H29.3.24法務省・国土交通省令1) | 法務省 国土交通省 | 商事課 |
| 7 供託規則の一部を改正する省令 (H29.3.31法務省令18) | 法務省 | 商事課 |

〈大臣表彰〉

1 優良戸籍従事職員の表彰

平成29年10月26・27日の両日、国立女子学園講堂（東京都千代田区一ツ橋）において、第70回全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会総会が開催され、席上、法務大臣から、多年戸籍事務に従事し、誠実に職務に精励した市区町村職員87名及び戸籍行政の運営に多大な貢献のあった市区町村長10名に対し、表彰状が授与され、戸籍制度の充実、発展に寄与した全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会の前幹事長に感謝状が贈呈された。

2 司法書士の表彰

平成29年6月19・20日の両日、東京都内において、第80回日本司法書士会連合会定時総会が開催され、司法書士30名に対し、法務大臣から表彰状が授与された。

3 土地家屋調査士の表彰

平成29年6月20・21日の両日、東京都内において、第74回日本土地家屋調査士会連合会定時総会が開催され、その席上、土地家屋調査士20名に対し、法務大臣から表彰状が授与された。

総務課

法務省組織令第22条、第23条 法務省組織規則第7条

登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の包括的民間委託の実施

平成29年12月31日現在、全国417庁のうち411庁で民間事業者により登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）が実施されている。

民事第一課

法務省組織令第22条、第24条

1 電子情報処理組織による戸籍事務の処理

戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行（平成6年12月1日）により、法務大臣の指定を受けた市区町村長は、戸籍事務をコンピュータシステムにより処理することができることになったが、平成29年1月から12月までに全国で1の村長が指定され、同年末までのコンピュータ化市区町村は、1,892庁となった。戸籍事務のコンピュータ処理により、事務処理の迅速適正化及び行政サービスの向上が図られている。

2 後見登記に関する事項

(1) 成年後見登記について

民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）、任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第151号）及び後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）のいわゆる成年後見関連4法が平成12年4月1日に施行さ

れたことに伴い、従来の禁治産宣告・準禁治産宣告の戸籍記載に代わる新たな公示方法として成年後見登記制度が創設され、加えて、後見登記等に関する法律第2条第1項の登記所として東京法務局が指定され、同日から運用が開始されている。

この成年後見登記については、平成16年3月から、嘱託登記を除く変更の登記等の申請及び証明書の交付請求をインターネットを利用してオンラインにより手続をすることができるオンライン申請制度が運用され、また、平成17年1月からは全国の法務局・地方法務局の本局において証明書の交付事務が取り扱われている。

(2) 成年後見に関する登記事件数

過去3か年における成年後見に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

成年後見に関する登記事件数

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|------|----------|----------|----------|
| 総事件数 | 164,997件 | 165,834件 | 161,988件 |

3 国籍事務に関する事項

(1) 最近3か年に、我が国への帰化を許可された者の数は、別表(1)のとおりである。

平成29年に帰化を許可された者を従前の国籍別で見ると、韓国・朝鮮が約55%、中国が約30%、その他が約15%となっている。

(2) 国籍取得届出事務

最近3か年に、届出により日本国籍を取得した者の数は、別表(2)のとおりである。

平成29年中に、法務大臣への届出により日本の国籍を取得した者の数は、966人である。届出時の国籍別で見ると、フィリピンが約60%、中国が約10%となっている。

(3) 国籍離脱事務

最近3か年に、外国の国籍を有する日本国民で日本の国籍を離脱した者の数は、別表(3)のとおりである。

(4) 国籍喪失事務

最近3か年に、自己の志望により外国の国籍を取得したことによって日本の国籍を喪失したとして、戸籍法第103条又は第105条の規定に基づき、その旨の届出又は報告があった日本国籍喪失者の数は、別表(4)のとおりである。

(5) 国籍選択事務

昭和60年1月1日施行の改正国籍法において新設された日本と外国との国籍を併有する重国籍者の国籍の選択について、ホームページ等によりその周知を図っている。

別表(1)

帰化許可者数

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|-------|--------|--------|---------|
| 総数 | 9,469人 | 9,554人 | 10,315人 |
| 韓国・朝鮮 | 5,247人 | 5,434人 | 5,631人 |
| 中国 | 2,813人 | 2,626人 | 3,088人 |
| その他 | 1,409人 | 1,494人 | 1,596人 |

別表(2)

国籍取得者数

| 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|--------|--------|-------|
| 1,089人 | 1,033人 | 966人 |

別表(3)

国籍離脱者数

| 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|-------|-------|-------|
| 518人 | 613人 | 770人 |

別表(4)

国籍喪失者数

| 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|-------|--------|--------|
| 921人 | 1,058人 | 1,172人 |

民事第二課

法務省組織令第22条、第25条 法務省組織規則第7条の2

1 不動産登記に関する事項

(1) 相続登記の促進

近時、土地の所有者が死亡した後も長期間にわたり相続登記がされず、登記上の所有者と実際上の所有者が異なることとなった結果、所有者の所在が困難となり、各種事業における迅速な用地取得などに支障を来している事例、いわゆる所有者不明土地問題が取り沙汰され、その要因の一つとして相続登記が未了のまま放置されていることがあるとの指摘がされている。これを受け、法務省及び全国の法務局・地方法務局では相続登記の促進に向けて以下の取組を行った。

ア 周知・広報

国民の間に相続登記を行う意識が醸成されることが重要であることから、相続登記を行うことの意義や必要性について理解が進むよう、「未来につながる相続登記」とのキャッチフレーズを付して、相続登記に関する記事をホームページに掲載するなどして広報を行った。

また、相続登記を行う意識を国民の間により一層広く浸透させるため、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会と共同して、三者連名によるリーフレットを作成し、これを市区町村の窓口へ備え付けるなどの広報を行った。

イ 法定相続情報証明制度の新設

相続人の相続手続における手続的な負担を軽減し、また、新たな制度を利用する相続人に相続登記の直接的な促しの契機を創出することにより、今後生じる相続に係る相続登記について、これが未了のまま放置されることを抑止し、相続登記を促進するため、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）を改正し、全国の登記所において、平成29年5月29日から法定相続情報証明制度を開始した。

(2) 登記制度・土地所有権の在り方等に関する検討

平成29年6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、登記制度や土地所有権の在り方等の中長期的な課題については、関連する審議会等において速やかに検討に着手し、経済財政諮問会議に状況を報告することが明記されたことなどを踏まえ、学識経験者及び実務家等を構成員とする研究会等において、検討を開始した。

(3) オンライン申請の利用促進

新たな情報通信技術戦略（平成22年5月11日IT戦略本部決定）及び電子行政推進に関する基本方針（平成23年8月3日IT戦略本部決定）に示された指針にのっとり、平成23年度から平成25年度までの間に講ずる措置を定めた「新たなオンライン利用計画」（以下「新計画」という。）が平成23年8月3日にIT戦略本部において決定され、この決定に伴い、「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月12日IT戦略本部決定。以下「旧計画」という。）は廃止されることとされたが、新計画においても、不動産登記の申請及び不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等を始めとして、旧計画において重点手続とされていた登記関係の5手続は引き続き重点手続として位置づけられており、この重点手続については、引き続き重点的にオンライン利用の促進に努めることとされた。

平成26年度以降のオンライン申請の利用促進については、平成25年6月に新たなIT戦略として閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定、平成28年5月20日改定）及び「世界最先端IT国家創造工程表」（平成25年6月14日IT総合戦略本部決定、平成28年5月20日改定）に基づき、利便性の高い電子行政サービスの提供に係る取組として、オンライン手続の利便性向上の取組を推進していくこととされている。

なお、オンライン利用の促進を図るため、不動産登記令及び不動産登記規則の一部を改正し、添付情報が書面に記載されているときは、当分の間、当該書面を登記所に提出する方法により申請することを可能とする、いわゆる特例方式の運

用を平成20年1月15日から行っている。

現在、オンライン申請の利用拡大のための具体的な促進策について、更に検討を進めている。

(4) 筆界特定制度の運用

過去3か年における筆界特定の申請件数の推移は、次の表のとおりである。

筆界特定の申請件数

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|------|--------|--------|--------|
| 申請件数 | 2,601件 | 2,619件 | 2,806件 |

(5) 不動産の表示及び権利に関する登記事件数

過去3年間における不動産の表示に関する登記事件の推移は、別表(1)のとおりである。また、過去3年間における不動産の権利に関する登記事件の推移は、別表(2)のとおりである。

別表(1)

不動産の表示に関する登記事件数

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|------|------------|------------|------------|
| 総事件数 | 3,287,396件 | 3,167,528件 | 3,229,970件 |

別表(2)

不動産の権利に関する登記事件数

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|------|------------|------------|------------|
| 総事件数 | 8,457,206件 | 8,472,090件 | 8,296,286件 |

2 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項

(1) 司法書士試験

平成29年度司法書士試験は、7月2日に全国の各法務局及び地方方法務局の所在地50か所において筆記試験を、10月11日に各法務局の所在地8か所において口述試験を、それぞれ実施した。

(2) 土地家屋調査士試験

平成29年度土地家屋調査士試験は、8月20日に全国の各法務局及び那覇地方方法務局の所在地9か所において筆記試験を、11月16日に各法務局の所在地8か所において口述試験を、それぞれ実施した。

(3) 司法書士に対する簡易裁判所における訴訟代理権等の付与

司法書士に対する簡易裁判所における訴訟代理権等は、日本司法書士会連合会が実施する研修を修了した者に対して法務大臣が考査を実施し、当該考査の結果に基づき法務大臣が認定した者に対して付与されているが、平成29年にこの法務大臣の認定を受けた者は、526名（9月1日認定）であり、これまでに認定を受

けた者の総数は、19,758名となっている。

(4) 土地家屋調査士に対する民間紛争解決手続の代理権等の付与

土地家屋調査士に対する土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続の代理権等は、日本土地家屋調査士会連合会が実施する研修において考査が実施され、当該考査の結果に基づき法務大臣が認定した者に対して付与されているが、平成29年にこの法務大臣の認定を受けた者は、209名（10月2日認定）となった。

(5) 司法書士（法人）及び土地家屋調査士（法人）の員数

平成29年12月31日現在における司法書士及び司法書士法人の員数は別表(1)のとおりであり、過去5年間の司法書士現員数の比較は別表(3)のとおりである。

また、同日現在における土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の員数は別表(2)のとおりであり、過去5年間の土地家屋調査士現員数の比較は別表(4)のとおりである。

別表(1)

司 法 書 士 等 現 員 数 調

(平成29年12月31日現在)

| 区 分 | 司法書士 登録者数 29.1~29.12 | 司法書士 登録取消者数 29.1~29.12 *処理した件数 | 司法書士 登録者総数 | 司法書士法人現員数 | | | 簡裁訴訟 代理権 29.12 |
|-------|----------------------------|---|---------------|--------------------|--------------------|-----|----------------------|
| | | | | 29.1-12に 入会した法人 | 29.1-12に 退会した法人 | 総 数 | |
| 東 京 | 248 | 88 | 4,178 | 14 | 6 | 178 | 3,175 |
| 横 浜 | 44 | 32 | 1,146 | 4 | 1 | 45 | 955 |
| さいたま | 32 | 21 | 897 | 6 | 0 | 28 | 690 |
| 千 葉 | 23 | 15 | 752 | 3 | 2 | 31 | 548 |
| 水 戸 | 12 | 9 | 337 | 0 | 0 | 2 | 220 |
| 宇 都 宮 | 2 | 3 | 232 | 0 | 0 | 1 | 161 |
| 前 橋 | 6 | 3 | 297 | 0 | 0 | 6 | 229 |
| 静 岡 | 13 | 12 | 500 | 0 | 0 | 19 | 348 |
| 甲 府 | 4 | 5 | 134 | 0 | 0 | 2 | 78 |
| 長 野 | 11 | 11 | 369 | 0 | 0 | 2 | 251 |
| 新 潟 | 6 | 3 | 297 | 0 | 0 | 10 | 198 |
| 計 | 401 | 202 | 9,139 | 27 | 9 | 324 | 6,853 |
| 大 阪 | 90 | 45 | 2,404 | 7 | 2 | 93 | 1,955 |
| 京 都 | 20 | 18 | 576 | 0 | 0 | 19 | 479 |
| 神 戸 | 32 | 26 | 1,061 | 1 | 0 | 16 | 796 |
| 奈 良 | 5 | 4 | 217 | 0 | 0 | 3 | 155 |
| 大 津 | 7 | 6 | 229 | 0 | 0 | 9 | 161 |
| 和 歌 山 | 2 | 4 | 162 | 1 | 0 | 1 | 104 |
| 計 | 156 | 103 | 4,649 | 9 | 2 | 141 | 3,650 |
| 名 古 屋 | 42 | 26 | 1,301 | 3 | 1 | 42 | 967 |
| 津 | 6 | 11 | 255 | 0 | 1 | 2 | 181 |
| 岐 阜 | 15 | 11 | 354 | 0 | 0 | 5 | 235 |
| 福 井 | 3 | 1 | 126 | 0 | 0 | 3 | 87 |
| 金 沢 | 7 | 3 | 206 | 0 | 0 | 1 | 154 |
| 富 山 | 4 | 5 | 162 | 0 | 0 | 2 | 103 |
| 計 | 77 | 57 | 2,404 | 3 | 2 | 55 | 1,727 |
| 広 島 | 13 | 14 | 519 | 2 | 0 | 14 | 432 |
| 山 口 | 5 | 10 | 229 | 0 | 0 | 2 | 142 |
| 岡 山 | 9 | 8 | 368 | 0 | 1 | 12 | 269 |
| 鳥 取 | 2 | 2 | 99 | 1 | 0 | 2 | 72 |
| 松 江 | 2 | 3 | 112 | 0 | 0 | 1 | 66 |
| 計 | 31 | 37 | 1,327 | 3 | 1 | 31 | 981 |
| 福 岡 | 39 | 23 | 973 | 4 | 3 | 22 | 801 |
| 佐 賀 | 5 | 6 | 117 | 1 | 1 | 7 | 80 |
| 長 崎 | 2 | 1 | 162 | 0 | 0 | 3 | 103 |
| 大 分 | 5 | 5 | 168 | 0 | 1 | 5 | 113 |
| 熊 本 | 6 | 7 | 331 | 1 | 0 | 9 | 257 |
| 鹿 児 島 | 17 | 7 | 334 | 0 | 1 | 4 | 248 |
| 宮 崎 | 8 | 7 | 178 | 0 | 0 | 2 | 118 |
| 那 覇 | 7 | 9 | 221 | 1 | 0 | 5 | 155 |
| 計 | 89 | 65 | 2,484 | 7 | 6 | 57 | 1,875 |
| 仙 台 | 17 | 9 | 328 | 1 | 0 | 8 | 255 |
| 福 島 | 7 | 9 | 271 | 0 | 0 | 3 | 160 |
| 山 形 | 5 | 6 | 156 | 0 | 0 | 0 | 98 |
| 盛 岡 | 1 | 6 | 146 | 0 | 0 | 3 | 86 |
| 秋 田 | 4 | 4 | 114 | 0 | 0 | 1 | 73 |
| 青 森 | 9 | 4 | 128 | 0 | 0 | 3 | 80 |
| 計 | 43 | 38 | 1,143 | 1 | 0 | 18 | 752 |
| 札 幌 | 24 | 13 | 498 | 1 | 0 | 8 | 411 |
| 函 館 | 0 | 4 | 39 | 0 | 0 | 2 | 23 |
| 旭 川 | 1 | 1 | 71 | 0 | 0 | 1 | 51 |
| 釧 路 | 6 | 5 | 84 | 0 | 0 | 0 | 43 |
| 計 | 31 | 23 | 692 | 1 | 0 | 11 | 528 |
| 高 松 | 3 | 5 | 173 | 0 | 0 | 1 | 133 |
| 徳 島 | 5 | 3 | 140 | 0 | 0 | 2 | 80 |
| 高 知 | 5 | 3 | 119 | 0 | 0 | 5 | 91 |
| 高 松 | 5 | 11 | 249 | 0 | 1 | 3 | 168 |
| 計 | 18 | 22 | 681 | 0 | 1 | 11 | 472 |
| 総 計 | 846 | 547 | 22,519 | 51 | 21 | 648 | 16,838 |

別表(2)

土地家屋調査士等現員数調

(平成29年12月31日現在)

| 区 分 | 土地家屋調査士 登録者数 29.1~29.12 | 土地家屋調査士 登録取消者数 29.1~29.12 | 土地家屋調査士 登録者総数 | 土地家屋調査士法人現員数 | | |
|-------|-------------------------------|---------------------------------|------------------|----------------------------|----------------------------|-----|
| | | | | 29.1~29.12 中に入会した 法人 | 29.1~29.12 中に退会した 法人 | 総 数 |
| 東 京 | 39 | 54 | 1,506 | 5 | 0 | 51 |
| 横 浜 | 22 | 37 | 866 | 3 | 1 | 15 |
| さいたま | 27 | 28 | 838 | 1 | 0 | 11 |
| 千 葉 | 12 | 17 | 609 | 2 | 1 | 17 |
| 水 戸 | 7 | 12 | 390 | 1 | 0 | 5 |
| 宇 都 宮 | 4 | 9 | 286 | 0 | 0 | 1 |
| 前 橋 | 13 | 11 | 343 | 0 | 0 | 0 |
| 静 岡 | 13 | 22 | 605 | 0 | 0 | 8 |
| 甲 府 | 2 | 1 | 148 | 0 | 0 | 1 |
| 長 野 | 4 | 10 | 373 | 0 | 0 | 3 |
| 新 潟 | 5 | 6 | 337 | 1 | 1 | 6 |
| 計 | 148 | 207 | 6,301 | 13 | 3 | 118 |
| 大 阪 | 23 | 30 | 1,056 | 2 | 0 | 24 |
| 京 都 | 9 | 8 | 321 | 1 | 0 | 7 |
| 神 戸 | 15 | 22 | 709 | 2 | 0 | 10 |
| 神 奈 川 | 2 | 14 | 205 | 0 | 0 | 2 |
| 大 津 | 2 | 6 | 199 | 2 | 0 | 6 |
| 和 歌 山 | 2 | 6 | 153 | 0 | 0 | 1 |
| 計 | 53 | 86 | 2,643 | 7 | 0 | 50 |
| 名 古 屋 | 26 | 33 | 1,110 | 3 | 0 | 27 |
| 古 津 | 3 | 8 | 268 | 1 | 0 | 2 |
| 岐 阜 | 6 | 10 | 379 | 0 | 0 | 4 |
| 福 井 | 6 | 5 | 153 | 0 | 0 | 0 |
| 金 沢 | 4 | 6 | 174 | 0 | 0 | 1 |
| 富 山 | 2 | 4 | 151 | 0 | 0 | 1 |
| 計 | 47 | 66 | 2,235 | 4 | 0 | 35 |
| 広 島 | 12 | 7 | 446 | 1 | 0 | 11 |
| 山 口 | 4 | 2 | 228 | 0 | 0 | 3 |
| 岡 山 | 4 | 5 | 267 | 1 | 1 | 5 |
| 鳥 取 | 5 | 2 | 71 | 0 | 0 | 0 |
| 松 江 | 1 | 4 | 109 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 26 | 20 | 1,121 | 2 | 1 | 19 |
| 福 岡 | 19 | 11 | 680 | 2 | 0 | 6 |
| 佐 賀 | 2 | 2 | 116 | 0 | 0 | 1 |
| 長 崎 | 3 | 5 | 205 | 3 | 0 | 4 |
| 大 分 | 2 | 8 | 176 | 0 | 0 | 1 |
| 熊 本 | 6 | 8 | 280 | 0 | 1 | 5 |
| 鹿 児 島 | 10 | 3 | 318 | 0 | 0 | 0 |
| 宮 崎 | 2 | 6 | 190 | 0 | 0 | 2 |
| 那 覇 | 3 | 9 | 185 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 47 | 52 | 2,150 | 5 | 1 | 19 |
| 仙 台 | 10 | 14 | 273 | 0 | 0 | 2 |
| 福 島 | 6 | 15 | 275 | 0 | 0 | 1 |
| 山 形 | 5 | 9 | 178 | 0 | 0 | 0 |
| 盛 岡 | 6 | 2 | 177 | 1 | 0 | 2 |
| 秋 田 | 1 | 9 | 130 | 0 | 0 | 1 |
| 青 森 | 2 | 3 | 137 | 0 | 0 | 1 |
| 計 | 30 | 52 | 1,170 | 1 | 0 | 7 |
| 札 幌 | 7 | 13 | 287 | 0 | 0 | 1 |
| 函 館 | 0 | 2 | 54 | 0 | 0 | 0 |
| 旭 川 | 2 | 1 | 58 | 0 | 0 | 1 |
| 釧 路 | 3 | 1 | 79 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 12 | 17 | 478 | 0 | 0 | 2 |
| 高 松 | 3 | 6 | 209 | 0 | 0 | 0 |
| 徳 島 | 2 | 6 | 165 | 0 | 0 | 2 |
| 高 知 | 6 | 4 | 124 | 0 | 0 | 0 |
| 高 松 | 4 | 9 | 277 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 15 | 25 | 775 | 0 | 0 | 2 |
| 総 計 | 378 | 525 | 16,873 | 32 | 5 | 252 |

別表(3)

司法書士員数（過去5年間比較）

| 年次 | 登録者数 | 年間登録数 | 年間登録取消数 |
|-------|--------|-------|---------|
| 平成25年 | 21,349 | 1,009 | 636 |
| 26 | 21,686 | 972 | 635 |
| 27 | 21,985 | 923 | 624 |
| 28 | 22,220 | 871 | 613 |
| 29 | 22,519 | 846 | 547 |

別表(4)

土地家屋調査士員数（過去5年間比較）

| 年次 | 登録者数 | 年間登録数 | 年間登録取消数 |
|-------|--------|-------|---------|
| 平成25年 | 17,454 | 381 | 474 |
| 26 | 17,285 | 368 | 538 |
| 27 | 17,192 | 410 | 503 |
| 28 | 17,020 | 378 | 550 |
| 29 | 16,873 | 378 | 525 |

商事課

法務省組織令第22条、第26条

1 商業・法人登記に関する事項

(1) 商業・法人登記のオンライン化

平成16年6月21日から、東京法務局中野出張所及び千葉地方法務局市川支局の2庁において商業・法人登記のオンライン申請の運用を開始し、その後、平成20年末までに、全国全ての商業登記所において、オンライン申請をすることができるようになっている。

(2) 商業登記に基づく電子認証制度

商業登記に基づく電子認証制度については、平成12年10月1日に創設され、平成17年3月から、全ての商業登記所で電子証明書発行申請の受付等の事務を取り扱っている。

(3) 商業・法人登記に関する登記事件数

過去3か年の商業・法人に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

商業・法人に関する登記事件数

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|------|------------|------------|------------|
| 総事件数 | 1,529,111件 | 1,552,863件 | 1,603,811件 |

2 商事に関する事項

(1) 社債等登録機関の指定等

社債等登録法（昭和17年法律第11号）、社債等登録法施行令（昭和17年勅令第409号）及び社債等登録法施行規則（昭和17年大蔵・司法省令第1号）は、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第65号）の施行（平成20年4月1日）に伴い廃止されているが、施行日時点において登録されている社債については、経過措置により「なお効力を有する」とされている。既存の登録社債が償還を迎えるまでは、登録機関としての指定も有効となることから、当該指定を金融庁と共同で行っている。

(2) 手形交換所の指定

手形法（昭和7年法律第20号）第83条及び小切手法（昭和8年法律第57号）第69条の規定に基づく手形交換所の指定事務を担当しているが、近年、交通の発展等による手形交換所の統廃合が行われている。

(3) 電子債権記録機関の指定等

電子記録債権法（平成19年法律第102号）、電子記録債権法施行令（平成20年政令第325号）及び電子記録債権法施行規則（平成20年内閣府・法務省令第4号）による電子債権記録機関の指定等を、金融庁と共同で行っている。

3 債権譲渡登記関係

(1) 債権譲渡登記について

債権者との利害を調整しながら、法人による債権譲渡を円滑にするため、債権譲渡の第三者対抗要件に関する民法の特例として、法人がする金銭債権の譲渡等につき登記による新たな対抗要件制度を創設するとともに、その登記手続を整備するための「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（現行法律名：「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例法等に関する法律」）が平成10年10月1日から施行され、東京法務局民事行政部債権登録課において登記事務が取り扱われている。

この債権譲渡登記については、平成13年3月から、オンライン申請（手数料の納付については、予納制度を利用したもの）の運用がされていたが、平成16年5月から、法務省オンライン申請システムを利用するとともに、手数料の納付についても歳入金電子納付システムを利用したものに変更し、証明書の交付請求及び交付についても併せてオンライン化の運用を開始した。また、平成23年2月14日の登記・供託オンライン申請システムの運用開始に合わせて、同システムへの切替えを行った。

また、平成17年10月から、債務者が特定していない将来債権についても登記することが可能となり、平成18年4月から、登記申請の際には手数料を納付すべきものとされていたところ、これに代えて登録免許税が課せられることとなった。

(2) 債権譲渡に関する登記事件数

過去3か年の債権譲渡に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

債権譲渡に関する登記事件数及び証明書交付通数

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|---------|----------|----------|----------|
| 登記事件数 | 19,941件 | 21,346件 | 21,742件 |
| 証明書交付通数 | 395,845通 | 326,238通 | 227,455通 |

4 動産譲渡登記関係

- (1) 動産を活用した企業の資金調達の円滑化を図るため、法人がする動産の譲渡につき登記によってその譲渡を公示することができることとする動産譲渡登記制度が、動産の譲渡の対抗要件に関する民法の特例として創設された。その登記手続等を定めた「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第148号）」による改正後の「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例法等に関する法律」が、平成17年10月3日から施行され、東京法務局民事行政部動産登録課において動産譲渡登記事務が取り扱われている。

この動産譲渡登記制度については、制度発足当初から、法務省オンライン申請システムと連携することにより、オンライン申請の運用がされており、また、平成23年2月14日の登記・供託オンライン申請システムの運用開始に合わせて、同システムへの切替えを行った。

- (2) 動産譲渡に関する登記事件数

過去3か年の動産譲渡に関する登記事件の推移は、次の表のとおりである。

動産譲渡に関する登記事件数及び証明書交付通数

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|---------|---------|---------|---------|
| 登記事件数 | 6,086件 | 6,300件 | 6,139件 |
| 証明書交付通数 | 15,119通 | 14,523通 | 13,779通 |

5 供託事務関係

供託規則の一部を改正する省令（平成18年法務省令第3号）が平成18年2月20日から施行され、同日から全国の供託所においてオンラインによる供託手続が可能となった。

また、オンラインによる供託手続について、平成24年1月10日の法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替えに併せて、供託規則の一部を改正する省令（平成23年法務省令第37号）が施行され、同日から登記・供託オンライン申請システムによる運用を開始した。

6 非訟事件等に関する事項

会社法（平成17年法律第86号）に基づく法務大臣の権限を行う職員の指定事務を担当している。

民事法制管理官・参事官

法務省組織令第13条、第27条

民事法制管理官及び各参事官は、法制審議会の各部会において、それぞれ調査審議に関与し、同部会等の開催に先立ち議案の立案及び細部にわたる基礎的調査、検討を行った。その主な活動は、次のとおりである。

1 民法・商法関係

民法関係では、平成21年10月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民法（債権関係）部会が設置され、民法（債権関係）の見直しについての審議が進められ、平成27年2月、「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会での審議を経て、同月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、第189回国会（平成27年通常国会）に提出した。その後、これらの法律案については、審議未了により継続審議となっていたが、平成29年5月、第193回国会（平成29年通常国会）において、「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成29年法律第45号）が成立し、同年6月2日に公布された。これらの法律の施行期日は、一部の規定を除き、平成32年4月1日とされている。

また、平成27年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民法（相続関係）部会が設置され、民法（相続関係）等の改正についての審議が進められている。

商法関係では、平成26年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会商法（運送・海商関係）部会が設置され、商法（運送・海商関係）等の改正についての審議が進められ、平成28年1月、「商法（運送・海商関係）等の改正に関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会での審議を経て、同年2月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案」を立案し、第192回国会（平成28年臨時国会）に提出したが、同国会から第194回国会（平成29年臨時国会）までにおいては審議入りすることなく、平成29年9月、衆議院解散に伴い廃案となった。

また、平成29年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会が設置され、会社法等の改正について審議が進められている。

また、平成16年9月の法務大臣の諮問を受けて設置された、法制審議会信託法部会は、平成18年2月から審議が中断していたが、平成28年6月に審議を再開し、平成29年12月までの間、合計17回の会議を経た後、同日、「公益信託法の見直しに関する中間試案」の取りまとめがされた。

2 民事手続法関係

平成26年2月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会国際裁判管轄法制（人事訴訟事件及び家事事件関係）部会が設置され、人事訴訟事件及び家事事件に関する国

際裁判管轄法制の整備についての審議が進められ、平成27年9月、「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制の整備に関する要綱案」の取りまとめが行われ、同審議会総会での審議を経て、同年10月、法務大臣に答申された。この答申に基づき、「人事訴訟法等の一部を改正する法律案」を立案し、第190回国会（平成28年通常国会）に提出したが、平成29年9月、衆議院解散に伴い廃案となった。

また、平成28年9月の法務大臣の諮問を受けて、法制審議会民事執行法部会が設置され、民事執行法の改正についての審議が進められている。

Ⅲ 刑 事 局

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第2条、第5条、第13条、
第28条～第33条 法務省組織規則第8条

〈重要施策の概要〉

立法作業の促進

刑事訴訟法等の整備

平成28年5月24日、①取調べの録音・録画制度の導入、②合意制度、刑事免責制度の導入、③通信傍受の手続の合理化・効率化、④通信傍受の対象犯罪の拡大、⑤裁量保釈の判断に当たっての考慮事情の明確化、⑥弁護人の選任に係る事項の教示の拡充、⑦被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大、⑧証拠開示制度の拡充、⑨証人等の氏名及び住居の開示に係る措置の導入、⑩公開の法廷における証人等の氏名等の秘匿措置の導入、⑪ビデオリンク方式による証人尋問の拡充、⑫証拠隠滅等の罪などの法定刑の引き上げ、⑬証人の勾引要件の緩和等、⑭自白事件の簡易迅速な処理のための措置を内容とする「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が第190回通常国会において成立し、同年6月3日に公布された（平成28年法律第54号）。同法律に盛り込まれた上記①から⑭までの改正項目は、平成31年6月までの間に段階的に施行されることとされており、平成28年6月23日から上記⑤及び⑫が、同年12月1日から上記④、⑥、⑧、⑨、⑩、⑬及び⑭が、それぞれ施行されている。今後、平成30年6月までに上記②、⑦及び⑪が、平成31年6月までに上記①及び③が、それぞれ施行されることとなる。

〈主な会同〉

| 月 日 | 会 同 名 | 協 議 事 項 |
|----------|-----------------------------|--|
| 2.15・16 | 検察長官会同 | 現下の諸情勢に鑑み、検察運営上考慮すべき事項について |
| 3.15 | 副検事会同 | 交通事件及び最近における副検事が関与した事件の捜査処理・公判遂行上の問題点とこれへの対応について |
| 5.23 | 検察庁会計課長会同 | 予算執行にあたり、担当課長として考慮すべき事項 |
| 6.13 | 検察庁事務局長会同 | 検察運営上事務局長として当面考慮すべき事項 |
| 7.11 | 公判担当検事会同 | 公判遂行上留意すべき事項とその方策 |
| 9.5・6 | 平成29年度検察官・国税査察官合同中央協議会 | 直接国税ほ脱事犯の諸問題 |
| 10.25・26 | 全国次席検事会同 | 現下検察運営上、次席検事として考慮すべき事項 |
| 11.9・10 | 平成29年度検察官・国税査察官合同地方協議会（第1回） | 査察事件処理上の諸問題 |
| 11.29 | 組織犯罪担当検事会同 | 最近の組織犯罪の実情に鑑み、検察運営上考慮すべき事項 |
| 11.30 | 検務実務家会同 | 検務事務処理上の問題点等について |
| 12.7・8 | 平成29年度検察官・国税査察官合同地方協議会（第2回） | 査察事件処理上の諸問題 |
| 12.14 | 高等検察庁事務局長協議会 | 検察運営上高等検察庁事務局長として考慮すべき事項 |

〈主な審議法案〉

| 受理年月日 | 法 令 案 件 | 主 管 省 庁 | 審議担当課 |
|-------|--|---------|----------|
| 1月6日 | 雇用保険法等の一部を改正する法律案 | 厚生労働省 | 公安課 |
| 1月10日 | 所得税法等の一部を改正する等の法律案 | 財務省 | 刑事課 |
| 1月10日 | 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案 | 国土交通省 | 刑事法制管理官室 |
| 1月13日 | 関税定率法等の一部を改正する法律案 | 財務省 | 刑事課 |
| 1月16日 | 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案 | 経済産業省 | 刑事課 |
| 1月16日 | 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案 | 総務省 | 刑事課 |
| 1月16日 | 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律案 | 環境省 | 刑事課 |
| 1月18日 | 原子力利用における安全対策強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案 | 原子力規制庁 | 刑事課 |
| 1月18日 | 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案 | 国土交通省 | 刑事法制管理官室 |
| 1月19日 | 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案 | 復興庁 | 刑事課 |
| 1月23日 | 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案 | 厚生労働省 | 公安課 |
| 1月23日 | 水防法等の一部を改正する法律案 | 国土交通省 | 刑事法制管理官室 |
| 1月24日 | 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案 | 経済産業省 | 刑事課 |

| 受理年月日 | 法 令 案 件 | 主 管 省 庁 | 審 議 担 当 課 |
|-------|--|---------|-----------|
| 1月24日 | 都市緑地法等の一部を改正する法律案 | 国土交通省 | 刑事法制管理官室 |
| 1月25日 | 電波法及び電気通信事業の一部を改正する法律案 | 総務省 | 総務課 |
| 1月27日 | 道路運送車両法の一部を改正する法律案 | 国土交通省 | 刑事法制管理官室 |
| 1月30日 | 地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律案 | 総務省 | 総務課 |
| 2月2日 | 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案 | 経済産業省 | 刑事課 |
| 2月7日 | 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案 | 環境省 | 刑事課 |
| 2月8日 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案について | 厚生労働省 | 刑事課 |
| 2月10日 | 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案 | 経済産業省 | 刑事課 |
| 2月10日 | 土壤汚染対策法の一部を改正する法律案 | 環境省 | 刑事課 |
| 2月13日 | 虐待を受けている児童等の保護を図るための児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案 | 厚生労働省 | 公安課 |
| 2月13日 | 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 | 厚生労働省 | 公安課 |
| 2月13日 | 港湾法の一部を改正する法律案 | 国土交通省 | 刑事法制管理官室 |
| 2月14日 | 旅館業法の一部を改正する法律案 | 厚生労働省 | 公安課 |
| 2月14日 | 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案 | 国土交通省 | 刑事法制管理官室 |
| 2月16日 | 金融商品取引法の一部を改正する法律案 | 金融庁 | 刑事課 |

| 受理年月日 | 法 令 案 件 | 主 管 省 庁 | 審 議 担 当 課 |
|-------|--|--------------|-----------|
| 2月16日 | 医療分野の研究開発に資するための匿名加工情報に関する法律案 | 内閣官房 | 刑事法制管理官室 |
| 2月16日 | 住宅宿泊事業法案 | 観光庁 | 刑事法制管理官室 |
| 2月17日 | 銀行法等の一部を改正する法律案 | 金融庁 | 刑事課 |
| 2月20日 | 水道法の一部を改正する法律案 | 厚生労働省 | 公安課 |
| 2月21日 | 電子委任状の普及の促進に関する法律案 (仮称) | 総務省 経済産業省 | 総務課 |
| 2月21日 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案 | 環境省 | 刑事課 |
| 2月23日 | 医療法等の一部を改正する法律案 | 厚生労働省 | 公安課 |
| 2月23日 | 通関案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案 | 観光庁 | 刑事法制管理官室 |
| 2月24日 | 地方自治法等の一部を改正する法律案 | 総務省 | 総務課 |
| 2月27日 | 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案 | 内閣府 | 公安課 |
| 4月14日 | スポーツにおけるドーピング防止活動の推進に関する法律案 | スポーツ庁 | 公安課 |
| 4月17日 | 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案 | 外務省 | 公安課 |
| 4月20日 | 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案 | 法務省 | 刑事法制管理官室 |
| 5月12日 | 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令案 | 厚生労働省 | 公安課 |

| 受理年月日 | 法 令 案 件 | 主 管 省 庁 | 審 議 担 当 課 |
|--------|--|---------|-----------|
| 5月18日 | 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 | 厚生労働省 | 公安課 |
| 5月22日 | 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案 | 厚生労働省 | 公安課 |
| 9月4日 | 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案 | 厚生労働省 | 公安課 |
| 9月5日 | 競馬法の一部を改正する法律案 | 農林水産省 | 公安課 |
| 9月13日 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案 | 経済産業省 | 刑事課 |
| 9月14日 | 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 | 厚生労働省 | 公安課 |
| 9月21日 | 国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案 | 外務省 | 公安課 |
| 12月22日 | 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案 | 厚生労働省 | 公安課 |

1 組織関係

(1) 検察庁事務章程の改正

平成29年法務省訓令第1号をもって検察庁事務章程の一部が改正され、同年4月1日から施行された。これは、情報解析監理官及び情報解析官を新たに東京地方検察庁に置くこと、統括捜査官35及び統括検務官6を増設すること、千葉地方検察庁及び京都地方検察庁に人事課を新設すること、東京地方検察庁の次席捜査官1を廃止することについて所要の改正を行ったものである。

(2) 統括捜査官の配置に関する規程の改正

平成29年法務省刑総訓第1号をもって統括捜査官の配置に関する規程の一部が改正され、同年4月1日から施行された。これは、上記検察庁事務章程の改正に伴い、東京地方検察庁の統括捜査官2を廃止すること、水戸地方検察庁ほか36の地方検察庁の統括捜査官各1を増設することについて所要の改正を行ったものである。

(3) 統括検務官の配置に関する規程の改正

平成29年法務省刑総訓第2号をもって統括検務官の配置に関する規程の一部が改正され、同年4月1日から施行された。これは、上記検察庁事務章程の改正に伴い、さいたま地方検察庁ほか5の地方検察庁の統括検務官各1を増設することについて所要の改正を行ったものである。

2 検務事務関係

いわゆる軍法会議事件記録については、公文書等の管理に関する法律に定める「歴史公文書等」として国立公文書館に移管することとされ、平成27年から移管を行っているところ、平成29年は、横浜地方検察庁ほか8庁が保有していた軍法会議事件記録を同年10月中に国立公文書館に移管した。

今後も、順次移管を進めることになる。

3 検察庁に関する国家賠償請求事件関係

平成29年中に訟務局から係属通知があった検察庁に関する国家賠償請求事件は42件であり、請求原因の主なもの、捜査の違法、告訴・告発不受理の違法、公訴提起の違法である。また、同年中に完結した事件は44件（国勝訴37件、敗訴2件、訴え取下げ等5件）となっている。

4 検察審査会関係

平成29年中における検察審査会関係の活動状況は、次の表のとおりである。

(1) 全国検察審査会における事件の受理・処理状況

| 区 分 | 平成29年 |
|--------------------|-------|
| 受 理 | 3,228 |
| 旧 受 | 684 |
| 新 受 | 2,544 |
| 申立てによるもの | 2,507 |
| 職権によるもの | 37 |
| 処 理 | 2,274 |
| 起訴相当・不起訴不当 | 68 |
| 不起訴相当 | 1,895 |
| その他（審査打切り、申立却下、移送） | 311 |
| 未 済 | 954 |

(注) 最高裁判所事務総局刑事局の集計による。

(2) 起訴相当・不起訴不当の議決があった事件の事後措置

| 区 分 | 平成29年 |
|-----------|-------|
| 起 訴 | 5 |
| 不 起 訴 維 持 | 80 |
| 合 計 | 85 |

(注) 1 最高裁判所事務総局刑事局の集計による。

2 本表は、起訴相当・不起訴不当事件について検察庁の採った事後措置のうち、平成29年中に各検察審査会から最高裁判所に報告のあったものを計上したものである。

国際課

法務省組織令第28条、第30条

国際犯罪関係

(1) 国際捜査共助関係

我が国が平成29年中に受託した事件は54件ある。

検察庁から囑託した事件は8件ある。

(2) 逃亡犯罪人引渡関係

我が国が平成29年中に外国からの請求に基づき、犯罪人を引き渡した事例は1件ある。

また、検察庁からの請求に基づき、外国から犯罪人の引渡しを受けた事例はない。

刑事課

法務省組織令第28条、第31条

平成29年中に全国の検察庁において受理した事件の総数（通常受理人員）は1,055,327人で前年の1,116,198人と比較して、減少している。これを刑法犯、特別法犯（道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反（以下「道路交

通法等違反」という。)を除く。), 道路交通法等違反に区分して対比すると, 次の表のとおりである。

罪種別通常受理人員

| 罪種 | 平成28年 | 平成29年 | 対前年増減 |
|----------|-----------|-----------|---------|
| 総数 | 1,116,198 | 1,055,327 | △60,871 |
| 刑法犯 | 713,998 | 677,824 | △36,174 |
| 特別法犯 | 89,281 | 88,981 | △300 |
| 道路交通法等違反 | 312,919 | 288,522 | △24,397 |

(注) △印は, 減少を示す。

平成29年中に全国の検察庁において起訴した被疑者の総数は329,517人で, 前年の352,669人と比較して, 23,152人減少している。起訴及び不起訴人員を刑法犯, 特別法犯及び道路交通法等違反に区分して対比すると, 次の表のとおりである。

罪種別処理人員

| 罪種 | 平成28年 | | 平成29年 | | 起訴人員の対前年増減 |
|----------|---------|---------|---------|---------|------------|
| | 起訴 | 不起訴 | 起訴 | 不起訴 | |
| 総数 | 352,669 | 701,719 | 329,517 | 671,694 | △23,152 |
| 刑法犯 | 124,381 | 539,174 | 119,269 | 513,885 | △5,112 |
| 特別法犯 | 46,450 | 42,111 | 45,191 | 42,586 | △1,259 |
| 道路交通法等違反 | 181,838 | 120,434 | 165,057 | 115,223 | △16,781 |

(注) △印は, 減少を示す。

1 一般刑事事件

刑法犯の主要罪名について, 前年と比較して通常受理人員の増減を見ると, 大きく減少したものとして, 傷害致死38人(27.3%), 強盗432人(24.0%)等が挙げられ, 一方, 増加したのものとして, 支払用カード電磁的記録関係388人(81.2%)等が挙げられる。

平成29年中の主要事件としては, 神奈川県座間市内のアパートにおいて被害者9名が殺害されるなどした事件等がある。

2 環境関係事件

平成29年中における環境関係法令違反事件の通常受理人員は8,597人で, 前年と同程度で推移している。これを主な罪種別に見ると, 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の6,805人が最も多く, 全体の79.2%を占め, 次いで, 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反の458人(全体の5.3%)となっている。

3 公務員関係事件

平成29年中における公務員犯罪の通常受理人員は19,026人で, 前年の18,959人と比較して67人増加している。これを主な罪名別に見ると, 自動車による過失致死傷

等の13,179人が最も多く、全体の69.3%を占め、以下、職権濫用の1,442人（全体の7.6%）、窃盗の891人（全体の4.7%）、偽造の459人（全体の2.4%）の順となっている。

4 選挙関係事件

平成29年は、10月22日に第48回衆議院議員総選挙が行われた。選挙後約6か月間の選挙違反事件の受理人員は、82人であり、前回の同選挙（平成26年施行）におけるほぼ同期間の受理人員と比較して275人の減少となっている。違反の内容は、買収事犯の占める割合が高く、全体の45.1%となっている。

5 財政経済関係事件

(1) 平成29年中における直接国税は脱事件の通常受理人員は232人で前年の238人に比較し6人（2.5%）減少している。所得税法違反は4人、法人税法違反は9人減少し、相続税法違反については変動がない。これらの事件については、業種が多様化している傾向がうかがわれ、内容的にも、犯行の手段方法は外国法人を利用するなど一段と悪質巧妙化の傾向を強め、調査及び捜査に多大な困難を伴う事件が増加している。

また、平成29年中における消費税法違反事件の通常受理人員は130人となり、前年の117人に比較し13人（11.1%）増加した。

(2) 金融関係事件について見ると、平成29年中における出資法違反事件の通常受理人員は348人であり、前年に比較して39人増加し、このうち高金利事件（第5条違反）が274人（79%）となっている。

(3) 特異又は重大事件としては、金地金の密輸に係る関税法等違反事件、東海旅客鉄道株式会社発注の品川駅・名古屋駅間の中央新幹線ターミナル駅新設工事に係る独占禁止法違反事件等がある。

6 交通関係事件

平成29年中における自動車による過失致死傷等事件の通常受理人員は460,867人で、全刑法犯の通常受理人員の68.0%を占めており、前年の487,536人と比較して、26,669人（5.5%）減少している。

また、平成29年中における危険運転致死傷事件の通常受理人員は504人で、前年の489人と比較して15人（3.1%）増加している。同罪で公判請求した人員は408人であり、前年の416人と比較して8人（1.9%）減少している。

一方、道路交通法等違反事件の通常受理人員は、288,522人で、前年の312,919人と比較して24,397人（7.8%）減少している。

7 少年事件

(1) 平成29年の検察庁における少年事件の通常受理人員は63,999人であり、その内訳は、刑法犯が47,354人（全体の74.0%）、特別法犯が2,925人（同4.6%）、道路交通法等違反が13,720人（同21.4%）である。これを前年と比較すると、総数で8,275人（11.4%）、刑法犯で6,535人（12.1%）減少し、特別法犯で123人（4.4%）

増加し、道路交通法等違反で1,863人（12.0%）減少している。

次に、刑法犯の罪種別構成比を見ると、窃盗が38.4%を占め、以下、自動車による過失致死傷等31.1%、横領・背任7.4%、暴行・傷害7.3%となっている。さらに、成人を含めた受理人員中に占める少年の割合をみると、総数においては6.1%、刑法犯全体では7.0%、そのうち、窃盗犯では19.1%、粗暴犯（傷害、恐喝）では9.8%、凶悪犯（放火、強制わいせつ・強制性交等、強制わいせつ致死傷・強制性交等致死傷、殺人、強盗、強盗致死傷・強盗・強制性交等）では10.1%となっている。

- (2) 平成29年中に検察官から家庭裁判所へ送致した少年事件の人員は62,092人である。なお、同年中に家庭裁判所において処分を受けた52,645人について、検察官が刑事処分相当の意見を付したものは6,672人（12.7%）、少年院送致相当の意見を付したものは5,511人（10.5%）、保護観察相当の意見を付したものは13,496人（25.6%）、その他が26,966人（51.2%）となっているのに対し、家庭裁判所の処分は、検察官送致決定が3,508人（6.7%）、少年院送致決定が3,651人（6.9%）、保護観察決定が15,813人（30.0%）、審判不開始・不処分決定が28,737人（54.6%）、その他が936人（1.8%）となっている。
- (3) 平成29年に少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から検察官に送致された少年事件の処理人員は4,814人である。このうち、起訴人員は、2,028人（処理総数の42.1%）であるが、その内訳は、刑法犯150人（うち、自動車による過失致死傷等71人）、特別法犯1,878人（うち、道路交通法等違反1,861人）である。また、起訴人員中起訴の種類別の内訳は、公判請求187人（起訴人員の9.2%）、略式命令請求1,841人（90.8%）である。
- (4) 平成29年中に第一審で有罪の裁判を受けた少年は1,909人であるが、その内訳は、懲役・禁錮の実刑が19人、同執行猶予が70人、罰金が1,820人（うち、99.8%が自動車による過失致死傷等及び道路交通法違反によるもの）である。

公安課

法務省組織令第28条、第32条

1 公安事件

平成29年における通常受理人員は、194人であり、前年の通常受理人員に比べ53人増加した。近年の通常受理人員数の推移を見ると、平成24年262人、25年199人、26年129人、27年172人、28年141人となっている。

2 労働事件

平成29年における違法争議行為事件の通常受理人員は0人である。近年の通常受理人員数を見ると、平成24年、25年、26年、27年及び28年は0人となっている。

一方、平成29年における労働関係法令違反事件の通常受理人員は2,208人であり、前年に比べ113人減少した。近年の通常受理人員数の推移を見ると、平成24年2,357

人、25年2,208人、26年2,296人、27年2,245人、28年2,321人となっている。また、平成29年の人員を法令別に見ると、①労働基準法違反709人（前年比8人増）、②労働安全衛生法違反944人（前年比50人減）、③船員法違反427人（前年比32人増）、④職業安定法違反101人（前年比13人減）、⑤労働者派遣事業法違反26人（前年比86人減）となっている。

3 外事関係事件

外国人関係事犯は、来日外国人による事犯が依然として高水準で推移しているが、平成29年の来日外国人被疑事件の通常受理人員は、14,515人と、前年に比べ1,300人（9.8%）増加している。来日外国人事犯の大半を占める出入国管理及び難民認定法違反を除いたものを見ると、平成29年は10,253人と、前年から611人（6.3%）増加している。また、罪名別で見た場合、刑法犯については、多い方から順に、窃盗、傷害、支払用カード電磁的記録関係、詐欺、横領となっており、特に、特別法犯については、出入国管理及び難民認定法違反が全体の約6割を占めて最も多く、次いで覚せい剤取締法違反の順となっている。

なお、平成29年中における来日外国人による事件の受理・処理状況は、次表のとおりである。

来日外国人による事件受理処理人員

（平成29年）

| | 通常受理人員 | 起訴人員 | 不起訴人員 | 起訴率（%） |
|------|--------|-------|-------|--------|
| 総数 | 14,515 | 5,878 | 8,037 | 42.2 |
| 刑法犯 | 7,211 | 2,868 | 3,826 | 42.8 |
| 特別法犯 | 7,304 | 3,010 | 4,211 | 41.7 |

（注）起訴率＝起訴人員／（起訴人員＋不起訴人員）×100

4 風紀関係事件

(1) 売春防止法違反事件

売春防止法違反事件の受理・処理状況は、次表のとおりであり、平成29年の通常受理人員を見ると、平成28年と比較して、総数で146人（20.1%）減少している。態様別に見ると、勧誘等を除き、減少している。

なお、事犯の態様ごとの起訴率については、周旋等、場所の提供及び売春をさせる業において、7割以上となっている。

売春防止法違反事件受理処理人員

| 事犯の態様 | 通常受理人員 | | | 起訴人員 | | 不起訴人員 | | 起訴率（%） | |
|---------|--------|-----|---------|------|-----|-------|-----|--------|------|
| | 28年 | 29年 | 対前年比（%） | 28年 | 29年 | 28年 | 29年 | 28年 | 29年 |
| 総数 | 726 | 580 | △20.1 | 353 | 253 | 322 | 282 | 52.3 | 47.3 |
| 勧誘等(5条) | 206 | 218 | 5.8 | 33 | 21 | 147 | 175 | 18.3 | 10.7 |

| | | | | | | | | | |
|---------------|-----|-----|-------|-----|-----|----|----|------|------|
| 周旋等(6条) | 277 | 244 | △11.9 | 191 | 156 | 65 | 66 | 74.6 | 70.2 |
| 売春をさせる契約(10条) | 45 | 29 | △35.6 | 15 | 11 | 23 | 15 | 39.5 | 42.3 |
| 場所の提供(11条) | 169 | 76 | △55.0 | 99 | 58 | 75 | 21 | 56.9 | 73.4 |
| 売春をさせる業(12条) | 16 | 8 | △50.0 | 9 | 5 | 5 | 2 | 64.3 | 71.4 |
| その他(7～9条,13条) | 13 | 5 | △61.5 | 6 | 2 | 7 | 3 | 46.2 | 40.0 |

(注) 起訴率=起訴人員/(起訴人員+不起訴人員)×100

- (2) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件の受理・処理状況は次表のとおりである。平成29年の通常受理人員は3,074人であり、平成28年と比較して361人(13.3%)増加している。また、平成29年の処理状況については、起訴人員は1,804人で、平成28年と比較して220人(13.9%)増加し、不起訴人員は544人で、平成28年と比較して6人(1.1%)減少している。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件受理処理人員

| | 通常受理人員 | 起訴人員 | 不起訴人員 | 起訴率(%) |
|-------|--------|-------|-------|--------|
| 平成28年 | 2,713 | 1,584 | 550 | 74.2 |
| 29年 | 3,074 | 1,804 | 544 | 76.8 |

- (3) 女性・児童の福祉に関係のある犯罪

女性・児童の福祉に関係のある犯罪の受理・処理状況は、次表のとおりであり、平成29年の通常受理人員を見ると平成28年と比較して総数で90人(15.8%)減少している。態様別に見ると、略取誘拐及び職業安定法違反は増加し、その他については減少している。

女性・児童の福祉に関係のある犯罪事件受理処理人員

| 事犯の態様 | 通常受理人員 | | | 起訴人員 | | 不起訴人員 | | 起訴率(%) | |
|-------------------|--------|-----|---------|------|-----|-------|-----|--------|------|
| | 28年 | 29年 | 対前年比(%) | 28年 | 29年 | 28年 | 29年 | 28年 | 29年 |
| 総数 | 571 | 481 | △15.8 | 338 | 275 | 188 | 156 | 64.3 | 63.8 |
| 刑法犯 | 51 | 50 | △2.0 | 17 | 9 | 33 | 36 | 34.0 | 20.0 |
| 淫行勧誘(182条) | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 略取誘拐(224条) | 15 | 21 | 40.0 | - | 3 | 15 | 18 | 0 | 14.3 |
| 営利誘拐等(225条) | 36 | 29 | △19.4 | 17 | 6 | 18 | 18 | 48.6 | 25.0 |
| 国外移送・人身売買等(226条等) | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 略取補助・被略取者收受(227条) | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

| | | | | | | | | | |
|---------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|----|------|------|
| 児童福祉法違反 | 425 | 335 | △21.2 | 272 | 218 | 104 | 95 | 72.3 | 69.6 |
| 職業安定法違反 | 61 | 87 | 42.6 | 40 | 47 | 17 | 19 | 70.2 | 71.2 |
| 労働基準法違反 | 34 | 9 | △73.5 | 9 | 1 | 34 | 6 | 20.9 | 14.3 |

(注) 国外移送・人身売買等は、刑法第226条ないし226条の3の罪の合計である。

5 麻薬・覚醒剤関係事件

(1) 麻薬事件

麻薬関係法令（麻薬及び向精神薬取締法、あへん法、大麻取締法及び刑法の「あへん煙に関する罪」をいう。）違反事件の受理・処理状況は、次表のとおりである。平成29年の通常受理人員は、総数において前年に比べ677人（14.0%）増加しており、この内容を法令別に見ると、麻薬及び向精神薬取締法違反は5人（0.5%）増加、あへん法違反は4人（44.4%）増加、大麻取締法違反は668人（17.3%）増加、あへん煙に関する罪は該当がなかった。

(2) 覚醒剤事件

覚せい剤取締法違反事件の通常受理人員は、依然として高い水準にあり、平成29年には16,057人（平成28年17,070人、5.9%減少）となっている。

また、平成29年の処理状況を見ると、起訴人員は12,325人で起訴率は77.7%（自動車による過失致死傷を除く刑法犯の起訴率は37.5%）となっており、厳正な処分がなされている。

麻薬・覚醒剤関係違反事件受理処理人員

| 法令名 | 通常受理人員 | | | 起訴人員 | | 不起訴人員 | | 起訴率(%) | |
|------------------|---------------|---------------|-------------|---------------|---------------|--------------|--------------|-------------|-------------|
| | 28年 | 29年 | 対前年比(%) | 28年 | 29年 | 28年 | 29年 | 28年 | 29年 |
| 麻薬関係総数 | 4,852 | 5,529 | 14.0 | 2,505 | 2,771 | 2,143 | 2,471 | 53.9 | 52.9 |
| 麻薬及び向精神薬取締法違反 | 971 | 976 | 0.5 | 495 | 580 | 485 | 401 | 50.5 | 59.1 |
| あへん法違反 | 9 | 13 | 44.4 | 2 | - | 7 | 13 | 22.2 | - |
| 大麻取締法違反 | 3,872 | 4,540 | 17.3 | 2,008 | 2,191 | 1,651 | 2,057 | 54.9 | 51.6 |
| あへん煙に関する罪 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 覚せい剤取締法違反 | 17,070 | 16,057 | △5.9 | 13,479 | 12,325 | 3,394 | 3,538 | 79.9 | 77.7 |

(注) 起訴率 = 起訴人員 / (起訴人員 + 不起訴人員) × 100

(3) 麻薬特例法の適用状況

平成29年における業として行う不法輸入等の罪（第5条）の通常受理人員は19人で、薬物犯罪収益の没収・追徴の言渡し合計額（不真正連帯関係にある重複部分を控除した額）は、約3億5,600万円であった。

6 暴力関係事件

平成4年3月、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（いわゆる暴対法）が施行され、その後の平成5年5月以降、数次にわたり改正が行われ、暴力団に対する取締りの強化が図られたこともあり、暴力団構成員数は近年減少傾向に

あり、平成29年末の構成員数は約16,800人となり、前年末に比べ約1,300人減少した。また、暴力団準構成員（暴力団構成員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団構成員に対し、資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者）も同じく減少傾向にあり、平成29年末は約17,700人となり前年末に比べ約3,200人減少した。

このような状況の下、平成29年中の銃器発砲事件は22件発生（前年比5件、18.5%減少）し、同事件による死傷者数は8人（前年比3人、27.2%減少）となっているところ、拳銃の押収丁数については、長期的には減少傾向にあるが、平成29年は360丁で前年に比べ19丁増加した。このうち暴力団構成員等からのものは、拳銃79丁（前年比25丁、46.2%増加）、となっており、平成17年以降、暴力団構成員等以外の者からの拳銃押収丁数が、暴力団構成員等からの押収丁数を上回っている。

刑事法制管理官

法務省組織令第28条、第33条

刑事訴訟法等の整備

平成28年5月24日、①取調べの録音・録画制度の導入、②合意制度、刑事免責制度の導入、③通信傍受の手続の合理化・効率化、④通信傍受の対象犯罪の拡大、⑤裁量保釈の判断に当たったの考慮事情の明確化、⑥弁護人の選任に係る事項の教示の拡充、⑦被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大、⑧証拠開示制度の拡充、⑨証人等の氏名及び住居の開示に係る措置の導入、⑩公開の法廷における証人等の氏名等の秘匿措置の導入、⑪ビデオリンク方式による証人尋問の拡充、⑫証拠隠滅等の罪などの法定刑の引き上げ、⑬証人の勾引要件の緩和等、⑭自白事件の簡易迅速な処理のための措置を内容とする「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が第190回通常国会において成立し、同年6月3日に公布された（平成28年法律第54号）。同法律に盛り込まれた上記①から⑭までの改正項目は、平成31年6月までの間に段階的に施行されることとされており、平成28年6月23日から上記⑤及び⑫が、同年12月1日から上記④、⑥、⑧、⑨、⑩、⑬及び⑭が、それぞれ施行されている。今後、平成30年6月までに上記②、⑦及び⑪が、平成31年6月までに上記①及び③が、それぞれ施行されることとなる。

IV 矯正局

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第2条、第6条、第13条、第34条～第38条 法務省組織規則第9条～第12条

〈重要施策の概要〉

1 再犯防止施策の推進

「再犯防止に向けた総合対策」、「『世界一安全な日本』創造戦略」及び宣言「犯罪に戻らない・戻さない」に基づき、再犯防止に向けた各施策を着実に推進し、再入率の低減を図る。特に、出所後の就労を見据えた就労支援及び高齢又は障害により自立が困難な者や薬物依存者等に対する処遇の充実を推進する。

(1) 特性に応じた改善指導等の充実

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」の基本理念の実現を目的として、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、アセスメント機能の強化と矯正処遇の一層の充実に努めた。特に、受刑者用一般リスクアセスメントツールの運用が開始されたことによって、個々の受刑者の再犯リスク等を定量的・客観的に把握した上で、科学的な根拠に基づく犯罪者処遇が可能となった。また、高齢であったり障害を有したりする受刑者等を対象に、出所後、福祉的支援とつながりつつ、再犯をせずに穏やかな生活を送れるようになることを目的として、社会復帰支援指導の標準プログラムを策定し、全国展開を図った。

(2) 受刑者等の社会復帰支援の充実

刑務所出所者及び少年院出院者の再犯防止施策として、保護局及び厚生労働省と連携し行っている「刑務所出所者等総合的就労支援対策」の実施体制の充実を図り、平成27年度から試行が開始された、公共職業安定所職員が刑事施設に駐在して支援を行う就労支援強化矯正施設の取組について、全国25庁において本格実施に移行した。また、東京矯正管区及び大阪矯正管区の矯正就労支援情報センター（通称コレワーク）において、受刑者等の居住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、広域的な就労支援などに取り組んでいる。

また、高齢や障害のため自立が困難な受刑者等を、出所後速やかに必要な福祉サービスにつなげていくことができる体制の充実を図っている。

(3) 社会との連携の推進

矯正処遇、特に社会復帰に向けた指導の充実のためには、関係機関や社会との連携が不可欠であることから、篤志面接委員や教誨師を始めとした各方面の有識者、「被害者の視点を取り入れた教育」における犯罪被害者やその支援団体、「性犯罪再犯防止指導」における臨床心理等の専門家との協力体制の強化を図った。

2 少年矯正運営強化の推進

平成22年の少年矯正を考える有識者会議提言、平成24年の「再犯防止に向けた総合対策」、平成25年の「『世界一安全な日本』創造戦略」等を踏まえ

- ・再非行防止に向けた取組の充実
- ・適切な処遇の実施
- ・社会に開かれた施設運営の推進

を柱とする、新少年院法(平成26年法律第58号)、少年鑑別所法(平成26年法律第59号)等を平成26年2月に第186常国会に提出し、同年6月に成立、公布され、平成27年6月に施行された。

新少年院法、少年鑑別所法の円滑な実施と定着に向け、少年院については、新たな矯正教育課程の策定や、各種教育プログラムの策定を行うとともに、各種の研修の機会を通じて指導職員のスキルの向上を図るなど、在院者の特性に応じた矯正教育の充実を進めたほか、社会復帰支援に係る各種体制整備を図った。

少年鑑別所では、新たに本来業務となった地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助の推進のため教育・福祉・更生保護等の関係機関との連携の強化を推進するとともに、地域援助に係る能力の向上を図るための支所専攻科研修を実施した。

3 医療体制の充実強化

矯正施設における医療体制については、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」等において、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする旨規定されていることなどを踏まえ、人的・物的体制の一層の充実強化に努めている。

また、平成26年1月に法務大臣宛てに提出された「矯正施設の医療の在り方に関する報告書」の提言を踏まえ、矯正医官について、その能力の維持向上の機会の付与等を図り、人材を継続的かつ安定的に確保するため、矯正医官の兼業についての国家公務員法の特例等を設ける「矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案」を平成27年3月24日に国会に提出し、同年8月27日に成立、同年12月1日から施行され、矯正医官の確保と矯正医療の更なる充実強化を図った(平成28年4月1日に「矯正医官の兼業の特例等に関する法律」に改題。)

4 女子刑事施設的环境整備・処遇の充実等

女子刑事施設においては、依然として高率収容が継続し、また、女性職員の勤務環境などの課題があることを踏まえ、女子刑事施設の運営に関する課題と対策について各種の検討を進めるとともに、女子受刑者の特性に応じた処遇の充実を図るため、女子刑事施設が地域の医療・福祉等の専門家の支援を得られるようにする枠組みである「女子施設地域連携事業」を9庁で実施している。

5 組織力の充実強化

矯正局においては、矯正に関する広報、矯正施設の管理運営及び矯正職員の活用に係る企画立案・総合調整の体制強化のため、総務課に矯正調査官が増設された。

矯正研修所においては、矯正職員に求められる知識及び能力の向上に対応した研修をより一層充実させるため、組織改編等を行った。

刑事施設については、被収容者数の増加は落ち着いたものの、依然として女子収容施設を中心に高率収容の状態にあり、加えて、処遇に時間と手数を要する被収容者の増加や再犯防止に向けた施設内処遇の充実に伴って職員が負担が増大していることから、これらに対応するため、平成29年度においては、職員344人を増員し、定員合理化等との差し引きで6人純増したほか、民間委託等を有効に活用するとともに、日常の業務について不断の見直しを行い、更なる合理化・効率化に取り組んだ。

また、東日本の矯正医療の中樞を担う医療専門施設として、東日本成人矯正医療センターを新設し、医療設備の整備・充実に努めるなど、矯正医療体制の強化に取り組んだ。

6 人権教育の推進

矯正研修所において、実務に即した行動科学的な視点を取り入れた民間プログラムによる研修等の被収容者の人権に関する研修や犯罪被害者に係る研修の充実強化に努めるとともに、矯正施設において、様々な処遇場面を基にした事例研究・ロールプレイング研修、医療関係研修及びセクシュアル・ハラスメントを含めた女性に対する暴力防止に係る研修など、自庁研修の着実な実施を図った。

7 矯正行政の透明化の推進

国民から矯正行政に対する理解と支持を得るためには、国民に対する「説明責任」を十分に果たすとともに、施設運営に対する国民の参画・協働が必要であり、以下の施策を通じてその推進を図った。

- (1) 刑事施設視察委員会、少年院視察委員会及び少年鑑別所視察委員会について、その活動は矯正の発展のために極めて重要であることから、その任務が円滑に達成できるよう配慮するとともに、各委員会の意見については、矯正施設の運営に反映させるよう努めた。
- (2) 矯正行政の役割、矯正施設の実情等について、広報を行うべき重点的内容をあらかじめ選定して計画的・戦略的な広報を展開するなど、広報活動のより一層の活発化を図るとともに、国民に対する参観の機会の積極的な提供等により、矯正行政及びその諸施策に対する国民の理解と信頼を得るよう努めた。
- (3) 矯正行政に関連する情報の公開を推進するため、矯正管区による定期的公表、ホームページ等を通じた処遇関連情報の公表等様々な情報発信の機会を一層活用するとともに、発信する情報内容の充実を図った。また、矯正施設において不祥事故が発生した場合等の国民に対する適時適切な公表体制を堅持した。

8 PFI手法を活用した刑務所の整備・運営

地域との共生を実現し、国民に理解され、支えられる刑務所を目指すとの方針の下、民間の資金・ノウハウ等を活用したいわゆるPFI手法を活用し、刑務所の整備・運営事業を進めている。美祿社会復帰促進センター（山口県美祿市）及び島根あさひ社会復帰促進センター（島根県浜田市）では、施設の設計、建設のみならず、運営についても施設の警備や受刑者の処遇の一部を含めて広く民間委託し、官民協

働により施設の運営をPFI事業として行っている。

また、喜連川社会復帰促進センター（栃木県さくら市）及び播磨社会復帰促進センター（兵庫県加古川市）では国が建設した刑務所の運営をPFI事業として行っている。

これらのPFI手法を活用した刑務所においては、民間事業者のノウハウの活用と地域からの様々な協力を通じ、特色のある矯正処遇が展開されており、改善更生や就労支援に資することが期待されている。例えば、島根あさひ社会復帰促進センターでは、公益財団法人日本盲導犬協会の協力を得て、盲導犬候補の子犬（パピー）を1歳になるまで受刑者が飼育し、しつけや社会化訓練を行う「盲導犬パピー育成プログラム」や、施設外作業として、浜田市から借り受けた農業団地や地元梨園での作業など、従来の刑事施設には見られなかった矯正処遇を実施している。

また、八王子医療刑務所、矯正研修所、同東京支所、公安調査庁研修所及び国連アジア極東犯罪防止研修所を移転集約して東京都昭島市に新たに設置した国際法務総合センターについては、維持管理及び運営の一部について民間委託し、平成29年9月に、研修所施設、平成30年1月に、東日本成人矯正医療センターの運営を開始した。

9 公共サービス改革法を活用した刑事施設の運営業務の民間委託の実施

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間委託については、平成22年度から、黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所において実施してきた刑事施設の運営業務が、平成29年3月31日に事業期間を終了したことから、民間競争入札を経て、同年4月1日から第2期事業を開始した。

なお、平成29年7月11日に改定された「公共サービス改革基本方針（閣議決定）」において、職業訓練業務や教育業務について、「刑事施設の運営業務」並びにその実施状況等を踏まえ拡大を行っている「刑事施設の総務業務」及び「刑事施設における被収容者に対する給食業務」の民間競争入札及び事業の実施状況等を踏まえ、委託業務の内容、被収容者の性質等に留意しながら、官民競争入札又は民間競争入札の対象の拡大等について検討することとされ、事業化に向けた検討を行っている。

〈会同・協議会〉

| 月 日 | 件 名 | 協 議 事 項 |
|---------|-----------------|--|
| 1.13 | 矯正管区長等協議会 | 人事異動計画について |
| 5.26・30 | 矯正関係予算担当課長等会同 | 1 適正かつ効率的な会計経理の確保方策について 2 国有財産の有効活用と適正管理について |
| 6.1・2 | 刑事施設長会同 | 現下の諸情勢に鑑み刑事施設の管理運営上考慮すべき事項 |
| 5.30 | 矯正管区長等協議会 | 1 再犯防止施策の推進について 2 その他組織運営上の課題について |
| 6.21 | 少年院長会同 | 現下の諸情勢に鑑み少年院運営上考慮すべき事項 |
| 6.22 | 少年鑑別所長会同 | 現下の諸情勢に鑑み少年鑑別所運営上考慮すべき事項 |
| 6.30 | 被收容者処遇対策協議会 | 刑事収容施設法下における被收容者処遇の諸問題について |
| 7.24・25 | 女子刑事施設協議会 | 女子刑事施設における男性刑務官の職域拡大に向けた運用上のルールの特化や必要な対応について |
| 9.26 | 少年院処遇問題協議会 | 1 社会資源を活用した再犯・再非行防止に資する処遇の充実について 2 有形力の行使及び反則調査・懲戒に係る手続を適正に実施するための方策について |
| 10.12 | 鑑別・観護処遇・地域援助協議会 | 1 再犯・再非行の防止に資する鑑別の充実 2 観護処遇の適正な実施 3 地域援助の充実 4 その他当面する課題と対策 |
| 10.13 | 矯正管区長等協議会 | 1 中級管理科の選抜方法及び修了者の処遇について 2 専門官制と階級制の調和について 3 女子刑事施設の運営改善に向けた取組と今後の展開について |
| 10.18 | 矯正医療対策協議会 | 1 医療専門施設、医療重点施設及び第三種少年院に求めること 2 医療関係職員の業務改善及び効率化のための取組状況及び検討する予定の事項 |

| | | |
|----------|-----------------|---|
| 10.25・26 | 矯正管区第二部長等協議会 | <ul style="list-style-type: none"> 1 高齢受刑者処遇について 2 高齢受刑者及び障害を有する受刑者に対する作業の賦課について 3 就労支援の充実・強化について 4 職員による私物の携帯電話等の取扱いの在り方について |
| 11.20・21 | 矯正管区第三部長等協議会 | <ul style="list-style-type: none"> 1 再犯防止推進法を踏まえ、少年院及び少年鑑別所において検討すべき事項 2 職員の採用及び育成に当たり検討すべき事項 |
| 11.27・28 | 矯正管区首席管区監査官等協議会 | 監査業務に関する当面の諸問題 |
| 12.4・5 | 矯正管区第一部長等協議会 | <ul style="list-style-type: none"> 1 明年4月に予定されている人事異動について 2 矯正医療に関する広報の取組状況について |

総務課

法務省組織令第34条、第35条 法務省組織規則第9条

1 職員定員

矯正施設の職員定員は次の表のとおりである。

刑事施設

(平成29年度末)

| 指定職 | | | | |
|--------|--------|--------|-----|--------|
| 1 | | | | |
| 行政職(一) | 行政職(二) | 公安職(一) | 医療職 | 計 |
| 161 | 15 | 18,723 | 749 | 19,649 |

少年院

| 行政職(一) | 行政職(二) | 公安職(二) | 医療職 | 計 |
|--------|--------|--------|-----|-------|
| 10 | 10 | 2,347 | 95 | 2,462 |

少年鑑別所

| 行政職(一) | 行政職(二) | 公安職(二) | 医療職 | 計 |
|--------|--------|--------|-----|-------|
| 7 | 1 | 1,163 | 27 | 1,198 |

婦人補導院

| 公安職(二) |
|--------|
| 2 |

2 施設整備

矯正施設の建物については、順次整備を促進しているものの、現行の耐震基準を満たしていない施設が全体の約半数を占めている実情にあることから、これら施設の建替え及び耐震改修等の実施が喫緊の課題である。

なお、平成29年度における予算措置の状況は、次のとおりである。

平成28年度に引き続き、法務省施設費により、大阪拘置所ほか8庁の工事等に係る経費が認められたほか、静岡刑務所の工事に係る経費が新たに認められた。

また、関東医療少年院、神奈川医療少年院及び八王子少年鑑別所等の施設を東京都昭島市の国際法務総合センターに移転集約する工事に係る経費が財政投融资特別会計により平成28年度に引き続き認められた。

加えて、平成29年度補正予算（第1号）においては、老朽化した法務省施設・宿舍の新営・長寿命化改修等のため、駿府学園ほか11庁の工事等に係る経費のほか、各所管繕として、防災拠点の機能強化及び職員宿舍の環境整備等を目的とした改修などに係る経費が認められた。

3 刑務共済組合の業務

平成29年度末日の支部数は9、所属所数は310である。また、同日現在における組合員数は23,885人（うち、任意継続組合員数351人）、被扶養者数は30,289人で、組合員1人当たりの被扶養者数は1.27人である。

(1) 長期給付事業

組合員が退職し、障害の状態となり、又は死亡した場合に、その後の生活の安定に資するため共済年金等の給付を行う事業である。平成29年度における長期給付処理件数は350件であり、その内訳は、老齢厚生年金等309件、障害厚生年金等20件、遺族厚生年金等21件である。

(2) 短期給付事業

組合員及び被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業、災害などの際に行う給付事業であり、法律で定められた保健給付、休業給付及び災害給付の法定給付と、これらの給付を補うため、当共済組合が、独自に行う附加給付がある。

なお、平成29年度の決算概要は、次の表のとおりである。

(単位：円)

| 損 | | | | 益 | | | | | | 支払準備金 | 剰余金 | |
|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|--------|-----------|-----------|------------|---------|-----------|---------|-----------|
| 収 入 | | | | 支 出 | | | | | | | ①-② | 欠損金 |
| 掛金 | 負担金 | その他 | 計① | 法定給付 | 附加給付 | 拠出金等 | その他 | 計② | ①-② | 補てん積立金 | | 積立金 |
| 7,775,601 | 7,634,225 | 1,477,438 | 16,887,264 | 7,539,811 | 45,644 | 7,137,413 | 1,282,000 | 16,004,868 | 882,396 | 1,264,242 | 747,927 | 4,059,785 |

(3) 福祉事業

ア 保健事業

組合員及び被扶養者の健康の保持増進等を図ることを目的とした事業として、特定健康診査等費用の助成、人間ドック受検費用の助成、保育所等利用料金の

助成及び一般福利厚生事業を行っている。

イ 貯金事業

組合員の財産形成及び生活の安定の一助として、生命保険会社、損害保険会社及び信託銀行と契約し、団体定期保険（グループ保険）、総合医療保険、団体傷害保険、団体傷害疾病保険、積立貯金及び団体積立年金保険の各事業を行っている。

ウ 貸付事業

組合員の臨時の支出、結婚、葬祭、教育、医療、災害及び住宅購入等に要する資金の貸付けを行っている。

エ 物資供給事業

委託による職員食堂等の運営を行っている。

4 矯正施設の監査

平成29年度に監査を実施した矯正施設は次のとおりである。

(1) 刑事施設

ア 矯正局による監査実施施設

帯広刑務所、網走刑務所、宮城刑務所、秋田刑務所、盛岡少年刑務所、前橋刑務所、八王子医療刑務所、府中刑務所、新潟刑務所、立川拘置所、富山刑務所、金沢刑務所、福井刑務所、名古屋刑務所、滋賀刑務所、京都刑務所、大阪医療刑務所、大阪拘置所、山口刑務所、美祢社会復帰促進センター、松山刑務所、高知刑務所、福岡刑務所、佐世保刑務所、長崎刑務所、佐賀少年刑務所

イ 矯正管区による監査実施施設

札幌刑務所、旭川刑務所、月形刑務所、函館少年刑務所、青森刑務所、山形刑務所、福島刑務所、水戸刑務所、栃木刑務所、黒羽刑務所、喜連川社会復帰促進センター、千葉刑務所、市原刑務所、横浜刑務所、甲府刑務所、長野刑務所、静岡刑務所、川越少年刑務所、松本少年刑務所、東京拘置所、岐阜刑務所、笠松刑務所、岡崎医療刑務所、三重刑務所、名古屋拘置所、大阪刑務所、神戸刑務所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センター、和歌山刑務所、姫路少年刑務所、京都拘置所、神戸拘置所、鳥取刑務所、松江刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、岡山刑務所、広島刑務所、岩国刑務所、広島拘置所、徳島刑務所、高松刑務所、北九州医療刑務所、麓刑務所、熊本刑務所、大分刑務所、宮崎刑務所、鹿児島刑務所、沖縄刑務所、福岡拘置所

(2) 少年施設

ア 矯正局による監査実施施設

北海少年院（紫明女子学院）、置賜学院、茨城農芸学院、水府学院、市原学園、八街少年院、関東医療少年院、神奈川医療少年院、湖南学院、京都医療少年院、加古川学園（播磨学園）、広島少年院（貴船原少女苑）、筑紫少女苑、福岡少年院、人吉農芸学院、山形少年鑑別所、水戸少年鑑別所、前橋少年鑑別所、千葉

少年鑑別所，八王子少年鑑別所，富山少年鑑別所，金沢少年鑑別所，福井少年鑑別所，大津少年鑑別所，大阪少年鑑別所，広島少年鑑別所，山口少年鑑別所，高知少年鑑別所，福岡少年鑑別所（小倉少年鑑別支所），熊本少年鑑別所，宮崎少年鑑別所

イ 矯正管区による監査実施施設

帯広少年院，月形学園，盛岡少年院，東北少年院（青葉女子学園），喜連川少年院，赤城少年院，榛名女子学園，多摩少年院，愛光女子学園，久里浜少年院，小田原少年院，新潟少年学院，有明高原寮，駿府学園，瀬戸少年院，愛知少年院，豊ヶ岡学園，宮川医療少年院，浪速少年院，交野女子学院，和泉学園（泉南学寮），奈良少年院，美保学園，岡山少年院，丸亀少女の家，四国少年院，松山学園，佐世保学園，中津少年学院，大分少年院，沖縄少年院（沖縄女子学園），札幌少年鑑別所，函館少年鑑別所，旭川少年鑑別所，釧路少年鑑別所，青森少年鑑別所，盛岡少年鑑別所，仙台少年鑑別所，秋田少年鑑別所，福島少年鑑別所，宇都宮少年鑑別所，さいたま少年鑑別所，東京少年鑑別所，横浜少年鑑別所，新潟少年鑑別所，甲府少年鑑別所，長野少年鑑別所，静岡少年鑑別所，岐阜少年鑑別所，名古屋少年鑑別所，津少年鑑別所，京都少年鑑別所，神戸少年鑑別所，奈良少年鑑別所，和歌山少年鑑別所，鳥取少年鑑別所，松江少年鑑別所，岡山少年鑑別所，徳島少年鑑別所，高松少年鑑別所，松山少年鑑別所，佐賀少年鑑別所，長崎少年鑑別所，大分少年鑑別所，鹿児島少年鑑別所，那覇少年鑑別所

(3) 婦人補導院

東京婦人補導院（矯正管区による監査を実施した。）

5 不服申立件数

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づく刑事施設の被収容者の不服申立制度として，審査の申請，再審査の申請，事実の申告及び苦情の申出がある。刑事施設の被収容者の不服申立て（訴訟，告訴・告発，人権侵犯申告等を含む。）の総件数は，前年に比べ減少している。

また，少年院法及び少年鑑別所法の施行（平成27年6月1日）により，少年院在院者及び少年鑑別所所在者についても，法務大臣に対する救済の申出制度が設けられた。

平成29年の不服申立件数の内訳は，次の表のとおりである。

| 審査の申請等 | 訴訟 | 告訴・告発 | 法務局への人権侵犯申告その他 | 計 |
|--------|-----|-------|----------------|--------|
| 8,539 | 326 | 484 | 1,182 | 10,531 |

(注) 審査の申請等とは，刑事施設における審査の申請，再審査の申請，事実の申告及び苦情の申出（法務大臣に対するもの）の件数並びに少年院及び少年鑑別所における救済の申出の件数の合計である。告訴・告発の件数は，矯正局において承知している被収容者が捜査機関宛に発信した告訴・告発状と題する信書の通数である。

1 刑事施設（刑務所・少年刑務所・拘置所）における保安及び処遇

(1) 保安状況

平成29年の保安事故発生件数は、21件（自殺14件、同衆傷害7件）となり、暴力団関係者や高齢者など、処遇に困難を伴う被收容者を多数收容している状況からすれば、おおむね刑事施設における保安面の対策が相当程度効果を収めていると思われる。

(2) 保安及び処遇対策

平成29年末において、刑事施設全体としての收容人員は、收容定員を下回っているものの、女子刑事施設については、依然として高率收容状態にある。

被收容者の身柄の確保を最大の責務とする刑事施設の警備体制のより一層の強化を図るため、研修、訓練等を行って職員の職務執行能力の向上を図るとともに、警備システムの新鋭化、最新の警備用機器の整備・開発等を推進している。

なお、平成29年は、おおむね次のような保安及び処遇対策を講じた。

ア 警備用機器の整備

総合警備システム、同システムの改修、非常電鈴装置、居室・居室棟廊下・外堀・工場・運動場監視用テレビカメラ、構内多機能無線システム、採証用ビデオカメラ、ウェアラブルカメラ（なお、平成8年度以降、総合警備システムの外堀監視用カメラと特殊自動警報装置の連動化の整備拡充等を図っている。）

イ 警備用備品の整備

警備用防刃手袋、防災備品等

ウ 暴力団関係受刑者対策

平成29年においても、暴力団関係受刑者の收容率が依然として高い水準で推移しているため、対立組織に所属する同関係受刑者による施設内での対立抗争等を未然に防止するため、引き続き、関係機関から情報の収集に努めるとともに、適正迅速な保安上移送の実施、施設内における分散收容を図った。

また、施設内における粗暴事犯、不正連絡、物品不正所持その他の反則行為を厳正に取り締まり、施設の規律秩序を厳正に確保する一方、同関係受刑者の社会復帰のため、暴力組織からの離脱指導を強化し、さらに、同関係受刑者の釈放時に多数の出迎えが予想される場合には、所轄警察、県警本部等と連絡を密にして、厳重な規制を行うとともに、必要に応じ適当な他施設に緊急移送した上で釈放するなどの措置を講じている。

エ 施設表彰

保安意識と士気の高揚を図るため、次の表のとおり保安表彰を行った。

(平成29年)

| 大臣表彰 | 局長表彰 | 矯正管区長表彰 | | 計 |
|------|------|---------|-------|----|
| | | 支 所 | 構外作業場 | |
| 25 | 5 | 21 | 1 | 52 |

2 被収容者の収容

矯正施設の収容人員

刑事施設の1日平均収容人員は、平成5年から増加傾向にあったが、20年は15年振りに対前年比マイナスとなり、29年も引き続き対前年比マイナスとなった。また、少年院及び少年鑑別所の1日平均収容人員についても、前年に比べ減少している。

矯正施設の数及び収容状況

(平成29年12月31日現在)

| 施設の種類 | 施設数 | 収容現員 |
|---------------|-----|--------|
| 矯正管区 | 8 | - |
| 矯正研修所(支所を含む。) | 8 | - |
| 刑務所 | 62 | 41,861 |
| 刑務支所 | 8 | 1,526 |
| 拘置所 | 8 | 4,526 |
| 拘置支所 | 104 | 2,751 |
| 少年刑務所 | 6 | 2,569 |
| 少年院 | 47 | 2,021 |
| 少年院(分院) | 5 | 63 |
| 少年鑑別所 | 51 | 460 |
| 少年鑑別所(分所) | 1 | 12 |
| 婦人補導院 | 1 | 0 |
| 計 | 309 | 55,789 |

(注) 矯正管区及び矯正研修所は被収容者の収容を行わない。

3 処遇調査・集団編成

受刑者の動向(別表(1)~(3))

平成29年12月末日現在における受刑者総数は46,837人(速報値)であり、前年同日現在に比して2,190人、4.5%の減少となっている。

なお、平成29年12月末日現在において処遇指標が決定した全受刑者中(調査未了の者を除く。)に占める精神障害者の比率は20.6%である(処遇指標の内容については、別表(1)を参照のこと)。

別表(1)

処遇指標別施設数

(平成29年12月31日現在)

施設数

| | | | |
|------|--|--|----|
| 処遇指標 | A指標 | 犯罪傾向の進んでいない者 | 38 |
| | B指標 | 犯罪傾向の進んでいる者 | 38 |
| | D指標 | 拘留受刑者 | |
| | Jt指標 | 少年院への収容を必要とする16歳未満の少年 | 6 |
| | M指標 | 精神上の疾病又は障害を有するために医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者 | 10 |
| | P指標 | 身体上の疾病又は障害を有するために医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者 | 11 |
| | W指標 | 女子 | 22 |
| | F指標 | 日本人と異なる処遇を必要とする外国人 | 21 |
| | I指標 | 禁錮受刑者 | 12 |
| | J指標 | 少年院への収容を必要としない少年 | 9 |
| | L指標 | 執行すべき刑期が10年以上である者 | 21 |
| Y指標 | 可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人 | 12 | |

(注) 2以上の処遇指標を指定されている施設もあり、さらにJt指標については少年院に割り当てられているので、総数は刑事施設数とは一致しない。

別表(2)

管區別処遇指標別受刑者数

(平成29年12月31日現在)

| 区分 | Jt | W | F | I | J | L | Y | M | P | D | A | B | 未決定者 | 計 |
|-----|----|-------|-------|-----|----|-------|-------|-----|-----|---|--------|--------|-------|--------|
| 札幌 | 0 | 344 | 13 | 7 | 1 | 153 | 221 | 3 | 22 | 0 | 618 | 3,209 | 173 | 4,764 |
| 仙台 | 0 | 399 | 6 | 4 | 0 | 1,220 | 106 | 2 | 22 | 0 | 239 | 1,871 | 197 | 4,066 |
| 東京 | 0 | 619 | 660 | 53 | 7 | 1,061 | 661 | 38 | 101 | 0 | 4,069 | 4,339 | 1,192 | 12,800 |
| 名古屋 | 0 | 536 | 147 | 8 | 0 | 487 | 20 | 89 | 23 | 0 | 820 | 2,178 | 311 | 4,619 |
| 大阪 | 0 | 655 | 314 | 24 | 1 | 153 | 236 | 10 | 71 | 0 | 1,867 | 3,578 | 542 | 7,451 |
| 広島 | 0 | 630 | 25 | 5 | 0 | 501 | 399 | 0 | 9 | 0 | 1,799 | 1,583 | 268 | 5,219 |
| 高松 | 0 | 72 | 10 | 3 | 0 | 487 | 110 | 0 | 1 | 0 | 432 | 1,174 | 190 | 2,479 |
| 福岡 | 0 | 276 | 37 | 6 | 1 | 856 | 106 | 80 | 19 | 0 | 851 | 2,835 | 372 | 5,439 |
| 計 | 0 | 3,531 | 1,212 | 110 | 10 | 4,918 | 1,859 | 222 | 268 | 0 | 10,695 | 20,767 | 3,245 | 48,988 |

別表(3)

処遇指標別受刑者精神状況

(平成29年12月31日現在)

| 区 分 | 計 | D | Jt | M | P | W | F | I | J | L | Y | A | B | 未指定 | |
|---------|---------|--------|----|-------|------|------|-------|-------|------|------|-------|-------|--------|--------|-------|
| 総数 | 46,837 | | | | | | | | | | | | | | |
| 人 | 計 | 45,017 | 0 | 0 | 222 | 269 | 3,555 | 1,212 | 110 | 10 | 4,918 | 1,872 | 10,706 | 20,750 | 3,213 |
| | 精神障害なし | 35,732 | 0 | 0 | 0 | 215 | 2,220 | 1,068 | 101 | 9 | 4,315 | 1,645 | 8,814 | 15,957 | 1,388 |
| | 精神障害あり | 9,285 | 0 | 0 | 222 | 54 | 1,313 | 144 | 9 | 1 | 603 | 225 | 1,881 | 4,730 | 103 |
| 員 | 知的障害 | 978 | 0 | 0 | 42 | 3 | 39 | 2 | 1 | 0 | 56 | 86 | 239 | 499 | 11 |
| | 人格障害 | 298 | 0 | 0 | 8 | 1 | 62 | 3 | 1 | 0 | 69 | 12 | 40 | 101 | 1 |
| | その他精神障害 | 9,260 | 0 | 0 | 204 | 57 | 1,382 | 144 | 8 | 2 | 518 | 161 | 1,909 | 4,770 | 105 |
| | 診断困難 | 96 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 0 | 19 | 0 | 6 | 63 | 0 |
| | 診断未了 | 1,820 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 11 | 63 | 1,722 |
| 精神障害なし | 79.4 | - | - | - | 79.9 | 62.4 | 88.1 | 91.8 | 90.0 | 87.7 | 87.9 | 82.3 | 76.9 | 43.2 | |
| 精神障害あり | 20.6 | - | - | 100.0 | 20.1 | 36.9 | 11.9 | 8.2 | 10.0 | 12.3 | 12.0 | 17.6 | 22.8 | 3.2 | |
| 知的障害 | 2.2 | - | - | 18.9 | 1.1 | 1.1 | 0.2 | 0.9 | - | 1.1 | 4.6 | 2.2 | 2.4 | 0.3 | |
| 人格障害 | 0.7 | - | - | 3.6 | 0.4 | 1.7 | 0.2 | 0.9 | - | 1.4 | 0.6 | 0.4 | 0.5 | 0.0 | |
| その他精神障害 | 20.6 | - | - | 91.9 | 21.2 | 38.9 | 11.9 | 7.3 | 20.0 | 10.5 | 8.6 | 17.8 | 23.0 | 3.3 | |
| 診断困難 | 4.0 | - | - | - | - | 0.2 | - | - | - | 0.4 | - | 0.1 | 0.3 | - | |

*精神障害ありの内訳は、複数計上されている者がおり、精神障害ありとの合計が一致しない場合がある。

別表(4) 指紋事務

平成29年における指紋事務取扱状況は、別表(4)-1及び(4)-2の同年欄記載のとおりである。

別表(4)-1

指紋事務取扱件数・最近10年比較表

| | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 新原紙数 | 15,177 | 12,681 | 11,884 | 11,296 | 10,952 | 10,011 | 9,283 |
| 廃棄原紙数 | 349 | 3,574 | 34,596 | 17,931 | 17,938 | 487 | 398 |
| 年末現在原紙数 | 948,653 | 957,760 | 935,048 | 928,413 | 921,427 | 930,951 | 939,836 |
| 受刑追加人員 | 19,667 | 17,268 | 17,052 | 17,284 | 17,395 | 16,413 | 15,534 |
| 対照数 | 11,369 | 12,128 | 12,907 | 11,714 | 12,768 | 12,686 | 12,763 |
| 前科発見数 | 9,699 | 10,410 | 10,886 | 9,970 | 10,895 | 10,758 | 10,707 |

| | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 1年平均 | 指紋法実施以降の累計 | 前年に対する本年比 |
|---------|---------|---------|---------|---------|------------|-----------|
| 新原紙数 | 8,424 | 8,983 | 7,600 | 10,629 | 114,392 | 85 |
| 廃棄原紙数 | 273 | 332 | 224 | 7,610 | 1,007,753 | 67 |
| 年末現在原紙数 | 947,987 | 956,638 | 963,943 | 943,066 | - | 101 |
| 受刑追加人員 | 14,045 | 15,255 | 16,413 | 16,633 | 2,058,916 | 108 |
| 対照数 | 12,703 | 13,026 | 12,513 | 12,458 | 2,164,987 | 96 |
| 前科発見数 | 10,596 | 10,911 | 10,584 | 10,542 | 1,434,167 | 97 |

別表(4) - 2

指紋対照及び前科発見・最近10年比較表

| 種 別 | 年 次 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 |
|------------------|---------------|--------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 総 数 | 指紋対照 11,369 | 12,128 | 12,907 | 11,714 | 12,768 | 12,686 |
| 発 見 率 (%) | 前科発見 9,699 | 10,410 | 10,886 | 9,970 | 10,895 | 10,758 | 10,707 | |
| 指紋対照、照会による | 対 照 | 11,369 | 12,128 | 12,907 | 11,714 | 12,768 | 12,686 | 12,763 |
| 発 見 率 (%) | 発 見 | 9,699 | 10,410 | 10,886 | 9,970 | 10,895 | 10,758 | 10,707 |
| 刑務所からの照会 | 対 照 | 2,079 | 1,945 | 1,957 | 1,698 | 1,619 | 1,549 | 1,377 |
| 裁判所及び検察庁からの照会 | 発 見 | 1,732 | 1,701 | 1,907 | 1,681 | 1,606 | 1,539 | 1,324 |
| 警察署からの照会 | 対 照 | 930 | 975 | 859 | 883 | 751 | 1,001 | 759 |
| 更生保護委員会等からの照会 | 発 見 | 907 | 967 | 846 | 874 | 749 | 995 | 752 |
| 指紋対照、照会によらない前科発見 | 対 照 | 6,920 | 7,252 | 8,105 | 7,395 | 8,405 | 8,003 | 8,569 |
| | 発 見 | 6,284 | 6,581 | 6,843 | 6,251 | 7,131 | 6,698 | 7,058 |
| | 対 照 | 1,440 | 1,956 | 1,986 | 1,738 | 1,993 | 2,133 | 2,058 |
| | 発 見 | 776 | 1,161 | 1,290 | 1,164 | 1,409 | 1,526 | 1,573 |
| | 対 照 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 発 見 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 種 別 | 年 次 | 27年 | 28年 | 29年 | 1年平均 | 指紋法実施以降の累計 | 前年に対する本年比 |
|------------------|----------------|--------|----------------|--------|-----------|------------|-----------|
| | | 総 数 | 指紋対照 12,703 | 13,026 | 12,513 | 12,458 | 2,154,898 |
| 発 見 率 (%) | 前科発見 10,596 | 10,911 | 10,584 | 10,542 | 1,403,147 | 97 | |
| 指紋対照、照会による | 対 照 | 12,703 | 13,026 | 12,513 | 12,458 | 2,154,898 | 96 |
| 発 見 率 (%) | 発 見 | 10,596 | 10,911 | 10,584 | 10,542 | 1,403,147 | 97 |
| 刑務所からの照会 | 対 照 | 1,253 | 1,520 | 1,417 | 1,641 | 188,508 | 93 |
| 裁判所及び検察庁からの照会 | 発 見 | 1,186 | 1,453 | 1,219 | 1,535 | 144,224 | 84 |
| 警察署からの照会 | 対 照 | 769 | 688 | 734 | 835 | 912,209 | 107 |
| 更生保護委員会等からの照会 | 発 見 | 766 | 686 | 732 | 827 | 512,608 | 107 |
| 指紋対照、照会によらない前科発見 | 対 照 | 8,312 | 8,112 | 7,853 | 7,893 | 921,985 | 97 |
| | 発 見 | 6,831 | 6,688 | 6,652 | 6,702 | 652,468 | 99 |
| | 対 照 | 2,369 | 2,706 | 2,509 | 2,089 | 105,762 | 93 |
| | 発 見 | 1,813 | 2,084 | 1,981 | 1,478 | 69,180 | 95 |
| | 対 照 | 0 | 0 | 0 | 0 | 24,673 | - |
| | 発 見 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |

(注) 更生保護委員会等には、保護観察所・入国管理局、国土交通省等からの照会が含まれている。

4 刑事施設における教育活動

(1) 改善指導

改善指導は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させることを目的として実施している。全受刑者を対象とした一般改善指導と、薬物依存があったり暴力団員であるなどの事情により、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して行う特別改善指導がある。

現在、特別改善指導としては、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再

犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導の6類型を指定し、実施している。これらの指導については、標準的なプログラムが示され、実施指定施設においては、それに基づき、対象受刑者の特性、地域性、活用可能な社会資源等の状況を考慮した実践的なプログラムを策定した上で、具体的な指導を行っている。

(2) 教科指導

社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しては、小・中学校の教育内容に準じた補習教科指導を実施している。

この1つとして、義務教育を修了していない者に対しては、松本少年刑務所内に設置されている松本市立旭町中学校桐分枝に全国から適格者を入学させ、中学校学習指導要領に基づく補習教科指導を行っている。

一方、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対しては、特別教科指導を実施しており、松本少年刑務所及び盛岡少年刑務所においては、地元公立高等学校の協力を得て、学校教育法に基づく高校通信教育を実施している。

また、平成19年度からは、就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験及び高等学校卒業程度認定試験を刑事施設内において受験できるようになっている。

(3) 民間の篤志家による教育活動等

被収容者に対する改善指導、教科指導等の各種指導は、単に施設の職員によって行われるだけでなく、篤志面接委員などの民間の篤志家の協力の下に実施されている。また、宗教教誨については、民間の篤志の宗教家である教誨師の協力にすべてを負っている。これら篤志家の活動状況は、別表(1)及び(2)のとおりである。

別表(1)

篤志面接指導実施状況

(平成29年)

| 区 分 | 実 施 回 数 | | | | 委 員 数 | |
|---------------|---------|-------|--------|------------|-------|------------|
| | 集 団 | 個 人 | 計 | 対前年 増△減 | 委員数 | 対前年 増△減 |
| 刑務所・少年刑務所・拘置所 | 回 | 回 | 回 | 回 | 人 | 人 |
| 少 年 院 | 10,202 | 2,743 | 12,945 | 386 | 1,082 | △ 11 |
| 婦 人 補 導 院 | 2,646 | 4,511 | 7,157 | △ 825 | 511 | 2 |
| 計 | 0 | 6 | 6 | 6 | 4 | 0 |
| | 12,848 | 7,260 | 20,108 | △ 433 | 1,597 | △ 9 |

別表(2)

宗 教 教 誨 実 施 状 況

(平成29年)

| 区 分 | | 刑務所・少年 刑務所・拘置所 | 少年院 | 婦人補導院 | 計 | 百分率(%) | |
|----------------------------|-------------|-------------------|-------------|-------|-------|---------|-------|
| 仏 教 系 | 実施回数 | 集 合 | 4,874 | 450 | 0 | 5,324 | 61.1 |
| | | 個 人 | 3,631 | 435 | 0 | 4,066 | 56.0 |
| | | 計 | 8,505 | 885 | 0 | 9,390 | 58.8 |
| | 対 増 △ | 前 年 減 | △ 178 | △ 634 | 0 | △ 812 | - |
| | | 人 員 | 1,115 | 249 | 1 | 1,365 | 66.6 |
| 教 誨 師 員 | 対 増 △ | 前 年 減 | △ 21 | △ 11 | 0 | △ 32 | - |
| | 集 合 | 1,706 | 84 | 0 | 1,790 | 20.5 | |
| キ リ ス ト 教 系 | 実施回数 | 個 人 | 1,929 | 179 | 0 | 2,108 | 29.1 |
| | | 計 | 3,635 | 263 | 0 | 3,898 | 24.4 |
| | | 対 増 △ | 前 年 減 | 51 | △ 134 | 0 | △ 83 |
| | 人 員 | 人 員 | 235 | 52 | 0 | 287 | 14.0 |
| | | 対 増 △ | 前 年 減 | △ 1 | 1 | 0 | 0 |
| 神 道 系 | 実施回数 | 集 合 | 1,004 | 46 | 0 | 1,050 | 12.1 |
| | | 個 人 | 523 | 93 | 0 | 616 | 8.5 |
| | | 計 | 1,527 | 139 | 0 | 1,666 | 10.4 |
| | 対 増 △ | 前 年 減 | △ 57 | △ 118 | 0 | △ 175 | - |
| | | 人 員 | 201 | 33 | 0 | 234 | 11.4 |
| 教 誨 師 員 | 対 増 △ | 前 年 減 | △ 15 | △ 3 | 0 | △ 18 | - |
| | 諸 教 | 実施回数 | 集 合 | 538 | 9 | 0 | 547 |
| 個 人 | | | 361 | 105 | 0 | 466 | 6.4 |
| 計 | | | 899 | 114 | 0 | 1,013 | 6.3 |
| 対 増 △ | | 前 年 減 | 41 | △ 97 | 0 | △ 56 | - |
| | | 人 員 | 138 | 30 | 0 | 168 | 8.2 |
| 教 誨 師 員 | 対 増 △ | 前 年 減 | 11 | 0 | 0 | 11 | - |
| | 合 計 | 実施回数 | 集 合 | 8,122 | 589 | 0 | 8,711 |
| 個 人 | | | 6,444 | 812 | 0 | 7,256 | 100.0 |
| 計 | | | 14,566 | 1,401 | 0 | 15,967 | 100.0 |
| 対 増 △ | | 前 年 減 | △ 143 | △ 983 | 0 | △ 1,126 | - |
| | | 人 員 | 1,689 | 359 | 1 | 2,049 | 100.0 |
| 教 誨 師 員 | 対 増 △ | 前 年 減 | △ 26 | △ 13 | 0 | △ 39 | - |

5 刑務作業の運営状況

国内の経済状況は、「景気は、一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」との基調判断がなされ、平成29年度の解約・減産発生件数は57件、影響人員は538人であり、昨年度と比較すると影響人員は減少傾向にある。

このような状況下、刑務作業は、作業量の確保と受刑者の改善更生及び社会復帰のための有用な作業の導入を最重要課題として、活発に受注活動を行う一方、職業訓練の充実、安全衛生管理の徹底にも取り組んできた。

昭和58年に開始した財団法人矯正協会刑務作業協力事業部（平成25年4月1日公

益財団法人へ移行)による原材料提供に係る作業、いわゆる事業部作業は、平成29年度で34年を経過したが、事業部作業の充実を図ることが、作業量の確保にもつながることから、受注作業の拡大、消費者ニーズに応じた製品の開発など、事業部作業の運営基盤の強化に取り組んだ。

恒例の全国刑務所作業製品展示即売会は、第59回を迎え、6月2日・6月3日の両日、東京北の丸公園内の科学技術館で開催された。今回は「特殊な技能を要する刑務作業～伝統的工芸品等の特集～」をテーマとして、伝統的工芸品や地域に根ざした刑務所作業製品を特集するとともに、総合訓練施設にスポットを当てて、雇用ニーズの高い職業訓練について紹介したほか、「刑務所作業体験コーナー」においては、栃木刑務所で製作されているトートバッグや横須賀刑務所で製作されている石けんの製作体験ブースを設けるなど、刑務作業の技術力と多様性を来場者に実感してもらった。

刑務所の経費と作業収入

| 年 度 | 作業収入費 (千円) | 収 容 費 (千円) |
|------|------------------|-------------------|
| 平成18 | 5,949,353 | 49,301,931 |
| 19 | 5,807,435 | 53,242,123 |
| 20 | 5,334,298 | 52,092,461 |
| 21 | 4,659,926 | 52,788,003 |
| 22 | 4,687,029 | 49,891,312 |
| 23 | 4,490,824 | 48,018,553 |
| 24 | 4,374,415 | 47,797,292 |
| 25 | 4,241,199 | 47,328,617 |
| 26 | 4,139,640 | 47,345,203 |
| 27 | 4,026,633 | 47,525,233 |
| 28 | 3,973,512 | 46,431,566 |
| 29 | 3,899,471 | 44,771,586 |

(注) 収容費は、都道府県警察実費弁償金も含む。

作業製品需要先別調定額

| 年 度 | 部内自給 A (千円) | 官 公 需 B (千円) | 民 需 C (千円) | 計 (千円) | 計に対する比率(%) | | |
|------|----------------|-----------------|------------------|------------------|------------|-------------|-------------|
| | | | | | A | B | C |
| 平成18 | 6,295 | 1,621,315 | 4,314,184 | 5,941,794 | 0.1 | 27.3 | 72.6 |
| 19 | 8,936 | 1,558,313 | 4,241,095 | 5,808,344 | 0.2 | 26.8 | 73.0 |
| 20 | 7,020 | 1,440,044 | 3,887,058 | 5,334,123 | 0.1 | 27.0 | 72.9 |
| 21 | 8,994 | 1,252,875 | 3,397,159 | 4,659,028 | 0.2 | 26.9 | 72.9 |
| 22 | 5,742 | 1,168,368 | 3,512,844 | 4,686,954 | 0.1 | 24.9 | 75.0 |
| 23 | 4,529 | 1,114,625 | 3,371,647 | 4,490,801 | 0.1 | 24.8 | 75.1 |
| 24 | 5,959 | 1,064,856 | 3,303,617 | 4,374,432 | 0.1 | 24.4 | 75.5 |
| 25 | 5,717 | 1,055,313 | 3,180,189 | 4,241,219 | 0.1 | 24.9 | 75.0 |
| 26 | 4,733 | 899,969 | 3,234,938 | 4,139,640 | 0.1 | 21.7 | 78.2 |
| 27 | 3,269 | 860,052 | 3,163,242 | 4,026,563 | 0.1 | 21.4 | 78.5 |
| 28 | 3,324 | 871,378 | 3,098,660 | 3,973,362 | 0.1 | 21.9 | 78.0 |
| 29 | 4,952 | 907,904 | 2,986,709 | 3,899,566 | 0.1 | 23.3 | 76.6 |

(注) 官公需には、事業部作業を含む。

6 職業訓練の実施状況

受刑者に対して、職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させることにより、出所後の円滑な社会復帰に資することを目的として、職業訓練を実施している。

毎年、指導技能等について創意工夫を重ね、一般社会の労働需要及び受刑者の資質に応じた訓練内容の充実を図っている。

平成29年度は、溶接科、フォークリフト運転科、自動車整備科、内装施工科、建築塗装科等の職業訓練を実施し、訓練修了人員は、13,786人であった。なお、ボイラー技士、溶接技能者、自動車整備士、電気工事士、理容師、介護職員実務者研修修了者等の免許・資格を延べ7,650名が取得した。

7 国際受刑者移送制度

欧州評議会の受刑者移送条約の発効及び国際受刑者移送法等の施行に伴い、平成15年6月に国際受刑者移送制度の運用が開始された。

平成22年8月にはタイとの間で受刑者移送条約が発効し、平成28年2月にはブラジルとの間で、同年8月には、イランとの間で、それぞれ受刑者移送条約が発効した。

同制度には、外国で服役している日本人受刑者を我が国の刑事施設に受け入れて刑の執行を共助する「受入移送」及び我が国で服役している外国人受刑者をその本国へ移送して刑の執行の共助を嘱託する「送出移送」があるところ、実績は以下のとおり。

(1) 受入移送

平成29年は0人であるが、制度運用開始後平成29年末までの累計は9人（3か国）である。

(2) 送出移送

平成29年は27人（13か国）（平成28年は38人）実施し、制度運用開始後平成29年末までの累計は389人（30か国）である。

少年矯正課

法務省組織令第34条、第37条 法務省組織規則第11条

1 少年施設（少年院・少年鑑別所）における保安及び収容状況

(1) 収容状況

少年施設における収容状況等については、少年院の一日平均収容人員は対前年275人減の2,187人、少年鑑別所の一日平均収容人員は対前年69人減の464人となっている。

(2) 保安状況

平成29年の保安事故件数は、少年院0件、少年鑑別所1件（自殺1件）であった。近年における少年非行の多様化、複雑化の傾向に鑑み、少年施設の警備力を充実・強化するため、施設職員を対象とした保安研修の実施等を通じ、良好な保

安状況の維持に努めている。

2 少年鑑別所における鑑別、観護処遇及び地域援助充実施策

(1) 鑑別の状況（別表(1)～(2)）

平成29年中に全国の少年鑑別所で受け付けた鑑別対象者は、家庭裁判所からの請求によるものが8,083件、法務省・厚生労働省等関係機関からの依頼によるものが5,636件となっている。

なお、少年鑑別所の新収容者のうち、精神障害ありと診断された少年は1,092人（16.2%）であり、その比率は前年（15.2%）より増加傾向にある。

(2) 法務省式ケースアセスメントツールの運用の充実

平成20年度から再犯・再非行の可能性や教育上の必要性を定量的に把握するために、法務省式ケースアセスメントツール（M J C A）の開発を進め、平成25年8月から全国の少年鑑別所において運用を開始したところである。平成26年から少年院において、M J C Aによる再評定を行い、少年院における矯正教育の効果検証への活用に係る検討を行った。

また、平成27年6月から性非行を犯した少年に特化した法務省式ケースアセスメントツール（性非行）（M J C A（S））の運用を全国の少年鑑別所において開始した。

(3) 法務省式心理テスト維持管理作業

平成27年度から3か年計画で、法務省式人格目録（M J P I）、法務省式態度検査（M J A T）及び法務省式適応資源尺度（M J A R）の改訂作業を進めており、平成29年度においては、システムの改修及び解釈手引の整備等を行った。

(4) 鑑別業務充実化作業

少年鑑別所法下における鑑別、観護処遇及び地域援助について運用の在り方を検討した。

鑑別事例集第45集（粗暴非行）の発刊作業を進めたほか、「被虐待体験を有する少年の非行」を特集テーマとした鑑別事例集第46集の編集作業も行った。

(5) 地域援助業務の状況

少年鑑別所においては、平成27年6月に少年鑑別所法が施行され、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助業務（以下「地域援助業務」とする。）が本来業務として規定されたことから、更生保護関係機関、学校関係機関、児童福祉機関等の関係機関との連携強化を図り、地域援助業務の充実に努めている。

平成29年度は、暴力行為や性的な問題行動のある児童・生徒に対して、専用のワークブックを用いた助言、援助を開始した。

(6) 在所者に対する学習用教材の作成

在所者に対する学習の支援については、これまで各庁において使用する学習用教材を整備して行ってきたところ、「再犯防止に向けた総合対策」の少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援としてその重要性が高まっていること等に鑑

み、平成25年度に作成し、全庁において活用することとした在所者に対する学習用教材について、平成26年の改訂作業を反映して、平成27年から全国の少年鑑別所において活用を開始した。

別表(1) 少年鑑別所鑑別受付人員年間対比

| 年次 | 受 付 人 員 | | | |
|------|---------|-----------|--------|--------|
| | 家裁関係 | 法務省関係 | 一般依頼 | 計 |
| 平成23 | 13,593 | 10,292 | 26,881 | 50,766 |
| 24 | 12,962 | 9,443 | 27,726 | 50,131 |
| 25 | 12,242 | 9,096 | 27,571 | 48,909 |
| 26 | 11,108 | 8,812 | 29,785 | 49,708 |
| 27 | 10,112 | 7,097(**) | -(*) | -(*) |
| 28 | 8,834 | 6,089(**) | -(*) | -(*) |
| 29 | 8,083 | 5,636(**) | -(*) | -(*) |

(*) 平成27年から、少年鑑別所法施行に伴い、地域社会一般からの依頼による鑑別については、地域援助として分類されることとなったため本表には計上しない。

(**) 平成27年から、少年鑑別所法施行に伴い、法務省関係の受付人員に厚生労働省関係からの依頼を加えて計上している。

別表(2) 少年鑑別所新収容者の精神状況 (平成29年)

| 区分 | 精神障害のない者 | 精神障害者 | 内 訳 | | | | | 不詳 | 合計 |
|--------|----------|-------|------|------|--------|------|----------|-----|-------|
| | | | 知的障害 | 人格障害 | 神経症性障害 | 発達障害 | その他の精神障害 | | |
| 人員 | 5,475 | 1,092 | 279 | 13 | 18 | 606 | 176 | 189 | 6,756 |
| 百分率(%) | 81.0% | 16.2% | 4.1% | 0.2% | 0.3% | 9.0% | 2.6% | | |

(注) 不詳は、主として観護措置の取消し又は変更及び他の少年鑑別所への移送等により当該少年鑑別所で精神診断を行わなかったものである。

また、端数処理上合計が100にならないことがある。

3 少年院における矯正教育及び社会復帰支援充実施策

(1) 処遇プログラム等の充実

特定の事情(被害者関係、薬物非行、性非行、暴力、家族関係、交友関係)を有する在院者に対し、その事情の改善を図る生活指導を実施している。同指導のうち、薬物非行防止指導及び性非行防止指導については、それぞれ重点指導施設(薬物非行防止指導：11庁、性非行防止指導：2庁)において、重点的かつ集中的な指導を実施した。

また、平成28年6月、「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」を策定したほか、平成29年には、女子少年に対し女性に特徴的な問題等に配慮した各種プログラムを確定するなど、在院者の特性に応じた処遇の充実を図っている。

(2) 教科指導の充実

高等学校卒業程度認定試験の受験指導体制を充実させるため、平成27年度から新潟少年学院に受験コースを設け、平成29年度には多摩少年院にも設置した。

(3) 関係機関との連携

家庭裁判所をはじめとする関係諸機関との連携を強化するため、矯正管区主催の少年矯正施設と関係機関との連携会議、少年院と児童自立支援施設との職員交流研修及び少年院における処遇ケース検討会等を実施した。

(4) 社会復帰支援の充実

円滑な社会復帰を図るため、出院後に自立した生活を行うことが難しい在院者に対して、就労・修学支援のほか、帰住先の確保、医療・福祉機関等との連携による支援を継続的に実施した。特に、修学支援については、平成28年度から修学に対する動機付けを高めるための「修学情報ハンドブック」を全在院者に配布しているほか、在院者の進学等の希望に合致する高等学校等の情報を当該在院者に提供する体制（通称：修学支援デスク）を整備するなど、積極的な支援に努めている。

4 少年院及び少年鑑別所と保護観察所との連携強化

少年院に送致された者に対する保護観察期間の満了に至るまでの継続的な指導・支援等のために、生活環境の調整等の充実強化に取り組んでいるほか、沼田町就業支援センターの処遇の充実・入所者選定に係る連携、少年鑑別所から保護観察所に対する鑑別結果通知書等の写しの送付、少年鑑別所における保護観察対象者の雇用などを実施している。

矯正医療管理官

法務省組織令第34条、第38条 法務省組織規則第12条

1 保健医療

(1) 被収容者の保健衛生及び医療

一般の矯正施設には医官等の医療関係専門職員を配置するとともに、専門的医療を実施する医療刑務所を全国4か所に、第3種少年院を全国2か所に設置し、また、必要に応じ、外部の医療機関において診療を実施するなど、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし、適切な保健衛生及び医療上の措置を実施するよう努めている。

ア 被収容者の死亡数

被収容者の死亡数は、前年対比約9パーセント減の252人となっている。死因は、脳出血、心臓疾患等の循環器系疾患及び悪性新生物が全体の約59%を占めている。被収容者の高齢化、生活習慣病患者の増加等を踏まえつつ、良好な健康状態を保つよう努めている（別表(1)及び(2)）

別表(1)

被収容者月別死亡数

| 区 分 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 合 計 | |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|----------|
| 刑 拘 置 所 | 既決 | 31(22) | 17(26) | 19(21) | 21(30) | 18(24) | 21(19) | 12(21) | 17(18) | 12(13) | 22(21) | 17(23) | 15(24) | 227(262) |
| | 未決 | 4(2) | 3 | 5(1) | 1(3) | 2 | 1 | 1(1) | 0(2) | 2 | 2(1) | 3(2) | 0(1) | 24(13) |
| 少 年 院 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 少年鑑別所 | 0(1) | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | - | 1(1) |
| 婦人補導院 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 計 | 35(24) | 20(26) | 24(22) | 22(33) | 20(24) | 22(19) | 13(22) | 18(20) | 19(13) | 24(22) | 20(25) | 15(25) | 252(276) | |

(注) () 内の数字は、平成28年中の数字を示す。

別表(2)

被収容者死因別死亡数

| 年 次 | 悪 性 新 生 物 | 循環器系 疾 患 | 呼吸器系 疾 患 | 消化器系 疾 患 | 尿路性器 系 疾 患 | その他 | 計 |
|-------|-----------|----------|----------|----------|------------|-------|--------|
| 平成25年 | 114 | 64 | 33 | 34 | 5 | 62 | 312 |
| 26 | 115 | 80 | 46 | 29 | 3 | 53(2) | 326(2) |
| 27 | 101 | 44 | 31 | 29 | 5 | 48 | 258 |
| 28 | 109 | 68 | 31 | 21 | 1 | 46(1) | 276(1) |
| 29 | 90 | 58 | 33 | 17 | 5 | 49(1) | 252(1) |

(注) () 内の数字は、少年の死亡数を示し、内数である。

イ 感染症対策

感染症に係る啓もう教育及び健康診断の充実により患者の早期発見に努めるとともに、患者発生時には、病態に応じた適切な治療を行うほか、消毒や隔離等の措置を講じることによって、二次感染の防止に努めている。

(2) 矯正医官修学生

この制度は、矯正施設における医師の充足を図るため、医学を専攻する大学生で、将来矯正施設に勤務しようとする者に対し修学資金（月額150,000円）を貸与するもので、昭和36年から実施している。平成29年度の矯正医官修学生は、6年生1名及び5年生1名の計2名である。

なお、平成29年12月末日現在、修学資金の貸与を受けた者で、矯正施設に勤務している者は1人である。

(3) 准看護師の養成

ア 八王子医療刑務所准看護師養成所

矯正施設における看護職員の充足を図るため、矯正施設に勤務する職員の中から、適当な者を選考して同所に入所させ、准看護師となるのに必要な知識及び技能を習得させることを目的として、昭和41年度から開設している。1学年の定員は22人で、その修学年限は2年である。

なお、平成29年3月末日現在、同所を卒業した准看護師は1,026人である。

イ 外部准看護師養成機関

上述に加え、更なる医療体制の充実のため、外部の准看護師養成機関における受講を平成18年度から制度化している。1年で8人を入所させており、修業

年限は2年である。

2 給 養

平成29年度の食費（1人1日当たり）は、次の表のとおりである。このほか誕生日、祝祭日及び正月には、加給食を別途給与している。また、病者等の副食費については、必要により特別増額を行っている。

被収容者1人1日当たりの食費

(平成29年度)

| 区 分 | 主 食 費 | 副 食 費 | 計 |
|-------------|--------|--------|--------|
| | 円 銭 | 円 銭 | 円 銭 |
| 刑 務 所 { 成 人 | 101.50 | 431.67 | 533.17 |
| { 少 年 | 116.47 | 501.54 | 618.01 |
| 少 年 院 | 108.91 | 513.70 | 622.61 |
| 少 年 鑑 別 所 | 95.85 | 493.12 | 588.97 |
| 婦 人 補 導 院 | 81.91 | 397.99 | 479.90 |

参事官

法務省組織令第13条

〈矯正に関する法令案の検討及び作成〉

省令案の作成及び改正

- (1) 刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正し（平成29年法務省令第8号）、平成29年4月1日施行分として、加古川刑務所の分類教育部の増設、川越少年刑務所の総務部の調査官の増設、加古川刑務所の処遇部首席矯正処遇官の事務の分担及び所掌事務の変更、大阪拘置所の医療第二課長の増設、大阪医療刑務所の看護第二課長の新設、奈良拘置支所の新設に伴う名称、位置及び内部組織等の制定、岡崎拘置支所の庶務課長の設置、統括矯正処遇官の数の変更、組織改編に伴う奈良少年刑務所の廃止、黒羽刑務所の支所である足利拘置支所の前橋刑務所への所転変更、奈良少年刑務所の支所である葛城拘置支所の京都拘置所への所転変更を行い、平成29年10月1日施行分として、東日本成人矯正医療センターの新設に伴う名称、位置及び内部組織等の制定、統括矯正処遇官の数の変更を行い、平成30年2月28日施行分として、組織改編に伴う八王子医療刑務所の廃止、統括矯正処遇官の数の変更を行った。
- (2) 少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正し（平成29年法務省令第9号）、瀬戸少年院の首席専門官の増設、榛名女子学園の教育調査官の廃止、少年院の統括専門官の数の変更、旭川少年鑑別所の首席専門官の廃止、横浜少年鑑別所の地域非行防止調整官の増設、八王子少年鑑別所の鑑別調査官の新設、沖縄女子学園の分院化に伴う少年院の名称及び位置に関する規定並びに分院の名称及び位置に関する規定等の変更を行った。

- (3) 矯正研修所組織規則の一部を改正し（平成29年法務省令第10号）、矯正研修所の副所長の新設、教頭の廃止、教官の数の変更、研修第一部、研修第二部、総務課及び研修企画課の新設、庶務課及び教務課の廃止、支所の教官の数の変更、矯正研修所東京支所の廃止に伴う支所の名称及び位置に関する規定の変更を行った。
- (4) 矯正管区組織規則の一部を改正し（平成29年法務省令第11号）、広島矯正管区及び福岡矯正管区の第二部に成人矯正調整官の増設を行った。
- (5) 警察拘禁費用償還規則の一部を改正し（平成29年法務省令第15号）、監獄費から都道府県に償還すべき費額を1人1日につき1,670円から1,690円に改めた。
- (6) 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正し（平成29年法務省令第16号）、手当金（死亡手当金及び障害手当金）の額の算出の基礎となる額（支給基礎日額）を3,920円から3,910円に改めた。
- (7) 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正し（平成29年法務省令第28号）、同規則第64条第2号に掲げられている刑法の条文を、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）による改正に合わせて改めた。

V 保 護 局

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第2条、第7条、第13条、第39条～第42条 法務省組織規則第13条～第15条

〈重要施策の概要〉

1 保護観察の充実強化

保護観察の充実強化策の一環として、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムの実施、被害者のある重大な犯罪をした保護観察対象者に対するしよく罪指導の実施、覚せい剤事犯者等に対する自発的意思に基づく簡易薬物検出検査、ストーカー行為等に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する警察との連携、担当保護司の複数指名等を実施している。

また、平成27年6月から、社会貢献活動を特別遵守事項に定めて実施する運用を開始している。

2 自立更生促進センター及び就業支援センターの運営

特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する自立更生促進センター及び主として農業等の職業訓練を行う就業支援センターを設置・運営している。

自立更生促進センターは、福岡県北九州市の「北九州自立更生促進センター」(平成21年6月開所)及び福島県福島市の「福島自立更生促進センター」(平成22年8月開所)の2か所、就業支援センターは、北海道雨竜郡沼田町の「沼田町就業支援センター」(平成19年10月開所)及び茨城県ひたちなか市の「茨城就業支援センター」(平成21年9月開所)の2か所である。

3 薬物事犯者に対する処遇の充実強化について

刑の一部の執行猶予制度の施行を見据え、平成24年10月から、薬物事犯者の増加や保護観察期間の長期化に対応した新たなプログラムを覚せい剤事犯者処遇プログラムとして導入し、平成27年12月からは、特別遵守事項に定めて実施する対象に覚せい剤の自己使用事案に加えて所持事案を含めた。さらに、平成28年6月からは、名称を薬物再乱用防止プログラムに変更し、特別遵守事項に定めて実施する対象に規制薬物等又は指定薬物の自己使用事案及び所持事案も含めることとした。また、薬物依存のある保護観察対象者の処遇に関して、地域の医療・保健・福祉機関、民間支援団体と保護観察所等の刑事司法機関との有効かつ緊密な連携体制を整備するため、平成27年11月に法務省と厚生労働省との共同で「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を策定し、平成28年4月から実施している。

4 更生保護就労支援事業等について

刑務所出所者等に対する就労支援として、刑務所出所者等総合的就労支援対策に加え、民間法人に委託し、矯正施設在所中から専門家による継続的かつきめ細かな支援等を行う「更生保護就労支援事業」を実施している。平成23年度は全国3か所において実施していたところ、平成26年度からは対象地域を9か所に拡大して本格

実施を開始し、平成29年度は対象地域を更に17か所（札幌、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、香川、福岡、沖縄）に拡大して実施した。また、平成24年1月から、東日本大震災被災地域（岩手、宮城及び福島）において、被災地域の事情を踏まえた「更生保護被災地域就労支援対策強化事業」を開始し、就職後の職場定着や住居確保支援など刑務所出所者等の更なる就労の確保を図った。

5 刑務所出所者等就労奨励金支給制度について

平成27年度から、刑務所出所者等を雇用した協力雇用主に対し1年間で最大72万円を支給する「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」を導入し、協力雇用主のもとの就労の拡大を図っている。

6 更生保護事業の適切な運営等について

更生保護事業を営む者に対する助言、指導及び監督に加え、薬物事犯者等の自立困難者を受け入れた場合における委託費の加算措置を通じて、更生保護施設における刑務所出所者等の受入れを促進した。

また、平成29年5月16日から更生保護施設を退所するなどして地域にその生活基盤を移行した保護観察対象者及び更生緊急保護対象者に対し、継続的に生活相談に応じ、又は生活指導を行うフォローアップ事業を、更生保護事業法に基づき所要の手続を行った事業者（更生保護施設を設置・運営する者）に委託し、更生保護施設を退所した者等に対する継続的な支援を行っている。

さらに、更生保護事業（施設整備事業）費補助金の交付を通じて更生保護施設整備計画を推進するとともに、更生保護施設職員研修の実施による施設職員の資質向上を図った。

7 NPO法人等と連携した刑務所出所者等の住居確保について

更生保護施設における受入れを促進していくことに加え、あらかじめ保護観察所に登録したNPO法人等が管理する住居を活用し、宿泊場所の供与と自立のための生活指導（自立準備支援）のほか、必要に応じて食事の給与を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」を通じて、帰るべき場所のない刑務所出所者等の多様な受入れ先を確保した。

8 犯罪予防活動の推進について

犯罪・非行の防止と、犯罪をした者及び非行のある者の改善更生を促進するため、7月を強調月間として“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～を全国各地で展開した。犯罪や非行のない明るい地域づくりへの参画を図るという観点から、住民集会、講演会、映画会、子供を交えたワークショップ等住民の幅広い参加が得られる行事が全国各地で行われた。

9 保護司の安定的確保について

現在、保護司人員が減少傾向にあることに加え、保護司からも保護司適任者の確保が困難になっているとの声がある中、保護司の安定的確保は喫緊の課題となって

いる。こうした状況を踏まえ、保護司制度の基盤整備の在り方について検討するため、平成23年3月に法務省保護局と全国保護司連盟の共同による「保護司制度の基盤整備に関する検討会」が立ち上げられ、平成24年3月、検討結果をまとめた報告書が公表された。報告書の提言は多岐にわたるものであったが、提言に基づき、保護司が受けた物的損害等に対する補償制度の創設や新任時の年齢制限の1歳引き上げなどは早期に実現し、平成26年3月に保護司の安定的確保について、官民が一体的に取り組むべき指針である「保護司の安定的確保に関する基本的指針」が策定された。また、平成29年度については、保護司活動の拠点であり保護司から設置拡充が望まれている「更生保護サポートセンター」については新たに42か所を設置（平成29年度末に全国合計501か所）するとともに、地域の幅広い世代や職種等から保護司適任者を確保することを目的とした「保護司活動インターンシップ」をはじめとする保護司の安定的確保のための各種取組を推進した。

10 民間協力組織の強化について

更生保護法人役員、更生保護女性会、BBS会及び協力雇用主等の民間協力者及びその組織との連携を強化し、その活動の一層の充実を図るため、研修会及び協議会を多数回実施した。

〈会 同〉

| 月 日 | 件 名 | 協 議 会 事 項 |
|------|---------------------------|---|
| 4.21 | 地方更生保護委員会事務局 局長協議会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 再犯防止推進法の制定を踏まえた地方公共団体への働き掛け及び地域社会に向けた情報発信の強化について 2 矯正と連携した就労支援の推進について 3 現下の更生保護の重点課題に対応した職員の育成の在り方について |
| 5.24 | 地方更生保護委員会委員 長・保護観察所長会同 | <ol style="list-style-type: none"> 1 再犯防止推進法の制定を踏まえた地方公共団体と連携した再犯防止施策の推進について（地方保護司連盟及び保護司会連合会会長等との合同協議） 2 薬物事犯者に対する地域連携の強化等について 3 刑務所出所者等に対する社会復帰支援の充実について |
| 5.25 | 地方更生保護委員会委員 長会同 | <ol style="list-style-type: none"> 1 再犯防止対策の推進に向けた更生保護法制の在り方等について 2 犯罪傾向が進んでいない初入者及び一部猶予者に対する平成29年度の仮釈放の運用方針について 3 その他当面する諸問題について |

| | | |
|----------|--|---|
| 6.8 | 地方更生保護委員会事務局総務課長・会計課長及び保護観察所企画調整課長会同 | <ol style="list-style-type: none"> 1 適正かつ効率的な会計経理の確保方策について 2 予算執行業務の円滑な遂行のため、予算担当課長として考慮すべき事項について 3 国有財産の有効活用と適正管理について 4 職員の心の健康づくりの推進及びハラスメントの防止の徹底について 5 更生保護サポートセンターの積極的な活用について |
| 10.11・12 | 地方更生保護委員会委員長会同 | <p>再犯防止推進法に基づく再犯防止対策の推進について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体と連携した再犯防止施策の推進について 2 更生保護サポートセンターの設置に向けた支援について 3 その他再犯防止推進法を踏まえて再犯防止対策を推進する上での諸課題について |
| 11.17 | 地方更生保護委員会事務局首席・統括審査官等及び保護観察所首席・統括保護観察官会同 | <ol style="list-style-type: none"> 1 刑の一部の執行猶予者に対する生活環境の調整 2 薬物事犯者に対する保護観察処遇の充実強化 3 組織としての事件管理の在り方 |
| 11.21・22 | 地方更生保護委員会事務局長会同 | 更生保護における組織運営上の問題への対応について |

総務課

法務省組織令第39条、第40条 法務省組織規則第13条

1 地方更生保護委員会及び保護観察所の管理

常時各庁の事務処理状況の把握に努め、職員の配置及び服務、予算執行等についての事務運用方針に関する必要な通達を発し、質疑に対する回答を行った。

2 法令の改正等

- (1) 平成29年3月31日付け法務省令第12号をもって保護観察所組織規則の一部が改正され、札幌及び福岡保護観察所にそれぞれ首席社会復帰調整官1人が増設されたほか、保護観察所の職員を駐在させる位置としていた盛岡保護観察所管内の釜石市、仙台保護観察所管内の石巻市及び気仙沼市並びに福島保護観察所管内の相馬市が廃止され、同年4月1日から適用された。

また、平成29年3月31日付け法務省令第13号をもって地方更生保護委員会事務局組織規則の一部が改正され、北海道、東北、四国及び九州地方更生保護委員会事務局にそれぞれ調整指導官1人が増設されたほか、関東及び近畿地方更生保護

委員会事務局に会計課が新設され、同年4月1日から適用された。

(2) 平成28年11月24日付けで一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、平成29年3月2日付け法務省令第2号をもって更生保護委託費支弁基準の一部が改正され、委託事務費の単価が改められ、平成28年4月1日から適用された。また、平成29年6月29日付け法務省令第27号をもって更生保護委託費支弁基準の一部が改正され、委託事務費の単価が改められたほか、通所処遇費（生活相談支援、薬物依存回復プログラム）が新設され、同年4月1日から適用された。

3 保護司・更生保護法人役員等の表彰

長年、更生保護事業に従事し、功績のあった保護司・更生保護法人役員・更生保護女性会役員等に対する表彰として、平成29年は、叙勲235人、藍綬褒章267人、法務大臣表彰1,000人の顕彰が行われた。

4 常時恩赦

平成29年中の常時恩赦の受理及び処理状況は、次の表のとおりである。

常時恩赦の受理及び処理状況（平成29年）

| 区分 | 受 理 | | | | | | | 処 理 | | | | | | | 未 処 理 | | | | |
|-------|------------|-----------|-----------|--------|---------------------------------|----------|-----------|-----------|-----------|---------------------------------|--------|----------|-----------|---------------------------------|-------------|-------------|----------|----|-----------|
| | 総 数 | 繰 越 | 新 計 | | 受 復 | | 総 数 | 相 当 | | | | 不 相 当 | | | | そ の 他 | | | |
| | | | 特 計 | 減 刑 | 刑 の 執 行 の 免 除 | 復 権 | | 特 計 | 減 刑 | 刑 の 執 行 の 免 除 | 復 権 | 特 計 | 減 刑 | 刑 の 執 行 の 免 除 | | | 復 権 | | |
| 総 数 | 109 (4) | 60 (1) | 49 (3) | 8 | 2 | 5 (3) | 34 (3) | 70 (3) | 23 (1) | | | 1 (1) | 22 (2) | 47 (2) | 7 | 4 | 7 (2) | 29 | 39 (1) |
| 保護観察所 | 71 (3) | 34 (1) | 37 (2) | 1 | | 4 (2) | 32 (2) | 53 (2) | 18 | | | | 18 | 35 (2) | 1 | | 7 (2) | 27 | 18 (1) |
| 刑事施設 | 29 | 21 | 8 | 6 | 2 | | | 10 | | | | | | 10 | 6 | 4 | | | 19 |
| 検 察 庁 | 9 (1) | 5 (1) | 4 (1) | 1 | | 1 (1) | 2 | 7 (1) | 5 (1) | | | 1 (1) | 4 | 2 | | | | 2 | 2 |

(注) ()内は、職権による恩赦上申のあった人員を示し、内数である。

5 恩赦出願期間短縮

平成29年における恩赦出願期間短縮願は、受理総数9人、既済人員8人である。

6 医療観察

心神喪失者等医療観察法が施行された平成17年7月以降平成29年までの間の、同法に基づく生活環境調査事件・生活環境調整事件・精神保健観察事件の処理状況は、次のとおりである。

医療観察における処理状況の推移（事件別）（平成17年～29年）

| 事件別 | 年次 | 開始件数 | 終結件数 | 係属件数 |
|-----------------------|-------|-------------|-------------|--------|
| 生活環境 調査事件 | 平成17年 | 131 | 75 | 56 |
| | 平成18年 | 378 (12) | 359 (9) | 75 (3) |
| | 平成19年 | 449 (9) | 432 (11) | 92 (1) |
| | 平成20年 | 398 (9) | 410 (8) | 80 (2) |
| | 平成21年 | 315 (9) | 330 (9) | 65 (2) |
| | 平成22年 | 389 (17) | 382 (15) | 72 (4) |
| | 平成23年 | 431 (16) | 413 (19) | 90 (1) |
| | 平成24年 | 375 (20) | 403 (19) | 62 (2) |
| | 平成25年 | 396 (8) | 387 (8) | 71 (2) |
| | 平成26年 | 367 (11) | 368 (13) | 70 |
| | 平成27年 | 339 (13) | 351 (10) | 58 (3) |
| | 平成28年 | 362 (11) | 353 (13) | 67 (1) |
| | 平成29年 | 388 (21) | 372 (20) | 83 (2) |
| | 累 計 | 4,718 (156) | 4,635 (154) | |
| 生活環境 調整事件 (居住地) | 平成17年 | 47 | - | 47 |
| | 平成18年 | 191 | 32 | 206 |
| | 平成19年 | 253 | 99 | 360 |
| | 平成20年 | 259 | 145 | 474 |
| | 平成21年 | 210 | 215 | 469 |
| | 平成22年 | 246 | 186 | 529 |
| | 平成23年 | 280 | 167 | 642 |
| | 平成24年 | 263 | 237 | 668 |
| | 平成25年 | 276 | 202 | 742 |
| | 平成26年 | 267 | 239 | 770 |
| | 平成27年 | 261 | 303 | 728 |
| | 平成28年 | 243 | 246 | 725 |
| 平成29年 | 277 | 246 | 756 | |
| | 累 計 | 3,073 | 2,317 | |
| 精神保健 観察事件 | 平成17年 | 19 | - | 19 |
| | 平成18年 | 108 | 5 | 122 |
| | 平成19年 | 148 | 23 | 247 |
| | 平成20年 | 175 | 58 | 364 |
| | 平成21年 | 217 | 116 | 465 |
| | 平成22年 | 213 | 154 | 524 |
| | 平成23年 | 180 | 174 | 530 |
| | 平成24年 | 226 | 206 | 550 |
| | 平成25年 | 203 | 197 | 556 |
| | 平成26年 | 234 | 200 | 590 |
| | 平成27年 | 287 | 210 | 667 |
| | 平成28年 | 239 | 220 | 686 |
| 平成29年 | 236 | 255 | 667 | |
| | 累 計 | 2,485 | 1,818 | |

注1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。

2 生活環境調査事件の欄の()内の数は、法第33条第1項の申立て以外の処遇事件に係る件数であり、内数である。

7 犯罪被害者等施策

(1) 実施状況

平成29年の実施状況は、次のとおりである。

| | 実 施 状 況 |
|------------------|--|
| 意見等聴取制度 | 地方更生保護委員会が被害者等から仮釈放等に関する意見等を聴取した件数 334件 |
| 心情等伝達制度 | 保護観察所が被害者等から被害に関する心情等を聴取し保護観察中の加害者に伝達した件数 177件 |
| 更生保護における被害者等通知制度 | 地方更生保護委員会が仮釈放等審理について被害者等に通知した件数 4,411件 保護観察所が加害者の保護観察中の処遇状況等を被害者等に通知した件数 7,583件 |
| 相談・支援 | 保護観察所が犯罪被害者等からの相談に応じ関係機関等の紹介等の支援を実施した件数 1,498件 |

(2) 研修等の実施

ア 平成29年度新任被害者担当官等研修

平成29年4月、法務省において、全国の新任の被害者担当官等に対し、犯罪被害者等施策に関する研修を実施した。

イ 平成29年度被害者担当保護司研修

平成29年9月、法務省において、全国の被害者担当保護司に対し、犯罪被害者等への配慮の在り方等に関する研修を実施した。

8 更生保護制度についての調査研究

更生保護制度の充実を図るため、主要各国の更生保護制度等の情報及び資料の収集整備その他の調査研究を行った。

9 第3回世界保護観察会議の開催

世界保護観察会議は、社会内処遇の分野では世界最大規模の国際会議であり、各国の保護観察(社会内処遇)の実務家等が、学術・実務の両面から意見交換等を行い、社会内処遇の普及・発展、国際ネットワークの拡大を期して開催されるものである。

同会議は、2年に1度開催され、第3回はアジア初として日本で開催された。(第1回は英国、第2回は米国で開催され、第4回は豪州で開催予定)

今回のテーマは、「社会内処遇の発展とコミュニティの役割」であり、世界34の国と地域から、合計371人(うち海外からの参加者は169人)が参加し、再犯防止や社会復帰に向けたコミュニティの重要性に焦点を当てた発表や議論が行われた。

日程：平成29年9月12日（火）～14日（木）

（1日目）スタディーツアー，第2回アジア保護司会議（同時開催）

（2日目）開会セレモニー，基調講演，ワークショップ

（3日目）特別講演，全体シンポジウム，ワークショップ，ゲストスピーチ，基調講演，閉会セレモニー

1日目のスタディーツアーは，海外からの参加者が，保護司の自宅や，更生保護施設，刑務所等を訪れ，日本の更生保護が民間協力者に支えられていることや，刑務所等と連携して社会内処遇が行われていることについて理解を深めることを目的として実施された。

2日目の開会セレモニーでは，上川法務大臣がビデオメッセージにより開会挨拶を行い，地域の実情を熟知し，社会奉仕の精神をもって活動している保護司の貴重な活動が地域の安全，安心を支え，日本の社会内処遇の発展に大きく貢献していることに触れられるとともに，同会議が，世界各国の社会内処遇における取組について相互に学び合う絶好の機会になることを期待している旨を述べられた。

2日目と3日目に行われた基調講演では，カナダ，英国，米国，日本の4か国の研究者等から，社会内処遇に関する最先端の研究成果について発表がなされ，ワークショップでは，世界17か国の実務家や研究者の方々から事例発表や研究発表がなされるとともに，質疑応答等を通じて議論がなされた。

3日目には，長年，更生保護の分野に貢献してこられた宮田亮平文化庁長官による特別講演と，青少年の再非行防止活動に尽力されているNPO法人再非行防止サポートセンター愛知の高坂朝人氏によるゲストスピーチが行われた。

また，同日には社会内処遇における市民参加に焦点を置いて，各国の現状や課題を議論する全体シンポジウムも行われた。

10 第2回アジア保護司会議の開催

世界保護観察会議に併せ，1日目に第2回アジア保護司会議が同時開催され，各国（フィリピン，シンガポール，タイ，ケニア，中国，韓国，日本）の保護司制度の現状や，今後の制度の発展に向けた協議が行われた。

更生保護振興課

法務省組織令第39条，第41条 法務省組織規則第14条

1 平成29年度保護司等中央研修会

保護司等中央研修会は，全国の保護司及び更生保護法人役職員の代表者の参集を求め，更生保護に関する知識の向上及び意欲の増進を図るとともに，当面する諸問題について理解を深め，もって更生保護の一層の充実発展を図ろうとするものである。

平成29年度は，約460人の参加を得て，9月28日，東京都・日経ホールにおいて開催され，国立大学法人筑波大学人文社会系教授土井隆義氏から「地域社会の分断

化に抗う～触媒としての保護司活動へ～」と題した基調講演が行われた。

2 地方別保護司代表者協議会

地方別保護司代表者協議会は、各地方において保護司の代表者の参集を求め、それぞれの地方において更生保護の活動を推進する上で当面する諸問題について研究協議を行い、更生保護の一層の充実発展を図ろうとするものである。

3 第54回“日本更生保護女性の集い”

平成29年6月7日、有楽町朝日ホールにおいて、第54回“日本更生保護女性の集い”が開催され、全国から更生保護女性会員約500人が一堂に会した。

式典では、更生保護女性会活動に功績のあった個人及び団体に対する、法務大臣感謝状の贈呈及び日本更生保護女性連盟会長表彰の授与が行われたほか、「『自分と未来は変えられる』～再非行を減らし、笑顔を増やしたい～」と題し、NPO法人再非行防止サポートセンター愛知理事長の高坂朝人氏による講演が行われた。

4 平成29年度更生保護女性会員中央研修

更生保護女性会員中央研修は、更生保護の意義を確かめ、今後の更生保護女性会活動の一層の充実発展を期すため、全国の地区更生保護女性会長等100名を参集して、平成29年10月17日から同月19日まで、東京都・アルカディア市ヶ谷私学会館において実施された。

「地域を編む」をテーマに地域活動に必要な知識や技術の習得を目指すための研修を実施すると共に、全国の地域活動の実情について、意見交換を行った。

5 BBS運動発足70周年記念式典

平成29年9月23日、東京都・国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、皇太子同妃両殿下の御臨席の下、「過去から未来へ つづける・つなげる・つぎの手に」をキーコンセプトに開催され、全国からBBS会員など約570名が参加した。式典では、BBS活動に功績のあった個人及び団体に対する、法務大臣感謝状の贈呈及び日本BBS連盟会長表彰の授与が行われた。

6 第58回BBS会員中央研修会

BBS会員中央研修会は、地区BBS会において組織の中心となってその活動を積極的に推進しているBBS会員に対し、今後も組織の一層の発展と活動の活性化を図る役割を担うことができるよう、必要な知識及び技能を修得させることを目的として、平成29年9月23日から同月24日まで、東京都・国立オリンピック記念青少年センターにおいて開催された。全国から97名のBBS会員が参加し、「悩める子どもたちのために、いま私たちができること」をテーマにパネルディスカッションが行われ、「社会的課題の解決に当たってBBSが果たすべき役割」をテーマにグループ討議等が行われた。

7 更生保護女性会・BBS会新会員研修

平成23年度から導入された、「更生保護女性会・BBS会新会員研修」は、地区更生保護女性会又は地区BBS会に新たに入会した会員を対象として、更生保護の

概要や保護観察対象者等との接し方等に関する基礎的知識及び技能を付与するとともに、保護観察所との連携を一層促進することで地区会活動の充実発展を図ることを目的とした研修であるが、平成29年度も引き続き各保護観察所において実施された。

8 “社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動であり、法務省が主唱して、毎年7月を強調月間として実施されている。

平成29年で67回を迎えた本運動は第60回から、運動の趣旨を分かりやすくするため、名称を「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～と改称し、第67回の行動目標は①犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう、②犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう、と定め、重点事項は、①出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと、②帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと、③薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること、④犯罪をした高齢者・障害者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること、と設定し、関係機関・団体による推進委員会を設置して、地域住民の参加を得て各種の行事が実施された。

その実施状況は次のとおりである。

(1) 推進委員会の設置状況

中央に126の関係機関・団体で構成された中央推進委員会が設置されたほか、各都道府県単位（北海道にあっては、道及び道内各保護観察所単位）に51の都道府県推進委員会が、また、市区町村等を単位に全国で1,531の地区推進委員会が設置された。

(2) 行事の実施状況

(中央推進委員会関係)

| 行 事 名 | 内 容 |
|---------------------|---|
| 全国矯正展 | 6月2日、6月3日に実施 |
| 更生保護の日「立ち直りフェスティバル」 | 7月1日、東京・千代田区有楽町駅前広場において、本運動フラッグアーティストの谷村新司氏によるトークショーを始めとする広報・啓発活動を実施した。 |
| 作文コンテスト | 全国の小中学生333,796人が参加 |
| 保護観察官による更生保護出張講座 | 全国の福祉関係者等を主な対象として保護観察官による更生保護に関する講座を開催した。 |

(地方推進委員会関係)

| 行 事 名 | 都道府県推進委員会 | | 地区推進委員会 | | 合 計 | |
|--------------------|-----------|---------|---------|-----------|--------|-----------|
| | 回数 | 参加人員 | 回数 | 参加人員 | 回数 | 参加人員 |
| 推 進 委 員 会 議 | 56 | 4,836 | 3,374 | 66,637 | 3,430 | 71,473 |
| 街 頭 広 報 活 動 | 250 | 97,388 | 8,679 | 448,270 | 8,929 | 545,658 |
| ミニ集会, 公開ケース研究会 | 411 | 6,235 | 5,627 | 257,782 | 6,038 | 264,017 |
| 講 演 会, シンポジウム | 44 | 5,403 | 1,093 | 131,564 | 1,137 | 136,967 |
| 弁 論 大 会 | 9 | 1,226 | 185 | 35,364 | 194 | 36,590 |
| ポスター・標語等の作品募集 | 18 | 81,315 | 3,442 | 234,407 | 3,460 | 315,722 |
| ス ポ ー ツ 大 会 | 16 | 15,830 | 630 | 106,085 | 646 | 121,915 |
| ワークショップ, 親子触合い行事 | 118 | 5,296 | 850 | 105,052 | 968 | 110,348 |
| 相 談 所 開 設 | 49 | 181 | 1,873 | 14,662 | 1,922 | 14,843 |
| 矯正施設製品展示会 | 25 | 25,212 | 90 | 33,209 | 115 | 58,421 |
| 1 日 保 護 観 察 所 長 | 11 | 993 | 21 | 1,760 | 32 | 2,753 |
| 関係機関・団体協議会, 大会 | 127 | 3,482 | 3,573 | 177,211 | 3,700 | 180,693 |
| 募 金 ・ 物 品 等 の 寄 贈 | 34 | 420 | 1,005 | 59,572 | 1,039 | 59,992 |
| 矯正施設・更生保護施設訪問 | 59 | 564 | 1,097 | 16,197 | 1,156 | 16,761 |
| 更生保護関係者集会 | 102 | 1,180 | 1,304 | 32,778 | 1,406 | 33,958 |
| 生徒指導担当教諭等との座談会 | 19 | 639 | 2,650 | 27,954 | 2,669 | 28,593 |
| 街頭補導活動, 防犯パトロール等 | 252 | 2,300 | 17,124 | 187,792 | 17,376 | 190,092 |
| 非行防止教室, 薬物乱用防止教室 | 345 | 17,792 | 1,309 | 107,499 | 1,654 | 125,291 |
| 清 掃 活 動, 落 書 き 消 し | 130 | 2,539 | 638 | 49,069 | 768 | 51,608 |
| 有害図書, チラシの撤去 | 2 | 6 | 259 | 2,756 | 261 | 2,762 |
| 犯罪・非行予防に対する取材の要請 | 76 | 137 | 255 | 5,916 | 331 | 6,053 |
| 住民の意識調査等の調査研究 | 2 | 6 | 118 | 7,632 | 120 | 7,638 |
| そ の 他 | 191 | 137,037 | 2,517 | 250,121 | 2,708 | 387,158 |
| 合 計 | 2,346 | 410,017 | 57,713 | 2,359,289 | 60,059 | 2,769,306 |

9 保護区数及び保護司定数

平成29年末における保護観察所別の保護区数及び保護司定数は、次の表のとおりである。

| 庁名 | 保護区数 | 保護司定数 | 保護司実数 | 庁名 | 保護区数 | 保護司定数 | 保護司実数 |
|------|------|--------|--------|-----|------|--------|--------|
| 札幌 | 31 | 1,435 | 1,248 | 大津 | 9 | 498 | 487 |
| 函館 | 8 | 541 | 465 | 京都 | 22 | 1,232 | 1,087 |
| 旭川 | 12 | 724 | 639 | 大阪 | 56 | 3,452 | 3,049 |
| 釧路 | 16 | 860 | 743 | 神戸 | 34 | 2,151 | 1,950 |
| 計 | 67 | 3,560 | 3,095 | 奈良 | 14 | 578 | 542 |
| | | | | 和歌山 | 10 | 654 | 617 |
| 青森 | 11 | 630 | 571 | 計 | 145 | 8,565 | 7,732 |
| 盛岡 | 14 | 667 | 628 | | | | |
| 仙台 | 17 | 807 | 750 | 鳥取 | 8 | 390 | 365 |
| 秋田 | 12 | 715 | 666 | 松江 | 9 | 510 | 498 |
| 山形 | 11 | 666 | 640 | 岡山 | 18 | 1,042 | 950 |
| 福島 | 18 | 1,010 | 936 | 広島 | 23 | 1,338 | 1,233 |
| 計 | 83 | 4,495 | 4,191 | 山口 | 13 | 850 | 805 |
| | | | | 計 | 71 | 4,130 | 3,851 |
| 水戸 | 19 | 969 | 948 | | | | |
| 宇都宮 | 13 | 927 | 837 | 徳島 | 9 | 506 | 472 |
| 前橋 | 13 | 896 | 819 | 高松 | 9 | 590 | 569 |
| さいたま | 25 | 1,644 | 1,523 | 松山 | 12 | 804 | 753 |
| 千葉 | 26 | 1,418 | 1,262 | 高知 | 15 | 600 | 556 |
| 東京 | 33 | 4,375 | 3,464 | 計 | 45 | 2,500 | 2,350 |
| 横浜 | 45 | 2,001 | 1,780 | | | | |
| 新潟 | 21 | 1,055 | 974 | 福岡 | 30 | 2,157 | 1,924 |
| 甲府 | 13 | 490 | 469 | 佐賀 | 8 | 550 | 528 |
| 長野 | 19 | 1,015 | 973 | 長崎 | 11 | 890 | 820 |
| 静岡 | 28 | 1,495 | 1,364 | 熊本 | 16 | 1,043 | 976 |
| 計 | 255 | 16,285 | 14,413 | 大分 | 12 | 660 | 606 |
| | | | | 宮崎 | 12 | 605 | 547 |
| 富山 | 11 | 605 | 561 | 鹿児島 | 15 | 910 | 861 |
| 金沢 | 8 | 552 | 507 | 那覇 | 8 | 615 | 570 |
| 福井 | 10 | 435 | 416 | 計 | 112 | 7,430 | 6,832 |
| 岐阜 | 21 | 790 | 765 | | | | |
| 名古屋 | 42 | 2,389 | 2,220 | 合計 | 886 | 52,500 | 47,641 |
| 津 | 16 | 764 | 708 | | | | |
| 計 | 108 | 5,535 | 5,177 | | | | |

10 更生保護事業を営む者

- (1) 平成29年末における更生保護事業を営む者の数及び組織の状況は次の表のとおりである。

| 区 分 | 組 織 態 様 別 団 体 数 | | | 更生保護 施 設 数 |
|------------------------|-----------------|---------|-----|---------------|
| | 更生保護法人 | 非更生保護法人 | 計 | |
| 継続保護事業を営む者 | 16 | 1 | 17 | 17 |
| 連絡助成事業を営む者 | 16 | 1 | 17 | … |
| 一時保護事業を営む者 | 1 | - | 1 | … |
| 継続保護事業及び一時 保護事業を営む者 | 81 | 2 | 83 | 85 |
| 連絡助成事業及び一時 保護事業を営む者 | 49 | - | 49 | … |
| すべてを営む者 | 1 | - | 1 | 1 |
| (合 計) | 164 | 4 | 168 | 103 |

(注) 継続保護事業を営む者のうち、2箇所のみ更生保護施設の設置運営の認可を受けているものが2法人ある。

- (2) 天皇誕生日に際して、更生保護法人8団体（更生保護法人釧路慈徳会、更生保護法人日新協会、更生保護法人くにたち安立、更生保護法人松本保護会、更生保護法人洗心之家、更生保護法人和衷会、更生保護法人呉清明園、一般社団法人沖縄産業開発青年協会）が、事業奨励のための御下賜金を拝受した。
- (3) 平成29年末における更生保護施設の状況は、次の表のとおりである。

地方別分布状況

| 区 分 | 全国 | 北海道 | 東北 | 関東 | 中部 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 更生保護施設数 | 103 | 8 | 6 | 35 | 12 | 13 | 8 | 4 | 17 |
| 収 容 定 員 | 2,383 | 191 | 121 | 860 | 249 | 385 | 167 | 76 | 334 |

- (4) 平成29年度の収容保護状況は、次の表のとおりである。

| 区 分 | 全国 |
|--------|---------|
| 総数 実人員 | 7,722 |
| 延人員 | 591,011 |

※実人員は、種別異動を除外している。

(5) 平成29年度更生保護事業関係予算は、次の表のとおりである。

| 区分 | 更生保護委託費 | | | | | | | | | |
|--------|------------|------------|--------|-----------|--------|-----------|--------|----------|---------|---------|
| | 入所委託 | | | | | | | | | |
| | 総額 | 更生保護施設 | | | | | | その他施設等 | | |
| | | | | | | | | 緊急の住居確保分 | | |
| | 補導委託費(一般分) | 補導委託費(加算分) | 食事付宿泊費 | 宿泊費 | 委託事務費 | 支援計画書作成費 | 宿泊費 | 食事給与費 | 自立準備支援費 | |
| 単価(円) | - | 145.8 | 126.36 | 2,000.39 | 690.2 | 5,321.86 | 8,500 | 1,500 | 1,213 | 2,000 |
| 金額(千円) | 5,026,746 | 90,442 | 15,474 | 1,087,968 | 52,757 | 3,301,238 | 25,883 | 122,490 | 70,988 | 163,320 |

| 区分 | 更生保護委託費 | | | | | | | | 更生保護事業費補助金 |
|--------|---------|--------|---------|------------------|----------------|------------------|---------------------|----------------|------------|
| | 入所委託 | | | | | | | | |
| | その他施設等 | | | | 通所委託 | | | | |
| | 薬物依存対策分 | | | | | | | | |
| | 宿泊費 | 食事費給与費 | 自立準備支援費 | 補導援護費(薬物依存回復訓練分) | 補導援護費(職業訓練委託分) | 補導援護費(薬物依存回復訓練分) | 通所等処遇費(薬物依存回復プログラム) | 通所等処遇費(生活相談支援) | |
| 単価(円) | 1,500 | 1,213 | 2,000 | 1,273 | 3,064 | 1,273 | 1,273 | 145.8 | - |
| 金額(千円) | 19,170 | 15,502 | 25,560 | 15,590 | 4,780 | 5,072 | 8,010 | 2,502 | 395,123 |

(6) 更生保護施設経営研究会の開催

平成29年2月2日から3日まで、アルカディア市ヶ谷において、標記研究会が開催された。本研究会は、継続保護事業を営む更生保護法人等の役員等の参集を求め、経営者の立場から、更生保護施設の経営面における諸課題について研究協議を行い、もって継続保護事業の発展を図ることを目的としており、全国103の施設から175人の理事長等が参加した。

(7) 薬物重点処遇事例研究協議会の開催

平成29年8月21日、法務省において、標記協議会が実施された。本協議会は、薬物処遇重点実施更生保護施設に配置された薬物専門職員等が事例を通じて各施設の重点処遇の状況や課題を共有し、意見交換を行うことで処遇能力の向上を図り、もって重点処遇の効果的な実施と対象者の受入れの促進を図ることを目的としており、全国25の施設から32人の薬物専門職員等が参加した。

(8) 更生保護施設管理研修の開催

平成29年10月31日から同年11月1日まで、法務省赤レンガが棟において、標記研修が実施された。本研修は、比較的経験年数の少ない更生保護施設の施設長について、施設の責任者として、業務の管理、処遇の企画、職員の統括及び地域社会との調整に必要な知識等の向上を図ることを目的としており、全国10の施設から10人の施設長が参加した。

11 刑務所出所者等に対する就労支援施策

平成18年度から、矯正局及び厚生労働省（労働局、公共職業安定所）と連携して、刑務所出所者等の就職促進を図るため、刑務所出所者等総合的就労支援対策を実施している。

観察課

法務省組織令第39条、第42条 法務省組織規則第15条

1 仮釈放・仮退院

(1) 生活環境の調整

平成29年中に全国の保護観察所が新たに開始した収容中の者に対する生活環境調整の人員は41,172人で、前年の42,832人と比較して1,660人（3.9%）減少している。これを、本人が収容されている矯正施設の種別に区分して対比すると、次の表のとおりである。

収容中の生活環境調整の開始人員

| 年次 | 総数 | 刑務所 少年刑務所 拘置所 | 少年院 | 婦人補導院 |
|-------|--------|---------------------|-------|-------|
| 平成24年 | 55,662 | 50,716 | 4,944 | 2 |
| 25 | 55,214 | 50,470 | 4,744 | - |
| 26 | 53,170 | 48,831 | 4,338 | 1 |
| 27 | 48,852 | 44,829 | 4,023 | - |
| 28 | 42,832 | 38,981 | 3,851 | - |
| 29 | 41,172 | 37,878 | 3,292 | 2 |

(2) 仮釈放

平成29年中に地方更生保護委員会が新たに仮釈放審査を開始した人員は、14,289人で、前年の14,351人と比較して、62人（0.4%）減少している。次に、同年中に地方更生保護委員会が仮釈放を許す旨の決定をした人員は13,006人で、前年の13,397人と比較して391人（2.9%）減少している。

仮釈放率と仮釈放期間の推移については、次の表のとおりである。

| 区分 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|----------|------|------|------|------|------|------|
| 仮釈放率（%） | 53.5 | 55.1 | 56.4 | 57.6 | 57.7 | 58.0 |
| 仮釈放期間（月） | 4.5 | 4.3 | 4.3 | 4.0 | 4.4 | 4.1 |

- (注) 1 「仮釈放率」とは、仮釈放者と満期釈放者の総数に占める仮釈放者数の割合である。
 2 「仮釈放期間」とは、全仮釈放者の仮釈放期間の総和を仮釈放者数で除した月数である。
 3 無期刑仮釈放者を除く。

(3) 少年院からの仮退院

平成29年中に地方更生保護委員会が新たに仮退院審査を開始した人員は2,419

人で、前年の2,708人と比較して289人（10.7%）減少している。次に、同年中に地方更生保護委員会が仮退院を許す旨の決定をした人員は2,422人で、前年の2,702人と比較し280人（10.4%）減少している。

なお、短期の矯正教育課程を実施する少年院の在院者については、できるだけ早期に仮退院させ保護観察に移行することが本人の処遇上効果的であることから、地方更生保護委員会における仮退院審理の迅速、効率化を図っている。また、仮退院後の保護観察についても、短期間に集中的な処遇を実施することにより、成績良好な者の保護観察を早期に終了させる「退院」の措置を積極的に採るように努めている。

(4) 関係施策

ア 更生保護法第36条第1項の規定による調査

更生保護法第36条第1項（法第42条及び売春防止法第25条第4項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下「第36条調査」という。）とは、地方更生保護委員会が仮釈放等の審理を開始するか否かを判断するための調査で、委員又は地方更生保護委員会事務局所属の保護観察官は、本人と面接したり、関係記録・資料等の閲覧、収集、整備、保護観察所と矯正施設の間の連絡、情報交換を緊密に行うことにより、矯正施設被収容者の社会復帰の障害となるような様々な問題の早期かつ確かな把握に努めている。

また、刑事施設における行状等に特段の問題はないと認められるものの、釈放後の帰住予定地が確保されていない受刑者については、刑事施設と協議の上、積極的に36条調査の対象としている。

なお、札幌、宮城、府中、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡の各刑務所には、地方更生保護委員会事務局所属の観察官が駐在し、36条調査等の実施に当たっている。

イ 更生保護法第82条第3項の規定による調査

刑の一部の執行猶予制度を定めた、刑法等の一部を改正する法律の施行により、更生保護法の一部が改正され、更生保護法第82条第3項の規定による調査（以下「82条調査」という。）が新設された。地方更生保護委員会は、生活環境の調整が有効かつ適切に行われるよう、保護観察所の長に対し必要な指導及び助言を行うほか、生活環境の調整が複数の保護観察所において行われる場合における当該保護観察所相互間の連絡調整を行い、これらの措置をとるに当たって、必要があると認めるときは、収容中の者との面接、関係人に対する質問その他の方法により、調査を行うことができるようになった。特に、薬物事犯受刑者については、薬物への依存度や関連する精神障害等の特有の問題性に焦点を当てた82条調査を行い、問題性に応じた出所後の生活環境の調整の充実を図るとともに、出所後の保護観察処遇を始め薬物依存からの回復のための地域支援の充実強化を図っている。

ウ 長期刑受刑者の仮釈放審理の充実

長期刑（無期刑及び執行すべき刑期が10年以上の有期刑）受刑者は、拘禁期間が長く、社会復帰に困難を伴う者が多いため、仮釈放の審理、決定においては特に慎重な配慮を要することから、仮釈放審理のための調査をできるだけ早期に開始し、複数回の委員面接を実施したり、医師等の専門家の面接を実施するほか、検察官の意見を聞くなどして、その審理、決定の適正、充実を図っている。また、これらの者を仮釈放したときは、その円滑な社会復帰に資することを目的として長期刑仮釈放者に対する中間処遇（179ページ参照）を実施している。

2 保護観察

(1) 概況

平成29年中に保護観察に付された者の総数は、32,538人で、その種別の構成比は、保護観察処分少年（1号観察）44.5%、少年院仮退院者（2号観察）7.6%、仮釈放者（3号観察）39.2%、保護観察付執行猶予者（4号観察）8.7%であり、婦人補導院仮退院者（5号観察）1人であった。保護観察開始人員の総数の推移は次の表のとおりである。

保護観察種別開始人員歴年比較（平成20年～平成29年）

（単位：人）

| 年次 | 保護観察処分少年 | | 少年院 仮退院者 | 仮釈放者 | | 保護観察付執行猶予者 | | 合計 |
|-------|----------|----------|-------------|--------|------|------------|-------|--------|
| | | (うち交通短期) | | 全部実刑 | 一部猶予 | 一部猶予 | 全部猶予 | |
| 平成20年 | 27,169 | (10,455) | 3,994 | 15,840 | … | … | 3,714 | 50,717 |
| 21 | 26,094 | (9,908) | 3,869 | 14,854 | … | … | 3,671 | 48,488 |
| 22 | 25,525 | (9,485) | 3,883 | 14,472 | … | … | 3,682 | 47,562 |
| 23 | 23,580 | (8,276) | 3,601 | 14,620 | … | … | 3,398 | 45,199 |
| 24 | 22,557 | (7,809) | 3,421 | 14,700 | … | … | 3,376 | 44,056 |
| 25 | 20,811 | (7,327) | 3,428 | 14,623 | … | … | 3,255 | 42,117 |
| 26 | 19,599 | (6,701) | 3,122 | 13,925 | … | … | 3,348 | 39,995 |
| 27 | 18,202 | (6,334) | 2,871 | 13,570 | … | … | 3,460 | 38,103 |
| 28 | 16,304 | (5,981) | 2,743 | 13,260 | … | … | 3,034 | 35,341 |
| 29 | 14,465 | (5,206) | 2,469 | 12,477 | 283 | 248 | 2,595 | 32,538 |

（注） 婦人補導院仮退院者（5号観察者）は、平成24年は2人、26年及び29年はそれぞれ1人であった。

保護観察開始人員を事件の内容別に見ると、無職等対象者、覚せい剤事犯対象者等、問題性が大きいと認められる事案の係属事件数に占める割合は依然として高く（後述「2(2)イ 類型別処遇」参照）、今後とも保護観察及び生活環境の調整の充実、強化を図る必要がある。

(2) 保護観察の充実強化に関する措置

ア 段階別処遇

更生保護法の施行に際し、従来の分類処遇を発展的に解消し、段階別処遇が導入された。これは、保護観察対象者について、犯罪又は非行に結び付くおそれのある行動をする可能性及びその改善更生に係る状態の変化を的確に把握し、これに基づいて、保護観察対象者を処遇の難易により区分したS、A、B及びCの各段階に編入するとともに、各段階に求められる処遇の強度に応じて、保護観察官と保護司の協働態勢の下における両者の適正かつ効率的な処遇活動を行うほか、各段階における処遇の実施状況に即して、段階の変更、不良措置、良好措置等の措置を的確にとることとしている。

イ 類型別処遇

平成29年末現在の類型別処遇における類型認定状況は、交通短期保護観察及び10月以内の短期保護観察を除く全係属保護観察対象者中、無職等対象者が18.8%、覚せい剤事犯対象者が11.2%（平成28年末はそれぞれ19.0%、10.4%）などとなっており、問題性が大きいと認められる事案は、前年に引き続き高い割合を示している。

平成29年においては、類型別処遇の充実を図るために、地方更生保護委員会・保護観察所において、処遇協議会・研修会等の開催、各種集団処遇、特定類型該当者の保護者会・引受人会等、多様な活動が実施された。

ウ 短期保護観察

短期保護観察は、非行性の進度がそれほど深くない少年に対して、重点的に指導すべき領域を定め、これに対応する課題を設定して履行させることにより、短期間でその社会適応の促進を図ろうとするものであり、概ね6～7月で解除することを目指している。平成29年の保護観察開始人員は1,839人となっている。

エ 交通短期保護観察

交通短期保護観察の開始人員は、ここ数年減少傾向にあり、平成29年も前年に比べて775人減少し5,206人であったが、保護観察事件全体の中で依然として大きな比重を占めている。同年においては、集団講習を保護観察対象者の運転免許保有の有無、違反態様等によりグループに分けて実施したり、視聴覚教材を活用するなどして、処遇内容の充実を図った。

オ 社会貢献活動

平成25年6月に公布された「刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）」において、保護観察の特別遵守事項の類型の一つとして社会貢献活動に関する規定が加えられ、平成27年6月に施行された。保護観察所では、平成23年度に開始した保護観察対象者の同意に基づく先行実施を通じて得た知見などを活用し、一層多様で効果的な活動の実施に努め、平成29年度は延べ2,789人が活動に参加した。

カ 保護観察官等の育成について

平成26年3月「更生保護官署職員育成要綱」が「保護観察官等育成要綱」に改められ、同年4月から実施されている。本要綱は、更生保護の担い手である更生保護官署職員一人一人の実力向上を図るため、保護観察官については、職場における実務訓練（OJT）を重点的に実施するとともに、研修等を通じて、保護観察処遇をより効果的に行うために必要な知識、技術等を身に付けさせるものとしている。特に、新任保護観察官に対しては、新規補職から専修科研修を修了する年度末までを育成期間と位置付け、指導的立場の保護観察官（主任保護観察官）の下でOJTを行わせることにより、保護観察官に必要とされる多様な実務経験を積ませている。

キ 長期刑仮釈放者に対する中間処遇

中間処遇制度は、長期刑（無期刑及び執行すべき刑期が10年以上の有期刑）受刑者はその犯した犯罪が重大であるほか、社会から長期間隔離されるなど社会復帰上種々困難な多くの問題を有し、仮釈放後の保護観察の実施についても特別な配慮が必要であることから、仮釈放当初の1か月程度更生保護施設に居住させ、生活訓練を中心とした特別な処遇を集中的、計画的に実施することなどにより、円滑な社会復帰を図ることを目的とするものである。平成29年12月31日現在、中間処遇を実施する施設として指定されている更生保護施設は、72施設に及んでいる。

なお、中間処遇の実施状況は、次の表のとおりである。

中間処遇実施状況

| 年次 | 開始人員 | | | 終了人員 | | | 年末現在実施中の人員 | | |
|-------|------|-----|-----|------|-----|-----|------------|-----|----|
| | 無期刑 | 有期刑 | 計 | 無期刑 | 有期刑 | 計 | 無期刑 | 有期刑 | 計 |
| 平成24年 | 7 | 122 | 129 | 7 | 113 | 120 | － | 14 | 14 |
| 25 | 8 | 131 | 139 | 8 | 137 | 145 | － | 8 | 8 |
| 26 | 6 | 102 | 108 | 6 | 99 | 105 | － | 12 | 12 |
| 27 | 8 | 93 | 101 | 8 | 100 | 108 | － | 5 | 5 |
| 28 | 6 | 88 | 94 | 7 | 86 | 93 | － | 7 | 7 |
| 29 | 9 | 80 | 89 | 9 | 80 | 89 | － | 6 | 6 |

ク 定期駐在と更生保護施設駐在

保護観察官が、担当する保護区の市区町村役場、公民館等に定期的に出向き、そこに終日駐在して保護観察対象者との面接、保護観察対象者宅への訪問、保護司との処遇協議、関係機関との連絡、非行や問題行動等に関する地域住民からの相談への対応等の業務を行う定期駐在は、保護観察官の地域活動として極めて重要な機能を果たしている。

また、更生保護施設においても、保護観察官が定期的に夜間駐在、宿泊駐在をするなどして、被保護者に対する夜間の集会指導、個別の相談助言に当たった。

ケ 関係機関との連携

各地で家庭裁判所と少年保護関係機関（少年鑑別所，少年院，児童相談所，児童自立支援施設等），教育関係機関（教育委員会，高等学校，中学校，小学校等）又は警察関係機関との連絡協議会が開催され，保護観察所の職員が出席した。

また，薬物依存のある保護観察対象者等に対して，必要な支援を円滑に実施することができるよう，薬物依存からの回復に関係する機関・団体（精神保健福祉センター，保健所，医療機関，地方公共団体主管課，ダルク等の自助グループ等）との連絡協議会を各地で開催している。

3 審査請求事件の処理

平成29年中に新たに受理した不服申立ての件数は13件あり，うち保護観察所の行った処分等に対する審査請求は1件あった。

なお，審査請求の受理・処理状況は，次の表のとおりである。

審査請求の受理・処理状況

(平成29年)

| 請求の内容 | 受 理 | | 処 理 | | | | 翌年へ繰越 |
|-----------------|------|------|------|------|------|------|-------|
| | 前年繰越 | 本年新受 | 請求認容 | 請求棄却 | 請求却下 | 請求取下 | |
| 仮釈放取消決定処分に対する不服 | 2 | 12 | - | 13 | 1 | - | - |
| そ の 他 | - | - | - | - | - | - | - |
| 特別遵守事項の設定 | - | 1 | - | - | - | - | 1 |

VI 人権擁護局

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第2条、第8条、第13条、第43条～第46条 法務省組織規則第16条

〈重要施策の概要〉

1 人権啓発活動の推進

法務省の人権擁護機関は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、従来から人権啓発活動を実施しているところである。しかしながら、情報化、国際化及び少子高齢化といった社会の急激な変化の中で、依然として様々な人権課題が生起している状況にある。

「人権の世紀」と言われる21世紀にふさわしい人権尊重社会の実現を目指して、国民一人一人が主体的に豊かな人権意識を育て、年齢・性別・国籍等の枠組みを越えた他人との共生・共感の大切さを心から実感できるように啓発活動を推進することは、法務省の人権擁護機関に課せられた重要な責務である。そこで、平成29年度啓発活動重点目標を、「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」と定め、21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることができるよう、相手の気持ちを考えることの大切さを一人一人の心に訴えるとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年に向けて、違いを認め合う心を育み、これを未来へつなげていくための啓発活動を展開した。

また、人権啓発活動をあまねく全国で実施するため、法務局・地方法務局、地方公共団体、人権擁護委員組織体等から構成される「人権啓発活動ネットワーク協議会」を活用している。さらに、啓発すべき人権課題、対象となる年齢層、人権への関心の度合い等に応じた、より啓発効果の高い活動を実施するため、サッカーのJリーグ等のスポーツ組織や企業等の民間組織との連携や広報媒体及び啓発教材の多様化にも取り組んでいるところである。

2 人権救済活動の充実

人権侵害を受けている被害者の救済は、法務省の人権擁護機関に課せられた重要な責務である。法務省の人権擁護機関は、被害者の実効的な救済を図ることを目指し、人権相談においては、救済すべき事案を見逃すことのないように留意している。また、人権侵犯事件として立件したものについては、迅速かつ適正な調査を遂げた上、問題の解決に向けた実効的な措置を執り、アフターケアにも努めている。

1 人権擁護委員及びその組織

法務大臣から委嘱された人権擁護委員は、それぞれ自己の居住する市町村（特別区を含む。）の区域において、人権思想の普及に努め、国民の基本的な人権が侵害されることがないように配意し、もしこれが侵害された場合には、その救済のため、法務局・地方法務局とともに速やかに適切な処置を行うことを重要な使命としている。

人権擁護委員は、全国を314（平成30年1月1日現在）に区分して設けられている人権擁護委員協議会及び全国で50の都道府県人権擁護委員連合会（北海道においては札幌、函館、旭川及び釧路の4連合会）に所属し、都道府県人権擁護委員連合会をもって組織されている全国人権擁護委員連合会は、委員組織体相互間の連絡調整、資料及び情報の収集あるいは研究発表、その他関係機関に対する要望等を行っている。

人権擁護委員数の推移は次の表のとおりである。

人 権 擁 護 委 員 数

| 年 次 (年月日) | 人 権 擁 護 委 員 数 | | |
|--------------|---------------|------------|--------|
| | (人) | うち女性委員数(人) | 比率 (%) |
| 平成26.1.1 | 13,809 | 6,222 | 45.1 |
| 27.1.1 | 13,843 | 6,302 | 45.5 |
| 28.1.1 | 13,878 | 6,402 | 46.1 |
| 29.1.1 | 13,938 | 6,429 | 46.1 |
| 30.1.1 | 13,957 | 6,475 | 46.4 |

また、複雑・多様化する人権問題に適時適切に対応し、人権擁護委員活動の一層の活性化を図るには、人権擁護委員組織体の体制を充実・強化し、人権擁護委員組織体自らが自主的かつ積極的な人権啓発活動等を推進していく体制を整備する必要がある。

そこで、人権擁護委員が法務局・地方法務局に常駐して、人権擁護委員及び人権擁護委員組織体の活動全般に係る企画・立案、組織体の運営、法務局・地方法務局はもとより地方公共団体や学校等関係機関との連携・連絡調整等の業務を行うこととするなど、人権擁護委員組織体の体制の充実・強化を図っている。

2 人権擁護委員の活動状況

(1) 人権相談等

平成29年中に人権擁護委員が取り扱った人権相談件数は120,293件である。これは人権擁護機関が同年中に取り扱った人権相談総件数225,040件の53.5%に当たる。

なお、人権相談に対する取組を強化し、人権擁護委員活動の一層の強化を図る

ため、人権擁護委員が法務局・地方法務局に常駐して行うなど、相談体制の充実・強化を図っているほか、法務局・地方法務局と共同して人権侵犯事件を取り扱っており、国民の基本的人権の擁護に多大の貢献をしている。

- (2) 「全国一斉『人権擁護委員の日』特設人権相談所」の開設
全国人権擁護委員連合会では、「人権擁護委員の日」である6月1日を中心として、全国の各市町村において特設相談所を開設し、地域住民からの相談に応じた。
- (3) 東日本大震災の被災地の仮設住宅等における被災者支援活動
東日本大震災の被災地の仮設住宅等における戸別訪問や相談会等の活動を実施した。
- (4) 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間の実施
全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、平成29年6月26日（月）から同年7月2日（日）までの7日間を全国一斉「子どもの人権110番」強化週間として、子どもをめぐる様々な人権問題に関する電話相談に応じた。
- (5) 全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間の実施
全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、平成29年9月4日（月）から同月10日（日）までの7日間を全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間として、高齢者や障害者をめぐる様々な人権問題に関する電話相談に応じた。
- (6) 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施
全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中（毎年11月12日～同月25日）の平成29年11月13日（月）から同月19日（日）までの7日間を全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、様々な人権問題に悩む女性からの相談に応じた。
- (7) 「子どもの人権SOSミニレター」の取組
全国人権擁護委員連合会は法務省と共催で、身近な人にも相談できずにいる子どもたちの「いじめ」等に関する悩みごとを把握し、子どもの人権問題の解決に当たることを目的として、悩みごとを書いて投函できる「子どもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)を全小中学生へ配布、寄せられたレターに対して返信した。
- (8) 人権啓発活動
人権擁護委員は、各地域において、住民一人一人の人権意識を高め、人権についての理解を深めてもらうため、小・中学生を対象に、人権教室や人権の花運動を実施するほか、高校・大学におけるデートDV講座や地元企業における人権研修等各種啓発活動を実施した。平成29年度に開催された人権教室のうち、人権擁護委員が関与したものは、全体の97.2パーセントに当たる22,255回であった。
また、全国人権擁護委員連合会は、法務省と共催で「第37回全国中学生人権作文コンテスト」を実施した。
- (9) 第65回全国人権擁護委員連合会総会

平成29年7月12日から13日にかけて、東京都千代田区において開催され、予算、事業（行事）計画等について熱心な討議が行われた。

なお、同総会において、次の宣言及び決議が採択された。

- ・平成29年度・人権擁護活動重点目標「みんなで築こう人権の世紀～考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう違いを認め合う心～」(宣言)
- ・社会の期待に応える人権擁護委員活動を目指して（決議）

3 人権擁護委員の表彰

長年、人権擁護活動に従事し、功績のあった人権擁護委員に対する表彰として、平成29年は、叙勲10人、藍綬褒章14人、法務大臣表彰170人の顕彰が行われた。

4 人権擁護委員に対する研修

人権擁護委員組織体における指導者を養成するため、人権擁護委員活動及び人権擁護委員組織体の運営において中心的役割を担う立場にある人権擁護委員74人に対し、その職務の遂行に必要なマネジメント能力の向上を図るとともに、高度な人権相談技法、人権啓発手法、人権侵犯事件の処理及び最新の人権課題に関する知識等を修得させることを目的とした人権擁護委員指導者養成研修を実施した。

5 「人権擁護功労賞」表彰

人権擁護活動に顕著な功績があった団体等に対する表彰として、法務大臣表彰状が1団体、法務大臣表彰状（ユニバーサル社会賞）が4団体、全国人権擁護委員連合会会長表彰状が1団体に、また、法務大臣感謝状が1団体、全国人権擁護委員連合会会長感謝状が2団体に、それぞれ授与された。

調査救済課

法務省組織令第43条、第45条

1 人権侵犯事件の新規救済手続開始状況

法務省の人権擁護機関では、人権侵犯事件調査処理規程に基づき、人権侵害を受けた者からの申告等を端緒に人権侵害の被害の救済に努めている。

(1) 事件数

平成29年中に新たに救済手続を開始した人権侵犯事件数は19,533件で、前年に比し、90件増加した。この手続開始件数の開始内訳をみると、人権を侵害された者、あるいはその親族等の関係者から、人権侵犯の事実がある旨及びこれに対し擁護救済を求める旨の口頭又は書面による申出を受けた「申告」が19,293件で、新規手続開始総数の98.8%を占めている。

(2) 事件の傾向

平成29年中に新たに救済手続を開始した人権侵犯事件のうち私人間の人権侵犯事件は14,482件（74.1%）で、前年に比し、418件（3.0%）増加し、公務員等による人権侵犯事件は5,051件（25.9%）で、前年に比し、328件（6.1%）減少した。

次に、人権侵犯事件の内訳をみると、私人間の人権侵犯事件では、「暴行虐待」

3,219件、「住居・生活の安全に関する侵犯」2,909件、「プライバシーに関する侵犯」2,705件、「労働権に対する侵犯」2,064件、「強制・強要」2,022件、「差別待遇」785件などとなっている。

公務員等の職務執行に伴う人権侵犯事件では、「学校におけるいじめ」3,169件、「教育職員によるもの」1,284件、「警察官によるもの」191件、「刑務職員によるもの」141件、地方公務員等「その他の公務員によるもの」262件などとなっている。

(3) 人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

(平成25年～29年)

| 年次 | 私人間の 侵犯事件 | 公務員等による 侵犯事件 | 計 | 対前年増減比(%) (△は減) | | |
|-------|--------------|-----------------|--------|-----------------|--------|-------|
| | | | | 私人間 | 公務員 | 全体 |
| 平成25年 | 15,562 | 6,875 | 22,437 | △ 6.5 | 9.4 | △ 2.2 |
| 26 | 15,753 | 5,965 | 21,718 | 1.2 | △ 13.2 | △ 3.2 |
| 27 | 14,956 | 6,043 | 20,999 | △ 5.1 | 1.3 | △ 3.3 |
| 28 | 14,064 | 5,379 | 19,443 | △ 6.0 | △ 11.0 | △ 7.4 |
| 29 | 14,482 | 5,051 | 19,533 | 3.0 | △ 6.1 | 0.5 |

(4) 私人間の人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

(平成28・29年)

| 区分 | 平成28年 | 平成29年 | 対前年増減比(%) (△は減) |
|----------------|-------|-------|-----------------|
| 暴行虐待 | 3,616 | 3,219 | △ 11.0 |
| 住居・生活の安全に関する侵犯 | 2,446 | 2,909 | 18.9 |
| プライバシーに関する侵犯 | 2,472 | 2,705 | 9.4 |
| 労働権に対する侵犯 | 2,119 | 2,064 | △ 2.6 |
| 強制・強要 | 2,002 | 2,022 | 1.0 |
| 差別待遇 | 683 | 785 | 14.9 |
| 医療関係 | 137 | 184 | 34.3 |
| 社会福祉施設関係 | 158 | 128 | △ 19.0 |
| 人身の自由関係 | 94 | 114 | 21.3 |
| 組織又は多衆の威力関係 | 16 | 30 | 87.5 |

(注) 本表は、私人間の侵犯事件のうち主要事件を掲載した。

(5) 公務員等による人権侵犯事件新規救済手続開始件数比較

(平成28・29年)

| 区 分 | 平成28年 | 平成29年 | 対前年増減比(%) (△は減) |
|----------------|-------|-------|-----------------|
| 学校におけるいじめ | 3,371 | 3,169 | △ 6.0 |
| 教育職員によるもの | 1,356 | 1,284 | △ 5.3 |
| 特別公務員によるもの | | | |
| 警察官によるもの | 179 | 191 | 6.7 |
| その他の特別公務員によるもの | 8 | 4 | △50.0 |
| 刑務職員によるもの | 169 | 141 | △16.6 |
| その他の公務員によるもの | 296 | 262 | △11.5 |
| 計 | 5,379 | 5,051 | △ 6.1 |

(注) 1 「学校におけるいじめ」とは、いじめに対する学校の不適切な対応等をいい、私立学校におけるいじめを含む。

2 「教育職員によるもの」とは、教員による体罰・不適切な指導等をいい、私立学校の教育職員を含む。

2 人権侵犯事件の処理状況

平成29年中に処理した人権侵犯事件数は、19,722件（私人間の人権侵犯事件14,641件、公務員等による人権侵犯事件5,081件）で前年に比し、169件（0.9%）増加した。

主なものを、処理区分別にみると、「援助」が17,845件（90.5%）と最も多く、「要請」が672件（3.4%）、「説示」が88件（0.4%）、「啓発」が42件（0.2%）、「調整」が23件（0.1%）及び「措置猶予」が10件（0.05%）である。

このほか、「侵犯事実不明確」が994件（5.0%）、「侵犯事実不存在」が17件（0.09%）となっている。

3 人権相談

(1) 人権相談件数

平成29年中に法務局及び地方法務局並びに人権擁護委員が取り扱った人権相談は225,040件である。全国の法務局・地方法務局及びその支局では、常設人権相談所が開設されており、面接又は電話により相談を受け付けている。電話による相談についてはナビダイヤル化（平成23年4月から）され、全国共通の電話番号となっている。

また、法務局・地方法務局には、専用電話相談窓口として、子どもの人権問題に係る「子どもの人権110番」及び女性の人権問題に係る「女性の人権ホットライン」（ともに平成18年4月からナビダイヤル化、子どもの人権110番については平成19年2月からフリーダイヤル化）がそれぞれ開設されており、平成29年中は「子どもの人権110番」については22,122件、「女性の人権ホットライン」については19,656件の利用があった。全国の小中学生に配布された「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）については、平成29年中に13,084通の利用があった。

さらに、インターネットが国民生活に普及している現状を踏まえて、人権問題

に関する相談を24時間365日受け付ける「インターネット人権相談受付窓口」(SOS-eメール)が開設されている。

(2) 人権相談を強化するための取組

これらの取組の強化を目的として、以下のとおり各種強化週間を実施した。これらの強化週間中は、平日の相談受付時間を午後7時まで延長し、また、平日には利用が困難な方も相談しやすいよう閉庁日にも開設(午前10時から午後5時まで)して、電話相談に応じた。

ア 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間(6月26日(月)から同年7月2日(日)までの7日間)

イ 全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間(9月4日(月)から同月10日(日)までの7日間)

ウ 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間(11月13日(月)から同月19日(日)までの7日間)

(3) 外国人のための人権相談所

全国50の法務局・地方方法務局において「外国人のための人権相談所」をそれぞれ開設し、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語の6言語による人権相談に応じている。また、前記と同様の6言語に対応した専用の電話相談窓口である「外国語人権相談ダイヤル」及び英語・中国語に対応した「外国語インターネット人権相談受付窓口」を開設している。

4 人権相談等の広報

(1) 新聞、雑誌

○11月 内閣府政府広報誌「共同参画」

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関する広報

(2) その他

○6月 政府広報オンライン「月間・週間(6月)」

○6月27日～7月3日 政府広報・インターネットテキスト広告

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間実施に関する広報

○8月 政府広報「音声広報CD『明日への声』VOL. 56」

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間実施に関する広報

○8月24日～9月23日 インターネットバナー広告

いじめ等の子どもの人権問題に係る相談窓口

○9月3日 政府広報・テレビ番組「霞が関からお知らせします2017」

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間実施に関する広報

○9月4日～10日 政府広報・インターネットテキスト広告

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間実施に関する広報

○11月 政府広報オンライン「月間・週間(11月)」

○11月6日～12日 政府広報・インターネットテキスト広告

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間実施に関する広報

(3) ポスター等の作成・配布

| | |
|---------------------------------|---------|
| ○全国一斉「子どもの人権110番」強化週間ポスター | 38,390枚 |
| ○全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間ポスター | 29,720枚 |
| ○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間ポスター | 22,390枚 |

「人権侵犯事件」統計資料（平成29年）

| 件名 | 総数 | 旧受 | 手続開始内訳 | | | 計 | 処理内訳 | | | | | | 未済 | | | | | | | | | | |
|------------------------|--------|-------|--------|---------|---------|----|------|-------|--------|--------|-----|---------------|----|------------|------|----|-----|-----|-----|---|----|-----|-----|
| | | | 申告職員委員 | 民間の通報委員 | 民間の通報委員 | | 移送 | 措置通告 | 措置 | | | 不侵害犯罪事案の存在を調査 | | 不侵害犯罪事案の発生 | 打ち切り | 中止 | 移送 | 啓発 | | | | | |
| | | | | | | | | | 助 | 調 | 要 | | | | | | | | | | | | |
| 総合計 | 20,675 | 1,142 | 19,533 | 9,319 | 9,974 | 29 | 203 | 8,172 | 17,845 | 23 | 672 | 88 | - | - | 10 | 17 | 894 | 140 | 5 | 8 | 42 | 953 | |
| 特別公務員に関するもの | 5,336 | 285 | 5,051 | 1,838 | 3,073 | - | 138 | 2 | 5,081 | 4,624 | 6 | 83 | 79 | - | - | 6 | 9 | 315 | 23 | 3 | 2 | 18 | 255 |
| （警察官に関するもの） | 206 | 15 | 191 | 129 | 62 | - | - | - | 190 | 160 | - | - | - | - | - | - | - | 29 | 1 | - | - | - | 16 |
| （その他の特別公務員に関するもの） | 6 | 2 | 4 | 2 | 2 | - | - | - | 5 | 3 | - | - | - | - | - | - | - | 2 | - | - | - | - | 1 |
| 教育職員関係 | 349 | 86 | 263 | 75 | 83 | - | 105 | - | 287 | 145 | - | 90 | 76 | - | - | 5 | - | 45 | 3 | - | - | 5 | 62 |
| （体罰） | 1,056 | 35 | 1,021 | 483 | 523 | - | 13 | 2 | 1,003 | 925 | 4 | 1 | 1 | - | - | 1 | - | 64 | 5 | 1 | 2 | 10 | 53 |
| （その他） | 3,215 | 46 | 3,169 | 847 | 2,306 | - | 16 | - | 3,184 | 3,148 | 2 | 1 | 1 | - | - | - | - | 27 | 3 | 2 | - | 3 | 31 |
| 学校におけるいじめ | 216 | 75 | 141 | 130 | 9 | - | 2 | - | 142 | 21 | - | - | - | - | - | - | - | 5 | 108 | 8 | - | - | 74 |
| 刑務職員関係 | 37 | 7 | 30 | 24 | 6 | - | - | - | 35 | 26 | - | - | - | - | - | - | - | 2 | 7 | - | - | - | 2 |
| その他の公務員に関するもの | 236 | 17 | 219 | 142 | 75 | - | 2 | - | 220 | 181 | - | 1 | 1 | - | - | - | - | 2 | 30 | 3 | - | - | 16 |
| （国家公務員に関するもの） | 15 | 2 | 13 | 6 | 7 | - | - | - | 15 | 12 | - | - | - | - | - | - | - | 3 | - | - | - | - | - |
| （地方公務員に関するもの） | 15 | 2 | 13 | 6 | 7 | - | - | - | 15 | 12 | - | - | - | - | - | - | - | 3 | - | - | - | - | - |
| （その他） | 15 | 2 | 13 | 6 | 7 | - | - | - | 15 | 12 | - | - | - | - | - | - | - | 3 | - | - | - | - | - |
| 総計 | 15,339 | 857 | 14,482 | 7,481 | 6,901 | - | 29 | 65 | 6,146 | 13,221 | 17 | 579 | 9 | - | - | 4 | 8 | 679 | 117 | 2 | 6 | 24 | 693 |
| 人身売買 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 売春関係 | 2 | - | 2 | 2 | - | - | - | - | 2 | 2 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 児童ポルノ | 2 | - | 2 | 1 | 1 | - | - | - | 2 | 2 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 暴行・虐待 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| （家庭内におけるもの） | 1,148 | 3 | 1,145 | 387 | 758 | - | - | - | 1,148 | 1,146 | 1 | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | - | - |
| （夫の妻に対するもの） | 81 | - | 81 | 29 | 52 | - | - | - | 81 | 80 | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | - | - |
| （妻の夫に対するもの） | 796 | 23 | 773 | 314 | 446 | - | 13 | - | 781 | 780 | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | 15 | |
| （親の子に対するもの） | 283 | 1 | 282 | 85 | 195 | - | 2 | - | 282 | 281 | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | 1 | |
| （子の親に対するもの） | 362 | 6 | 356 | 119 | 235 | - | 2 | - | 358 | 354 | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 3 | - | - | 4 | |
| （その他） | 591 | 9 | 582 | 245 | 333 | - | 4 | - | 583 | 562 | 1 | - | - | - | - | - | - | 19 | 1 | - | - | 8 | |
| （家族間以外のもの） | 3 | - | 3 | 3 | - | - | - | - | 3 | 3 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 私的制裁 | 188 | 4 | 184 | 117 | 67 | - | - | - | 181 | 169 | - | - | - | - | - | - | - | 12 | - | - | - | - | 7 |
| 医療関係 | 103 | 7 | 96 | 70 | 26 | - | - | - | 100 | 87 | - | - | - | - | - | - | - | 13 | - | - | - | - | 3 |
| 人身の自由関係 | 18 | - | 18 | 8 | 9 | - | 1 | - | 18 | 18 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| （新築職及び精神障害者福祉に関する法律関係） | 134 | 35 | 99 | 56 | 35 | - | 8 | - | 126 | 84 | 10 | - | - | - | - | 1 | - | 30 | 1 | - | - | 2 | 8 |
| （施設職員によるもの） | 24 | 2 | 20 | 10 | 19 | - | - | - | 28 | 24 | 1 | - | - | - | - | - | - | 3 | - | - | - | 3 | 3 |
| （その他） | 24 | - | 24 | 11 | 13 | - | - | - | 23 | 22 | 1 | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | 1 | 1 |
| 村八分 | 40 | - | 40 | 17 | 22 | - | 1 | - | 40 | 40 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 差別待遇 | 72 | 1 | 71 | 24 | 47 | - | - | - | 71 | 70 | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | - | 1 |
| （女性） | 305 | 33 | 272 | 174 | 97 | - | 1 | - | 275 | 234 | 6 | - | 2 | - | - | - | - | 2 | 30 | 1 | - | - | 30 |
| （高齢者） | 106 | 20 | 86 | 34 | 15 | - | 25 | 7 | 95 | 96 | - | 27 | 3 | - | - | - | - | 21 | 3 | - | 4 | 6 | 11 |
| （障害者） | 106 | 20 | 86 | 34 | 15 | - | 25 | 7 | 95 | 96 | - | 27 | 3 | - | - | - | - | 21 | 3 | - | 4 | 6 | 11 |
| （同和問題） | 106 | 20 | 86 | 34 | 15 | - | 25 | 7 | 95 | 96 | - | 27 | 3 | - | - | - | - | 21 | 3 | - | 4 | 6 | 11 |

1 第69回人権週間

国際連合は、昭和23年（1948年）12月10日の第3回総会で、「世界人権宣言」を採択した。「世界人権宣言」は、世界における自由、正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するために、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準となるべきものである。国際連合は、その2年後の昭和25年（1950年）12月4日の第5回総会において、世界人権宣言の採択日である12月10日を「人権デー」（Human Rights Day）と定め、全ての加盟国及び関係機関が、この日に世界人権宣言を採択したことを祝賀する日として、人権擁護活動を推進するための諸行事を行うよう要請する決議を採択した。

我が国では、「世界人権宣言」が採択された翌年の昭和24年（1949年）以来、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定め、関係諸機関及び諸団体の協力の下に、広く国民に人権尊重思想の高揚を呼び掛ける大規模な啓発活動を展開している。

平成29年度の第69回人権週間においては、関係機関と連携・協力して、啓発活動重点目標である「みんなで築こう 人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」の下、「女性の人権を守ろう」、「子どもの人権を守ろう」、「高齢者の人権を守ろう」、「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」、「同和問題に関する偏見や差別をなくそう」、「アイヌの人々に対する理解を深めよう」、「外国人の人権を尊重しよう」、「HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう」、「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう」、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」、「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」、「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」、「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」、「人身取引をなくそう」及び「東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう」の17の強調事項を踏まえて、全国各地において、講演会、座談会等の開催、スポーツ選手及び児童生徒の協力による「一日人権擁護委員」の啓発活動、デパートや公民館等における人権相談所の開設等を行ったほか、新聞及びインターネット等のマスメディアを活用した集中的な啓発活動を行った。

2 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

平成18年6月23日に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」において、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する啓発を図ることが政府及び地方公共団体の責務として定められた。同法は12月10日から同月16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めており、平成29年度は、拉致問題対策本部と法務省の共催で政府主催国際シンポジウム「圧力強化の先に見えるもの－制裁の効果と今後の展開」（平成29年12月16日）を開

催したほか、啓発週間ポスター及びチラシを作成の上、省内各組織、各府省庁、地方公共団体等に配布、全国の法務局・地方法務局において掲出・配布したほか、啓発週間ポスターの交通広告、インターネットバナー広告等を実施した。

3 人権に関する国家公務員等研修会及び人権啓発指導者養成研修会

人権教育・啓発基本計画の趣旨に沿い、人権問題に関して、国家公務員等の理解と認識を深めることを目的として、中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を開催している。

平成29年には、平成28年度後期(平成29年2月8日)には463人、平成29年度前期(平成29年9月12日)には440人の参加があった。

また、人権尊重の意識を高めていく上で、地方公共団体の果たす役割は非常に大きいことから、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者として必要な知識を習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を開催している。

平成29年には、平成29年9月5日から7日の3日間(大阪会場：参加者93人)、同年10月25日から27日の3日間(東京会場：参加者108人)及び同年11月7日から9日の3日間(広島会場：参加者53人)の計3回にわたり開催した。

いずれも、公益財団法人人権教育啓発推進センターに対する中央委託事業として実施している。

4 全国中学生人権作文コンテスト

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、昭和56年度から人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動の一環として、次代を担う中学生が人権問題についての作文を書くことによって豊かな人権感覚を身に付けること及び入賞作品を国民に周知することによって広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする「全国中学生人権作文コンテスト」を実施しており、平成29年度で37回目を迎えている。

上位入賞者の作品については、「第37回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集」として冊子に編集し、中学校、市区町村、図書館等に配布するとともに、法務省ホームページに日本語版及び英語版を掲載して、人権啓発の資料として幅広く活用している。また、法務省において平成30年1月5日に中央大会表彰式を、法務局・地方法務局において人権週間を中心として地方大会表彰式を開催した。

平成29年度は、7,358校から、日常の家庭生活、学校生活等の中で得た体験とともに、基本的な人権を守ることの重要性についての考えをまとめた960,390編の応募があった。これは、多くの中学生が、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けるよい機会となっている。

全応募作品の内容別内訳は、いじめに関する作文が応募総数全体の28.5%(274,085編)を占めており、中学生にとって依然として、いじめが極めて身近で重大な人権問題として意識され、深刻な状況にあることがうかがえる。

5 人権教室

人権教室は、子どもたちがいじめ等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的とし、全国の人権擁護委員が中心となって、主に小・中学生を対象とした啓発活動として実施している。

この活動では、人権の花運動（後6参照）における学校訪問や総合的な学習の時間等を利用して、アニメーション形式による人権啓発ビデオや紙芝居・絵本等、工夫した教材を活用することにより、人権尊重思想について子どもたちに分かりやすく理解してもらう内容となるように努めている。

また、スポーツ選手やコーチを講師にするなどして、ゲームや体験談から、信頼や絆、助け合いの精神に基づいたチームプレーやフェアプレー精神等、子どもたちが学んだことを通して、相手への思いやりの心等の人権を尊重する気持ちを体得してもらうことを目的とした人権スポーツ教室を平成24年から実施している。

この活動では、参加する選手やコーチ、保護者ら大人への啓発という副次的な効果も期待できるものである。

さらに、携帯電話会社のスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室を平成28年度から、オリンピック・パラリンピック等経済界協議会等と連携した体験型の人権教室を平成29年度から実施している。

平成29年度は、小学校のほか、中学校、幼稚園、保育所等において、22,907回、997,815人の過去最高となる参加者を対象に広範囲に行われた。

6 人権の花運動

人権の花運動は、花の種子、球根等を、児童が協力し合って育てることを通して、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにすることを目的とした活動であり、地域人権啓発活動活性化事業として、地元の人権擁護委員が中心となって、主に小学生を対象とした啓発活動として昭和57年度から実施しているものである。また、この活動では、育てた花を父母や社会福祉施設に贈ったり、写生会、鑑賞会を開催するなどの一連の機会を捉えて広く人権尊重思想の普及高揚を図ることも趣旨の一つとなっている。

平成29年度は、小学校3,287校のほか、583の中学校・幼稚園・保育所等において478,113人を対象に広範囲に行われた。

7 人権啓発資料法務大臣表彰

人権尊重思想の普及高揚と基本的人権の擁護の促進を図り、地方公共団体における今後の啓発活動をより一層充実させることを目的に、地方公共団体が作成する人権に関する啓発資料について特に優れた作品を選出し、法務大臣表彰を行っている。

平成29年度に地方公共団体から提出された資料の数は、1,342点であった。

8 啓発・広報活動

(1) 人権擁護局の啓発・広報活動

ア テレビ, ラジオ

- 3月6日～12日 政府広報・ラジオ番組「60秒お知らせ」
テーマ 「いじめ」させない 見逃さない
- 5月27日～28日 政府広報・ラジオ番組「秋元才加のWeekly Japan!!」
テーマ 「人権擁護委員の日」特設人権相談所
- 8月19日 政府広報・ラジオ番組「60秒お知らせ」
テーマ 性的指向及び性自認（性同一性障害）を理由とする偏見や差別をなくそう

イ 新聞, 雑誌

- 4月11日～15日 新聞突き出し広告
「いじめ」させない 見逃さない
- 11月1日～12月14日 地方紙54紙
全国中学生人権作文コンテストに関する記事及び啓発広告

ウ インターネット

- 3月6日～12日 政府広報・インターネット広告
テーマ 同和問題に関する偏見や差別をなくしましょう
- 3月13日～19日 政府広報・インターネット広告
テーマ 「いじめ」させない 見逃さない
- 3月27日～4月2日 政府広報・インターネット広告
テーマ 「いじめ」させない 見逃さない
- 4月10日～16日 政府広報・インターネット広告
テーマ 性的指向及び性自認（性同一性障害）を理由とした差別や偏見をなくしましょう
- 4月10日～16日 政府広報・インターネット広告
テーマ 「いじめ」させない 見逃さない
- 5月22日～28日 政府広報・インターネット広告
テーマ 全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所の開設
- 10月16日～22日 政府広報・インターネット広告
テーマ 性的指向及び性自認（性同一性障害）を理由とする差別や偏見をなくしましょう
- 11月1日 政府広報オンライン「週間・月間（12月）」
テーマ 人権週間, 北朝鮮人権侵害問題啓発週間
- 11月27日～12月3日 政府広報・インターネット広告
テーマ 人権週間
- 12月4日～10日 政府広報・インターネット広告
テーマ 人権週間
- 12月4日～10日 政府広報・インターネット広告

テーマ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

エ ポスター等の作成・配布

| | |
|--|----------|
| ○第69回人権週間ポスター | 40,258枚 |
| ○啓発活動重点目標・調査救済制度周知ポスター | 23,750枚 |
| ○北朝鮮人権侵害問題啓発週間ポスター (交通広告を含む。) | 44,894枚 |
| ○人権擁護委員制度周知ポスター | 55,350枚 |
| ○啓発冊子「人権の擁護」 | 200,000部 |
| ○啓発冊子「人権の擁護」(英語版) | 10,000部 |
| ○冊子「『いじめ』させない 見逃さない」 | 242,500部 |
| ○冊子「あなたも人権擁護委員 ～あなたの街の 相談パートナー～ になりませんか？」 | 90,000部 |
| ○リーフレット「人権擁護委員」 | 565,990部 |
| ○第37回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集 | 112,400部 |

オ その他

○視覚障害者向け音声広報CD「真のユニバーサル社会へ向けて」を発行

(2) 中央委託事業として実施した啓発活動

委託先 公益財団法人人権教育啓発推進センター

委託内容

ア 人権シンポジウムの実施

- 名古屋会場 1月28日(土) 愛知県名古屋市(デザインホール)「震災と高齢者－高齢者に配慮した防災・復興の形とは－」
- 那覇会場 8月26日(土) 沖縄県那覇市(沖縄県男女共同参画センターでいるる)「ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』」
- 東京会場 10月28日(土) 東京都中央区(時事通信ホール)「震災と子どもの人権～いま、私たちにできる支援を考える～」

イ 人権啓発教材の制作

- ビデオ「わたしたちが伝えたい、大切なこと～アニメで見る全国中学生人権作文コンテスト入賞作品～」
- ビデオ「外国人と人権～違いを認め、共に生きる～」
- ビデオ「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」
- 冊子「ともに生きる時代へ～高齢社会と人権～」
- 冊子「あなたは大丈夫? 考えよう! インターネットと人権(改訂版)」
- リーフレット「改めて同和問題(部落差別)について考えてみませんか」
- リーフレット「外国人人権相談リーフレット」
- 紙芝居「ずっと ともだちでいたいから」

ウ 新聞広報

- 1月4日（水） 朝日新聞
- 1月6日（金） 朝日新聞
- 1月12日（木） 朝日新聞
 - 人権シンポジウム「震災と高齢者－高齢者の人権に配慮した防災・復興の形とは」
- 1月21日（日） 朝日新聞，日経新聞
 - 人権シンポジウム「性的マイノリティ（LGBT）と人権－多様な性のあり方について考える－」採録記事
- 9月29日（金） 中高生新聞「読売中高生新聞」，小学生新聞「毎日小学生新聞」及び「朝日小学生新聞」
- 10月15日（日） 小中学生新聞「NEWSがわかる」
- 10月19日（木） 小学生新聞「読売KODOMO新聞」
 - 人権シンポジウム「ハンセン病に関する『親と子のシンポジウム』」採録記事
- 12月2日（土） 朝日新聞
 - 法務省人権擁護局長と著名人の鼎談記事

エ インターネット広報

- 11月27日（月）～1月31日（水） 特設サイトの開設
 - 人権週間特設サイト「みんなで築こう人権の世紀」
- 11月27日（月）～12月28日（木） Googleにおけるインターネット広告
 - テーマ 人権週間
- 11月27日（月）～12月28日（木） YouTubeにおけるインターネット広告
 - テーマ 人権週間
- 12月4日（月）～12月17日（日） Twitterにおけるインターネット広告
 - テーマ 人権週間

オ 人権擁護に関する調査・研究

- 外国人住民調査
- 諸外国における人権啓発活動の外国向け（情報発信）に関する調査

カ その他

- 7月21日（金）～23日（日） 東京都江東区（東京ビッグサイト東6ホール）
 - 「夏休み2017宿題・自由研究大作戦」
- (3) 地方委託事業として実施した啓発活動
 - 委託先 都道府県及び政令指定都市
 - 委託内容 講演会の実施，資料の作成・配布，スポット広告放送の提供・インターネット広告の掲載，新聞広告の掲載，地域総合情報誌掲載，研修会の開催，地域人権啓発活動活性化事業（人権の花運動，スポーツ組織と連携した人権啓発活動を含む。）の実施，人権啓発ミニフェスティバル事業の実施等

〈重要施策の概要〉

1 訟務事務処理体制の充実強化

訟務事件は、量的に依然として高い水準にあるばかりでなく、質的にも、ますます複雑・困難化し、大型化・集団化する傾向にあり、これらの訴訟の中には、その結果いかに国の政治、行政、経済等の各分野に重大な影響を及ぼすものが少なくない。このように、国の利害に重大な影響を及ぼす大型事件が増加傾向にあることなどを踏まえ、政府として統一的・一元的な対応を行うための訟務に関する指揮権限をより適切かつ効果的に行使するとともに、将来の法的紛争を回避するための予防司法機能を始めとする訟務機能の充実・強化を図るため、平成27年4月、平成13年1月に訟務局が廃止されて以来、14年ぶりに訟務局を復活させた。

平成15年7月16日に、裁判の迅速化に関する法律が公布・施行され、また、同日民事訴訟法の一部を改正する法律が公布され、平成16年4月1日から施行されたことなどに伴い、当事者の一方である訟務組織にもこれまで以上に迅速な裁判の実現が要請されていることから、訟務事件の適正・円滑な処理のため、本省、法務局及び地方法務局が一体となった組織的な訴訟活動の強化方策を推進している。また、平成17年4月1日から施行された改正行政事件訴訟法に適正に対応すべく、各種会議等の充実等、組織の充実と職員的能力向上に努め、さらに、各種事件関係打合せ会の開催やOA機器の充実、訟務部局間のネットワークの整備等情報技術の活用 の促進を図るなど訟務事務処理体制の強化に努めている。

2 予防司法機能の充実・強化

国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人又は公法人が、現実に抱えている国の利害に関係のある争訟に関する事項又は争訟に至る可能性のある具体的事項について、行政機関等からの照会に応じて訟務組織が法律上の意見を述べることは、法律問題の適正な解決に資するものであり、行政と国民との間の紛争を未然に防止し、法律による行政の実現を支援し、紛争を適正に解決する役割を果たし、ひいては国民の権利・利益に資するものとして重要な意味を持つと認識している。

取り分け、今日においては、国の利害に関係のある争訟事案が増加するだけでなく、質的に一層複雑困難化してきている。

訟務局では、行政の法適合性を高め、予防司法機能の充実や国際的な紛争対応の支援を行うため、平成27年4月から具体的な法的紛争が生じる前であっても各府省庁に法的助言を提供する予防司法支援制度を実施し、平成29年4月からは同制度を全国の法務局・地方法務局に展開し、予防司法機能の充実・強化を図っている。このような法的支援の枠組みについては、平成27年から毎年開催されている内閣官房主催の「国の利害に関係のある争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議」（第

3回は平成29年7月13日に開催)においても、その積極的活用を図ることが確認されているところであり、予防司法支援制度のより積極的な活用を図るための体制の整備に努めている。

(会同等)

| 月 日 | 会 同 名 | 協 議 事 項 |
|----------|------------------------|-----------------|
| 4.12～14 | 新任局付・部付協議会 | 訟務事件処理上の問題点について |
| 9.25 | 法務局・地方法務局訟務管理官・上席訟務官会同 | 訟務事務処理体制について |
| 10.16・17 | 法務局訟務部長会同 | 訟務事務の管理体制について |
| 10.16・17 | 法務局訟務部訟務管理官事務打合せ会 | 訟務事務処理体制について |
| 11.21・22 | 法務局訟務部付事務打合せ会 | 訟務事務処理上の問題点について |

訟務企画課

法務省組織令第47条、第48条 法務省組織規則第17条

1 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第7条第1項の公法人を定める政令（昭和37年政令第393号）の改正

平成29年末における標記政令で定める公法人数は、47法人である。

2 訟務事務担当職員の養成

法務局・地方法務局の訟務事務担当職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、訟務事務の適正かつ円滑な処理を図ることにより、訟務事務処理体制の充実に資することを目的として、各種の会議、打合せ、実務訓練等を実施した。

3 訟務の概況の編集・発行

毎年の訟務事件の状況を紹介することを目的とし、訟務事件の概要、主な新受事件及び既済事件、係属事件等を内容として、毎年1回編集・発行している。

平成29年は、平成28年における訟務事件の状況等を内容とした平成29年版を発行した。

4 訟務月報の編集・発行

訟務事務担当職員の執務の参考のため、裁判例（判示事項・判決要旨・解説を含む。）等を内容として、毎月1回編集・発行している。

平成29年は、63巻1号から12号を発行した。

民事訟務課

法務省組織令第47条、第49条、法務省組織規則第18条

平成29年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1 新たに提起された事件

(1) 検察関係

ア 損害賠償請求事件（東住吉事件）（大阪地裁平成28年（ワ）第12395号）

本件は、平成7年、内縁の夫と共謀の上、保険金詐取目的で長女を殺害したとされる事件（いわゆる「東住吉事件」）につき、現住建造物等放火、殺人、詐欺未遂の罪で起訴され、無期懲役の判決を受けた原告が、公訴提起等の違法性を問い、国と大阪府に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償（約1億4,600万円）を求めるものである。

イ 国家賠償請求事件（菊池事件）（熊本地裁平成29年（ワ）第689号）

本件は、全国ハンセン病療養所入所者協議会等の構成員である原告ら6名が、検事総長に対し、訴外Aの殺人等事件（いわゆる「菊池事件」）について確定した死刑判決に対し、刑訴法439条1項1号に基づき再審請求をするように要請したものの、検事総長が再審請求をしないと決定したことから、当該決定は、検察官に課された再審請求権行使義務に違反するものであり、そのことによって原告らが精神的苦痛を受けたなどとして、国に対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償（1人当たり10万円）を求めるものである。

(2) 基地関係

ア 奄美大島自衛隊基地建設差止め仮処分命令申立事件（鹿児島地裁平成29年（ヨ）第24号）

本件は、奄美大島の陸上自衛隊部隊の配備及び駐屯地等の建設に反対する島民ら32名が、当該駐屯地等の完成により、人格権（生命・身体の安全）、環境権及び平和的生存権が侵害されるとして、その建設工事の差止めの仮処分を求めらるものである。

イ 厚木基地騒音損害賠償請求事件（横浜地裁平成29年（ワ）第1844号、同第2839号）

本件は、厚木基地周辺に居住し、又は居住していた原告ら892名が、厚木基地を離着陸する自衛隊及び米軍の使用する各航空機の騒音等により身体的・精神的被害を受けているとして、国に対し、国賠法2条1項に基づき、居住期間に生じた過去の損害賠償を求めらるものである。

ウ 厚木基地損害賠償等請求事件（厚木基地5次民事訴訟）（横浜地裁平成29年（ワ）第3397号）

本件は、厚木基地周辺住民である原告ら6,063名が、同基地を離着陸する自衛隊及び米軍航空機の発する騒音等により、生活妨害及び身体的・精神的被害

を受けているとして、国に対し、午後8時から翌日午前8時までの間における航空機騒音等の居住地への到達の禁止、原告らの居住地へのWECPNL値(うるささ指数)75を超える航空機騒音等の到達の禁止並びに過去及び上記航空機の離着陸等禁止などが実現するまでの損害賠償を求めるものである。

また、本件と併せて、航空機運航等の差止めを求める行政訴訟の提起をしている。

(3) 駐留軍用地関係

ア 仮処分命令申立事件(那覇地裁平成29年(行ク)第4号)

本件は、沖縄県が、普天間飛行場代替施設建設事業(以下「本件埋立事業」という。)に係る工事を行っている国に対し、沖縄県知事の許可を受けずに岩礁破碎等を行うことが確実であるとして、本件埋立事業に係る岩礁破碎等の差止めの仮処分を求めるものである。

イ 普天間飛行場代替施設建設事業に係る岩礁破碎等行為差止請求事件(那覇地裁平成29年(行ウ)第10号)

本件は、X(沖縄県、原告)が、普天間飛行場代替施設建設事業(以下「本件埋立事業」という。)に係る工事を行っているY(国、被告)に対し、沖縄県知事の許可を受けずに岩礁破碎等を行うことが確実であるとして、本件埋立事業に係る岩礁破碎等の差止めを求めるとともに、沖縄県知事の許可を受けずに岩礁破碎等をしてはならない義務がYにあることの確認を求めるものである。

(4) その他

損害賠償等請求事件(長野地裁松本支部平成29年(ワ)第22号)

本件は、平成26年9月27日午前11時52分に発生した御嶽山の噴火により死亡した登山者(被害者ら)の相続人又は負傷した本人である原告らが、気象庁が同噴火前に御嶽山に導入されていた噴火警戒レベルを1から2に引き上げる義務を怠っていなければ、被害者らは登山を中止するか、少なくとも当該火口(79-7)から1キロメートル以内の範囲に入ることはなかったとして、国に対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償を求めるものである。

2 判決・決定等があった事件

(1) 戦後補償関係

ア 「沖縄戦」被害・謝罪及び損害賠償請求控訴事件(福岡高裁那覇支部平成28年(ネ)第57号,平成29年11月30日判決)

本件は、先の大戦中のいわゆる沖縄戦における被害者又はその遺族であるX₁(原告・控訴人)らが、Y(国、被告・被控訴人)に対し、①主位的請求として、旧日本軍の沖縄戦における戦闘行為等が、一般住民の生命、身体、安全等への危険発生を未然に防止すべき国民保護義務に違反する不法行為に当たると主張し、民法709条、715条及び723条に基づき、②第一次予備的請求として、上記戦闘行為等によりX₁らの生命、身体に対する危険を創出ないし惹起した

という先行行為の結果発生したX₁らの損害についてYは回復のための責任を負うと主張して、条理、憲法13条及び14条を根拠とする公法上の危険責任に基づき、③第二次予備的請求として、X₁らの沖繩戦における被害を救済する立法をしないYの立法不作為は、憲法14条及び13条並びに条理等に基づく立法義務に反すると主張して、国賠法1条及び4条に基づき、それぞれ、謝罪文の交付及び官報への掲載並びに損害賠償を求めたものである。

1審判決（那覇地裁平成28年3月16日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。日本国憲法施行前に行われたYの公権力の行使（旧日本軍の沖繩戦での戦闘行為等）について損害賠償等を求める主位的請求は、大日本帝国憲法下において、Yの公権力の行使につき、その賠償責任を認める実定法の定めやこれを認めた判例がないことから認められない（いわゆる国家無答責の法理）。公法上の危険責任を根拠とする第一次予備的請求は、実定法上の根拠に乏しく認められない。立法不作為の違法を主張する第二次予備的請求は、戦後補償に関する立法措置について、立法府に広範な裁量が認められており、軍人軍属等に沖繩戦の戦後補償がされる一方、一般民間戦争被害者に対して補償がされていないことは不合理な差別とまでは認められない。

本判決も、要旨以下のとおり控訴審におけるX₁らの主張に対する判断を付加するほか、1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した。

旧日本軍の軍人らの逸脱行為による不法行為につき民法715条に基づく使用者責任を負うとするX₁らの主張について、公務員が公務の遂行とはいえような職権濫用行為を行った場合は、公務員個人が損害賠償責任を負うこととされ、条理上国家無答責の法理の適用を排除してYの使用者責任を認めることは、背理と言わざるを得ず、戦争行為に当然伴うものではない逸脱行為に関するYの使用者責任にかかるX₁らの追加主張は、基本的にはこれを認めることはできない（上告・上告受理申立て）。

イ 旧日本軍が中国で行った空爆により被害を受けたとする中国人及びその遺族らによる損害賠償等請求控訴事件（重慶大爆撃訴訟）（東京高裁平成27年（ネ）第1790号、平成29年12月14日判決）

本件は、先の大戦中、旧日本軍の航空部隊が、四川省重慶市及びその周辺地域に対して行った空襲（以下「本件爆撃」という。）により被害を受けたとする中国人及びその遺族であるX₁（原告・控訴人）らが、①主位的に、本件爆撃はヘーグ陸戦条約に違反するなど主張して、Y（国、被告・被控訴人）に対し、ヘーグ陸戦条約3条、日本民法及び条理に基づいて、謝罪及び総額18億8,088万円の損害賠償を求め、②予備的に、X₁らを救済しないこと（立法上及び行政上の不作為）は国賠法上違法であると主張して、国賠法1条、4条、民法723条に基づいて、前同様の請求をしたものである。

1審判決（東京地裁平成27年2月25日判決）は、要旨以下のとおり判示して、

X₁らの請求を棄却した。

①ヘーグ陸戦条約3条及び国際慣習法は、被害者個人に加害国に対する直接の損害賠償請求権及び謝罪請求権を付与するものとは解されない。②国賠法制定前の公権力の行使による損害については、国家無答責の法理が適用され、Yの損害賠償及び謝罪の各義務を認める法律上の根拠はない。③公権力行使によって損害を受けた被害者が立法を待たずに当然に戦争遂行主体であったYに対し、補償及び謝罪を請求できるといった条理は存在しない。④本件爆撃による戦争被害について、個人への損害賠償等を行う立法をしなかった立法不作為を違法ということはできない。⑤本件爆撃による戦争被害に対して補償を行う立法の立案等による救済措置を執るか否かは、内閣の広範な裁量に委ねられているから、事実調査や上記救済措置を行わなかった行政の不作為を違法ということはできない。⑥本件爆撃に係るX₁らとYの法律関係は、公法的行為に係る関係であるから、国際的司法関係の準拠法を定める法例の適用があると解することはできず、本件爆撃当時の中華民国民法に基づく損害賠償等は認められない。

本判決も、要旨以下のとおり控訴審におけるX₁らの主張に対する判断を付加するほか、1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却し、控訴審における追加請求については、一部却下した。

1977年ジュネーブ諸条約第一追加議定書（以下「第一追加議定書」という。）91条に基づく請求について、Yが第一追加議定書へ加入したのは平成16年8月31日であり、発効したのは平成17年2月28日であるところ、条約の効力は不遡及が原則とされているから、X₁らの請求に理由はない。また、X₁らの憲法29条3項に基づく損失補償請求及び謝罪請求を追加する旨の追加請求に係る訴えの追加的変更については、YがX₁らの訴えの追加的変更に同意しておらず、追加的変更の要件を欠き不適法な訴えである（上告・上告受理申立て）。

(2) 厚生労働行政関係

ア 建設作業に従事し石綿（アスベスト）により健康被害を受けたとする者らからの損害賠償請求控訴事件（東京高裁平成24年（ネ）第4631号、平成29年10月27日判決）

本件は、建設作業に従事し、石綿含有建材の切断等から生じる石綿粉じんに曝露したことにより、重篤な石綿関連疾患に罹患したと主張するX₁（原告・控訴人）らが、上記健康被害を被ったのは、Y（国、被告・被控訴人）が労働関係法令等に基づく規制権限を適切に行使しなかったからであるとして、Yに対し、健康被害又は死亡による損害賠償を求めた事案である。

1審判決（横浜地裁平成24年5月25日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

①昭和30年から昭和50年までの間及び昭和62年の時点における石綿に関する

労働関係法令に基づくYの規制権限不行使は、医学的知見の確立時期、各時点における医学的知見の集積状況、その時点において執られていた石綿粉じん曝露防止措置、工学的知見の内容等に照らすと、違法ということとはできない。②昭和39年から昭和50年までの間に、建築基準関係法令に基づいて、石綿含有建材を耐火構造等に指定したこと又はこの指定を取り消さなかったことは、医学的知見の確立時期、各時点における医学的知見の集積状況、その時点において執られていた石綿粉じん曝露防止措置、昭和50年の特定化学物質等障害予防規則の改正内容に照らすと、違法ということとはできない。③事故防止措置に係る建築基準法90条に基づいて政令で石綿粉じん曝露防止措置を定めることは、委任の範囲を超えるため、規制権限不行使の違法は認められない。

これを受けて、X₁らが控訴したところ、本判決は、要旨以下のとおり判示して、1審の判断を一部変更し、X₁らの請求を一部認容した。

①Yが遅くとも昭和56年1月1日までに労働省令により、事業者に対して、屋内作業場と評価し得る建築作業現場の内部において、石綿含有建材の取扱作業及びその周囲での作業に労働者を従事させる場合には、防じんマスクを使用させることを罰則をもって義務付けるとともに、これを担保するため、石綿含有建材の表示内容及び石綿含有建材を取り扱う作業場における掲示内容並びに安全教育の内容を改めなかった規制・監督権限の不行使は違法であり、これはYが特定化学物質等障害予防規則等を改正し、施行した平成7年4月1日の前日まで継続する。②一人親方や個人事業主については、労働関係法令の保護対象である「労働者」に該当しないため、これらの者については責任を負わない。③建築基準法上の規制権限の行使あるいは不行使の違法事由は認められない。④Yの規制権限不行使の責任は、第二次的・補完的な責任と位置づけられる上に、Yによる規制権限の行使があれば、被害の全てを防止できたとは断じ難く、また、不十分ながら、規制権限を行使していたことなどを勘案して、Yが賠償責任を負うのは、被災者に生じた損害の3分の1を限度とするのが相当であり、Yの責任期間が短期の者については、その期間に応じて減額し、肺がんを発症した被災者のうち喫煙歴のある者については、慰謝料の1割を減額する（X₁ら上告・上告受理申立て、Y上告受理申立て）。

イ 建設作業に従事し石綿（アスベスト）により健康被害を受けたとする者らからの損害賠償請求事件（札幌地裁平成23年（ワ）第1238号、同年（ワ）第3333号、平成24年（ワ）第1208号、平成25年（ワ）第2371号、平成26年（ワ）第1822号、平成29年2月14日判決）

本件は、建設作業に従事し、石綿含有建材の切断等から生じる石綿粉じんに曝露したことにより、重篤な石綿関連疾患に罹患したと主張するX₁（原告）らが、上記健康被害を被ったのは、Y（国、被告）が労働関係法令等に基づく規制権限を適切に行使しなかったからであるとして、Yに対し、健康被害又は

死亡による損害賠償を求めた事案である。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

①Yは、昭和56年1月1日以降、事業者に対し、石綿曝露建築作業に従事する労働者に防じんマスクを使用させることを罰則をもって義務付けるとともに、警告表示及び現場掲示に関する規制措置として、警告表示及び現場掲示の具体的な内容は、石綿含有建材に由来する石綿粉じんが肺がんや中皮腫等の重篤な疾病を引き起こし得るものであること及びそれを防ぐためには石綿曝露建築作業に従事する労働者は必ず防じんマスクを使用する必要があることを被表示者において具体的に理解可能なものとすべきであることを、通達等によって示さなければならなかったのに、かかる規制権限を行使しなかったことは、国賠法1条1項の適用上違法である。②Yが石綿含有建材の製造等禁止措置を講じた時点より前に同措置を講じなかったことは、国賠法1条1項の適用上違法ではない。③建築関係法令に基づく規制権限の不行使は、国賠法1条1項の適用上違法ではない。④基準慰謝料額については、労災保険給付等の受領を考慮して算定した上で、Yが負うべき賠償責任の範囲は、損害の公平な分担の観点から、被災者らに生じた損害の3分の1を限度とし、肺がんを発症した被災者のうち喫煙歴がある者については慰謝料を1割減額するとともに、労働者としての作業従事期間が短期間の者についてもその期間に応じて減額する（双方控訴）。

ウ 建設作業に従事し石綿（アスベスト）により健康被害を受けたとする者らからの損害賠償請求事件（横浜地裁平成26年（ワ）第1898号，平成29年10月24日判決）

本件は、建設作業に従事し、石綿含有建材の切断等から生じる石綿粉じんに曝露したことにより、重篤な石綿関連疾患に罹患したと主張するX₁（原告）らが、上記健康被害を被ったのは、Y（国、被告）が労働関係法令等に基づく規制権限を適切に行使しなかったからであるとして、Yに対し、健康被害又は死亡による損害賠償を求めた事案である。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

①国の労働関係法令に基づく規制権限不行使のうち、Yが、昭和51年1月1日から平成7年3月31日まで、事業者に対し、石綿曝露建築作業に従事する労働者による呼吸用保護具の使用を義務付けなかったこと、及び、昭和51年1月1日から平成18年8月31日まで、当該呼吸用保護具の使用を実効あらしめるため、事業者に対し、石綿含有建材に由来する石綿粉じん曝露により、重篤な石綿関連疾患に罹患する危険がある旨及び当該建材の取扱いに際しては呼吸用保護具の着用が必要である旨を当該建材の外装等に表示し、かつ、建築作業場に掲示して警告することを義務付けなかったことは、国賠法1条1項の適用上違法である。②一人親方や個人事業主である元建築作業従事者らは、労働関係法令の保護対象である「労働者」に該当しないため、これらの者については、Y

は責任を負わない。③Yは、元建築作業従事者らに対し、建築基準法令に基づく何らかの法的義務を負っていたとは認められない。④基準慰謝料額については、労災保険給付等の受領を考慮して算定した上で、Yが負うべき賠償責任の範囲は、損害の公平な分担の観点から、被災者らに生じた損害の3分の1を限度とし、肺がんを発症した被災者のうち喫煙歴がある者については慰謝料を1割減額するとともに、労働者としての石綿曝露作業従事期間が短期間の者についてもその期間に応じて減額する（双方控訴）。

(3) 矯正関係

接見カメラ撮影国家賠償請求控訴事件（福岡高裁平成27年（ネ）第333号、平成29年10月13日判決）

本件は、弁護士であるX（原告・控訴人）が、国選弁護士として被告人であるAと拘置所の面会室内において面会を行った際、デジタルカメラ機能付き携帯電話を用いてAの容ぼうの写真撮影を行ったところ、拘置所職員から当該撮影に係る画像の消去を強要され接見交通権を侵害されたなどと主張して、国に対し、国賠法1条1項に基づき3300万円の損害賠償を求めたものである。

1審判決（福岡地裁小倉支部平成27年2月26日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

面会室への通信・撮影機器の持込みが禁止されていることは刑事施設の長の施設管理権に基づく必要かつ合理的な措置であると認められ、刑事施設内の面会室において証拠を保全する目的で写真撮影を行うことは弁護士等と被疑者等との間で行われる意思疎通には当たらず、接見交通権の保障の範囲に含まれると解することはできない。

拘置所職員が面会の状況を確認する目的の下、XとAとの会話の内容を聞き、面会室の内部をのぞき見ていたものとは認められない上、Xに対して写真撮影を行わないよう求めた制止の措置がXの接見交通権を不当に制約するものということとはできず、拘置所職員がXに画像の消去を繰り返し求めた行為はXの接見交通権を侵害するものではなく、拘置所職員がXに対して画像の消去を求める過程において、Xに対する説得として社会通念上相当と認められる範囲を逸脱した違法な強要行為があったものとみるべき事情は認められず、Xが転送機能のないカメラを持ち込み、Aとの面会を求めた際、拘置所職員がこれを拒否したことは違法とはいえない。

本判決も、要旨以下のとおり控訴審におけるXの主張に対する判断を付加するほか、1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した。

庁舎管理権は所有権に基づくものであるから、庁舎管理権者は、特に法令によって制限されていない限り、明文の規定がなくても、その庁舎に対して包括的な管理支配権を持ち、その事務の遂行に支障となる行為を禁止することができる。そして、撮影機器の面会室への持込みや写真撮影を禁止することは、面会の様態

に関する制限と解することはできないから、刑事収容施設法にそのような面会の様態の制限についての規定が置かれていないからといって、刑事施設の長が、庁舎管理権に基づいて撮影機器の面会室への持込みや撮影行為を禁止することができないものと解することはできない。刑事施設の長が庁舎管理権に基づいて行う措置については、それが逃亡及び罪証隠滅の防止、刑事施設の規律及び秩序の維持等のためにされる有効なものであれば、その法的効力を否定することはできない。刑事施設は、法務省設置法9条1項規定の事務をつかさどる施設であり、刑事施設の庁舎は、上記事務の用に供する財産であるから、国有財産法3条2項1号の公用財産に当たり、公共用財産には当たるものではない。弁護士等が面会室において被疑者等の容ぼう等を撮影する行為は、表現行為に当たるものではないから、憲法21条1項によって保障されるものではない（上告・上告受理申立て）。

(4) 債権管理関係

請負代金請求，違約金請求反訴控訴事件（戦闘機用偵察システム契約訴訟）（東京高裁平成28年(ネ)第2816号，平成29年6月30日和解）

本件本訴は，X（原告・反诉被告・控訴人）が，Y（国，被告・反訴原告・被控訴人）との間で戦闘機用偵察システム（レーダー偵察ポッド等。以下「本件偵察システム」という。）に係る製造請負契約及びその関連契約（以下，両契約を合わせて「本件偵察システム等契約」という。）を締結したところ，Yから，本件偵察システムの構成品の一つについて契約の仕様を満たさないとして上記各契約の解除を受けたことから，Yに対し，当該構成品等については，Yの帰責事由により製造等を進めることができなくなったことによる危険負担（債権者主義）に基づく代金請求又はYの協力義務違反に基づく損害賠償請求として，当該構成品以外の構成品等については，契約に基づく代金請求として，合計約123億3,634万円の支払を求めたものである。

本件反訴は，Yが，Xに対し，Xの帰責事由により上記各契約の全部が履行不能により解除されたとして，約定に基づく違約金約12億3,783万円の支払を求めたものである。

1 審判決（東京地裁平成28年3月18日判決）は，要旨以下のとおり判示して，Xの本訴請求を棄却し，Yの反訴請求を認容した。

①（危険負担（債権者主義）に基づく代金請求について）当該構成品等を納入する義務が履行不能となったことにつき，履行不能に陥った原因は，Xが製造した当該構成品等がXY間の合意に反するものであったことにありと認められるから，Xに帰責事由があると認められ，Xの危険負担の債権者主義に基づく代金請求は理由がない。②（Yの協力義務違反に基づく損害賠償請求について）Xが製造した当該構成品等がXY間の合意された仕様に反する場合にまで，Yが仕様を変更するよう協力する義務を負っていたとはいえないから，Yに協力義務違反があったとは認められず，損害賠償請求は理由がない。③（契約に基づく当該構成

品以外の構成品等の代金請求について) 当該構成品等なくしては、本件偵察システム等契約を締結した目的を達成することができないといえるから、当該構成品以外の構成品等のみが独立した価値を有しているものとは認められず、また、本件偵察システム用に改修した機体は、機体改修前の状態に復元されていることから、Yが当該構成品以外の構成品等のみの給付を受けることにつき利益を有しているとは認められない。よって、当該構成品等と当該構成品以外の構成品等が可分であるとして、当該構成品以外の構成品等のみの代金を請求することはできないから、契約に基づく当該構成品以外の構成品等の代金請求は理由がない。④(Yの反訴請求について) 当該構成品等をYに納入する義務が履行不能となったことにつき、Xに帰責事由があると認められるところ、当該債務不履行を理由に、本件偵察システム等契約の全部を解除することができるのであるから、本件偵察システム等契約は、Xの帰責事由による履行不能を理由に解除通知により解除されたといえ、本件偵察システム等契約に基づき、XはYに対し、違約金として、12億3,783万3,450円及びこれに対する遅延損害金を支払う義務を負うと認められる。

本件は、Xの控訴後、XとYとの間での和解が成立した。

(5) 基地関係

ア 嘉手納基地爆音差止等請求事件(那覇地裁沖縄支部平成23年(ワ)第245号、平成29年2月23日判決)

本件は、嘉手納基地周辺に居住するX₁(原告)らが、同基地に離着陸する米軍航空機の発する騒音等により、身体的・精神的被害等を被ったとして、Y(国、被告)に対し、人格権、環境権及び平和的生存権に基づき、午後7時から翌日午前7時までの間の一切の米軍航空機の離着陸の禁止、その余の時間帯におけるX₁らの居住地への一定音量を超える騒音の到達の禁止並びに過去分の損害賠償合計約598億円及び前記航空機の離着陸・騒音規制が実現するまでの将来分の損害賠償を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した。

①(本件差止請求について) 本件差止請求は、Yに対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであるから、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。②(過去分の損害賠償請求について) 本件飛行場の航空機の運航等によって、X₁らは相当に大きな騒音及び低周波音に曝露され、少なくともW75以上の区域に居住するX₁らは、様々な日常生活の妨害、精神的苦痛、睡眠妨害、高血圧症発症のリスク増大という被害を被っており、その被害は、社会生活上受忍すべき限度を超える違法な権利侵害ないし法益侵害と結論すべきである。曝露されている騒音及び低周波音の量、共通損害の内容及び程度、被害の長期化の状況、Yによる被害の軽減対策の内容及びその現実的効果、前訴判決確定後のアメリカ合衆国及びYの取組み状況など一切

の事情を考慮すると、W95以上の区域に居住する原告らについては1か月3万5,000円、W90以上の区域に居住する原告らについては1か月2万5,000円、W85以上の区域に居住する原告らについては1か月1万9,000円、W80以上の区域に居住する原告らについては1か月1万3,000円、W75以上の区域に居住する原告らについては1か月7,000円を基本となる慰謝料額と定める。住宅防音工事による慰謝料額の減額については、1室のみである場合には10%、2室以上ある場合にはこの10%に加え1室ごとに更に5%ずつ（ただし、5室以上は一律合計30%）を、基本となる慰謝料額から減額する。③（相互保証について）米国人、中国人、韓国人、朝鮮人及びペルー人の原告らについては、国賠法6条の相互保証があると認められるが、フィリピン人の原告らについては、相互保証があると認めるに足りる証拠がないため、これらの損害賠償請求は棄却する。④（将来分の損害賠償請求について）航空機騒音等により被害を被っていることを理由とするX₁らの損害賠償請求権のうち口頭弁論終結の日の翌日以降に生ずべき損害の賠償を求める分に係る訴えは、その性質上、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないというべきである。このことは、請求期間を限定したとしても異なるものではない（双方控訴）。

イ 横田基地飛行差止等請求事件（横田基地10、11次訴訟）（東京地裁立川支部平成25年（ワ）第658号、同第1757号、平成29年10月11日判決）

本件は、横田基地周辺住民であるX₁（原告）らが、Y（国、被告）に対し、同基地に離着陸する米軍機及び自衛隊機の発する騒音等により、身体的・精神的被害等を被ったとして、人格権、環境権及び平和的生存権に基づき、同基地における毎日午後7時から翌日午前7時までの間の航空機離着陸等の禁止を求めるとともに（10次訴訟）、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法1条及び2条に基づき、過去分の損害賠償約8億5,377万円及び訴状提出の日から侵害行為がなくなるまでの将来分の損害賠償を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求のうち過去分の損害賠償請求を一部認容した。

①（自衛隊機の差止請求について）自衛隊機の差止請求は、防衛大臣に委ねられた自衛隊機の運航に関する権限の行使の取消変更等を求める請求を包含することになるため、私法上の権利に基づく民事上の請求としての本件差止請求は不適法であり却下する。②（米軍機の差止請求について）米軍機の差止請求は、Yに対してその支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであるから、主張自体失当として棄却する。③（過去分の損害賠償請求について）告示コンター内地域（75W以上の地域）に居住していた原告らは、その居住期間において、社会生活上受忍すべき限度を超える違法な権利ないし法律上の利

益の侵害を受けているということができ、YはX₁らに対し慰謝料を支払う義務がある。④（損害額について）本件における侵害行為の態様と侵害の程度等の一切の事情を考慮すると、X₁らそれぞれの居住する地域における騒音の大きさに応じて共通する最小限度の損害の程度に対応するものとして、基準となる1か月当たりの慰謝料額は、75W地域に居住する原告らについては4,000円、80W地域については8,000円、85W地域については1万2,000円とする。住宅防音工事による慰謝料額の減額については、最初の防音工事の実施後の慰謝料額を一律に10パーセント減額する。⑤（指定区域外原告らの損害について）告示コンター指定区域外原告らについては、平均的、総体的な騒音曝露状況が明らかでなく、もとよりこれが受忍限度を超えていると認めるに足りる証拠もないから、慰謝料を認めることはできない。⑥（相互保証について）フィリピンの法制度においては、国家無答責の原則により、国に対して本件のような訴訟を提起することは認められないと解されるから、相互の保証はないものと認められ、フィリピン国籍の原告の請求は理由がない。⑦（将来分の損害賠償請求について）口頭弁論終結日の翌日以降に発生した被害についての損害賠償請求については、その性質上、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないものというべきである（双方控訴）。

(6) 駐留軍用地関係

ア 使用認定取消請求事件（那覇地裁平成27年（行ウ）第15号、平成29年2月14日判決）

本件は、我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊（以下「駐留軍」という。）が使用する普天間飛行場内の土地（以下「本件土地」という。）を所有しているX₁（原告）らが、防衛大臣が当該土地につき、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」（以下「駐留軍用地特措法」という。）5条の規定に基づいて行った使用認定に対し、同認定は憲法の前文、9条、29条1項、同条3項及び31条に違反し、また、駐留軍用地特措法3条に規定する「適正且つ合理的」の要件を欠くために違法であるとして、その取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

①（駐留軍用地特措法の違憲性（憲法前文及び同法9条）について）X₁らの主張は、駐留軍用地特措法の前提となる「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（以下「日米安保条約」という。）及び日米地位協定の違憲性を指摘し、その司法審査を求めるものであるが、日米安保条約及び日米地位協定は、一見極めて明白に違憲無効と評価することはできないから、日米安保条約及び日米地位協定が違憲か否かにつき裁判所の司法審査を求めるX₁らの主張は採用することができない。②（駐留軍用地特措法の違憲性（憲

法29条)について)日米安保条約6条,日米地位協定2条1項によれば,我が国は,日米地位協定25条に定める合同委員会を通じて締結される日米両国間の協定によって合意された施設及び区域を駐留軍の用に供する条約上の義務を負うものとされるが,同義務を履行するために必要な土地等を,必ずしも全て所有者との合意に基づき取得できるとは限らず,これができない場合に,当該土地等を駐留軍の用に供することが適正かつ合理的であることを要件として(駐留軍用地特措法3条),強制的に使用し又は収用することは,同義務を履行するために必要であり,かつ合理性も認められる。③(駐留軍用地特措法の違憲性(憲法31条)について)駐留軍用地特措法では,地方防衛局長が使用,収用の認定の申請書を防衛大臣に提出してその認定を受ける際に所有者又は関係人の意見書を添付しなければならない旨を定めているところ(駐留軍用地特措法4条1項),土地所有者又は関係人が使用,収用の認定処分につき最も利害関係を有すること,駐留軍用地特措法においては,使用・収用者は国のみに限られ,その目的も「駐留軍の用に供するため」に限られていること等に照らすと,駐留軍用地特措法が,直ちに使用,収用される土地所有者等の権利保護に欠けるものということとはできない。また,土地の所有者又は関係人には当該土地等を引き続き駐留軍の用に供することについての意見を述べる機会が与えられていること等に照らせば,駐留軍用地特措法が,一定の要件の下に地方防衛局長に対し暫定使用権を付与していることをもって,直ちに駐留軍用地特措法が憲法31条に違反すると判断することはできない。④(本件使用認定の駐留軍用地特措法3条要件該当性について)駐留軍用地特措法3条の「その土地等を駐留軍の用に供することが適正且つ合理的であるとき」という「適正且つ合理的」とは,対象土地等を駐留軍の用に供することによって得られる公共の利益と駐留軍の用に供することによって失われる利益とを比較衡量して前者が後者に優っていることを指すものと解すべきである。そして,条約上の義務の履行として,普天間飛行場を駐留軍用地として提供する必要があるところ,本件土地は,これと一体となって有機的に機能していること,本件土地は本件使用認定の対象であって正当な補償金が支払われることなどに照らすと,本件土地を駐留軍の用に供する必要性が肯定され, X1らの主張する駐留軍と基地に関する実情や諸問題等を考慮したとしても,公共の利益を中心とした諸種の利益や価値の比較衡量による国の防衛大臣の裁量に基づく判断について,与えられた裁量の範囲の逸脱や裁量の濫用までは認められないというべきである(確定)。

イ 高江オスプレイパッド建設差止請求事件(那覇地裁平成28年(ワ)第724号,平成29年2月15日取下げ)

本件は,北部訓練場ヘリコプター着陸帯の建設工事の完成によって,同着陸帯を離着陸する米軍機(オスプレイ)の発する騒音の被害を受けるおそれがあるとする周辺住民X;(原告)らが,Y(国,被告)に対し,人格権に基づき,

同工事の差止めを求めたものである。

本件は、X₁らが取下書を提出し、YはX₁らの取下げに対する同意書を提出したことにより終了した。

ウ 公有水面埋立承認処分取消請求事件（辺野古埋立承認取消請求事件1次ないし3次）（那覇地裁平成26年（行ウ）第1号，同第8号，同第14号，平成29年3月22日取下げ）

本件は、沖縄県民であるX₁（原告）ら685名が、米軍普天間飛行場代替施設建設事業に伴う沖縄県名護市辺野古沖の公有水面埋立承認申請を沖縄県知事が平成25年12月27日に承認したことについて、公有水面埋立法4条1項1号ないし3号に違反する違法な処分であるとして、沖縄県知事に対し、同承認の取消しを求めたものであり、Z（国，参加人）は、行訴法22条に基づき訴訟参加をしていたものである。また、同時に、同取消請求事件の判決が確定するまで同承認処分の効力を停止することも申し立てられていた（那覇地裁平成26年（行ク）第1号，同第2号，同第12号）。

本件は、X₁らが取下書を提出し、被告県及びZはX₁らの取下げに対する同意書を提出したことにより終了した。

(7) 諫早関係

ア 開門差止請求事件（長崎地裁平成23年（ワ）第275号，平成26年（ワ）第151号，平成27年（ワ）第181号，同第236号，平成29年4月17日判決）

本件は、長崎県諫早湾干拓事業のため湾内に設置された潮受堤防にある南北排水門（本件各排水門）の開放によって甚大な被害を被るとするX₁ら（干拓地の農業者（原告農業者），諫早湾内に漁業行使権を有する漁業者（原告漁業者）及び諫早湾付近の住民（原告住民）など，原告）が，潮受堤防の所有者であるY（国，被告）に対し，本件各排水門の開放を命じる福岡高裁確定判決に基づいて本件各排水門を開放するおそれがあるとして，各開門方法（調整池から諫早湾に排水する場合を除き，現状と同じ調整池の水位（管理水位）を維持したまま調整池に海水を導入するケース3-2開門，本件各排水門を全開放して調整池に海水を導入するケース1開門，調整池の水位（管理水位）をこれらの中間とするケース3-1開門，これらの開門を段階的に行うケース2開門及びその他の方法）による開門（以下，各開門方法による開門を併せて「本件各開門」という。）の差止めを求めたものである。

また，本件においては，Z（諫早湾内又はその近傍の漁業行使権を有する本件各排水門の開放を求める漁業者，Y補助参加人）らがYに補助参加した。

本判決は，要旨以下のとおり判示して，X₁らの請求のうちケース3-2開門，ケース1開門及びケース3-1開門の差止請求を認容した（ケース2開門及びその他の方法による開門の差止めを求める訴えについては却下。）。

①（開門の蓋然性について）本件各開門のうち，ケース1開門，ケース2開

門、ケース3-1開門及びケース3-2開門は、これを実施する可能性がある。これに対し、その他の方法による開門がなされる蓋然性があるということではできないから、訴えの利益を欠き、不適法である。

②(ケース3-2開門における差止請求を認容すべき違法性の有無について)本件各開門につき、差止請求を認容すべき違法性があるかを判断するに当たっては、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情を考慮し、これらを総合的に考察してこれを決すべきである。そして、多数の当事者の権利について妨害のおそれ(被害のおそれ)があることは、公共性ないし公益上の必要性の程度を減殺する事情として考慮することができる。

ケース3-2開門は、現状の調整池の管理水位を維持したまま調整池に海水を導入するもので、これにより原告農業者の一部(224名)の所有又は賃借に係る農地には塩害、潮風害又は農業用水の水源の一部喪失(被害が重複するものがある。)の発生する高度の蓋然性があり、これらの被害は、財産的権利に関するものであるが、上記原告農業者の生活等の基盤に直接関わるものであり、重大というべきである。他方で、ケース3-2開門がなされても、Yが主張する諫早湾及び有明海の漁場環境が改善する可能性及び改善の効果はいずれも高くない。Zの別個に主張する漁場環境の改善の効果は、被参加人であるYの主張に抵触し、採用することができない。また、ケース3-2開門による開門調査を実施し、諫早湾の奥部を潮受堤防で締め切ったことなどと漁獲量減少との関連性等の調査結果を公表することには一定の公共性ないし公益上の必要性があるが、解明の見込みは不明であり、ケース3-2開門がなされた場合に、多数の原告農業者(224名)が営む農業に重大な被害を受けるおそれがあることに照らすと、その公共性ないし公益上の必要性は相当減殺される。しかも、Yの予定する事前対策は、その実効性に疑問があるものがあり、上記原告農業者の妨害のおそれは否定されない。

ケース3-2開門によって侵害を受けるおそれのある上記原告農業者の被侵害利益とケース3-2開門の公共性ないし公益上の必要性とを比較し、上記の各事情を総合的に考慮すれば、ケース3-2開門については、上記原告農業者との関係で、上記差止請求を認容すべき違法性があるというべきである。

③(ケース1開門における差止請求を認容すべき違法性の有無について)ケース1開門は、本件各排水門を全開として、調整池に海水を導入するものである。これにより、①原告農業者の一部(224名)の所有権ないし賃借権の行使として営む農業に被害が発生するおそれがあるほか、②原告漁業者の一部(10名)の養殖場ないし漁場の浮遊物質量(SS)が著しく上昇するなどの高度の蓋然性があり、これにより漁業行使権に基づき営む漁業に被害が発生するおそ

れがある。さらに、③原告住民の一部（43名。ただし、1名は①の原告と同じ。）に現状より程度の大きい湛水被害が発生し、平穩に日常生活を営むという人格的利益を侵害される被害（生活妨害）を受けるおそれがある。しかも、Yは、上記原告らの被害のおそれに対し、事前対策を予定するが、ケース3-2開門と共通のものを除き予算措置をとっていないので、ケース3-2開門と共通のもの以外の事前対策の実施の蓋然性が高いということではできないことなどから、上記原告らの妨害のおそれは否定されない。

そうすると、ケース3-2開門の違法性におけるものと同様の検討を加えるほか、上記の各事情を総合的に考慮すれば、ケース1開門については、上記原告らとの関係で上記差止請求を認容すべき違法性がある。

④（ケース3-1開門における差止請求を認容すべき違法性の有無について）ケース3-1開門は、管理水位を変更して、標高（-）0.5メートルから（-）1.2メートルまでの範囲内とするとともに、調整池に海水を導入するもので、これにより、①原告農業者の一部（224名）の営む農業に被害が発生するおそれがあり、②原告漁業者の一部（3名）の営む漁業に被害が発生するおそれがある。さらに、③原告住民の一部（38名）に人格的利益を侵害される被害が発生するおそれがあり、上記他の開門方法と同様に、上記原告らの妨害のおそれは否定されない。

そうすると、ケース3-2開門の違法性におけるものと同様の検討を加えるほか、上記の各事情を総合的に考慮すれば、ケース3-1開門については、上記原告らとの関係で上記差止請求を認容すべき違法性があるというべきである。

⑤（ケース2開門の差止めを求める訴えについて）ケース2開門は、第1段階としてケース3-2開門を行い、第2段階としてケース3-1開門を行い、第3段階としてケース1開門を行い5年間の開門をするものであるところ、上記各開門方法による開門の差止めの各請求に加えて、それとは別にケース2開門の差止めを求める訴えは、訴えの利益を欠き、不適法である。

⑥（その余の請求）その余のX₁らの請求は、妨害のおそれがあるということではできない。

（本判決については、諫早湾近傍部等で漁業を営むと主張する漁業者らが独立当事者参加申出を行った上、控訴したことから、福岡高裁において、独立当事者参加申出の適否を審理中。）

イ 間接強制決定変更申立事件（諫早長崎地裁仮処分決定に基づく保全執行）（長崎地裁平成27年（ワ）第2002号，平成29年7月12日取下げ）

本件は、諫早湾に設置された潮受堤防にある南北排水門の開放の差止めをY（国、債務者）に命じた長崎地裁仮処分決定の債権者らが、長崎地裁が平成26年2月4日に同仮処分決定に基づいてしたYが同仮処分決定に違反して同排水門を開放した場合には1日当たり49万円の間接強制金を支払うよう命じた間接

強制決定（平成27年1月22日最高裁で確定）について、間接強制金を1人当たり1日につき2万円（1日当たり602万円）に増額する変更決定を求めたものである。

本件は、債権者らが取下書を提出したことにより終了した。

(8) その他

ア 損害賠償請求事件（福島原発事故に伴う国賠訴訟）（前橋地裁平成25年（ワ）第478号，平成26年（ワ）第111号，同第466号，平成29年3月17日判決）

本件は、平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故（以下「本件事故」という。）により、居住区域から群馬県内へ避難せざるを得なくなったと主張するX₁（原告）らが、本件事故に先立ち、経済産業大臣が、平成14年、平成18年又は平成21年までに、電気事業法第40条に定める技術基準適合命令を発令して、Y₂（A電力株式会社，被告）に対し、防潮堤・防潮扉の設置、重要機器の水密化や高所への移設等の津波対策をとらせるべきであったのに、これを怠ったことが違法である旨主張し、Y₁（国，被告）に対しては国賠法1条1項に基づき、Y₂に対しては民法709条又は原子力損害の賠償に関する法律3条1項に基づき慰謝料の連帯支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

①（規制権限について）Y₁は、電気事業法に基づき、本件事故以前に、配電盤及び非常用ディーゼル発電機等を高台に設置させるなどの津波対策を事業者に行わせる規制権限を有していた。

②（予見可能性について）Y₁及びY₂は、遅くとも、平成14年7月から数か月後の時点において、地震調査研究推進本部が発表した長期評価に基づき、福島第一原子力発電所の敷地地盤面を優に超える津波の襲来を予見することができた。

③（結果回避可能性について）Y₁は、遅くとも、平成20年3月に相被告が提出した報告書において、津波に対する言及がされていないなどのY₂の対応状況に照らして、Y₂による自発的な対応やY₁による口答指示によって適切な津波対策が達成されることはおよそ期待困難な状況であったと認識でき、その頃、上記①の対策を講じさせる規制権限を行使していれば事故は回避できた。

④（損害について）中間指針には一定の合理性が認められるものの、裁判所の判断を拘束するものではなく、損害額の認定は裁判所が自由な判断の下で行うべきものであり、Y₁は認定した損害額につき相被告と連帯して賠償責任を負う。

以上により、Y₁について、国賠法1条1項の要件に欠けるところはなく、Y₁はY₂が賠償すべき慰謝料額と同額の慰謝料を賠償すべきである（双方控訴）。

イ 安倍首相靖國神社参拝違憲確認等請求事件（東京地裁平成26年（ワ）第9825号，同第27469号，平成29年4月28日判決）

本件は、X₁（原告）らが、安倍晋三内閣総理大臣（以下「安倍総理」という。）が平成25年12月26日に靖國神社に参拝した行為（以下「本件参拝」という。）は、政教分離原則（憲法20条1項、3項、89条）に反するとともに、信教の自由、宗教的人格権、平和的生存権等を侵害し、国際人権法等にも違反する違憲違法な行為であり、X₁らは本件参拝により精神的苦痛を被ったとして、Y₁（国、被告）に対し、本件参拝の違憲確認及び慰謝料の支払を求めたものである。

なお、X₁らは、併せて、Y₂（安倍総理個人、被告）に対し、内閣総理大臣として靖國神社に参拝することの差止め及び慰謝料の支払を、Y₃（靖國神社、被告）に対し、安倍総理による内閣総理大臣としての参拝を受け入れることの差止め、本件参拝を受け入れたことの違憲確認及び慰謝料の支払を、それぞれ求めた。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部却下・一部棄却した。

①（損害賠償請求について）安倍総理が靖國神社を参拝する行為は、他人の信仰生活等に対して何ら、圧迫、干渉を加えるような性質のものではないから、本件参拝により、自己の心情ないし宗教上の感情を害されたとし、不快の念を抱いたとしても、これを被侵害利益として、直ちに損害賠償を求めることはできない。また、X₁らが主張する権利ないし利益は、いずれも法的保護に値するものということができず、損害賠償の対象となる被侵害利益には当たらないから、X₁らの損害賠償請求及び差止請求は理由がない。

②（違憲確認の訴えについて）本件参拝によりX₁らの損害賠償請求権の前提となる権利ないし法的利益が侵害されたとはいえないから、本件違憲確認はX₁らの法律的地位とは直接関係しない法律関係の確認を求めるものであることに帰する。したがって、X₁らの違憲確認の訴えには確認の利益がないから、いずれも不適法というべきである。

③（憲法判断の必要性について）我が国の現行の制度における違憲立法審査権の行使は、付随的違憲審査制が採られていることからすると、裁判所が憲法判断を行うのは、その判断が具体的事件の結論を導くために必要である場合に限られるのであって、本件についてみると、X₁らの各請求について結論を導くために憲法判断が必要であるとはいえない（控訴）。

ウ TPP交渉差止・違憲確認等請求事件（東京地裁平成27年（ワ）第13029号、同第23567号、平成29年6月7日判決）

本件は、X₁（原告）らが、環太平洋パートナーシップ協定（以下「TPP協定」という。）は、憲法の規定する統治機構の基本構造を破壊するとともに憲法の保障する基本的人権（憲法25条、13条、21条）を具体的に侵害するなど主張して、人格権及び生存権に基づくTPP協定交渉ないし締結の差止め及びTPP協定交渉の違憲確認を求めるとともに、国賠法1条1項に基づき、慰謝料（1

人当たり1万円)の支払を求めたものである。なお、X₁らは、T P P協定交渉ないし締結の差止請求及びT P P協定交渉の違憲確認請求(以下「本件旧請求」という。)を、T P P協定の締結の差止請求及びT P P協定の違憲確認請求(以下「本件新請求」という。)に交換的に変更する旨の訴え変更の申立てを行った。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部却下・一部棄却した。

①(訴え変更の許否について)本件新請求は、本件旧請求と請求の基礎に変更はなく、また、著しく訴訟手続を遅延させることにもならないため、訴えの変更は、民訴法143条1項の要件を満たし、許されるというべきである。

②(締結差止請求に係る訴えの適法性について)条約を締結することは、内閣の職務の一つであって、行政権の行使そのものであり、その差止めを求める本件締結差止請求は、内閣の行政上の権限の取消変更ないしその発動を求める請求にほかならない。このような行政権の行使につき、私人が私法上の給付請求権としての差止請求権を有すると解すべき余地はないから、民事上の請求としてその差止めを求める訴えは、不適法というべきである。

③(違憲確認請求に係る訴えの適法性について)T P P協定によって、現に、X₁らの有する権利又は法的地位に危険又は不安が存在するとは認められず、T P P協定が違憲であることを確認することが、現在の具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争を解決することにもつながらないから、被告との間で確認判決を得ることが必要かつ適切であるとはいえず、X₁らに確認の利益は認められない。よって、X₁らの違憲確認請求に係る訴えは、いずれも不適法である。

④(損害賠償請求の当否について)X₁らが主張する種々の権利は、抽象的、一般的なものとどまり、裁判上の救済が得られる程度に具体的、個別的な法律上保護される権利ないし法的利益とは認められない上、T P P協定に対応する国内法の改正、施行等もされておらず、X₁らの権利義務又は法律関係に何らかの影響を及ぼすような法規範は存在しないことに照らせば、T P P協定の交渉及び署名によってX₁らの権利ないし法的利益が侵害されたとはいえない。したがって、X₁らの国賠法1条1項に基づく損害賠償請求はいずれも理由がない(控訴)。

エ 損害賠償請求事件(福島原発事故に伴う国賠訴訟)(千葉地裁平成25年(ワ)第515号, 同第1476号, 同第1477号, 平成29年9月22日判決)

本件は、平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、福島第一原子力発電所の周辺地域から千葉県内に退避を余儀なくされたX₁(原告)らが、Y₁(国, 被告)に対しては国賠法1条1項に基づき、Y₂(A電力株式会社, 被告)に対しては民法709条, 同法717条及び原子力損害の賠償に関

する法律3条1項に基づき、避難生活に伴う損害の賠償及びコミュニティを喪失したことによる慰謝料の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らのY₁に対する請求を棄却した。

経済産業大臣は、電気事業法39条に基づく「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」(昭和40年通商産業省令第62号)の改正権限、同法40条に基づく技術基準適合命令を行使して、Y₂に対し、津波による浸水から全交流電源喪失を回避するための措置を講ずるよう命ずべき規制権限を有していた。

平成14年7月に地震調査研究推進本部によって公表された長期評価において示された知見を前提として、最新のシミュレーション技法であった津波評価技術に基づき津波の高さを算出していれば、経済産業大臣において、遅くとも平成18年までに敷地高さO. P. (Onahama Peil 小名浜港工事基準面) +10メートルを超える津波が発生することを予見することはできたが、地震対策が喫緊の課題とされ、津波対策は地震対策に比し早急に対応すべきリスクとして優先度を有していなかったこと、長期評価には種々の異論も示されていたこと、X₁ら主張の結果回避措置を採ったとしても、時間的に本件事故に間に合わないか、東北地方太平洋沖地震に伴う津波による全交流電源喪失を防ぐことはできず、結果を回避できなかった可能性があることなどに照らすと、Y₁の規制権限不行使は、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとは認められず、国賠法1条1項の適用上違法とはいえない(控訴)。

オ 原状回復等請求事件(福島原発事故に伴う国賠訴訟)(福島地裁平成25年(ワ)第38号, 同第94号, 同第175号, 平成26年(ワ)第14号, 同第165号, 同第166号, 平成29年10月10日判決)

本件は、平成23年3月11日に福島第一原子力発電所で発生した事故により、放射性物質が放出し、放射線被ばくによる健康被害を危惧しながら生活せざるを得なくなったなどとするX₁(原告)らが、Y₁(国, 被告)及びY₂(A電力株式会社, 被告)に対し、人格権あるいは不法行為に基づき、平成23年3月11日にX₁らが居住していた地における空間線量率を1時間当たり0.04マイクロシーベルト以下とするよう求めるとともに、Y₁に対しては国賠法1条1項及び民法710条に基づき、Y₂に対しては民法709条及び710条に基づき、慰謝料等の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を一部認容した。

(原状回復請求について) X₁らの旧居住地の空間線量率を本件事故前の値である毎時0.04マイクロシーベルト以下にせよという原状回復請求は、作為の内容が特定されていないから、民事訴訟として不合法である。

(将来請求について) X₁らの平穏生活権侵害に基づく損害賠償請求のうち、本件口頭弁論終結日の翌日である平成29年3月22日以降に発生する損害の賠償を求める部分は、権利の発生が不確定な将来の事情の変動に関わるものである

ので、将来請求としての適格性を満たしておらず、不適法である。

（規制権限不行使について）経済産業大臣は、津波対策に対して技術基準適合命令を発する権限を有していたところ、①Y₁は、平成14年7月に地震調査研究推進本部が公表した長期評価に基づき、直ちにシミュレーションを実施していれば、福島第一原子力発電所敷地南側において最大O. P.（Onahama Peil 小名浜港工事基準面）+15.7メートルの津波の到来を予見することができたこと、②平成14年末までに、Y₂に対し、技術基準適合命令を発することによる規制権限を行使していれば、Y₂は非常用電源設備の設置されたタービン建屋等の水密化及び重要機器室の水密化の措置を取っていたであろうと認められ、そのような措置を執っていれば、全交流電源喪失による本件事故を回避することができたこと、③長期評価に基づく想定津波に対する安全性に関する限り、Y₁は平成14年末から本件事故に至るまで、規制権限を全く行使していなかったことなどに照らせば、Y₁の規制権限不行使は、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠いていたと認められるから、国賠法1条1項の責任を負う。

（損害について）放射性物質による居住地の汚染が社会通念上受忍すべき限度を超えた平穩生活権侵害となるか否かは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきであるところ、旧居住地が自主的避難等対象区域であった原告らなど一部の原告らには中間指針等による賠償額を超える共通損害が認められる。

（責任の範囲）Y₁の責任は、原子力事業者を監督する二次的なものにとどまるからY₂の負う責任に比して限定されるべきであり、Y₂が賠償すべき慰謝料額の2分の1の限度で賠償責任を負う（双方控訴）。

行政訟務課

法務省組織令第47条、第50条

平成29年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1 新たに提起された事件

(1) 情報公開・個人情報保護関係

ア 学校法人Aへの国有地払下げに係る行政文書不開示処分取消等請求事件（東京地裁平成29年（行ウ）第227号）

本件は、特定非営利活動法人である原告が、情報公開法に基づき、財務大臣、近畿財務局長及び大阪航空局長（以下、これらを総称して「財務大臣ら」という。）

に対し、学校法人Aへの国有地払下げに関する交渉、協議等に関する内容を記録した行政文書の開示を請求したところ、財務大臣らから、当該文書が存在しないとして不開示とする旨の決定を受けたため、上記各文書は現在も保管されているとして、その取消しを求めるとともに、不開示処分をしたことが国賠法上違法であるとして、損害の賠償を求めるものである。

イ 学校法人Aへの国有地払下げに係る情報公開等請求事件（大阪地裁平成29年（行ウ）第104号）

本件は、X（原告）が、情報公開法に基づき、近畿財務局長に対し、学校法人Aへの国有地の賃貸、売払いに係る面談・交渉等に関する内容を記録した行政文書等の開示を請求したところ、近畿財務局長から、一部不開示決定を受けたため、主的に、Xに対し不開示文書を開示しないことが違法であることの確認及び不開示文書を開示することの義務付けを求めるほか、予備的に、面談・交渉記録のデータを消去している場合はデータを復元して当該文書を開示することの義務付けを求めるものである。

なお、予備的請求は、平成29年11月24日に取下げとなった。

ウ 学校法人Aへの国有地払下げに係る不開示決定処分取消請求事件（大阪地裁平成29年（行ウ）第175号）

本件は、原告が、情報公開法に基づき、近畿財務局長に対し、学校法人Aへの国有地払下げに関して提出された小学校の設立趣意書の開示を請求したところ、近畿財務局長から、小学校の設立趣意書のうち、設置趣意書の表題の一部及び本文を不開示とした一部不開示決定を受けたため、同決定中の不開示部分の取消しを求めるものである。

(2) 原子力行政関係

美浜発電所3号機運転期間延長認可処分等取消請求事件（名古屋地裁平成28年（行ウ）第161号）

本件は、福井県に居住している住民である原告らが、美浜発電所3号機は運転開始から40年以上経過した老朽・旧式の原子力発電所であるところ、各認可等の要件であるいわゆる新規制基準が不合理である上、原子力規制委員会の審査には、看過し難い過誤、欠落があるなどと主張して、美浜発電所3号機の①運転期間延長認可処分の取消し、②設置変更許可処分の取消し、③工事計画認可処分の取消し、④保安規定変更認可処分の取消しをそれぞれ求めるものである。

(3) 選挙関係

ア 障害者投票権確認等請求事件（大阪地裁平成29年（行ウ）第51号）

本件は、脳性まひを有し、自ら筆記することが困難な原告が、投票の補助者を投票所の事務に従事する者に限定し、障害者がヘルパー等を補助者として代理投票することを認めない公職選挙法48条2項の規定は投票の秘密を保障する憲法15条4項等に違反するなどと主張して、①原告がその希望する補助者の協

力のもとにおいて投票する権利を有することの確認、②平成28年7月10日施行の参議院選挙において、自らが希望する者による補助（代筆）を受けられず、投票できなかったことにより精神的苦痛を被ったとして、国賠法1条1項に基づく110万円の支払を求めるものである。

イ 衆議院議員総選挙無効請求事件（東京高裁平成29年（行ケ）第30号ほか）

本件は、平成29年10月22日施行の衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）における都道府県の各選挙区の選挙人である原告らが、本件選挙の衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りを定める公職選挙法の規定が人口比例に基づいておらず、憲法に違反しており、上記規定に基づき施行された本件選挙は無効であると主張して、公職選挙法204条に基づき、本件選挙の無効を求めるものである（同種訴訟計14件（本件含む。）。）。

(4) その他

厚木飛行場における航空機運航差止等請求事件（横浜地裁平成29年（行ウ）第42号）

本件は、自衛隊及びアメリカ合衆国軍隊が管理・使用する厚木飛行場の周辺住民であるX₁（原告）らが、行政訴訟として、自衛隊及びアメリカ合衆国軍隊が使用する航空機（以下「自衛隊機及び米軍機」という。）について、夜間飛行、訓練のための運航等の差止めを求めるとともに、X₁らが、X₁らの居住地において、国が防衛施設について用いている算定方式によるW E C P N Lの値が75を超える航空機騒音被害を被ることのない権利を有することの確認を求めるものである。

なお、本件は自衛隊機及び米軍機の運航又はこれによる騒音の差止め等を求める第5次訴訟であり、民事訴訟と行政訴訟とが同時に提訴されている。

2 判決・決定等があった事件

(1) 情報公開・個人情報保護関係

ア 開示決定処分取消請求事件（北部訓練場の共同使用関係文書）（那覇地裁平成27年（行ウ）第3号，平成29年3月7日判決）

本件は、X（国、原告）が、沖縄県知事が沖縄県情報公開条例に基づいて平成27年2月19日付けで開示請求者（参加人）に対してしたXに関する情報が記録されている文書（北部訓練場の共同使用に関する文書。日米双方の合意がない限り、公表されないことが日米間で合意されたものであり、実際に日米双方が公表を認めていない。以下「本件各文書」という。）の開示決定（以下「本件開示決定」という。）の取消しを求めたものである。

本判決は、XがF A C 6001北部訓練場の土地の所有者として有する固有の利益が侵害されることをも理由として本件開示決定の取消しを求めているものであるとし、本件訴えは「法律上の争訟」に当たり、本件開示決定の取消しを求めるにつき、Xは行訴法9条に規定する「法律上の利益を有する者」に該当し

原告適格が認められるとした上で、本件各文書は、Xが行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、Xの財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものと認められ沖縄県情報公開条例7条7号イに該当するとして、Xの請求を認容した（控訴）。

イ 国家賠償請求事件（吉田調書）（東京地裁平成27年（ワ）第5961号，平成29年4月25日判決）

本件は、X₁（原告）らが、政府事故調が東京電力福島第一原子力発電所事故を調査した際に作成した吉田昌郎元所長の聴取結果書（以下「吉田調書」という。）について、内閣官房副長官補に対し、情報公開法に基づく開示を求めたところ、不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を受けたため、国賠法1条1項に基づき、違法な不開示決定によって受けた精神的苦痛を慰謝するための慰謝料等の支払を求めたものである。

本判決は、本件不開示決定当時、吉田調書は、全体として、情報公開法所定の不開示事由があったということができ、本件不開示決定は、いずれも適法な処分であるということに帰するから、国賠法上も違法であるということとはできないとして、X₁らの請求を棄却した（控訴）。

(2) 空港関係

事業認定処分取消請求上告・上告受理事件（最高裁平成29年（行ツ）第79号，同年（行ヒ）第78号，平成29年6月16日第二小法廷決定）

本件は、新石垣空港設置許可処分取消請求事件（最高裁平成25年（行ツ）第74号・同年（行ヒ）第97号，平成28年6月10日上告棄却・不受理決定）を提訴していたX₁（原告・控訴人・上告人兼申立人）らが、国土交通大臣から権限を委任されている内閣府沖縄総合事務局長が訴外沖縄県に対して行った新石垣空港整備事業並びにこれに伴う附帯工事及び一般国道390号等付替工事（以下「本件事業」という。）についての土地収用法16条所定の事業認定は、同法20条2号ないし4号の要件を充足していない違法なものであるとして、同事業認定の取消しを求めたものである。

1 審判決（東京地裁平成25年9月17日判決）は、本件事業は、土地収用法20条2号ないし4号の要件に該当するとして、X₁らの請求をいずれも棄却した。

2 審判決（東京高裁平成28年9月28日判決）は、1 審の判断を維持して、X₁らの控訴を棄却した。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

(3) 法務行政関係

国籍確認請求上告・上告受理事件（最高裁平成29年（行ツ）第246号，同年（行ヒ）第289号，平成29年12月7日第二小法廷決定）

本件は、日本国籍を有する父とロシア連邦（以下「ロシア」という。）国籍を有する母との間に出生し、生来的に日本国籍を取得したX₁及びX₂（以下、併せて「X₁ら」という。原告・控訴人・上诉人兼申立人）が、ロシア大使館におけるロシア国籍を取得する手続（以下「本件手続」という。）によりロシア国籍を取得したため、「自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。」と規定する国籍法11条1項により日本国籍を喪失するおそれがあるところ、「自己の志望によつて」ロシア国籍を取得したわけではないから同項は適用されないと主張して、国（被告・被控訴人・被上诉人兼相手方）に対し、X₁らが日本国籍を有することの確認を求めたものである。

1審判決（東京地裁平成28年6月24日判決）は、本件手続に係る申請行為等は、真にやむを得ない事情があるために実質上その国籍取得が本人の意思に基づくものと認めることができない場合に当たらないから、X₁らの外国の国籍取得は、「自己の志望によつて」したものと認められ、X₁らは、国籍法11条1項に基づき、ロシア国籍を取得したことにより、日本国籍を喪失したとして、X₁らの請求を棄却した。

2審判決（東京高裁平成29年4月18日判決）は、要旨以下のとおり1審判決を補正した上で、結論において1審の判断を維持して、X₁らの控訴を棄却した。

X₁らの父母は、ロシア大使館における本件手続がロシア政府との関係においてX₁らが実効性のあるロシア国籍を取得するために必要な手続であると認識した上で、X₁らがロシア政府から実効性のあるロシア国籍を認めてもらうことを直接かつ積極的に希望する意思をもって本件手続を行い、その法的効果としてX₁らに対してロシア国籍が付与されたのであるから、X₁らは、「自己の志望によつて」ロシア国籍を取得したものと認めるのが相当である。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

(4) 文教行政関係

ア 高等学校等就学支援金支給校指定義務付け等請求事件（大阪地裁平成25年（行ウ）第14号、平成29年7月28日判決）

本件は、在日朝鮮人を主たる教育対象とする学校法人であるX（原告）が、文部科学大臣に対し、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（以下「支給法」という。）2条1項5号、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則」1条1項2号ハ（以下「本件規定」という。）、及び「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程」（以下「本件規程」という。）14条1項（いずれもその当時のもの。）に基づいて、Xが設置する教育機関が外国人学校のうち支給法に定める高等学校等就学支援金（以下「就学

支援金」という。)の支給の対象となるものとしての指定をすることを求める旨の申請を行ったところ、同大臣が、Xが設置する教育機関について同指定をしない旨の処分(以下「本件不指定処分」という。)をしたため、本件不指定処分の取消し及び同指定の義務付けを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。

支給法2条1項5号は、国の財政的負担において教育を実施することが後期中等教育段階における教育の機会均等の確保の見地から妥当と認められる各種学校の範囲の確定を文部科学省令に委任しているにもかかわらず、文部科学大臣は、後期中等教育段階の教育の機会均等の確保とは無関係な外交的、政治的判断に基づいて本件規定を削除したものであるから、文部科学大臣が本件規定を削除したことは同号による委任の趣旨を逸脱するものとして違法、無効である。

朝鮮学校等に関する報道の存在及びその内容に沿う事実、また、朝鮮高級学校において北朝鮮の指導者に敬愛の念を抱き北朝鮮の国家理念を賛美する内容の教育が行われており、この教育に朝鮮総聯が一定程度関与している事実をもって、就学支援金が生徒等の授業料に係る債権の弁済に確実に充当されないとの疑念や、朝鮮総聯から教育基本法16条1項の不当な支配を受けているとの疑念を生じさせる特段の事情があるということとはできず、Xが設置する教育機関は本件規程13条の要件を満たすというべきである。

したがって、Xについて本件規定の「高等学校の課程に類する課程を置くもの」と認められないとした文部科学大臣の判断は、本件規定の存在を前提に本件規程13条適合性を認めなかった点において、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであり、本件不指定処分は違法であって取消しを免れない(国控訴)。

イ 国家賠償請求事件(朝鮮学校就学支援金関係訴訟)(東京地裁平成26年(ワ)第3662号、平成29年9月13日判決)

本件は、A朝鮮中高級学校(以下「A学校」という。)を設置、運営する学校法人Bが、文部科学大臣に対し、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」(以下「支給法」という。)2条1項5号、「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則」1条1項2号ハ、及び「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程」(以下「本件規程」という。)14条1項(いずれもその当時のもの。)に基づいて、A学校につき外国人学校のうち支給法に定める高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給の対象となるもの(以下「支給対象外国人学校」という。)としての指定をすることを求める旨の申請を行ったところ、同大臣からA学校につき支給対象

外国人学校としての指定をしない旨の処分（以下「本件不指定処分」という。）を受けたことに関して、本件不指定処分がされた時点においてA学校の高級部の生徒であったとするX₁（原告）らが、Y（国、被告）に対し、本件不指定処分により就学支援金を受給する権利、憲法26条が保障する教育を受ける権利等を侵害され、精神的苦痛を受けたと主張して、国賠法1条1項に基づき損害賠償の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

本件規程13条は、支給対象外国人学校の指定の基準の一つとして、就学支援金が授業料に係る債権に確実に充当される学校であることや、法令に基づく適正な学校運営が行われている学校であることを定めているところ、かかる内容の検討は、本件規程の定める他の指定の基準とは異なり、その性質及び内容からして専門的、技術的検討を伴うものであることが明らかであって、本件規程13条適合性の判断は、文部科学行政に通暁する文部科学大臣の専門的、技術的判断に委ねられているものというべきであり、また、本件規程13条適合性の判断の中で考慮される教育基本法16条1項の「不当な支配」に係る事情の判断についてもまた、文部科学大臣の専門的、技術的判断に委ねられているものというべきである。そして、A学校につき、就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当が行われることや、学校運営が法令に従った適正なものであることについて、十分な確証を得ることができず、本件規程13条に適合するものと認めるに至らないとした文部科学大臣の判断をもって、不合理なものともまではないことはできず、本件不指定処分につき、文部科学大臣の裁量権の範囲からの逸脱又はその濫用があるものとは認められない（控訴）。

なお、広島地裁平成25年（行ウ）第27号平成29年7月19日判決においても、同様の判断がされた。

(5) 選挙関係

ア 選挙無効請求上告事件（平成28年7月10日施行の参議院議員通常選挙無効請求訴訟）（最高裁平成29年（行ツ）第48号，平成29年9月12日第三小法廷判決）

本件は、平成28年7月10日施行の参議院議員通常選挙における比例代表選出議員選挙（以下「本件比例代表選挙」という。）について、選挙人であるX₁（原告・上告人）らが、同選挙は、同時に行われた選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法14条1項、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定が議員定数を人口に比例して配分していない点において、また、本件比例代表選挙それ自体も不合理な「非拘束名簿式」を採用している点において、憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件比例代表選挙も無効であると主張して、公職選挙法204条に基づき、本件比例代表選挙を無効とすることを求めたものである。

1審判決（東京高裁平成28年11月2日判決）は、要旨以下のとおり判示して、

X₁らの請求を棄却した。

参議院議員通常選挙のうち比例代表選出議員の選挙の無効を求める訴訟において選挙区選出議員の選挙の仕組みの憲法適合性を問題とすることができないことは、最高裁判所平成11年11月10日大法廷判決の趣旨に徴して明らかである。

参議院議員の選挙のうち全国選出議員の選挙については、個人本位の選挙制度から政党本位の選挙制度に改めることを目的として、昭和57年法律第81号による公職選挙法の改正により拘束名簿式比例代表制が導入されたが、名簿登載者の順位の設定過程が分かりにくいなどの批判があったことから、その後も議論の対象とされ、平成12年法律第118号による同法の改正により非拘束名簿式比例代表制に改められたというのであり、参議院の比例代表選出議員の選挙につき非拘束名簿式比例代表制が採用されたことにつき合理性がないとはいえない。そして、同制度を採用している公職選挙法の規定が憲法15条、43条1項等の憲法の規定に違反するものでないことは、最高裁判所平成16年1月14日大法廷判決の判示するところであるか、又はその趣旨に徴して明らかである。

本判決は、原審の判断を維持して、X₁らの上告を棄却した。

イ 選挙無効請求上告事件（平成28年7月10日施行の参議院議員通常選挙無効請求訴訟）（最高裁平成29年（行ツ）第47号ほか、平成29年9月27日大法廷判決）

本件は、平成28年7月10日施行の参議院議員通常選挙における選挙区選出議員の選挙（以下「本件選挙」という。）について、東京都選挙区及び神奈川県選挙区の選挙人であるX₁（原告・上告人）らが、公職選挙法14条1項、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定（以下「本件定数配分規定」という。）は議員定数を人口に比例して配分していない点において憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して、公職選挙法204条に基づき、上記各選挙区の選挙を無効とすることを求めたものである。

1審判決（東京高裁平成28年11月2日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

本件選挙当日の最大較差が1対3.08であるという投票価値の不均衡は、投票価値の平等の重要性に照らしなお看過し得ない程度にあり、平成27年法律第60号による公選法の改正法（以下「平成27年改正法」といい、同法による改正を「平成27年改正」という。）による改正によっても、これを正当化すべき特別の理由も見いだせない以上、違憲の問題が生ずる投票価値の著しい不平等状態を解消するには足りなかつたものといわざるを得ない。

平成27年改正法により、本件選挙当日の最大較差においても1対3.08であったことに加え、同法の附則に、平成31年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ、選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得る旨の

定めが置かれたことも勘案すれば、投票価値の不均衡は解消の方向にあるものと認められる。そうすると、国会において平成27年改正法による改正を行い、それ以上の内容を含む改正をしなかったことが、司法の判断の趣旨を踏まえた裁量権の行使の在り方として相当なものでなかったとはいえ、ひいては国会の裁量権の限界を超えるものということもできない。

本判決は、本件選挙当時、平成27年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえ、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできないとして、原審の判断を維持して、X₁らの上告を棄却した。

なお、同種訴訟が、全国8高裁及び6高裁支部に提訴され、本件原審を含む16件の原審判決の内訳は、請求棄却（合憲）6件及び請求棄却（違憲状態）10件であったところ、いずれも上告審において、上記要旨のとおり、請求棄却（合憲）との判決がされた。

ウ 選挙権確認等請求控訴事件（広島高裁平成28年（行コ）第24号、平成29年12月20日判決）

本件は、受刑者であるX（原告・控訴人）が、受刑者の選挙権を制限している公職選挙法11条1項2号の規定が、憲法15条1項及び3項、43条1項並びに44条ただし書に違反するとして、①Xが次回の衆議院議員及び参議院議員の選挙において投票することができる地位にあることの確認、②平成26年12月14日に行われた衆議院議員の選挙において投票できなかったことにより精神的苦痛を被ったとして、国家賠償を求めたものである。

1審判決（広島地裁平成28年7月20日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

公職選挙法11条1項2号は、受刑者について選挙権及び被選挙権を有しないものと定めるところ、一般社会から隔離された刑事施設において処遇を受けるとする刑の性質上、それに伴う制裁として、その社会参加が一定の範囲で禁止、制限されることはやむを得ないというべきであり、このことは憲法上も予定されているものと解される。このような刑罰の性質からすれば、一定の刑罰を受けた者に対して、その刑罰に伴う制裁として選挙権の行使を制限することには、一定の正当性、合理性が認められるべきであり、公職選挙法11条1項2号が憲法に違反するものとはいえないから、公職選挙法11条1項2号に係る立法行為及び同号を廃止しない立法不作為に国賠法上の違法は認められない。

本判決は、Xが既に刑の執行を終えており、即時確定の利益を欠くとして、Xが次回の国政選挙において投票することができる地位にあることの確認を求める訴えを却下し、その余の請求については、原審の判断を維持して、Xの控訴を棄却した（上告）。

(6) 厚生行政関係

ア 被爆者健康手帳交付等請求上告事件（被爆体験者訴訟）（最高裁平成28年（行ヒ）第404号の1，同第404号の2，平成29年12月18日第一小法廷判決）

本件は、長崎に原子爆弾が投下された当時、爆心地から7.5ないし12キロメートル離れた地域にいた被爆体験者及びその相続人であるX₁（原告・控訴人・上告人）らが、Y₁（長崎県、被告・被控訴人・被上告人）及びY₂（長崎市、被告・被控訴人・被上告人）に対し、被爆者健康手帳交付申請及び健康管理手当認定申請の各却下処分取消し等を求め、Y₃（国、被告・被控訴人・被上告人）に対し、上記被爆体験者がいた地域を原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「被爆者援護法」という。）1条1号の区域として政令に定める義務があることの確認等を求めたものである。

1審判決（長崎地裁平成24年6月25日判決）は、X₁らのうち被爆体験者の相続人が上記各処分取消し等を求める訴えにつき訴訟終了宣言をし、その余の者（被爆体験者）につき、いずれも被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」とはいえないなどとして上記各処分取消し等を求める訴えを棄却し、政令に定める義務があることの確認等を求める訴えについては法律上の争訟性がないなどとして訴えを却下した。

2審判決（福岡高裁平成28年5月23日判決）は、1審の判断を維持して、X₁らの控訴を棄却した。

本判決は、被爆者援護法27条に基づく認定の申請がされた健康管理手当の受給権は、当該申請をした者の一身に専属する権利ということではできず、相続の対象となるものであるから、上記各処分取消しを求める訴訟について、訴訟の係属中に申請者が死亡した場合には、当該訴訟は当該申請者の死亡により当然に終了するものではなく、その相続人がこれを承継するものと解するのが相当であるとして、上記各処分取消しを求める訴えにつき訴訟終了宣言をした原判決の上記判断部分は破棄を免れないとした。その上で、上記被爆体験者の被爆者援護法1条3号該当性を否定した原判決の判断を維持し、X₁らのうち同条2号該当性が問題となる被爆体験者の相続人である3名についてのみ、当該被爆体験者の同条該当性についてさらに審理を尽くさせるため、弁論を分離した上、同人らの上記各処分取消請求に関する部分につき本件を1審に差し戻すこととし、その余のX₁らの上告を棄却した。

イ 精神保健指定医指定取消処分取消等、医業停止処分取消請求控訴事件（東京高裁平成28年（行コ）第333号，平成29年1月26日判決）

本件は、精神保健指定医（以下「指定医」という。）の指定を受け、A医科大学病院（以下「本件病院」という。）に神経精神科の医長として勤務していた医師であるX（原告・控訴人）が、本件病院に勤務する医師（以下「B医師」という。）が指定医の指定の申請に際して提出した虚偽の内容の書面に確認の

証明文を付す指導医として署名したことを理由として、厚生労働大臣から、指定医の指定を取り消す処分（以下「本件指定取消処分」という。）を受けるとともに、2か月間医業の停止を命ずる処分（以下「本件医業停止処分」という。）を受けたため、国（被告・被控訴人）に対して、本件指定取消処分及び本件医業停止処分が、いずれも裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用してされた違法なものであり、手続上も違法であるなどとして、上記各処分の取消しを求めるとともに、国賠法1条1項に基づき、損害賠償等を求めたものである。

1審判決（東京地裁平成28年8月30日判決）は、上記各請求に係る訴えのうち、本件医業停止処分の取消しをを求める訴えについては、処分の期間が既に経過しており、当該処分の取消しによって回復すべき法律上の利益の存在は認められないとして、同訴えを却下した。

また、その余の訴えに係る請求については、精神保健福祉法所定の指定医制度の趣旨を踏まえ、Xの行為が同法19条の2第2項所定の「指定医として著しく不適当と認められるとき」との処分事由に該当するとし、また、2か月の医業の停止を選択した厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったとは認められないし、手続上も違法であるとはいえないなどと判示して、いずれも棄却した。

本判決は、原審の判断を維持して、Xの控訴を棄却した（上告・上告受理申立て）。

ウ 要指導医薬品指定差止請求事件（東京地裁平成26年（行ウ）第29号，平成29年7月18日判決）

本件は、店舗販売業者であるX（原告）が、要指導医薬品の区分を創設し、そのインターネット販売を禁止する旨の改正薬事法の規定（以下「本件対面販売規制」という。）は違憲であるなどとして、平成26年6月6日付け厚生労働省告示によりされた要指導医薬品の指定処分（以下「本件各指定」という。）の取消し及び当該告示によって指定された要指導医薬品について、Xがインターネット販売をすることができる権利（地位）を有することの確認を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

要指導医薬品の指定は、不特定多数の者を対象として一般的に適用されるものとなるから、改正薬事法の規定を補充し、同法の規定と一体となって国民を拘束するものであって、実質的には法規の性質を有し、法の執行行為としての行政処分とはその性質を異にする上、その指定の法的効果は、限られた特定の者の法的地位に対してのみ影響を与える性質のものでもない。そうすると、要指導医薬品の指定をもって、特定の個人の具体的な権利ないし利益を直接的に制限する処分があったとみることはできず、本件各指定は、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらない。

本件対面販売規制による店舗販売業者の職業活動の自由に対する制約は、公共の福祉に合致する正当な目的を達成するための手段として、その規制の必要性が認められ、かつ規制内容につき合理性が認められるから、本件対面販売規制を定める本件各指定は、立法府の合理的裁量の範囲を逸脱するものと断じることができず、憲法22条1項に違反するものということとはできない（控訴）。

(7) 労働事件関係

ア じん肺管理区分決定処分取消等請求上告事件（最高裁判平成27年（行ヒ）第349号，平成29年4月6日第一小法廷判決）

本件は、建物の設備管理等の作業に従事する労働者であった亡A（原告）が、福岡労働局長に対し、じん肺法15条1項に基づき、じん肺管理区分決定の申請をしたところ、じん肺管理区分の管理1（じん肺の所見がないと認められるもの。じん肺法4条2項）に該当する旨の決定（以下「本件決定」という。）を受け、これを不服として、厚生労働大臣に審査請求を行ったが、同請求を棄却する旨の裁決（以下、「本件裁決」といい、本件決定と併せて「本件決定等」という。）を受けたため、じん肺管理区分の管理4(2)（じん肺法4条2項）に該当するなどとして、国（被告・控訴人・被上告人）に対し、本件決定等の取消しを求めるとともに、国賠法1条1項に基づき、慰謝料等の支払を求めたものである。

なお、亡Aは、1審口頭弁論終結後、判決言渡期日前に死亡した（X₁（被控訴人・上告人）らは、亡Aの妻及び子2名である。）。

1審判決（福岡地裁平成25年12月10日判決）は、要旨以下のとおり判示して、亡Aの訴えを一部却下し、亡Aの請求を一部認容し、その余の請求を棄却した。

亡Aはじん肺（石綿肺）に罹患しているものと認められ、少なくともじん肺管理区分の管理2には該当すると解されるから、亡Aに「じん肺の所見がない」と判断して管理1と決定した本件決定は違法である。本件裁決取消請求については、取消判決の拘束力によって、審査請求の目的を達するものといえるので、訴えの利益は失われるものと解される。

本件決定は、行手法8条1項の適用自体はあるというべきであるが、本件決定の決定通知書及び本件裁決の裁決書の記載からすると、処分行政庁が、亡Aの엑스線写真の像が第1型に至らないものであると判断したことからじん肺管理区分・管理1との結論に到達したものであることは、申請者に対して明らかであるといえるから、本件決定等に理由不備の違法があるということとはできず、これらに理由不備の違法があることを理由とする国家賠償請求に理由はない。

2審判決（福岡高裁平成27年4月16日判決）は、要旨以下のとおり判示して、1審判決の一部を取り消し、訴訟終了宣言をした。

本件訴訟では、亡Aが、1審口頭弁論終結後に死亡したものの、これを看過して1審判決の言渡しがされているから、亡AからX₁らへの訴訟承継が認め

られるためには、X₁らにおいて、本件決定等の取消しを求める「法律上の利益」を承継していることを要し、この利益が一身専属的であって、承継されないときは、亡Aの死亡によって、本件訴訟は当然終了することになると解される。ところで、本件訴訟は、本件決定等の取消しを求めて提起したものであり、本件決定等の取消しによって回復される法律上の利益は、管理2以上のじん肺管理区分決定を受ける権利ないし地位（以下、単に「地位」という。）であると解されるが、じん肺法上、じん肺管理区分決定を受けるという労働者等の地位は労働者等に固有のものであり、一身専属的なものであると解され、じん肺管理区分決定を受ける地位は、当該労働者の相続人が承継することはできない。本件訴訟は、本件決定等の取消しによって、じん肺管理区分決定を受ける地位を回復しようとするものであるから、亡Aの死亡によって、当然終了することになる。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、2審判決を破棄し、福岡高裁に差し戻した。

管理1に該当する旨の決定を受けた労働者等が当該決定の取消しを求める訴訟の係属中に死亡した場合には、当該訴訟は、当該労働者等の死亡によって当然に終了するものではなく、当該労働者等のじん肺に係る未支給の労災保険給付を請求することができる労災保険法11条1項所定の遺族においてこれを承継すべきものと解される。

イ 国家公務員の給与減額支給措置に係る給与等請求上告・上告受理事件（最高裁平成29年（行ツ）第200号，同年（行ヒ）第228号，平成29年10月20日第二小法廷決定）

本件は、国家公務員で組織された労働組合であるX₁（原告・控訴人・上告人兼上告受理申立人）及びその組合員であるX₂（原告・控訴人・上告人兼上告受理申立人）らが、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」は人事院勧告に基づかず、また、労働組合との合意によらずに国家公務員の給与の減額を定めており、憲法28条、72条及び73条4号並びにILO87号条約及びILO98号条約に違反し無効であるとして、X₂らについては減額される前の給与と現給与の差額相当分及び慰謝料として、X₁については団体交渉権が侵害されたことに基づく損害賠償として、総額約3億6751万円の支払を求めたものである。

1審判決（東京地裁平成26年10月30日判決）は、憲法28条、72条及び73条4項並びにILO87号条約及びILO98号条約違反の各主張をいずれも排斥し、X₁らの請求をいずれも棄却した。

2審判決（東京高裁平成28年12月5日判決）は、1審の判断を維持して、X₁らの控訴を棄却した。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定

する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

ウ 分限免職処分取消等請求上告・上告受理事件（最高裁平成28年（行ツ）第117号，同年（行ヒ）第122号，平成29年11月21日第三小法廷決定）

本件は、社会保険庁の職員として、社会保険事務局又は社会保険事務所勤務していたX₁（原告・控訴人・上告人兼上告受理申立人）らが、平成21年末の同庁の廃止に伴い、分限免職する旨の各処分を受けたことから、同処分は、国家公務員法78条4号の要件に該当せず、仮に同要件に該当するとしても、X₁らに対する分限免職回避努力義務が尽くされておらず、同処分は裁量の逸脱又はこれを濫用した違法なものであるなどと主張して、Y（国、被告・被控訴人・被上告人兼相手方）に対し、その取消し及び1,500万円の慰謝料の支払を求めたものである。

1審判決（大阪地裁平成27年3月25日判決）は、本件各処分（人事院判定で分限免職を取り消されたX₂ほか2名を除く。）は適法であるから、社会保険庁長官等がこれをしたことが国賠法上の違法行為に該当しないことは明らかであり、また、人事院判定において分限免職を取り消されたX₂ほか2名に対する本件処分についても、職務上の注意義務に違反するとして国賠法上の違法行為に該当するということはできず、X₁らのYに対する国賠法1条1項に基づく損害賠償請求は理由がないとして、X₁らの請求を棄却した。

2審判決（大阪高裁平成28年11月16日判決）は、1審における「分限回避義務の主体」について以下のとおり判断したほか、1審の判断を維持して、X₁らの控訴を棄却した。

厚生労働大臣や社会保険庁長官等が分限回避措置を行う場合には、間接的に政府全体が分限回避措置に向けて努力をすべきものと解することができる。もっとも、分限回避義務を負っている主体は、厚生労働大臣等であって、政府（内閣）は、厚生労働大臣の働きかけによって間接的に努力すべきであるということではできないものの、国家行政組織法上、省ごとに行政事務が行われることに照らすと、直接分限回避義務を負っているとまで解することはできない。なお、国家公務員法78条4号に基づく分限免職処分において、厚生労働大臣の働きかけによって、間接的に政府全体が分限回避の努力をすべき場合であっても、政府に求められる努力は、廃職に至った経緯等や処分対象者の個別事情等によっておのずと異なるのであるから、常に総定員法1条1項に規定する政府全体の定員の総数の最高限度に満つるまで、転任による分限回避義務を負うものではない。

最高裁判所は、X₁らの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

エ 労働保険料認定決定処分取消請求控訴事件（東京高裁平成29年（行コ）第57号，平成29年9月21日判決）

本件は、総合病院を開設する医療法人社団であり、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「労働保険料徴収法」という。）12条3項に基づくメリット制の適用を受ける事業の事業主（以下「特定事業主」という。）であるX（原告・控訴人）が、上記病院に勤務する医師が脳出血を発症し、労災保険法に基づく休業補償給付等の支給処分（以下「本件支給処分」という。）を受けたことに伴い、処分行政庁から、本件支給処分がされたことにより労働保険の保険料が増額されるとして、労働保険料徴収法19条4項に基づく平成22年度の労働保険の保険料の認定処分（前年度よりも増額された保険料額を認定したものの。以下「本件認定処分」という。）を受けたため、本件支給処分は違法であり、これを前提とする本件認定処分も違法であると主張して、本件認定処分のうち上記の増額された保険料額の認定に係る部分の取消しを求めたものである。

1審判決（東京地裁平成29年1月31日判決）は要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

特定事業主であるXは、自らの事業に係る本件支給処分の取消訴訟の原告適格を有するとした上で、本件支給処分が取消判決等により取り消されたもの又は無効なものいずれにも当たらない以上、本件認定処分の取消訴訟である本件訴訟において、Xが本件支給処分の違法を本件認定処分の取消事由として主張することは許されないものというべきであり、本件認定処分について本件支給処分の存在を前提とする労働保険の保険料の算定及びその基礎となる関係法令の適用に誤りがあるとは認められない以上、その余の点について判断するまでもなく、本件認定処分は適法というべきであるとして、Xの請求を棄却した。

本判決は、原審の判断を維持して、Xの控訴を棄却した（上告・上告受理申立て）。

(8) 労働災害・公務災害関係

原発労災給付不支給処分取消請求控訴事件（福岡高裁平成28年（行コ）第25号、平成29年12月4日判決）

本件は、島根原子力発電所において炉内定期点検作業に従事し、敦賀発電所において配管組立・敷設作業等に従事していたX（原告・控訴人）が、心筋梗塞後遺症等（以下「本件疾病」という。）の診断を受けたことから、本件疾病は各原子力発電所において従事した業務に伴う放射線被曝に起因するものであるとして、松江労働基準監督署長に対し、療養補償給付の請求をしたところ、同署長から、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとしてこれを支給しない旨の処分を受けたことから、その取消しを求めたものである。

1審判決（福岡地裁平成28年4月25日判決）は、Xの発症した心筋梗塞を島根原発及び敦賀原発における業務に内在する危険が現実化したものと評価することはできず、本件において、Xの心筋梗塞の発症と島根原発及び敦賀原発における業務との間の相当因果関係を認めることはできないとして、Xの請求を棄却した。

本判決は、原審の判断を維持して、Xの控訴を棄却した(上告・上告受理申立て)。

(9) 環境行政関係

ア 水俣病の認定を受けた者からの障害補償費不支給決定取消等請求上告事件 (最高裁平成28年(行ヒ)第371号,平成29年9月8日第二小法廷判決)

本件は、公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)附則4条1項に基づき水俣病の認定を受けたX(原告・控訴人・被上告人)が、Y(熊本県,被告・被控訴人・上告人)に対し、同法25条1項に基づく障害補償費の請求をしたところ、Xは別件民事損害賠償請求訴訟の控訴審判決に基づき原因企業から公害被害に係る損害を填補されており、同法13条1項の規定に基づき、Yは公健法に基づく補償給付を支給する義務を免れるとして、障害補償費を支給しない旨の決定を受けたため、その取消し及び障害補償費の支給決定の義務付けを求めたものである。

1審判決(熊本地裁平成27年3月30日判決)は、Xは水俣病関西訴訟控訴審判決に基づき水俣病に係る損害を填補されている以上、本件請求が公健法13条1項における「同一の事由について、損害の填補がされた場合」に該当すると判示して、Xの訴えを一部却下し、その余の請求を棄却した。

2審判決(福岡高裁平成28年6月16日判決)は、要旨以下のとおり判示して、1審判決を一部取り消し、Xの請求を一部認容した。

前訴確定判決は、損害の全部請求に対する判決と解するほかないが、公健法13条1項は、損害が填補された場合、「その価額の限度で」補償給付支給義務を免れると規定しており、飽くまでも一定の価額についての補償給付支払義務の免除を定めたものととどまる。また、公健法の補償給付は、被認定者又はその遺族等の全ての損害の填補を目的とするとははいえず、また、純粋な損害填補以外の社会保障的な要素も含むものと解するのが相当である。すると、原因企業が前訴確定判決に基づき800万円及びこれに対する遅延損害金を弁済しても、YがXに対する障害補償費支給義務を全て免れると解せられるかは疑問であり、原因企業が前訴確定判決に基づき弁済をし、その弁済額の限度で障害補償費の支給義務を免れる結果、支給すべき障害補償費が存在しないことになるか否かを検討することなく、当然に損害が全て填補されたものとして、Xに対する障害補償費を支給しないものとした本件処分は、同項に違反し、違法というべきである。

本判決は、公健法の仕組み等に照らせば、Xは、原因者である企業に対して、Xの水俣病による健康被害に係る損害につき損害賠償請求訴訟を提起したものであるところ、前訴確定判決は同損害の全てについての賠償を原因企業に命じたものと解されるから、Xがこれに基づく損害賠償金を受領したことにより、処分行政庁は、Xに対する公健法に基づく障害補償費の支給義務の全てを免れたものであり、本件不支給処分が同法13条1項に違反するものということでは

きないとして、2審判決中Yの敗訴部分を破棄し、同部分に係るXの控訴を棄却した。

イ 食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務付け等請求事件（東京高裁平成29年（行コ）第8号，平成29年7月12日判決）

本件は、X（原告・控訴人）が、水俣病に関して、①保健所長が、食品衛生法58条2項に基づく調査及び熊本県知事への報告並びに同条4項に基づく同知事への報告を行わないこと、②熊本県知事が、同法58条3項及び5項に基づく厚生労働大臣への報告を行わないこと、並びに③厚生労働大臣が、熊本県知事に対して、同法60条に基づく調査の実施及び報告を求めないことについて、Y₁（国、被告・被控訴人）及びY₂（熊本県、被告・被控訴人）に対し、不作為の違法確認及び調査・報告等の義務付けを求めるとともに、国賠法1条1項に基づき、それぞれ10万円の支払を求めたものである。

1審判決（東京地裁平成28年12月7日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの訴えを一部却下し、その余の請求を棄却した。

食品衛生法58条2項の規定による調査、同条2項から5項までの規定による報告並びに同法60条の規定による調査及び報告の求めは、いずれも行政機関相互の行為であり、それ自身が直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定する性質を有するものであることをうかがわせる法令上の定めは見当たらないため、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらない。また、本件各行為がされないことの違法確認を求めるXの訴えは、即時確定の利益を欠くものであり、不適法である。

本件各行為の根拠規定である食品衛生法58条及び60条の規定は、同法58条1項の規定による届出をした医師個人の個別的利益を保護すべきものとする趣旨を含むものとは解されず、また、これらの規定による調査及び報告並びに調査及び報告の求めがされ、又はされないことによって、上記の届出をした医師個人の権利又は法的地位が侵害されるという関係にもないから、本件各行為を行う権限を有するY₁及びY₂の各行政庁において、当該権限の行使又は不行使に当たり、Xに対する関係で、Xの権利ないし個別的利益の保護について配慮すべき職務上の法的義務を負うものではないため、Xとの関係で国賠法1条1項の適用上違法であるということではできない。

本判決は、原審の判断を維持して、Xの控訴を棄却した（上告・上告受理申立て）。

(10) その他

ア 違憲行為差止請求上告・上告受理事件（特定秘密保護法の無効確認）（最高裁平成29年（行ツ）第24号，同年（行ヒ）第24号，平成29年3月22日第二小法廷決定）

本件は、弁護士であるX（原告・控訴人・上告人兼申立人）が、国（被告・

被控訴人・被上告人兼相手方)に対し、特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「本件法律」という。)が違憲無効であることの確認を求めるとともに、国賠法1条1項に基づき、金20万円の慰謝料の支払を求めたものである。

1審判決(静岡地裁平成28年2月25日判決)は、要旨以下のとおり判示して、Xの訴えを一部却下し、その余の請求を棄却した。

本件無効確認の訴えは、Xの具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争ということではできないから、裁判所法3条1項の「法律上の争訟」ということはできず、無名抗告訴訟ないし民事訴訟としての適法性を検討するまでもなく、不適法であるといわざるを得ない。

Xのいずれの主張をみても、本件法律により、Xにどのような権利ないし利益の侵害が具体的に生じているかは明らかとなっていないから、本件法律がXに憲法上保障されている権利ないし利益を違法に侵害することが明白であると認めることはできず、Xの国賠請求は理由がない。

2審判決(東京高裁平成28年9月7日判決)は、1審の判断を維持して、Xの控訴を棄却した。

最高裁判所は、Xの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして、上告棄却及び上告不受理決定をした。

イ 特定秘密保護法の無効確認等請求控訴事件(広島高裁平成28年(行こ)第28号、平成29年7月14日判決)

本件は、X₁(原告・控訴人)らが、特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号。以下「本件法律」という。)が憲法に違反すると主張し、無名抗告訴訟として、本件法律が無効であることの確認を求める(以下「本件無効確認請求」という。)とともに、本件法律により精神的苦痛を受けていると主張し、国(被告・被控訴人)に対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償として、X₁については10万円、その余のX₂らについてはそれぞれ10万円及びこれに対する本件法律が成立した日である平成25年12月6日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた(以下「本件損害賠償請求」という。)ものである。

なお、X₁は、2審において、上記10万円に対する本件法律が成立した日である平成25年12月6日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める旨の請求を追加した。

1審判決(広島地裁平成28年11月16日判決)は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの訴えを一部却下し、その余の請求を棄却した。

本件法律の立法行為は抗告訴訟の対象となる行政処分であるとはいえ、本件無効確認請求は、X₁らの具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争ということではできないから、裁判所法3条1項の「法律上の争訟」という

ことはできず、無名抗告訴訟としての適法性を検討するまでもなく、不適法であるといわざるを得ない。また、本件法律が存在することによって、X₁らの法的利益が侵害されているとは認められないから、X₁らの本件損害賠償請求はいずれも理由がない。

本判決は、原审の判断を維持して、X₁らの控訴を棄却した（上告・上告受理申立て）。

ウ 旅券返納命令及び渡航先制限取消請求控訴事件（東京高裁平成29年（行コ）第168号，平成29年9月6日判決）

本件は、ジャーナリストであるX（原告・控訴人）が、トルコ共和国（以下「トルコ」という。）とシリア・アラブ共和国（以下「シリア」という。）との国境付近に渡航し、現地を取材した上でその成果を発表する計画を有していたところ、外務大臣から平成27年2月6日付けで旅券法19条1項4号の規定に基づく一般旅券の返納命令（以下「本件第1処分」という。）を受け、その後、Xが同年3月20日付けで一般旅券の発給の申請をしたところ、外務大臣から同年4月7日付けで一般旅券の発給処分（以下「本件第2処分」という。）を受けるに当たり、同法5条2項の規定に基づき、その渡航先をイラク共和国（以下「イラク」という。）及びシリアを除く全ての国と地域（以下「本件渡航先」という。）とする制限を受けたことから、上記各処分（本件第2処分については、渡航先を本件渡航先に制限する部分）が、いずれもXの報道及び取材の自由（憲法21条1項）並びに海外渡航の自由（憲法22条2項）を侵害し、外務大臣の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものであり、また、憲法31条に由来する行手法13条1項の規定に基づく聴聞の手續を経なかったものであるから、違憲かつ違法であるとして、その各取消しを求めたものである。

1審判決（東京地裁平成29年4月19日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

旅券法19条1項4号は、外国に渡航中の邦人又は外国に渡航しようとしている邦人で種々の事情からその生命、身体又は財産に重大な危険が及ぶ事態に立ち至ったものをその危険から保護することを目的とするものであり、またその手段において、当該邦人に旅券を発給した外務大臣等に対し、上記の目的を達成するために当該邦人に渡航を中止させる必要があると認められ、かつ、旅券を返納させる必要があると認められる場合に限り、その旅券の返納を命ずることができる権限を付与するものであって、公共の福祉のためにする国民の海外渡航の自由の制限として一般的な合理性を有するものである。そして、対象者について、その生命、身体又は財産の保護のための渡航を中止させること、かつ、旅券を返納させることの必要性についての判断は、外交を専門的に担当する外務大臣等の裁量に委ねられているというべきであって、少なくとも本件第1処分がされた当時、シリア及びトルコにおけるシリアとの国境付近の情勢が

らすれば、Xが同所に渡航すれば、その生命・身体に危害が及ぶおそれが高いと判断したことは、合理的なものであったといわざるを得ない。

旅券返納命令は、名宛人である旅券名義人の資格又は地位を直接に剝奪する不利益処分であり、原則として聴聞の経る必要があるが、本件では、国民の生命・身体の保護という旅券法19条1項4号が目的とする公益を図る上で、緊急に不利益処分としての旅券返納命令をする必要があるため、聴聞の経ることを執ることができないときに該当する。

旅券の二重発給を受けることができる必要性や渡航先等の限定の内容についての判断は、外務大臣等の裁量に委ねられているというべきであって、本件では、外務大臣が、Xについて、新たな旅券を発給する特別の必要があるものと判断する一方で、イラク及びシリアへの渡航の便宜を図ることが真に必要であるとはいえないものと判断し、旅券法5条2項の規定に基づき、新たに発給する旅券の渡航先をイラク及びシリアを除く本件渡航先に限定したとしても、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したのとは認められない。

本判決は、原審の判断を維持して、Xの控訴を棄却した（上告・上告受理申立て）。

Ⅱ 観察処分期間更新決定取消請求事件（東京地裁平成27年（行ウ）第331号、平成29年9月25日判決）

本件は、公安審査委員会が、平成27年1月23日付けで、「AことBを教祖・創始者とするC教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」に対し、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律5条4項の規定に基づき、平成12年1月28日付けでした観察処分の期間を更に3年更新する旨の決定（以下「本件更新決定」という。）をしたことについて、宗教団体X（原告）が、本件更新決定は、Xを被処分団体の一部としてXに対する関係でもされた処分であるが、XはC教から精神的・物理的に脱却を果たしているなどと主張して、本件更新決定のうち、Xに係る部分の取消しを求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を一部認容した（国控訴）。

3年間、公安調査庁長官の観察に付するとともに、公安審査委員会が特に必要と認める事項を公安調査庁長官に報告しなければならないとする旨の決定（以下、この決定を「本件観察処分」という。）を受けた団体（以下「本団体」という。）は、「AことBを教祖・創始者とするC教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」とされているところ、本団体が、本件観察処分当時において、「その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体」に該当することも明らかであり、また、Dが正式に発足された旨公表されたのは、本件観察処分がされた直後であるところ、Dは、その発足時に

において、本団体の少なくとも一部であったと認めるのが相当であり、本件更新決定時においても、本団体の少なくとも一部を構成するものというべきである。

しかしながら、Xの設立経緯や本件更新決定時におけるXとDの關係に照らせば、XとDが一つの組織体として意思決定をすることができるというべき事情は見当たらず、XとDが一方の意思決定に他方が従うという關係にあるとも認められない。また、Bとの關係について検討しても、BがX及びDの団体としての意思決定をしているということとはできない。

Xの活動内容にC教のそれと類似する点があったり、構成員がBに帰依したりしているなどの事情があったとしても、XとDが一つの団体であると評価することはできないというべきである。

XとDが一つの団体であると認めることができない以上、本件更新決定のうちXを対象団体とした部分は、違法であるといわざるを得ないから、その余の争点について判断するまでもなく、Xの予備的請求は理由がある。

なお、同日判決言渡しのある同種事件である東京地方裁判所平成27年（行ウ）第444号においても、同様の判断がされ、国が控訴した。

オ 司法修習生給費制廃止違憲国家賠償等請求事件（広島地裁平成25年（行ウ）第32号、平成29年9月27日判決）

本件は、平成16年法律第163号による裁判所法の改正（以下、「本件改正」といい、その改正法を「本件改正法」という。）により、司法修習生に給与を支給する制度（以下「給費制」という。）が廃止されて修習資金を貸与する制度が導入されたことについて、新65期司法修習生であったX₁（原告）らが、本件改正により給費制を廃止したことは違憲無効であり、国（国会議員）が本件改正により給費制を廃止した行為及び給費制を復活させなかった不作为により損害を受けたなどとして、Y（国、被告）に対し、国賠法1条1項に基づき、各金1万円の支払を求めるとともに、改正前の同法67条2項に基づき、給与の支払を求めたものである。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

本件改正は憲法に違反するものとはいえず、また、司法修習生の給費を受ける権利は憲法上保障され又は保護されている権利利益とはいえないから、本件改正法に係る立法行為にも、本件改正後に給費制を復活させなかった立法不作为にも、国賠法上の違法は認められない。

X₁らは自ら司法修習生になることを選択し、司法修習生として採用を希望した者であり、X₁らの指摘する修習期間中、修習専念義務や兼業禁止等により経済活動より財産を獲得することができなくなるなどの制約は、司法修習生になることを選択したことに必然的に伴う内在的な制約であるから、X₁らの財産権が強制的に制限されたとはいえないし、それが公共のために用いられたとも、特別の犠牲に該当するともいえないから、X₁らに憲法29条3項の損失

補償の適用はない（控訴）。

なお、同種事件である東京地方裁判所平成25年（ワ）第20444号（平成29年9月27日判決）、大分地方裁判所平成27年（ワ）第355号、同第550号、平成28年（ワ）第113号（平成29年9月29日判決）、福岡地方裁判所平成25年（行ウ）第73号、同第75号（平成29年10月17日判決）、名古屋地方裁判所平成25年（行ウ）第78号（平成29年12月20日判決）においても、同様の判断が示され、各原告らの請求はいずれも棄却された。

租税訟務課

法務省組織令第47条、第51条

平成29年中に新たに提起された事件及び判決・決定等のあった事件のうち、注目されるものは、次のとおりである。

1 新たに提起された事件

- (1) 租税特別措置法施行令に規定する残余利益分割法の独立企業間価格の算定方法を争う法人税更正処分等取消請求事件（東京地裁平成28年（行ウ）第586号）

本件は、セラミックス製品の製造を主たる事業とするX（原告）が、ポーランド所在の子会社（租税特別措置法上の国外関連者）との間で行った自動車排ガスフィルターに関するライセンス取引について、税務署長から、当該取引においてXが支払を受けたロイヤルティの金額が租税特別措置法に規定する独立企業間価格に満たないなどとして、当該取引が独立企業間価格により行われたものとみなして計算した所得金額を基に法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたため、これらの処分の取消しを求めるものである。

- (2) いわゆる第3のビールとして製造した酒類に酒税法の特別税率を適用できるかを争う更正すべき理由がない旨の通知処分取消請求事件（東京地裁平成29年（行ウ）第441号）

本件は、原告が、いわゆる第3のビールとして製造した酒類（以下「本件製品」という。）の適用税率に係る国税庁の指摘を踏まえ、自主的に基本税率である1キロリットルにつき22万円で修正申告を行ったが、本件製品の製造工程を再度検証した結果、特別税率である1キロリットルにつき8万円となるとの見解に基づき、酒税の更正の請求を行ったところ、税務署長から、更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けたことから、その取消しを求めるものである。

- (3) 馬券等の的中による払戻金に係る所得が一時所得に該当するか否かを争う所得税決定処分取消等請求事件（広島地裁平成29年（行ウ）第31号）

本件は、インターネットを利用して継続的にオートレース、ポートレース及び競馬の投票券を購入し、恒常的に利益を得ていた原告が、税務署長から、所得税等の決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分を受けたことから、その取消しを求めるものである。

2 判決・決定等があった事件

賦課関係

- (1) 消費税法7条に規定する輸出免税取引に該当するか否かが争われた消費税等更正処分等取消請求上告受理事件（最高裁平成28年（行ヒ）第197号，平成29年2月3日第二小法廷決定）

本件は、旅行業を営む日本法人X（原告・控訴人・申立人）が、外国会社Aの主催する訪日ツアーについてA社との間で行っている取引（以下「本件取引」という。）が消費税法7条1項により消費税が免税される取引（以下，消費税法7条1項により消費税が免税される取引を広く「輸出免税取引」という。）に当たるとして，本件取引に基づいてA社から受領した対価の額を課税標準額に算入せずに消費税等の申告をしたところ，税務署長から，本件取引は輸出免税取引に該当せず，本件取引の対価の一部が消費税の課税標準額に算入されるとして更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分を受けたことから，これらの各処分が違法であるとして，その取消しを求めたものである。

1 審判決（東京地裁平成27年3月26日判決）は，要旨以下のとおり判示して，Xの請求を棄却した。

Xは，訪日ツアーのうち，国内の旅程部分の日程，訪日旅行者が受けることができる飲食，宿泊，運送等の役務の内容，A社が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を作成し，自己の計算において，各種サービス提供機関との間で，訪日旅行者に提供するために必要と見込まれる役務の提供に係る契約を締結していたものであり，Xは，A社から，行事終了後に，Xが企画し手配したとおりに各種サービス提供機関により訪日旅行者に対して飲食，宿泊，運送等の役務が提供されたことの対価を受けているものである。そうであるとすれば，本件取引は，Xが，A社に対し，「国内における飲食，宿泊，運送等の旅行素材の組合せを企画し各種サービス提供機関を手配することによりこれをA社が確実に利用できるようにする」という役務（以下「本件役務」という。）を提供するものであると解するのが相当である。本件取引が消費税法7条1項1号又は同法施行令17条2項6号の輸出免税取引に該当するためには，本件取引が「資産の譲渡又は貸付け」である必要があるところ，本件取引は，XがA社に対し本件役務を提供するものであるから，消費税法7条1項1号又は同法施行令17条2項6号の「資産の譲渡又は貸付け」に当たらず，輸出免税取引に該当しない。また，消費税法施行令17条2項7号ハは，非居住者に対して行われる役務の提供であっても，国内に所在する資産に係る運送又は保管及び国内における飲食又は宿泊に準ずるもので，国内において直接便益を享受するものについては輸出免税取引から除外しているところ，これらを除外しているのは，これが国境をまたがない，正に国内において消費されるサービスであり，輸出と捉え得るものではない点にあることなどに鑑みると，同号ハ該当性の判断は上記立法趣旨等を踏まえて行うべ

きである。Xが提供する本件役務は、国内に所在する資産に係る運送又は保管及び国内における飲食又は宿泊に類するものであり、かつ、A社が上記役務の提供により直接享受する便益は、Xが企画し手配した国内における飲食、宿泊、運送等の旅行素材の組合せを訪日ツアーの催行に際して利用することができることであり、この便益は上記旅行素材が所在する国内においてでなければ享受することができないものであるから、上記役務の提供は、消費税法施行令17条2項7号イ及びロに掲げるものに準ずるもので、国内において直接便益を享受するものとして、同号ハに該当し、輸出免税取引に該当しない。

2審判決（東京高裁平成28年2月9日判決）も1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した。

最高裁判所は、Xの申告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして申告不受理決定をした。

(2) 所得税法33条1項に規定する課税所得の基因となる「資産」に該当するか否かが争われた所得税更正処分取消等請求申告・申告受理事件（最高裁平成28年（行ツ）第44号、同年（行ヒ）第47号、平成29年2月7日第三小法廷決定）

本件は、平成22年9月に破綻したA銀行の取締役兼代表執行役であったX（原告・控訴人・申告人兼申立人）が、保有していたA銀行株式（以下「本件株式」という。）3,100株を1株1円（合計3,100円）で平成22年10月20日付けて譲渡し（以下、この譲渡を「本件株式譲渡」という。）、これにより生じた損失（△約2億5,000万円）と他の株式の譲渡益（約2億4,000万円）を合算して、同年分の所得税の確定申告を行ったところ、税務署長から、本件株式は株式としての経済的価値を喪失しており、所得税法33条1項の規定する譲渡所得の基因となる「資産」には該当せず、本件株式譲渡を株式等に係る譲渡所得等の金額の計算の基礎に含めることはできないとして、更正処分等を受けたことから、その取消しを求めたものである。

1審判決（東京地裁平成27年3月12日判決）は要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

所得税法33条1項の規定する譲渡所得の基因となる「資産」には、一般にその経済的価値が認められて取引の対象とされ、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益が生じるような全ての資産が含まれるが、その一方で、増加益を生じ得ないもの、すなわち、社会生活上もはや取引される可能性が全くないような無価値なものについては、同項の規定する譲渡所得の基因となる「資産」には当たらないものと解するのが相当である。株式は、株式会社の社員である株主の地位を割合的単位の形式にしたものであり、原則として自由に譲渡され、株主においては、利益配当請求権、残余財産分配請求権等の自益権や株主総会における議決権等の共益権を有することから、株式は、上記各権利を基礎として一般に経済的価値が認められて取引の対象とされ、増加益を生ずるような性質のもの

として、所得税法33条1項の規定する譲渡所得の基因となる「資産」に当たるものと解される。

一方、株式の経済的価値が自益権及び共益権を基礎とするものである以上、その譲渡の時点において、これらの権利が法的には消滅していなかったとしても、一般的に自益権及び共益権を現実に行使し得る余地を失っていた場合には、後にこれらの権利を現実に行使し得るようになる蓋然性があるなどの特段の事情が認められない限り、自益権や共益権を基礎とする株式としての経済的価値を喪失し、もはや、増加益を生ずるような性質を有する譲渡所得の基因となる「資産」には該当しないものと解するのが相当である。

以上の点について本件をみると、A銀行が本件株式譲渡の前後を通じて極めて多額の債務超過状態に陥っており、剰余金の配当や残余財産の分配を行う余地はなかったことからすると、A銀行の株主は、本件株式譲渡の時点において、自益権を現実に行使し得る余地はなかったと認められる。また、A銀行は、本件株式譲渡に先立ち、金融整理管財人による管理を命ずる処分を受けていたところ、これによって、A銀行の株主は、A銀行の存続を前提とする経営等の意思決定に参画することができなくなっており、一般的に株主総会における議決権等の共益権を現実に行使し得る余地を失っていたと認められる。そして、本件株式譲渡の時点において、A銀行は、承継銀行に対する一部事業譲渡の後に解散して清算されることが予定されていたことからすると、後に自益権や共益権を現実に行使し得るようになる蓋然性がなかったというべきである。これらのことからすると、本件株式については、本件株式譲渡の時点において、所得税法33条1項の規定する譲渡所得の基因となる「資産」には該当しないものと認めるのが相当である。

2審判決（東京高裁平成27年10月14日判決）も1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した。

最高裁判所は、Xの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして上告棄却・上告不受理決定をした。

(3) 所得税法9条1項16号の非課税所得に該当するか否かが争われた通知処分取消等請求上告受理事件（最高裁平成28年（行ヒ）第157号、平成29年3月9日第一小法廷決定）

本件は、X₁（原告・控訴人・申立人）らが、被相続人から相続により取得した株式（破産手続中の会社Aに係るもの。以下「本件株式」という。）について相続税の申告をした後、Aの清算結了に伴い、株主として残余財産分配請求権を取得したため、受領した残余財産分配金に係る所得のうち資本金の額を除いた分を所得税法25条1項3号のみなし配当金（以下「本件各みなし配当金」という。）として配当所得の金額に計上して所得税の確定申告をしたが、本件各みなし配当金に係る所得はX₁らが相続により取得した上記株式の基本権である残余財産分配金（以下「本件各分配金」という。）を受ける権利が実現したものの一部にすぎず、

所得税法9条1項16号の規定（以下「本件非課税規定」という。）により所得税を課されないとして、税務署長に対し更正の請求をしたところ、税務署長から更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けたことから、その取消しを求めたものである。

1審判決（大阪地裁平成27年4月14日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を棄却した。

X₁らが本件株式を相続により取得したことによって、X₁らの担税力は増加しているといえるが、X₁らは本件株式を相続したことに関して相続税を課されることとなるから、本件非課税規定が適用される結果、X₁らが新たに取得する経済的価値である本件株式については、所得税の課税対象とされないこととなる。Aは相続開始当時、破産手続が行われており、清算手続の開始前であって、残余財産の有無やその額も確定していなかったことからすれば、残余財産分配請求権を基礎とする本件各分配金に係る債権が既に具体的に発生していたということとはできないから、X₁らが本件相続によって取得したのは飽くまで本件株式というべきであり、本件各分配金に相当する経済的価値を本件相続によって取得したということとはできない。また、所得税法25条1項3号のみなし配当課税は、株主等が法人の清算によってそれまで当該法人に留保されていた利益を残余財産の分配として受けたことを課税対象とするのであるから、当該法人の株式を相続人が相続した場合における株式についての相続税の課税とは課税対象を異にするものであるし、上記のみなし配当課税は法人に留保されていた利益の分配を原因として実現した経済的利益を課税の原因とするものであるから、上記のみなし配当課税の対象となる経済的利益は、本件非課税規定にいう相続等を原因として取得したものであるということとはできない。さらに、X₁らは、最高裁判所平成22年7月6日第三小法廷判決（民集64巻5号1277ページ。以下「平成22年最判」という。）は、本件非課税規定は相続により取得した経済的価値に対しては所得税を課さないことを明らかにしたものであるところ、本件の場合、本件各のみなし配当金が本件相続により取得した経済的価値に該当するから、本件各のみなし配当金に係る所得に対して所得税を課すことは平成22年最判によっても許されない旨主張するが、本件各のみなし配当金に係る所得は、本件相続によってX₁らが取得した経済的利益ということとはできないなど、平成22年最判は本件とは事案を異にするものであって、平成22年最判によっても、本件各のみなし配当金に係る所得に対して所得税を課すことが妨げられることはない。

2審判決（大阪高裁平成28年1月12日判決）も1審の判断を維持し、X₁らの控訴を棄却した。

最高裁判所は、X₁らの上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして上告不受理決定をした。

(4) 租税特別措置法（平成21年法律第13号による改正前のもの。）66条の6第1

項に規定する特定外国子会社等に該当する会社の主たる事業が株式保有業であるか否かが争われた法人税更正処分取消等請求上告・上告受理事件（最高裁平成28年（行ツ）第204号，同年（行ヒ）第224号，平成29年7月25日第三小法廷決定，平成29年10月24日第三小法廷判決）

本件は，内国法人であるX（原告・控訴人兼被控訴人・上告人兼申立人）が，シンガポールにおいて事業を営むXの子会社Aについて，税務署長から，Aは租税特別措置法（平成21年法律第13号による改正前のもの。）66条の6第1項に規定する特定外国子会社等に該当し，かつ，Aの主たる事業が株式保有業であり同条3項の定める適用除外要件を充足しないことから，Aの課税留保金額はXの益金に合算されるとして，法人税の更正処分等を受けたことから，Aの主たる事業は地域統括事業であり，株式保有業ではないなどとして，その取消しを求めたものである。

1審判決（名古屋地裁平成26年9月4日判決）は，要旨以下のとおり判示して，Xの請求を一部認容した。

Aの各事業年度当時，Aは，地域統括業務，株式保有業等を行っていたところ，認定事実から指摘することができる諸点に照らすと，Aの主たる事業は株式保有業ではなく，地域統括事業であったことは明らかである。また，平成22年法律第6号による改正租税特別措置法66条の6第3項は，一見すると，統括業務を行う特定外国子会社等が「株式等の保有」を主たる事業とする特定外国子会社等の中に包含されているように見えなくもない。しかし，改正前の租税特別措置法66条の6第3項には，統括業務についての定めはなかったのであるから，改正後の文言を根拠に，統括業務を行う特定外国子会社等の主たる業務は当然に「株式等の保有」に該当すると断ずることはできない。平成22年改正後の租税特別措置法は，「統括業務」を事業として行う企業の存在を前提としているものといわなければならない。そうすると，平成22年改正前の租税特別措置法の下では，統括会社や統括業務について何らの定めも置かれていなかったのであるから，特定外国子会社等がどのような事業を主たる事業としているかどうかを端的に探求すれば足りるのであって，それが地域統括事業であるならば，事業基準を満たすことになる。本件では，Aの各事業年度において，Aの主たる事業は，地域統括事業であったというべきであり，Aが株式保有を主たる事業としていたということから，事業基準を満たすことになる。

2審判決（名古屋高裁平成28年2月10日判決）は，要旨以下のとおり判示して，1審判決のうち国敗訴部分を取り消して同部分に係るXの請求を棄却するとともに，Xの控訴を棄却した。

「株式の保有」という文言のみに着目すると，株式を自己のものとして持ち続けることのみを意味するものと見えないではないが，これを事業として行う以上，それによって利益を受けることが当然に含意されているのであり，その利益を得

る方法としては、保有する株式数が発行済株式の半数に遠く及ばない者のように、株式発行会社の経営に介入はもとより関与することもなく、単に会社の定めた額の配当を受領するにとどまる場合もあれば、発行済株式の過半を有する者の場合には、株式発行会社を支配し、その人事や業務内容を自己の意のままに決定することを通じて、より多くの配当を得ようと活動することもある。したがって、事業としての「株式の保有」とは、単に株式を保有し続けることのみならず、当該株式発行会社を支配しかつ管理するための業務もまた、その事業の一部をなすというべきであり、本件で問題となっている一定地域内にある被支配会社を統括するための諸業務もまた、株式保有業の一部をなし租税特別措置法66条の6第3項括弧書きの「事業」に該当することは明らかである。以上のとおり、Aの各事業年度において、Aは、株式の保有を「主たる事業」とするものと認められるから、事業基準を満たさないものである。

最高裁判所は、Xの上告理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして上告棄却決定をしたが、Xの上告受理申立て理由の一部について上告審として受理し、要旨以下のとおり判示して、1審判決中の一部を破棄し、国の控訴を棄却するとともに、Xのその余の上告を棄却した。

租税特別措置法66条の6第4項は、同条3項にいう株式の保有を主たる事業とする特定外国子会社等につき事業基準を満たさないとしているところ、株式を保有する者は、利益配当請求権等の自益権や株主総会の議決権等の共益権を行使することができるほか、保有に係る株式の運用として売買差益等を得ることが可能であり、それゆえ、他の会社に係る議決権の過半数の株式を保有する特定外国子会社等は、上記の株主権の行使を通じて、当該会社の経営を支配し、これを管理することができる。

しかし、他の会社の株式を保有する特定外国子会社等が、当該会社を統括し管理するための活動として事業方針の策定や業務執行の管理、調整等に係る業務を行う場合、このような業務は、通常、当該会社の業務の合理化、効率化等を通じてその収益性の向上を図ることを直接の目的として、その内容も上記のとおり幅広い範囲に及び、これによって当該会社を含む一定の範囲に属する会社を統括していくものであるから、その結果として当該会社の配当額の増加や資産価値の上昇に資することがあるとしても、株主権の行使や株式の運用に関連する業務等とは異なる独自の目的、内容、機能等を有するものというべきであって、上記の業務が株式の保有に係る事業に包含されその一部を構成すると解するのは相当ではない。そして、Aの各事業年度において、Aの行っていた地域統括業務は、地域企画、調達、財務、材料技術、人事、情報システム及び物流改善という多岐にわたる業務から成り、豪亜地域における地域統括会社として、集中生産・相互補完体制を強化し、各拠点の事業運営の効率化やコスト低減を図ることを目的とするものということができるのであって、個々の業務につき対価を得て行われていた

ことも併せ考慮すると、上記の地域統括業務が株主権の行使や株式の運用に関連する業務等であるということではできない。

また、租税特別措置法66条の6第4項が株式の保有を主たる事業とする特定外国子会社等につき事業基準を満たさないとした趣旨は、株式の保有に係る事業はその性質上我が国においても十分に行い得るものであり、タックス・ヘイブンに所在して行うことについて税負担の軽減以外に積極的な経済合理性を見だし難いことにある。この点、Aの行っていた地域統括業務は、地域経済圏の存在を踏まえて域内グループ会社の業務の合理化、効率化を目的とするものであって、当該地域において事業活動をする積極的な経済合理性を有することが否定できないから、これが株式の保有に係る事業に含まれると解することは上記規定の趣旨とも整合しない。

なお、平成22年法律第6号による租税特別措置法の改正によって、株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等のうち、当該特定外国子会社等が他の外国法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務を行う場合における当該他の外国法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるもの（平成22年政令第58号による改正後の租税特別措置法施行令第39条の17第4項に定める統括業務を行う同条3項各号に掲げる要件を満たす統括会社）を株式等の保有を主たる事業とするものから除外することとされた（前記改正後の租税特別措置法66条の6第3項）が、これによって事業基準を満たすこととなる統括会社は、もともと株式等の保有を主たる事業とするものであって（同項柱書き）、それ以外の統括会社はその対象となるものではないから、これらの改正経過を根拠に上記の統括業務が株式の保有に係る事業に含まれる関係にあるものということではできず、Aの行っていた地域統括業務が株式の保有に係る事業に含まれるということではできない。

以上によれば、Aの各事業年度において、Aの行っていた地域統括業務は、租税特別措置法66条の6第3項にいう株式の保有に係る事業に含まれるものということではできない。

次に、租税特別措置法66条の6第3項及び4項にいう主たる事業は、特定外国子会社等の当該事業年度における事業活動の具体的かつ客観的な内容から判定することが相当であり、特定外国子会社等が複数の事業を営んでいるときは、当該特定外国子会社等におけるそれぞれの事業活動によって得られた収入金額又は所得金額、事業活動に要する使用人の数、事務所、店舗、工場その他の固定施設の状態等を総合的に勘案して判定するのが相当である。

これを本件についてみると、Aは、豪亜地域における地域統括会社として、域内グループ会社の業務の合理化、効率化を図ることを目的として、個々の業務につき対価を得つつ、地域企画、調達、財務、材料技術、人事、情報システム、物流改善という多岐にわたる地域統括業務を有機的に関連するものとして域内グル

ープ会社に提供していたものである。そして、Aの各事業年度において、地域統括業務の中の物流改善業務に関する売上高は収入金額の約85%に上っており、所得金額では保有株式の受取配当の占める割合が8、9割であったものの、その配当収入の中には地域統括業務によって域内グループ会社全体に原価率が低減した結果生じた利益が相当程度反映されていたものであり、シンガポールに開設された現地事務所勤務する従業員の多くが地域統括業務に従事し、Aの保有する有形固定資産の大半が地域統括業務に供されていたものである。

以上を総合的に勘案すれば、Aの行っていた地域統括業務は、相当の規模と実体を有するものであり、受取配当の所得金額に占める割合が高いことを踏まえても、事業活動として大きな比重を占めていたということができ、Aの各事業年度においては、地域統括業務が租税特別措置法66条の6第3項及び4項にいうAの主たる事業であったと認めるのが相当である。

(5) 馬券的中による払戻金に係る所得が一時所得に該当するか否かが争われた所得税更正処分取消等請求上告受理事件（最高裁平成27年（行ヒ）第303号，平成29年12月15日第二小法廷判決）

馬券的中による払戻金に係る所得を得ていたX（原告・控訴人・相手方）が、所得税の期限後又は期限内の確定申告を行い、その際、Xが得た馬券的中による払戻金に係る所得（以下「本件競馬所得」という。）は雑所得に該当するとして外れ馬券の購入代金を雑所得の必要経費に算入して総所得金額及び納付すべき税額を計算していたところ、税務署長から、本件競馬所得は一時所得に該当し、一時所得の金額の計算において外れ馬券の購入代金を総収入金額から控除することはできないとして、各更正処分及び各無申告加算税賦課決定処分ないし過少申告加算税賦課決定処分を受けたことから、これらの各処分の取消しを求めたものである。

1 審判決（東京地裁平成27年5月14日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

所得税法34条1項及び35条1項の規定からすると、所得税法上、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得は、一時所得ではなく雑所得に該当するところ、営利を目的とする継続的行為から生じた所得であるか否かは、当該行為ないし所得の性質を踏まえた上で、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生の規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である（最高裁平成27年3月10日第三小法廷判決・裁判所時報1623号52ページ参照）。Xが数年間にわたって継続して相当多額の馬券を購入し、結果的に多額の利益を得ていたことは確かであるが、そもそも競馬における馬券購入は営利を目的とする行為とはいえない性質であることからすると、それらのみをもって直ちに、本件競馬所得が営利を目的とする継続的行為から生じた所得

に該当するものと認めることはできない。また、Xによる馬券の購入は、Xの陳述によっても、レースの結果を予想して、予想の確度に応じて馬券の購入金額を決め、どのように馬券を購入するのかを個別に判断していたというものであって、その馬券購入の態様は、一般的な競馬愛好家による馬券購入の態様と質的に大きな差があるものとは認められず、結局のところ、レースごとに個別の予想を行って馬券を購入していたというものであって、自動的、機械的に馬券を購入していたとまではいえないし、馬券の購入履歴や収支に関する資料が何ら保存されていないため、Xが網羅的に馬券を購入していたのかどうかを含めてXの馬券購入の態様は客観的に明らかなことからすると、Xによる一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するというべきほどのものとは認められない。そうすると、本件競馬所得は、結局のところ、個別の馬券が的中したことによる偶発的な利益が集積したにすぎないものであって、営利を目的とする継続的行為から生じた所得に該当するということはできないから、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得」(所得税法34条1項)に該当する。さらに、Xは本件競馬所得を構成する収入である払戻金の交付者であるJRAに対して何ら役務を提供しておらず、また、仮にXが購入する馬券の選択に当たって何らかのノウハウを活用したとしても、それによって必ず払戻金を得られるわけではないから、本件競馬所得は、「労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」(同項)に該当し、一時所得に該当する。

2審判決(東京高裁平成28年4月21日判決)は、以下のとおり判示して、1審判決を取り消し、Xの請求を認容した。

「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」であるか否かは、文理に照らし、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当であり、馬券的中による払戻金に係る所得の本来の性質が一時的、偶発的な所得であるとの一事から「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」には当たらないと解釈すべきではないものと解される。Xは、6年間にわたり、多数の中央競馬のレースにおいて、各レースごとに単一又は複数の種類の馬券を購入し続けていたにもかかわらず、各年における回収率がいずれも100%を超え、多額の利益を恒常的に得ていたことが認められるのであり、この事実は、Xにおいて、期待回収率が100%を超える馬券を有効に選別し得る何らかのノウハウを有していたことを推認させるものである。そして、Xは、期待回収率が100%を超える馬券を有効に選別し得る独自のノウハウに基づいて長期間にわたり多数回かつ頻繁に当該選別に係る馬券の網羅的な購入をして100%を超える回収率を実現することにより多額の利益を恒常的に上げていたものであり、このような一連の馬券の購入は一体の経済活動の実態を有することができる。したがって、本件競馬所得は、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」として、一時所得ではなく雑所得に該当するというべきで

ある。

最高裁判所は、国の上告受理申立て理由について上告審として受理し、要旨以下のとおり判示して、2審判決を維持し、国の上告を棄却した。

Xは、予想の確度の高低と予想的中した際の配当率の大小の組合せにより定めた購入パターンに従って馬券を購入することとし、偶然性の影響を減殺するために、年間を通じてほぼ全てのレースで馬券を購入することを目標として、年間を通じての収支で利益が得られるように工夫しながら、6年間にわたり、1節当たり数百万円から数千万円、1年当たり合計3億円から21億円程度となる多数の馬券を購入し続けたというのである。このようなXの馬券購入の期間、回数、頻度その他の態様に照らせば、Xの上記の一連の行為は、継続的行為といえるものである。

そして、Xは、上記6年間のいずれの年についても年間を通じての収支で利益を得ていた上、その金額も、少ない年で約1,800万円、多い年では約2億円に及んでいたというのであるから、上記のような馬券購入の態様に加え、このような利益発生規模、期間その他の状況等に鑑みると、Xは回収率が総体として100%を超えるように馬券を選別して購入し続けてきたといえるのであって、そのようなXの上記の一連の行為は、客観的にみて営利を目的とするものであったといえることができる。

以上によれば、本件競馬所得は、営利を目的とする継続的行為から生じた所得として、所得税法35条1項にいう雑所得に当たると解するのが相当である。

- (6) 航空機リース事業の終了時に発生した借入金等に係る債務免除益が一時所得に該当するかが争われた各所得税更正処分取消等、各更正の請求拒否通知処分取消請求上告受理事件（最高裁判平成28年（行ヒ）第286号、平成29年12月19日第三小法廷決定）

本件は、他の出資者と共に組合契約を締結して民法上の組合（以下「本件組合」という。）を組成した上、金融機関から金員を借り入れて航空機を購入し、これを航空会社に賃貸する事業を営んでいたX₁（原告・被控訴人・相手方）らが、航空機を売却して当該事業を終了する際に発生した航空機の購入原資の一部となった借入金の一部に係る債務免除益及び当該組合の業務執行者に対して支払うべき手数料に係る債務免除益（以下、これらを併せて「本件各債務免除益」という。）を一時所得として所得税の申告をしたところ、各税務署長から、本件各債務免除益は雑所得又は不動産所得に該当するとして、更正をすべき理由がない旨の通知処分又は更正処分等を受けたことから、これらの各処分が違法であるとして、その取消しを求めたものである。

1審判決（東京地裁平成27年5月21日判決）は、要旨以下のとおり判示して、X₁らの請求を認容した。

本件各債務免除益は、本件組合が行っていた営利を目的とする継続的行為であ

る本件航空機の賃貸自体によって発生したものではなく、また、本件組合の事業の終了に伴って当然に発生したものでも、発生が予定されていたものでもなく、融資銀行の判断により、一時的、偶発的に発生したものと認めるのが相当であるから、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得に該当する。

X1らが、本件各債務免除益の発生原因である債務免除行為を行った融資銀行に対し、その対価となるような具体的な労務その他の役務を提供したと認めることはできず、非対価要件の対価としての性質が直接的な対価関係より相対的に広い概念であることを前提としたとしても、本件各債務免除益が、労務その他の役務の対価としての性質を有するものということとはできない。よって、本件各債務免除益は、一時所得に該当する。

2審判決（東京高裁平成28年2月17日判決）も1審の判断を維持し、国の控訴を棄却した。

最高裁判所は、国の上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして上告不受理決定をした。

(7) 馬券的中による払戻金に係る所得が一時所得に該当するか否かが争われた所得税増額更正処分等取消請求上告・上告受理事件（最高裁平成29年（行ツ）第17号，同年（行ヒ）第19号，平成29年12月20日第二小法廷決定）

本件は、X（原告・控訴人・上告人兼申立人）が、所得税の確定申告について、馬券が的中することによって得た払戻金（以下「本件払戻金」という。）は一時所得に該当するとして、税務署長が所得税に係る各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）をしたのに対し、Xが、本件払戻金は一時所得に該当せず、また、仮に一時所得に該当するとしても、その総収入金額からは、的中馬券の購入金額だけでなく、外れ馬券の購入金額を含む馬券の購入金額の総額を控除すべきであり、そうすると、いずれも本件払戻金の金額を馬券の購入金額が上回るから、本件払戻金に係る所得は生じないとし、本件各更正処分のうち確定申告額を超える部分等の取消しを求めたものである。

1審判決（東京地裁平成28年3月4日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

本件払戻金を構成する収入は、公営賭博である競馬における的中馬券の払戻しであるところ、一般に、払戻金の発生及びその額の多寡は、偶然の要素に多分に左右され、本来的に偶発的なものであって、馬券購入行為によって継続かつ確実に利益を上げることは困難であるというべきであるし、本件払戻金が、XがJRAに対して労務の提供をした対価として交付されたものでないことも明らかである。Xの生活資金の大部分はXの給与収入でまかなっていたと考えられることにも照らすと、社会通念上、本件におけるXの馬券購入行為を「対価を得て継続的に行う事業」であるということとはできず、したがって、本件払戻金が事業所得に該当するということができない。また、本件払戻金の所得区分を判断するに当

たつては、一時所得に該当するための要件を満たすか否かを検討すべきところ、ある所得が「営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的所得」であるか否かは、当該所得や行為の性質を踏まえ、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮して判断するのが相当である（最高裁判平成27年3月10日判決）。Xの馬券購入行為については、行為の期間、回数、頻度その他の態様、利益発生規模、期間その他の状況等の事情を総合考慮しても、一連の馬券の購入が一体の経済活動の実態を有するものということとはできず、したがって、本件払戻金は、「営利を目的とする継続的行為から生じた所得」に該当するということができない。さらに、Xは、本件払戻金を構成する収入である払戻金の交付者であるJRAに対し何らかの役務を提供していないことに加え、競馬の払戻金は、購入した馬券が的中することによって生ずるものであり、仮にXが購入する馬券の選択に当たって何らかのノウハウを活用したとしても、それによって必ず払戻金を得られるわけではないから、本件払戻金は「労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの」に該当すると認められ、本件払戻金は一時所得に該当する。

2審判決（東京高裁判平成28年9月29日判決）も1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した。

最高裁判所は、Xの上告理由及び上告受理申立て理由は、民訴法が規定する事由に該当しないとして上告棄却・上告不受理決定をした。

- (8) 米国ワシントン州のリミテッド・パートナーシップが行う不動産事業の減価償却費がリミテッド・パートナーの所得金額の計算上損金の額に含まれるか否かが争われた法人税更正処分等取消請求控訴事件（東京高裁判平成28年（行コ）第198号、平成29年1月24日判決）

本件は、米国ワシントン州のリミテッド・パートナーシップ（以下「本件各LPS」という。）が行う不動産賃貸事業（以下「本件事業」という。）のリミテッド・パートナーであるX（原告・控訴人）が、本件事業に関する損益はXに帰属するから、本件事業に係る各建物の減価償却費がXの所得金額の計算上損金の額に含まれるとして法人税の申告をしたところ、税務署長から、本件各LPSは我が国の租税法上の法人に当たり、上記損益は本件各LPSに帰属するから各建物に係る減価償却費の額はXの所得金額の計算上損金の額に算入できないなどとして法人税更正処分及び過少申告加算税に係る賦課決定処分を受けたことから、そのうち同決定処分の取消しを求めたものである。

1審判決（東京地裁判平成28年4月27日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

外国法に基づいて設立された組織体が我が国の法人税法2条4号に定める外国法人に該当するか否かを判断するに当たっては、まず、①当該組織体に係る設立根拠法令の規定の文言や法制的仕組みから、当該組織体が当該外国の法令におい

て日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白であるか否かを検討すべきであり（以下「判断方法1」という。）、これができない場合には、次に、②当該組織体が権利義務の帰属主体であると認められるか否かを検討して判断すべきものであり（以下「判断方法2」という。）、具体的には、当該組織体の設立根拠法令の規定の内容や趣旨等から、当該組織体が自ら法律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果が当該組織体に帰属すると認められるか否かという点を検討すべきものと解される（最高裁平成27年7月17日第二小法廷判決参照）。

（判断方法1についての検討）ワシントン州法に基づいて設立されるL P Sが、設立根拠法令の規定の文言や法制の仕組みから、同州の法令において日本法上の法人に相当する法的地位を付与されていること又は付与されていないことが疑義のない程度に明白であるということは困難であるというほかはなく、本件各L P Sが法人税法2条4号に定める外国法人に該当するか否かを判断するためには、判断方法2についての検討をする必要があるというべきである。

（判断方法2についての検討）州L P S法は、L P Sにつき、GPS（ジェネラル・パートナーシップ）が行うことができるあらゆる事業をすることができる旨を定めるところ、州P S法には、GPSがすることのできる事業について制限を設ける定めは特に置かれていない。また、州L P S法は、パートナーはL P Sとの間で取引を行うことができ、その場合、パートナーは、L P Sとの関係で、パートナーではない者（第三者）と同様に権利を有し、義務を負う旨を定める。

以上のとおりの州L P S法及び州P S法の定め等に照らすと、本件各L P Sの設立根拠法令である州L P S法及び州P S法は、L P Sにその名義で法律行為をする権利又は権限を付与するとともに、L P Sの名義でされた法律行為の効果がL P S自身に帰属することを前提とするものと解される。

そして、州L P S法は、パートナーシップ持分は、それ自体が「人的財産権」（「personal property」）という財産権の一類型である旨を定め、州P S法は、パートナーシップにより取得された財産は、当該パートナーシップの財産であって、パートナー個人のものではないと定めるとともに、パートナーは、パートナーシップの財産の共同所有者ではなく、任意であるか強制であるかを問わず、いかなる移転可能なパートナーシップの財産における持分も保有しないと定めるところ、前記に述べたとおりに解されることは、上記の州L P S法及び州P S法の定めとも整合するものと解される。

なお、本件各L P Sに係るパートナーシップ契約のうち、本件各L P Sの目的についての定めをみると、本件各L P Sが、各物件（又はその所有者の持分）の所有、運営、管理、保有又は売却を目的としており、これらの行為を行う権限を有していることを前提としているものと解されるところ、このように解されることは、前記に述べた州L P S法及び州P S法の規律に沿うものということができ

る。

また、州L P S法は、パートナーは、現金以外の形式で、L P Sからいかなる分配も要求、受領する権利を保有しないと定め、A-L P S（注・仮名）以外の本件各L P Sに係るパートナーシップ契約においては、L P（リミテッド・パートナー）の地位に関し、「財産に対する権利がないこと」という項目が設けられ、清算その他の場合には、各L Pは、現金以外の形式での分配をL P Sに対して要求したり、又はL P Sから受領したりする権利を持たないものとする定められており、L Pは、L P Sの財産の全体に係る抽象的な権利を有するとしても、L P Sの財産を構成する個々の物や権利について具体的な持分を有するものではないと解されること、このように解されることは、前記に述べた州L P S法及び州P S法の定めに沿うものということができる。

以上に述べたところからすると、本件各L P Sは、自ら法律行為の当事者となることができ、かつ、その法律効果が本件各L P Sに帰属するということができ、権利義務の帰属主体であると認められる。

以上によれば、本件各L P Sは、法人税法2条4号に定める外国法人に該当し、我が国の租税法上の法人に該当する から、本件各L P Sが営む本件事業に係る各物件（減価償却資産）の償却費をXの各事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入することはできない。

本判決は、1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した（確定）。

(9) 製造設備に使用するプラチナのリース契約終了時における時価差額の損失を損金の額に算入するか否かが争われた法人税更正処分取消等請求控訴事件（東京高裁平成28年（行コ）第304号、平成29年4月12日判決）

本件は、液晶ディスプレイ用ガラス基板の製造販売業を営む内国法人X（原告・控訴人）が、米国法人Aから製造設備に使用するプラチナをリース契約により入手し、当該契約終了時にプラチナの貸手である米国法人Bに対してその終了時のプラチナの時価相当額を支払って取得した取引について、プラチナの当該契約締結時における時価と当該契約終了時における時価との差額から為替差益等を差し引いた額を特別損失（以下「本件損失」という。）として損金の額に算入して法人税の申告をしたところ、税務署長から、Xは契約終了時にプラチナを取得し、その対価として契約終了時の時価相当額を支払っているから、本件損失を損金の額に算入することは認められないとして、更正処分等を受けたことから、その取消しを求めたものである。

1審判決（東京地裁平成28年7月19日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を棄却した。

本件プラチナは、Xが「購入」によって取得した減価償却資産以外の固定資産であるので、プラチナの「取得価額」は、法人税法施行令54条1項1号の例により（法人税基本通達7-3-16の2）、①その「購入の代価」と②これを事業の用

に供するために直接要した費用の額の合計額となり、Xが買取選択権を行使して支払った金員（購入の代価）の一部である特別損失計上額は、本件事業年度におけるプラチナの「取得価額」の一部（上記①の一部）に当たるものであるから、特別損失には当たらないものというべきである。

本判決は、1審の判断を維持し、Xの控訴を棄却した（確定）。

(10) 租税特別措置法（平成21年法律第13号による改正前のもの。）66条の6第1項に規定する特定外国子会社等に該当する会社の主たる事業が株式保有業であるか否かが争われた法人税更正処分取消等請求控訴事件（名古屋高裁平成29年（行コ）第19号，平成29年10月18日判決）

本件は、内国法人であるX（原告・被控訴人）が、シンガポールにおいて事業を営むXの子会社Aについて、税務署長から、Aは租税特別措置法（平成21年法律第13号による改正前のもの。以下同じ。）66条の6第1項に規定する特定外国子会社等に該当し、かつ、Aの主たる事業が株式保有業であり同条3項の定める適用除外要件を充足しないことから、Aの課税留保金額はXの益金に合算されるとして、法人税の更正処分等を受けたことから、Aの主たる事業は地域統括事業であり、株式保有業ではないなどとして、その取消しを求めたものである。

1審判決（名古屋地裁平成29年1月26日判決）は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を一部認容した。

タックスヘイブン対策税制の適用除外要件のうち事業基準を定めた租税特別措置法66条の6第3項が、特定外国子会社等が株式の保有を主たる事業とする場合を同条1項の適用除外の対象としない旨を規定している趣旨は、株式を保有又は運用することにより利益配当又はキャピタルゲインを得るといった株式の保有に係る事業は、その性質上、我が国においても十分に行うことができるものであって、これを主たる事業とする特定外国子会社等が、我が国ではなくわざわざタックスヘイブンに所在する積極的な経済合理性は税負担の軽減以外には見だし難いため、上記のような場合には、タックスヘイブン対策税制の適用除外とする必要性をそもそも認めることができないことにあるものと解されるほか、租税特別措置法66条の6第4項が、事業基準、実体基準及び管理支配基準のほかに、特定外国子会社等の行う主たる事業の内容に応じて、非関連者基準又は所在地国基準を満たすことを要するものと規定しているのは、①特定外国子会社等がその地において当該事業活動を営むことにつき正当かつ十分な経済合理性があるかどうかの判定は、当該事業の本質的な行為が物理的にその所在地国内で行われているかどうかをみること（所在地国基準）によって行うのが最も基本的かつ簡明である一方、②同項1号が掲げる事業（卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業又は航空運送業）については、その性質上、場所的な結び付きが乏しく、どの国で業務を行っているかにさほど意味はないため、所在地国基準を適用するのは現実的に困難であり、無意味でもあることから、所在地国基準に代え

て、親会社等の関連者の間に介在するだけの取引には経済合理性が乏しいという観点から、当該事業活動が主として関連者以外の者との取引から成り立っていること（非関連者基準）という要件が採用されることになったものと解される。そして、上記の「主たる事業」については、特定外国子会社等の当該事業年度における事業活動の具体的かつ客観的な内容から判定するほかないのであって、特定外国子会社等が複数の事業を営んでいるときは、そのいずれが主たる事業であるかに関しては、当該外国子会社等におけるそれぞれの事業活動によって得られた収入金額又は所得金額、それぞれの事業活動に要する使用人の数、事務所、店舗、工場その他の固定施設の状況等の具体的かつ客観的な事業活動の内容を総合的に勘案して判定するのが相当である。

そこで、以上の見地から検討すると、Aの各事業年度当時、Aは、地域統括業務、株式保有業等を行っていたところ、認定事実から指摘することができる諸点に照らすとAの主たる事業は株式保有業ではなく、地域統括事業であったことは明らかである。

このほか、事業基準を定めた趣旨から、直ちに、株式保有業が、配当所得を稼得する事業（子会社を支配しかつ管理するものに限る。）として理解されるということではできず、株式保有業を、「株式の保有」との概念から離れて、配当所得を得るための子会社に対する広範な支配・管理業務を含む事業と解釈することは許されず、配当所得を得るための支配・管理業務のうち、株式保有業として考慮することが許されるのは、株主としての地位に基づく権利の行使（利益配当請求、取締役の選任・解任等）等の「株式の保有」から当然に予定される支配・管理業務ないしこれに付随する業務に限られるというべきである。そして、独占禁止法9条3項の趣旨は、国内子会社の支配を行っている会社を規制の対象としたものと解されるところ、租税特別措置法66条の6第3項及び4項の適用除外要件の趣旨、要件は、独占禁止法9条3項の趣旨とは全く異なるものであるから、「持株会社」が、株式の保有を前提とするものであるからといって、直ちに持株会社が行う事業は全て株式保有業に当たるということはできず、また、持株会社に該当する会社であっても、当該外国において事業活動を行うことに十分な経済合理性があると認められる場合もあると考えられるから、独占禁止法の「持株会社」の概念を用いて、同条項の「株式の保有」を主たる事業とするものを定義することは相当ではないというべきである。さらに、平成22年改正前の租税特別措置法66条の6第3項及び租税特別措置法施行令39条の17には、統括業務についての定めはなかったのであるから、平成22年改正後の文言を根拠に、統括業務を行う特定外国子会社等の主たる業務は当然に「株式等の保有」に該当すると断ずることはできないほか、平成22年改正租税特別措置法66条の6第3項や平成22年改正租税特別措置法施行令39条の17第4項が、被統括会社の株式等の保有を前提としていることは、主たる事業の判定において地域統括事業を考慮することの妨げになる

ものではない。加えて、特定外国子会社等が株式の保有を主たる事業とするものか否かの判定に当たり、収入金額や所得金額という金額的な規模を示す判断要素のみを重視すべきであるということではできず、地域統括事業においては、被統括会社に対する統率力や経営統制の強化、意思決定の迅速化を図り、更には現地パートナー等との交渉等を円滑に進める上で、被統括会社の株式保有が重要な意味を持つ一方で、さほど多くの固定資産等を必要とするものでないことは、事業の性質上、当然のことであるから、上記判定に当たって資産総額に占める保有株式の額の割合を重視することが相当であるということもできない。

以上によると、Aの各事業年度において、Aの主たる事業は、地域統括事業であったというべきであり、Aが株式の保有を主たる事業としていたということではできないから、事業基準を満たすことになる。

本判決は、以下のとおり国の補充主張に対する判断を付加したほかは、原審の判断を維持し、国の控訴を棄却した。

A S E A N域内では地域経済体が成立しており、多国籍企業が地域ごとの軽課税国に地域統括本社を置き、当該地域統括本社に当該域内グループ会社に対する生産、販売、物流、資材調達、研究開発、人事、財務等の各種業務の統括及び支援活動を行うことには、十分な経済的合理性があると認められるから、当該軽課税国で地域統括という事業活動を行うことから、直ちに「純粹」な納税回避の目的を推認し得るとはいえない。また、特定外国子会社等が被統括会社に対し独立した事業としての地域統括業務を行った結果、被統括会社の収益が向上し、当該特定外国子会社等が保有する被統括会社の株式配当金が増加した場合には、当該配当金を地域統括業務の成果と見ることができるところから、これを単なる受動所得（パッシブインカム）と見ることは相当ではない。

特定外国子会社等に係る主たる事業の判定は、それぞれの事業活動の客観的な結果として得られた収入金額又は所得金額、それぞれの事業活動に要する使用人の数、事務所、店舗、工場その他の固定施設の状況等の具体的な事業活動の内容を総合的に勘案して判定すべきであるから、特定外国子会社等の主たる事業が株式の保有であるか否かを判定するに際し、所得に占める受取配当の割合のみを重視することは相当ではない。また、タックスヘイブン対策税制の導入時の資料においても、適用除外規定は、純粹に納税回避を推認し得るもののみを対象とすべきであり、特定外国子会社等は、独立企業としての実体を備え、その所在する国又は地域において事業活動を行うことにつき十分な経済的合理性がある場合には、タックスヘイブン対策税制は適用されないとされていたから、特定外国子会社等の収益が被統括会社からの配当に依存していたとしても、それが経済的合理性を有する地域統括事業の結果であり、株式保有が地域統括事業を推進するための手段にすぎないと認められる場合には、株式保有業ではなく、地域統括事業が、当該特定外国子会社等の主たる事業であると認定すべきものと考えられる。

平成22年改正以前においても、地域統括のような実体のある事業を行いながらグループ会社の株式を保有する特定外国子会社等が存在し、このような子会社が事業基準を満たすか否かが問題になるケースがあったことが認められ、平成22年改正は、株式保有業とは別個独立の地域統括事業を主たる事業として行う統括会社が存在することを前提として行われたと解されるから、平成22年改正が行われたことは、Aの行っていた地域統括業務を株式保有業とは別個独立の事業であると認定することを妨げるものではないというべきである（確定）。

(11) 租税特別措置法（平成16年法律第14号による改正前のもの。）66条の4第2項に規定する独立企業間価格の算定の適否が争われた法人税更正処分取消等請求事件（東京地裁平成21年（行ウ）第472号，平成29年4月11日判決）

本件は、内国法人であるX（原告）が、国外関連者であるA社から幼児向け英語学習教材（以下「本件教材」という。）を輸入して国内で訪問販売の方法により再販売する事業（以下、A社から本件教材を輸入する取引を「本件国外関連取引」といい、本件教材を輸入して国内において再販売する取引を「本件再販売取引」という。）について、税務署長から、租税特別措置法（平成16年法律第14号による改正前のもの。）66条の4第1項の規定により、同条2項の規定する独立企業間価格（以下「本件独立企業間価格」という。）で行われたものとみなされて、平成10年8月期から平成15年8月期（以下「本件各事業年度」という。）の法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたことから、これらの取消しを求めたものである。なお、税務署長は、本件独立企業間価格の基となる通常の利益率の算定のため、本件教材と同種又は類似の子供向け教材を訪問販売する非関連者3社（以下「本件各比較対象法人」という。）を選定した後、本件各比較対象法人が行う棚卸資産の取引（以下「本件各比較対象取引」という。）に係る売上総利益率の算定に当たり、租税特別措置法施行令39条の12第6項ただし書に定める本件再販売取引と本件各比較対象取引との間に「売手の果たす機能その他において差異がある場合」の差異調整を行っている。

本判決は、要旨以下のとおり判示して、Xの請求を認容した。

本件再販売取引と本件各比較対象取引の間には、売手の果たす機能において、通常の利益率の算定に影響を及ぼすことが客観的に明らかな差異が認められるから、本件各比較対象取引が本件再販売取引との関係で比較対象性を有するといえるためには、上記の差異により生ずる売上総利益率の差について調整が可能であることが必要となるところ、訪問販売について、本件各比較対象取引の本件各事業年度における販売経費率（加重平均したもの）と本件再販売取引に係る販売経費率の差を、本件各比較対象取引に係る売上総利益率から減算するという方法で差異調整をしたとしても、これでは、単に販売経費率に対する影響の大きいと考えられる経費について、実際に数値に差があったから調整した（置き換えた）というにすぎず、このような数値の差についてその差をもって調整するという差異

調整が直ちに合理性を有するものとは認め難く、本件各比較対象取引の売上総利益率については、適切な差異調整が行われていない。

そして、本件再販売取引の棚卸資産である本件教材と本件各比較対象取引の棚卸資産である教材に使用する無形資産（キャラクターに係る著作権）について、X及び本件各比較対象法人が当該著作権を保有していなかったという点では、違いは認められないものの、①本件再販売取引に使用する無形資産は、世界的に著名なキャラクター等であり、我が国においても、知名度が非常に高く、顧客に対して強い訴求力があることは顕著であり、本件再販売取引と本件各比較対象取引との間には、使用するキャラクター（無形資産）の知名度や顧客に対する訴求力において、極めて大きな差異があるものと推認され、必要となる広告宣伝費等の販売経費の割合にも差が生ずるものと考えられるから、このキャラクター（無形資産）の知名度や顧客に対する訴求力の差異は、通常の利益率の算定に影響を及ぼすことが客観的に明らかなものと認めることができる。また、②本件再販売取引では、本件教材の仕入代金とは別に、キャラクター等の使用に係るロイヤリティが支払われているのに対し、本件各比較対象取引では、キャラクターの使用に係るロイヤリティの格別の支払がなく、その金額は、教材の仕入価格に含まれているということになるから、この使用するキャラクター（無形資産）に係る会計処理の方法の差異も、通常の利益率の算定に影響を及ぼすことが客観的に明らかなものと認めることができる。

このように、本件再販売取引と本件各比較対象取引との間には、使用するキャラクター（無形資産）において、①知名度や顧客に対する訴求力の差異と②会計処理の方法の差異があり、これらが通常の利益率の算定に影響を及ぼすことが客観的に明らかであるところ、使用するキャラクター（無形資産）の知名度及び顧客に対する訴求力の極めて大きな差異は、その使用するキャラクター（無形資産）の差異によって本件再販売取引と本件各比較対象取引とが比較対象性を有しないことを端的に示すものであるから、使用するキャラクター（無形資産）の知名度や顧客に対する訴求力の差異によって生ずる売上総利益率の差について、ロイヤリティ割合の差と販売経費率の差によって調整することができるという国の主張は採用できない。

さらに、本件再販売取引と本件各比較対象取引との間において、市場の状況について、通常の利益率の算定に影響を及ぼすことが客観的に明らかな差異を認めることはできないが、本件再販売取引では、本件教材を購入した顧客の約70パーセントが一括払としているのに対し、本件各比較対象取引では、教材を購入したほとんど全ての顧客が信販契約による分割払としているという差異があり、このような顧客の信販利用率の差異は負担する信販手数料に影響を与えるものであって、市場における差異として、あるいは、売手の果たす機能の差異として、通常の利益率の算定に影響を及ぼすことが客観的に明らかな差異と認めるのが相当で

あるところ、本件各比較対象取引の売上総利益率については、適切な差異調整が行われていない。

以上のとおり、本件各比較対象取引の比較対象性の有無及び差異調整について、旧租税特別措置法通達66の4(2)-3の規定する「12のテスト」により、本件再販売取引と本件各比較対象取引とを比較すると、本件各比較対象取引は、使用するキャラクター（無形資産）の知名度や顧客に対する訴求力の差異により生ずる売上総利益率の差を適切に調整することができないため、本件再販売取引との比較対象性を有するものとは認められないほか、販売拠点の採用により生じる売上総利益率の差について適切な差異調整がされておらず、顧客の信販利用率の差異によって生ずる売上総利益率の差について適切な差異調整がされていないことから、本件各比較対象取引は、本件再販売取引との比較対象性を有しないか、差異によって生じる売上総利益率の差について適切な調整がされていないため、本件各比較対象取引の売上総利益率を基礎として本件国外関連取引に係る通常の利益率の算定をすることができない。

したがって、本件各事業年度において、本件国外関連取引が本件独立企業間価格でされたものとみなすことはできず、所得金額に加算すべき国外関連者への所得移転金額を認めることはできない（確定）。

訟務支援管理官

法務省組織令第47条、第52条

予防司法支援については、各行政機関からの相談数は着実に増加しており、相談内容も、政治・経済・外交問題、国民全体の日常生活に重要な影響を与えるもの等様々な分野に及んでいる。また、国際的な法的紛争に対しても、日常的に国際法等に関する調査研究・分析を行うとともに、国際機関や、他の国の裁判所で行われる裁判等において十分な主張立証が行われ、適正かつ妥当な判断を得よう、日頃から国際的な法的紛争の発生に備え、関係省庁と連携・協力をして対応を行っており、関係省庁に対しては、法的側面から実質的かつ積極的な支援を行っている。

参事官

法務省組織令第13条

重要事件の処理及び指導

原子力発電所等の安全性に関する事件、戦後処理に関する事件、医療・薬害に関する事件等、国の政治、行政、経済等の根幹に重大な影響を及ぼす重要大型事件を処理するとともに国の行政機関の情報公開に関する訴訟等の訴訟追行の指導に当たった。

Ⅷ 入国管理局

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第2条、第10条、第13条、
第53条～第58条 法務省組織規則第19条～22条

〈重要施策の概要〉

1 出入国管理及び難民認定法の改正

平成28年11月18日に第192回国会（臨時会）において成立し、同月28日に公布された「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成28年法律第88号）が以下のとおり施行された。

(1) 在留資格「介護」の新設（平成29年9月1日施行）

介護福祉士養成施設に指定されている我が国の高等教育機関を卒業し、介護福祉士の資格を取得した留学生が、我が国の介護施設等との契約に基づき、介護福祉士として、介護又は介護の指導を行う業務に従事できるよう、新しい在留資格「介護」を創設した。

(2) 偽装滞在対策の強化（平成29年1月1日施行）

これまで偽りその他不正の手段により上陸許可や在留資格の変更許可等を受けた者について罰則がなく、また、本来の活動を離れて3か月経たないと在留資格の取消しができなかつたところ、

① 偽りその他不正の手段により上陸許可や在留資格の変更許可等を受けた者についての罰則が創設された。

② 在留資格取消事由が追加された。すなわち、付与された在留資格に応じた活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留している場合には、在留資格を直ちに取消すことが可能となった。

また、在留資格の取消しに関する事実の調査については、入国審査官に加えて、入国警備官も行うことが可能となった。

2 新たな技能実習制度の運用状況

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）が平成28年11月18日に第192回国会（臨時会）において成立し、同月28日に公布された。平成29年1月25日に法務大臣及び厚生労働大臣の認可法人として外国人技能実習機構が設立され、その後、技能実習法については、同年4月7日の関係政省令の公布を経て、同年11月1日に施行された。

技能実習法による新たな技能実習制度の運用状況は以下のとおりである。

(1) 新制度への円滑な移行対応

技能実習法施行前による新制度下における対応として、監理団体の許可申請については法施行日前である平成29年6月1日から、また、技能実習計画の認定申請については同年7月3日からそれぞれ事前受付を行い、法施行後に順次、監理団体の許可及び技能実習計画の認定を行った。

(2) 監理団体の許可及び技能実習計画の認定の処理状況

ア 監理団体の許可

平成29年における監理団体の許可件数は1,027件であり、そのうち、一般監理事業（優良な監理団体）に係る許可は414件、特定監理事業（その他の監理団体）に係る許可は613件となっている。

イ 技能実習計画の認定

平成29年における技能実習計画の認定件数は4,766件となっており、その内訳は、企業単独型技能実習に係る件数が327件、団体監理型技能実習に係る件数が4,439件となっている。

(3) 技能実習に関する二国間取決め

送出期間の適正化を主眼とした送出国制度との間の二国間取決めについては、技能実習制度を所管する厚生労働省とともに、順次、各送出国との協議を行い、平成29年末において、6か国（ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル）との間で作成し、同年10月にはベトナムとの間で意見交換を実施し、技能実習の制度趣旨の周知徹底や理解の醸成、送出期間の適正化のための要請等に努めた。

3 高度外国人材の受入れの推進

「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）において、「高度外国人材を更に呼び込む国・在留管理制度の検討」として、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設すること、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件の見直し及び更なる周知を促進すること等とされた。

これを受け、関係省庁と検討した結果、高度外国人材の永住許可申請のために必要な継続した在留歴を現行の5年から3年（特に高度な能力を有する人材（ポイントの合計が80点以上）は1年）に短縮するとともに、ポイント加算項目の追加を行うこととし、平成29年4月から実施している。

4 国家戦略特別区域における外国人材の受入れ

(1) 国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業

農業分野における外国人材の活用を図ることにより、産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、第193回国会（常会）において成立した「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成29年法律第71号。以下「改正国家戦略特区法」という。）において、国家戦略特別区域において農業支援活動を行う外国人について、在留資格「特定活動」の告示に該当するとみなす、「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業」が特例措置として規定された（平成29年9月22日施行）。

(2) 国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業

クールジャパン・インバウンド対応等に係る専門性を有する外国人材の受入れニーズに機動的に対応し、外国人材の修得した専門的な知識・技能が企業等で最

大限活用されるようにするため、改正国家戦略特区法において、「国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業」が特例措置として規定された（平成29年9月22日施行）。

本事業は、国家戦略特別区域会議が本事業の対象となる海外需要開拓支援等活動の内容を区域計画に定めようとするとき、あらかじめ、関係府省庁に対して、海外需要開拓支援等活動について、在留資格「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」に該当するか否かを協議することとされている。

該当する場合、国家戦略特別区域会議は、現行の上陸許可基準において求められる学歴や実務経験と同等の知識・技能等の水準について、内外の資格・試験や受賞歴等によって代替することができることについて関係府省庁に協議することとなる。

協議の結果、上陸許可基準として妥当であるとされた場合は、国家戦略特別区域会議が本事業を区域計画に定め、当該区域計画が内閣総理大臣の認定を受けたとき、上陸基準省令の特例として政令で定める海外需要開拓支援等外国人上陸審査基準を上陸基準省令で定める基準とみなし、在留資格「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」により入国を認めるものである。

5 観光立国の実現に向けた取組

観光は、我が国の地域活性化や雇用機会の増大という効果が期待される重要な成長分野として位置付けられ、平成25年3月から、全閣僚をメンバーとする観光立国推進閣僚会議が開催されており、平成29年5月には、「観光ビジョン実現プログラム2017」（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2017）（平成29年5月観光立国推進閣僚会議決定）が決定された。

入国管理局においては、観光客を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止しつつ、観光立国実現の観点から、出入国審査手続の迅速化・円滑化を図ることとしており、人的・物的体制の充実・強化を図ってきたほか、これまでに、空港における審査待ち時間短縮のための自動化ゲートの利用促進や、「信頼できる渡航者」と認められて登録を受けた「短期滞在」の外国人も自動化ゲートを利用できるようにするトラस्टイド・トラベラー・プログラム（TTP）、航空機の到着前に要注外国人を把握するための事前旅客情報システム（APIS）の活用、大型クルーズ船乗客に対する寄港地上陸許可制度を活用した審査、クルーズ船乗客を対象とした特例上陸許可制度（船舶観光上陸許可制度）、外国人富裕層を対象とする観光・保養のための最長1年間の在留資格「特定活動」の付与等の措置をとってきた。

これらの措置に加えて、平成28年10月、上陸審査待ち時間を活用して前倒しで個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得する機器（通称「バイオカート」）を、特に審査待ち時間短縮効果が高いと思われる関西空港、高松空港及び那覇空港に導入しているが、平成29年4月からは新たに成田空港等12空港にも導入し、円滑な審査の一層の推進を図っている。

また、顔認証技術を活用して日本人の出帰国手続の合理化・円滑化を図る一方で外国人の出入国審査を充実させることにより、出入国審査手続の迅速化を図るため、平成28年度に実施した最適な顔認証ゲートの配備等に係る調査研究の結果を踏まえ、平成28年度及び29年度の2か年で開発を行い、日本人の帰国確認手続における顔認証ゲートの先行運用を、平成29年10月、羽田空港において開始した。

6 厳格な出入国審査等の水際対策の実施

外国人の適正・円滑な受入れ施策等を進める一方で、我が国の治安や国民の安全等を守るため、我が国での不法就労や不法行為を企図して入国する者、テロリスト、密航者等の入国を水際で確実に阻止するとともに、これらの者が既に国内に滞在している場合には、これを着実かつ速やかに国外退去させる必要がある。

指紋等の個人識別情報を活用した上陸審査は、上陸拒否事由に該当する者が偽変造旅券を行使するなどして身分事項を偽って入国を企てる事案の発見に大きな効果を上げているほか、ICPO紛失・盗難旅券情報、航空会社から報告を受けた事前旅客情報（API）及び乗客予約記録（PNR）等の情報を活用し、テロリスト等の要注意人物の水際での入国阻止を行っている。

併せて、平成27年10月に設置された「出入国管理インテリジェンス・センター」においては、情報収集及び分析の強化を図っている。

7 難民の適正かつ迅速な庇護の推進

(1) 第三国定住による難民の受入れ

第三国定住とは、出身国から避難し、隣国の難民キャンプ等で一時的に滞在している難民を、その他の国（第三国）が新たに受け入れて定住させるものであり、「出身国への自発的帰還」及び「第一次庇護国への定住」と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点から、第三国定住による難民の受入れを各国に推奨している。

我が国においても、従来からインドシナ難民や難民条約上の難民と認定された者への定住支援策を講じてきたところであるが、アジア地域での難民に関する諸問題に対処するため、第三国定住による難民の受入れのパイロットケースとして、平成22年度からタイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民の受入れ及び定住支援を実施し、その後、「第三国定住による難民の受入れの実施について」（平成26年1月24日閣議了解）及び「第三国定住による難民の受入れに関する具体的措置について」（平成26年1月24日難民対策連絡調整会議決定）の内容に従い、マレーシアに一時滞在するミャンマー難民を受入れの対象とすることとなり平成29年度には8家族29名が来日した。

入国管理局は、主に受入難民の選考手続を担当し、現地に職員を派遣し面接調査を行うなどしている。今後も、関係機関と協力して、第三国定住難民の円滑な受入れに努めることとしている。

(2) 入管法施行規則の改正による制度の見直し

入管法施行規則の一部を改正する省令が平成29年6月1日に施行され、法務大臣のみに認められていた難民の認定に係る権限等を地方入国管理局長に委任したほか、再申請用の難民認定申請書の様式を新設して、容易に主張内容を把握し、案件の振り分けの効率化、就労・在留制限措置に係る判断を容易に行えることとし、案件処理過程の合理化を図った。

(3) 難民認定制度の運用の更なる見直し

法務大臣の私的懇談会である「第6次出入国管理政策懇談会」及び「難民認定制度に関する専門部会」から平成26年12月に提出された報告書上の提言の趣旨を踏まえ、平成27年9月、「難民認定制度の運用の見直しの概要」を取りまとめ、真の難民の迅速かつ確実な庇護を推進するための難民認定制度の見直しの一環として、濫用・誤用的な難民認定申請を抑制するための取組を進めてきたところであるが、依然として、濫用・誤用的な申請が急増し、真の難民の迅速な保護に支障が生じる事態となった。

そこで、濫用・誤用的な申請が多く見られる正規滞在者からの難民認定申請について、平成30年1月15日から、①初回申請では、振分け期間を設け、振分け結果を在留資格に反映、②庇護が必要な者への更なる配慮、③濫用・誤用的な申請者への厳格な対応を主な内容とする更なる運用の見直しを行い、難民認定制度の適正化を推進することとしている。

8 不法滞在・偽装滞在者への対策等

(1) 不法滞在者対策の実施

これまでの取組により不法残留者数は着実に減少していたものの、平成27年には増加し、平成29年1月1日現在の不法残留者は約6万5,000人となっていることから、摘発の強化、不法滞在者に係る情報の収集・分析の強化及び出頭申告の促進による更なる不法滞在者数の縮減に努めている。

(2) 偽装滞在者対策の実施

入国管理局では、留学生を装って専ら就労活動を行うなど、正規在留者を装って我が国に在留する偽装滞在者の摘発及び情報の収集・分析の強化等に努めている。また、平成29年1月には、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者に対する罰則や在留資格の取消事由の拡大等の措置を盛り込んだ平成28年改正入管法が施行された。

(3) 処遇の適正化に向けた取組

「入国者収容所等視察委員会」からの意見も踏まえ、引き続き、警備処遇の透明性がより一層確保されるよう努めるとともに、入国者収容所等の運営の改善向上を図っている。

(4) 被退去強制者の送還促進

退去強制令書が発付されているものの、病気治療や訴訟の提起等の送還に支障

のある事情を有するために送還の見込みが立たない被收容者については、仮放免を弾力的に活用し、より一層適正な退去強制手続の実施に努めている。

〈会 同〉

| 月 日 | 件 名 | 協 議 事 項 |
|----------|---------------------------------------|--|
| 5.31 | 地方入国管理局・入国者 收容所総務課長・会計課 長会同 | <ol style="list-style-type: none"> 1 適正かつ効率的な会計経理の確保方策について 2 会計業務をめぐる諸問題への対応に当たり、予算担当課長として考慮すべき事項について 3 国有財産の有効活用と適正管理について 4 行政文書の管理及び個人情報保護に係る職員への指導の在り方について 5 効果的な職員の新規採用の在り方について 6 超過勤務の縮減等によるワークライフバランスの推進について |
| 6.27 | 地方入国管理局局長・入国 者收容所長会同 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地方入国管理局・入国者收容所における本年度重点事項について 2 バイオカートの実運用状況について 3 拳所一体となって課題に取り組むための組織運営の在り方について 4 今後の難民認定手続の在り方について 5 退令仮放免者ゼロを目指した送還忌避者対策の全局的推進について |
| 9.20 | 地方入国管理局・入国者 收容所警備監理官・首席 入国警備官会同 | <ol style="list-style-type: none"> 1 各官署における入国警備官の配置及び応援態勢について 2 在留資格の取消しに係る処分を行うための事実の調査における審査部門との連携について 3 真に送還すべき者に係る優先度・重要度を踏まえた送還手法について 4 送還促進を目的とした收容施設の効率的な運用について |
| 10.17～18 | 地方入国管理局審査監理 官・首席審査官会同 | <ol style="list-style-type: none"> 1 入国・在留諸申請の傾向、注目すべき点及びこれらへの対応並びに情報共有すべき特異事案について 2 在留資格取消制度の実運用状況について 3 日本語教育機関に係る適正校の選定基準及び日本語教育機関に在籍する（又はしていた）者の資格外活動の状況を踏まえた在留審査の在り方等について |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 4 在留申請のオンライン化（在留管理基盤強化を含む。）について 5 審査場におけるすり抜け・逆流事案の効果的な再発防止策について 6 上陸拒否者の増加により今後懸念される上陸審査手続上の問題点について 7 送還忌避対策の一環として再審情願への対応及び在留資格認定証明書交付申請に関する措置について 8 濫用・誤用的な難民認定申請への対策について |
|--|--|

総務課

法務省組織令第53条、第54条 法務省組織規則第19条

広報関係

平成29年中の主な広報活動は、次のとおりである。

(1) 不法就労防止のための啓発活動

外国人の雇用を適正化して不法就労を防止するため、政府の「外国人労働者問題啓発月間」である6月を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」とし、関係省庁、地方自治体等の協力を得て、事業主向けに外国人雇用の際の注意点を記載したリーフレットを配布するなどの啓発活動を行った。

(2) 出入国管理に係る制度や手続等についての広報活動

顔認証ゲートの利用促進、在留資格「介護」などの案内のほか、新しいデザインの証印シールの使用開始について、法務省ホームページや入国管理局ホームページを利用したり、公式ツイッターに掲載するなどの広報活動を実施した。

入国在留課

法務省組織令第53条、第55条 法務省組織規則第20条

1 厳格かつ円滑な上陸審査の実施

(1) 平成19年11月20日から開始した個人識別情報を活用した入国審査において、過去の退去強制歴が発覚するのを避けるため、指に傷をつける、指紋を摩耗させる、薄い皮膜やシールを貼付する、指紋を手術するなど、指紋を偽装する事案が報告されており、このような手段は、テロ対策を始めとした厳格な入国審査を実施する上で看過できないことから、提供された指紋の品質値について厳格な基準を設け、それが一定程度以下の場合には、入国審査官が指の状態を目視の上、指紋に偽装がないか確実に確認することとし、さらに指紋の状態をブースにいる入国審査官がディスプレイ上で確認できるようにしている。

(2) 平成26年改正入管法により、平成27年1月1日から航空会社に対してPNRの

報告を求めることができることとなった（平成28年1月1日からは電子的取得が可能となった。）ところ、その活用により、テロリスト等の出入国管理上問題のある外国人の水際での入国阻止に努めている。

- (3) 東京入国管理局成田空港支局，同羽田空港支局，大阪入国管理局関西空港支局及び名古屋入国管理局中部空港支局等において「セカンダリ審査」を継続して実施し，入国目的等に疑いがある外国人を別室に案内して，より慎重な審査を行う一方で，大多数の問題のない外国人に対する円滑な入国審査を実施した。
- (4) チャーター便等への対応のための「審査機動班」を千歳苫小牧出張所，羽田空港支局，大阪入国管理局及び福岡入国管理局に配置し，地方空港等において円滑な入国審査を実施した。
- (5) 平成28年10月1日から我が国の空港における入国審査所要時間を短縮するため，個人識別情報を前倒しで取得する機器（バイオカート）を導入し，平成29年4月からは新たに成田空港等12空港にも導入した。
- (6) 平成28年10月17日から，全国の空海港において，上陸審査時に外国人から提供を受けた顔写真とテロリスト等の顔画像の照合を実施した。
- (7) 平成29年10月18日から，羽田空港の上陸審査場において，日本人の帰国手続を行う「顔認証ゲート」を先行導入した。
- (8) 平成29年1月から全国の空港・ターミナルごとの入国審査待ち時間20分以内の達成率（在留資格「短期滞在」で上陸許可を受けた者の総数から，入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた者の総数の割合）等を公表した。

出入国者数（平成25年～平成29年）

| 年次 | 外国人 入国者数 | 外国人（特例上陸許可数） | | | | | | | | 日本人 出国者数 |
|-------------|-------------|--------------|---------|-------|-----------|-----------|------|------|-------|-------------|
| | | 総数 | 寄港地 | 通過 | 船舶観光 | 乗員 | 緊急 | 遭難 | 一時庇護 | |
| 平成25年 | 11,255,221 | 2,165,112 | 76,378 | 2,571 | - | 2,085,701 | 318 | 142 | 2 | 17,472,748 |
| 26 | 14,150,185 | 2,452,119 | 257,873 | 3,372 | - | 2,190,439 | 360 | 74 | 1 | 16,903,388 |
| 27 | 19,688,247 | 3,527,959 | 15,944 | 5,150 | 1,071,724 | 2,434,617 | 434 | 86 | 4 | 16,213,789 |
| 28 | 23,218,912 | 4,749,924 | 16,694 | 5,871 | 1,936,469 | 2,790,348 | 473 | 68 | 1 | 17,116,420 |
| 29 | 27,428,782 | 5,502,177 | 13,217 | 4,979 | 2,449,299 | 3,034,126 | 464 | 90 | 2 | 17,889,292 |
| 対前年 増減率% | 18.1 | 15.8 | -20.8 | -15.2 | 26.5 | 8.7 | -1.9 | 32.4 | 100.0 | 4.5 |

（注1）乗員上陸許可には，数次乗員上陸許可を含む。

（注2）船舶観光上陸許可制度は，平成27年1月1日から運用を開始した。

在留審査業務処理件数（平成25年～平成29年）

| 区 分 | 平成25年 | 26 | 27 | 28 | 29 | 対前年 増減率 (%) |
|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-------------------|
| 総 数 | 870,958 | 904,461 | 989,605 | 1,081,536 | 1,239,504 | 14.6 |
| 在留資格取得 | 9,537 | 10,980 | 10,924 | 13,201 | 13,817 | 4.7 |
| 在留期間更新 | 433,682 | 451,547 | 494,889 | 540,722 | 621,142 | 14.9 |
| 在留資格変更 | 144,624 | 154,379 | 169,141 | 191,904 | 232,880 | 21.4 |
| 資格外活動 | 165,884 | 188,399 | 220,514 | 251,281 | 285,408 | 13.6 |
| 再入国許可 | 54,266 | 48,368 | 37,955 | 31,609 | 35,350 | 11.8 |
| 永 住 許 可 | 62,965 | 50,788 | 56,182 | 52,819 | 50,907 | -3.6 |

(注) 再入国許可には、数次再入国許可を含む。

2 対北朝鮮措置

平成18年7月5日の官房長官発表等を受け、①北朝鮮籍を有する者の入国の原則禁止、②在日の北朝鮮当局職員及び在日の北朝鮮当局の職員が行う当局職員としての活動を実質的に補佐する立場にある者による北朝鮮を渡航先とする再入国の原則禁止、③北朝鮮籍船舶の乗組員等の上陸の原則禁止、④「対北朝鮮の貿易・金融措置に違反し、刑の確定した外国人船員の上陸の原則禁止」及び「そのような刑の確定した在日外国人の北朝鮮を渡航先とした再入国の原則禁止」などの各措置を実施していたが、平成26年7月4日、対北朝鮮措置の一部を解除する旨の内閣官房長官発表に基づき、入国管理局が実施していた対北朝鮮措置（国連安保理決議に基づく措置を除く。）を解除した。

平成28年2月、官房長官発表を受け、上記①～④などの各措置を再び実施するとともに、新たに、⑤「在日外国人の核・ミサイル技術者の北朝鮮を渡航先とした再入国の禁止」の措置を実施した。

審判課

法務省組織令第53条、第56条

1 外国人の上陸についての口頭審理、異議の申出と法務大臣等の裁決（入管法第10条～第12条）

口頭審理の受理件数は9,793件で、前年に比べ901件、10.1%増加し、異議の申出の受理件数は1,781件で、前年に比べ64件、3.5%減少した。

口頭審理等の結果、本邦からの退去を命ぜられるなどその上陸が許可されなかった件数は7,181件（寄港地上陸許可申請不許可事案を含む。）で、前年に比べ1,376件、23.7%増加した。

(1) 外国人の上陸についての口頭審理件数

(人 員)

| 平成25年 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 6,687 (2,423) | 7,577 (2,255) | 8,176 (1,627) | 8,892 (1,740) | 9,793 (1,421) |

(注1) 本表は、口頭審理の受理件数である。

(注2) 括弧内の数は、出入国港において口頭審理の結果、特別審理官において上陸許可の証印を行った人員を示し、内数である。

(2) 外国人の上陸に関する異議の申出と法務大臣等の裁決の状況

(人 員)

| 年 次 | 異議の申出 | | | 裁決の結果 | | | | 取下等 | 未処理 決裁 |
|-------|-------|-----|-------|-------|------------|------------|-----------|-----|-----------|
| | 総 数 | 旧 受 | 新 受 | 総 数 | 上 陸 不許可 | 上陸特 別許可 | 理 由 あり | | |
| 平成25年 | 1,871 | 52 | 1,819 | 1,803 | 340 | 1,442 | 21 | 50 | 18 |
| 26 | 2,180 | 19 | 2,161 | 2,135 | 366 | 1,747 | 22 | 33 | 12 |
| 27 | 2,386 | 12 | 2,374 | 2,309 | 348 | 1,946 | 15 | 59 | 18 |
| 28 | 1,845 | 18 | 1,827 | 1,777 | 347 | 1,418 | 12 | 57 | 11 |
| 29 | 1,781 | 11 | 1,770 | 1,684 | 439 | 1,241 | 4 | 89 | 8 |

2 退去強制についての違反審査、口頭審理、異議の申出と法務大臣等の裁決（入管法第45条～第50条）

違反審査の受理件数は14,407件で、前年に比べ209件、1.5%増加した。

口頭審理の受理件数は3,273件で、前年に比べ672件、17.0%減少し、異議の申出の受理件数は3,352件で、前年に比べ126件、3.6%の減少となった。

在留特別許可数は1,255件で、前年に比べ297件、19.1%の減少となった。

在留特別許可の許否判断の透明性を更に高めるため、これまで在留特別許可された事例等を一覧表形式で公表するとともに、在留特別許可に係るガイドラインを策定するなどの措置を講じている。

(1) 違反審査件数

(人 員)

| 平成25年 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 12,523 | 11,645 | 13,233 | 14,198 | 14,407 |

(注) 本表は、違反審査の受理件数である。

(2) 外国人の退去強制についての口頭審理件数

(人 員)

| 平成25年 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 4,942 | 4,282 | 3,871 | 3,945 | 3,273 |

(注) 本表は、口頭審理の受理件数である。

(3) 外国人の退去強制に関する異議の申出と法務大臣等の裁決の状況

(人 員)

| 年 次 | 異議の申出 | | | 裁決の結果 | | | | 取 下 終 止 | 未処理 |
|-------|-------|-----|-------|-------|-------|------------|------------|------------|-----|
| | 総 数 | 旧 受 | 新 受 | 総 数 | 退 去 | 在留特 別許可 | 理 由 あ り | | |
| 平成25年 | 4,776 | 505 | 4,226 | 4,479 | 1,588 | 2,840 | 1 | 50 | 297 |
| 26 | 3,936 | 297 | 3,596 | 3,545 | 1,253 | 2,291 | 1 | 34 | 357 |
| 27 | 3,526 | 357 | 3,163 | 3,110 | 1,087 | 2,023 | 0 | 40 | 376 |
| 28 | 3,478 | 376 | 3,078 | 2,589 | 1,036 | 1,552 | 1 | 71 | 818 |
| 29 | 3,352 | 818 | 2,522 | 2,416 | 1,160 | 1,255 | 1 | 119 | 817 |

3 収容令書及び退去強制令書の発付（入管法第39条～第41条、第47条～第51条）

(1) 収容令書の発付状況

(人 員)

| 区 分 | | 平成25年 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 不法入国 不法上陸 | 韓国・朝鮮 | 89 | 62 | 51 | 44 | 34 |
| | 中 国 | 308 | 227 | 203 | 129 | 108 |
| | そ の 他 | 757 | 727 | 720 | 606 | 544 |
| | 計 | 1,154 | 1,016 | 974 | 779 | 686 |
| 不法残留 | 韓国・朝鮮 | 645 | 474 | 368 | 303 | 241 |
| | 中 国 | 1,797 | 1,731 | 1,794 | 1,694 | 1,763 |
| | そ の 他 | 3,311 | 3,108 | 3,814 | 4,764 | 4,846 |
| | 計 | 5,753 | 5,313 | 5,976 | 6,761 | 6,850 |
| 刑罰法令 違反等 | 韓国・朝鮮 | 245 | 119 | 85 | 70 | 36 |
| | 中 国 | 493 | 670 | 646 | 476 | 350 |
| | そ の 他 | 460 | 558 | 694 | 898 | 1,154 |
| | 計 | 1,198 | 1,347 | 1,425 | 1,444 | 1,540 |
| 合 計 | | 8,105 | 7,676 | 8,375 | 8,984 | 9,076 |

(2) 退去強制令書の発付状況

(人 員)

| 区 分 | | 平成25年 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 不法入国 不法上陸 | 韓国・朝鮮 | 105 | 67 | 52 | 41 | 31 |
| | 中 国 | 350 | 259 | 205 | 151 | 105 |
| | フィリピン | 206 | 161 | 115 | 101 | 83 |
| | タ イ | 58 | 41 | 30 | 21 | 23 |
| | そ の 他 | 446 | 365 | 459 | 414 | 401 |
| | 計 | 1,165 | 893 | 861 | 728 | 643 |
| 不法残留 | 韓国・朝鮮 | 365 | 273 | 191 | 172 | 154 |
| | 中 国 | 1,513 | 1,358 | 1,406 | 1,396 | 1,531 |
| | フィリピン | 582 | 415 | 379 | 458 | 455 |
| | タ イ | 276 | 404 | 663 | 855 | 1,129 |
| | そ の 他 | 1,171 | 1,124 | 1,579 | 2,100 | 2,603 |
| | 計 | 3,907 | 3,574 | 4,218 | 4,981 | 5,872 |
| 刑罰法令 違反等 | 韓国・朝鮮 | 216 | 106 | 87 | 57 | 47 |
| | 中 国 | 607 | 680 | 727 | 537 | 366 |
| | フィリピン | 70 | 95 | 87 | 93 | 186 |
| | タ イ | 46 | 44 | 27 | 49 | 44 |
| | そ の 他 | 414 | 429 | 582 | 796 | 972 |
| | 計 | 1,353 | 1,354 | 1,520 | 1,532 | 1,615 |
| 合 計 | | 6,425 | 5,821 | 6,589 | 7,241 | 8,130 |

(注1) 「不法入国・不法上陸」とは、入管法第24条第1号、第2号、第5号及び第5号の2に該当するもの(旧外国人登録令第16条第1項第1号に該当するものを含む。)である。

(注2) 「不法残留」とは、入管法第24条第2号の4、第4号(ロ)、第6号、第6号の2、第6号の3、第6号の4、第7号及び第8号に該当するものである。

(注3) 「刑罰法令違反等」とは、入管法第24条第2号の2、第2号の3、第3号、第3号の2、第3号の3、第3号の4(イ)から(ハ)、第3号の5(イ)から(ニ)、第4号(イ)及び(ハ)から(ヨ)まで、第4号の2、第4号の3、第4号の4、第9号及び第10号に該当するもの(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第22条第1項に該当するものを含む。)である。

4 出国命令書の交付(入管法第55条の2～第55条の6)

(人 員)

| 国 籍 | 平成25年 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 韓国・朝鮮 | 294 | 214 | 169 | 154 | 117 |
| 中 国 | 1,279 | 1,308 | 1,673 | 1,706 | 1,737 |
| フィリピン | 241 | 224 | 298 | 326 | 288 |
| タ イ | 135 | 310 | 641 | 766 | 841 |
| そ の 他 | 529 | 536 | 792 | 1,149 | 1,440 |
| 計 | 2,478 | 2,592 | 3,573 | 4,101 | 4,423 |

(注) 出国命令とは、不法残留者のうち、自ら入国管理官署に出頭し、速やかに本邦から出国することが見込まれ、一定の刑罰法令違反を犯していない等の条件を満たす者については、簡易な手続により出国できるようにし、また、上陸拒否期間を1年にすることによりそれらの者の出頭を促進させ、もって不法滞在者の減少を図ることを目的とするものである。

5 難民審査請求の状況（入管法第61条の2の9～10）

(1) 難民審査参与員は、平成29年末現在、88人となっており、3人で1班を構成し、班単位で審理に当たるところ、東京入国管理局に21班、名古屋入国管理局に3班、大阪入国管理局に2班が設けられている。

(2) 平成29年に難民の認定をしない処分に対して不服があるとして審査請求を行った者は8,530人である。

審査請求を行った者の主な国籍別内訳は、ベトナム1,788人、フィリピン1,646人、ネパール1,388人となっている。

(3) 平成29年の審査請求（異議申立てを含む。以下同じ。）の処理数は4,391人で、その内訳は、審査請求に理由があるとされた者（認定者）が1人、理由がないとされた者が3,084人、審査請求を取り下げた者等が1,306人であった。

（注）平成28年4月に改正行政不服審査法及び改正入管法が施行され、同年3月末までに通知された難民の認定をしない処分に対して不服がある場合は「異議申立て」、同年4月以降に通知された処分に対して不服がある場合は「審査請求」を行うこととなった。

警備課

法務省組織令第53条、第57条 法務省組織規則第21条

1 違反調査に関する事項（入管法第27条～第38条）

(1) 入管法違反事件全体

平成29年に入国警備官から入国審査官へ引渡し・引継ぎされた入管法違反事件は、13,686件で、前年（13,361件）と比較して325件（2.4%）増加した。

(2) 不法残留事件・不法入国事件

不法残留事件の引渡し・引継ぎ件数は、11,502件で、前年（11,198件）と比較して304件（2.7%）増加した。なお、違反事件全体に占める割合は依然として高く、84.0%を占めた。

不法入国事件の引渡し・引継ぎ件数は、577件で、前年（599件）と比較して22件（3.7%）減少した。

(3) 不法就労事件

入管法違反事件のうち、不法就労活動が認められた不法就労事件は、9,134件で、全体の66.7%を占めた。前年（9,003件）と比較すると、131件（1.5%）の増加となった。

国籍・地域別では、中国（台湾、香港・その他を含む。）2,930件（不法就労事件全体の32.1%）、ベトナム2,152件（23.6%）、タイ1,855件（同20.3%）、フィリピン711件（同7.8%）、インドネシア588件（同6.4%）、韓国239件（同2.6%）等となっており、依然としてアジア地域出身者が多数を占めている。

性別では、男性6,120件（構成比67.0%）、女性3,014件（同33.0%）となっている。

(4) 違反調査適条別・端緒別立件数

(平成29年)

| 通条 | 端緒 | | 韓国 | | 中国 | | その他 | | 端 | | | | 別 | | | | 知 | | | | | |
|--------|--------|-----|-------|--------|-----|-----|-----|-------|------|----|-------|-------|------|-----|-------|-------|----|-----|---|---|---|---|
| | 数 | 件 | 国 | 他 | 国 | 他 | 国 | 他 | 矯正施設 | 警 | 海上保安庁 | 検 | 市区町村 | その官 | 不 | 自 | 一 | 本 | 本 | 探 | 知 | 他 |
| 16-1-1 | 19,527 | 914 | 5,414 | 13,199 | 629 | 742 | 16 | 3,891 | 5 | 30 | 13 | 6,753 | 36 | 74 | 4,604 | 2,774 | 88 | 194 | | | | |
| 24-1 | 674 | 44 | 132 | 498 | 4 | 6 | 10 | 82 | 1 | 8 | | 253 | 2 | 26 | | 194 | 10 | 78 | | | | |
| 2 | 125 | 29 | 29 | 96 | | 2 | 2 | 14 | | | | 21 | | | | 78 | 1 | 1 | | | | |
| 2の2 | 91 | 7 | 37 | 47 | | | | 14 | | | | 1 | | | | 75 | 1 | 1 | | | | |
| 2の3 | 19 | 6 | 6 | 13 | | | | 4 | | | | 17 | | | | 14 | 8 | 69 | | | | |
| 2の4 | 97 | 1 | 13 | 83 | | | | 3 | | | | | | | | 8 | 8 | 69 | | | | |
| 3 | 52 | 1 | 7 | 44 | | | | 2 | | | | | | | | 37 | 8 | 69 | | | | |
| 3の2 | 93 | 12 | 41 | 40 | | 1 | 1 | 33 | | | | 3 | 4 | | | 52 | 3 | 3 | | | | |
| 3の4-1 | 9 | 1 | 1 | 8 | | | | 1 | | | | 3 | 1 | | | 5 | 5 | 8 | | | | |
| 3の5-1 | 206 | 8 | 107 | 99 | | 2 | 2 | 106 | | 1 | | 3 | 1 | | | 85 | 8 | 8 | | | | |
| 3の5-2 | 31 | 31 | 31 | 31 | | 4 | 4 | 10 | | | | 1 | 2 | | | 17 | 2 | 2 | | | | |
| 3の5-3 | 155 | 42 | 42 | 113 | | | | 99 | | | | 1 | 2 | | | 38 | 10 | 10 | | | | |
| 4-1 | 1,197 | 10 | 135 | 1,052 | | 35 | 35 | 72 | | | | 3 | 9 | | | 1,023 | 51 | 51 | | | | |
| 4-2 | 14,332 | 426 | 4,306 | 9,600 | 69 | 675 | 1 | 2,592 | 3 | 11 | 13 | 6,173 | 17 | 29 | 2,814 | 1,935 | 2 | 2 | | | | |
| 4-3 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | 1 | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | | | | |
| 4-4 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | 1 | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | | | | |
| 4の2 | 21 | 1 | 1 | 19 | | 9 | 9 | 3 | | | | 1 | 1 | | | 1 | 1 | 1 | | | | |
| 4の3 | 690 | 141 | 49 | 500 | 208 | 2 | 1 | 422 | | | | 1 | 1 | | | 53 | 1 | 1 | | | | |
| 4の4 | 448 | 161 | 96 | 191 | 263 | | | 148 | | | | 8 | 8 | | | 32 | 2 | 2 | | | | |
| 4の4-1 | 67 | 7 | 48 | 12 | | | | 50 | | | | | | | | 15 | 5 | 5 | | | | |
| 4の4-2 | 3 | 3 | 3 | 3 | | | | 1 | | | | | | | | 3 | 3 | 3 | | | | |
| 4の4-3 | 2 | 1 | 1 | 1 | | | | 1 | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | | | | |
| 4の4-4 | 203 | 7 | 77 | 119 | 4 | | | 159 | | | | 4 | 4 | | | 30 | 30 | 30 | | | | |
| 5の2 | 80 | 1 | 5 | 74 | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | | | | |
| 6の2 | 423 | 2 | 223 | 198 | 4 | 4 | 2 | 38 | | 1 | | 47 | 1 | | | 208 | 2 | 2 | | | | |
| 6の3 | 42 | 7 | 7 | 35 | | 5 | 5 | 2 | | | | 1 | 1 | | | 23 | 11 | 11 | | | | |
| 6の4 | 4 | 4 | 4 | 4 | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | | | | |
| 7 | 296 | 5 | 23 | 268 | 1 | 3 | 3 | 3 | | 1 | | 2 | 2 | | | 38 | 2 | 2 | | | | |
| 8 | 43 | 3 | 25 | 15 | | 1 | 1 | 3 | | | | 8 | 8 | | | 9 | 9 | 9 | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旧2の3 | 18 | 3 | 3 | 15 | | 1 | 1 | 1 | | | | 2 | 2 | | | 5 | 5 | 5 | | | | |
| 法附則24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別法22 | 95 | 85 | 10 | 10 | 65 | 1 | 1 | 29 | | 1 | | 1 | 1 | | | | | | | | | |

送出席請

(注1) 「登16-1-1」は、外国人登録令第16条第1項第1号に該当するものである。
 (注2) 「法附則24」は、出入国管理及び難民認定法の一部改正附則（平成21年7月15日法律第79号）第24条第1項に該当するものである。
 (注3) 「特別法22」は、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法第22条第1項各号に該当するものである。
 (注4) 送出席請の件数は立件総数に含まれない。

(5) 違反調査の処理状況

| 区 分 | 平成25年 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 受 理 | 20,786 | 20,038 | 21,896 | 22,097 | 22,723 |
| 旧 受 | 3,200 | 2,964 | 3,163 | 3,195 | 3,196 |
| 新 受 | 17,586 | 17,074 | 18,733 | 18,902 | 19,527 |
| 処 理 | 17,822 | 16,875 | 18,701 | 18,904 | 18,719 |
| 未 処 理 | 2,964 | 3,163 | 3,195 | 3,196 | 4,003 |

(6) 不法就労事件の退去強制手続状況

| 国籍・地域 | 平成25年 | 26 | 27 | 28 | 29 | |
|-------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 総 数 | 7,038 (4,356) | 6,702 (4,160) | 7,973 (5,167) | 9,003 (6,093) | 9,134 (6,120) | |
| 中 国 | 中 国 | 2,909 (1,943) | 2,819 (1,869) | 3,266 (2,166) | 3,080 (2,130) | 2,915 (1,982) |
| | 台 湾 | 36 (12) | 32 (13) | 21 (6) | 16 (4) | 14 (4) |
| | 香港・その他 | 1 (1) | - | 2 (0) | 5 (2) | 1 (1) |
| ベ ト ナ ム | 461 (312) | 701 (454) | 1,160 (873) | 1,638 (1,246) | 2,152 (1,657) | |
| タ イ | 442 (272) | 681 (384) | 1,215 (699) | 1,536 (850) | 1,855 (966) | |
| フ ィ リ ピ ン | 968 (394) | 763 (308) | 756 (341) | 830 (426) | 711 (366) | |
| イ ン ド ネ シ ア | 233 (193) | 231 (193) | 396 (338) | 819 (699) | 588 (514) | |
| 韓 国 | 866 (311) | 606 (237) | 435 (167) | 359 (167) | 239 (118) | |
| モ ン ゴ ル | 81 (47) | 101 (72) | 81 (51) | 133 (90) | 146 (95) | |
| ネ パ ー ル | 97 (78) | 75 (47) | 68 (51) | 95 (76) | 77 (52) | |
| ス リ ラ ン カ | 136 (127) | 119 (112) | 57 (54) | 68 (67) | 53 (48) | |
| ペ ル ー | 107 (73) | 59 (48) | 73 (58) | 62 (46) | 47 (39) | |
| そ の 他 | 701 (593) | 515 (423) | 443 (363) | 362 (290) | 336 (278) | |

(注1) 本表は、入国管理官署において各年中に入国警備官から入国審査官に引渡し又は引継ぎをした人員のうち、不法就労が認められた者を示す。

(注2) () 内は、男性の数で内数である。

2 収容令書及び退去強制令書の執行に関する事項（入管法第39条、第42条～第44条、第52条）

(1) 収容状況

（平成25年～平成29年）

| 区分 | 平成25年 | | | | | | 26 | | | 27 | | | 28 | | | 29 | | |
|-------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| | 収容場 | | 収容所 | | 計 | 収容場 | 収容所 | 計 | 収容場 | 収容所 | 計 | 収容場 | 収容所 | 計 | 収容場 | 収容所 | 計 | |
| | 入 | 所 | 数 | 14,398 | 657 | 15,055 | 13,074 | 565 | 13,639 | 14,304 | 631 | 14,935 | 15,683 | 730 | 16,413 | 17,995 | 638 | 18,633 |
| 総 | 数 | 1,563 | 29 | 1,592 | 1,001 | 741 | 21 | 762 | 613 | 12 | 625 | 469 | 5 | 474 | 4,960 | 90 | 5,050 | 4,373 |
| 韓国・朝鮮 | | 7,875 | 538 | 8,413 | 7,423 | 482 | 7,905 | 8,745 | 559 | 9,304 | 10,979 | 660 | 11,639 | 13,153 | 597 | 13,750 | | |
| 中国 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 出 | 所 | 数 | 14,419 | 750 | 15,169 | 13,005 | 616 | 13,621 | 14,247 | 617 | 14,864 | 15,580 | 703 | 16,283 | 17,847 | 568 | 18,415 | |
| 総 | 数 | 1,575 | 37 | 1,612 | 1,012 | 749 | 16 | 765 | 607 | 24 | 631 | 469 | 4 | 473 | 4,905 | 92 | 4,997 | 4,338 |
| 韓国・朝鮮 | | 7,939 | 621 | 8,560 | 7,320 | 526 | 7,846 | 8,660 | 541 | 9,201 | 10,862 | 626 | 11,488 | 13,040 | 521 | 13,561 | | |
| 中国 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 延 | 人数 | 240,635 | 154,579 | 395,214 | 242,784 | 121,350 | 364,134 | 280,529 | 114,134 | 394,663 | 292,233 | 125,127 | 417,383 | 342,097 | 149,149 | 491,246 | | |
| 総 | 数 | 16,230 | 4,173 | 20,403 | 12,686 | 3,245 | 15,931 | 10,644 | 4,092 | 14,736 | 7,038 | 3,142 | 10,180 | 6,792 | 1,173 | 7,965 | | |
| 韓国・朝鮮 | | 54,405 | 17,063 | 71,468 | 57,057 | 10,971 | 68,028 | 55,633 | 13,100 | 69,733 | 42,926 | 8,962 | 51,888 | 47,470 | 9,903 | 57,373 | | |
| 中国 | | 170,000 | 133,343 | 303,343 | 173,041 | 107,134 | 280,175 | 213,252 | 96,942 | 310,194 | 242,269 | 113,023 | 355,315 | 287,835 | 138,073 | 425,908 | | |
| その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年 | 末 | 人数 | 528 | 386 | 914 | 597 | 335 | 932 | 654 | 349 | 1,003 | 757 | 376 | 1,133 | 905 | 446 | 1,351 | |
| 総 | 数 | 30 | 8 | 38 | 19 | 9 | 28 | 11 | 14 | 25 | 17 | 19 | 2 | 19 | 17 | 3 | 20 | |
| 韓国・朝鮮 | | 148 | 46 | 194 | 122 | 37 | 159 | 106 | 30 | 136 | 86 | 86 | 33 | 119 | 128 | 26 | 154 | |
| 中国 | | 350 | 332 | 682 | 456 | 289 | 745 | 537 | 305 | 842 | 654 | 654 | 341 | 995 | 760 | 417 | 1,177 | |
| その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(2) 送還状況

| 国籍・地域別 | 平成25年 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総 数 | 5,790 | 5,542 | 6,174 | 7,014 | 8,145 |
| (集 団) | (121) | (32) | (22) | (30) | (43) |
| (単 独) | (5,669) | (5,510) | (6,152) | (6,984) | (8,102) |
| ベ ト ナ ム | 432 | 627 | 1,064 | 1,412 | 2,038 |
| 中 国 | 2,284 | 2,282 | 2,296 | 2,058 | 1,954 |
| タ イ | 400 | 483 | 707 | 914 | 1,224 |
| フ ィ リ ピ ン | 796 | 616 | 593 | 618 | 705 |
| イ ン ド ネ シ ア | 134 | 159 | 287 | 561 | 549 |
| 韓 国 | 665 | 456 | 328 | 288 | 248 |
| ネ パ ー ル | 64 | 48 | 82 | 113 | 196 |
| ス リ ラ ン カ | 93 | 123 | 69 | 115 | 127 |
| ミ ャ ン マ ー | 51 | 44 | 28 | 80 | 114 |
| モ ン ゴ ル | 49 | 51 | 49 | 84 | 96 |
| そ の 他 | 822 | 653 | 671 | 771 | 894 |

3 被收容者の新規仮放免件数（入管法第54条）

| 区 分 | 平成25年 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 被 収 令 発 付 者 | 1,510 | 1,293 | 1,293 | 1,491 | 922 |
| 韓国・朝鮮 | 144 | 114 | 94 | 88 | 51 |
| 中 国 | 296 | 317 | 296 | 192 | 187 |
| そ の 他 | 1,070 | 862 | 903 | 1,211 | 684 |
| 被 退 令 発 付 者 | 1,271 | 926 | 1,063 | 1,160 | 822 |
| 韓国・朝鮮 | 81 | 42 | 45 | 38 | 23 |
| 中 国 | 138 | 121 | 152 | 137 | 79 |
| そ の 他 | 1,052 | 763 | 866 | 985 | 720 |

出入国管理情報官

法務省組織令第53条、第58条、法務省組織規則第22条

1 情報の収集・分析

テロリスト等の入国を水際で確実に阻止するためには、要注意人物に関する情報の取得が重要であり、出入国管理インテリジェンス・センター（以下「センター」という。）では、警察庁等の国内関係機関や外国入国管理当局、航空会社等と連携を図り情報収集に努めた。

特に、平成27年1月から航空会社に対して乗客予約記録（PNR）の報告を求めることができることとなり、平成28年1月からは、輸出入・港湾関連情報処理センターが運用する輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）経由で、PNR

の電子的な受領が可能となっており、センターでは、このPNRをその他保有する情報と併せて高度な分析を行い、その結果を空港等に提供することで、より実効性のある水際対策に貢献している。

また、国外の関係機関との情報共有の推進も重要であることから、外国入国管理当局との情報共有を迅速かつ効率的に行うための枠組みの構築に向けた取組を行った。

2 鑑識

「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」(平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)により、水際対策の強化が求められ、その中で、「偽変造文書対策の強化」が掲げられる等、テロの水際対策として文書鑑識はますます重要となっており、平成29年においても最新鋭の鑑識機器の配備を進めた。

さらに、センターにおいては、成田、羽田、関西及び中部の各空港に設置されている偽変造文書対策室と連携して、各空海港の職員等を対象に、鑑識技術の向上を目的とした研修を実施したほか、外国入国管理当局が発見した偽変造文書に係る情報の収集や、当局において発見した偽変造文書に係る情報の海外発信など、偽変造文書行使事案の阻止のための国際連携を推進した。

3 自動化ゲートの運用

自動化ゲートは、日本人及び一定の要件（観光目的等の短期滞在で日本に在留する外国人でない等）に該当する外国人で、かつ事前に利用希望者登録を行った者が利用することができ、これにより一般の出入国審査ブースで入国審査官の審査を受けることなく、円滑かつ迅速に出入国手続を受けることを可能とするものである。平成19年11月に導入を開始し、平成29年3月現在、成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港に設置している。

また、平成28年11月、自動化ゲートの利用対象者を、「短期滞在」の外国人のうち一定回数以上の来日歴があり、事前に指紋等の個人識別情報を提供して審査を受け、出入国管理上問題を生じるおそれが少ない「信頼できる渡航者」と認められて登録を受けた外国人にも拡大し、そうした外国人の上陸許可証印を省略するとともに、上陸許可証印に代わる上陸許可の証明手段として特定登録者カードを交付するトラステイド・トラベラー・プログラム（TTP）の運用を開始した。

さらに、平成26年8月から9月にかけて日本人出帰国審査における顔認証技術に係る実証実験を実施したところ、外部有識者から顔認証技術を日本人の出帰国審査に活用することについて、十分可能性があるとの評価とともに、導入に向けた課題についても指摘を受けたことから、これらの課題を踏まえつつ、平成28年6月から7月にかけて、日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの設置に係る調査研究を実施した。これらの調査研究の結果を踏まえ、平成28年度及び29年度の2か年で開発を行った上で、平成29年10月、羽田空港に顔認証ゲートを先

行導入し、日本人の帰国手続において運用を開始した。

参事官

法務省組織令第13条

〈法令の整備〉

1 法律の改正

- (1) 「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」の成立
入国管理局<重要施策の概要>1に記載のとおり。
- (2) 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の成立
入国管理局<重要施策の概要>2に記載のとおり。

2 省令の改正（主なもの）

- (1) 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正（平成29年法務省令第22号）
難民認定手続の効率化及び合理化を図るために、難民の認定に係る権限等を地方入国管理局長に委任するなどの改正を行った。
- (2) 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正（平成29年法務省令第30号）
日本人が帰国確認の手続を受ける際、旅券を提示し、かつ、電磁的方式によって顔写真を提供した場合（顔認証ゲートを利用した場合）に、入国審査官による旅券への帰国の証印に代えて、電子計算機中のファイルに帰国に係る記録をすることができることとする改正を行った。

3 告示の改正（主なもの）

- (1) 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部改正（平成29年法務省告示第542号）
高度専門職外国人が家事使用人に先立って本邦に転居した場合であっても、本国に残った親族の家事に従事している家事使用人を本邦に呼び寄せられるようにするなどの改正を行った。
- (2) 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部改正（平成29年法務省告示第321号）
ワーキングホリデーの対象国にスペイン王国及びハンガリーを追加する改正を行った。

難民認定室

法務省組織令第53条、第54条 法務省組織規則第19条

平成29年中における難民認定申請者は19,629人であり、前年に引き続いて過去最高となった。申請者の国籍は82か国にわたり、主な国籍は、申請の多い順にフィリピン4,895人、ベトナム3,116人、スリランカ2,226人、インドネシア2,038人、ネパール1,451人、トルコ1,195人、ミャンマー962人、カンボジア772人、インド601人、パキスタン469人、バングラデシュ438人、中国315人、イラン120人、ガーナ106人、カメ

ルーン人98人、チュニジア87人となっている。

また、平成29年中に難民として認定した者は20人（不服申立てにより認定した1人を含む。）、難民と認定しなかった者は9,736人、申請を取り下げた者等は1,612人であった。

なお、昭和57年の我が国の難民認定制度発足以来、平成29年末までに難民認定申請を行った者は6万675人、難民として認定された者は708人（不服申立てにより認定された132人を含む。）、難民と認定されなかったものの、個別の事情を考慮し、庇護のための在留を認められた者は2,588人となっている。

難民認定申請及び処理数の推移（過去5年間）

| 年次 | 申請数 | 認定 | 難民の認定をしない処分をされた者の数 | その他の庇護 |
|-------|--------|-------|--------------------|--------|
| 平成25年 | 3,260 | 6（3） | 2,499 | 151 |
| 26 | 5,000 | 11（5） | 2,906 | 110 |
| 27 | 7,586 | 27（8） | 3,411 | 79 |
| 28 | 10,901 | 28（2） | 7,492 | 97 |
| 29 | 19,629 | 20（1） | 9,736 | 45 |

（注1）認定の括弧内は、難民の認定をしない処分をされた者の中から不服申立ての結果認定された数であり、内数として計上されている。

（注2）「その他の庇護」とは、難民の認定をしない処分をされた者のうち、個別の事情を考慮し、庇護のための在留を認めた者の数である。

入国管理企画官

法務省組織令第53条、第54条 法務省組織規則19条

1 平成29年版「出入国管理」の刊行

入国管理局では、昭和34年以降、出入国管理行政の概要等をまとめ、「出入国管理」を刊行してきているところ、平成29年版「出入国管理」を同年11月に刊行した。

平成29年版「出入国管理」は、平成28年を中心とした最近の出入国者数等の動向等を概観するとともに、出入国管理及び難民認定法の改正、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の制定、高度外国人材の受入れの推進、国家戦略特区における外国人材の受入れ、円滑かつ厳格な入国審査等の実施、不法滞在・偽装滞在者への対策等、難民の適正かつ迅速な庇護の推進、国際社会及び国際情勢への対応等、平成28年度及び平成29年度前半における出入国管理行政を取り巻く状況や施策を取りまとめ、説明している。

2 第7次出入国管理政策懇談会の開催

法務大臣が出入国管理についての政策の立案・運用を始め、出入国管理行政について広く各界の有識者から意見を聴くための場として、平成2年11月以降、出入国管理政策懇談会が数次にわたって開催されてきた。平成28年9月27日には、第5次出入国管理基本計画において今後検討することとした課題等について、幅広い視点

から有識者の意見を聴取することを目的とする第7次出入国管理政策懇談会が発足した。

入国管理調整官

法務省組織令第53条、第54条 法務省組織規則19条

1 国際会議への対応

国際的な枠組みの中でのテロ対策及び国際組織犯罪対策の観点から、厳格な出入国管理の実施に関して協議するG7ローマ・リヨングループ移民専門家会合に積極的に参加しており、平成29年においてもイタリアで開催された会合に職員が出席した。

また、各国との経済連携協定（EPA）締結交渉等で、円滑な人的交流の促進について協議されており、平成29年においても、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、トルコとの経済連携協定交渉等が行われた。

2 国際交流

入国管理局では、諸外国の入国管理当局との様々なレベルでの意見交換や、諸外国の関係機関からの視察の受入れを行うなど、各国・地域と積極的に交流を図り、協力関係の強化に努めている。

韓国の入国管理当局との間では、出入国管理局長級会議を相互に開催し、また、台湾の間では、（公財）日本台湾交流協会と台湾日本関係協会が相互に開催している出入国管理会合に参加し、相互の取組に係る情報共有や意見交換を行っている。また、オーストラリアの入国管理当局との間では、同28年8月に、両当局間の協力関係強化等の枠組み構築に係る協力覚書を締結し、今後、テロの脅威や国境を越える犯罪等と戦うための国境管理や出入国手続の円滑化に関する情報の共有、両当局職員の専門能力開発等における協力を強化していくこととしている。

このほか、平成29年においては、米国、中国、ミャンマー等の関係機関が法務省入国管理局を訪問し、意見交換を行ったほか、韓国、インドネシア、パラオ等の関係機関が地方入国管理局・空港支局の視察を行った。

在留管理業務室

法務省組織令第55条、法務省組織規則第20条

1 在留外国人の現況

(1) 在留外国人数の推移

(各年12月末日現在)

| 区 分 | 平成25年 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総 数 | 2,066,445 | 2,121,831 | 2,232,189 | 2,382,822 | 2,561,848 |
| 中 国 | 649,078 | 654,777 | 665,847 | 695,522 | 730,890 |
| 韓 国 | 481,249 | 465,477 | 457,772 | 453,096 | 450,663 |
| ベトナム | 72,256 | 99,865 | 146,956 | 199,990 | 262,405 |
| フィリピン | 209,183 | 217,585 | 229,595 | 243,662 | 260,553 |
| ブラジル | 181,317 | 175,410 | 173,437 | 180,923 | 191,362 |
| そ の 他 | 473,362 | 508,717 | 558,582 | 609,629 | 665,975 |
| 在留外国人の 国籍・地域数 | 191 | 193 | 194 | 196 | 195 |

(注1) 「中国」は、国籍・地域欄に「台湾」と記載のある在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けた者を除く数である。

(注2) 在留カード等の「国籍・地域」欄に「韓国」の表記がなされている者を「韓国」に計上している。

(2) 主要都道府県別、国籍・地域別在留外国人数

(平成29年12月末日現在)

| 都道府県名 | 総 数 | 中 国 | 韓 国 | フィリピン | ベトナム | ブラジル | その他 |
|-------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総 数 | 2,561,848 | 730,890 | 450,663 | 260,553 | 262,405 | 191,362 | 665,975 |
| 東京都 | 537,502 | 205,041 | 92,550 | 32,757 | 33,120 | 3,454 | 170,580 |
| 愛知県 | 242,978 | 47,749 | 30,397 | 35,989 | 24,314 | 54,566 | 49,963 |
| 大阪府 | 228,474 | 60,024 | 102,147 | 7,895 | 19,789 | 2,531 | 36,088 |
| 神奈川県 | 204,487 | 66,675 | 28,030 | 21,427 | 16,415 | 8,724 | 63,216 |
| 埼玉県 | 167,245 | 65,607 | 15,721 | 19,765 | 18,979 | 7,300 | 39,873 |
| 千葉県 | 146,318 | 49,585 | 15,706 | 18,857 | 15,477 | 3,494 | 43,199 |
| 兵庫県 | 105,613 | 23,153 | 40,384 | 4,434 | 14,772 | 2,483 | 20,387 |
| 静岡県 | 85,998 | 11,573 | 4,827 | 16,026 | 6,857 | 27,993 | 18,722 |
| 福岡県 | 72,039 | 20,210 | 15,572 | 5,078 | 11,615 | 298 | 19,266 |
| 茨城県 | 63,491 | 12,827 | 4,328 | 10,048 | 6,161 | 5,859 | 24,268 |
| その他 | 707,703 | 168,446 | 101,001 | 88,277 | 94,906 | 74,660 | 180,413 |

2 在留カード交付関連事務の運用に関する事務

地方入国管理局において、中長期在留者に対し、上陸許可又は在留資格の変更許可等をするときに伴い在留カードを交付する。また、在留カードの住居地以外の記載事項に変更が生じた場合には、地方入国管理局において、中長期在留者から変更

の届出がなされることにより、在留カードには、常に最新の情報が反映されることとなっている。

在留カードの交付には、新規上陸に伴う交付、在留カードに係る申請・届出に伴う交付及び在留資格変更許可等をする場合の交付がある。

新規上陸に伴う交付とは、新規の上陸許可を受けて中長期在留者となった者に対し、在留カードを交付するものであるが、在留カードを交付することができない出入国港においては、後日、在留カード発行拠点において作成の上、当該中長期在留者に在留カードを郵送する。

在留カードに係る申請・届出に伴う交付とは、①在留カードの住居地以外の記載事項の変更届出、②在留カードの有効期間の更新申請、③紛失等による在留カードの再交付申請、④汚損等による在留カードの再交付申請、⑤交換希望による在留カードの再交付申請があったときに在留カードを交付するものである。

在留資格変更許可等をする場合の交付とは、外国人が、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可、永住許可、在留資格の取得許可又は在留特別許可を受けて引き続き中長期在留者に該当し、又は新たに中長期在留者になったときに、在留カードを交付するものである。

3 市区町村在留関連事務の運用に関する助言及び研修

入管法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく市区町村在留関連事務は、特別永住者証明書交付関連事務及び住居地の届出に係る事務がある。

特別永住者証明書交付関連手続としては、①特別永住者証明書の住居地以外の記載事項の変更届出、②特別永住者証明書の有効期間の更新申請、③紛失等による特別永住者証明書の再交付申請、④汚損等による特別永住者証明書の再交付申請、⑤交換希望による特別永住者証明書の再交付申請があり、住居地の届出に係る手続としては、①特別永住者に係る住居地の届出、②中長期在留者に係る住居地の届出がある。これらの手続は法定受託事務として市区町村の窓口を経由して行われているものであり、市区町村に対しては、市区町村在留関連事務取扱要領によりその具体的な運用や留意点を示している。また、市区町村等から問い合わせがあった場合は、これに対し助言を行っている。

加えて、平成29年においては、市区町村からの研修会の講師派遣依頼に対して職員を派遣し、都道府県単位で市区町村職員に対する研修を実施した。

4 届出制度の運用に関する事務等

(1) 所属機関等に関する届出等

中長期在留者の在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握することができるよう届出制度を運用している。

具体的には、中長期在留者は、その在留資格に応じ、その所属機関又は身分関係に関する情報に変更があった場合には、法務大臣に届け出なければならないこ

とし、また、中長期在留者のうち、入管法別表第一の在留資格をもって在留する者を受け入れている本邦の公私の機関（雇用対策法の規定により外国人雇用状況の届出をしなければならない事業主を除く。）は、当該中長期在留者の受入れの開始や終了等に関する事項を届け出るよう努めなければならないこととし、中長期在留者、所属機関の双方から届け出られた情報により、在留状況に関する最新の情報を把握することとしている。

(2) 事実の調査

法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のために必要があるときは、中長期在留者が届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

入国審査官又は入国警備官は、当該中長期在留者及びその関係者に対して出頭を求め、質問をし又は文書の提出を求めることができ、また、法務大臣、入国審査官又は入国警備官において、公務所又は公私の団体に照会することができる。

これらの調査を実施することによって、中長期在留者からの届出事項に関して正確な情報の継続的な把握をすることとしている。

第2 審議会等

I 司法試験委員会

法務省設置法第5条、第5条の2 司法試験法（昭和24年法律第140号） 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成14年法律第138号） 昭和36年司法試験管理委員会規則第2号 昭和50年司法試験管理委員会規則第1号 平成15年法務省令第77号 司法試験受験手数料令（平成17年政令第325号） 司法試験委員会令（平成15年政令第513号）

司法試験委員会は、司法試験の実施等を所掌する国家行政組織法第8条の機関である。

なお、司法試験委員会は、平成16年1月1日に司法試験管理委員会を改組して設置された。

司法試験 平成29年司法試験は、同年5月17日から21日まで（19日を除く。）の4日間の日程で、全国7試験地（札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市及び福岡市）で実施され、9月12日に合格者が発表された。

出願者数は6,716人、合格者数は1,543人であった。

なお、平成18年以降の司法試験の出願者数及び合格者数は次の表のとおりである。

| 実施年 | 司法試験 | |
|-------|--------|-------|
| | 出願者 | 合格者 |
| 平成18年 | 2,137 | 1,009 |
| 19 | 5,401 | 1,851 |
| 20 | 7,842 | 2,065 |
| 21 | 9,734 | 2,043 |
| 22 | 11,127 | 2,074 |
| 23 | 11,891 | 2,063 |
| 24 | 11,265 | 2,102 |
| 25 | 10,315 | 2,049 |
| 26 | 9,255 | 1,810 |
| 27 | 9,072 | 1,850 |
| 28 | 7,730 | 1,583 |
| 29 | 6,716 | 1,543 |

司法試験予備試験 平成29年司法試験予備試験は、短答式試験が同年5月21日に全国7試験地（北海道、仙台市、東京都、名古屋市、兵庫県、広島市及び福岡市）で、論文式試験が7月16日、17日の2日間、全国4試験地（札幌市、東京都、大阪市及び福岡市）でそれぞれ実施された。

また、口述試験が10月28日、29日の2日間、法務省浦安総合センター（千葉県浦安市）で実施され、11月9日に最終合格者を発表し、全日程を終えた。

出願者数は13,178人、合格者数は444人であった。

なお、平成23年以降の司法試験予備試験の出願者数及び合格者数は次の表のとおりである。

| 実施年 | 司法試験予備試験 | |
|-------|----------|-----|
| | 出願者 | 合格者 |
| 平成23年 | 8,971 | 116 |
| 24 | 9,118 | 219 |
| 25 | 11,255 | 351 |
| 26 | 12,622 | 356 |
| 27 | 12,543 | 394 |
| 28 | 12,767 | 405 |
| 29 | 13,178 | 444 |

Ⅱ 検察官適格審査会

法務省設置法第5条、第6条 検察庁法（昭和22年法律第61号）第23条 検察官適格審査会令（昭和23年政令第292号）

検察庁法第23条の規定により、検察官としての適格性につき、3年ごとの定時審査及び法務大臣の請求又は職権による随時審査を行うために設置されたものである。

国会議員、裁判官、弁護士、日本学士院会員及び学識経験者の中から選任された合計11名の委員をもって組織し、委員1名につきそれぞれ1名の予備委員が置かれている。

平成29年においては、3月30日及び8月1日に随時審査のための審査会が開催された。

Ⅲ 中央更生保護審査会

法務省設置法第5条、第7条 更生保護法（平成19年法律第88号）第4条～第15条

- 1 平成29年中に処理した恩赦事件数は、常時恩赦70件（恩赦相当23件、恩赦不相当47件）である。
- 2 平成29年中に新たに受理した審査請求の件数は13件であり、請求が認容されたものはなかった（180ページ参照）。

Ⅳ 日本司法支援センター 評価委員会

法務省設置法第5条、第7条の2 総合法律支援法（平成16年法律第74号）第19条 総合法律支援法施行令（平成18年政令第24号）
総合法律支援法施行規則（平成18年法務省令第47号）

独立行政法人制度においては、主務大臣の指示する中期目標の下で法人の運営における自主性・自立性を発揮させる一方、その業務の実績について事後的に評価を行うこととされており、日本司法支援センターについても、基本的には独立行政法人の枠

組みを使用していることから、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第19条により、法務省に日本司法支援センター評価委員会を置くこととされている。当評価委員会は、委員10名で組織され、総合法律支援に関し学識経験のある者（少なくとも1名は、最高裁判所の推薦する裁判官）のうちから法務大臣が任命する。

平成29年中における審議状況は、以下のとおり。

- 第50回（3月9日） ・ 日本司法支援センター業務方法書の変更に関する法務大臣認可に当たっての意見について
- 第51回（7月4日） ・ 日本司法支援センターの平成28年度に係る業務実績評価について
 ・ 日本司法支援センターの第3期中期目標期間終了時に見込まれる、中期目標期間の業務実績評価について
 ・ 法務大臣による財務諸表の承認に当たっての意見について
- 第52回（8月1日） ・ 日本司法支援センターの平成28年度に係る業務実績評価について
 ・ 日本司法支援センターの第3期中期目標期間終了時に見込まれる、中期目標期間の業務実績評価について
 ・ 法務大臣による財務諸表の承認に当たっての意見について
 ・ 日本司法支援センターの第3期中期目標期間終了時における見直しについて
- 第53回（9月8日） ・ 日本司法支援センター業務方法書の変更に関する法務大臣認可に当たっての意見について
 ・ 法律事務取扱規程の変更に関する法務大臣認可に当たっての意見について

V 法制審議会

法務省組織令第59条、第60条 法制審議会令（昭和24年政令第134号）

1 諮問事項

昭和24年に法制審議会が発足してから平成29年12月末日までの間に法務大臣から諮問された事項は105項目であり、そのうち98項目については審議を完了した。

平成29年中に審議された諮問事項及び審議結果は、次の表のとおりである。

| 諮問番号 | 諮問事項 | 諮問された年月日 | 審議結果 |
|------|--|----------|------------|
| 第51号 | 第三者が提供する配偶子等による生殖補助医療技術によって出生した子についての民法上の親子関係を規律するための法整備を早急に行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。 | 13.2.16 | 平成30年に継続審議 |

| | | | |
|-------|--|---------|-----------------------------|
| 第70号 | 現代社会に広く定着しつつある信託について、社会・経済情勢の変化に的確に対応する観点から、受託者の負う忠実義務等の内容を適切な要件の下で緩和し、受益者が多数に上る信託に対応した意思決定のルール等を定め、受益権の有価証券化を認めるなど、信託法の現代化を図る必要があると思われるので、その要綱を示されたい。 | 16.9.8 | 平成18年2月8日一部答申 平成30年に継続審議 |
| 第100号 | 高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。 | 27.2.24 | 平成30年に継続審議 |
| 第102号 | 民事執行手続をめぐる諸事情に鑑み、債務者財産の開示制度の実効性を向上させ、不動産競売における暴力団員の買受けを防止し、子の引渡しの強制執行に関する規律を明確化するなど、民事執行法制の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。 | 28.9.12 | 平成30年に継続審議 |
| 第103号 | 日本国憲法の改正手続に関する法律における投票権及び公職選挙法における選挙権を有する者の年齢を十八歳以上とする立法措置、民法の定める成年年齢に関する検討状況等を踏まえ、少年法の規定について検討が求められていることのほか、近時の犯罪情勢、再犯の防止の重要性等に鑑み、少年法における「少年」の年齢を十八歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方並びに関連事項について御意見を賜りたい。 | 29.2.9 | 平成30年に継続審議 |
| 第104号 | 近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株主総会に関する手続の合理化や、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社債の管理の在り方の見直し、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。 | 29.2.9 | 平成30年に継続審議 |
| 第105号 | 国民の利便性の向上及び行政運営の効率化の観点から、戸籍事務にマイナンバー制度を導入し、国民が行政機関等に対する申請、届出その他の手続を行う際に戸籍謄本等の添付省略が可能となるようにするとともに、電子情報処理組織を使用して行う戸籍事務を原則とするための規定及び戸籍の記載の正確性を担保するための規定の整備等、戸籍法制の見直しを行う必要があると考えられるので、その要綱を示されたい。 | 29.9.19 | 平成30年に継続審議 |

2 審議状況

平成29年中に法制審議会（総会）及び同部会において調査審議された事項は、次のとおりである。

- (1) 法制審議会（総会）（会長井上正仁ほか委員19人，幹事3人）
諮問第103号（少年法における少年の年齢及び犯罪者処遇を充実させるための刑事法の整備）について審議
諮問第104号（会社法制（企業統治等関係）の見直し）について審議
諮問第105号（戸籍事務へのマイナンバー制度の導入に係る戸籍法等の改正）について審議
- (2) 信託法部会（部会長中田裕康ほか委員15人，幹事12人）
諮問第70号（信託法の改正）について審議
- (3) 民法（相続関係）部会（部会長大村敦志ほか委員21人，幹事8人）（平27.2.24設置）
諮問第100号（民法（相続関係）の改正）について審議
- (4) 民事執行法部会（部会長山本和彦ほか委員13人，幹事11人）（平28.9.12設置）
諮問第102号（民事執行法の改正）について審議
- (5) 少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会（部会長井上正仁ほか委員18人，幹事18人）（平29.2.9設置）
諮問第103号（少年法における少年の年齢及び犯罪者処遇を充実させるための刑事法の整備）について審議
- (6) 会社法制（企業統治等関係）部会（部会長神田秀樹ほか18人，幹事13人）（平29.2.9設置）
諮問第104号（会社法制（企業統治等関係）の見直し）について審議
- (7) 戸籍法部会（部会長窪田充見ほか12人，幹事11人）（平29.9.19設置）
諮問第105号（戸籍事務へのマイナンバー制度の導入に係る戸籍法等の改正）について審議

VI 検察官・公証人 特別任用等審査会

検察庁法（昭和22年法律第61号）第18条、公証人法（明治41年法律第53号）第13条ノ2、検察庁法施行令（昭和22年政令第34号）第1条の2、法務省組織令（平成12年政令第248号）第59条、第61条、検察官・公証人特別任用等審査会令（平成15年政令第477号）、検察官特別考試令（昭和25年政令第349号）

本審査会は、平成16年1月1日に検察官特別任用審査会と公証人審査会が統合して設立されたものである。

○ 検察官特別任用分科会

平成29年においては、9月5日（平成29年度検察官特別考試筆記試験及び副検事の選考第1次選考及落決定会議）及び10月17日（平成29年度検察官特別考試及び副検事の選考最終及落決定会議）に分科会が開催され、検察官特別考試については1人が、副検事の選考については39人が合格とされた。

○ 公証人分科会

公証人分科会は、平成29年中に、公証人法第13条ノ2に規定する公証人の選考等のために開催され、18人を公証人に選考した。

第3 施設等機関

I 刑務所等

法務省設置法第8条、第9条 法務省組織規則第23条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号） 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号） 刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成13年法務省令第3号）

1 刑務所、少年刑務所及び拘置所の数

（平成29年12月31日現在）

| 刑務所 | 少年刑務所 | 拘置所 | 刑務支所 | 拘置支所 | 合計 |
|-----|-------|-----|------|------|-----|
| 63 | 6 | 8 | 8 | 104 | 189 |

2 刑務所の名称及び所在地（平成29年12月31日現在）

札幌矯正管区

| | | | |
|--------|-----------------|---------|----------------|
| 札幌刑務所 | 札幌市東区東苗穂2条1-5-1 | 旭川刑務所 | 旭川市東鷹栖3線20-620 |
| 札幌刑務支所 | 札幌市東区東苗穂2条1-5-2 | 名寄拘置支所 | 名寄市西4条南9 |
| 札幌拘置支所 | 札幌市東区東苗穂2条1-1-1 | 帯広刑務所 | 帯広市別府町南13-33 |
| 小樽拘置支所 | 小樽市緑1-9-21 | 釧路刑務支所 | 釧路市宮本2-2-5 |
| 室蘭拘置支所 | 室蘭市日の出町1-18-22 | 網走刑務所 | 網走市三眺 |
| | | 月形刑務所 | 樺戸郡月形町1011 |
| | | 岩見沢拘置支所 | 樺戸郡月形町1011 |

仙台矯正管区

| | | | |
|--------|-----------------|----------|--------------|
| 青森刑務所 | 青森市大字荒川字藤戸88 | 山形刑務所 | 山形市あけぼの2-1-1 |
| 弘前拘置支所 | 弘前市大字下白銀町7 | 米沢拘置支所 | 米沢市中央6-1-40 |
| 八戸拘置支所 | 八戸市吹上6-2-37 | 鶴岡拘置支所 | 鶴岡市泉町5-43 |
| 宮城刑務所 | 仙台市若林区古城2-3-1 | 酒田拘置支所 | 酒田市北新町2-3-32 |
| 仙台拘置支所 | 仙台市若林区古城2-2-1 | 福島刑務所 | 福島市南沢又字上原1 |
| 石巻拘置支所 | 石巻市双葉町3-48 | 福島刑務支所 | 福島市南沢又字水門下66 |
| 古川拘置支所 | 大崎市古川千手寺町2-2-2 | 会津若松拘置支所 | 会津若松市追手町6-28 |
| 秋田刑務所 | 秋田市川尻新川町1-1 | 郡山拘置支所 | 郡山市麓山1-2-3 |
| 横手拘置支所 | 横手市二葉町6-25 | いわき拘置支所 | いわき市平字八幡小路41 |
| 大館拘置支所 | 大館市字扇田道下39-3 | 白河拘置支所 | 白河市郭内179 |
| 大曲拘置支所 | 大仙市大曲日の出町1-20-9 | | |

東京矯正管区

| | | | |
|---------------|----------------|---------|------------------|
| 水戸刑務所 | ひたちなか市市毛847 | 横浜刑務所 | 横浜市港南区港南4-2-2 |
| 水戸拘置支所 | 水戸市新原1-9-1 | 横須賀刑務支所 | 横須賀市長瀬3-12-3 |
| 土浦拘置支所 | 土浦市国分町5-1 | 横浜拘置支所 | 横浜市港南区港南4-2-3 |
| 下妻拘置支所 | 下妻市下妻甲の6 | 小田原拘置支所 | 小田原市扇町1-8-13 |
| 栃木刑務所 | 栃木市惣社町2484 | 相模原拘置支所 | 相模原市中央区富士見6-10-5 |
| 黒羽刑務所 | 大田原市寒井1466-2 | 新潟刑務所 | 新潟市江南区山ニッ381-4 |
| 宇都宮拘置支所 | 宇都宮市小幡1-1-9 | 長岡拘置支所 | 長岡市三和3-9-1 |
| 大田原拘置支所 | 大田原市美原1-17-37 | 上越拘置支所 | 上越市西城町2-9-20 |
| 喜連川社会復帰促進センター | さくら市喜連川5547 | 佐渡拘置支所 | 佐渡市中原341 |
| 前橋刑務所 | 前橋市南町1-23-7 | 甲府刑務所 | 甲府市堀之内町500 |
| 足利拘置支所 | 足利市助戸3-511-1 | 長野刑務所 | 須坂市馬場町1200 |
| 高崎拘置支所 | 高崎市高松町26-5 | 長野拘置支所 | 長野市旭町45 |
| 太田拘置支所 | 太田市飯田町625 | 上田拘置支所 | 上田市中央西2-3-15 |
| 千葉刑務所 | 千葉市若葉区貝塚町192 | 静岡刑務所 | 静岡市葵区東千代田3-1-1 |
| 木更津拘置支所 | 木更津市新田2-5-1 | 浜松拘置支所 | 浜松市中区鴨江3-33-1 |
| 八日市場拘置支所 | 匝瑳市八日市場イ513 | 沼津拘置支所 | 沼津市御幸町22-1 |
| 市原刑務所 | 市原市磯ヶ谷11-1 | | |
| 八王子医療刑務所 | 八王子市子安町3-26-1 | | |
| 東日本成人矯正医療センター | 昭島市もくせいの杜2-1-9 | | |
| 府中刑務所 | 府中市晴見町4-10 | | |

名古屋矯正管区

| | | | |
|--------|----------------|---------|------------------|
| 富山刑務所 | 富山市西荒屋285-1 | 笠松刑務所 | 羽島郡笠松町中川町23 |
| 高岡拘置支所 | 高岡市中川本町10-21 | 岡崎医療刑務所 | 岡崎市土地4-24-16 |
| 金沢刑務所 | 金沢市田上町公1 | 名古屋刑務所 | みよし市ひばりヶ丘1-1 |
| 七尾拘置支所 | 七尾市馬出町八部32 | 豊橋刑務支所 | 豊橋市今橋町15 |
| 福井刑務所 | 福井市一本木町52 | 岡崎拘置支所 | 岡崎市明大寺町字道城ヶ入34-1 |
| 岐阜刑務所 | 岐阜市則松1-34-1 | 三重刑務所 | 津市修成町16-1 |
| 岐阜拘置支所 | 岐阜市鷺山1769 | 四日市拘置支所 | 四日市市阿倉川町2-5 |
| 高山拘置支所 | 高山市花岡町2-55-10 | 伊勢拘置支所 | 伊勢市岡本1-2-13 |
| 御嵩拘置支所 | 可児郡御嵩町御嵩1190-1 | | |

大阪矯正管区

| | | | |
|---------|----------------|--------------|----------------|
| 滋賀刑務所 | 大津市大平1-1-1 | 大阪医療刑務所 | 堺市堺区田出井町8-80 |
| 彦根拘置支所 | 彦根市金亀町5-41 | 神戸刑務所 | 明石市大久保町森田120 |
| 京都刑務所 | 京都市山科区東野井ノ上町20 | 洲本拘置支所 | 洲本市山手1-1-23 |
| 舞鶴拘置支所 | 舞鶴市円満寺126 | 豊岡拘置支所 | 豊岡市京町12-90 |
| 大阪刑務所 | 堺市堺区田出井町6-1 | 加古川刑務所 | 加古川市加古川町大野1530 |
| 堺拘置支所 | 堺市堺区南瓦町2-60 | 播磨社会復帰促進センター | 加古川市八幡町宗佐544 |
| 岸和田拘置支所 | 岸和田市上野町東24-1 | 和歌山刑務所 | 和歌山市加納383 |
| 丸の内拘置支所 | 和歌山市広瀬中ノ丁2-110 | | |
| 田辺拘置支所 | 田辺市新屋敷町5 | | |
| 新宮拘置支所 | 新宮市緑ヶ丘3-2-64 | | |

広島矯正管区

| | | | |
|-----------------|----------------|--------------|--------------|
| 鳥取刑務所 | 鳥取市下味野719 | 山口刑務所 | 山口市松美町3-75 |
| 松江刑務所 | 松江市西川津町67 | 下関拘置支所 | 下関市春日町7-29 |
| 米子拘置支所 | 米子市上後藤6-15-1 | 宇部拘置支所 | 宇部市琴芝町2-2-40 |
| 島根あさひ社会復帰促進センター | 浜田市旭町丸原380-15 | 萩拘置支所 | 萩市土原字土原91-2 |
| 浜田拘置支所 | 浜田市旭町丸原380-15 | 周南拘置支所 | 周南市岐山通1-5 |
| 岡山刑務所 | 岡山市北区牟佐765 | 岩国刑務所 | 岩国市錦見6-11-29 |
| 津山拘置支所 | 津山市小田中61-1 | 美祢社会復帰促進センター | 美祢市豊田前町麻生下10 |
| 広島刑務所 | 広島市中区吉島町13-114 | | |
| 尾道刑務支所 | 尾道市防地町23-2 | | |
| 呉拘置支所 | 呉市吉浦上城町6-1 | | |
| 福山拘置支所 | 福山市沖野上町5-14-6 | | |
| 三次拘置支所 | 三次市三次町1691 | | |

高松矯正管区

| | | | |
|---------|----------------|--------|--------------|
| 徳島刑務所 | 徳島市入田町大久200-1 | 高知刑務所 | 高知市布師田3604-1 |
| 高松刑務所 | 高松市松福町2-16-63 | 中村拘置支所 | 四万十市中村丸の内22 |
| 丸亀拘置支所 | 丸亀市大手町3-4-30 | | |
| 松山刑務所 | 東温市見奈良1243-2 | | |
| 西条刑務支所 | 西条市玉津1-2 | | |
| 今治拘置支所 | 今治市宮下町1-1610-1 | | |
| 宇和島拘置支所 | 宇和島市柿原甲170-1 | | |
| 大洲拘置支所 | 大洲市大洲845-3 | | |

福岡矯正管区

| | | | |
|----------|------------------|---------|----------------|
| 北九州医療刑務所 | 北九州市小倉南区葉山町1-1-1 | 大分刑務所 | 大分市畑中303 |
| 福岡刑務所 | 糟屋郡宇美町障子岳南6-1-1 | 中津拘置支所 | 中津市二ノ丁1259 |
| 大牟田拘置支所 | 大牟田市白金町69 | 宮崎刑務所 | 宮崎市糸原4623 |
| 久留米拘置支所 | 久留米市篠山町31 | 都城拘置支所 | 都城市早鈴町3216-1 |
| 飯塚拘置支所 | 飯塚市新立岩6-7 | 延岡拘置支所 | 延岡市桜小路338-7 |
| 田川拘置支所 | 田川市千代町5-1 | 鹿児島刑務所 | 始良郡湧水町中津川1733 |
| 巖原拘置支所 | 対馬市巖原町久田587-2 | 鹿児島拘置支所 | 鹿児島市永吉1-29-3 |
| 麓刑務所 | 鳥栖市山浦町2635 | 大島拘置支所 | 奄美市名瀬矢之脇町21-1 |
| 佐世保刑務所 | 佐世保市浦川内町1 | 沖縄刑務所 | 南城市知念字具志堅330 |
| 平戸拘置支所 | 平戸市戸石川町458 | 八重山刑務支所 | 石垣市真栄里412 |
| 長崎刑務所 | 諫早市小川町1650 | 那覇拘置支所 | 那覇市樋川1-14-2 |
| 長崎拘置支所 | 長崎市白鳥町8-2 | 宮古拘置支所 | 宮古島市平良字西里345-6 |
| 島原拘置支所 | 島原市城内1-1204 | | |
| 五島拘置支所 | 五島市栄町1-8 | | |
| 熊本刑務所 | 熊本市中央区渡鹿7-12-1 | | |
| 京町拘置支所 | 熊本市中央区京町1-13-2 | | |
| 八代拘置支所 | 八代市西松江城町11-5 | | |
| 天草拘置支所 | 天草市諏訪町16-33 | | |

3 少年刑務所の名称及び所在地（平成29年12月31日現在）

札幌矯正管区

| | |
|---------|------------|
| 函館少年刑務所 | 函館市金堀町6-11 |
|---------|------------|

仙台矯正管区

| | |
|---------|----------------|
| 盛岡少年刑務所 | 盛岡市上田字松屋敷11-11 |
| 一関拘置支所 | 一関市城内3-1 |

東京矯正管区

| | | | |
|----------|-------------------|---------|----------------|
| 川越少年刑務所 | 川越市南大塚6-40-1 | 松本少年刑務所 | 松本市桐3-9-4 |
| さいたま拘置支所 | さいたま市浦和区高砂3-16-58 | 飯田拘置支所 | 飯田市大久保町2637 |
| 熊谷拘置支所 | 熊谷市箱田1-16-1 | 上諏訪拘置支所 | 諏訪市湖岸通り5-17-14 |

大阪矯正管区

| | |
|---------|------------|
| 姫路少年刑務所 | 姫路市岩端町438 |
| 姫路拘置支所 | 姫路市北条1-250 |

福岡矯正管区

| | |
|---------|-----------|
| 佐賀少年刑務所 | 佐賀市新生町2-1 |
|---------|-----------|

4 拘置所の名称及び所在地（平成29年12月31日現在）

東京矯正管区

| | |
|--------|--------------|
| 東京拘置所 | 葛飾区小菅1-35-1 |
| 松戸拘置支所 | 松戸市岩瀬440 |
| 立川拘置所 | 立川市泉町1156-11 |

名古屋矯正管区

| | |
|--------|---------------|
| 名古屋拘置所 | 名古屋市東区白壁1-1 |
| 一宮拘置支所 | 一宮市大和町荻安賀1469 |
| 半田拘置支所 | 半田市住吉町5-1 |

大阪矯正管区

| | |
|--------|----------------|
| 京都拘置所 | 京都市伏見区竹田向代町138 |
| 葛城拘置支所 | 大和高田市大中116 |
| 奈良拘置支所 | 奈良市般若寺町18 |
| 大阪拘置所 | 大阪市都島区友測町1-2-5 |
| 尼崎拘置支所 | 尼崎市崇徳院1-5 |
| 神戸拘置所 | 神戸市北区ひよどり北町2-1 |

広島矯正管区

| | |
|-------|--------------|
| 広島拘置所 | 広島市中区上八丁堀2-6 |
|-------|--------------|

福岡矯正管区

| | |
|--------|-----------------|
| 福岡拘置所 | 福岡市早良区百道2-16-10 |
| 小倉拘置支所 | 北九州市小倉北区金田1-7-2 |

II 少年院及び少年鑑別所

法務省設置法第8条、第10条、第11条 法務省組織規則第24条 少年院法（昭和23年法律第169号）少年院及び少年鑑別所組織規則（平成13年法務省令第4号）

1 少年院及び少年鑑別所の数

（平成29年12月31日現在）

| 少年院 | 分院 | 少年鑑別所 | 分所 | 合計 |
|-----|----|-------|----|-----|
| 46 | 6 | 51 | 1 | 104 |

2 少年院の名称及び所在地（平成29年12月31日現在）

札幌矯正管区

| | | | |
|--------|---------------|------|-----------------|
| 帯広少年院 | 帯広市緑ヶ丘3-2 | 月形学園 | 樺戸郡月形町字知来乙264-1 |
| 北海少年院 | 千歳市大和4-746-10 | | |
| 紫明女子学院 | 千歳市大和4-662-2 | | |

仙台矯正管区

| | | | |
|--------|----------------|------|-------------|
| 盛岡少年院 | 盛岡市月ヶ丘2-15-1 | 置賜学院 | 米沢市大字下新田445 |
| 東北少年院 | 仙台市若林区古城3-21-1 | | |
| 青葉女子学園 | 仙台市若林区古城3-24-1 | | |

東京矯正管区

| | | | |
|--------|-----------------|----------|----------------|
| 茨城農芸学院 | 牛久市久野町1722-1 | 多摩少年院 | 八王子市緑町670 |
| 水府学院 | 東茨城郡茨城町駒渡1084-1 | 関東医療少年院 | 府中市新町1-17-1 |
| 喜連川少年院 | さくら市喜連川3475-1 | 愛光女子学園 | 粕江市西野川3-14-26 |
| 赤城少年院 | 前橋市上大屋町60 | 久里浜少年院 | 横須賀市長瀬3-12-1 |
| 榛名女子学園 | 北群馬郡榛東村新井1027-1 | 小田原少年院 | 小田原市扇町1-4-6 |
| 市原学園 | 市原市磯ヶ谷157-1 | 神奈川医療少年院 | 相模原市中央区小山4-4-5 |
| 八街少年院 | 八街市滝台1766 | 新潟少年学院 | 長岡市御山町117-13 |
| | | 有明高原寮 | 安曇野市穂高有明7299 |
| | | 駿府学園 | 静岡市葵区内牧118 |

名古屋矯正管区

| | | | |
|-------|-------------|---------|---------------|
| 湖南学院 | 金沢市上中町口11-1 | 豊ヶ岡学園 | 豊明市前後町三ツ谷1293 |
| 瀬戸少年院 | 瀬戸市東山町14 | 宮川医療少年院 | 伊勢市小俣町宮前25 |
| 愛知少年院 | 豊田市浄水町原山1 | | |

大阪矯正管区

| | | | |
|---------|--------------|-------|--------------|
| 京都医療少年院 | 宇治市木幡平尾4 | 加古川学園 | 加古川市八幡町宗佐544 |
| 浪速少年院 | 茨木市郡山1-10-17 | 播磨学園 | 加古川市八幡町宗佐544 |
| 交野女子学院 | 交野市郡津2-45-1 | 奈良少年院 | 奈良市秋篠町1122 |
| 和泉学園 | 阪南市貝掛1096 | | |
| 泉南学寮 | 阪南市貝掛1096 | | |

広島矯正管区

| | | | |
|-------|-------------|--------|-------------------|
| 美保学園 | 米子市大篠津町4557 | 広島少年院 | 東広島市八本松町原11174-31 |
| 岡山少年院 | 岡山市南区箕島2497 | 貴船原少女苑 | 東広島市八本松町原6088 |

高松矯正管区

| | | | |
|--------|--------------|------|------------|
| 丸亀少女の家 | 丸亀市中津町28 | 松山学園 | 松山市吉野町3803 |
| 四国少年院 | 善通寺市善通寺町2020 | | |

福岡矯正管区

| | | | |
|--------|-------------------|--------|----------------|
| 筑紫少女苑 | 福岡市東区大字奈多1302-105 | 中津少年学院 | 中津市加来1205 |
| 福岡少年院 | 福岡市南区老司4-20-1 | 大分少年院 | 豊後大野市三重町赤嶺2721 |
| 佐世保学園 | 佐世保市大塔町1279 | 沖縄少年院 | 沖縄市山内1-13-1 |
| 人吉農芸学院 | 球磨郡錦町木上北223-1 | 沖縄女子学園 | 沖縄市山内1-14-1 |

3 少年鑑別所の名称及び所在地（平成29年12月31日現在）

札幌矯正管区

| | | | |
|---------|------------------|---------|---------------|
| 札幌少年鑑別所 | 札幌市東区東苗穂2条1-1-25 | 旭川少年鑑別所 | 旭川市豊岡1条1-3-24 |
| 函館少年鑑別所 | 函館市金堀町6-15 | 釧路少年鑑別所 | 釧路市弥生1-5-22 |

仙台矯正管区

| | | | |
|---------|-----------------|---------|----------------|
| 青森少年鑑別所 | 青森市金沢1-5-38 | 秋田少年鑑別所 | 秋田市八橋本町6-3-5 |
| 盛岡少年鑑別所 | 盛岡市月が丘2-14-1 | 山形少年鑑別所 | 山形市小白川町5-21-25 |
| 仙台少年鑑別所 | 仙台市若林区古城3-27-17 | 福島少年鑑別所 | 福島市南沢又字原町越4-14 |

東京矯正管区

| | | | |
|-----------|-------------------|----------|-----------------|
| 水戸少年鑑別所 | 水戸市新原1-15-15 | 八王子少年鑑別所 | 八王子市中野町2726-1 |
| 宇都宮少年鑑別所 | 宇都宮市鶴田町574-1 | 横浜少年鑑別所 | 横浜市港南区港南4-2-1 |
| 前橋少年鑑別所 | 前橋市岩神町4-5-7 | 新潟少年鑑別所 | 新潟市中央区川岸町1-53-2 |
| さいたま少年鑑別所 | さいたま市浦和区高砂3-16-36 | 甲府少年鑑別所 | 甲府市大津町2075-1 |
| 千葉少年鑑別所 | 千葉市稲毛区天台1-12-9 | 長野少年鑑別所 | 長野市三輪5-46-14 |
| 東京少年鑑別所 | 練馬区氷川台2-11-7 | 静岡少年鑑別所 | 静岡市駿河区小鹿2-27-7 |

名古屋矯正管区

| | | | |
|---------|--------------|----------|-----------------|
| 富山少年鑑別所 | 富山市才覚寺162-2 | 名古屋少年鑑別所 | 名古屋市千種区北千種1-6-6 |
| 金沢少年鑑別所 | 金沢市小立野5-2-14 | 津少年鑑別所 | 津市南新町12-12 |
| 福井少年鑑別所 | 福井市大願寺3-4-20 | | |
| 岐阜少年鑑別所 | 岐阜市鷺山1769-20 | | |

大阪矯正管区

| | | | |
|---------|----------------|----------|----------------|
| 大津少年鑑別所 | 大津市大平1-1-2 | 神戸少年鑑別所 | 神戸市兵庫区下祇園町40-7 |
| 京都少年鑑別所 | 京都市左京区吉田上阿達町37 | 奈良少年鑑別所 | 奈良市般若寺町3 |
| 大阪少年鑑別所 | 堺市堺区田出井町8-30 | 和歌山少年鑑別所 | 和歌山市元町奉行丁2-1 |

広島矯正管区

| | | | |
|---------|---------------|---------|----------------|
| 鳥取少年鑑別所 | 鳥取市湯所町2-417 | 広島少年鑑別所 | 広島市中区吉島西3-15-8 |
| 松江少年鑑別所 | 松江市内中原町195 | 山口少年鑑別所 | 山口市中央4-7-5 |
| 岡山少年鑑別所 | 岡山市南区箕島2512-2 | | |

高松矯正管区

| | | | |
|---------|--------------|---------|-------------|
| 徳島少年鑑別所 | 徳島市助任本町5-40 | 松山少年鑑別所 | 松山市吉野町3860 |
| 高松少年鑑別所 | 高松市藤塚町3-7-28 | 高知少年鑑別所 | 高知市塩田町19-13 |

福岡矯正管区

| | | | |
|----------|------------------|----------|---------------|
| 福岡少年鑑別所 | 福岡市南区若久6-75-2 | 熊本少年鑑別所 | 熊本市西区池田1-9-27 |
| 小倉少年鑑別支所 | 北九州市小倉南区葉山町1-1-7 | 大分少年鑑別所 | 大分市新川町1-5-28 |
| 佐賀少年鑑別所 | 佐賀市新生町1-10 | 宮崎少年鑑別所 | 宮崎市鶴島2-16-5 |
| 長崎少年鑑別所 | 長崎市橋口町4-3 | 鹿児島少年鑑別所 | 鹿児島市唐湊3-3-5 |
| | | 那覇少年鑑別所 | 那覇市西3-14-20 |

Ⅲ 婦人補導院

法務省設置法第8条、第12条 法務省組織規則第25条 婦人補導院法（昭和33年法律第17号） 婦人補導院組織規則（平成13年法務省令第5号）

1 婦人補導院の数

（平成29年12月31日現在）

| | |
|-------|---|
| 婦人補導院 | 1 |
|-------|---|

2 婦人補導院の名称及び所在地（平成29年12月31日現在）

東京矯正管区

| | |
|---------|---------------|
| 東京婦人補導院 | 八王子市中野町2726-1 |
|---------|---------------|

Ⅳ 入国者収容所

法務省設置法第8条、第13条 法務省組織規則第26条 入国者収容所組織規則（平成13年法務省令第6号）

入国者収容所の名称及び所在地

（平成29年12月31日現在）

| | |
|-------------------|-----------------|
| 入国者収容所東日本入国管理センター | 茨城県牛久市久野町1766-1 |
| 入国者収容所大村入国管理センター | 長崎県大村市古賀島町644-3 |

Ⅴ 法務総合研究所

法務省設置法第3条、第4条 法務省組織令第62条、第63条、第65条 法務省組織規則第27条 法務総合研究所組織規則（平成13年法務省令第7号）

〈重要施策の概要〉

研究部においては、平成24年7月に犯罪対策閣僚会議が決定した「再犯防止に向けた総合対策」、28年12月に成立・施行された再犯防止推進法の規定等を踏まえ、再犯防止に関する調査研究のなご一層の充実を図るため、対象者の特性に応じ、「高齢者・障害者」、「少年」、「薬物依存者」等に関連した研究を重点的に実施した。平成29年版犯罪白書においては、平成28年を中心とした犯罪動向や犯罪者処遇の実情等を概観するとともに、特集として「更生を支援する地域のネットワーク」を取り上げ、犯罪や非行をした者の立ち直りに関する国民の意識の現状を概観・分析するとともに、地域のボランティアの活動、地方公共団体と連携した取組等の実績や、薬物事犯者、高齢・障害犯罪者等の指導・支援、就労支援等を中心に更生に向けた民間協力と多機関連携による取組の実情を紹介し、再犯防止に向けた地域のネットワークの在り方と今後の検討課題について考察した。

研修各部においては、行財政改革に伴い、職員に対する各種研修についても、合理

化・効率化が強く要請されており、また、近時、一層多様化・複雑化する業務に的確に対応できる職員を育成することを目指すほか、司法制度改革等に伴う諸制度の変化に対応するため、従来の研修要綱を見直し、効果的な研修を実施すべく鋭意努力するとともに、各分野の実務に即した実践的な研究、研修の強化に努めた。平成29年においても、当省職員6人の約5か月間にわたる法務研究を始め、本所及び支所において、検察庁、法務局、保護局、入国管理局の各関係職員に対する各種研修を実施した。本所では、中央研修として検事、副検事に対する研修のほか、検察事務官、法務局職員、保護局関係職員、入国管理局関係職員に対して管理科、高等科、専攻科等の研修を実施し、支所では、地方研修として新規採用者に対する初等科、中堅職員に対する中等科等の研修を実施して、それぞれの研修において法律知識、実務技能の修得及び能力の向上を図った。

国際連合研修協力部（国連アジア極東犯罪防止研修所）においては、開発途上国における刑事司法制度の発展と有効適切な犯罪防止政策の策定・実施を目的として、各国において刑事政策の決定に携わる高官を対象とする国際高官セミナー、主に警察・検察・裁判関係の幹部職員を対象とする国際研修及び主に犯罪者の処遇に携わる矯正・保護関係の幹部職員を対象とする国際研修を実施した。これらの国際高官セミナー及び国際研修は、参加者の知識と経験を互いに交換し、理解を深め合う機会を提供するもので、それぞれの国の刑事司法制度に関する政策・運用の向上に多大な貢献をしている。参加者は、それぞれの主要課題に応じて各国の制度と実情等を比較検討するとともに、各参加者から提起された諸問題についても重点的に共同討議し、犯罪防止及び犯罪者の処遇方法等の発展に必要な理論と実務に関して活発な意見の交換を行った。また、汚職をテーマとした汚職防止刑事司法支援研修、地域別研修として仏語圏アフリカ刑事司法研修、東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー（GGセミナー）、CLMV諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナム）を対象とした犯罪者の社会内処遇研修及び同研修のフォローアップ研修を実施し、国別研修として日本・ベトナム司法制度共同研究、ミャンマー行刑局職員能力向上研修及び日本・ネパール司法制度比較共同研究を実施した。

国際協力部においては、独立行政法人国際協力機構（JICA）と協力して、アジアの開発途上国等に対する法制度整備支援、すなわち、これらの国の基本法令の起草・改正のほか、法令の運用のための制度・体制整備及び法律実務家の育成に関する支援を実施している。平成29年には、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、インドネシア、バングラデシュ等に対する研修・現地セミナー等の実施の協力、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びインドネシアへの長期専門家の派遣等を通じて、各種法令の整備、法曹養成制度の充実強化、法律家の実務能力の向上等に貢献するための支援活動を行った。また、東ティモールやミャンマーから起草担当者らを招へいして共同研究を実施した。

従前、国際連合研修協力部（国連アジア極東犯罪防止研修所）は、東京都府中市を

拠点に研修を行い、国際協力部は、大阪市を拠点として活動してきたところ、両部署は、平成29年10月、東京都昭島市に新設された国際法務総合センターに移転し、業務を開始した。

総務企画部においては、平成29年4月現在で57校となっている法科大学院に対し、その教育に対する法曹としての実務に係る協力を行うために、法科大学院向けの刑事実務科目用教材の作成・提供、派遣に伴う法科大学院との連絡調整、派遣検察官に対するバックアップなどの各種法科大学院支援事務を行った。

〈刊行物〉

1 定期刊行物

| 題 目 | 刊行頻度 | 号 数 | ページ | 規 格 | 所 管 |
|---------------------------------------|------|---------|-----|-----|-----------|
| 犯 罪 白 書 | 年 刊 | 平成29年版 | 358 | A 4 | 研究部 |
| ニューズレター（英文） | 年3回 | 152～154 | 82 | A 4 | 国際連合研修協力部 |
| リソース・マテリアル・シリーズ（英文） | 年3回 | 101～103 | 606 | A 4 | 国際連合研修協力部 |
| 国際協力部報「ICD NEWS-LAW FOR DEVELOPMENT-」 | 年4回 | 70～73 | 843 | A 4 | 国際協力部 |
| ICD NEWS-LAW FOR DEVELOPMENT-（英文） | 年 刊 | 2017年版 | 138 | A 4 | 国際協力部 |

2 不定期刊行物

| 資料名 | 号 数 | 標 題 | 刊行年月 | ページ | 規格 | 所 管 |
|-------|-----|---------------------------|------|-----|-----|-----|
| 研究部報告 | 56 | 高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究 | 29.3 | 230 | A 4 | 研究部 |
| 研究部報告 | 57 | 窃盗事犯者に関する研究 | 29.3 | 298 | A 4 | 研究部 |

| 題 目 | 号 数 | 刊行年月 | ページ | 規 格 | 所 管 |
|---|--------|-------|-----|-----|-----------|
| 犯罪白書（英文） | 2016年版 | 29.12 | 103 | A 4 | 研究部 |
| TENTH REGIONAL SEMINAR ON GOOD GOVERNANCE FOR SOUTHEAST ASIAN COUNTRIES（英文） | - | 29.1 | 156 | A 4 | 国際連合研修協力部 |

〈業務の実施状況〉

【総務企画部】

1 法科大学院派遣検察官連絡協議会の開催

現在法科大学院に派遣されている検察官を対象として法科大学院派遣検察官連絡

協議会を開催し、法科大学院における刑事系実務科目の教育の在り方等をテーマとして意見交換等を行った。

2 法科大学院派遣前研修の実施

法科大学院へ派遣される予定の検察官を対象として、法科大学院での講義の在り方や法実務の講義に関する基礎的な知識・技能を修得させることを目的として実施した。

【研究部】

1 再犯者の実態と再犯防止対策に関する総合的研究

再犯防止対策の在り方を検討するために有益な基礎資料を提供することを目的に、諸外国の再犯動向に係る先行研究及び再犯防止対策に係る海外実地調査の結果を分析するとともに、再犯者の実態把握という観点から刑事施設の被収容者を対象とした意識調査を実施した。

2 粗暴犯に関する研究

傷害や暴行を中心とするいわゆる粗暴犯の実態を把握し、その指導及び支援の充実強化に資する基礎資料を提供することを目的として、受刑者に対する意識調査及び保護観察対象者の記録に基づく調査等を行うとともに、刑事施設等における指導の実情を調査した。

3 薬物事犯者に関する研究

薬物事犯者の諸特性について、刑事政策的な観点に加えて、精神医学・心理学等の観点も含めて多角的に把握し、もって、薬物事犯者に対する有効な支援及び指導の在り方を検討するための基礎資料を提供することを目的として、刑事施設に在所している覚せい剤事犯受刑者を対象とし、質問紙調査を実施した。

【研修第一部】

1 研究

法務研究

法務省各部署の実務経験の豊かな職員を選定し、法務全般にわたる内外の法制及びその運用に関する諸問題につき、それぞれのテーマに基づいて研究を行うものである。平成29年は、6月下旬から約5か月間にわたり、当省職員6人により、それぞれの研究が行われた。

2 研修

(1) 検事専門研修

任官後おおむね7年ないし10年の経験を有する検事を対象として、検察官の使命と役割を改めて自覚し、検察の理念を再確認させ、主として財政経済事犯等に関する専門的知識及び重大殺傷事犯等の事件相談への適切な対応や独自捜査の手法等に関する実務能力など中堅検事として必要不可欠な知識を修得させ、能力を

向上させるとともに、検察組織内で中堅検事として果たすべき役割についても検討させ、組織運営に関する認識を深めさせることを目的として実施した。

(2) 検事一般研修

任官後おおむね3年前後の検事を対象として、上記同様、検察の理念を再確認させる等し、検事として必要な一般的教養を高めるとともに、捜査・公判等検察実務に関する基礎的な知識・技能を修得させることを目的として実施した。

(3) 新任検事研修

新たに任官した検事を対象とし、検察官の使命と役割、検察の理念を確認させ、検事としての基礎的な知識を習得させ、能力を向上させるとともに、広い視野と識見を養うための基礎的啓発を行うことを目的として実施した。

【研修第二部】

1 中央研修

(1) 副検事第3次研修

任官後おおむね11年を経過した副検事を対象とし、上記同様、検察の理念を再確認等させるとともに、検察実務に関する高度の専門的知識・技能を習得させるほか、区検察庁の組織管理について理解を深め、その監督者として必要な管理能力を涵養することを目的として実施した。

(2) 副検事第2次研修

任官後おおむね4年を経過した副検事を対象とし、上記同様、検察の理念を再確認等させるとともに、主として交通事犯、特別法犯、財産犯等の捜査・処理及び公訴維持に必要な高度の知識・技能を習得させ、併せて支部・単独区検における職場管理技術等を習得させることを目的として実施した。

(3) 副検事第1次研修（新任副検事実務教育）

東京地方検察庁と共催により、原則として新たに任官した副検事全員を対象とし、上記同様、検察の理念を再確認等させるとともに、副検事として必要な知識・技能を習得させることを目的として実施した。

(4) 検察事務官管理研究科研修

地方検察庁の事務局長又はこれに準ずる者のうちから選定された者を対象とし、地方検察庁の事務局長又はこれに準ずる者として必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施した。

(5) 検察事務官管理科研修

高等検察庁支部又は地方検察庁（支部、区検察庁含む。）の課長、統括捜査官、統括検務官（検察事務官統括捜査科研修の対象者を除く。）又は検察広報官の職に就いた者のうちから選定された者を対象とし、課長又はこれに準ずる者として必要な管理、監督等に関する知識及び技能を修得させて、管理能力を高めるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(6) 検察事務官統括捜査科研修

捜査に専従する統括捜査官、統括検務官又はこれに準ずる公安職（二）４級以上の主任捜査官で、単独捜査の経験を相当期間有する者のうちから選定された者を対象とし、捜査に専従する上級の検察事務官として必要な専門的知識及び技能を修得させて、捜査能力を高めるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(7) 検察事務官高等科研修

公安職（二）３級以上又はこれと同等の行政職（一）の検察事務官で専修科研修を修了した者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、将来の幹部検察事務官育成のため、高度の知識及び技能を修得させ、管理・指導能力の育成を図るとともに、捜査・公判部門、事務局部門、検務部門、企画調査部門に関する能力と素養を涵養し、かつ、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(8) 検察事務官特別専攻科研修

公安職（二）３級以上の検察事務官又は２級で検察官事務取扱検察事務官の発令を受けている検察事務官のうちから選定された者を対象とし、将来検察事務（捜査・公判）に専従する志望を有している者に対し、これに必要な高度の専門的知識及び技能を修得させるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(9) 裁判員裁判対象事件担当中核事務官研修

裁判員裁判対象事件担当中核事務官又はその候補者のうちから選定された者を対象とし、検察事務官の中核として、同裁判対象事件の捜査・公判等において重要度や裁量性の高い業務を遂行するための専門的知識及び技能を修得させるとともに、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(10) 保護局関係職員管理研究科研修

地方更生保護委員会の事務局長若しくは事務局次長又は保護観察所の所長若しくは次長のうちから選定された者を対象とし、地方更生保護委員会の事務局長若しくは事務局次長又は保護観察所の所長若しくは次長に必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施した。

(11) 保護局関係職員管理科研修

地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務する統括保護観察官又はこれに準ずる職にある者のうちから選定された者を対象とし、保護行政各部門における中間監督者として、職務の遂行に必要な管理監督等に関する高度の知識及び技能を修得させるとともに、その人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(12) 保護観察官高等科研修

保護局、地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）３級から５級までの保護観察官又はこれに準ずる職にあり、原則として、主任保

護観察官に指名されることが見込まれる者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、指導的立場にある保護観察官として、職務の遂行に必要な保護行政、関係諸科学、職場管理等についての高度の知識及び技能を修得させるとともに、その人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(13) 保護観察官専修科研修

地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）2級及び3級の保護観察官で、原則として、中等科研修修了後1年以上を経過し、保護局長が定める実務実習を受けた者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な保護行政、関係諸科学等についての基礎的な知識及び技能を修得させ、実務能力の向上を図ることを目的として実施した。

(14) 保護観察官中等科研修

原則として、地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）2級から3級までの新任保護観察官のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な更生保護関係法令、関係諸科学等についての基礎的な知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(15) 保護局関係職員処遇強化特別研修

地方更生保護委員会又は保護観察所に勤務するおおむね行政職（一）2級から5級までの専修科研修を修了した保護観察官のうちからふさわしい者として選定された者を対象とし、保護観察官の専門的処遇能力の向上を図るため、処遇技法等に関する専門的な知識及び技能を集中的に修得させることを目的として実施した。

(16) 保護局関係企画調整特別研修

地方更生保護委員会事務局総務課長又は保護観察所企画調整課長に異動予定の者のうちから選定された者を対象とし、地方更生保護委員会事務局総務課長又は保護観察所企画調整課長としての職務遂行に必要な人事、会計、情報公開、広報、組織管理、業務管理等の総務課又は企画調整課関係事項の知識を修得させ、その管理能力を向上させることを目的として実施した。

(17) 社会復帰調整官専修科研修

おおむね行政職（一）2級及び3級の社会復帰調整官で、原則として、社会復帰調整官初任研修修了後1年以上を経過し、保護局長が定める実務実習を受けた者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な心神喪失者等医療観察制度、司法精神保健福祉、司法精神医学等についての基礎的な知識及び技能を修得させ、実務能力の向上を図ることを目的として実施した。

(18) 社会復帰調整官初任研修

保護観察所に勤務する新任の社会復帰調整官のうちから選定された者を対象とし、職務の遂行に必要な心神喪失者等医療観察制度、司法精神保健福祉、司法精

神医学等についての基礎的な知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(19) 組織間人事交流研修

法務省内組織間人事交流対象者を対象とし、組織間人事交流前に当省の各組織の所掌事務及び各組織間の関連についての基礎的知識を修得させるとともに、研修員の相互理解を通じて当省職員としての一体感を培うことによって、人事交流対象者の士気を高揚させ、もって当省内組織間人事交流の円滑な導入・運営に資することを目的として実施した。

2 地方研修

(1) 検察事務官特別科研修

高等検察庁に委嘱し、検察事務官専修科研修を修了又は任官後ほぼ10年を経過した検察事務官のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、検察行政事務、検務事務及び捜査・公判事務に関し、検察事務官として必要な専門的知識及び技能を修得させて、事務能率及び人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(2) 検察事務官専修科研修

高等検察庁に委嘱し、検察事務官中等科研修を修了後ほぼ4年ないし7年を経過した者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、検察事務官として必要な専門的知識及び技能を修得させて、職務の遂行に不可欠な実務的で高度な執務能力^{かん}を涵養し、かつ、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(3) 検察事務官中等科研修

高等検察庁に委嘱し、検察事務官初等科研修を修了後ほぼ5年を経過した者若しくは国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者で採用後ほぼ2年を経過した者又はこれらに準ずる者のうちから、平素の勤務成績等を考慮の上選定された者を対象とし、検察事務官として必要な比較的高度の知識及び技能を修得させて、事務能率の向上を図るとともに捜査・公判の実務能力を育成し、かつ、人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(4) 検察事務官初等科研修

高等検察庁に委嘱し、新規採用者で、行政職（一）の適用を受ける者を対象とし、検察事務官として必要な基礎的知識及び技能を修得させて、事務能率及び人格識見の向上を図ることを目的として実施した。

(5) 保護局関係職員初等科研修

関東地方更生保護委員会に委嘱し、保護局、地方更生保護委員会又は保護観察所に新規に採用された行政職（一）の適用を受ける職員（国家公務員採用総合職試験合格者を除く。）のうちから選定された者を対象とし、保護局関係職員として、職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるとともに、その教養の向

上を図ることを目的として実施した。

【研修第三部】

1 中央研修

(1) 法務局・地方法務局職員管理研究科研修

法務局の部長及び地方法務局長を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の管理能力を修得させることを目的として実施した。

(2) 法務局・地方法務局職員管理科研修

法務局・地方法務局の課長級の職員を対象とし、その職務の遂行に必要な管理能力を修得させることを目的として実施した。

(3) 法務局・地方法務局職員専門科（人権）研修

法務局・地方法務局の人権擁護部門における課長級の職員を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(4) 法務局・地方法務局職員専門科（訟務）研修

法務局・地方法務局の訟務部門における上席訟務官等課長級の職員を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(5) 法務局・地方法務局新任課長（戸籍・国籍）研修

法務局・地方法務局の新任の戸籍課長及び国籍課長を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(6) 法務局・地方法務局新任課長（供託）研修

法務局・地方法務局の新任の供託課長を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(7) 法務局・地方法務局新任統括登記官研修

法務局・地方法務局の新任の統括登記官を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(8) 法務局・地方法務局職員登記専攻科研修

行政職（一）2級から4級までの法務事務官で、法務局・地方法務局の登記部門における指導的職員を対象とし、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させるとともに、その社会的識見を涵養することを目的として実施した。

(9) 法務局・地方法務局職員高等科研修

行政職（一）2級及び3級の法務事務官で専修科研修を修了した者のうち、将来、法務局・地方法務局の幹部職員となり得る者を対象とし、高度の法律知識及び法律的素養を修得させるとともに、その社会的識見を涵養することを目的として実施した。

(10) 入国管理局関係職員管理科研修（B課程）

入国者収容所又は地方入国管理局の新任の課長、首席審査官、首席入国警備官又はこれらに準ずる職にある者を対象とし、その職務の遂行に必要な主として管理面の知識・技能を修得させ、併せて人格識見の涵養を図ることを目的として実施した。

(11) 入国管理局関係職員管理科研修（A課程）

入国者収容所又は地方入国管理局の新任の課長補佐、統括審査官、統括入国警備官又はこれらに準ずる職にある者を対象とし、その職務の遂行に必要な主として管理面の知識・技能を修得させ、併せて人格識見の涵養を図ることを目的として実施した。

(12) 入国管理局関係職員高等科研修

行政職（一）2級及び3級の法務事務官若しくは入国審査官又は公安職（一）3級及び4級の入国警備官を対象とし、入国者収容所及び地方入国管理局の幹部職員を養成するため、入国管理行政全般にわたる高度の専門的知識及び技能を修得させ、併せて人格識見の涵養を図ることを目的として実施した。

(13) 入国管理局関係職員専攻科研修

行政職（一）2級から4級までの法務事務官若しくは入国審査官又は公安職（一）3級から5級までの入国警備官を対象とし、入国者収容所又は地方入国管理局における実務の処理等に関する指導的職員を養成するため、これに必要な高度の専門的知識及び技能を修得させ、併せて人格識見の涵養を図ることを目的として実施した。

(14) 入国管理局関係職員特別科（特別審理官）研修

特別審理官の業務に従事し又は従事することが見込まれる職員を対象とし、その職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(15) 入国管理局関係職員特別科（令書執行）研修

令書執行の業務に従事し又は従事することが見込まれる入国警備官を対象とし、その職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(16) 入国管理局関係職員特別科（警備処遇）研修

警備処遇の業務に従事し又は従事することが見込まれる入国警備官を対象とし、その職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(17) 入国管理局関係職員特別科（難民調査官）研修

難民調査官の業務に従事し又は従事することが見込まれる入国審査官を対象とし、その職務の遂行に必要な特別の知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

2 地方研修

(1) 法務局・地方法務局職員専修科研修

東京法務局に委嘱し、行政職（一）1級から3級までの法務事務官で、中等科研修を修了後ほぼ5年を経過した法務局・地方法務局の指導的立場の中堅職員を対象とし、その職務を遂行するために必要な法律知識及び技能を専門的に修得させるとともに、その社会的識見を涵養することを目的として実施した。

(2) 法務局・地方法務局職員中等科研修

東京、大阪、広島、福岡、仙台及び札幌法務局に委嘱し、新たに採用された国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者及び初等科研修を修了後ほぼ4年を経過した者を対象とし、法務局・地方法務局の職員としての心構えを付与するとともに、中堅係員として職務を遂行するために必要な基本的な法律知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(3) 法務局・地方法務局職員初等科研修

東京及び名古屋法務局に委嘱し、新たに採用された国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）合格者を対象とし、法務局・地方法務局の職員としての心構えを付与するとともに、新任職員として日常の業務を遂行するのに必要な基礎的法律知識及び技能を修得させることを目的として実施した。

(4) 入国管理局関係職員中等科（入国警備官）研修

大阪入国管理局に委嘱し、公安職（一）1級から3級までの入国警備官で、初任科研修を修了し、かつ、採用後4年以上を経過した者を対象とし、その職務の遂行に必要な知識及び技能の向上を図り、併せて時勢の進展に即応できる素養を涵養することを目的として実施した。

(5) 入国管理局関係職員中等科（入国審査官・法務事務官）研修

東京入国管理局に委嘱し、行政職（一）1級及び2級の法務事務官又は入国審査官であって、初等科研修を修了し、かつ、採用後4年以上を経過した者を対象とし、その職務の遂行に必要な知識及び技能の向上を図り、併せて時勢の進展に即応できる素養を涵養することを目的として実施した。

(6) 入国警備官初任科研修

東京入国管理局に委嘱し、新たに採用された公安職（一）1級の入国警備官を対象とし、その職務の遂行に必要な基礎的法律知識及び技能を修得させるとともに、厳正な規律の体得及び敏活な行動力の育成を図り、併せて国家公務員として必要な基礎的素養を涵養することを目的として実施した。

(7) 入国管理局関係職員初等科研修

東京入国管理局に委嘱し、新たに採用された国家公務員採用一般職試験（高卒者試験）合格者及び国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）合格者を対象として、その職務の遂行に必要な基礎的法律知識及び技能を修得させるとともに、国家公務員として必要な基礎的素養を涵養することを目的として実施した。

【国際連合研修協力部】

1 国際研修等

(1) 課題別研修

ア 国際高官セミナー

アジア・太平洋，中南米及びアフリカ諸国並びに我が国の法務省関係者等上級公務員を対象に、「少年司法と国際準則」を主要課題とするセミナーを実施した。

イ 国際研修（刑事司法）

アジア・太平洋，ヨーロッパ，中南米及びアフリカ諸国並びに我が国の警察，検察，裁判所，厚生労働省及び海上保安庁関係職員を対象に、「犯罪組織撲滅のための刑事司法手続と運用」を主要課題とする研修を実施した。

ウ 国際研修（矯正・保護）

アジア・太平洋，南米及びアフリカ諸国並びに我が国の検察，裁判所，矯正及び保護職員を対象に、「組織犯罪メンバー・テロリストの更生及び社会復帰」を主要課題とする研修を実施した。

エ 汚職防止刑事司法支援研修

アジア・太平洋，ヨーロッパ，南米及びアフリカ諸国並びに我が国において，汚職防止・摘発に関する政策・実務に携わる職員を対象に、「汚職犯罪の収益に関する効果的な捜査の在り方」を主要課題とする研修を実施した。

(2) 地域別研修

ア 仏語圏アフリカ刑事司法研修

仏語圏アフリカ諸国の刑事司法において，司法省職員，警察官及び司法官（検察官，予審判事，公判判事）を対象に、「コンピュータ・ネットワークを使用した犯罪（テロ犯罪・組織犯罪関連）への対策」を主要課題とする研修をコートジボワールにおいて実施した。

イ 東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー

東南アジア諸国における法の支配と良い統治（グッドガバナンス）の向上を図るため，東南アジアの9か国から刑事司法実務家の参加の下，ジョグジャカルタ（インドネシア）において、「汚職防止の成功事例：東南アジアにおけるこの10年の制度的又は実務的發展」を主要課題として開催した。

ウ C L M V 諸国を対象とした犯罪者の社会内処遇研修及び同研修のフォローアップ研修

カンボジア，ラオス，ミャンマー及びベトナムの刑事司法実務家を対象として，タイのバンコクにおいて，地域内の社会内処遇の普及，発展を目的として開催した。

また，前記研修の成果を共有すること等を目的として，フォローアップ研修を日本で開催した。

(3) 国別研修

ア 日本・ベトナム司法制度共同研究

ベトナムの刑事司法実務家を対象に、「近年の刑事司法システムの発展と検察官の職務に対する影響」を主要課題とする共同研究を実施した。

イ ミャンマー行刑局職員能力向上研修

国連薬物・犯罪事務所（UNODC）との共催により、ミャンマー矯正施設の職員を対象に、現地マンダレー及びヤンゴンの矯正研修所における講義等を通じ、「国際準則に準拠した刑事施設の管理運営の実施」に必要な能力及び技術の習得を図った。

ウ 日本・ネパール司法制度比較共同研究

ネパールの刑事司法実務家を対象に「起訴状の記載及び証拠の分析・評価」を主要課題とする比較共同研究を実施した。

2 海外における活動等

第26回国連犯罪防止・刑事司法委員会（コミッション）

国連犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関調整会合

国連薬物・犯罪事務所及び世界保健機関主催の「罪を犯した薬物使用者の治療とケア：有罪判決と処罰の代替措置」ハンドブック作成に係る専門家会合

国連薬物・犯罪事務所及びイラン警察主催のサイバー犯罪の予防・対策に関するテヘラン会合

国連薬物・犯罪事務所主催の修復的司法に関する専門家会合

国際刑事裁判所主催の地域協力高官セミナー

グローバル・テロ対策フォーラムの各種会合、ワークショップ

国際司法・法の支配研究所主催のグローバル中央当局イニシアティブ・東南アジア地域ワークショップ

サヘル地域の裁判官を対象としたテロ対策キャパシティビルディングのためのワークショップ

国際刑事法・刑事施設財団主催の専門家会合

国立薬物乱用研究所2017年国際フォーラム

薬物依存問題協会第79回年次総会

香港矯正局主催の矯正会議2017

第19回国際矯正・刑務所協会年次会合

国際社会内処遇協会第25回研究会議

第37回アジア・太平洋矯正局長等会議

G20過激化防止に関する国際会議

その他国際学会・会議及び現地セミナー・ワークショップへ部長又は教官を派遣した。

3 その他の活動

インターンシップ受入れ

日本の法科大学院生2名及び公共政策大学院生2名に対して、日本の刑事司法や国連アジア極東犯罪防止研修所の活動に関する講義を行ったほか、国際研修等の準備及び運営等の業務を体験させた。

【国際協力部】

1 国際研修

(1) ベトナム法整備支援研修

首相府の職員らを対象に、財産登記法の知識習得を目的とした研修を、司法省の職員らを対象に、民事判決執行の運用改善を目的とした研修をそれぞれ実施したほか、最高人民裁判所の職員らを対象に、判例制度に関する実務の確立等を目的とする研修を実施した。

(2) ラオス法律人材育成強化支援研修

司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学職員らを対象に、法曹養成及び民事経済関連法の執務参考資料作成に資することを目的とした研修を実施した。

(3) ミャンマー法整備支援研修

連邦最高裁判所及び連邦法務長官府職員らを対象に、法律起草及び法案審査能力・法執行能力向上等を目的とした研修を実施した。

(4) インドネシア法整備支援研修

法務人権省法規総局及び同省知財総局職員らを対象に、経済関係法令の法的整合性の向上等を目的とした研修を実施した。

(5) バングラデシュ法整備支援研修

法律・司法・国会担当省、司法行政研修機構、全国法律扶助機構、裁判所等の職員、裁判官らを対象に、訴訟外紛争解決手続や裁判所における事件管理能力の向上を目的とする研修を実施した。

2 連絡会・研究会・シンポジウム等

(1) 法整備支援連絡会

法制度整備支援に携わる関係者相互間の情報及び意見交換を目的に、「法整備支援の回顧と展望—ベトナム法整備支援プロジェクト開始20年を機に」をテーマとする第18回法整備支援連絡会を開催し、ベトナム前司法大臣及び日本の専門家による各講演、ベトナム司法省前次官及び日本の専門家による対談、元長期派遣専門家らによるディスカッション等を実施した。

(2) 日韓パートナーシップ共同研究

我が国の法務省、法務局及び裁判所の職員並びに韓国の法院の職員を研究員として、不動産登記、商業法人登記、供託、民事執行等の民事法分野に関する比較

研究を、我が国及び韓国においてそれぞれ実施した。また、日本セッションの一環として、日韓の司法協力及び不動産登記の経験及び今後について、報告、議論等をするため「日韓の司法協力・不動産登記特別講演セミナー」を開催した。

(3) 東ティモール共同法制研究

東ティモールの市民登録法案及び婚姻・家族法に係る民法改正のための法案起草能力向上を目的として、司法省職員等を招へいし、我が国の戸籍法及び家族法に関する講義、関係機関への訪問等を通じて共同研究を実施した。

(4) 司法修習生受入れ

司法修習生に対して、法制度整備支援の実情に関する講義を行ったほか、同時に実施されていたラオス本邦研修等を聴講させた。

(5) 国際協力人材育成研修

法制度整備支援に携わる人材の育成を目的として、法務・検察職員を対象に、法制度整備支援に関する講義を行ったほか、開発途上国における支援プロジェクトの現場実務を体験させるなどした。

(6) アジア・太平洋法制研究会

公益財団法人国際民商事法センターとの共催により、アジア・太平洋会社法実務研究会を実施し、東南アジア諸国の会社法実務に関する研究等を行い、その成果を発表するため、第9回国際民商事法シンポジウム「東南アジア4か国におけるコーポレート・ガバナンス～ベトナム カンボジア ミャンマー インドネシア」を開催した。

(7) 連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野」(シンポジウム)の開催

法制度整備支援についての広報活動の一環として、若い世代に対し法制度整備支援に関する基礎的な知識等を伝えるとともに、法制度整備支援を自らのキャリアパスとして考える機会を提供する場として、名古屋大学等と連携して3回にわたり、シンポジウム等を開催した。

上記連携企画のうち、当部は、6月に大阪中之島合同庁舎国際会議室において、公開シンポジウム「法整備支援へのいざない」を主催し、弁護士による基調講演や、キャリアパス等に関するパネルディスカッションを実施した。

(8) 国際民商事法金沢セミナー

公益財団法人国際民商事法センター、石川国際民商事法センター及び北國新聞社との共催により、金沢市において、企業関係者、学生等を対象にして、日本の法制度整備支援の取組や広がり等に関するセミナーを開催した。

VI 矯正研修所

法務省組織令第62条、第64条、第65条 法務省組織規則第28条 矯正
研修所組織規則（平成13年法務省令第8号）

1 平成29年の研修実施状況

(1) 初任研修課程

新たに矯正職員に採用された者に対し、矯正職員として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行うもの。

ア 刑務官等初等科

新たに刑務官等に採用された者（国家公務員採用総合職試験に合格したことにより採用された者を除く。）に対し、刑務官等として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った（本所、8支所、14コース、研修期間7月、486人）。

イ 法務教官基礎科

新たに刑事施設に勤務する公安職俸給表（一）の適用を受ける法務教官又は新たに少年院等に勤務する公安職俸給表（二）の適用を受ける法務教官に採用された者に対し、法務教官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った。

なお、法務教官基礎科の集合研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（本所、3支所、5コース、研修期間8月、104人）。

ウ 法務技官基礎科

新たに刑事施設に勤務する公安職俸給表（一）の適用を受ける法務技官（被収容者の資質及び環境の調査に従事する法務技官に限る。）又は少年鑑別所に勤務する公安職俸給表（二）の適用を受ける法務技官に採用された者に対し、法務技官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための基礎的な教育及び訓練を行った。

なお、法務技官基礎科の集合研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（本所、1コース、研修期間9月、前期23人、後期9人）。

(2) 任用研修課程

一定以上の官職への任用（一定以上の階級への昇進を含む。）が予定されている矯正職員に対し、その官職等に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行うもの。

ア 中等科

刑務官等に対し、初級幹部として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所、5支所、6コース、研修期間3月、149人）。

イ 法務教官応用科

刑事施設の教育専門官又は少年院等の専門官として必要な知識及び技能を修

得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った。

なお、応用科の研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（本所、3支所、4コース、研修期間3月、前後期90人、後期のみ1人）。

ウ 法務技官応用科

刑事施設の調査専門官又は少年鑑別所の専門官として必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った。

なお、応用科の研修は、前期は一般科目、後期は専門科目によって編成される（本所、1コース、研修期間3月、前後期22人、後期のみ7人）。

エ 中級管理科第1部・第2部

矯正施設の中級幹部職員として必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所、1コース、研修期間2月、41人）。

オ 高等科第1部・第2部

矯正施設の上級幹部職員として必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所、1コース、研修期間6月、94人）。

カ 上級管理科

矯正施設の部長、次長又は課長の職（相当職を含む。）にあり、かつ、上級管理科が修了する日の属する年度の翌年度において、矯正施設の長（相当職を含む。）への任用が予定されている職員に対し、必要な知識及び技能を修得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行った（本所、1コース、研修期間1週間、49人）。

(3) 専門研修課程

専門研修課程は、矯正職員に対し、矯正実務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行うものであり、次に掲げる科を置いている（本所117コース、支所340コース、4646人）。

ア 刑務作業科

刑事施設における作業に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

イ 処遇調査科

刑事施設における資質及び環境の調査に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。ただし、法務技官は除く。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ウ 改善指導科

刑事施設における改善指導及び教科指導に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

エ 矯正教育科

少年院における矯正教育に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

オ 観護処遇科

少年鑑別所における観護に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

カ 矯正医療科

矯正施設における医療に関する職務を担当している職員（当該職務を担当する予定の職員を含む。）に対し、その職務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

キ 処遇特修科

刑務官に対し、刑事施設の被収容者の処遇に必要な知識及び技能を再確認させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ク 調査鑑別特別科

刑事施設における資質及び環境の調査並びに少年鑑別所における資質鑑別に関する職務に必要な高度の知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

ケ 専攻科

アからクまでに掲げる科において行うものを除き、矯正実務に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための教育及び訓練を行う。

(4) 研究研修課程

矯正職員に対し、矯正に関する学理及び制度並びにその運用の調査研究を行わせるもの。

研究科

本所の長が法務大臣の承認を得て定める研究課題について、調査研究を行わた（本所、1コース、研修期間3月、13人）。

なお、研究題目は、次のとおりである。

ア 優秀な人材確保のための人物試験官の育成方法等について

イ 職員不祥事根絶のための総合対策の見直しについて

ウ 矯正関係裁判例集の取りまとめについて

エ 大規模災害発生時における矯正施設の地域支援等のあり方について

オ 刑事施設におけるストーカー事犯者に関する基礎的研究

カ 少年院における「社会復帰支援業務マニュアル（仮称）」の作成

キ 成人後の再犯状況を踏まえた法務省式ケースアセスメントツール(M J C A)の分析

ク 矯正医療関連経費の削減に向けた現状分析及び各種施策の検討

ケ 少年院におけるM J C A（法務省式ケースアセスメントツール）の活用に関する研究

2 平成29年に実施した研修の特色

- (1) 精神疾患を有する被収容者や処遇に相当の注意や配慮を必要とする被収容者を直接処遇している職員等に対し、職務遂行上必要な精神医学的知識を付与し、職務執行能力の向上を図ることを目的とした矯正医療科（精神科医療関係職員）研修を新たに実施した。
- (2) 特別調整等の福祉的支援を担当する刑事施設及び少年院の社会福祉士等に対し、福祉的支援の実施に必要な知識や技術を身に付けさせることを目的とした専攻科（福祉的支援担当者）研修を新たに実施した。
- (3) 刑事施設の新任教育担当職員等に対し、被収容者の指導に必要とされる専門的な知識やスキルを身に付けさせることを目的とした改善指導科（改善指導プログラム指導職員（初任者編））研修を新たに実施した。

3 平成29年に実施した協議会及び事務打合せ会

- (1) 矯正研修所支所教頭等協議会
- (2) 矯正研修所支所等主任教官事務打合せ会

4 その他

平成29年に発刊した出版物は、次のとおりである。

矯正研修所紀要（第32号）

第4 地方支分部局

I 矯正管区

法務省設置法第15条、第16条 法務省組織令第66条、第67条 法務省組織規則第29条 矯正管区組織規則（平成13年法務省令第9号）

矯正管区の名称、所在地及び管轄区域

（平成29年12月31日現在）

| 名 称 | 所 在 地 | 管 轄 区 域 |
|---------|---------------------|--|
| 札幌矯正管区 | 札幌市東区東苗穂1条 2-5-5 | 北海道 |
| 仙台矯正管区 | 仙台市若林区古城 3-23-1 | 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 |
| 東京矯正管区 | さいたま市中央区 新都心2-1 | 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県 |
| 名古屋矯正管区 | 名古屋市東区白壁 1-15-1 | 富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県 |
| 大阪矯正管区 | 大阪市中央区大手前 4-1-67 | 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 |
| 広島矯正管区 | 広島市中区上八丁堀 6-30 | 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 |
| 高松矯正管区 | 高松市丸の内1-1 | 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 |
| 福岡矯正管区 | 福岡市東区若宮5-3-53 | 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 |

Ⅱ 地方更生保護委員会

法務省設置法第15条、第17条 法務省組織令第68条
 更生保護法第16条～20条 地方更生保護委員会事務局組織規則（平成20年法務省令第36号）

1 地方更生保護委員会の概況

地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）は、全国8か所（札幌市、仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、広島市、高松市及び福岡市。ただし、九州地方委員会には那覇市に那覇分室が置かれている。）に置かれ、(1)仮釈放の許可又はその処分の取消し、(2)仮出場の許可、(3)少年院からの仮退院又は退院の許可、(4)少年院からの仮退院中の者を少年院に戻して収容する旨の決定の申請、(5)不定期刑の執行を受け終わったものとする処分、(6)保護観察の仮解除又はその処分の取消し、(7)婦人補導院からの仮退院の許可又はその処分の取消し、(8)保護観察所の事務の監督に関する事務を所掌し、さらに、更生保護事業法の規定に基づく法務大臣の権限のうち、更生保護法人に係る許認可関係事務等の相当部分を委任されている。さらに、地方委員会の委員長は、法務大臣が行う保護司の委嘱及び解嘱を代行するほか、保護司の配置、保護区の設置、保護区別の保護司定数などを定める権限を大臣から委任されている。

なお、前記地方委員会の権限のうち、決定をもって行う処分については、委員3人で構成する合議体が行うが、各地方委員会には、この合議体が1部ないし5部置かれている。また、地方委員会には事務局が設けられ、総務課、会計課（関東及び近畿地方委員会事務局のみ）、更生保護管理官、調整指導官、首席審査官（関東地方委員会事務局のみ）及び統括審査官が置かれ、仮釈放等の審理のための調査に従事する保護観察官等が配属されている。

2 地方更生保護委員会の名称、所在地及び管轄区域

（平成29年12月31日現在）

| 名 称 | 合議体の数 | 所 在 地 | 管 轄 区 域 |
|--------------|-------|-----------------|-----------|
| 北海道地方更生保護委員会 | 2部 | 札幌市中央区大通西12 | 札幌高裁の管轄区域 |
| 東北 | 2部 | 仙台市青葉区片平1-3-1 | 仙台 |
| 関東 | 5部 | さいたま市中央区新都心2-1 | 東京 |
| 中部 | 2部 | 名古屋市中区三の丸4-3-1 | 名古屋 |
| 近畿 | 4部 | 大阪市中央区大手前4-1-76 | 大阪 |
| 中国 | 3部 | 広島市中区上八丁堀2-31 | 広島 |
| 四国 | 1部 | 高松市丸の内1-1 | 高松 |
| 九州 | 3部 | 福岡市中央区舞鶴2-5-30 | 福岡 |

3 地方更生保護委員会事件取扱状況

(1) 仮釈放等審理等の開始及び終了人員

(平成29年)

| 事件の種類 | 審理の開始等 | | | 審理の終結等 | | | | | 年末現在 審理中 | 開始のうち 申出に よらない もの | 審理再開 | | | |
|-------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------|--------------------|-------------|----------------------------|------|-------|-----|-----|
| | 総数 | 前年繰越 | 開始 | 移送 | 総数 | 許可 | 取下げ なし | 許可しない 取下げ あり | | | | 移送 | その他 | |
| 総数 | 19,471 | 2,719 | 16,709 | 43 | 16,687 | 14,798 | 631 | 597 | 615 | 41 | 5 | 2,784 | 37 | 466 |
| 仮釈放 | 計 | 16,846 | 2,516 | 14,289 | 41 | 14,251 | 12,389 | 617 | 606 | 38 | 5 | 2,595 | 37 | 423 |
| | 全部実刑 | 16,291 | 2,511 | 13,741 | 39 | 13,860 | 12,026 | 616 | 582 | 36 | 5 | 2,431 | 37 | 413 |
| | 一部猶予 | 555 | 5 | 548 | 2 | 391 | 363 | 1 | 24 | 2 | - | 164 | - | 10 |
| 釈放 | 仮出場 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 少年院等 | 計 | 2,624 | 203 | 2,419 | 2 | 2,435 | 2,408 | 14 | 9 | 3 | - | 189 | - | 43 |
| | SE・SA対象者以外 | 2,194 | 180 | 2,012 | 2 | 2,021 | 1,997 | 12 | 8 | 3 | - | 173 | - | 38 |
| | SE・SA対象者 | 430 | 23 | 407 | - | 414 | 411 | 2 | 1 | - | - | 16 | - | 5 |
| | 婦人補導院仮退院 | 1 | - | 1 | - | 1 | 1 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 少年院在院中の退院 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

(注) 1 「SE・SA対象者以外」の欄は、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程(SE)及び短期社会適応課程(SA)以外に区分されていたもの。ただし、平成27年5月以前においては、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において長期処遇を受けていたもの。
 2 「SE・SA対象者」の欄は、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程(SE)又は短期社会適応課程(SA)に区分されていたもの。ただし、平成27年5月以前においては、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において短期処遇を受けていたもの。なお、「短期」には、一般短期処遇を行う「一般短期」と特修短期処遇を行う「特修短期」とが含まれる。

(2) 仮釈放等の取消し等の審理の開始及び終了人員

(平成29年)

| 事件の種別 | 審理の開始等 | | 移送 | 審理の終結等 | | 年末現在 審理中 | | | |
|-------------|------------|------|-------|--------|-------|-------------|------------|--------------|----|
| | 総数 | 前年繰越 | | 開始 | 移送 | | 理由あり 総数 | 理由なし 理由なし | 移送 |
| 総計 | 1,535 | 30 | 1,505 | - | 1,509 | 43 | 26 | - | - |
| 仮釈放取消し | 出計 | 563 | - | 563 | - | 557 | 3 | - | - |
| | 申出 | 560 | - | 560 | - | 554 | 3 | - | - |
| | 取消事由 通知 | 3 | - | 3 | - | 3 | - | - | - |
| 保釈 | 観 | 8 | - | 8 | - | 4 | 4 | - | - |
| | 察 | 8 | - | 8 | - | 4 | 4 | - | - |
| 保護 | 観 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 察 | 232 | - | 232 | - | 217 | 13 | - | - |
| 保釈 | 観 | 90 | - | 90 | - | 90 | - | - | - |
| | 察 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 仮釈放中の不定期刑終了 | 観 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 察 | 10 | - | 10 | - | 9 | 1 | - | - |
| 戻し収容 | SE・SA対象者以外 | 10 | - | 10 | - | 9 | 1 | - | - |
| | SE・SA対象者 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 少年院仮退院中の退院 | 計 | 442 | 15 | 427 | - | 433 | 421 | 12 | - |
| | SE・SA対象者以外 | 281 | 8 | 273 | - | 277 | 270 | 7 | - |
| | SE・SA対象者 | 161 | 7 | 154 | - | 156 | 151 | 5 | - |
| 婦人補導院 | 仮退院 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 保護 | 観 | 184 | 15 | 169 | - | 172 | 162 | 10 | - |
| | 察 | 6 | - | 6 | - | 6 | - | - | - |

(注) 1 「SE・SA対象者以外」の欄は、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程(SE)及び短期社会適応課程(SA)以外に区分されていたもの。ただし、平成27年5月以前においては、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において長期処遇を受けていたもの。
 2 「SE・SA対象者」の欄は、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において矯正教育課程の短期義務教育課程(SE)又は短期社会適応課程(SA)に区分されていたもの。ただし、平成27年5月以前においては、少年院から仮退院を許された者のうち、少年院において短期処遇を受けていたもの。なお、「短期」には、一般短期処遇を行う「一般短期」と特修短期とが含まれる。

Ⅲ 法務局及び地方法務局

法務省設置法第15条、第18条～第20条 法務省組織令第69条～第72条 法務省組織規則第30条 法務局及び地方法務局組織規則（平成13年法務省令第11号）

1 法務局・地方法務局の所在地及び管轄区域

（平成29年12月31日現在）

| 名称 | 所在地 | 管轄 |
|------|------------------------|--|
| 東京 | 東京都千代田区九段南1-1-15 | 注) 北海道を除く都府県については、名称により管轄区域の都府県名が判明するので、記載を省略する。 |
| 横浜 | 横浜市中区北仲通5-57 | |
| さいたま | さいたま市中央区下落合5-12-1 | |
| 千葉 | 千葉市中央区中央港1-11-3 | |
| 水戸 | 水戸市三の丸1-1-42 | |
| 宇都宮 | 宇都宮市小幡2-1-11 | |
| 前橋 | 前橋市大手町2-3-1 | |
| 静岡 | 静岡市葵区追手町9-50 | |
| 甲府 | 甲府市丸の内1-1-18 | |
| 長野 | 長野市旭町1108 | |
| 新潟 | 新潟市中央区西大畑町5191 | |
| 大阪 | 大阪市中央区谷町2-1-17 | |
| 京都 | 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197 | |
| 神戸 | 神戸市中央区波止場町1-1 | |
| 奈良 | 奈良市高畑町552 | |
| 大津 | 大津市京町3-1-1 | |
| 和歌山 | 和歌山市二番丁2 | |
| 名古屋 | 名古屋市中区三の丸2-2-1 | |
| 津 | 津市丸之内26-8 | |
| 岐阜 | 岐阜市金竜町5-13 | |
| 福井 | 福井市春山1-1-54 | |
| 金沢 | 金沢市新神田4-3-10 | |
| 富山 | 富山市牛島新町11-7 | |
| 広島 | 広島市中区上八丁堀6-30 | |
| 山口 | 山口市中河原町6-16 | |
| 岡山 | 岡山市北区南方1-3-58 | |
| 鳥取 | 鳥取市東町2-302 | |
| 松江 | 松江市母衣町50 | |
| 福岡 | 福岡市中央区舞鶴3-9-15 | |
| 佐賀 | 佐賀市城内2-10-20 | |
| 長崎 | 長崎市万才町8-16 | |

| 名 称 | 所 在 地 | 管 轄 | |
|-------|----------------|---------------|--------------|
| 大 分 | 大分市荷揚町7-5 | 北海道の内 | |
| 熊 本 | 熊本市中央区大江3-1-53 | | |
| 鹿 児 島 | 鹿児島市鴨池新町1-2 | | |
| 宮 崎 | 宮崎市別府町1-1 | | |
| 那 覇 | 那覇市樋川1-15-15 | | |
| 仙 台 | 仙台市青葉区春日町7-25 | | |
| 福 島 | 福島市霞町1-46 | | |
| 山 形 | 山形市緑町1-5-48 | | |
| 盛 岡 | 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 | | |
| 秋 田 | 秋田市山王7-1-3 | | |
| 青 森 | 青森市長島1-3-5 | | |
| 札 幌 | 札幌市北区北8条西2-1-1 | | 札幌市 江別市 千歳市 |
| | | | 夕張市 岩見沢市 三笠市 |
| | | | 美唄市 芦別市 赤平市 |
| | | 滝川市 砂川市 歌志内市 | |
| | | 室蘭市 小樽市 苫小牧市 | |
| | | 登別市 恵庭市 伊達市 | |
| | | 北広島市 石狩市 | |
| | | 石狩郡 夕張郡 樺戸郡 | |
| | | 有珠郡 白老郡 虻田郡 | |
| | | 浦河郡 沙流郡 新冠郡 | |
| | | 様似郡 幌泉郡 余市郡 | |
| | | 古平郡 積丹郡 岩内郡 | |
| | | 古宇郡 磯谷郡 日高郡 | |
| | | 空知郡の内 | |
| | | 南幌町 上砂川町 奈井江町 | |
| | | 雨竜郡の内 | |
| | | 雨竜町 | |
| | | 勇払郡の内 | |
| | | 厚真町 安平町 むかわ町 | |
| | | 北海道の内 | |
| | | 函館市 北斗市 松前郡 | |
| | | 上磯郡 亀田郡 茅部郡 | |
| | | 山越郡 瀬棚郡 檜山郡 | |
| | | 爾志郡 久遠郡 奥尻郡 | |
| | | 寿都郡 島牧郡 二世郡 | |
| 函 館 | 函館市新川町25-18 | | |

| 名 称 | 所 在 地 | 管 轄 |
|-----|-----------------|--|
| 旭 川 | 旭川市宮前 1 条3-3-15 | 北海道の内 旭川市 名寄市 士別市 紋別市 留萌市 稚内市 深川市 富良野市 上川郡(石狩国) 上川郡(天塩国) 中川郡(天塩国) 枝幸郡 増毛郡 留萌郡 苫前郡 宗谷郡 利尻郡 礼文郡 天塩郡 空知郡の内 上富良野町 中富良野町 南富良野町 雨竜郡の内 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町 幌加内町 勇払郡の内 占冠村 紋別郡の内 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 |
| 釧 路 | 釧路市幸町10-3 | 北海道の内 釧路市 帯広市 北見市 網走市 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡 河西郡 上川郡(十勝国) 河東郡 中川郡(十勝国) 十勝郡 広尾郡 足寄郡 網走郡 斜里郡 常呂郡 野付郡 標津郡 目梨郡 紋別郡の内 遠軽町 湧別町 |
| 高 松 | 高松市丸の内1-1 | |
| 徳 島 | 徳島市徳島町城内6-6 | |
| 高 知 | 高知市栄田町2-2-10 | |
| 山 松 | 松山市宮田町188-6 | |

2 法務局・地方法務局の支局及び出張所の名称と数（平成29年12月31日現在）

（注）ゴシック体は支局

（ ）内の数字は管内支局数，[]内の数字は管内出張所数

| 法務局・ 地方法務局 | 支局及び出張所 | 法務局・ 地方法務局 | 支局及び出張所 |
|--------------------|---|-------------------|---|
| 東京 (3) [19] | <p>みなと 港 じょうなん 城南 なかの野 きた 北 はちおうじ 八王子 ふちゆう 府中</p> <p>たいとう 台東 や谷 せせ 世田谷 な杉 ねね 練馬 だだ 田無</p> <p>みみ 墨板 ふふ 板橋 いいたば 江戸川 たたちかわ 立川</p> <p>だだ 田舎 や谷 しし 新橋 しんしん 豊島 なな 新城 がが 北多摩 わわ 川西</p> | 水戸 (6) [3] | <p>ひたち 日立 つくば 常陸 しもつま 妻籠 あき 筑</p> <p>ひたち 常陸 おたけ 太田 おたけ 太田 とと 取手 りゅうがき 鹿嶋 ちくせい 西</p> |
| 横浜 (6) [9] | <p>かながわ 神奈川 つかつ 塚崎 かわさき 川崎 せいしやうにのみや 西湘二宮 さがみほら 相模原</p> <p>かなざわ 金沢 さかえ 栄 あま 厚</p> <p>あお 青 あさひ 旭 よこ 横須賀 あつ 厚木 きよ 木大</p> <p>おぼ 葉 あさひ 旭 よこ 横須賀 あつ 厚木 きよ 木大</p> <p>こうほく 北 しやうなん 湘南</p> | 宇都宮 (5) [1] | <p>にっこう 日光 おやま 小山 あしが 足利</p> <p>ものおか 真岡 あしが 足利</p> <p>おおたわら 大田原 とちぎ 栃木</p> |
| さいたま (7) [9] | <p>かわぐち 川口 くさき 久喜 かわごえ 川越 くまがや 熊谷</p> <p>ししが 志越 がが 谷坂 ほん 本</p> <p>きや 木谷 や谷 ほん 本</p> <p>こうのす 鴻巣 かか 春日部 とところ 所沢 ひがしまつやま 東松山</p> <p>あの上 倉敷 そ草 成田 は飯 倉敷 ち飯 倉敷 ぶ父 倉敷</p> <p>おの尾 加能 かか 加能 うう 加能 げげ 加能 おの尾 加能 かか 加能 うう 加能 げげ 加能</p> | 前橋 (7) [1] | <p>しぶかわ 渋川 きりゆう 桐生</p> <p>いせさき 伊勢崎 たか 高崎</p> <p>ぬまた 沼田 なかのじやう 中之条</p> <p>おた 太田 とみお 富岡</p> |
| さいたま (7) [9] | <p>かわぐち 川口 くさき 久喜 かわごえ 川越 くまがや 熊谷</p> <p>ししが 志越 がが 谷坂 ほん 本</p> <p>きや 木谷 や谷 ほん 本</p> <p>こうのす 鴻巣 かか 春日部 とところ 所沢 ひがしまつやま 東松山</p> <p>あの上 倉敷 そ草 成田 は飯 倉敷 ち飯 倉敷 ぶ父 倉敷</p> <p>おの尾 加能 かか 加能 うう 加能 げげ 加能 おの尾 加能 かか 加能 うう 加能 げげ 加能</p> | 静岡 (7) [3] | <p>しみず 清水 ふじ 富士 かがわ 掛川</p> <p>ふじえだ 藤枝 しも 下田 あふ 袋井</p> <p>ぬまた 沼田 はま 浜松</p> <p>あつた 熱田 い磐</p> <p>あつた 熱田 い磐</p> |
| 千葉 (10) [4] | <p>いちばら 市原 もばら 茂原 きさらび 木更津 ふなばし 船橋</p> <p>とうが とうが いすみ 館山 いすみ 館山 いすみ 館山</p> <p>うが 金 いすみ 館山 いすみ 館山 いすみ 館山</p> <p>さく 佐倉 まつ 松戸 さく 佐倉 さく 佐倉</p> <p>ら 倉敷 ど 戸田 さく 佐倉 さく 佐倉</p> <p>な成 かしわ 柏 か 柏 か 柏</p> <p>りた 田 かしわ 柏 か 柏 か 柏</p> <p>な成 かしわ 柏 か 柏 か 柏</p> | 甲府 (2) [2] | <p>にらさき 韮崎 かじかざわ 鯉沢 おおつき 大月 よしだ 吉田</p> |
| 千葉 (10) [4] | <p>いちばら 市原 もばら 茂原 きさらび 木更津 ふなばし 船橋</p> <p>とうが とうが いすみ 館山 いすみ 館山 いすみ 館山</p> <p>うが 金 いすみ 館山 いすみ 館山 いすみ 館山</p> <p>さく 佐倉 まつ 松戸 さく 佐倉 さく 佐倉</p> <p>ら 倉敷 ど 戸田 さく 佐倉 さく 佐倉</p> <p>な成 かしわ 柏 か 柏 か 柏</p> <p>りた 田 かしわ 柏 か 柏 か 柏</p> <p>な成 かしわ 柏 か 柏 か 柏</p> | 長野 (9) | <p>いはいやま 飯山 き 木曾 木 木曾 伊 伊那</p> <p>うえ 上田 おおまち 大町</p> <p>だ 田 さ 佐</p> <p>さく 久 わ 久 訪 久</p> <p>まつもと まつもと 松本 松本 い 飯 だ 田</p> |

| 地方 法務局 ・ 法務局 | 支局及び出張所 | 地方 法務局 ・ 法務局 | 支局及び出張所 |
|-----------------------|--|-----------------------|---|
| 新潟 (11) | 新津三條新発田村上 長岡十日町柏崎南魚沼 上越糸魚川佐渡 | 和歌山 (4) [2] | 湯浅岩出橋本田辺 御坊新宮 |
| 大阪 (5) [5] | 北天王寺北大阪東大阪 枚方守口富田林岸和田 | 名古屋 (10) [3] | 熱田名東春日井津島 一宮半田岡崎刈谷 豊田西尾豊橋豊川 新しろ城 |
| 京都 (6) [3] | 嵯峨伏見宇治木津 園部宮津京丹後舞鶴 福知山 | 津 (6) [2] | 鈴鹿まつさか伊賀がよっかいち くおな名伊勢熊野野尾わせ鷺 桑 |
| 神戸 (11) [5] | 須磨北東神戸西宮 伊丹三田尼崎明石 柏原姫路加古川社 龍野豊岡八鹿洲本 | 岐阜 (6) | 八幡大垣美濃加茂 多治見中津川高山 |
| 奈良 (3) [1] | 桜井葛城橿原五條 | 福井 (3) | 武生敦賀小浜 |
| 大津 (3) [2] | 高島甲賀彦根ひがしおうみ 長浜 | 金沢 (3) | 小松七尾輪島 |

| | | | |
|-----------------------|---|-----------------------|--|
| 地方 法務局 ・ 法務局 | 支局及び出張所 | 地方 法務局 ・ 法務局 | 支局及び出張所 |
| 富山 (3) | うおづ たかおか と な み 魚 津 高 岡 砺 波 | 佐賀 (3) [1] | と す たけ お い ま り か ら つ 鳥 栖 武 雄 伊 万 里 唐 津 |
| 広島 (6) [1] | か べ は つ ひ ひろしま くれ 可 部 日 つかい 島 呉 おの み ち ふ く や ま 東 広 島 尾 道 福 山 三 次 | 長崎 (7) | い さ は や し ま ば ら さ せ ほ ひ ら ど 諫 早 島 原 佐 世 保 平 戸 老 岐 五 島 对 馬 |
| 山口 (5) [1] | しゅうなん はな いわくに やない 周 南 萩 岩 国 柳 井 しものせき う 部 | 大分 (6) | きつき さい き たけだ なかつ 杵 築 佐 伯 竹 田 中 津 う 佐 日 田 |
| 岡山 (5) [1] | おかやまし び ぜん くらしき かさおか 岡山 西 備 前 倉 敷 笠 岡 高 梁 津 津 山 | 熊本 (7) | あそおおづ う と た ま な 阿蘇 大津 宇 土 玉 名 山 鹿 八 代 人 吉 天 草 |
| 鳥取 (2) | くろよし よ な こ 倉 吉 米 子 | 鹿児島 (5) [5] | たねがしま やくしま きりしま ちらん 種子島 屋久島 霧 島 知 覧 みなみさつま せん だい いずみ 南 さ つ ま 川 内 出 水 かの や そ お あ ま み 鹿 屋 曾 於 奄 美 |
| 松江 (4) | いずも はま だ ます だ さいごう 出 雲 浜 田 益 田 西 郷 | 宮崎 (3) [2] | たかなべ にちなん みやこのじょう こばやし 高 鍋 日 南 都 城 小 林 のべおか 岡 |
| 福岡 (10) [5] | にしじん はこぎ かしや ふくま 西 新 箱 崎 粕 屋 福 間 筑 紫 朝 倉 飯 塚 の お が た く る め や な が わ 八 女 直 方 久 留 米 柳 川 八 た が 北 九 州 や 八 幡 行 橋 田 川 | 那覇 (4) [1] | おきなわ ぎのわん な ご みやこじま 沖 縄 宜 野 湾 名 護 宮 古 島 いしがき 垣 |

| 地方 法務局 ・ 法務局 | 支局及び出張所 | 地方 法務局 ・ 法務局 | 支局及び出張所 |
|-----------------------|---|-----------------------|---|
| 仙台 (6) [1] | なとり しおがま おおがわら ふるか 名取 塩竈 大河原 古川 いしのまき 登米 気仙沼 | 函館 (2) | えさし やくも 江差八雲 |
| 福島 (5) [3] | にほんまつ そうま こおりやま しらかわ 二本松 相馬 郡山 白河 わかまつ たじま いわき とみおか 若松 田島 | 旭川 (4) | なよろ もんべつ るもい わっかない 名寄 紋別 留萌 稚内 |
| 山形 (5) [1] | むらやま さがえ しんじょう よねざわ 村山 寒河江 新庄 米沢 つのおか さかた | 釧路 (3) [1] | おびひろ きたみ おむろ なかしべつ 帯広 北見 根室 中標津 |
| 盛岡 (4) [1] | はなまき にのへ おおふなと みやこ 花巻 二戸 大船渡 宮古 みずさわ 沢 | 高松 (2) [1] | さんがわ まるがめ かんおんじ 寒川 丸亀 観音寺 |
| 秋田 (4) | のしろほんじょう おおだて おおまがり 能代 本庄 大館 大曲 | 徳島 (2) | あなん みま 阿南 美馬 |
| 青森 (5) | むつ ごしよがわら ひろさき つ五所川原 弘前 はちのへ とわだ 八戸 十和田 | 高知 (4) | かみ すさき あき しまん 香美 須崎 安芸 四万十 |
| 札幌 (7) [6] | みなみ きた にし しろいし 南 北 西 白石 えべつ えにわ いわみざわ たきかわ 江別 恵庭 岩見沢 滝川 むらん とまこまい おたる かつちゃん 室蘭 苫小牧 小樽 倶知安 ひだか 日高 | 松山 (5) [1] | とべ おおず さいじょう 砥部 大洲 西条 しごくちゅうおう いまばり うわじま 四国中央 今治 宇和島 |

支局
計出張所

261庁
106庁

3 戸籍事件表（一）

第1表 本籍・人口・世帯数

| 本籍数 | 本籍人口 | 住民基本台帳に基づく人口 | | | 住民基本台帳に基づく世帯数 |
|------------|-------------|--------------|------------|------------|---------------|
| | | 計 | 男 | 女 | |
| 53,560,651 | 126,957,585 | 125,209,603 | 61,098,245 | 64,111,358 | 56,613,999 |

(注) 本籍数及び本籍人口は平成30年3月31日現在のものである。住民基本台帳に基づく人口及び世帯数は、住民基本台帳人口要覧（総務省自治行政局編）によるものであり、平成30年1月1日現在のものである。

内訳

| 法務局 地方法務局 管内 | 本籍数 | 本籍人口 | 住民基本台帳に基づく人口 | | | 住民基本台帳に基づく世帯数 |
|--------------------|------------|-------------|--------------|------------|------------|---------------|
| | | | 計 | 男 | 女 | |
| 総数 | 53,560,651 | 126,957,585 | 125,209,603 | 61,098,245 | 64,111,358 | 56,613,999 |
| 札幌法務局管内 | 2,472,403 | 5,695,328 | 5,307,813 | 2,508,580 | 2,799,233 | 2,750,340 |
| 札幌 | 1,450,828 | 3,376,950 | 3,288,266 | 1,552,131 | 1,736,135 | 1,723,147 |
| 函館 | 243,445 | 531,992 | 443,319 | 205,307 | 238,012 | 232,405 |
| 旭川 | 344,592 | 784,675 | 677,807 | 320,534 | 357,273 | 345,784 |
| 釧路 | 433,538 | 1,001,711 | 898,421 | 430,608 | 467,813 | 449,004 |
| 仙台法務局管内 | 4,213,640 | 10,075,241 | 8,871,959 | 4,287,295 | 4,584,664 | 3,694,560 |
| 仙台 | 946,528 | 2,326,068 | 2,291,981 | 1,118,743 | 1,173,238 | 976,755 |
| 青森 | 654,678 | 1,524,414 | 1,303,668 | 617,973 | 685,695 | 588,220 |
| 盛岡 | 616,714 | 1,472,746 | 1,257,779 | 605,443 | 652,336 | 520,807 |
| 秋田 | 536,855 | 1,257,284 | 1,011,297 | 477,714 | 533,583 | 423,903 |
| 山形 | 537,527 | 1,279,883 | 1,100,338 | 531,576 | 568,762 | 410,683 |
| 福島 | 921,338 | 2,214,846 | 1,906,896 | 935,846 | 971,050 | 774,192 |
| 東京法務局管内 | 19,642,183 | 47,696,580 | 51,047,202 | 25,343,700 | 25,703,502 | 23,373,218 |
| 東京 | 5,344,766 | 12,621,849 | 13,115,844 | 6,466,112 | 6,649,732 | 6,793,833 |
| 水戸 | 1,177,004 | 2,879,106 | 2,889,169 | 1,445,980 | 1,443,189 | 1,200,492 |
| 宇都宮 | 816,153 | 1,982,050 | 1,946,895 | 971,927 | 974,968 | 805,143 |
| 前橋 | 836,487 | 2,034,610 | 1,937,076 | 958,673 | 978,403 | 812,666 |
| さいたま | 2,369,184 | 5,911,802 | 7,198,829 | 3,608,099 | 3,590,730 | 3,178,275 |
| 千葉 | 2,062,909 | 5,071,843 | 6,155,641 | 3,076,813 | 3,078,828 | 2,777,169 |
| 横浜 | 3,091,230 | 7,612,302 | 8,972,770 | 4,484,243 | 4,488,527 | 4,186,841 |
| 新潟 | 1,062,325 | 2,569,174 | 2,265,730 | 1,100,819 | 1,164,911 | 887,052 |
| 甲府 | 377,371 | 907,650 | 823,733 | 404,427 | 419,306 | 350,920 |
| 長野 | 957,090 | 2,332,429 | 2,081,175 | 1,017,768 | 1,063,407 | 850,381 |
| 静岡 | 1,547,664 | 3,773,765 | 3,660,340 | 1,808,839 | 1,851,501 | 1,530,446 |
| 名古屋法務局管内 | 6,849,375 | 14,287,261 | 14,075,292 | 6,958,034 | 7,117,258 | 5,855,245 |
| 名古屋 | 2,751,820 | 6,871,821 | 7,316,520 | 3,669,383 | 3,647,137 | 3,135,416 |
| 富山 | 486,563 | 1,169,070 | 1,052,868 | 510,510 | 542,358 | 408,943 |
| 金沢 | 506,738 | 1,237,732 | 1,136,795 | 550,121 | 586,674 | 473,305 |
| 福井 | 362,959 | 889,340 | 777,330 | 378,052 | 399,278 | 284,603 |
| 岐阜 | 885,422 | 2,189,095 | 2,005,181 | 977,151 | 1,028,030 | 789,295 |
| 津 | 1,855,873 | 1,930,203 | 1,786,598 | 872,817 | 913,781 | 763,683 |

| 法務局 地方務局 管内 | 本籍数 | 本籍人口 | 住民基本台帳に基づく人口 | | | 住民基本台帳に 基づく世帯数 |
|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| | | | 計 | 男 | 女 | |
| 大阪法務局管内 | 8,087,426 | 19,679,311 | 20,344,799 | 9,793,479 | 10,551,320 | 9,359,365 |
| 大阪 | 3,270,052 | 7,864,831 | 8,631,175 | 4,169,917 | 4,461,258 | 4,134,707 |
| 大津 | 531,282 | 1,345,359 | 1,393,088 | 686,444 | 706,644 | 558,509 |
| 京都 | 1,083,788 | 2,673,680 | 2,506,201 | 1,201,084 | 1,305,117 | 1,176,451 |
| 神戸 | 2,174,290 | 5,327,104 | 5,485,652 | 2,630,490 | 2,855,162 | 2,468,124 |
| 奈良 | 525,496 | 1,290,956 | 1,359,935 | 646,395 | 713,540 | 584,206 |
| 和歌山 | 502,518 | 1,177,381 | 968,748 | 459,149 | 509,599 | 437,368 |
| 広島法務局管内 | 3,483,668 | 8,375,602 | 7,326,376 | 3,527,268 | 3,799,108 | 3,271,511 |
| 広島 | 1,218,070 | 2,948,859 | 2,800,530 | 1,357,787 | 1,442,743 | 1,277,485 |
| 鳥取 | 283,278 | 678,193 | 566,495 | 271,447 | 295,048 | 233,689 |
| 松江 | 378,142 | 907,670 | 683,536 | 327,874 | 355,662 | 285,536 |
| 岡山 | 869,976 | 2,114,740 | 1,895,025 | 914,814 | 980,211 | 824,725 |
| 山口 | 734,202 | 1,726,140 | 1,380,790 | 655,346 | 725,444 | 650,076 |
| 高松法務局管内 | 1,982,511 | 4,649,877 | 3,837,272 | 1,829,595 | 2,007,677 | 1,756,279 |
| 高松 | 472,116 | 1,119,616 | 981,673 | 474,258 | 507,415 | 430,824 |
| 徳島 | 394,239 | 924,979 | 751,819 | 359,738 | 392,081 | 331,153 |
| 松山 | 724,271 | 1,705,947 | 1,382,748 | 655,502 | 727,246 | 644,630 |
| 高知 | 391,885 | 899,335 | 721,032 | 340,097 | 380,935 | 349,672 |
| 福岡法務局管内 | 6,829,445 | 16,498,385 | 14,398,890 | 6,850,294 | 7,548,596 | 6,553,481 |
| 福岡 | 2,073,874 | 4,996,370 | 5,059,737 | 2,402,800 | 2,656,937 | 2,350,245 |
| 佐賀 | 422,455 | 1,029,824 | 827,606 | 393,043 | 434,563 | 326,852 |
| 長崎 | 736,796 | 1,773,757 | 1,369,146 | 644,566 | 724,580 | 626,758 |
| 熊本 | 896,440 | 2,147,684 | 1,775,773 | 842,009 | 933,764 | 766,811 |
| 大分 | 592,439 | 1,410,618 | 1,157,282 | 549,894 | 607,388 | 526,986 |
| 宮崎 | 555,667 | 1,321,908 | 1,106,309 | 523,731 | 582,578 | 519,808 |
| 鹿児島 | 925,474 | 2,211,690 | 1,646,915 | 777,294 | 869,621 | 801,769 |
| 那覇 | 626,300 | 1,606,534 | 1,456,122 | 716,957 | 739,165 | 634,252 |

(注) 第1表「本籍・人口・世帯数」の(注)参照

第2表 届出事件数

| 種 別 | 総 数 | | 届 出 | | | | 他市町村から送付 | | | |
|------------------|-----|-----------|-----|-----------|-------|-----------|----------|-----------|--------|-----------|
| | | | 計 | | 本籍人届出 | | | | 非本籍人届出 | |
| | 取消* | | 取消* | | 取消* | | 取消* | | | |
| 総 数 | 593 | 6,408,632 | 366 | 4,114,756 | 154 | 3,019,099 | 212 | 1,095,657 | 227 | 2,293,876 |
| 出生 | - | 1,389,621 | - | 969,887 | - | 533,344 | - | 436,543 | - | 419,734 |
| 国籍留保 | - | 24,028 | - | 13,013 | - | 1,790 | - | 11,223 | - | 11,015 |
| 認 知 | - | 24,666 | - | 13,890 | - | 11,046 | - | 2,844 | - | 10,776 |
| 養子縁組 | 13 | 117,131 | 5 | 75,111 | 3 | 67,036 | 2 | 8,075 | 8 | 42,020 |
| 養子離縁 | 3 | 35,799 | 2 | 23,605 | 2 | 21,400 | - | 2,205 | 1 | 12,194 |
| 戸籍法第69条の2、第73条の2 | - | 2,493 | - | 1,667 | - | 1,528 | - | 139 | - | 826 |
| 婚姻 | 23 | 1,425,591 | 12 | 614,603 | 9 | 451,648 | 3 | 162,955 | 11 | 810,988 |
| 離婚 | 7 | 351,337 | 4 | 213,882 | 3 | 184,016 | 1 | 29,866 | 3 | 137,455 |
| 戸籍法第75条の2、第77条の2 | - | 138,071 | - | 90,307 | - | 81,831 | - | 8,476 | - | 47,764 |
| 親権・後見・後見監督・保佐 | - | 10,389 | - | 8,802 | - | 7,988 | - | 814 | - | 1,587 |
| 届 出 | - | 7,562 | - | 5,975 | - | 5,161 | - | 814 | - | 1,587 |
| 嘱託(別表第一審判の確定) | - | 2,766 | - | 2,766 | - | 2,766 | - | - | - | - |
| 嘱託(審判前の保全処分) | - | 61 | - | 61 | - | 61 | - | - | - | - |
| 死亡 | - | 1,749,492 | - | 1,369,225 | - | 979,999 | - | 389,226 | - | 380,267 |
| 失踪 | 545 | 2,658 | 342 | 2,036 | 137 | 1,245 | 205 | 791 | 203 | 622 |
| 復 氏 | - | 3,220 | - | 2,075 | - | 1,899 | - | 176 | - | 1,145 |
| 姻族関係終了 | - | 6,042 | - | 4,895 | - | 3,761 | - | 1,134 | - | 1,147 |
| 相続人廃除 | 2 | 61 | 1 | 39 | - | 22 | 1 | 17 | 1 | 22 |
| 入 籍 | - | 268,837 | - | 171,743 | - | 158,767 | - | 12,976 | - | 97,094 |
| 分 籍 | - | 28,704 | - | 15,990 | - | 15,181 | - | 809 | - | 12,714 |
| 国籍取得 | - | 1,356 | - | 961 | - | 595 | - | 366 | - | 395 |
| 帰 化 | - | 12,025 | - | 10,338 | - | 8,642 | - | 1,696 | - | 1,687 |
| 国籍喪失 | - | 3,047 | - | 2,010 | - | 903 | - | 1,107 | - | 1,037 |
| 国籍選択 | - | 4,779 | - | 3,401 | - | 2,000 | - | 1,401 | - | 1,378 |
| 外国国籍喪失 | - | 165 | - | 125 | - | 86 | - | 39 | - | 40 |
| 氏 の 変 更 | - | 19,892 | - | 16,019 | - | 12,306 | - | 3,713 | - | 3,873 |
| 戸籍法第107条第1項 | - | 13,048 | - | 11,220 | - | 9,383 | - | 1,837 | - | 1,828 |
| 同 法第107条第2項 | - | 5,568 | - | 3,909 | - | 2,276 | - | 1,633 | - | 1,659 |
| 同 法第107条第3項 | - | 806 | - | 565 | - | 367 | - | 198 | - | 241 |
| 同 法第107条第4項 | - | 470 | - | 325 | - | 280 | - | 45 | - | 145 |
| 名 の 変 更 | - | 5,482 | - | 4,369 | - | 3,259 | - | 1,110 | - | 1,113 |
| 転 籍 | - | 652,423 | - | 375,957 | - | 369,981 | - | 5,976 | - | 276,466 |
| 就 籍 | - | 95 | - | 87 | - | 79 | - | 8 | - | 8 |
| 訂正・更正 | - | 85,702 | - | 79,176 | - | 78,884 | - | 292 | - | 6,526 |
| 市町村長職権 | - | 74,628 | - | 70,264 | - | 70,177 | - | 87 | - | 4,364 |
| 戸籍法第24条第2項 | - | 4,711 | - | 4,288 | - | 4,283 | - | 5 | - | 423 |
| 同 法第113条、第114条 | - | 1,371 | - | 871 | - | 799 | - | 72 | - | 500 |
| 同 法第116条 | - | 1,614 | - | 956 | - | 833 | - | 123 | - | 658 |
| 続柄の記載更正(嘱託) | - | 915 | - | 915 | - | 915 | - | - | - | - |
| 続柄の記載更正(申出) | - | 2,463 | - | 1,882 | - | 1,877 | - | 5 | - | 581 |
| 追 完 | - | 2,242 | - | 2,070 | - | 662 | - | 1,408 | - | 172 |
| そ の 他 | - | 5,870 | - | 1,802 | - | 990 | - | 812 | - | 4,068 |
| 離婚届等不受理申出 | - | 37,414 | - | 27,671 | - | 18,211 | - | 9,460 | - | 9,743 |

(注)「取消*」の数は、取消事件を示し、内数である。

第3表 処理事件数

〔自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日〕

| 事 項 | 件 数 |
|---------------|-----------|
| 1 新 戸 籍 編 製 | 976,229 |
| 2 戸 籍 全 部 消 除 | 962,354 |
| 3 違 反 通 知 | 6,745 |
| 4 戸籍の再製・補完 | 828 |
| 5 そ の 他 | 6,338 |
| 計 | 1,952,494 |

(注) 「その他」は届出の催告、戸籍の記載の錯誤・遺漏通知及び管轄法務局に対する許可の申請である。

第4表 処理事件数

〔自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日〕

| 種類 | | 件数 | 件 数 | | 金 額 | |
|----------|----|---------|------------|-----------|----------------|-----------------------------|
| | | | 有 料 | 無 料 | | |
| 記録事項証明 | 全部 | 戸籍 | 15,162,127 | 3,779,836 | 6,815,491,750 | |
| | | 除籍 | 2,768,727 | 1,257,907 | 2,074,227,600 | |
| | | 計 | 17,930,854 | 5,037,743 | 8,889,719,350 | |
| | 個人 | 戸籍 | 4,461,214 | 316,787 | 2,005,222,900 | |
| | | 除籍 | 56,948 | 17,728 | 42,931,950 | |
| | | 計 | 4,518,162 | 334,515 | 2,048,154,850 | |
| 一部 | 戸籍 | 4,836 | 17,962 | 2,157,550 | | |
| | 除籍 | 910 | 411 | 677,900 | | |
| | 計 | 5,746 | 18,373 | 2,835,450 | | |
| 小 計 a | | | 22,454,762 | 5,390,631 | 10,940,709,650 | |
| 謄本 | 戸籍 | | 41,938 | 32,034 | 24,484,900 | |
| | 除籍 | | 7,955,591 | 4,239,768 | 5,965,363,860 | |
| | 計 | | 7,997,529 | 4,271,802 | 5,989,848,760 | |
| 抄本 | 戸籍 | | 6,241 | 1,222 | 2,830,600 | |
| | 除籍 | | 62,098 | 25,735 | 46,585,100 | |
| | 計 | | 68,339 | 26,957 | 49,415,700 | |
| 証明 | 戸籍 | | 9,709 | 6,718 | 3,474,050 | |
| | 除籍 | | 300 | 167 | 134,800 | |
| | 計 | | 10,009 | 6,885 | 3,608,850 | |
| 受理等の証明 | | (7,711) | 557,585 | (41) | 12,238 | (10,795,900) 203,263,950 |
| 閲 覧 | | | 39 | | 34,157 | 10,650 |
| 小 計 b | | (7,711) | 8,633,501 | (41) | 4,352,039 | (10,795,900) 6,246,147,910 |
| 合計 (a+b) | | (7,711) | 31,088,263 | (41) | 9,742,670 | (10,795,900) 17,186,857,560 |

(注) () 内は、戸籍法施行規則第66条第2項に基づく証明の内数である。

第5表 市区町村数及び戸籍事務を取り扱う事務所数（平成30年4月1日現在）

(1) 市区町村数

| | 市 | 区 | 町 | 村 | 計 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-------|
| 総 数 | 771 | 198 | 744 | 183 | 1,896 |
| コンピュータ庁 | 769 | 198 | 743 | 182 | 1,892 |

(注) 市の数には、政令指定都市を含まない。また、コンピュータ庁は、市区町村数の内数である。

(2) 事務所数

| | 本 庁 | 支 所 | 出張所 | 計 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総 数 | 1,896 | 1,769 | 1,124 | 4,789 |
| | (1,896) | (2,389) | (2,126) | (6,411) |
| コンピュータ庁 | 1,892 | 1,690 | 850 | 4,432 |

(注) ()内は、総事務所数である。また、コンピュータ庁は、戸籍事務を処理する事務所数の内数である。

第6表 職員数（平成30年4月1日現在）

| 経 験 年 数 | 3年未満 | 3年以上 | 10年以上 | 計 |
|----------|----------|----------|---------|----------|
| 戸籍事務担当者数 | 18,983 | 15,393 | 5,129 | 39,505 |
| | (16,441) | (13,012) | (4,224) | (33,677) |

(注) ()内は、兼任者で内数である。

4 戸籍事件表(二) 年別比較表

第1表 本籍、人口及び世帯数10年比較

| 区 分 | 平成30年 | 平成29年 | 平成28年 | 平成27年 |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 本 籍 数 | 53,560,651 | 52,487,410 | 52,443,938 | 52,363,707 |
| 本 籍 人 口 | 126,957,585 | 127,359,552 | 127,659,960 | 127,940,865 |
| 住民基本台帳に基づく世帯数 | 56,613,999 | 56,221,568 | 55,811,969 | 55,364,285 |
| 住民基本台帳に基づく人口 | 125,209,603 | 125,583,658 | 125,891,742 | 126,163,576 |
| 男 | 61,098,245 | 61,290,165 | 61,444,444 | 61,584,613 |
| 女 | 64,111,358 | 64,293,493 | 64,447,298 | 64,578,963 |

(注) 本籍数及び本籍人口は全て各年3月31日現在のものである。また、住民基本台帳に基づく世帯数及び平成26年からは各年1月1日現在のものである。

第2表 種類別届出事件10年比較(会計年度)

| 種 別 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成27年度 | 平成26年度 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総 数 | 4,114,756 | 4,161,433 | 4,247,875 | 4,284,124 |
| 出 生 | 969,887 | 1,000,936 | 1,035,783 | 1,042,695 |
| 国 籍 留 保 | 13,013 | 13,855 | 14,562 | 15,295 |
| 認 知 | 13,890 | 14,742 | 14,875 | 14,940 |
| 養 子 縁 組 | 75,111 | 78,910 | 82,592 | 83,611 |
| 養 子 離 縁 | 23,605 | 24,010 | 25,085 | 24,917 |
| 戸籍法第69条の2・第73条の2 | 1,667 | 1,635 | 1,728 | 1,693 |
| 婚 姻 | 614,603 | 631,819 | 652,560 | 651,063 |
| 離 婚 | 213,882 | 219,358 | 229,084 | 228,218 |
| 戸籍法第75条の2・第77条の2 | 90,307 | 91,273 | 93,499 | 92,576 |
| 親権・後見・後見監督・保佐 | 5,975 | 6,313 | 6,625 | 7,098 |
| 同 上 嘱 託 | 2,827 | 3,267 | 3,502 | 2,971 |
| 死 亡 | 1,369,225 | 1,342,618 | 1,304,269 | 1,299,480 |
| 失 踪 | 2,036 | 1,941 | 1,982 | 2,031 |
| 復 氏 | 2,075 | 2,014 | 2,101 | 1,961 |
| 姻 族 関 係 終 了 | 4,895 | 4,032 | 2,783 | 2,202 |
| 相 続 人 廃 除 | 39 | 56 | 43 | 44 |
| 入 籍 | 171,743 | 177,192 | 185,179 | 186,036 |
| 分 籍 | 15,990 | 16,405 | 17,173 | 16,555 |
| 国 籍 取 得 | 961 | 1,065 | 1,069 | 1,163 |
| 帰 化 | 10,338 | 9,476 | 9,266 | 9,660 |
| 国 籍 喪 失 | 2,010 | 2,016 | 1,679 | 1,488 |
| 国 籍 選 択 | 3,401 | 3,368 | 2,847 | 2,986 |
| 外 国 国 籍 喪 失 | 125 | 150 | 69 | 65 |
| 氏 名 の 変 更 | 16,019 | 15,818 | 16,711 | 17,002 |
| 名 の 変 更 | 4,369 | 4,539 | 4,990 | 4,870 |
| 転 籍 | 375,957 | 375,781 | 396,486 | 390,225 |
| 就 籍 | 87 | 82 | 128 | 144 |
| 訂 正 ・ 更 正 | 79,176 | 86,873 | 111,002 | 150,920 |
| 追 完 | 2,070 | 2,065 | 1,934 | 2,128 |
| そ の 他 | 1,802 | 1,736 | 1,614 | 1,661 |
| 離 婚 届 等 不 受 理 申 出 | 27,671 | 28,088 | 26,655 | 28,426 |

(注) この表は、本籍人届出及び非本籍人届出に関するものである。

| 平成26年 | 平成25年 | 平成24年 | 平成23年 | 平成22年 | 平成21年 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 52,274,725 | 52,153,260 | 52,025,647 | 51,894,815 | 51,792,045 | 51,523,471 |
| 128,254,692 | 128,607,872 | 128,858,727 | 129,115,581 | 129,517,974 | 129,735,825 |
| 54,952,108 | 54,594,744 | 54,171,475 | 53,549,522 | 53,362,801 | 52,877,802 |
| 126,434,964 | 126,393,679 | 126,659,683 | 126,230,625 | 127,057,860 | 127,076,183 |
| 61,727,584 | 61,694,085 | 61,842,865 | 61,658,202 | 62,080,435 | 62,105,515 |
| 64,707,380 | 64,699,594 | 64,816,818 | 64,572,423 | 64,977,425 | 64,970,668 |

人口は、住民基本台帳人口要覧（総務省自治行政局編）によるものであり、平成25年までは各年3月31日現在。

| 平成25年度 | 平成24年度 | 平成23年度 | 平成22年度 | 平成21年度 | 平成20年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 4,318,790 | 4,306,868 | 4,369,773 | 4,464,122 | 4,395,495 | 4,486,474 |
| 1,054,678 | 1,060,639 | 1,077,867 | 1,098,262 | 1,100,311 | 1,119,616 |
| 14,963 | 15,636 | 16,138 | 15,486 | 15,636 | 16,005 |
| 14,690 | 14,943 | 15,145 | 14,966 | 15,654 | 16,233 |
| 83,647 | 81,383 | 81,556 | 83,228 | 85,094 | 89,116 |
| 25,480 | 25,244 | 25,583 | 27,515 | 27,433 | 27,562 |
| 1,758 | 1,695 | 1,743 | 1,776 | 1,788 | 1,769 |
| 681,482 | 677,908 | 682,199 | 698,917 | 724,452 | 746,483 |
| 234,349 | 237,075 | 240,860 | 250,874 | 257,212 | 256,664 |
| 93,575 | 93,847 | 95,126 | 98,598 | 101,057 | 99,981 |
| 7,327 | 7,525 | 10,035 | 9,697 | 10,271 | 10,466 |
| 3,173 | 2,491 | 227 | 182 | 206 | 205 |
| 1,288,419 | 1,277,626 | 1,294,493 | 1,299,470 | 1,158,528 | 1,150,165 |
| 2,628 | 2,009 | 2,489 | 2,121 | 2,157 | 2,129 |
| 2,073 | 2,101 | 2,177 | 2,221 | 2,180 | 2,224 |
| 2,167 | 2,213 | 1,975 | 1,911 | 1,823 | 1,830 |
| 61 | 38 | 31 | 28 | 47 | 25 |
| 191,267 | 193,846 | 193,469 | 201,425 | 206,404 | 203,568 |
| 15,966 | 16,318 | 16,049 | 16,894 | 17,336 | 17,269 |
| 1,120 | 1,175 | 1,274 | 1,522 | 1,476 | 1,489 |
| 8,392 | 10,800 | 9,413 | 12,754 | 14,919 | 13,126 |
| 1,409 | 1,139 | 1,047 | 1,113 | 1,014 | 981 |
| 2,780 | 2,507 | 2,198 | 2,196 | 2,658 | 1,953 |
| 56 | 57 | 63 | 38 | 53 | 49 |
| 17,463 | 17,988 | 17,582 | 18,304 | 18,729 | 18,455 |
| 5,172 | 5,338 | 5,184 | 5,303 | 5,522 | 5,724 |
| 394,892 | 399,834 | 401,062 | 404,247 | 412,365 | 424,112 |
| 160 | 131 | 123 | 179 | 161 | 120 |
| 140,489 | 127,241 | 145,795 | 165,983 | 181,048 | 216,863 |
| 2,003 | 2,115 | 2,118 | 2,296 | 2,977 | 2,382 |
| 1,704 | 1,819 | 2,277 | 1,883 | 1,843 | 1,770 |
| 25,447 | 24,187 | 24,475 | 24,733 | 25,141 | 38,140 |

5 供託金年計表（平成29年度）

| 区分 庁名 | 前年度越高 | | 受 高 | | 払 高 | | |
|-----------|-----------|-----------------|---------|-----------------|---------|-----------------|--------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 内渡 |
| 総 数 | 2,593,261 | 858,141,646,007 | 378,195 | 284,935,290,981 | 221,853 | 156,599,501,876 | 24,407 |
| 東 京 管 内 | 1,324,396 | 551,886,474,656 | 237,085 | 191,599,248,742 | 118,616 | 101,349,622,689 | 10,605 |
| 東 京 管 外 | 901,208 | 461,838,534,058 | 177,910 | 165,145,794,971 | 70,053 | 82,358,791,632 | 4,814 |
| 横 濱 市 | 135,133 | 33,250,609,169 | 14,760 | 7,473,008,173 | 15,402 | 7,514,569,833 | 1,407 |
| さい たま 市 | 68,087 | 14,997,338,761 | 8,796 | 4,063,457,415 | 8,448 | 2,296,738,625 | 775 |
| さ くら 市 | 70,052 | 10,288,261,612 | 9,714 | 4,729,038,368 | 6,427 | 2,847,644,701 | 790 |
| 水 戸 市 | 26,041 | 4,079,260,832 | 3,915 | 1,327,013,285 | 3,617 | 1,135,074,143 | 657 |
| 前 橋 市 | 32,984 | 4,014,200,144 | 3,845 | 1,009,811,256 | 2,414 | 647,067,088 | 194 |
| 静 岡 市 | 17,824 | 4,451,794,350 | 1,975 | 826,101,282 | 2,044 | 982,284,082 | 378 |
| 甲 府 市 | 27,740 | 6,057,494,155 | 9,980 | 2,325,015,823 | 3,613 | 1,372,106,512 | 343 |
| 長 野 市 | 12,145 | 2,228,240,841 | 2,369 | 631,612,235 | 1,999 | 1,019,657,410 | 743 |
| 新 潟 市 | 21,941 | 3,085,212,650 | 1,904 | 706,701,470 | 2,355 | 566,814,913 | 208 |
| 大 阪 管 内 | 11,241 | 7,595,528,084 | 1,917 | 3,361,694,464 | 2,244 | 608,873,750 | 296 |
| 大 阪 管 外 | 516,814 | 150,382,453,067 | 55,019 | 43,129,947,097 | 37,407 | 27,873,607,440 | 3,589 |
| 大 阪 市 | 277,049 | 112,589,934,038 | 29,065 | 26,180,817,702 | 21,358 | 16,813,443,728 | 2,092 |
| 神 戸 市 | 105,801 | 17,564,992,231 | 8,259 | 5,451,704,973 | 6,195 | 3,129,177,092 | 609 |
| 神 奈 川 市 | 92,720 | 15,533,547,865 | 13,604 | 9,393,453,852 | 5,928 | 6,040,433,788 | 426 |
| 大 和 市 | 12,741 | 1,658,292,718 | 1,389 | 1,130,116,369 | 1,238 | 1,175,613,205 | 113 |
| 和 歌 山 市 | 6,879 | 1,504,695,215 | 1,535 | 536,549,834 | 1,120 | 482,300,941 | 79 |
| 和 歌 山 市 | 21,624 | 1,530,991,000 | 1,167 | 437,304,367 | 1,568 | 232,638,686 | 270 |
| 名 古 屋 管 内 | 104,389 | 41,029,254,234 | 17,007 | 21,354,372,702 | 15,316 | 8,917,437,499 | 2,731 |
| 名 古 屋 管 外 | 56,590 | 29,591,958,789 | 10,011 | 17,551,888,042 | 9,206 | 6,428,782,695 | 1,772 |
| 岐 阜 市 | 12,981 | 2,284,472,937 | 1,813 | 920,088,775 | 1,583 | 742,539,751 | 448 |
| 福 金 富 市 | 13,920 | 2,271,503,248 | 1,767 | 1,081,519,905 | 1,757 | 730,386,509 | 156 |
| 富 山 市 | 7,431 | 3,984,602,732 | 1,373 | 771,260,763 | 905 | 329,118,780 | 103 |
| 富 山 市 | 7,491 | 1,468,835,463 | 1,155 | 553,927,422 | 944 | 381,708,225 | 150 |
| 富 山 市 | 5,976 | 1,427,881,065 | 888 | 475,687,795 | 921 | 304,901,539 | 102 |
| 広 島 管 内 | 115,500 | 14,082,283,482 | 12,069 | 6,604,309,927 | 8,662 | 3,014,032,826 | 1,234 |
| 広 島 管 外 | 33,955 | 5,461,542,659 | 6,731 | 1,697,277,740 | 3,783 | 1,675,440,544 | 422 |
| 山 口 市 | 28,920 | 4,666,294,283 | 2,008 | 3,915,848,929 | 1,591 | 475,903,259 | 194 |
| 山 岡 市 | 39,489 | 2,977,824,699 | 1,981 | 768,316,991 | 1,761 | 628,717,289 | 248 |
| 鳥 取 市 | 6,267 | 514,822,033 | 689 | 90,312,786 | 714 | 119,525,723 | 123 |
| 鳥 取 市 | 6,869 | 461,799,808 | 660 | 132,553,481 | 813 | 114,446,011 | 247 |
| 福 岡 管 内 | 283,219 | 64,475,520,795 | 33,704 | 11,846,743,092 | 21,850 | 7,907,585,089 | 3,319 |
| 福 岡 管 外 | 59,050 | 16,415,609,283 | 7,953 | 5,587,184,184 | 6,601 | 3,000,871,316 | 736 |
| 佐 賀 市 | 8,567 | 1,480,605,605 | 974 | 237,302,305 | 1,071 | 191,979,409 | 300 |
| 長 崎 市 | 30,899 | 2,707,733,942 | 2,504 | 628,909,590 | 2,252 | 533,382,691 | 450 |
| 大 熊 市 | 23,039 | 3,374,159,750 | 1,686 | 1,204,376,864 | 1,517 | 353,352,685 | 286 |
| 鹿 兒 島 市 | 54,153 | 3,966,235,403 | 2,848 | 813,891,439 | 2,003 | 390,418,886 | 187 |
| 鹿 兒 島 市 | 22,306 | 3,462,158,697 | 4,052 | 904,914,139 | 2,879 | 1,450,239,328 | 755 |
| 那 覇 市 | 17,084 | 990,910,516 | 1,960 | 456,314,780 | 1,580 | 488,415,183 | 168 |
| 那 覇 市 | 68,121 | 32,078,107,599 | 11,727 | 2,013,849,791 | 3,947 | 1,498,925,591 | 437 |
| 仙 台 管 内 | 70,921 | 18,821,880,202 | 11,499 | 4,748,113,261 | 9,935 | 4,252,024,728 | 1,293 |
| 仙 台 管 外 | 19,323 | 5,554,584,626 | 3,709 | 1,147,490,310 | 2,421 | 1,012,714,138 | 258 |
| 福 山 市 | 15,050 | 6,127,920,395 | 2,175 | 1,639,355,664 | 2,250 | 1,106,510,297 | 294 |
| 山 形 市 | 7,656 | 1,775,861,161 | 1,010 | 261,966,184 | 1,005 | 378,631,190 | 168 |
| 盛 岡 市 | 8,955 | 2,277,250,491 | 1,481 | 688,831,432 | 1,180 | 492,709,752 | 159 |
| 秋 田 市 | 11,774 | 838,848,824 | 1,819 | 336,819,950 | 1,000 | 227,550,646 | 116 |
| 秋 田 市 | 8,163 | 2,247,414,705 | 1,305 | 673,649,721 | 2,078 | 983,908,705 | 298 |
| 札 幌 管 内 | 119,936 | 8,746,475,976 | 5,599 | 2,665,292,301 | 5,646 | 2,018,023,757 | 839 |
| 札 幌 管 外 | 103,922 | 6,705,770,278 | 3,396 | 2,034,415,291 | 3,564 | 1,543,883,724 | 556 |
| 函 館 市 | 6,091 | 344,293,775 | 948 | 208,651,991 | 721 | 135,154,062 | 76 |
| 旭 川 市 | 3,725 | 1,023,034,167 | 590 | 252,547,478 | 570 | 221,158,140 | 98 |
| 釧 路 市 | 6,198 | 673,377,756 | 665 | 169,677,541 | 791 | 117,827,831 | 109 |
| 高 松 管 内 | 58,086 | 8,717,303,595 | 6,213 | 2,987,263,859 | 4,422 | 1,317,167,848 | 797 |
| 高 松 管 外 | 10,543 | 4,700,867,512 | 1,686 | 948,881,549 | 1,181 | 348,430,420 | 271 |
| 高 知 市 | 10,729 | 1,109,428,143 | 1,859 | 394,853,751 | 871 | 266,422,764 | 124 |
| 徳 島 市 | 22,572 | 1,495,410,597 | 1,172 | 1,069,243,587 | 1,008 | 231,566,109 | 122 |
| 松 山 市 | 14,242 | 1,411,597,343 | 1,496 | 574,284,972 | 1,362 | 470,748,555 | 280 |

(注) 「内渡」は、払高件数の内数であり、「時効回復高」の件数・金額は、払高件数・金額の外数である。

(金額単位 円)

| 時効回復高 | | 現在高 | | 利息払渡認可高 | | 時効歳入高 | |
|-------|------------|-----------|-----------------|---------|-------------|--------|-------------|
| 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| | | | | | | うち便宜時効 | うち便宜時効 |
| 4,495 | 84,645,730 | 2,774,010 | 986,477,435,112 | 146,129 | 132,275,556 | 1,965 | 102,116,755 |
| 2,448 | 50,346,594 | 1,453,470 | 642,136,100,709 | 80,946 | 88,968,744 | 978 | 57,393,932 |
| 1,595 | 24,962,495 | 1,013,879 | 544,625,537,397 | 44,835 | 77,924,191 | 508 | 33,113,346 |
| 484 | 8,015,060 | 135,898 | 33,209,047,509 | 12,014 | 4,823,491 | 125 | 3,560,949 |
| 107 | 1,909,000 | 69,210 | 16,764,057,551 | 6,730 | 1,405,423 | 69 | 6,530,142 |
| 12 | 2,840,817 | 74,129 | 12,169,655,279 | 4,739 | 1,047,499 | 76 | 2,852,312 |
| 8 | 330,840 | 26,996 | 4,271,199,974 | 2,493 | 518,252 | 55 | 3,339,217 |
| 33 | 2,734,000 | 34,609 | 4,376,944,312 | 1,739 | 363,281 | 3 | 113,071 |
| 12 | 3,975,000 | 18,133 | 4,295,611,550 | 1,428 | 659,278 | 13 | 3,018,549 |
| 1 | 1,000,000 | 34,450 | 7,010,403,466 | 2,291 | 361,987 | 16 | 1,021,242 |
| 1 | 4,000 | 13,258 | 1,840,195,666 | 1,449 | 414,784 | 0 | 0 |
| 92 | 1,315,382 | 21,698 | 3,225,099,207 | 1,744 | 780,471 | 92 | 2,808,380 |
| 103 | 3,260,000 | 11,210 | 10,348,348,798 | 1,484 | 670,087 | 21 | 1,036,724 |
| 1,040 | 16,712,644 | 538,015 | 165,638,792,724 | 25,335 | 26,603,266 | 229 | 13,036,773 |
| 454 | 12,212,192 | 286,848 | 121,957,308,012 | 15,343 | 21,855,483 | 130 | 7,095,013 |
| 243 | 2,546,052 | 108,474 | 19,887,520,112 | 3,816 | 1,312,746 | 28 | 903,390 |
| 3 | 1,098,000 | 100,822 | 18,886,567,929 | 4,056 | 2,849,820 | 42 | 4,278,828 |
| 0 | 0 | 13,005 | 1,612,795,582 | 819 | 276,769 | 5 | 49,560 |
| 63 | 302,400 | 7,373 | 1,558,944,108 | 657 | 233,954 | 8 | 368,316 |
| 277 | 554,000 | 21,493 | 1,735,656,681 | 644 | 74,494 | 16 | 341,666 |
| 871 | 7,136,143 | 108,811 | 53,466,189,437 | 9,321 | 5,303,190 | 90 | 2,962,850 |
| 802 | 1,513,914 | 59,167 | 40,715,064,136 | 5,462 | 3,764,943 | 48 | 1,015,526 |
| 3 | 198,000 | 13,659 | 2,462,021,961 | 1,021 | 172,104 | 8 | 555,611 |
| 1 | 2,500,000 | 14,086 | 2,622,636,644 | 992 | 363,241 | 13 | 607,711 |
| 24 | 648,000 | 8,002 | 4,426,744,715 | 649 | 736,213 | 4 | 56,898 |
| 1 | 1,500,000 | 7,852 | 1,641,054,660 | 621 | 94,210 | 7 | 177,185 |
| 40 | 776,229 | 6,045 | 1,598,667,321 | 576 | 172,479 | 10 | 549,919 |
| 93 | 2,936,400 | 120,141 | 17,672,560,583 | 5,333 | 2,201,709 | 100 | 3,889,564 |
| 0 | 0 | 37,325 | 5,483,379,855 | 2,215 | 854,366 | 35 | 1,936,014 |
| 83 | 2,550,000 | 29,531 | 8,106,239,953 | 1,190 | 726,045 | 36 | 547,059 |
| 10 | 386,400 | 39,957 | 3,117,424,401 | 1,071 | 583,151 | 9 | 235,471 |
| 0 | 0 | 6,365 | 485,609,096 | 435 | 15,144 | 13 | 945,195 |
| 0 | 0 | 6,963 | 479,907,278 | 422 | 23,003 | 7 | 225,825 |
| 37 | 5,162,242 | 298,392 | 68,414,678,798 | 13,419 | 4,325,459 | 346 | 12,427,795 |
| 18 | 845,649 | 61,138 | 19,001,922,151 | 4,077 | 1,956,420 | 103 | 3,646,200 |
| 0 | 0 | 8,770 | 1,525,928,501 | 716 | 172,788 | 8 | 1,614,692 |
| 0 | 0 | 31,601 | 2,803,260,841 | 1,343 | 179,881 | 32 | 853,470 |
| 0 | 0 | 23,494 | 4,225,183,929 | 1,060 | 125,949 | 16 | 465,111 |
| 1 | 2,000,000 | 55,185 | 4,389,707,956 | 1,182 | 495,172 | 40 | 2,282,677 |
| 11 | 836,100 | 24,234 | 2,916,833,508 | 1,627 | 776,677 | 76 | 2,632,824 |
| 1 | 500,000 | 17,632 | 958,810,113 | 926 | 139,022 | 30 | 1,060,353 |
| 6 | 980,493 | 76,338 | 32,593,031,799 | 2,488 | 479,550 | 41 | 1,322,468 |
| 1 | 350,000 | 73,778 | 19,317,968,735 | 5,962 | 1,782,461 | 106 | 8,782,901 |
| 0 | 0 | 20,869 | 5,689,360,798 | 1,703 | 600,072 | 32 | 662,797 |
| 0 | 0 | 15,269 | 6,660,765,762 | 1,399 | 454,794 | 27 | 5,809,646 |
| 0 | 0 | 7,829 | 1,659,196,155 | 590 | 95,558 | 18 | 265,258 |
| 0 | 0 | 9,415 | 2,473,372,171 | 509 | 139,644 | 3 | 95,080 |
| 1 | 350,000 | 12,709 | 948,118,128 | 591 | 51,174 | 12 | 1,186,616 |
| 0 | 0 | 7,688 | 1,937,155,721 | 1,170 | 441,219 | 14 | 763,504 |
| 0 | 0 | 120,728 | 9,393,744,520 | 3,147 | 2,317,624 | 56 | 1,644,543 |
| 0 | 0 | 104,310 | 7,196,301,845 | 2,149 | 2,248,675 | 43 | 953,920 |
| 0 | 0 | 6,394 | 417,791,704 | 264 | 23,418 | 2 | 14,536 |
| 0 | 0 | 3,843 | 1,054,423,505 | 333 | 18,211 | 5 | 149,567 |
| 0 | 0 | 6,181 | 725,227,466 | 401 | 27,320 | 6 | 526,520 |
| 5 | 2,001,707 | 60,674 | 10,387,399,606 | 2,666 | 773,103 | 60 | 1,978,397 |
| 0 | 0 | 11,319 | 5,301,318,641 | 695 | 573,845 | 30 | 832,259 |
| 0 | 0 | 11,841 | 1,237,859,130 | 532 | 47,193 | 7 | 149,939 |
| 2 | 601,707 | 22,858 | 2,333,088,075 | 712 | 66,844 | 11 | 246,609 |
| 3 | 1,400,000 | 14,656 | 1,515,133,760 | 727 | 85,221 | 12 | 749,590 |

6 供託有価証券年計表（平成29年度）

| 区分 庁名 | 前年度越 高 | | | 受 高 | | |
|-----------|--------|---------|------------------|-----|-------|-----------------|
| | 件数 | 枚数 | 券面額 | 件数 | 枚数 | 券面額 |
| 総数 | 28,457 | 184,636 | 27,394,010,639.5 | 173 | 9,195 | 1,349,504,900.0 |
| 東 京 管 内 | 12,536 | 90,137 | 22,893,255,821.5 | 83 | 6,116 | 1,093,158,100.0 |
| 東 横 濱 | 8,434 | 61,367 | 20,522,887,700.0 | 42 | 5,112 | 786,832,000.0 |
| さ い た ま | 947 | 7,759 | 824,152,250.0 | 5 | 703 | 228,161,100.0 |
| 水 戸 都 府 | 585 | 4,039 | 226,069,160.0 | 6 | 16 | 22,750,000.0 |
| 宇 都 宮 | 684 | 3,959 | 211,324,600.0 | 8 | 119 | 32,000,000.0 |
| 前 橋 | 198 | 1,377 | 112,726,467.5 | 1 | 1 | 250,000.0 |
| 静 岡 | 100 | 1,653 | 317,917,500.0 | 4 | 29 | 750,000.0 |
| 甲 府 | 207 | 1,464 | 110,354,400.0 | 3 | 3 | 250,000.0 |
| 長 野 | 521 | 4,221 | 197,141,750.0 | 4 | 84 | 250,000.0 |
| 新 潟 | 79 | 351 | 35,185,000.0 | 4 | 38 | 20,750,000.0 |
| 大 阪 管 内 | 426 | 2,188 | 108,697,350.0 | 2 | 3 | 750,000.0 |
| 大 阪 都 府 | 355 | 1,759 | 226,799,644.0 | 4 | 8 | 415,000.0 |
| 神 戸 市 | 5,032 | 30,451 | 1,310,618,950.0 | 32 | 1,279 | 112,441,150.0 |
| 神 奈 川 県 | 2,908 | 18,482 | 790,272,850.0 | 13 | 201 | 23,190,000.0 |
| 和 歌 山 県 | 631 | 3,516 | 95,694,350.0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 名 古 屋 管 内 | 1,018 | 5,495 | 206,565,550.0 | 13 | 705 | 49,140,000.0 |
| 名 古 屋 市 | 103 | 689 | 34,775,200.0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 岐 阜 県 | 134 | 929 | 35,337,350.0 | 5 | 372 | 39,861,150.0 |
| 福 山 市 | 238 | 1,340 | 147,973,650.0 | 1 | 1 | 250,000.0 |
| 古 屋 管 内 | 2,291 | 13,290 | 954,682,450.0 | 15 | 467 | 65,657,000.0 |
| 古 津 市 | 1,420 | 7,393 | 552,301,950.0 | 5 | 116 | 2,417,000.0 |
| 岐 阜 県 | 46 | 329 | 13,797,700.0 | 2 | 2 | 500,000.0 |
| 福 金 富 山 | 220 | 1,504 | 72,247,750.0 | 4 | 25 | 10,600,000.0 |
| 福 山 市 | 160 | 704 | 34,961,950.0 | 1 | 1 | 250,000.0 |
| 富 山 県 | 241 | 1,553 | 121,548,250.0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 広 島 管 内 | 204 | 1,807 | 159,824,850.0 | 3 | 323 | 51,890,000.0 |
| 広 島 市 | 1,254 | 6,390 | 371,977,053.0 | 5 | 827 | 43,171,150.0 |
| 山 口 県 | 572 | 2,264 | 114,290,660.0 | 3 | 706 | 34,574,150.0 |
| 山 岡 山 県 | 180 | 1,046 | 33,325,000.0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 鳥 取 県 | 419 | 2,397 | 139,066,193.0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 松 江 市 | 32 | 165 | 33,273,550.0 | 1 | 94 | 4,700,000.0 |
| 福 岡 管 内 | 51 | 518 | 52,021,650.0 | 1 | 27 | 3,897,000.0 |
| 福 岡 市 | 2,407 | 24,526 | 667,384,745.0 | 16 | 28 | 6,000,000.0 |
| 佐 賀 県 | 960 | 18,481 | 356,638,197.5 | 5 | 6 | 1,500,000.0 |
| 長 崎 県 | 74 | 207 | 14,069,500.0 | 1 | 1 | 250,000.0 |
| 大 分 県 | 246 | 1,439 | 11,801,847.5 | 3 | 3 | 500,000.0 |
| 熊 本 県 | 256 | 699 | 59,561,500.0 | 2 | 11 | 250,000.0 |
| 鹿 児 島 県 | 330 | 1,205 | 69,947,600.0 | 1 | 2 | 500,000.0 |
| 宮 崎 県 | 291 | 1,571 | 38,776,000.0 | 1 | 1 | 250,000.0 |
| 那 覇 市 | 171 | 701 | 37,465,600.0 | 2 | 2 | 2,250,000.0 |
| 仙 台 管 内 | 79 | 223 | 79,124,500.0 | 1 | 2 | 500,000.0 |
| 仙 台 市 | 1,527 | 6,772 | 618,710,420.0 | 8 | 129 | 18,550,000.0 |
| 福 山 市 | 472 | 1,791 | 103,029,100.0 | 1 | 1 | 250,000.0 |
| 山 形 県 | 348 | 1,222 | 117,206,000.0 | 2 | 7 | 250,000.0 |
| 秋 田 県 | 175 | 1,089 | 121,470,000.0 | 2 | 52 | 600,000.0 |
| 青 森 県 | 199 | 828 | 153,163,770.0 | 2 | 59 | 250,000.0 |
| 高 松 管 内 | 238 | 1,177 | 21,542,550.0 | 1 | 10 | 17,200,000.0 |
| 高 松 市 | 95 | 665 | 102,299,000.0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 札 幌 管 内 | 2,710 | 9,552 | 430,035,350.0 | 7 | 266 | 10,027,500.0 |
| 札 幌 市 | 1,598 | 5,112 | 164,225,950.0 | 6 | 218 | 8,200,000.0 |
| 函 館 市 | 360 | 953 | 45,357,850.0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 旭 川 市 | 463 | 1,797 | 166,957,650.0 | 1 | 48 | 1,827,500.0 |
| 釧 路 市 | 289 | 1,690 | 53,493,900.0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 高 松 管 内 | 700 | 3,518 | 147,345,850.0 | 7 | 83 | 500,000.0 |
| 高 松 市 | 314 | 1,723 | 23,682,650.0 | 5 | 65 | 250,000.0 |
| 徳 島 県 | 109 | 342 | 17,204,000.0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 高 知 県 | 55 | 260 | 33,590,000.0 | 2 | 18 | 250,000.0 |
| 山 梨 県 | 222 | 1,193 | 72,869,200.0 | 0 | 0 | 0.0 |

(注) 「内渡件数」は、払高件数の内数である。

(金額単位 円)

| 払 高 | | | | 現 在 高 | | | 利札払渡 認可件数 |
|-----|-------|---------------|------|--------|---------|------------------|--------------|
| 件 数 | 枚 数 | 券 面 額 | 内渡件数 | 件 数 | 枚 数 | 券 面 額 | |
| 81 | 2,119 | 646,511,050.0 | 5 | 28,554 | 191,712 | 28,097,004,489.5 | 0 |
| 31 | 1,047 | 456,564,000.0 | 0 | 12,588 | 95,206 | 23,529,849,921.5 | 0 |
| 16 | 449 | 27,604,000.0 | 0 | 8,460 | 66,030 | 21,282,115,700.0 | 0 |
| 4 | 427 | 408,235,000.0 | 0 | 948 | 8,035 | 644,078,350.0 | 0 |
| 3 | 49 | 250,000.0 | 0 | 588 | 4,006 | 248,569,160.0 | 0 |
| 1 | 11 | 2,750,000.0 | 0 | 691 | 4,067 | 240,574,600.0 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 199 | 1,378 | 112,976,467.5 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 104 | 1,682 | 318,667,500.0 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 210 | 1,467 | 110,604,400.0 | 0 |
| 3 | 18 | 4,000,000.0 | 0 | 522 | 4,287 | 193,391,750.0 | 0 |
| 1 | 21 | 5,675,000.0 | 0 | 82 | 368 | 50,260,000.0 | 0 |
| 3 | 72 | 8,050,000.0 | 0 | 425 | 2,119 | 101,397,350.0 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 359 | 1,767 | 227,214,644.0 | 0 |
| 16 | 346 | 68,301,050.0 | 0 | 5,048 | 31,384 | 1,354,759,050.0 | 0 |
| 8 | 60 | 51,250,000.0 | 0 | 2,913 | 18,623 | 762,212,850.0 | 0 |
| 1 | 1 | 0.0 | 0 | 630 | 3,515 | 95,694,350.0 | 0 |
| 6 | 232 | 17,051,050.0 | 0 | 1,025 | 5,968 | 238,654,500.0 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 103 | 689 | 34,775,200.0 | 0 |
| 1 | 53 | 0.0 | 0 | 138 | 1,248 | 75,198,500.0 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 239 | 1,341 | 148,223,650.0 | 0 |
| 14 | 441 | 72,860,000.0 | 4 | 2,296 | 13,316 | 947,479,450.0 | 0 |
| 8 | 71 | 7,470,000.0 | 4 | 1,421 | 7,438 | 547,248,950.0 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 48 | 331 | 14,297,700.0 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 224 | 1,529 | 82,847,750.0 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 161 | 705 | 35,211,950.0 | 0 |
| 1 | 2 | 0.0 | 0 | 240 | 1,551 | 121,548,250.0 | 0 |
| 5 | 368 | 65,390,000.0 | 0 | 202 | 1,762 | 146,324,850.0 | 0 |
| 5 | 158 | 12,061,000.0 | 0 | 1,254 | 7,059 | 403,087,203.0 | 0 |
| 1 | 1 | 0.0 | 0 | 574 | 2,969 | 148,864,810.0 | 0 |
| 1 | 9 | 0.0 | 0 | 179 | 1,037 | 33,325,000.0 | 0 |
| 1 | 120 | 7,914,000.0 | 0 | 418 | 2,277 | 131,152,193.0 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 33 | 259 | 37,973,550.0 | 0 |
| 2 | 28 | 4,147,000.0 | 0 | 50 | 517 | 51,771,650.0 | 0 |
| 3 | 40 | 12,675,000.0 | 1 | 2,421 | 24,514 | 660,709,745.0 | 0 |
| 1 | 1 | 0.0 | 0 | 964 | 18,486 | 358,138,197.5 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 75 | 208 | 14,319,500.0 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 249 | 1,442 | 12,301,847.5 | 0 |
| 1 | 6 | 3,300,000.0 | 1 | 258 | 704 | 56,511,500.0 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 331 | 1,207 | 70,447,600.0 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 292 | 1,572 | 39,026,000.0 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 173 | 703 | 39,715,600.0 | 0 |
| 1 | 33 | 9,375,000.0 | 0 | 79 | 192 | 70,249,500.0 | 0 |
| 5 | 12 | 15,550,000.0 | 0 | 1,530 | 6,889 | 621,710,420.0 | 0 |
| 4 | 11 | 15,500,000.0 | 0 | 469 | 1,781 | 87,779,100.0 | 0 |
| 1 | 1 | 50,000.0 | 0 | 349 | 1,228 | 117,406,000.0 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 177 | 1,141 | 122,070,000.0 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 201 | 887 | 153,413,770.0 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 239 | 1,187 | 38,742,550.0 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 95 | 665 | 102,299,000.0 | 0 |
| 3 | 41 | 8,500,000.0 | 0 | 2,714 | 9,777 | 431,562,850.0 | 0 |
| 2 | 31 | 3,100,000.0 | 0 | 1,602 | 5,299 | 169,325,950.0 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 360 | 953 | 45,357,850.0 | 0 |
| 1 | 10 | 5,400,000.0 | 0 | 463 | 1,835 | 163,385,150.0 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 289 | 1,690 | 53,493,900.0 | 0 |
| 4 | 34 | 0.0 | 0 | 703 | 3,567 | 147,845,850.0 | 0 |
| 3 | 19 | 0.0 | 0 | 316 | 1,769 | 23,932,650.0 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 109 | 342 | 17,204,000.0 | 0 |
| 0 | 0 | 0.0 | 0 | 57 | 278 | 33,840,000.0 | 0 |
| 1 | 15 | 0.0 | 0 | 221 | 1,178 | 72,869,200.0 | 0 |

7 供託振替国債年計表（平成29年度）

| 区分 庁名 | 前年度越高 | | 受高 | |
|----------|-------|-----------------|-----|----------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 総数 | 3,043 | 442,141,470,000 | 176 | 17,587,100,000 |
| 東京管 | 1,757 | 288,622,550,000 | 100 | 6,753,050,000 |
| 東横 | 1,277 | 269,978,000,000 | 70 | 5,714,600,000 |
| さいたま | 92 | 4,415,350,000 | 9 | 423,600,000 |
| さき | 50 | 1,799,150,000 | 3 | 320,000,000 |
| 千 | 42 | 1,517,000,000 | 4 | 60,000,000 |
| 水 | 9 | 215,500,000 | 2 | 110,000,000 |
| 宇 | 15 | 476,000,000 | 1 | 15,000,000 |
| 前 | 41 | 976,850,000 | 2 | 4,950,000 |
| 静 | 52 | 996,450,000 | 3 | 70,500,000 |
| 甲 | 44 | 596,200,000 | 3 | 15,400,000 |
| 長 | 67 | 671,600,000 | 2 | 9,000,000 |
| 新 | 68 | 6,980,450,000 | 1 | 10,000,000 |
| 大阪管 | 512 | 47,046,720,000 | 31 | 6,891,000,000 |
| 大 | 352 | 29,293,550,000 | 10 | 5,208,900,000 |
| 京 | 40 | 554,100,000 | 13 | 117,000,000 |
| 神 | 86 | 16,434,570,000 | 4 | 1,510,000,000 |
| 奈 | 14 | 196,900,000 | 1 | 2,000,000 |
| 和 | 4 | 224,500,000 | 0 | 0 |
| 歌 | 16 | 343,100,000 | 3 | 53,100,000 |
| 名古屋管 | 315 | 53,426,500,000 | 17 | 2,052,150,000 |
| 名 | 211 | 44,250,250,000 | 5 | 134,400,000 |
| 古 | 32 | 3,100,750,000 | 4 | 506,150,000 |
| 津 | 13 | 895,700,000 | 1 | 200,000,000 |
| 岐 | 21 | 4,064,400,000 | 6 | 1,201,600,000 |
| 福 | 26 | 817,100,000 | 1 | 10,000,000 |
| 金 | 12 | 298,300,000 | 0 | 0 |
| 富 | | | | |
| 広島管 | 114 | 25,684,200,000 | 5 | 44,600,000 |
| 広 | 26 | 612,900,000 | 2 | 11,600,000 |
| 山 | 26 | 23,780,000,000 | 0 | 0 |
| 岡 | 45 | 1,059,300,000 | 1 | 25,000,000 |
| 鳥 | 14 | 199,000,000 | 2 | 8,000,000 |
| 松 | 3 | 33,000,000 | 0 | 0 |
| 福岡管 | 111 | 8,398,300,000 | 7 | 638,700,000 |
| 福 | 52 | 5,471,000,000 | 2 | 168,400,000 |
| 佐 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大 | 14 | 536,000,000 | 0 | 0 |
| 熊 | 15 | 150,500,000 | 2 | 14,000,000 |
| 鹿 | 24 | 1,350,300,000 | 2 | 300,000,000 |
| 宮 | 1 | 20,000,000 | 0 | 0 |
| 那 | 5 | 870,500,000 | 1 | 156,300,000 |
| 那 | | | | |
| 仙台管 | 113 | 5,194,100,000 | 6 | 756,600,000 |
| 仙 | 4 | 211,000,000 | 0 | 0 |
| 福 | 56 | 2,529,450,000 | 2 | 49,800,000 |
| 山 | 13 | 1,163,000,000 | 2 | 700,000,000 |
| 盛 | 19 | 336,600,000 | 2 | 6,800,000 |
| 秋 | 3 | 179,000,000 | 0 | 0 |
| 青 | 18 | 775,050,000 | 0 | 0 |
| 札幌管 | 73 | 5,830,100,000 | 7 | 108,000,000 |
| 札 | 50 | 2,855,300,000 | 4 | 26,000,000 |
| 函 | 18 | 2,872,800,000 | 3 | 82,000,000 |
| 旭 | 2 | 80,000,000 | 0 | 0 |
| 釧 | 3 | 22,000,000 | 0 | 0 |
| 高松管 | 48 | 7,939,000,000 | 3 | 343,000,000 |
| 高 | 17 | 4,189,800,000 | 1 | 300,000,000 |
| 徳 | 3 | 45,000,000 | 0 | 0 |
| 高 | 1 | 25,000,000 | 0 | 0 |
| 松 | 27 | 3,679,200,000 | 2 | 43,000,000 |

(金額単位 円)

| 払 高 | | | 償 還 | | 現 在 高 | |
|-----|----------------|-----|-----|----------------|-------|-----------------|
| 件 数 | 金 額 | 内 渡 | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 |
| 540 | 56,099,000,000 | 42 | 359 | 49,439,650,000 | 2,721 | 403,629,570,000 |
| 318 | 28,564,250,000 | 30 | 214 | 25,243,000,000 | 1,569 | 266,811,350,000 |
| 227 | 23,461,600,000 | 22 | 146 | 20,895,000,000 | 1,142 | 252,231,000,000 |
| 8 | 812,000,000 | 1 | 4 | 527,000,000 | 94 | 4,026,950,000 |
| 11 | 360,000,000 | 1 | 10 | 160,000,000 | 43 | 1,759,150,000 |
| 8 | 93,000,000 | 0 | 7 | 83,000,000 | 38 | 1,484,000,000 |
| 5 | 121,100,000 | 0 | 5 | 121,100,000 | 6 | 204,400,000 |
| 10 | 262,000,000 | 0 | 10 | 262,000,000 | 6 | 229,000,000 |
| 9 | 183,700,000 | 2 | 9 | 183,700,000 | 36 | 798,100,000 |
| 3 | 28,000,000 | 0 | 3 | 28,000,000 | 52 | 1,038,950,000 |
| 14 | 260,650,000 | 0 | 3 | 30,000,000 | 33 | 350,950,000 |
| 11 | 85,200,000 | 0 | 9 | 65,200,000 | 58 | 595,400,000 |
| 12 | 2,897,000,000 | 4 | 8 | 2,888,000,000 | 61 | 4,093,450,000 |
| 102 | 10,557,800,000 | 1 | 61 | 9,964,300,000 | 442 | 43,379,920,000 |
| 63 | 7,184,600,000 | 1 | 47 | 7,003,500,000 | 300 | 27,317,850,000 |
| 20 | 137,700,000 | 0 | 3 | 22,700,000 | 33 | 533,400,000 |
| 14 | 3,166,800,000 | 0 | 8 | 2,914,100,000 | 76 | 14,777,770,000 |
| 1 | 11,000,000 | 0 | 1 | 11,000,000 | 14 | 187,900,000 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 224,500,000 |
| 4 | 57,700,000 | 0 | 2 | 13,000,000 | 15 | 338,500,000 |
| 58 | 12,303,450,000 | 7 | 40 | 10,575,650,000 | 281 | 43,175,200,000 |
| 30 | 10,262,700,000 | 2 | 24 | 10,202,700,000 | 188 | 34,121,950,000 |
| 5 | 637,450,000 | 2 | 2 | 32,950,000 | 33 | 2,969,450,000 |
| 5 | 201,700,000 | 2 | 2 | 200,000,000 | 11 | 894,000,000 |
| 7 | 1,051,600,000 | 1 | 2 | 20,000,000 | 21 | 4,214,400,000 |
| 5 | 82,000,000 | 0 | 5 | 82,000,000 | 22 | 745,100,000 |
| 6 | 68,000,000 | 0 | 5 | 38,000,000 | 6 | 230,300,000 |
| 13 | 1,788,700,000 | 0 | 8 | 1,749,000,000 | 106 | 23,940,100,000 |
| 4 | 29,500,000 | 0 | 3 | 29,000,000 | 24 | 595,000,000 |
| 2 | 1,679,000,000 | 0 | 2 | 1,679,000,000 | 24 | 22,101,000,000 |
| 6 | 59,200,000 | 0 | 2 | 20,000,000 | 40 | 1,025,100,000 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16 | 207,000,000 |
| 1 | 21,000,000 | 0 | 1 | 21,000,000 | 2 | 12,000,000 |
| 16 | 1,282,000,000 | 1 | 14 | 1,257,000,000 | 103 | 7,755,000,000 |
| 6 | 829,000,000 | 1 | 5 | 819,000,000 | 49 | 4,810,400,000 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 5 | 300,000,000 | 0 | 5 | 300,000,000 | 9 | 236,000,000 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 17 | 164,500,000 |
| 5 | 153,000,000 | 0 | 4 | 138,000,000 | 21 | 1,497,300,000 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 20,000,000 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 1,026,800,000 |
| 16 | 1,027,000,000 | 2 | 12 | 527,000,000 | 105 | 4,923,700,000 |
| 1 | 3,000,000 | 0 | 1 | 3,000,000 | 3 | 208,000,000 |
| 3 | 178,000,000 | 0 | 3 | 178,000,000 | 55 | 2,401,250,000 |
| 6 | 530,000,000 | 2 | 2 | 30,000,000 | 11 | 1,333,000,000 |
| 3 | 116,000,000 | 0 | 3 | 116,000,000 | 18 | 227,400,000 |
| 1 | 100,000,000 | 0 | 1 | 100,000,000 | 2 | 79,000,000 |
| 2 | 100,000,000 | 0 | 2 | 100,000,000 | 16 | 675,050,000 |
| 9 | 110,500,000 | 1 | 5 | 68,200,000 | 72 | 5,827,600,000 |
| 5 | 76,200,000 | 0 | 4 | 66,200,000 | 49 | 2,805,100,000 |
| 3 | 32,300,000 | 1 | 0 | 0 | 19 | 2,922,500,000 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 80,000,000 |
| 1 | 2,000,000 | 0 | 1 | 2,000,000 | 2 | 20,000,000 |
| 8 | 465,300,000 | 0 | 5 | 55,500,000 | 43 | 7,816,700,000 |
| 5 | 435,800,000 | 0 | 3 | 51,000,000 | 13 | 4,054,000,000 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 45,000,000 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 25,000,000 |
| 3 | 29,500,000 | 0 | 2 | 4,500,000 | 26 | 3,692,700,000 |

IV 地方入国管理局

法務省設置法第15条、第21条～第23条、法務省組織令第73条～第75条、別表第2 法務省組織規則第31条 地方入国管理局組織規則（平成13年法務省令第13号）

1 地方入国管理局・支局所在地

（平成29年12月31日現在）

| 名 称 | 位 置 | 管 轄 区 域 |
|----------------|---------------|--|
| 札幌入国管理局 | 札幌市 | 北海道 |
| 仙台入国管理局 | 仙台市 | 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 |
| 東京入国管理局 | 東京都 | 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 |
| 東京入国管理局成田空港支局 | 成田市 | 千葉県のうち成田国際空港の区域 |
| 東京入国管理局羽田空港支局 | 東京都大田区 | 東京都のうち東京国際空港の区域 |
| 東京入国管理局横浜支局 | 横浜市 | 神奈川県 |
| 名古屋入国管理局 | 名古屋市 | 富山県 石川県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 |
| 名古屋入国管理局中部空港支局 | 常滑市 | 愛知県のうち中部国際空港の区域 |
| 大阪入国管理局 | 大阪市 | 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 |
| 大阪入国管理局関西空港支局 | 大阪府泉南郡 田尻町 | 大阪府のうち関西国際空港の区域 |
| 大阪入国管理局神戸支局 | 神戸市 | 兵庫県（大阪国際空港の区域を除く） |
| 広島入国管理局 | 広島市 | 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 |
| 高松入国管理局 | 高松市 | 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 |
| 福岡入国管理局 | 福岡市 | 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 |
| 福岡入国管理局那覇支局 | 那覇市 | 沖縄県 |

2 地方入国管理局・支局出張所所在地

(平成29年12月31日現在)

| 地方入国管理局・支局 | 出張所 | 所在地 | 地方入国管理局・支局 | 出張所 | 所在地 | |
|----------------|---------|----------------|----------------|----------------|------|-----|
| 札幌入国管理局 | 函館港 | 函館市 | 名古屋入国管理局 | 富山 | 富山市 | |
| | 旭川 | 旭川市 | | 金沢 | 金沢市 | |
| | 釧路港 | 釧路市 | | 福井 | 福井市 | |
| | 稚内港 | 稚内市 | | 岐阜 | 岐阜市 | |
| 仙台入国管理局 | 千歳小牧 | 千歳市 | | 静岡 | 静岡市 | |
| | 青森 | 青森市 | | 浜松 | 浜松市 | |
| | 盛岡 | 盛岡市 | | 豊橋 | 豊橋市 | |
| | 仙台空港 | 名取市 | | 四日市港 | 四日市市 | |
| 東京入国管理局 | 秋田 | 秋田市 | | ※ 中部空港支局に出張所なし | | |
| | 酒田港 | 酒田市 | | 大阪入国管理局 | 大津 | 大津市 |
| | 郡山 | 郡山市 | | | 舞鶴港 | 舞鶴市 |
| | 水戸 | 水戸市 | | | 奈良 | 奈良市 |
| | 宇都宮 | 宇都宮市 | 和歌山 | 和歌山市 | | |
| | 高崎 | 高崎市 | ※ 関西空港支局に出張所なし | | | |
| さいたま | さいたま市 | 神戸支局 | 姫路港 | 姫路市 | | |
| 千葉 | 千葉市 | | 広島入国管理局 | 境港 | 境港市 | |
| 新宿 | 東京都新宿区 | 松江 | | 江門市 | | |
| 東部 | 東京都江戸川区 | 福岡 | | 福山市 | | |
| 立川 | 国立市 | 広島空港 | | 三原市 | | |
| 新潟 | 新潟市 | 下関 | | 下関市 | | |
| 甲府 | 甲府市 | 周南 | | 周南市 | | |
| 長野 | 長野市 | ※ 羽田空港支局に出張所なし | | | | |
| ※ 成田空港支局に出張所なし | | | ※ 羽田空港支局に出張所なし | | | |
| 横浜支局 | 川崎 | 川崎市 | | | | |

| 地方入 国管理 局・支 局 | 出張所 | 所在地 |
|------------------------|--|--|
| 高入 国管理 局 松 | 小松島港 松山知 高 | 小松島市 松山市 高知市 |
| 福岡入 国管理 局 | 北九州港 博多港 福岡空港 佐賀 長崎 対馬 熊本 大分 宮崎 鹿児島 | 北九州市 福岡市 福岡市 佐賀市 長崎市 対馬市 熊本市 大分市 宮崎市 鹿児島市 |
| 那覇 支局 | 那覇空港 石垣港 嘉手納 宮古島 | 那覇市 石垣市 沖縄県中頭郡嘉手納町 宮古島市 |

3 出入国港指定一覧表

海 港

(平成29年12月31日現在)

| 都道府県 | 港 名 | 都道府県 | 港 名 | 都道府県 | 港 名 |
|------|--|---|---|---|--|
| 北海道 | 紋別 網走 花巻 釧路 苫小牧 室蘭 函館 小樽 稚内 石狩湾 青森 八戸 釜石 大船 大船 石巻 仙台 秋田 能登 酒田 小相 日常 鹿木 千東 二川 横須 | 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 静岡県 愛知県 三重県 京都府 大阪府 兵庫県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 | 三岐津 直江津 新両津 伏木 七尾 金内 敦子 田清 焼御衣 名古 四尾 宮舞 大阪 尼崎 西宮 芦屋 戸磨 路生 辺良 津宮 境 浜田 宇野 | 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 | 水島 福山 常石 尾道 糸崎 土生 鹿川 広島 岩国 平下 徳尻 三田 宇部 関門 徳島 小松 高松 直島 坂丸 詫島 三居 新川 今菊 松和 字須 高須 高須 博三 唐津 |

空 港

| 都道府県 | 港 名 | 都道府県 | 港 名 |
|-------|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 佐賀・長崎 | 伊 万 里 | 北 海 道 | 新 千 歳 |
| 長 崎 | 長 崎 保 | | 函 館 川 |
| | 佐 世 原 | 青 森 | 旭 森 |
| 熊 本 | 巖 俣 | 青 城 | 仙 台 |
| | 水 八 代 | 秋 田 | 秋 田 島 |
| | 三 角 分 | 福 島 | 福 島 |
| 大 分 | 大 賀 久 | 茨 城 | 百 里(茨城) |
| | 佐 津 賀 久 | 千 葉 | 成 田 国 際 |
| | 佐 伯 | 東 京 | 東京国際(羽田) |
| 宮 崎 | 細 島 | 新 潟 | 新 潟 潟 |
| | 油 鹿 児 | 富 山 | 富 山 松 |
| 鹿 児 島 | 川 枕 志 喜 | 石 川 | 小 静 岡 |
| | 志 喜 名 | 静 岡 | 静 岡 国 際 |
| | 運 金 那 平 | 愛 大 鳥 | 中 部 国 際 |
| 沖 縄 | 武 中 城 覇 良 垣 | 岡 取 山 島 川 媛 岡 | 西 国 際 保(米子) |
| | | 岡 山 島 川 媛 岡 | 山 島 松 山 岡 |
| | | 佐 賀 長 崎 本 分 崎 鹿 児 島 那 | 九 州 賀 崎 本 分 崎 鹿 児 島 那 |

V 保護観察所

法務省設置法第15条、第24条、第25条 法務省組織令第76条 法務省組織規則第32条 更生保護法第29条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第19条、第20条 保護観察所組織規則（平成19年法務省令第22号）

1 保護観察所の概況

保護観察所は、全国50か所（地方裁判所所在地）に設置され、(1)保護観察の実施、(2)懲役、禁錮又は拘留刑の執行終了者等に対する更生緊急保護等の措置の実施、(3)矯正施設被収容者の出所後の生活環境の調整、(4)犯罪の予防を図るための世論啓蒙、社会環境の改善及び地域住民の活動の促進、(5)更生保護法人の指導、監督等、(6)心神喪失者等医療観察制度における精神保健観察その他の地域社会における処遇並びに生活環境の調査及び調整の事務をつかさどっている。

2 保護観察所の名称、所在地及び管轄区域

（平成29年12月31日現在）

| 名 称 | 所 在 地 | 管 轄 区 域 |
|-------------------|------------------------------------|---------------------------|
| 札幌保護観察所 | 札幌市中央区大通西12 | 札幌地裁の管轄区域 |
| 函館保護観察所 | 函館市新川町25-18 | 函館 〃 |
| 旭川保護観察所 | 旭川市花咲町4 | 旭川 〃 |
| 釧路保護観察所 | 釧路市幸町10-3 | 釧路 〃 |
| 青森保護観察所 | 青森市長島1-3-25 | 青森 〃 |
| 盛岡保護観察所 | 盛岡市内丸8-20 | 盛岡 〃 |
| 仙台保護観察所 | 仙台市青葉区片平1-3-1 | 仙台 〃 |
| 秋田保護観察所 | 秋田市山王7-1-2 | 秋田 〃 |
| 山形保護観察所 | 山形市大手町1-32 | 山形 〃 |
| 福島保護観察所 | 福島市狐塚17 | 福島 〃 |
| 水戸保護観察所 | 水戸市北見町1-11 | 水戸 〃 |
| 宇都宮保護観察所 | 宇都宮市小幡2-1-11 | 宇都宮 〃 |
| 前橋保護観察所 | 前橋市大手町3-2-1 | 前橋 〃 |
| さいたま保護観察所 | さいたま市浦和区高砂3-16-58 | さいたま 〃 |
| 千葉保護観察所 (処遇部門) | 千葉市中央区春日2-14-10 千葉市中央区中央港1-11-3 | 千葉 〃 〃 |
| 東京保護観察所 立川支部 | 東京都千代田区霞が関1-1-1 立川市緑町6-3 | 東京 〃 東京地裁立川支部の管 轄区域 |
| 横浜保護観察所 | 横浜市中区新港1-6-2 | 横浜地裁の管轄区域 |
| 新潟保護観察所 | 新潟市中央区西大畑町5191 | 新潟 〃 |
| 甲府保護観察所 | 甲府市中央1-11-8 | 甲府 〃 |
| 長野保護観察所 | 長野市旭町1108 | 長野 〃 |

| 名 称 | 所 在 地 | 管 轄 区 域 |
|----------|----------------------|----------------------|
| 静岡保護観察所 | 静岡市葵区追手町9-45 | 静岡地裁の管轄区域 |
| 富山保護観察所 | 富山市西田地方町2-9-16 | 富山 〃 |
| 金沢保護観察所 | 金沢市西念3-4-1 | 金沢 〃 |
| 福井保護観察所 | 福井市春山1-1-54 | 福井 〃 |
| 岐阜保護観察所 | 岐阜市美江寺町2-7-2 | 岐阜 〃 |
| 名古屋保護観察所 | 名古屋市中区三の丸4-3-1 | 名古屋 〃 |
| 津保護観察所 | 津市中央3-12 | 津 〃 |
| 大津保護観察所 | 大津市京町3-1-1 | 大津 〃 |
| 京都保護観察所 | 京都市上京区烏丸通今出川上る岡松町255 | 京都 〃 |
| 大阪保護観察所 | 大阪市中央区大手前4-1-76 | 大阪 〃 |
| 堺支部 | 堺市堺区南瓦町2-29 | 大阪地裁堺支部, 同岸和田支部の管轄区域 |
| 神戸保護観察所 | 神戸市中央区橘通1-4-1 | 神戸地裁の管轄区域 |
| 奈良保護観察所 | 奈良市登大路町1-1 | 奈良 〃 |
| 和歌山保護観察所 | 和歌山市二番丁3 | 和歌山 〃 |
| 鳥取保護観察所 | 鳥取市吉方109 | 鳥取 〃 |
| 松江保護観察所 | 松江市向島町134-10 | 松江 〃 |
| 岡山保護観察所 | 岡山市北区南方1-8-1 | 岡山 〃 |
| 広島保護観察所 | 広島市中区上八丁堀2-31 | 広島 〃 |
| 山口保護観察所 | 山口市中原町6-16 | 山口 〃 |
| 徳島保護観察所 | 徳島市徳島町城内6-6 | 徳島 〃 |
| 高松保護観察所 | 高松市丸の内1-1 | 高松 〃 |
| 松山保護観察所 | 松山市一番町4-4-1 | 松山 〃 |
| 高知保護観察所 | 高知市丸ノ内1-4-1 | 高知 〃 |
| 福岡保護観察所 | 福岡市中央区舞鶴1-4-13 | 福岡 〃 |
| 北九州支部 | 北九州市小倉北区城内5-3 | 福岡地裁小倉支部, 同行橋支部の管轄区域 |
| 佐賀保護観察所 | 佐賀市城内2-10-20 | 佐賀地裁の管轄区域 |
| 長崎保護観察所 | 長崎市万才町8-16 | 長崎 〃 |
| 熊本保護観察所 | 熊本市中央区大江3-1-53 | 熊本 〃 |
| 大分保護観察所 | 大分市荷揚町7-5 | 大分 〃 |
| 宮崎保護観察所 | 宮崎市別府町1-1 | 宮崎 〃 |
| 鹿児島保護観察所 | 鹿児島市山下町13-10 | 鹿児島 〃 |
| 那覇保護観察所 | 那覇市樋川1-15-15 | 那覇 〃 |

3 駐在官事務所の名称及び所在地

(平成29年12月31日現在)

| 名 | 称 | 所 在 地 |
|----------|-------------|------------------|
| 札幌保護観察所 | 室蘭駐在官事務所 | 室蘭市日の出町1-18-21 |
| 旭川保護観察所 | 稚内駐在官事務所 | 稚内市末広5-6-1 |
| 旭川保護観察所 | 沼田駐在官事務所 | 雨竜郡沼田町南1条3-9-21 |
| 釧路保護観察所 | 帯広駐在官事務所 | 帯広市東五条南9-1-1 |
| 釧路保護観察所 | 北見駐在官事務所 | 北見市寿町4-2-16 |
| 釧路保護観察所 | 網走駐在官事務所 | 網走市台町1-4-15 |
| 福島保護観察所 | いわき駐在官事務所 | いわき市平字八幡小路42 |
| 水戸保護観察所 | ひたちなか駐在官事務所 | ひたちなか市大字市毛858-82 |
| 横浜保護観察所 | 小田原駐在官事務所 | 小田原市本町1-7-1 |
| 新潟保護観察所 | 上越駐在官事務所 | 上越市西城町2-9-20 |
| 長野保護観察所 | 飯田駐在官事務所 | 飯田市大久保町2637-3 |
| 静岡保護観察所 | 浜松駐在官事務所 | 浜松市中区中央1-12-4 |
| 静岡保護観察所 | 沼津駐在官事務所 | 沼津市市場町9-1 |
| 金沢保護観察所 | 七尾駐在官事務所 | 七尾市馬出町ハ1 |
| 名古屋保護観察所 | 豊橋駐在官事務所 | 豊橋市大国町111 |
| 津保護観察所 | 四日市駐在官事務所 | 四日市市三栄町4-21 |
| 神戸保護観察所 | 姫路駐在官事務所 | 姫路市北条1-250 |
| 神戸保護観察所 | 尼崎駐在官事務所 | 尼崎市東難波町4-18-36 |
| 鳥取保護観察所 | 米子駐在官事務所 | 米子市東町124-16 |
| 岡山保護観察所 | 津山駐在官事務所 | 津山市山下46-42 |
| 広島保護観察所 | 福山駐在官事務所 | 福山市三吉町1-7-2 |
| 山口保護観察所 | 下関駐在官事務所 | 下関市竹崎町4-6-1 |
| 松山保護観察所 | 宇和島駐在官事務所 | 宇和島市天神町4-40 |
| 福岡保護観察所 | 飯塚駐在官事務所 | 飯塚市芳雄町13-6 |
| 長崎保護観察所 | 佐世保駐在官事務所 | 佐世保市祇園町21-1 |
| 熊本保護観察所 | 八代駐在官事務所 | 八代市西松江城町11-11 |
| 鹿児島保護観察所 | 奄美駐在官事務所 | 奄美市名瀬矢之脇町1-2 |
| 那覇保護観察所 | 石垣駐在官事務所 | 石垣市字登野城55-4 |
| 那覇保護観察所 | 宮古島駐在官事務所 | 宮古島市平良字下里1016 |

4 保護観察所事件取扱状況

(1) 保護観察の開始及び終了（平成29年）

| 保護観察の種別 保護観察所 | 前年からの 繰越し | 開 始 等 | | | 終 了 等 | | |
|------------------|--------------|--------|--------|-------|--------|------------|-------|
| | | 総 数 | 開 始 | 移 送 | 総 数 | 保護観察 終了 | 移 送 |
| 総 数 | 33,392 | 34,188 | 32,538 | 1,650 | 36,810 | 35,166 | 1,644 |
| 1 号 観 察 | 14,464 | 15,074 | 14,465 | 609 | 16,705 | 16,100 | 605 |
| 一 般 | 8,831 | 5,547 | 5,095 | 452 | 6,580 | 6,126 | 454 |
| 交 通 | 2,532 | 2,445 | 2,325 | 120 | 2,677 | 2,560 | 117 |
| 短 期 | 1,196 | 1,869 | 1,839 | 30 | 1,927 | 1,898 | 29 |
| 交 通 短 期 | 1,905 | 5,213 | 5,206 | 7 | 5,521 | 5,516 | 5 |
| 2 号 観 察 | 3,650 | 2,711 | 2,469 | 242 | 3,099 | 2,859 | 240 |
| SE・SA対象者以外 | 2,799 | 2,244 | 2,049 | 195 | 2,479 | 2,284 | 195 |
| SE・SA対象者 | 851 | 467 | 420 | 47 | 620 | 575 | 45 |
| 3 号 観 察 | 4,935 | 13,049 | 12,760 | 289 | 13,164 | 12,876 | 288 |
| 全 部 実 刑 | … | … | 12,477 | … | … | 12,704 | … |
| 一 部 猶 予 | … | … | 283 | … | … | 172 | … |
| 4 号 観 察 | 10,343 | 3,353 | 2,843 | 510 | 3,841 | 3,330 | 511 |
| 一 部 猶 予 | … | … | 248 | … | … | - | … |
| 全 部 猶 予 | … | … | 2,595 | … | … | 3,330 | … |
| 5 号 観 察 | - | 1 | 1 | - | 1 | 1 | - |
| 北海道地方委員会管内 | 1,479 | 1,510 | 1,453 | 57 | 1,735 | 1,669 | 66 |
| 札 幌 | 910 | 894 | 860 | 34 | 1,026 | 990 | 36 |
| 函 館 | 148 | 158 | 151 | 7 | 200 | 187 | 13 |
| 旭 川 | 203 | 199 | 190 | 9 | 220 | 206 | 14 |
| 釧 路 | 218 | 259 | 252 | 7 | 289 | 286 | 3 |
| 東北地方委員会管内 | 1,707 | 1,617 | 1,538 | 79 | 1,810 | 1,704 | 106 |
| 青 森 | 227 | 174 | 167 | 7 | 227 | 218 | 9 |
| 盛 岡 | 189 | 171 | 165 | 6 | 186 | 164 | 22 |
| 仙 台 | 547 | 496 | 469 | 27 | 557 | 527 | 30 |
| 秋 田 | 148 | 151 | 141 | 10 | 150 | 144 | 6 |
| 山 形 | 182 | 187 | 177 | 10 | 196 | 187 | 9 |
| 福 島 | 414 | 438 | 419 | 19 | 494 | 464 | 30 |
| 関東地方委員会管内 | 12,090 | 12,302 | 11,621 | 681 | 12,879 | 12,245 | 634 |
| 水 戸 | 779 | 790 | 760 | 30 | 870 | 842 | 28 |
| 宇 都 宮 | 434 | 591 | 563 | 28 | 537 | 511 | 26 |
| 前 橋 | 560 | 512 | 491 | 21 | 598 | 567 | 31 |
| さ い た ま | 1,739 | 1,711 | 1,612 | 99 | 1,802 | 1,698 | 104 |
| 千 葉 | 1,405 | 1,377 | 1,290 | 87 | 1,434 | 1,381 | 53 |
| 京 都 | 3,048 | 3,523 | 3,287 | 236 | 3,567 | 3,361 | 206 |
| (本 庁) | 2,266 | 2,539 | 2,367 | 172 | 2,634 | 2,491 | 143 |
| (立 川 支 部) | 782 | 984 | 920 | 64 | 933 | 870 | 63 |
| 横 浜 | 2,147 | 2,121 | 2,001 | 120 | 2,149 | 2,051 | 98 |
| 新 潟 | 481 | 363 | 357 | 6 | 429 | 408 | 21 |
| 甲 府 | 248 | 203 | 194 | 9 | 249 | 238 | 11 |
| 長 野 | 389 | 336 | 322 | 14 | 384 | 365 | 19 |
| 静 岡 | 860 | 775 | 744 | 31 | 860 | 823 | 37 |

| 年末現在 保護観察 中の人員 | 本年新たに 一時解除 | 本年新たに 仮解除 | 年末現在保護観察中の人員のうち特殊な状態にあるもの | | | | |
|----------------------|---------------|--------------|---------------------------|-----|------|----------------|---------------|
| | | | 一時解除 | 仮解除 | 所在不明 | 法77条第1 項の停止 | 法令による 身柄拘束 |
| 30,770 | 16 | 161 | 1 | 167 | 322 | 108 | 540 |
| 12,833 | 16 | — | 1 | — | 84 | — | 156 |
| 7,798 | 14 | — | 1 | — | 62 | — | 119 |
| 2,300 | 2 | — | — | — | 11 | — | 30 |
| 1,138 | — | — | — | — | 9 | — | 7 |
| 1,597 | — | — | — | — | 2 | — | — |
| 3,262 | — | — | — | — | 27 | — | 57 |
| 2,564 | — | — | — | — | 25 | — | 44 |
| 698 | — | — | — | — | 2 | — | 13 |
| 4,820 | — | — | — | — | 112 | 108 | 68 |
| 4,709 | — | — | — | — | 111 | 107 | 68 |
| 111 | — | — | — | — | 1 | 1 | — |
| 9,855 | — | 161 | — | 167 | 99 | — | 259 |
| 248 | — | — | — | — | 2 | — | 8 |
| 9,607 | — | 161 | — | 167 | 97 | — | 251 |
| — | — | — | — | — | — | — | — |
| 1,254 | — | 9 | — | 6 | 25 | 10 | 23 |
| 778 | — | 5 | — | 2 | 18 | 4 | 17 |
| 106 | — | 2 | — | 1 | 3 | 3 | 2 |
| 182 | — | 2 | — | 3 | 2 | 1 | 3 |
| 188 | — | — | — | — | 2 | 2 | 1 |
| 1,514 | — | 6 | — | 3 | 10 | 1 | 20 |
| 174 | — | — | — | — | — | — | 3 |
| 174 | — | 1 | — | — | 1 | — | 2 |
| 486 | — | — | — | — | 3 | — | 6 |
| 149 | — | 1 | — | 1 | — | — | 4 |
| 173 | — | 2 | — | 2 | — | — | 1 |
| 358 | — | 2 | — | — | 6 | 1 | 4 |
| 11,513 | 12 | 61 | — | 57 | 155 | 55 | 234 |
| 699 | 2 | 3 | — | 2 | 10 | 5 | 17 |
| 488 | — | 3 | — | 4 | 6 | 1 | 11 |
| 474 | — | 1 | — | 3 | 5 | 1 | 3 |
| 1,648 | — | 6 | — | 3 | 27 | 5 | 21 |
| 1,348 | 4 | 7 | — | 6 | 3 | 3 | 32 |
| 3,004 | 2 | 11 | — | 12 | 48 | 30 | 58 |
| 2,171 | 1 | 8 | — | 9 | 37 | 28 | 46 |
| 833 | 1 | 3 | — | 3 | 11 | 2 | 12 |
| 2,119 | — | 3 | — | 3 | 45 | 8 | 63 |
| 415 | — | 6 | — | 6 | 3 | — | 12 |
| 202 | 1 | 4 | — | 2 | 1 | — | 8 |
| 341 | 1 | 7 | — | 8 | 3 | 1 | 6 |
| 775 | 2 | 10 | — | 8 | 4 | 1 | 3 |

| 保護観察の種別 保護観察所 | 前年からの 繰越し | 開 始 等 | | | 終 了 等 | | |
|------------------|--------------|-------|-------|-----|-------|------------|-----|
| | | 総 数 | 開 始 | 移 送 | 総 数 | 保護観察 終了 | 移 送 |
| 中部地方委員会管内 | 3,493 | 3,551 | 3,353 | 198 | 3,931 | 3,756 | 175 |
| 富山 | 194 | 189 | 176 | 13 | 212 | 196 | 16 |
| 金沢 | 269 | 238 | 223 | 15 | 272 | 256 | 16 |
| 福井 | 152 | 185 | 177 | 8 | 193 | 184 | 9 |
| 岐阜 | 424 | 499 | 469 | 30 | 554 | 515 | 39 |
| 名古屋 | 2,053 | 1,999 | 1,894 | 105 | 2,225 | 2,145 | 80 |
| 津 | 401 | 441 | 414 | 27 | 475 | 460 | 15 |
| 近畿地方委員会管内 | 6,606 | 7,061 | 6,747 | 314 | 7,649 | 7,351 | 298 |
| 大津 | 347 | 364 | 352 | 12 | 401 | 377 | 24 |
| 京都 | 732 | 912 | 869 | 43 | 957 | 925 | 32 |
| 大阪 | 3,187 | 3,273 | 3,092 | 181 | 3,647 | 3,496 | 151 |
| (本庁) | 2,237 | 2,296 | 2,156 | 140 | 2,553 | 2,461 | 92 |
| (堺支部) | 950 | 977 | 936 | 41 | 1,094 | 1,035 | 59 |
| 神戸 | 1,772 | 1,868 | 1,811 | 57 | 1,938 | 1,878 | 60 |
| 奈良 | 307 | 355 | 344 | 11 | 381 | 368 | 13 |
| 和歌山 | 261 | 289 | 279 | 10 | 325 | 307 | 18 |
| 中国地方委員会管内 | 1,940 | 2,232 | 2,160 | 72 | 2,241 | 2,145 | 96 |
| 鳥取 | 119 | 140 | 130 | 10 | 126 | 116 | 10 |
| 松江 | 146 | 164 | 159 | 5 | 180 | 170 | 10 |
| 岡山 | 574 | 704 | 681 | 23 | 713 | 687 | 26 |
| 広島 | 812 | 861 | 841 | 20 | 875 | 845 | 30 |
| 山口 | 289 | 363 | 349 | 14 | 347 | 327 | 20 |
| 四国地方委員会管内 | 1,234 | 1,279 | 1,227 | 52 | 1,410 | 1,347 | 63 |
| 徳島 | 209 | 249 | 241 | 8 | 264 | 245 | 19 |
| 高松 | 433 | 422 | 409 | 13 | 509 | 488 | 21 |
| 松山 | 370 | 400 | 380 | 20 | 420 | 406 | 14 |
| 高知 | 222 | 208 | 197 | 11 | 217 | 208 | 9 |
| 九州地方委員会管内 | 4,843 | 4,636 | 4,439 | 197 | 5,155 | 4,949 | 206 |
| 福岡 | 2,148 | 2,068 | 1,984 | 84 | 2,241 | 2,158 | 83 |
| (本庁) | 1,503 | 1,519 | 1,460 | 59 | 1,579 | 1,524 | 55 |
| (北九州支部) | 645 | 549 | 524 | 25 | 662 | 634 | 28 |
| 佐賀 | 255 | 260 | 251 | 9 | 300 | 288 | 12 |
| 長崎 | 366 | 329 | 320 | 9 | 371 | 355 | 16 |
| 熊本 | 440 | 412 | 380 | 32 | 485 | 467 | 18 |
| 大分 | 251 | 246 | 239 | 7 | 296 | 288 | 8 |
| 宮崎 | 301 | 294 | 285 | 9 | 318 | 306 | 12 |
| 鹿児島 | 331 | 314 | 303 | 11 | 343 | 322 | 21 |
| 那覇 | 751 | 713 | 677 | 36 | 801 | 765 | 36 |

- (注) 1 「1号観察」は、保護観察処分少年（家庭裁判所の決定により保護観察に付されている者）に対
2 「2号観察」は、少年院仮退院者（地方委員会（地方更生保護委員会の略。以下同じ。）の決定に
3 「3号観察」は、仮釈放者（地方委員会の決定により仮釈放を許されて保護観察に付されている
4 「4号観察」は、保護観察付執行猶予者（裁判所の判決により刑の執行を猶予され、保護観察に
5 「5号観察」は、婦人補導院仮退院者（地方委員会の決定により婦人補導院からの仮退院を許さ
6 3号観察及び4号観察の内訳において、統計資料がない数値については「…」と示した。

| 年末現在 保護観察 中の人員 | 年未現在保護観察中の人員のうち特殊な状態にあるもの | | | | | | 法令による 身柄拘束 |
|----------------------|---------------------------|--------------|------|-----|------|----------------|---------------|
| | 本年新たに 一時解除 | 本年新たに 仮解除 | 一時解除 | 仮解除 | 所在不明 | 法77条第1 項の停止 | |
| | | | | | | | |
| 3,113 | 2 | 18 | 1 | 25 | 21 | 9 | 30 |
| 171 | — | — | — | — | 1 | — | 2 |
| 235 | — | 4 | — | 5 | 2 | 1 | 6 |
| 144 | — | — | — | 1 | 3 | 1 | 4 |
| 369 | — | 4 | — | 8 | 3 | 2 | — |
| 1,827 | 1 | 8 | — | 8 | 11 | 5 | 9 |
| 367 | 1 | 2 | 1 | 3 | 1 | — | 9 |
| 6,018 | 1 | 28 | — | 32 | 57 | 20 | 130 |
| 310 | — | 3 | — | 2 | 2 | — | 8 |
| 687 | — | 3 | — | 5 | 9 | 4 | 12 |
| 2,813 | 1 | 9 | — | 12 | 38 | 15 | 73 |
| 1,980 | 1 | 5 | — | 5 | 33 | 15 | 59 |
| 833 | — | 4 | — | 7 | 5 | — | 14 |
| 1,702 | — | 8 | — | 8 | 3 | — | 26 |
| 281 | — | 1 | — | 1 | 2 | — | 8 |
| 225 | — | 4 | — | 4 | 3 | 1 | 3 |
| 1,931 | — | 7 | — | 7 | 14 | 4 | 28 |
| 133 | — | 1 | — | 1 | 2 | — | 2 |
| 130 | — | 3 | — | 2 | — | — | 2 |
| 565 | — | — | — | 1 | 7 | 3 | 6 |
| 798 | — | 2 | — | 2 | 4 | — | 13 |
| 305 | — | 1 | — | 1 | 1 | 1 | 5 |
| 1,103 | — | 3 | — | 1 | 11 | 1 | 10 |
| 194 | — | 1 | — | 1 | 2 | 1 | 4 |
| 346 | — | 2 | — | — | 6 | — | 3 |
| 350 | — | — | — | — | 2 | — | 2 |
| 213 | — | — | — | — | 1 | — | 1 |
| 4,324 | 1 | 29 | — | 36 | 29 | 8 | 65 |
| 1,975 | — | 14 | — | 17 | 10 | 4 | 32 |
| 1,443 | — | 10 | — | 12 | 7 | 3 | 25 |
| 532 | — | 4 | — | 5 | 3 | 1 | 7 |
| 215 | — | 1 | — | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 324 | — | 1 | — | 1 | 2 | 1 | 1 |
| 367 | — | 1 | — | — | 5 | 1 | 5 |
| 201 | — | 1 | — | 1 | — | — | 2 |
| 277 | — | — | — | 1 | 2 | — | 8 |
| 302 | — | 3 | — | 4 | 3 | 1 | 9 |
| 663 | 1 | 8 | — | 11 | 6 | — | 5 |

する保護観察をいう。
より少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者) に対する保護観察をいう。
者) に対する保護観察をいう。
付されている者) に対する保護観察をいう。
れて保護観察に付されている者) に対する保護観察をいう。

(2) 生活環境調整の開始及び終了人員

(平成29年)

| 事件の種類 | 前年から の繰越 | 開 始 | | | | 終 了 | | | 年未現在 係 属 中 | |
|----------|-------------|--------|--------|-------------|---------------|-------------------|------------------|--------|---------------|--------|
| | | 総数 | 身上調査書 | 求生活環 境調整 | 要調整事項 等通知書 | 短期又は長期 処遇からの移行 | 短期又は長期 処遇への移行 | 総数 | | 終了 |
| 総 数 | 49,754 | 41,172 | 41,010 | 47 | 113 | 2 | 43,656 | 43,654 | 2 | 47,270 |
| 刑事施設収容者 | 47,235 | 37,878 | 37,724 | 45 | 109 | … | 39,997 | 39,997 | … | 45,116 |
| 少年院在院者 | 2,519 | 3,292 | 3,284 | 2 | 4 | 2 | 3,657 | 3,655 | 2 | 2,154 |
| 婦人補導院在院者 | — | 2 | 2 | — | — | … | 2 | 2 | … | — |

(注) …は、本来該当事項の生じないことを示す。

保護司選考会

保護司法（昭和25年法律第204号）第5条 保護司の選考に関する規則
（平成13年法務省令第15号）

平成29年中の保護司選考会の開催状況は、次のとおりである。

| 区分 庁名 | 開催 回数 | 選考人員 | | 保護司法第12 条による解囑 | 委嘱人員 | | 退任人員 | | | 計 |
|----------|----------|--------|----|-------------------|-------|--------|-------|-----|-----|-------|
| | | 承認 | 否決 | | 新任 | 再任 | 任期満了 | 死亡 | 辞任 | |
| 札幌 | 2 | 625 | 0 | 0 | 71 | 554 | 59 | 6 | 23 | 88 |
| 函館 | 2 | 238 | 0 | 0 | 34 | 204 | 19 | 2 | 8 | 29 |
| 旭川 | 2 | 305 | 0 | 0 | 39 | 266 | 36 | 4 | 2 | 42 |
| 釧路 | 2 | 344 | 0 | 0 | 45 | 299 | 29 | 7 | 0 | 36 |
| 小計 | 8 | 1,512 | 0 | 0 | 189 | 1,323 | 143 | 19 | 33 | 195 |
| 青森 | 2 | 262 | 0 | 0 | 27 | 235 | 23 | 3 | 4 | 30 |
| 盛岡 | 2 | 275 | 0 | 0 | 30 | 245 | 30 | 1 | 8 | 39 |
| 仙台 | 2 | 373 | 0 | 0 | 37 | 336 | 35 | 4 | 7 | 46 |
| 秋田 | 2 | 298 | 0 | 0 | 35 | 263 | 20 | 4 | 7 | 31 |
| 山形 | 2 | 322 | 0 | 0 | 33 | 289 | 31 | 1 | 4 | 36 |
| 福島 | 2 | 464 | 0 | 0 | 58 | 406 | 45 | 5 | 11 | 61 |
| 小計 | 12 | 1,994 | 0 | 0 | 220 | 1,774 | 184 | 18 | 41 | 243 |
| 水戸 | 3 | 488 | 0 | 0 | 69 | 419 | 48 | 3 | 3 | 54 |
| 宇都宮 | 2 | 414 | 0 | 0 | 53 | 361 | 49 | 4 | 8 | 61 |
| 前橋 | 2 | 357 | 0 | 0 | 52 | 305 | 29 | 5 | 6 | 40 |
| さいたま | 2 | 777 | 0 | 0 | 75 | 702 | 90 | 4 | 9 | 103 |
| 千葉 | 3 | 628 | 0 | 0 | 71 | 557 | 68 | 6 | 11 | 85 |
| 東京 | 2 | 1,329 | 0 | 0 | 185 | 1,144 | 133 | 24 | 84 | 241 |
| 横浜 | 2 | 798 | 1 | 0 | 90 | 708 | 74 | 5 | 10 | 89 |
| 新潟 | 2 | 456 | 0 | 0 | 39 | 417 | 45 | 1 | 13 | 59 |
| 甲府 | 3 | 257 | 0 | 0 | 26 | 231 | 22 | 4 | 5 | 31 |
| 長野 | 2 | 499 | 0 | 0 | 80 | 419 | 59 | 3 | 14 | 76 |
| 静岡 | 2 | 631 | 0 | 0 | 76 | 555 | 78 | 9 | 16 | 103 |
| 小計 | 25 | 6,634 | 1 | 0 | 816 | 5,818 | 695 | 68 | 179 | 942 |
| 富山 | 2 | 270 | 0 | 0 | 36 | 234 | 29 | 1 | 7 | 37 |
| 金沢 | 2 | 262 | 0 | 0 | 27 | 235 | 30 | 2 | 3 | 35 |
| 福井 | 2 | 193 | 0 | 0 | 19 | 174 | 18 | 2 | 6 | 26 |
| 岐阜 | 2 | 348 | 0 | 0 | 52 | 296 | 35 | 3 | 10 | 48 |
| 名古屋 | 2 | 1,051 | 0 | 0 | 138 | 913 | 118 | 15 | 20 | 153 |
| 小計 | 12 | 3,350 | 0 | 0 | 39 | 296 | 24 | 6 | 10 | 40 |
| 小計 | 12 | 2,459 | 0 | 0 | 311 | 2,148 | 254 | 29 | 56 | 339 |
| 大津 | 2 | 214 | 0 | 0 | 30 | 184 | 20 | 2 | 2 | 24 |
| 京都 | 2 | 528 | 0 | 0 | 53 | 475 | 44 | 10 | 7 | 61 |
| 大阪 | 3 | 1,571 | 0 | 0 | 152 | 1,419 | 132 | 13 | 34 | 179 |
| 神戸 | 2 | 974 | 0 | 0 | 95 | 879 | 86 | 17 | 21 | 124 |
| 奈良 | 2 | 257 | 0 | 0 | 28 | 229 | 23 | 3 | 9 | 35 |
| 和歌山 | 2 | 328 | 0 | 0 | 40 | 288 | 30 | 5 | 3 | 38 |
| 小計 | 13 | 3,872 | 0 | 0 | 398 | 3,474 | 335 | 50 | 76 | 461 |
| 鳥取 | 2 | 174 | 0 | 0 | 18 | 156 | 11 | 3 | 1 | 15 |
| 松江 | 2 | 264 | 0 | 0 | 39 | 225 | 30 | 2 | 8 | 40 |
| 岡山 | 2 | 459 | 0 | 0 | 47 | 412 | 51 | 7 | 5 | 63 |
| 広島 | 2 | 577 | 0 | 0 | 72 | 505 | 51 | 5 | 9 | 65 |
| 山口 | 2 | 358 | 0 | 0 | 35 | 323 | 37 | 0 | 3 | 40 |
| 小計 | 10 | 1,832 | 0 | 0 | 211 | 1,621 | 180 | 17 | 26 | 223 |
| 徳島 | 2 | 218 | 0 | 0 | 28 | 190 | 19 | 4 | 6 | 29 |
| 高松 | 2 | 275 | 0 | 0 | 24 | 251 | 15 | 4 | 8 | 27 |
| 松山 | 2 | 372 | 0 | 0 | 42 | 330 | 28 | 4 | 8 | 40 |
| 高知 | 2 | 274 | 0 | 0 | 32 | 242 | 25 | 3 | 3 | 31 |
| 小計 | 8 | 1,139 | 0 | 0 | 126 | 1,013 | 87 | 15 | 25 | 127 |
| 福岡 | 2 | 914 | 0 | 0 | 93 | 821 | 75 | 9 | 35 | 119 |
| 佐賀 | 2 | 240 | 0 | 0 | 31 | 209 | 28 | 1 | 2 | 31 |
| 長崎 | 2 | 421 | 0 | 0 | 56 | 365 | 43 | 7 | 6 | 56 |
| 熊本 | 2 | 484 | 0 | 0 | 70 | 414 | 51 | 4 | 4 | 59 |
| 大分 | 2 | 290 | 0 | 0 | 30 | 260 | 27 | 0 | 7 | 34 |
| 宮崎 | 2 | 267 | 0 | 0 | 34 | 233 | 31 | 1 | 8 | 40 |
| 鹿児島 | 1 | 310 | 0 | 0 | 38 | 272 | 44 | 3 | 6 | 53 |
| 那覇 | 2 | 356 | 0 | 0 | 38 | 318 | 41 | 2 | 8 | 51 |
| 小計 | 15 | 3,282 | 0 | 0 | 390 | 2,892 | 340 | 27 | 76 | 443 |
| 合計 | 103 | 22,724 | 1 | 0 | 2,661 | 20,063 | 2,218 | 243 | 512 | 2,973 |

特別の機関

検 察 庁

法務省設置法第14条 検察庁法（昭和22年4月16日法律第61号）

1 検察庁の組織及び職員

(1) 検察庁の組織

ア 検察庁の数

（平成29年12月31日現在）

| 区 分 | 最 高 検 察 庁 | 高 等 検 察 庁 | 同 支 部 | 管 内 地 方 検 察 庁 | 同 支 部 | 管 内 区 検 察 庁 |
|--------|-----------------------|---------------|-------|---------------|-------|-------------|
| | | 東 京 高 等 検 察 庁 | － | 11 | 46 | 107 |
| | 大 阪 高 等 検 察 庁 | － | 6 | 22 | 57 | |
| | 名 古 屋 高 等 検 察 庁 | 1 | 6 | 20 | 42 | |
| | 広 島 高 等 検 察 庁 | 2 | 5 | 18 | 41 | |
| | 福 岡 高 等 検 察 庁 | 2 | 8 | 41 | 82 | |
| | 仙 台 高 等 検 察 庁 | 1 | 6 | 29 | 51 | |
| | 札 幌 高 等 検 察 庁 | － | 4 | 16 | 33 | |
| | 高 松 高 等 検 察 庁 | － | 4 | 11 | 25 | |
| 1 | | 8 | 6 | 50 | 203 | 438 |

イ 検察庁の名称及び所在地

(ア) 最高検察庁 東京都千代田区霞が関1-1-1

(イ) 高等検察庁（8庁）（平成29年12月31日現在）

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----------------|-----------------|
| 東 京 高 等 検 察 庁 | 東京都千代田区霞が関1-1-1 |
| 大 阪 高 等 検 察 庁 | 大阪市福島区福島1-1-60 |
| 名 古 屋 高 等 検 察 庁 | 名古屋市中区三の丸4-3-1 |
| 広 島 高 等 検 察 庁 | 広島市中区上八丁堀2-31 |
| 福 岡 高 等 検 察 庁 | 福岡市中央区舞鶴2-5-30 |
| 仙 台 高 等 検 察 庁 | 仙台市青葉区片平1-3-1 |
| 札 幌 高 等 検 察 庁 | 札幌市中央区大通西12 |
| 高 松 高 等 検 察 庁 | 高松市丸の内1-1 |

(ロ) 高等検察庁支部（6庁）（平成29年12月31日現在）

| 名 称 | 所 在 地 |
|-------------------------|--------------|
| 名 古 屋 高 等 検 察 庁 金 沢 支 部 | 金沢市大手町6-15 |
| 広 島 高 等 検 察 庁 岡 山 支 部 | 岡山市北区南方1-8-1 |
| 広 島 高 等 検 察 庁 松 江 支 部 | 松江市母衣町50 |
| 福 岡 高 等 検 察 庁 宮 崎 支 部 | 宮崎市別府町1-1 |
| 福 岡 高 等 検 察 庁 那 覇 支 部 | 那覇市樋川1-15-15 |
| 仙 台 高 等 検 察 庁 秋 田 支 部 | 秋田市山王7-1-2 |

(二) 地方検察庁 (50庁)

(平成29年12月31日現在)

| 高検名 | 名 称 | 所 在 地 |
|------------------------|-----------|-----------------------|
| 東 京 11 | 東京地方検察庁 | 東京都千代田区霞が関1-1-1 |
| | 横浜地方検察庁 | 横浜市中区日本大通9 |
| | さいたま地方検察庁 | さいたま市浦和区高砂3-16-58 |
| | 千葉地方検察庁 | 千葉市中央区中央4-11-1 |
| | 水戸地方検察庁 | 水戸市北見町1-11 |
| | 宇都宮地方検察庁 | 宇都宮市小幡2-1-11 |
| | 前橋地方検察庁 | 前橋市大手町3-2-1 |
| | 静岡地方検察庁 | 静岡市葵区追手町9-45 |
| | 甲府地方検察庁 | 甲府市中央1-11-8 |
| | 長野地方検察庁 | 長野市大字長野旭町1108 |
| | 新潟地方検察庁 | 新潟市中央区西大畑町5191 |
| 大 阪 6 | 大阪地方検察庁 | 大阪市福島区福島1-1-60 |
| | 京都地方検察庁 | 京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82 |
| | 神戸地方検察庁 | 神戸市中央区橘通1-4-1 |
| | 奈良地方検察庁 | 奈良市登大路町1-1 |
| | 大津地方検察庁 | 大津市京町3-1-1 |
| 和 歌 山 名 古 屋 6 | 和歌山地方検察庁 | 和歌山市二番丁3 |
| | 名古屋地方検察庁 | 名古屋市中区三の丸4-3-1 |
| | 津地方検察庁 | 津市中央3-12 |
| | 岐阜地方検察庁 | 岐阜市美江寺町2-8 |
| | 福井地方検察庁 | 福井市春山1-1-54 |
| 金 沢 富 山 広 島 5 | 金沢地方検察庁 | 金沢市大手町6-15 |
| | 富山地方検察庁 | 富山市西田地方町2-9-16 |
| | 広島地方検察庁 | 広島市中区上八丁堀2-31 |
| | 山口地方検察庁 | 山口市駅通り1-1-2 |
| | 岡山地方検察庁 | 岡山市北区南方1-8-1 |
| 鳥 取 松 江 福 岡 8 | 鳥取地方検察庁 | 鳥取市西町3-201 |
| | 松江地方検察庁 | 松江市母衣町50 |
| | 福岡地方検察庁 | 福岡市中央区舞鶴2-5-30 |
| | 佐賀地方検察庁 | 佐賀市中の小路5-25 |
| | 長崎地方検察庁 | 長崎市万才町9-33 |
| 大 分 熊 本 鹿 児 島 | 大分地方検察庁 | 大分市荷揚町7-5 |
| | 熊本地方検察庁 | 熊本市中央区京町1-12-11 |
| | 鹿児島地方検察庁 | 鹿児島市山下町13-10 |

| 高検名 | 名 称 | 所 在 地 |
|----------|---------------|---------------|
| 仙 台 6 | 宮 崎 地 方 検 察 庁 | 宮崎市別府町1-1 |
| | 那 覇 地 方 検 察 庁 | 那覇市樋川1-15-15 |
| | 仙 台 地 方 検 察 庁 | 仙台市青葉区片平1-3-1 |
| | 福 島 地 方 検 察 庁 | 福島市狐塚17 |
| | 山 形 地 方 検 察 庁 | 山形市大手町1-32 |
| | 盛 岡 地 方 検 察 庁 | 盛岡市内丸8-20 |
| 札 幌 4 | 秋 田 地 方 検 察 庁 | 秋田市山王7-1-2 |
| | 青 森 地 方 検 察 庁 | 青森市長島1-3-25 |
| | 札 幌 地 方 検 察 庁 | 札幌市中央区大通西12 |
| | 函 館 地 方 検 察 庁 | 函館市上新川町1-13 |
| 高 松 4 | 旭 川 地 方 検 察 庁 | 旭川市花咲町4 |
| | 釧 路 地 方 検 察 庁 | 釧路市柏木町5-7 |
| | 高 松 地 方 検 察 庁 | 高松市丸の内1-1 |
| | 徳 島 地 方 検 察 庁 | 徳島市徳島町2-17 |
| | 高 知 地 方 検 察 庁 | 高知市丸ノ内1-4-1 |
| | 松 山 地 方 検 察 庁 | 松山市一番町4-4-1 |

(注) 高検名の下の数字は、管内地方検察庁の数を示す。

(オ) 地方検察庁支部 (203庁)

(平成29年12月31日現在)

| 地検名 | 支部名 | 裁判所 | 地検名 | 支部名 | 裁判所 | 地検名 | 支部名 | 裁判所 |
|-----------|-------|-----|-----|---------|-----|-----|-------|-----|
| 東 京 1 | 立 川 | 合 議 | | 木 更 津 | 合 議 | 前 橋 | 沼 田 | |
| | 横 浜 | 川 崎 | | 館 山 | 合 議 | | 4 | |
| 4 | 相 模 原 | 合 議 | 水 戸 | 八 日 市 場 | 合 議 | 静 岡 | 桐 生 | 合 議 |
| | 横 須 賀 | 合 議 | | 佐 原 | 日 立 | | 高 崎 | |
| さいたま 4 | 小 田 原 | 合 議 | 5 | 土 浦 | | 合 議 | 5 | 沼 津 |
| | 越 谷 | 合 議 | 龍ヶ崎 | 麻 生 | 合 議 | 5 | 富 士 田 | 合 議 |
| 川 越 | 下 妻 | | 浜 松 | | | | | |
| 千 葉 7 | 熊 谷 | 合 議 | 宇都宮 | 真 岡 | 合 議 | 甲 府 | 掛 川 | 留 |
| | 秩 父 | 合 議 | 4 | 大 田 原 | 合 議 | 1 | 都 留 | |
| 7 | 佐 倉 | | 合 議 | 栃 木 | | 合 議 | 長 野 | 上 田 |
| | 一 宮 | 足 利 | | 6 | 佐 久 | | | |
| | 松 戸 | 合 議 | | | | | | |

| 地検名 | 支部名 | 裁判所 | 地検名 | 支部名 | 裁判所 | 地検名 | 支部名 | 裁判所 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 新潟 | 松本 | 合議 | 津 | 松阪 | 合議 | 9 | 直方 | 合議 |
| | 諏訪 | 合議 | | 伊賀 | | | 久留米 | |
| | 飯田 | 合議 | | 四日市 | | | 柳川 | |
| | 伊那 | 合議 | | 伊勢 | | | 大牟田 | |
| | 三条 | 合議 | | 熊野 | | | 八倉 | |
| 大阪 | 新発 | 合議 | 岐阜 | 大垣 | 合議 | 佐賀 | 小倉 | 合議 |
| | 長岡 | 合議 | | 多治見 | | | 小行 | |
| | 高田 | 合議 | | 御嵩 | | | 田川 | |
| | 佐渡 | 合議 | | 高山 | | | 武雄 | |
| | 堺 | 合議 | | 武生 | | | 唐津 | |
| 京都 | 岸和田 | 合議 | 福井 | 敦賀 | 合議 | 長崎 | 大島 | 合議 |
| | 園部 | 合議 | | 沢小 | | | 佐世 | |
| | 宮津 | 合議 | | 七輪 | | | 平戸 | |
| | 舞鶴 | 合議 | | 山魚 | | | 平壺 | |
| | 福知山 | 合議 | | 富山 | | | 五岐 | |
| 神戸 | 伊丹 | 合議 | 広島 | 高尾 | 合議 | 大分 | 五原 | 合議 |
| | 尼崎 | 合議 | | 島尾 | | | 嚴杵 | |
| | 明石 | 合議 | | 尾道 | | | 佐竹 | |
| | 柏原 | 合議 | | 山口 | | | 中津 | |
| | 社路 | 合議 | | 5 | | | 日田 | |
| 奈良 | 龍野 | 合議 | 岡山 | 岩国 | 合議 | 熊本 | 玉山 | 合議 |
| | 豊岡 | 合議 | | 下関 | | | 山鹿 | |
| | 洲本 | 合議 | | 宇部 | | | 阿蘇 | |
| | 葛城 | 合議 | | 倉敷 | | | 八代 | |
| | 五條 | 合議 | | 新見 | | | 吉草 | |
| 大津 | 彦根 | 合議 | 鳥取 | 倉吉 | 合議 | 鹿兒島 | 名瀬 | 合議 |
| | 浜辺 | 合議 | | 米子 | | | 加治木 | |
| | 田坊 | 合議 | | 松江 | | | 知覧 | |
| | 御宮 | 合議 | | 4 | | | 川内 | |
| | 新一宮 | 合議 | | 浜田 | | | 鹿屋 | |
| 名古屋 | 半田 | 合議 | 福岡 | 益田 | 合議 | 宮崎 | 日南 | 合議 |
| | 岡崎 | 合議 | | 西郷 | | | 都 | |
| | 豊橋 | 合議 | | 飯塚 | | | 城 | |

| 地検名 | 支部名 | 裁判所 | 地検名 | 支部名 | 裁判所 | 地検名 | 支部名 | 裁判所 |
|---------|------|-----|---------|------|-----|---------|-----|-----|
| 那覇 4 | 延岡 | 合議 | 秋田 5 | 水沢 | 合議 | 4 | 網走 | 合議 |
| | 沖繩 | 合議 | | 能代 | | | 北見 | |
| 仙台 5 | 名護 | 合議 | 青森 4 | 本荘 | 合議 | 高松 2 | 丸亀 | 合議 |
| | 平良 | | | 大横 | | | 大曲 | |
| 福島 5 | 石垣 | 合議 | 札幌 7 | 五所川原 | 合議 | 徳島 2 | 阿美馬 | 合議 |
| | 大河原 | | | 弘前 | | | 和田 | |
| 山形 4 | 古川 | 合議 | 函館 1 | 八戸 | 合議 | 高山 3 | 安芸 | 合議 |
| | 石巻 | | | 十和田 | | | 沢川 | |
| 盛岡 6 | 登米 | 合議 | 旭川 4 | 岩見沢 | 合議 | 松山 4 | 大洲 | 合議 |
| | 気仙沼 | | | 滝室 | | | 小牧 | |
| | 相馬 | 合議 | 釧路 | 小樽 | 合議 | | 宇和島 | 合議 |
| | 白河 | | | 浦江 | | 岩内 | | |
| | 会津若松 | 合議 | | 小岩 | 合議 | | | 合議 |
| | いわき | | 名寄 | 別内 | | | | |
| | 新庄 | 合議 | | 留萌 | 合議 | | | 合議 |
| | 米沢 | | 稚内 | 帯広 | | | | |
| | 鶴岡 | 合議 | | 稚内 | 合議 | | | 合議 |
| | 酒田 | | 稚内 | 帯広 | | | | |
| | 花巻 | 合議 | | 帯広 | 合議 | | | 合議 |
| | 二戸 | | 帯広 | 帯広 | | | | |
| | 遠野 | 合議 | | 帯広 | 合議 | | | 合議 |
| | 宮古 | | 帯広 | 帯広 | | | | |
| | 一関 | 合議 | | 帯広 | 合議 | | | 合議 |

(注) 1 地検名の下の数字は、管内の支部の数を示す。
2 裁判所の欄中、合議の表示は、当該地方検察庁支部に対応する地方裁判所支部が刑事事件の合議事件を取り扱う支部であることを示す。なお、合議事件を取り扱う支部の数は63である。

(カ) 区検察庁 (438庁)

(平成29年12月31日現在)

| 地検名 | 区 検 察 庁 | 地検名 | 区 検 察 庁 |
|--------|--|--|---------|
| 東京9 | とうきょうはちじょうじま いずおししま にいじま 東 京 八 丈 島 伊 豆 大 島 新 島 八 王 子 立 川 武 蔵 野 青 梅 町 田 | なが の い や ま う え だ さ く 長 野 飯 山 上 田 佐 久 松 本 木 曾 福 島 大 町 諏 訪 岡 谷 飯 田 伊 那 | |
| 横浜11 | よこはまかながわわ ほとが や か わ さ き 横 浜 神 奈 川 保 土 ケ 谷 川 崎 鎌 倉 藤 沢 相 模 つ 原 横 須 賀 平 塚 小 田 原 厚 木 | にいがた に つ さんじょう し ば た 新 潟 新 津 三 条 新 発 田 村 上 長 岡 十 日 町 柏 崎 南 魚 沼 高 田 糸 魚 川 佐 渡 | |
| さいたま11 | さいたま か わ ぐ ち お お み や く き 越 谷 川 口 大 宮 久 喜 熊 谷 川 越 飯 能 所 沢 庄 秩 父 | おおさか おおさかいけだ とよなか すいた 大 阪 大 阪 池 田 豊 中 吹 田 茨 木 東 大 阪 枚 方 堺 富 田 林 羽 曳 野 岸 和 田 佐 野 | |
| 千葉11 | ちば 葉 さ く 倉 ちばいちのみや まつど 千 葉 佐 倉 千 葉 一 宮 松 戸 市 川 木 更 津 館 山 山 子 東 金 八 日 市 場 佐 原 | きょうと ふし み う きょう むこうまち 京 都 伏 見 右 京 向 日 町 木 津 宇 治 園 部 亀 岡 宮 津 京 丹 後 舞 鶴 福 知 山 | |
| 水戸12 | みづと 戸 か 間 ひ 立 常 陸 太 田 水 川 浦 石 岡 日 龍 ケ 崎 取 手 土 浦 生 下 妻 下 館 古 河 麻 | こうべし のみや い 伊 丹 神 戸 西 宮 伊 丹 丹 明 加 古 川 篠 山 柏 原 加 古 川 社 龍 野 浜 坂 洲 本 | |
| 宇都宮6 | うつのみや も お お お お たら ち ぎ 宇 都 宮 真 岡 大 田 原 栃 木 小 山 足 利 | なら 良 かつらぎ う だ ごじょう 奈 良 葛 城 宇 陀 五 條 吉 野 | |
| 前橋10 | まえばし た か き お お た だ て ば や し 前 橋 高 崎 太 田 館 林 伊 勢 崎 桐 生 沼 田 中 之 条 藤 岡 群馬 富 岡 | おお つ た か し ま こ う か ひ こ ね 大 津 高 鳥 甲 賀 彦 根 東 近 江 長 浜 | |
| 静岡10 | しずおか し む ず あ た み し ま 静 岡 清 水 熱 海 三 島 田 沼 津 し 田 富 士 島 田 掛 川 浜 松 | わ か や ま ゆ あ さ み ゃうじ は し も と 和 歌 山 湯 浅 妙 寺 橋 本 田 辺 串 本 御 坊 新 宮 | |
| 甲府4 | こうふ か じ か ざ わ つ る ふ じ じょう し だ 甲 府 鰯 沢 都 留 富 士 吉 田 | な が や こ ず い せ せ と 戸 つ し ま 名 古 屋 春 井 瀨 戸 津 島 一 宮 犬 山 半 田 岡 崎 安 城 豊 田 豊 橋 新 城 | |

| | | | |
|--------|---|----------|---|
| 地検名 | 区 検 察 庁 | 地検名 | 区 検 察 庁 |
| 津 9 | つ津 鈴 鹿 まつ 伊 が よっかいち市 桑 な名 い 阪 賀 おおわ世 尾 鷺 伊 勢 伊 熊 の 野 | 福 岡 14 | ふく 岡 宗 たな あま ぎ いづ 塚 の お た 宗 く 像 ら 木 飯 づ か 直 方 小 倉 折 尾 くる 留 め うきははし柳 川 大 牟 田 八 米 行 ゆくはしが 田 川 が わ 女 |
| 岐 阜 7 | ぎ ぶ ぐじょう おおがき み た け た 多 治 見 郡 なつがわ 大 たかやま 垣 御 嵩 | 佐 賀 6 | さ が と す た け お か し ま 伊 万 里 賀 鳥 栖 武 雄 鹿 島 |
| 福 井 5 | ふ く い け ふ おお の つ る が お 小 井 武 生 大 野 敦 賀 | 長 崎 11 | な が さ き おお ら い さ は や し ば ら 長 崎 大 村 ど 諫 早 島 原 佐 世 保 平 戸 彦 岐 五 鳥 新 上 五 島 厳 はず 原 上 県 田 島 |
| 金 沢 5 | か な ざ わ 小 つ な おお の つ る が ず 珠 洲 小 松 七 尾 輪 島 | 大 分 9 | お お い た べ つ ぶ き つ き な か つ 大 分 豊 後 高 田 別 日 府 田 杵 築 だ 田 中 佐 津 う 白 す き 杵 |
| 富 山 4 | と や ま 山 う 魚 づ 津 た か お か と な み 富 山 魚 津 高 岡 砺 波 | 熊 本 13 | く も と う き あ お り た な 熊 や 鹿 本 阿 蘇 荒 尾 玉 名 山 や 鹿 本 阿 蘇 荒 尾 玉 名 や し ろ 代 水 高 森 御 船 八 八 水 人 高 森 御 船 牛 牛 深 |
| 広 島 11 | ひろ し ま ひがし ひろ し ま か べ おお た け 広 島 東 広 島 可 部 大 竹 く 呉 た け は 原 し 道 福 や 山 府 中 竹 三 庄 原 | 鹿 児 島 16 | か ご し ま いじゅう いん たね が し ま や く し ま 鹿 児 島 伊 集 院 種 子 島 屋 久 島 名 瀬 徳 之 島 加 治 木 大 口 お お す み 偶 知 ら 加 世 だ 田 指 宿 大 大 出 ず 加 世 だ 田 指 宿 川 内 出 ず 加 世 だ 田 指 宿 |
| 山 口 10 | や ま ぐ ち ほう ふ しゅう なん はぎ 山 口 と 防 府 周 や な 南 萩 長 門 門 岩 国 柳 な 井 下 関 船 木 宇 部 | 宮 崎 8 | みや ぎ ざ き い と 西 都 西 都 西 都 宮 崎 崎 西 都 西 都 西 都 小 林 延 都 都 都 都 宮 崎 崎 西 都 西 都 西 都 小 林 延 都 都 都 都 |
| 岡 山 10 | お か や ま た ま の こ じ ま し ま 岡 山 玉 野 児 島 玉 島 見 倉 敷 笠 岡 高 梁 新 見 津 勝 山 山 山 山 山 山 | 那 覇 5 | な は お き な わ な ご ひ ら ら 那 覇 沖 繩 名 護 平 良 石 垣 垣 垣 垣 垣 垣 垣 垣 |
| 鳥 取 3 | と っ と り くら よ し とな こ 鳥 取 倉 吉 米 子 | 仙 台 7 | せん だ い おお が わ ら ふ る か わ つ だ て 仙 台 大 河 原 古 川 築 館 石 の 巻 登 米 沼 沼 |
| 松 江 7 | ま つ え 江 雲 なん い ず も は だ 松 江 雲 南 出 雲 浜 田 益 田 川 上 西 き 郷 | | |

| 地検名 | 区 検 察 庁 | 地検名 | 区 検 察 庁 |
|----------|--------------------------|----------------------|----------------------|
| 福島 9 | 福島郡白河 白河 福島 福島 | 旭川 旭川 旭川 旭川 | 旭川 旭川 旭川 旭川 |
| 山形 7 | 山形市 山形市 山形市 山形市 | 釧路 釧路 釧路 釧路 | 釧路 釧路 釧路 釧路 |
| 盛岡 10 | 盛岡市 盛岡市 盛岡市 盛岡市 | 高松 高松 高松 高松 | 高松 高松 高松 高松 |
| 秋田 10 | 秋田県 秋田県 秋田県 秋田県 | 徳島 徳島 徳島 徳島 | 徳島 徳島 徳島 徳島 |
| 青森 8 | 青森市 青森市 青森市 青森市 | 高知 高知 高知 高知 | 高知 高知 高知 高知 |
| 札幌 11 | 札幌市 札幌市 札幌市 札幌市 | 松山 松山 松山 松山 | 松山 松山 松山 松山 |
| 函館 5 | 函館市 函館市 函館市 函館市 | | |

(注) 地検名の下の数字は、管内区検察庁の数を示す。

(2) 検察官定員沿革（昭和19年以前は抄録）

| 区 分 | 大審院検事局 | | | 控訴院検事局 | | | 地方・区裁判所検事局 | | | | 合 計 |
|--------------------------|--------|-----|----|--------|-----|----|------------|---------|-------|-----|-----|
| | 総 長 | 検 事 | 計 | 検 事 長 | 検 事 | 計 | 検 事 正 | 地 方 検 事 | 区 検 事 | 計 | |
| 明 治 23. 8 勅 令 158号 | 1 | 5 | 6 | 7 | 20 | 27 | 48 | 125 | 275 | 448 | 481 |
| 明 治 27. 2 勅 令 17号 | 1 | 5 | 6 | 7 | 17 | 24 | 49 | 210 | 95 | 354 | 384 |
| 明 治 31. 6 勅 令 122号 | 1 | 416 | - | 7 | - | - | 49 | - | - | - | 473 |
| 明 治 35. 3 勅 令 93号 | 1 | 7 | 8 | 7 | 30 | 37 | 49 | 174 | 59 | 282 | 327 |
| 明 治 40. 3 勅 令 79号 | 1 | 7 | 8 | 7 | 29 | 36 | 50 | 201 | 92 | 343 | 387 |
| 明 治 43. 3 勅 令 152号 | 1 | 7 | 8 | 7 | 29 | 36 | 50 | 88 | 208 | 346 | 390 |
| 大 正 2. 6 勅 令 171号 | 1 | 7 | 8 | 7 | 23 | 30 | 50 | 299 | | 349 | 387 |
| 大 正 6. 8 勅 令 122号 | 1 | 7 | 8 | 7 | 22 | 29 | 51 | 300 | | 351 | 388 |
| 大 正 8. 6 勅 令 292号 | 1 | 7 | 8 | 7 | 22 | 29 | 51 | 482 | | 533 | 570 |
| 大 正 12. 4 勅 令 150号 | 1 | 7 | 8 | 7 | 30 | 37 | 51 | 472 | | 523 | 538 |
| 昭 和 3. 7 勅 令 163号 | 1 | 13 | 14 | 7 | 37 | 44 | 51 | 527 | | 578 | 636 |
| 昭 和 7. 9 勅 令 280号 | 1 | 13 | 14 | 7 | 37 | 44 | 51 | 519 | | 570 | 628 |
| 昭 和 12.10 勅 令 575号 | 1 | 13 | 14 | 7 | 37 | 44 | 51 | 558 | | 609 | 667 |
| 昭 和 13. 8 勅 令 572号 | 1 | 13 | 14 | 7 | 39 | 46 | 51 | 575 | | 626 | 686 |
| 昭 和 14. 8 勅 令 564号 | 1 | 13 | 14 | 7 | 39 | 46 | 51 | 604 | | 655 | 715 |
| 昭 和 16. 1 勅 令 12号 | 1 | 13 | 14 | 7 | 39 | 46 | 51 | 655 | | 706 | 766 |
| 昭 和 16. 3 勅 令 190号 | 1 | 13 | 14 | 7 | 39 | 46 | 51 | 655 | | 706 | 766 |
| 昭 和 17.11 勅 令 747号 | 1 | 11 | 12 | 7 | 41 | 48 | 51 | 514 | | 565 | 625 |
| 昭 和 18.11 勅 令 811号 | 1 | 11 | 12 | 7 | 41 | 48 | 51 | 499 | | 550 | 610 |
| 昭 和 20. 1.15 勅 令 15号 | 1 | 11 | 12 | 7 | 41 | 48 | 51 | 516 | | 567 | 627 |
| 昭 和 20. 5.21 勅 令 319号 | 1 | 11 | 12 | 7 | 41 | 48 | 51 | 546 | | 597 | 657 |
| 昭 和 20. 8. 1 勅 令 444号 | 1 | 11 | 12 | 7 | 41 | 49 | 51 | 546 | | 597 | 658 |
| 昭 和 21. 1.29 勅 令 47号 | 1 | 9 | 10 | 7 | 35 | 42 | 51 | 456 | | 507 | 559 |
| 昭 和 21. 4.15 勅 令 230号 | 1 | 9 | 10 | 7 | 35 | 42 | 51 | 490 | | 541 | 593 |
| 昭 和 21. 6. 1 勅 令 295号 | 1 | 9 | 10 | 7 | 35 | 42 | 51 | 565 | | 616 | 668 |
| 昭 和 21. 9. 5 勅 令 419号 | 1 | 9 | 10 | 7 | 35 | 42 | 51 | 565 | | 616 | 668 |

| 区 分 | 検事総長 | 次長検事 | 検 事 長 | 検事1級 | 検事2級 | 副 検 事 | 合 計 |
|---------------------------|------|------|-------|---------------|------|-------|---------------|
| 昭 和 22. 5. 3 政 令 36号 | 1 | 1 | 8 | 72 | 777 | 430 | 1,289 |
| 昭 和 22. 7. 5 政 令 125号 | 1 | 1 | 8 | 72 | 777 | 430 | 1,289 |
| 昭 和 22.12.27 政 令 297号 | 1 | 1 | 8 | 73 | 778 | 430 | 1,291 |
| 昭 和 23. 6.24 政 令 137号 | 1 | 1 | 8 | 73 | 778 | 430 | 1,291 |
| 昭 和 23. 9.17 政 令 293号 | 1 | 1 | 8 | 73 | 778 | 530 | 1,391 |
| 昭 和 24. 5.31 法 律 126号 | 1 | 1 | 8 | 920 | | 737 | 1,667 |
| 昭 和 25.12.13 法 律 260号 | 1 | 1 | 8 | 920 | | 743 | 1,673 |
| 昭 和 26. 3.31 法 律 81号 | 1 | 1 | 8 | 920 | | 787 | 1,717 |
| 昭 和 28. 7.31 法 律 95号 | 1 | 1 | 8 | 970 | | 737 | 1,717 |
| 昭 和 29. 6.17 法 律 186号 | 1 | 1 | 8 | 970 | | 737 | 1,717 |
| 昭 和 30. 6.30 法 律 29号 | 1 | 1 | 8 | 990 | | 717 | 1,717 |
| 昭 和 31. 3.31 法 律 48号 | 1 | 1 | 8 | 990 | | 717 | 1,717 |
| 昭 和 32. 4.10 法 律 59号 | 1 | 1 | 8 | 990 | | 717 | 1,717 |
| 昭 和 33. 5. 1 法 律 111号 | 1 | 1 | 8 | 990 | | 717 | 1,717 |
| 昭 和 34. 7. 9 法 律 167号 | 1 | 1 | 8 | 1,024 | | 717 | 1,751 |
| 昭 和 35.12.26 法 律 162号 | 1 | 1 | 8 | 1,034 | | 717 | 1,761 |
| 昭 和 36. 6. 2 法 律 111号 | 1 | 1 | 8 | 1,049 | | 717 | 1,776 |
| 昭 和 37. 3.31 法 律 54号 | 1 | 1 | 8 | 1,049 | | 737 | 1,796 |
| 昭 和 38. 7.10 法 律 127号 | 1 | 1 | 8 | 1,052 | | 752 | 1,814 |
| 昭 和 39.12.21 法 律 182号 | 1 | 1 | 8 | 1,057 | | 762 | 1,829 |
| 昭和40年度予算上 定員昭和40. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | 1,067 | | 762 | 1,839 |
| 昭和41年度予算上 定員昭和41. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | 1,072 | | 762 | 1,844 |
| 昭和42年度予算上 定員昭和42. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | 1,077 | | 784 | 1,871 |
| 昭和43年度予算上 定員昭和43. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | 1,087 | | 804 | 1,901 |
| 昭和44年度予算上 定員昭和44. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | 1,122 | | 814 | 1,946 |
| 昭和45年度予算上 定員昭和45. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | 1,122 | | 851 | 1,983 |
| 昭和46年度予算上 定員昭和46. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | 1,122 | | 887 | 2,019 |
| 昭和47年度予算上 定員昭和47. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (41) 1,122 | | 898 | (41) 2,030 |

| 区 分 | 検事総長 | 次長検事 | 検 事 長 | 検事1級 | 検事2級 | 副 検 事 | 合 計 |
|---------------------------|------|------|-------|---------------|------|------------|---------------|
| 昭和48年度予算上 定員昭和48. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (41) 1,122 | | 903 | (41) 2,035 |
| 昭和49年度予算上 定員昭和49. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (41) 1,122 | | 908 | (41) 2,040 |
| 昭和50年度予算上 定員昭和50. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (41) 1,122 | | 913 | (41) 2,045 |
| 昭和51年度予算上 定員昭和51. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (41) 1,122 | | 916 | (41) 2,048 |
| 昭和52年度予算上 定員昭和52. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (41) 1,122 | | 919 | (41) 2,051 |
| 昭和53年度予算上 定員昭和53. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (41) 1,122 | | 919 | (41) 2,051 |
| 昭和54年度予算上 定員昭和54. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (33) 1,130 | | 919 | (33) 2,059 |
| 昭和55年度予算上 定員昭和55. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (26) 1,137 | | 919 | (26) 2,066 |
| 昭和56年度予算上 定員昭和56. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (22) 1,141 | | 919 | (22) 2,070 |
| 昭和57年度予算上 定員昭和57. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (22) 1,141 | | 919 | (22) 2,070 |
| 昭和58年度予算上 定員昭和58. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (19) 1,144 | | (3) 916 | (22) 2,070 |
| 昭和59年度予算上 定員昭和59. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (19) 1,144 | | (3) 916 | (22) 2,070 |
| 昭和60年度予算上 定員昭和60. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (19) 1,144 | | (3) 916 | (22) 2,070 |
| 昭和61年度予算上 定員昭和61. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (19) 1,144 | | (3) 916 | (22) 2,070 |
| 昭和62年度予算上 定員昭和62. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (19) 1,144 | | (3) 916 | (22) 2,070 |
| 昭和63年度予算上 定員昭和63. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (19) 1,144 | | (3) 916 | (22) 2,070 |
| 平成元年度予算上 定員平成元. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (16) 1,147 | | (6) 913 | (22) 2,070 |
| 平成2年度予算上 定員平成2. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (16) 1,147 | | (6) 913 | (22) 2,070 |
| 平成3年度予算上 定員平成3. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (16) 1,147 | | (6) 913 | (22) 2,070 |
| 平成4年度予算上 定員平成4. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (16) 1,147 | | (6) 913 | (22) 2,070 |
| 平成5年度予算上 定員平成5. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (16) 1,147 | | (6) 913 | (22) 2,070 |
| 平成6年度予算上 定員平成6. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (16) 1,147 | | (6) 913 | (22) 2,070 |
| 平成7年度予算上 定員平成7. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (16) 1,147 | | (6) 913 | (22) 2,070 |
| 平成8年度予算上 定員平成8. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (16) 1,182 | | (6) 913 | (22) 2,105 |
| 平成9年度予算上 定員平成9. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (16) 1,216 | | (6) 913 | (22) 2,139 |
| 平成10年度予算上 定員平成10. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (16) 1,248 | | (6) 913 | (22) 2,171 |
| 平成11年度予算上 定員平成11. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (16) 1,278 | | (6) 913 | (22) 2,201 |
| 平成12年度予算上 定員平成12. 4. 1 | 1 | 1 | 8 | (16) 1,319 | | (6) 913 | (22) 2,242 |

| 区 分 | 検事総長 | 次長検事 | 検 事 長 | 検事1級 | 検事2級 | 副 検 事 | 合 計 |
|-------------------------|------|------|-------|-------|------|-------|-------|
| 平成13年度予算上 定員平成13.4.1 | 1 | 1 | 8 | 1,365 | | 919 | 2,294 |
| 平成14年度予算上 定員平成14.4.1 | 1 | 1 | 8 | 1,404 | | 899 | 2,313 |
| 平成15年度予算上 定員平成15.4.1 | 1 | 1 | 8 | 1,443 | | 899 | 2,352 |
| 平成16年度予算上 定員平成16.4.1 | 1 | 1 | 8 | 1,495 | | 899 | 2,404 |
| 平成17年度予算上 定員平成17.4.1 | 1 | 1 | 8 | 1,538 | | 899 | 2,447 |
| 平成18年度予算上 定員平成18.4.1 | 1 | 1 | 8 | 1,581 | | 899 | 2,490 |
| 平成19年度予算上 定員平成19.4.1 | 1 | 1 | 8 | 1,624 | | 899 | 2,533 |
| 平成20年度予算上 定員平成20.4.1 | 1 | 1 | 8 | 1,669 | | 899 | 2,578 |
| 平成21年度予算上 定員平成21.4.1 | 1 | 1 | 8 | 1,713 | | 899 | 2,622 |
| 平成22年度予算上 定員平成22.4.1 | 1 | 1 | 8 | 1,758 | | 899 | 2,667 |
| 平成23年度予算上 定員平成23.4.1 | 1 | 1 | 8 | 1,781 | | 899 | 2,690 |
| 平成24年度予算上 定員平成24.4.1 | 1 | 1 | 8 | 1,800 | | 899 | 2,709 |
| 平成25年度予算上 定員平成25.4.1 | 1 | 1 | 8 | 1,812 | | 899 | 2,721 |
| 平成26年度予算上 定員平成26.4.1 | 1 | 1 | 8 | 1,825 | | 899 | 2,734 |
| 平成27年度予算上 定員平成27.4.1 | 1 | 1 | 8 | 1,835 | | 899 | 2,744 |
| 平成28年度予算上 定員平成28.4.1 | 1 | 1 | 8 | 1,845 | | 899 | 2,754 |
| 平成29年度予算上 定員平成29.4.1 | 1 | 1 | 8 | 1,855 | | 899 | 2,764 |

(注) 1 () 内の数は、福岡高等検察庁那覇支部及び那覇地方検察庁の定員を示し、外数である。
2 本表のほか、予算上定員の検事1級及び2級欄については、採用のための調整定員（平成8年度10、平成9年度9、平成10年度4、平成11年度9、平成12年度17、平成13年度～平成19年度16）、判事補の行政研修のための検事調整定員（昭和62年度5、昭和63年度～平成2年度10、平成3年度11、平成4年度12、平成5年度～平成6年度13、平成7年度～平成29年度14）がある。

(3) 検察庁の定員

(平成29年度末)

| 職 種 | 最 高 検 | 高 検 | 地検及び区検 | 計 |
|---------------------|-------|-----|--------|--------|
| 検 事 総 長 | 1 | — | — | 1 |
| 次 長 検 事 | 1 | — | — | 1 |
| 検 事 長 | — | 8 | — | 8 |
| 検 事 | 16 | 122 | 1,717 | 1,855 |
| 副 検 事 | — | — | 899 | 899 |
| 検 事 総 長 秘 書 官 | 1 | — | — | 1 |
| 事 務 官 ・ 技 官 ・ 事 務 員 | 85 | 485 | 8,335 | 8,905 |
| 技 能 員 ・ 庁 務 員 | 7 | 26 | 103 | 136 |
| 計 | 111 | 641 | 11,054 | 11,806 |

(4) 検察官の俸給（昭和23年法律第76号）

平成29年12月15日法律第83号による改正

| 区 分 | 俸 給 月 額 |
|---------------------|-----------|
| 検 事 総 長 | 1,466,000 |
| 次 長 検 事 | 1,199,000 |
| 東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長 | 1,302,000 |
| そ の 他 の 検 事 長 | 1,199,000 |

| 区 分 | 号 | 俸 | 俸 給 月 額 |
|-------|-------------|---------|-----------|
| 検 事 | 1 | 号 | 1,175,000 |
| | 2 | 号 | 1,035,000 |
| | 3 | 号 | 965,000 |
| | 4 | 号 | 818,000 |
| | 5 | 号 | 706,000 |
| | 6 | 号 | 634,000 |
| | 7 | 号 | 574,000 |
| | 8 | 号 | 516,000 |
| | 9 | 号 | 421,100 |
| | 10 | 号 | 387,400 |
| | 11 | 号 | 364,500 |
| | 12 | 号 | 341,200 |
| | 13 | 号 | 319,200 |
| | 14 | 号 | 304,100 |
| | 15 | 号 | 286,800 |
| | 16 | 号 | 276,500 |
| | 17 | 号 | 254,100 |
| | 18 | 号 | 245,200 |
| | 19 | 号 | 238,500 |
| | 20 | 号 | 232,400 |
| 副 検 事 | 第9条に定める俸給月額 | | 634,000 |
| | 1 | 号 | 574,000 |
| | 2 | 号 | 516,000 |
| | 3 | 号 | 438,500 |
| | 4 | 号 | 421,100 |
| | 5 | 号 | 387,400 |
| | 6 | 号 | 364,500 |
| | 7 | 号 | 341,200 |
| | 8 | 号 | 319,200 |
| | 9 | 号 | 304,100 |
| | 10 | 号 | 286,800 |
| | 11 | 号 | 276,500 |
| | 12 | 号 | 254,100 |
| | 13 | 号 | 245,200 |
| | 14 | 号 | 238,500 |
| | 15 | 号 | 232,400 |
| | 16 | 号 | 221,000 |
| 17 | 号 | 213,200 | |

2 検察事件統計表

(1) 被疑事件の通常受理の累年比較

| 罪 名 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 |
|------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総数 | 2,163,112 | 2,163,854 | 2,121,151 | 2,064,406 | 1,895,564 | 1,700,817 |
| 刑法犯 | 1,245,418 | 1,270,597 | 1,256,569 | 1,235,597 | 1,153,841 | 1,059,068 |
| 公務執行妨害 | 2,503 | 2,777 | 2,875 | 3,333 | 3,230 | 2,942 |
| 逃走 | 6 | 12 | 12 | 3 | 6 | 3 |
| 放火 | 1,254 | 1,307 | 1,160 | 1,187 | 1,125 | 1,031 |
| 侵入 | 96 | 95 | 104 | 114 | 85 | 96 |
| 住居侵入 | 8,889 | 9,853 | 9,843 | 10,093 | 9,154 | 9,173 |
| 文書偽造 | 4,414 | 4,656 | 4,526 | 4,658 | 4,474 | 4,621 |
| 支用カード電磁的記録関係 | 382 | 486 | 336 | 244 | 233 | 359 |
| わいせつ文書頒布等 | 2,046 | 2,293 | 2,737 | 3,019 | 2,887 | 2,888 |
| 強わいせつ | 2,996 | 3,154 | 3,228 | 3,230 | 3,187 | 3,106 |
| 強制性交等 | 1,996 | 1,741 | 1,683 | 1,695 | 1,744 | 1,691 |
| 強博 | 1,192 | 1,387 | 1,366 | 1,202 | 1,291 | 1,223 |
| 職権濫用 | 1,136 | 1,504 | 1,269 | 1,008 | 978 | 1,377 |
| 取賄 | 152 | 168 | 134 | 158 | 95 | 95 |
| 贈賄 | 129 | 155 | 180 | 122 | 106 | 113 |
| 殺害 | 1,993 | 1,991 | 1,887 | 1,769 | 1,654 | 1,834 |
| 傷害 | 44,113 | 44,278 | 43,969 | 44,112 | 41,782 | 39,069 |
| 暴行 | 324 | 280 | 275 | 200 | 202 | 250 |
| その他 | 9,302 | 10,523 | 11,307 | 11,536 | 11,107 | 10,930 |
| 危険運転致死傷 | 34,487 | 33,475 | 32,387 | 32,367 | 30,473 | 27,889 |
| 過失致死傷 | 201 | 191 | 202 | 241 | 231 | 223 |
| 業務上過失致死傷 | 898,858 | 906,795 | 895,708 | 865,774 | 812,878 | 743,868 |
| 重過失致死傷 | 231 | 253 | 290 | 646 | 814 | 814 |
| 業務上重過失致死傷 | 1,402 | 1,516 | 1,543 | 1,441 | 1,344 | 1,288 |
| 自動車による過失致死傷等 | 1,338 | 1,441 | 1,573 | 2,514 | 3,117 | 3,758 |
| 業務上過失致死傷 | 894,267 | 902,108 | 891,024 | 859,747 | 456,934 | 6,204 |
| 自動車運転過失致死傷 | 1,620 | 1,477 | 1,278 | 1,426 | 1,289 | 1,236 |
| 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱 | ... | ... | ... | ... | 349,380 | 730,568 |
| 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱 | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱 | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 無免許過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱 | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 無免許過失運転致死傷 | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 逮捕 | 952 | 862 | 819 | 711 | 618 | 617 |
| 脅迫 | 1,443 | 1,492 | 1,363 | 1,525 | 1,471 | 1,473 |
| 略取・誘拐・人身売買 | 202 | 238 | 218 | 197 | 212 | 176 |
| 奇害毀 | 845 | 679 | 680 | 677 | 755 | 587 |
| 強盗 | 167,412 | 178,070 | 180,665 | 189,893 | 174,537 | 159,162 |
| 強盗致死傷 | 2,723 | 2,920 | 2,775 | 2,483 | 2,370 | 2,232 |
| 強盗・強制性交等 | 3,646 | 3,309 | 2,986 | 2,539 | 2,108 | 2,084 |
| 強姦 | 152 | 209 | 194 | 175 | 169 | 151 |
| 強姦致死傷 | 15,025 | 17,974 | 18,364 | 19,897 | 17,554 | 18,412 |
| 背任 | 154 | 149 | 152 | 210 | 119 | 90 |
| 恐喝 | 10,396 | 8,865 | 8,225 | 7,282 | 6,392 | 5,682 |
| 横領 | 49,843 | 51,741 | 46,381 | 46,185 | 41,491 | 34,392 |
| 盗品等関係 | 3,045 | 3,139 | 3,113 | 2,822 | 2,544 | 2,356 |
| 毀棄隠匿 | 9,490 | 10,262 | 11,143 | 11,182 | 11,130 | 10,578 |
| 暴力行為等処罰に関する法律 | 2,939 | 2,800 | 3,010 | 3,143 | 2,670 | 2,462 |
| その他刑法犯 | 4,790 | 5,044 | 5,262 | 4,714 | 4,561 | 4,902 |
| 特別法 | 105,156 | 110,363 | 115,764 | 117,935 | 119,813 | 110,360 |
| (道路交通法等違反を除く。) | | | | | | |
| 公職選挙法 | 5,040 | 1,208 | 1,531 | 711 | 2,335 | 459 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法 | 5,235 | 5,297 | 5,304 | 5,990 | 6,651 | 6,353 |
| 麻薬及び向精神薬取締法 | 982 | 1,144 | 1,150 | 1,145 | 1,328 | 1,337 |
| 覚せい剤取締法 | 22,087 | 20,522 | 23,143 | 20,144 | 20,288 | 18,266 |
| その他特別法犯 | 71,812 | 82,192 | 84,636 | 89,945 | 89,211 | 83,945 |
| 道路交通法等違反 | 812,538 | 782,895 | 748,818 | 710,874 | 621,910 | 531,389 |
| 道路交通 | 795,009 | 768,721 | 735,667 | 701,360 | 614,988 | 525,862 |
| 自動車の保管場所の確保等に関する法律 | 17,529 | 14,174 | 13,151 | 9,514 | 6,921 | 5,527 |

(注) 1 この表は、通常受理(被疑事件の受理のうち、検察官の認知又は直受に係る事件及び司法警察員から送致された事件をいう。)に係る被疑事件のうち、通常受理(被疑事件の受理のうち、検察官の認知又は直受に係る事件及び司法警察員から送致された事件をいう。)に係る被疑事件(暴力行為等処罰に関する法律違反を除く。)の罪名区分は、刑法第2編の章別又は条項別による。ただし、「窃盗」、「強盗」及び「強姦」並びに「強わいせつ」の処罰に関する法律第2条、第3条、第6条第1項及び同条第2項の被疑事件を含む。(以下「2 検察事件統計表」において「自動車による過失致死傷等」は、自動車又は原動機付自転車による刑法第211条の被疑事件並びに自動車の運転により人を死傷させる自動車による過失致死傷等)以外の刑法第211条の被疑事件をいう(以下「2 検察事件統計表」において同じ。))

2 「その他刑法犯」とは、表脚の刑法犯に掲げる罪名以外の刑法犯並びに決闘罪に関する件、爆発物取締罰則、印紙犯罪処罰法、航空機要行為等の処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に関する法律の各違反をいう(以下「2 検察事件統計表」において「道路交通法等違反」とは、道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の各違反をいう(以下「2 検察事件統計表」にお

(単位 人)

| 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 1,639,615 | 1,568,299 | 1,481,665 | 1,417,400 | 1,332,917 | 1,237,167 | 1,184,141 | 1,116,198 | 1,055,327 |
| 1,035,517 | 1,010,120 | 964,528 | 926,122 | 882,528 | 817,177 | 768,205 | 713,998 | 677,824 |
| 2,663 | 2,495 | 2,621 | 2,569 | 2,576 | 2,494 | 2,328 | 2,093 | 2,029 |
| 4 | 4 | 2 | 3 | 5 | 5 | 1 | 8 | 5 |
| - | - | - | 20 | - | - | - | - | - |
| 965 | 1,004 | 961 | 821 | 848 | 901 | 990 | 906 | 889 |
| 84 | 70 | 89 | 78 | 71 | 83 | 99 | 94 | 92 |
| 8,741 | 8,720 | 8,580 | 8,800 | 8,080 | 7,818 | 7,281 | 7,377 | 6,430 |
| 3,848 | 3,506 | 3,384 | 3,331 | 3,504 | 3,150 | 3,269 | 2,712 | 2,676 |
| 360 | 237 | 194 | 109 | 77 | 90 | 88 | 478 | 866 |
| 2,920 | 2,945 | 3,132 | 3,331 | 2,968 | 2,713 | 2,639 | 2,641 | 2,312 |
| 2,985 | 3,064 | 3,145 | 3,573 | 3,681 | 3,857 | 3,858 | 4,029 | 4,109 |
| 1,564 | 1,403 | 1,312 | 1,320 | 1,412 | 1,400 | 1,461 | 1,211 | 1,241 |
| 1,357 | 1,325 | 842 | 939 | 668 | 658 | 1,032 | 722 | 681 |
| 1,314 | 1,192 | 965 | 931 | 907 | 865 | 885 | 1,266 | 1,661 |
| 68 | 66 | 74 | 55 | 64 | 48 | 54 | 29 | 45 |
| 83 | 59 | 62 | 55 | 67 | 39 | 42 | 40 | 48 |
| 1,559 | 1,619 | 1,601 | 1,640 | 1,493 | 1,469 | 1,433 | 1,385 | 1,492 |
| 37,641 | 37,135 | 36,060 | 40,270 | 40,561 | 40,251 | 39,317 | 39,214 | 38,028 |
| 204 | 161 | 204 | 175 | 162 | 154 | 124 | 139 | 101 |
| 10,554 | 10,533 | 10,238 | 12,208 | 12,834 | 13,606 | 13,727 | 13,851 | 14,283 |
| 26,883 | 26,441 | 25,618 | 27,887 | 27,565 | 26,491 | 25,466 | 25,224 | 23,644 |
| 196 | 236 | 228 | 283 | 253 | 360 | 483 | 489 | 504 |
| 723,982 | 709,023 | 681,359 | 652,615 | 623,800 | 568,454 | 533,167 | 493,758 | 467,623 |
| 833 | 791 | 892 | 916 | 999 | 1,045 | 1,139 | 1,124 | 1,177 |
| 1,189 | 1,210 | 1,069 | 1,213 | 1,215 | 1,119 | 1,144 | 994 | 1,050 |
| 4,259 | 4,423 | 4,506 | 4,156 | 3,992 | 4,429 | 4,436 | 4,104 | 4,529 |
| 11,956 | 1,070 | 1,057 | 682 | 312 | 258 | 262 | 217 | 205 |
| 1,466 | 1,319 | 1,091 | 1,214 | 1,016 | 462 | 249 | 319 | 212 |
| 704,279 | 700,210 | 672,744 | 644,434 | 616,266 | 288,812 | 2,324 | 565 | 365 |
| ... | ... | ... | ... | ... | 31 | 76 | 58 | 69 |
| ... | ... | ... | ... | ... | 271,717 | 521,817 | 484,650 | 458,321 |
| ... | ... | ... | ... | ... | 2 | 2 | 7 | 2 |
| ... | ... | ... | ... | ... | 579 | 1,718 | 1,720 | 1,693 |
| 634 | 546 | 518 | 467 | 439 | 471 | 531 | 496 | 446 |
| 1,296 | 1,368 | 1,361 | 1,894 | 2,032 | 2,438 | 2,452 | 2,299 | 2,214 |
| 184 | 177 | 140 | 204 | 216 | 225 | 214 | 225 | 245 |
| 679 | 567 | 602 | 568 | 644 | 745 | 867 | 791 | 823 |
| 158,319 | 155,817 | 145,647 | 133,068 | 122,046 | 114,812 | 108,104 | 99,865 | 95,319 |
| 2,682 | 2,346 | 2,216 | 1,943 | 1,708 | 1,721 | 1,890 | 1,799 | 1,367 |
| 2,186 | 1,927 | 2,033 | 1,961 | 2,003 | 1,751 | 1,335 | 1,079 | 1,019 |
| 175 | 160 | 138 | 129 | 117 | 105 | 54 | 29 | 30 |
| 19,951 | 17,473 | 17,043 | 17,896 | 17,752 | 17,335 | 18,757 | 17,640 | 16,756 |
| 171 | 108 | 94 | 150 | 149 | 109 | 177 | 154 | 250 |
| 5,173 | 4,787 | 4,082 | 3,932 | 3,490 | 3,193 | 2,793 | 2,443 | 2,358 |
| 32,487 | 29,504 | 25,643 | 22,569 | 18,896 | 16,459 | 14,171 | 11,986 | 10,689 |
| 2,340 | 2,315 | 2,086 | 1,947 | 1,672 | 1,461 | 1,325 | 1,216 | 965 |
| 10,073 | 9,680 | 9,655 | 9,782 | 9,956 | 9,577 | 9,706 | 9,262 | 8,747 |
| 2,164 | 1,902 | 1,872 | 1,917 | 1,948 | 1,883 | 1,952 | 2,014 | 1,854 |
| 6,669 | 7,340 | 6,787 | 6,952 | 8,425 | 10,237 | 5,450 | 4,248 | 4,011 |
| 111,719 | 104,830 | 96,779 | 95,278 | 90,454 | 90,789 | 92,800 | 89,281 | 88,981 |
| 897 | 515 | 1,328 | 165 | 444 | 191 | 1,089 | 251 | 194 |
| 6,989 | 6,280 | 5,501 | 5,668 | 5,225 | 5,228 | 5,561 | 5,583 | 5,637 |
| 1,038 | 936 | 785 | 722 | 1,036 | 854 | 1,004 | 971 | 976 |
| 19,365 | 19,663 | 19,700 | 19,008 | 17,781 | 17,633 | 17,979 | 17,070 | 16,057 |
| 83,430 | 77,436 | 69,465 | 69,715 | 65,968 | 66,883 | 67,167 | 65,406 | 66,117 |
| 492,379 | 453,349 | 420,358 | 396,000 | 359,935 | 329,195 | 323,136 | 312,919 | 288,522 |
| 487,142 | 448,923 | 416,552 | 392,435 | 356,485 | 326,432 | 320,253 | 310,819 | 287,349 |
| 5,237 | 4,426 | 3,806 | 3,565 | 3,450 | 2,763 | 2,883 | 2,100 | 1,173 |

疑事件について調査したものである。

「強盗致死傷・強盗・強姦性交等」には、盗犯等の防止及び処分に関する法律違反が含まれ、「危険運転致死傷」には、自動車の運転により人を死して同じ。)

行為等の処罰に関する法律第4条、第5条、第6条第3項及び同条第4項の被疑事件をいい、「業務上過失致死傷」及び「重過失致死傷」は、「自

の強奪等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律、人質による強統計表」において同じ。)

(2) 被疑事件の起訴の累年比較

| 罪名 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総数 | 933,654 | 903,067 | 862,468 | 798,130 | 684,483 | 587,957 |
| 刑法 | 205,281 | 207,413 | 201,472 | 196,128 | 180,113 | 168,581 |
| 公務執行妨害 | 824 | 1,084 | 1,116 | 1,804 | 1,992 | 1,855 |
| 逃走 | 6 | 7 | 11 | 3 | 4 | 1 |
| 騒乱 | - | - | - | - | - | - |
| 放火 | 703 | 705 | 628 | 574 | 521 | 463 |
| 失火 | 42 | 48 | 61 | 64 | 35 | 48 |
| 住居侵入 | 3,331 | 3,542 | 3,459 | 3,386 | 2,852 | 2,682 |
| 文書偽造 | 2,501 | 2,719 | 2,795 | 2,901 | 2,812 | 2,999 |
| 支払用カード電磁的記録関係 | 311 | 378 | 283 | 185 | 162 | 260 |
| わいせつ・わいせつ文書頒布等 | 1,657 | 1,869 | 2,204 | 2,435 | 2,255 | 2,270 |
| 強制わいせ | 1,458 | 1,636 | 1,621 | 1,661 | 1,569 | 1,443 |
| 強制わいせ | 1,133 | 1,014 | 1,027 | 953 | 885 | 789 |
| 強姦 | 697 | 790 | 767 | 533 | 705 | 731 |
| 職務権限濫用 | 4 | 5 | 4 | 2 | 4 | 1 |
| 取賄 | 96 | 104 | 98 | 118 | 69 | 85 |
| 贈賄 | 92 | 115 | 142 | 111 | 92 | 97 |
| 殺害 | 935 | 869 | 802 | 734 | 636 | 637 |
| 傷害 | 21,083 | 21,476 | 20,818 | 20,489 | 18,459 | 16,361 |
| 暴行致死 | 288 | 231 | 220 | 189 | 182 | 183 |
| その他致死 | 4,330 | 4,718 | 5,004 | 4,999 | 4,579 | 4,232 |
| 危険運転致死傷 | 16,465 | 16,527 | 15,594 | 15,301 | 13,698 | 11,946 |
| 過失致死傷 | 332 | 316 | 302 | 378 | 364 | 233 |
| 過失致死傷 | 100,536 | 97,912 | 92,777 | 86,470 | 77,713 | 70,603 |
| 業務上過失致死傷 | 93 | 109 | 120 | 136 | 139 | 120 |
| 重過失致死傷 | 491 | 531 | 582 | 448 | 389 | 388 |
| 業務上過失致死傷 | 46 | 52 | 44 | 56 | 65 | 84 |
| 業務上過失致死傷 | 99,854 | 97,166 | 91,980 | 85,801 | 53,550 | 1,665 |
| 重過失致死傷 | 52 | 54 | 51 | 29 | 24 | 26 |
| 自動車運転過失致死傷 | ... | ... | ... | ... | 23,546 | 68,320 |
| 自動車による過失致死傷等 | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 過失運転致死傷 | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 過失運転致死傷 | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 無免許過失運転致死傷 | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 無免許過失運転致死傷 | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 無免許過失運転致死傷 | ... | ... | ... | ... | ... | ... |
| 逮捕 | 368 | 412 | 413 | 301 | 260 | 254 |
| 脅迫 | 797 | 852 | 721 | 840 | 752 | 764 |
| 略取・誘拐・人身売買 | 137 | 115 | 127 | 119 | 96 | 55 |
| 奇襲 | 145 | 109 | 144 | 148 | 155 | 118 |
| 強盗 | 43,581 | 44,668 | 43,455 | 44,568 | 44,303 | 43,071 |
| 強盗致死 | 1,568 | 1,712 | 1,604 | 1,413 | 1,168 | 997 |
| 強盗致死 | 1,161 | 1,287 | 1,230 | 1,001 | 770 | 683 |
| 強盗・強制性交等 | 132 | 187 | 166 | 149 | 136 | 117 |
| 強姦 | 9,658 | 11,311 | 11,911 | 12,321 | 10,391 | 11,224 |
| 背任 | 15 | 12 | 28 | 25 | 25 | 17 |
| 恐喝 | 3,647 | 3,103 | 3,078 | 2,807 | 2,305 | 1,737 |
| 横領 | 1,832 | 2,011 | 2,089 | 2,435 | 2,212 | 2,116 |
| 盗品等隠蔽 | 557 | 795 | 750 | 561 | 374 | 397 |
| 盗毀 | 2,308 | 2,529 | 2,655 | 2,689 | 2,523 | 2,336 |
| 暴力行為等処罰に関する法律 | 1,517 | 1,511 | 1,532 | 1,496 | 1,216 | 1,083 |
| その他刑法犯 | 2,117 | 2,210 | 2,654 | 2,454 | 2,298 | 2,054 |
| 特別法 | 70,719 | 71,371 | 74,442 | 71,821 | 70,366 | 61,985 |
| (道路交通法等違反を除く。) | | | | | | |
| 公職選挙法 | 2,506 | 475 | 673 | 419 | 1,245 | 51 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法 | 2,962 | 2,966 | 2,601 | 2,937 | 2,835 | 2,469 |
| 麻薬及び向精神薬取締法 | 706 | 820 | 790 | 824 | 888 | 839 |
| 覚せい剤取締法 | 18,504 | 17,071 | 19,699 | 16,516 | 16,473 | 14,620 |
| その他特別法犯 | 46,041 | 50,039 | 50,679 | 51,125 | 48,925 | 44,006 |
| 道路交通等違反 | 657,654 | 624,283 | 586,554 | 530,181 | 434,004 | 357,391 |
| 道路交通 | 640,827 | 610,700 | 573,912 | 520,945 | 427,257 | 352,031 |
| 自動車の保管場所の確保等に関する法律 | 16,827 | 13,583 | 12,642 | 9,236 | 6,747 | 5,360 |

(単位 人)

| 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 559,594 | 518,253 | 474,125 | 443,965 | 405,415 | 377,539 | 371,459 | 352,669 | 329,517 |
| 164,172 | 155,709 | 146,036 | 142,594 | 135,421 | 132,834 | 131,276 | 124,381 | 119,269 |
| 1,511 | 1,472 | 1,395 | 1,401 | 1,358 | 1,285 | 1,211 | 1,111 | 967 |
| 1 | 2 | 1 | - | 5 | 3 | - | 2 | 1 |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 430 | 414 | 349 | 290 | 340 | 319 | 369 | 297 | 260 |
| 41 | 27 | 32 | 32 | 25 | 45 | 43 | 29 | 31 |
| 2,537 | 2,632 | 2,547 | 2,583 | 2,522 | 2,448 | 2,328 | 2,576 | 2,293 |
| 2,358 | 1,952 | 1,724 | 1,484 | 1,473 | 1,365 | 1,219 | 1,128 | 991 |
| 261 | 127 | 108 | 72 | 51 | 65 | 54 | 357 | 675 |
| 2,181 | 2,193 | 2,176 | 2,288 | 1,894 | 1,764 | 1,624 | 1,551 | 1,333 |
| 1,452 | 1,435 | 1,389 | 1,469 | 1,529 | 1,459 | 1,394 | 1,308 | 1,295 |
| 662 | 568 | 561 | 554 | 531 | 448 | 453 | 370 | 354 |
| 775 | 708 | 391 | 487 | 296 | 276 | 483 | 402 | 358 |
| 16 | 6 | 4 | 1 | 4 | 1 | - | 2 | 1 |
| 52 | 53 | 47 | 39 | 33 | 41 | 45 | 29 | 35 |
| 65 | 60 | 53 | 38 | 43 | 32 | 40 | 34 | 36 |
| 533 | 424 | 420 | 367 | 341 | 352 | 357 | 297 | 325 |
| 14,996 | 14,559 | 13,776 | 14,328 | 13,564 | 13,468 | 12,793 | 12,513 | 11,560 |
| 150 | 154 | 179 | 157 | 152 | 145 | 114 | 108 | 99 |
| 3,985 | 3,974 | 3,925 | 4,473 | 4,365 | 4,520 | 4,304 | 4,330 | 4,337 |
| 10,861 | 10,431 | 9,672 | 9,698 | 9,047 | 8,803 | 8,375 | 8,075 | 7,124 |
| 256 | 230 | 212 | 213 | 204 | 360 | 433 | 416 | 408 |
| 68,231 | 64,972 | 61,023 | 59,346 | 57,253 | 56,042 | 54,639 | 51,872 | 50,108 |
| 139 | 157 | 161 | 185 | 234 | 211 | 194 | 177 | 147 |
| 355 | 335 | 315 | 300 | 277 | 297 | 349 | 274 | 261 |
| 106 | 93 | 97 | 90 | 95 | 105 | 88 | 100 | 105 |
| 372 | 126 | 77 | 68 | 56 | 39 | 29 | 34 | 40 |
| 10 | 7 | 7 | 9 | 3 | 5 | 5 | 4 | 4 |
| 67,249 | 64,254 | 60,366 | 58,694 | 56,588 | 37,721 | 1,606 | 135 | 26 |
| ... | ... | ... | ... | ... | 45 | 96 | 82 | 95 |
| ... | ... | ... | ... | ... | 17,318 | 51,389 | 50,210 | 48,673 |
| ... | ... | ... | ... | ... | 6 | 6 | 8 | 6 |
| ... | ... | ... | ... | ... | 295 | 877 | 848 | 751 |
| 217 | 201 | 139 | 148 | 161 | 149 | 136 | 130 | 123 |
| 611 | 641 | 606 | 887 | 868 | 1,048 | 964 | 881 | 854 |
| 81 | 57 | 47 | 74 | 55 | 73 | 53 | 50 | 45 |
| 141 | 131 | 163 | 148 | 203 | 184 | 236 | 238 | 220 |
| 43,177 | 42,365 | 40,793 | 38,212 | 35,279 | 34,882 | 34,746 | 32,352 | 31,687 |
| 1,271 | 1,014 | 916 | 898 | 785 | 715 | 574 | 521 | 373 |
| 660 | 522 | 472 | 375 | 398 | 357 | 334 | 247 | 262 |
| 129 | 99 | 78 | 57 | 59 | 38 | 36 | 19 | 22 |
| 12,111 | 10,072 | 8,648 | 9,169 | 8,962 | 8,794 | 9,990 | 9,408 | 9,109 |
| 23 | 13 | 16 | 35 | 13 | 15 | 19 | 21 | 42 |
| 1,594 | 1,376 | 1,039 | 1,103 | 989 | 869 | 686 | 681 | 609 |
| 2,349 | 2,222 | 2,184 | 2,007 | 1,729 | 1,608 | 1,664 | 1,363 | 1,323 |
| 273 | 183 | 219 | 171 | 141 | 172 | 197 | 142 | 113 |
| 2,145 | 2,021 | 2,050 | 2,107 | 2,025 | 2,057 | 1,997 | 1,896 | 1,617 |
| 994 | 977 | 800 | 873 | 803 | 719 | 731 | 771 | 672 |
| 2,038 | 1,981 | 1,658 | 1,338 | 1,485 | 1,381 | 1,428 | 1,367 | 1,167 |
| 61,597 | 58,237 | 54,339 | 51,809 | 48,722 | 48,022 | 48,768 | 46,450 | 45,191 |
| 314 | 257 | 397 | 33 | 209 | 79 | 460 | 99 | 60 |
| 2,497 | 2,136 | 1,938 | 1,847 | 1,677 | 1,490 | 1,458 | 1,346 | 1,249 |
| 642 | 604 | 462 | 346 | 496 | 355 | 513 | 495 | 580 |
| 15,825 | 16,131 | 16,193 | 15,154 | 14,179 | 14,035 | 14,362 | 13,479 | 12,325 |
| 42,319 | 39,109 | 35,349 | 34,429 | 32,161 | 32,063 | 31,975 | 31,031 | 30,977 |
| 333,825 | 304,307 | 273,750 | 249,562 | 221,272 | 196,683 | 191,415 | 181,838 | 165,057 |
| 328,846 | 300,075 | 270,123 | 246,129 | 217,937 | 193,999 | 188,661 | 179,882 | 163,976 |
| 4,979 | 4,232 | 3,627 | 3,433 | 3,335 | 2,684 | 2,754 | 1,956 | 1,081 |

(3) 被疑事件の受理及び処理状況（平成29年）

ア 罪名別 被疑事件の受理人員

| 罪 名 | 総 数 | 旧 受 | 計 |
|------------------------------------|-----------|--------|-----------|
| | | | |
| 総 刑 | 1,244,900 | 19,409 | 1,225,491 |
| 公 務 執 行 妨 害 | 748,102 | 13,457 | 734,645 |
| 放 任 | 2,872 | 109 | 2,763 |
| 騷 擾 | - | - | - |
| 居 住 侵 犯 | 996 | 59 | 937 |
| 文 書 偽 造 | 7,806 | 258 | 7,548 |
| 文 書 領 布 | 3,046 | 196 | 2,850 |
| 文 書 等 | 3,554 | 121 | 3,433 |
| 強 制 交 渉 | 4,450 | 228 | 4,222 |
| 強 制 博 権 | 1,365 | 92 | 1,273 |
| 賭 博 | 879 | 14 | 865 |
| 職 権 濫 用 | 1,750 | 82 | 1,668 |
| 取 賄 | 47 | 1 | 46 |
| 贈 賄 | 57 | 3 | 54 |
| 殺 害 | 1,974 | 225 | 1,749 |
| 傷 害 致 死 | 30,024 | 1,766 | 28,258 |
| 暴 行 | 149 | 17 | 132 |
| 暴 行 集 結 | 17,397 | 746 | 16,651 |
| 凶 器 準 備 | 9 | - | 9 |
| 危 険 運 転 | 630 | 68 | 562 |
| 業 務 上 過 失 致 死 | 1,642 | 196 | 1,446 |
| 重 過 失 致 死 | 4,803 | 106 | 4,697 |
| そ の 他 の 過 失 致 死 | 1,496 | 47 | 1,449 |
| 業 務 上 過 失 傷 害 | 240 | 4 | 236 |
| 重 過 失 傷 害 | 7 | 1 | 6 |
| 重 過 失 致 死 | 229 | 6 | 223 |
| 自 動 車 運 転 過 失 傷 害 | 442 | 23 | 419 |
| 自 動 車 運 転 過 失 致 死 | 26 | 7 | 19 |
| 自 動 車 運 転 過 失 傷 害 | 77 | 6 | 71 |
| 自 動 車 運 転 過 失 致 死 | 1 | - | 1 |
| 自 動 車 運 転 過 失 傷 害 | 484,652 | 3,492 | 481,160 |
| 自 動 車 運 転 過 失 致 死 | 5,222 | 581 | 4,641 |
| 無 免 許 運 転 過 失 傷 害 | 2 | - | 2 |
| 無 免 許 運 転 過 失 致 死 | - | - | - |
| 無 免 許 運 転 過 失 傷 害 | 2,040 | 174 | 1,866 |
| 無 免 許 運 転 過 失 致 死 | 30 | 1 | 29 |
| 窃 盗 | 110,474 | 2,587 | 107,887 |
| 強 盗 | 1,462 | 55 | 1,407 |
| 強 盗 致 死 | 1,128 | 37 | 1,091 |
| 強 盗 傷 害 | 18,060 | 673 | 17,387 |
| 強 盗 強 制 性 交 渉 | 2,502 | 87 | 2,415 |
| 詐 欺 | 12,146 | 396 | 11,750 |
| 恐 喝 | 1,061 | 43 | 1,018 |
| 横 領 | 2,281 | 52 | 2,229 |
| 暴 行 | 21,074 | 898 | 20,176 |
| 特 別 刑 法 | 115,305 | 3,304 | 112,001 |
| （ 道 路 交 通 法 等 違 反 を 除 く ） | | | |
| 火 銃 類 取 締 法 | 269 | 1 | 268 |
| 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法 | 6,949 | 138 | 6,811 |
| 大 麻 取 締 法 | 4,721 | 68 | 4,653 |
| 麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法 | 1,016 | 25 | 991 |
| 覚 醒 剤 取 締 法 | 17,102 | 245 | 16,857 |
| あ げ 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法 | 13 | - | 13 |
| 出 入 国 管 理 人 登 録 法 | 5,693 | 118 | 5,575 |
| そ の 他 の 特 別 刑 法 | - | - | - |
| 道 路 交 通 法 等 違 反 法 | 79,542 | 2,709 | 76,833 |
| 道 路 交 通 法 等 違 反 法 | 381,493 | 2,648 | 378,845 |
| 道 路 交 通 法 等 違 反 法 | 380,235 | 2,644 | 377,591 |
| 自 動 車 の 保 管 場 所 の 確 保 等 に 関 する 法 律 | 1,258 | 4 | 1,254 |

(注) この表の罪名名は、「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名により、「既済」については、事件の

(単位 人)

| 新 通 計 | 受 理 | | 受 | | |
|-------------|----------|-----------|---------|---------|-------|
| | 検察官認知・直受 | 司法警察員から | 他の検察庁から | 家庭裁判所から | 再 起 |
| 1,055,327 | 7,064 | 1,048,263 | 164,176 | 4,099 | 1,889 |
| 677,824 | 5,436 | 672,388 | 54,445 | 1,173 | 1,203 |
| 2,029 | 34 | 1,995 | 730 | 2 | 2 |
| - | - | - | - | - | - |
| 889 | 2 | 887 | 47 | 1 | - |
| 6,430 | 130 | 6,300 | 1,103 | 9 | 6 |
| 2,676 | 598 | 2,078 | 166 | 3 | 5 |
| 2,312 | 6 | 2,306 | 1,117 | 2 | 2 |
| 4,109 | 15 | 4,094 | 100 | 2 | 11 |
| 1,241 | 9 | 1,232 | 21 | 2 | 9 |
| 681 | 5 | 676 | 183 | - | 1 |
| 1,661 | 1,580 | 81 | 7 | - | - |
| 45 | 7 | 38 | 1 | - | - |
| 48 | - | 48 | 6 | - | - |
| 1,492 | 284 | 1,208 | 88 | 5 | 164 |
| 23,633 | 200 | 23,433 | 4,497 | 52 | 76 |
| 101 | 3 | 98 | 18 | 4 | 9 |
| 14,283 | 188 | 14,095 | 2,323 | 17 | 28 |
| 9 | - | 9 | - | - | - |
| 504 | 2 | 502 | 38 | 18 | 2 |
| 1,050 | 81 | 969 | 330 | - | 66 |
| 4,529 | 2 | 4,527 | 142 | 4 | 22 |
| 1,177 | 9 | 1,168 | 239 | 5 | 28 |
| 199 | - | 199 | 37 | - | - |
| 6 | - | 6 | - | - | - |
| 212 | - | 212 | 10 | 1 | - |
| - | - | - | - | - | - |
| 354 | 1 | 353 | 25 | - | 40 |
| 11 | - | 11 | 2 | - | 6 |
| 68 | - | 68 | 1 | 2 | - |
| 1 | 1 | - | - | - | - |
| 454,948 | 22 | 454,926 | 25,193 | 676 | 343 |
| 3,373 | 14 | 3,359 | 1,187 | 41 | 40 |
| 2 | - | 2 | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - |
| 1,669 | - | 1,669 | 153 | 32 | 12 |
| 24 | - | 24 | 1 | 3 | 1 |
| 95,319 | 717 | 94,602 | 12,245 | 143 | 180 |
| 1,367 | 6 | 1,361 | 32 | 7 | 1 |
| 1,049 | 2 | 1,047 | 36 | 3 | 3 |
| 16,756 | 368 | 16,388 | 529 | 65 | 37 |
| 2,358 | 15 | 2,343 | 42 | 13 | 2 |
| 10,939 | 254 | 10,685 | 774 | 15 | 22 |
| 965 | 6 | 959 | 46 | 4 | 3 |
| 1,854 | 14 | 1,840 | 373 | 1 | 1 |
| 17,451 | 861 | 16,590 | 2,603 | 41 | 81 |
| 88,981 | 1,470 | 87,511 | 22,673 | 97 | 250 |
| 254 | 1 | 253 | 14 | - | - |
| 5,637 | 47 | 5,590 | 1,165 | 2 | 7 |
| 4,540 | 14 | 4,526 | 99 | 10 | 4 |
| 976 | 7 | 969 | 13 | 1 | 1 |
| 16,057 | 21 | 16,036 | 783 | 3 | 14 |
| 13 | - | 13 | - | - | - |
| 5,010 | 30 | 4,980 | 562 | 2 | 1 |
| - | - | - | - | - | - |
| 56,494 | 1,350 | 55,144 | 20,037 | 79 | 223 |
| 288,522 | 158 | 288,364 | 87,058 | 2,829 | 436 |
| 287,349 | 152 | 287,197 | 86,979 | 2,828 | 435 |
| 1,173 | 6 | 1,167 | 79 | 1 | 1 |

処理が既済となった時の罪名により、調査したものである。

イ 罪名別 被疑事件の既済人員

| 罪 名 | 合 計 | 起 | | | 計 | |
|------------------------------------|-----------------------|---------|--------|---------|---------|---------|
| | | 計 | 公判請求 | 略式命令請求 | | |
| 総 刑 法 | 1,224,812 | 329,517 | 83,988 | 245,529 | 671,694 | |
| 犯 罪 | 732,885 | 119,269 | 54,128 | 65,141 | 513,885 | |
| 公 務 執 行 妨 害 | 2,732 | 967 | 343 | 624 | 936 | |
| 放 火 | - | - | - | - | - | |
| 住 居 侵 入 | 828 | 260 | 258 | 2 | 479 | |
| 文 書 偽 造 | 7,888 | 2,293 | 1,368 | 925 | 3,316 | |
| 文 書 頒 布 等 | 2,844 | 991 | 917 | 74 | 1,589 | |
| 強 制 交 渉 | 3,445 | 1,333 | 312 | 1,021 | 830 | |
| 強 制 性 交 渉 | 3,927 | 1,295 | 1,295 | - | 2,127 | |
| 強 制 博 打 | 1,176 | 354 | 354 | - | 730 | |
| 職 権 濫 用 | 881 | 358 | 181 | 177 | 331 | |
| 贈 賄 | 1,722 | 1 | 1 | - | 1,714 | |
| 贈 賄 | 48 | 35 | 35 | - | 12 | |
| 殺 害 | 57 | 36 | 30 | 6 | 15 | |
| 傷 害 致 死 | 1,386 | 325 | 325 | - | 809 | |
| 傷 害 致 死 | 27,139 | 7,122 | 2,563 | 4,559 | 13,284 | |
| 暴 行 致 死 | 180 | 99 | 99 | - | 57 | |
| 暴 行 致 死 | 18,369 | 4,337 | 691 | 3,646 | 10,663 | |
| 凶 器 準 備 集 合 | 11 | 2 | 2 | - | 9 | |
| 危 険 運 転 致 死 傷 害 | 585 | 408 | 408 | - | 86 | |
| 業 務 上 の 過 失 致 死 傷 害 | 1,409 | 261 | 17 | 244 | 785 | |
| 重 過 失 致 死 傷 害 | 2,547 | 105 | 8 | 97 | 1,919 | |
| そ の 他 の 過 失 致 死 傷 害 | 3,643 | 147 | 6 | 141 | 2,658 | |
| 自動車による過失致死傷 | 業務上過失傷害 | 284 | 40 | 1 | 39 | 208 |
| | 業務上過失致死 | 5 | - | - | - | 5 |
| | 重過失傷害 | 125 | 4 | - | 4 | 86 |
| | 重過失致死 | - | - | - | - | - |
| | 自動車運転過失傷害 | 426 | 22 | 8 | 14 | 378 |
| | 自動車運転過失致死 | 26 | 4 | 2 | 2 | 21 |
| | 過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱 | 103 | 92 | 92 | - | 9 |
| | 過失運転致死アルコール等影響発覚免脱 | 3 | 3 | 3 | - | - |
| | 過失運転致傷 | 480,467 | 46,371 | 3,075 | 43,296 | 395,703 |
| | 過失運転致死 | 4,655 | 2,302 | 1,369 | 933 | 1,103 |
| | 無免許過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱 | 6 | 6 | 6 | - | - |
| | 無免許過失運転致死アルコール等影響発覚免脱 | - | - | - | - | - |
| | 無免許過失運転致傷 | 1,351 | 737 | 737 | - | 174 |
| | 無免許過失運転致死 | 26 | 14 | 14 | - | 4 |
| | 窃 盗 | 107,671 | 31,687 | 24,974 | 6,713 | 45,673 |
| 強 盗 致 死 傷 | 942 | 373 | 373 | - | 455 | |
| 強 盗 強 制 性 交 渉 | 539 | 284 | 284 | - | 138 | |
| 詐 欺 | 17,248 | 9,109 | 9,109 | - | 6,460 | |
| 恐 喝 | 2,464 | 609 | 609 | - | 1,315 | |
| 横 領 | 12,189 | 1,365 | 1,067 | 298 | 6,535 | |
| 盗 品 等 関 係 | 1,055 | 113 | 113 | - | 407 | |
| 暴 行 等 処 罰 関 連 法 律 犯 罪 | 2,285 | 672 | 368 | 304 | 1,099 | |
| そ の 他 の 刑 法 犯 罪 | 20,198 | 4,733 | 2,711 | 2,022 | 11,763 | |
| 特 別 法 (道路交通法等違反を除く。) | 112,629 | 45,191 | 22,081 | 23,110 | 42,586 | |
| 火 薬 類 取 締 法 | 260 | 18 | 3 | 15 | 230 | |
| 銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法 | 6,818 | 1,249 | 416 | 833 | 4,248 | |
| 大 麻 取 締 法 | 4,642 | 2,191 | 2,191 | - | 2,057 | |
| 麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法 | 1,004 | 580 | 576 | 4 | 401 | |
| 覚 醒 剤 取 締 法 | 16,760 | 12,325 | 12,325 | - | 3,538 | |
| あ れ 他 | 13 | - | - | - | 13 | |
| 出 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法 | 5,551 | 1,689 | 1,420 | 269 | 3,283 | |
| 外 国 人 登 録 法 | - | - | - | - | - | |
| そ の 他 の 特 別 法 犯 罪 | 77,581 | 27,139 | 5,150 | 21,989 | 28,816 | |
| 道 路 交 通 法 等 違 反 | 379,298 | 165,057 | 7,779 | 157,278 | 115,223 | |
| 道 路 交 通 法 | 378,043 | 163,976 | 7,779 | 156,197 | 115,129 | |
| 自動車 の 保 管 場 所 の 確 保 等 に 関 連 する 法 律 | 1,255 | 1,081 | - | 1,081 | 94 | |

(注) この表の罪名は、「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名により、「既済」については、事件の処理が既済となった時の

(単位 人)

| 不 起 訴 | | | 中 止 | 他の検察庁 に 送 致 | 家庭裁判所 に 送 致 | 未 済 |
|---------|--------|--------|-------|----------------|----------------|--------|
| 起訴猶予 | 嫌疑不十分 | その 他 | | | | |
| 606,256 | 45,418 | 20,020 | 1,007 | 160,485 | 62,109 | 20,088 |
| 463,530 | 34,234 | 16,121 | 538 | 53,172 | 46,021 | 13,819 |
| 790 | 116 | 30 | 1 | 707 | 121 | 138 |
| - | - | - | - | - | - | - |
| 108 | 274 | 97 | 1 | 48 | 40 | 80 |
| 2,500 | 654 | 162 | 3 | 1,005 | 1,271 | 194 |
| 703 | 372 | 514 | 6 | 166 | 92 | 186 |
| 673 | 125 | 32 | 1 | 1,085 | 196 | 128 |
| 712 | 725 | 690 | 3 | 100 | 402 | 253 |
| 109 | 450 | 171 | 1 | 22 | 69 | 81 |
| 308 | 22 | 1 | 1 | 184 | 7 | 4 |
| 3 | 93 | 1,618 | - | 7 | - | 120 |
| - | 9 | 3 | - | 1 | - | - |
| 8 | 5 | 2 | - | 6 | - | - |
| 41 | 262 | 506 | 140 | 88 | 24 | 143 |
| 10,721 | 2,237 | 326 | 25 | 4,393 | 2,315 | 1,805 |
| 5 | 32 | 20 | - | 18 | 6 | 17 |
| 9,302 | 1,074 | 287 | 14 | 2,245 | 1,110 | 870 |
| 2 | 7 | - | - | - | - | - |
| 18 | 55 | 13 | 3 | 36 | 52 | 93 |
| 354 | 373 | 58 | 45 | 315 | 3 | 264 |
| 1,483 | 422 | 14 | 2 | 138 | 383 | 86 |
| 261 | 130 | 2,267 | 2 | 235 | 601 | 64 |
| 200 | 6 | 2 | - | 36 | - | 4 |
| - | 4 | 1 | - | - | - | 1 |
| 75 | 11 | - | - | 11 | 24 | 2 |
| - | - | - | - | - | - | - |
| 74 | 268 | 36 | 1 | 25 | - | 1 |
| - | 20 | 1 | - | 1 | - | 2 |
| 1 | 7 | 1 | - | 1 | 1 | 4 |
| - | - | - | - | - | - | 1 |
| 384,797 | 10,112 | 794 | 107 | 24,554 | 13,732 | 3,703 |
| 191 | 826 | 86 | 21 | 1,168 | 61 | 629 |
| - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - |
| 78 | 64 | 32 | 14 | 155 | 271 | 182 |
| 2 | 1 | 1 | - | - | 8 | 2 |
| 34,927 | 8,100 | 2,646 | 86 | 12,106 | 18,119 | 2,403 |
| 55 | 310 | 90 | - | 32 | 82 | 59 |
| 26 | 89 | 23 | 3 | 36 | 78 | 48 |
| 3,554 | 2,535 | 371 | 16 | 517 | 1,146 | 787 |
| 680 | 611 | 24 | 2 | 40 | 498 | 96 |
| 5,609 | 716 | 210 | 6 | 785 | 3,498 | 329 |
| 203 | 198 | 6 | - | 45 | 490 | 26 |
| 913 | 171 | 15 | - | 356 | 158 | 62 |
| 4,044 | 2,748 | 4,971 | 34 | 2,505 | 1,163 | 952 |
| 34,151 | 6,719 | 1,716 | 163 | 21,929 | 2,760 | 3,444 |
| 69 | 120 | 41 | - | 12 | - | 5 |
| 3,727 | 255 | 266 | 4 | 1,114 | 203 | 133 |
| 1,162 | 810 | 85 | 1 | 100 | 293 | 97 |
| 170 | 192 | 39 | - | 13 | 10 | 26 |
| 1,087 | 2,148 | 303 | 5 | 782 | 110 | 249 |
| 10 | 3 | - | - | - | - | - |
| 3,174 | 92 | 17 | - | 546 | 33 | 133 |
| - | - | - | - | - | - | - |
| 24,752 | 3,099 | 965 | 153 | 19,362 | 2,111 | 2,801 |
| 108,575 | 4,465 | 2,183 | 306 | 85,384 | 13,328 | 2,825 |
| 108,503 | 4,444 | 2,182 | 305 | 85,305 | 13,328 | 2,822 |
| 72 | 21 | 1 | 1 | 79 | - | 3 |

罪名により、調査したものである。

ウ 検察庁管内別 被疑事件の受理、既済及び未済の人員 - 道路交通法等違反

| 最高検、高検 及び地検管内 | 受 | | | 既 | | | |
|------------------|---------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|
| | 総 数 | 旧 受 | 新 受 | 総 数 | 起 訴 | | |
| | | | | | 計 | 公判請求 | 略式命令請求 |
| 総 数 | 863,407 | 16,761 | 846,646 | 845,514 | 164,460 | 76,209 | 88,251 |
| 最 高 検 管 内 | 17 | - | 17 | 17 | - | - | - |
| 東 京 高 検 管 内 | 344,834 | 8,184 | 336,650 | 336,669 | 65,631 | 31,830 | 33,801 |
| 東 京 (高) | 1 | - | 1 | - | - | - | - |
| 東 横 濱 | 89,029 | 3,908 | 85,121 | 85,856 | 19,382 | 11,375 | 8,007 |
| 横 濱 | 56,075 | 1,177 | 54,898 | 54,921 | 9,180 | 4,286 | 4,894 |
| さい たま | 46,273 | 1,208 | 45,065 | 44,748 | 7,999 | 3,519 | 4,480 |
| 千 葉 | 35,528 | 452 | 35,076 | 34,661 | 8,117 | 3,674 | 4,443 |
| 水 戸 | 18,504 | 294 | 18,210 | 18,295 | 4,038 | 1,739 | 2,299 |
| 宇 都 宮 | 11,003 | 257 | 10,746 | 10,805 | 2,698 | 1,373 | 1,325 |
| 前 橋 | 18,895 | 301 | 18,594 | 18,700 | 3,102 | 1,421 | 1,681 |
| 静 岡 | 39,482 | 247 | 39,235 | 39,258 | 4,786 | 1,819 | 2,967 |
| 甲 府 | 6,592 | 79 | 6,513 | 6,416 | 1,118 | 517 | 601 |
| 長 野 | 12,612 | 137 | 12,475 | 12,391 | 2,228 | 793 | 1,435 |
| 新 潟 | 10,840 | 124 | 10,716 | 10,618 | 2,983 | 1,314 | 1,669 |
| 大 阪 高 検 管 内 | 153,256 | 3,387 | 149,869 | 149,175 | 29,405 | 14,643 | 14,782 |
| 大 阪 (高) | 1 | 1 | - | 1 | - | - | - |
| 大 阪 | 69,274 | 1,947 | 67,327 | 67,051 | 12,775 | 6,810 | 5,965 |
| 京 都 | 16,248 | 613 | 15,635 | 15,624 | 3,410 | 1,709 | 1,701 |
| 神 戸 | 44,515 | 474 | 44,041 | 43,957 | 8,425 | 4,005 | 4,420 |
| 奈 良 | 8,656 | 106 | 8,550 | 8,336 | 1,673 | 718 | 955 |
| 大 津 | 8,526 | 148 | 8,378 | 8,315 | 1,772 | 805 | 967 |
| 和 歌 山 | 6,036 | 98 | 5,938 | 5,891 | 1,350 | 596 | 754 |
| 名 古 屋 高 検 管 内 | 100,227 | 1,671 | 98,556 | 98,335 | 16,617 | 7,289 | 9,328 |
| 名 古 屋 (高) | - | - | - | - | - | - | - |
| 名 古 屋 | 64,547 | 1,067 | 63,480 | 63,172 | 9,273 | 4,425 | 4,848 |
| 名 津 | 10,112 | 61 | 10,051 | 10,014 | 2,142 | 963 | 1,179 |
| 岐 阜 | 10,005 | 199 | 9,806 | 9,951 | 1,933 | 751 | 1,182 |
| 福 井 | 3,735 | 70 | 3,665 | 3,685 | 999 | 405 | 594 |
| 富 山 | 6,194 | 186 | 6,008 | 5,980 | 1,268 | 442 | 826 |
| 富 山 | 5,634 | 88 | 5,546 | 5,533 | 1,002 | 303 | 699 |
| 広 島 高 検 管 内 | 47,296 | 810 | 46,486 | 46,532 | 10,116 | 4,203 | 5,913 |
| 広 島 (高) | - | - | - | - | - | - | - |
| 広 島 | 18,785 | 402 | 18,383 | 18,329 | 3,747 | 1,475 | 2,272 |
| 山 口 | 9,482 | 189 | 9,293 | 9,319 | 2,000 | 843 | 1,157 |
| 岡 山 | 13,664 | 168 | 13,496 | 13,579 | 2,990 | 1,320 | 1,670 |
| 岡 山 | 2,510 | 31 | 2,479 | 2,481 | 659 | 364 | 395 |
| 鳥 取 | 2,855 | 20 | 2,835 | 2,824 | 720 | 301 | 419 |
| 福 岡 高 検 管 内 | 118,798 | 1,543 | 117,255 | 117,551 | 19,293 | 8,562 | 10,731 |
| 福 岡 (高) | - | - | - | - | - | - | - |
| 福 岡 | 51,834 | 309 | 51,525 | 51,493 | 7,323 | 3,681 | 3,642 |
| 佐 賀 | 9,207 | 205 | 9,002 | 9,045 | 1,196 | 540 | 656 |
| 長 崎 | 8,845 | 153 | 8,692 | 8,643 | 1,518 | 612 | 906 |
| 大 分 | 6,855 | 24 | 6,831 | 6,816 | 1,294 | 504 | 790 |
| 本 州 | 10,841 | 428 | 10,413 | 10,690 | 2,381 | 888 | 1,493 |
| 熊 本 | 9,630 | 61 | 9,569 | 9,543 | 1,894 | 695 | 1,199 |
| 鹿 児 島 | 10,989 | 40 | 10,949 | 10,946 | 1,368 | 507 | 861 |
| 宮 崎 | 10,597 | 323 | 10,274 | 10,375 | 2,319 | 1,135 | 1,184 |
| 那 覇 | 45,885 | 589 | 45,296 | 45,129 | 10,366 | 4,230 | 6,136 |
| 仙 台 高 検 管 内 | - | - | - | - | - | - | - |
| 仙 台 (高) | - | - | - | - | - | - | - |
| 仙 台 | 13,439 | 207 | 13,232 | 13,139 | 2,899 | 1,226 | 1,673 |
| 福 山 | 9,847 | 164 | 9,683 | 9,722 | 2,365 | 985 | 1,380 |
| 山 形 | 8,031 | 59 | 7,972 | 7,853 | 1,297 | 518 | 779 |
| 盛 岡 | 4,709 | 62 | 4,647 | 4,630 | 1,288 | 482 | 806 |
| 秋 田 | 4,268 | 67 | 4,201 | 4,232 | 1,084 | 476 | 608 |
| 青 森 | 5,591 | 30 | 5,561 | 5,553 | 1,433 | 543 | 890 |
| 札 幌 高 検 管 内 | 24,943 | 342 | 24,601 | 24,197 | 6,484 | 2,738 | 3,746 |
| 札 幌 (高) | 4 | - | 4 | 4 | - | - | - |
| 札 幌 | 16,870 | 200 | 16,670 | 16,437 | 4,272 | 1,854 | 2,418 |
| 函 館 | 2,019 | 30 | 1,989 | 1,880 | 441 | 202 | 239 |
| 旭 川 | 2,672 | 44 | 2,628 | 2,596 | 776 | 320 | 456 |
| 釧 路 | 3,378 | 68 | 3,310 | 3,280 | 995 | 362 | 633 |
| 高 松 高 検 管 内 | 28,151 | 235 | 27,916 | 27,909 | 6,548 | 2,714 | 3,834 |
| 高 松 (高) | - | - | - | - | - | - | - |
| 高 松 | 9,878 | 101 | 9,777 | 9,774 | 1,846 | 718 | 1,128 |
| 徳 島 | 5,098 | 45 | 5,053 | 5,058 | 1,128 | 516 | 612 |
| 高 知 | 3,927 | 28 | 3,899 | 3,897 | 1,155 | 546 | 609 |
| 高 松 | 9,248 | 61 | 9,187 | 9,180 | 2,419 | 934 | 1,485 |

(注) この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の処理が既済となった時

被疑事件を除く－

(単位 人)

| | | | | 済 | | | | |
|---------|---------|--------|--------|-----|--------------|--------------|--------|--|
| 計 | 不 起 訴 | | | 中 止 | 他の検察 庁に送致 | 家庭裁判 所に送致 | 未 済 | |
| | 起訴猶予 | 嫌疑不十分 | その他 | | | | | |
| 556,471 | 497,681 | 40,953 | 17,837 | 701 | 75,101 | 48,781 | 17,263 | |
| 17 | - | - | 17 | - | - | - | - | |
| 215,963 | 193,268 | 15,762 | 6,933 | 355 | 35,354 | 19,366 | 8,032 | |
| - | - | - | - | - | - | - | 1 | |
| 53,256 | 45,955 | 4,381 | 2,920 | 202 | 8,249 | 4,767 | 3,268 | |
| 32,603 | 28,577 | 2,272 | 1,754 | 19 | 9,621 | 3,498 | 1,140 | |
| 30,898 | 28,110 | 2,237 | 551 | 13 | 3,241 | 2,597 | 1,558 | |
| 20,980 | 17,991 | 2,534 | 455 | 58 | 3,271 | 2,235 | 765 | |
| 10,664 | 9,660 | 803 | 201 | 21 | 2,487 | 1,085 | 127 | |
| 5,750 | 4,916 | 648 | 186 | 3 | 1,717 | 637 | 187 | |
| 13,025 | 12,253 | 615 | 157 | 13 | 1,521 | 1,039 | 198 | |
| 30,750 | 29,273 | 1,157 | 320 | 10 | 1,849 | 1,863 | 213 | |
| 4,260 | 4,001 | 225 | 34 | 3 | 616 | 419 | 167 | |
| 8,132 | 7,652 | 332 | 148 | 6 | 1,391 | 634 | 195 | |
| 5,645 | 4,880 | 558 | 207 | 7 | 1,391 | 592 | 213 | |
| 100,284 | 85,777 | 9,154 | 5,353 | 55 | 10,395 | 9,036 | 3,925 | |
| 1 | - | - | 1 | - | - | - | - | |
| 46,415 | 38,836 | 4,420 | 3,159 | 20 | 3,677 | 4,164 | 2,210 | |
| 10,282 | 8,595 | 1,262 | 425 | 8 | 1,028 | 896 | 597 | |
| 29,044 | 25,445 | 2,149 | 1,450 | 21 | 4,065 | 2,402 | 499 | |
| 5,589 | 4,954 | 521 | 114 | 2 | 550 | 522 | 301 | |
| 5,367 | 4,836 | 427 | 104 | - | 588 | 588 | 193 | |
| 3,586 | 3,111 | 375 | 100 | 4 | 487 | 464 | 125 | |
| 69,191 | 62,794 | 5,135 | 1,262 | 45 | 7,073 | 5,409 | 1,824 | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 46,699 | 42,675 | 3,233 | 791 | 31 | 3,716 | 3,453 | 1,312 | |
| 6,259 | 5,687 | 454 | 118 | 10 | 1,080 | 523 | 92 | |
| 6,559 | 5,863 | 553 | 143 | 2 | 822 | 635 | 48 | |
| 1,965 | 1,668 | 235 | 62 | - | 553 | 168 | 59 | |
| 3,888 | 3,469 | 334 | 85 | 2 | 503 | 319 | 211 | |
| 3,821 | 3,432 | 326 | 63 | - | 399 | 311 | 102 | |
| 29,554 | 25,982 | 2,821 | 751 | 43 | 3,956 | 2,863 | 723 | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 12,130 | 10,475 | 1,305 | 350 | 16 | 1,336 | 1,100 | 474 | |
| 5,758 | 5,127 | 456 | 175 | 8 | 1,047 | 506 | 151 | |
| 8,608 | 7,616 | 843 | 149 | 14 | 1,077 | 890 | 56 | |
| 1,370 | 1,229 | 123 | 18 | 3 | 262 | 187 | 20 | |
| 1,688 | 1,535 | 94 | 59 | 2 | 234 | 180 | 22 | |
| 82,550 | 76,810 | 4,437 | 1,303 | 102 | 8,346 | 7,260 | 1,131 | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 38,191 | 35,824 | 1,941 | 426 | 62 | 2,712 | 3,205 | 310 | |
| 6,735 | 6,502 | 186 | 47 | 4 | 514 | 596 | 154 | |
| 5,585 | 5,298 | 210 | 77 | 4 | 1,102 | 434 | 194 | |
| 4,568 | 4,135 | 338 | 95 | 5 | 620 | 329 | 22 | |
| 6,546 | 5,948 | 465 | 133 | 12 | 1,111 | 640 | 135 | |
| 6,354 | 5,985 | 274 | 95 | 5 | 767 | 523 | 78 | |
| 8,176 | 7,710 | 387 | 79 | 8 | 742 | 652 | 26 | |
| 6,395 | 5,408 | 636 | 351 | 2 | 778 | 881 | 212 | |
| 27,859 | 25,710 | 1,439 | 710 | 49 | 4,696 | 2,159 | 715 | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 8,157 | 7,421 | 506 | 230 | 16 | 1,407 | 660 | 288 | |
| 5,908 | 5,424 | 345 | 139 | 6 | 947 | 496 | 123 | |
| 5,680 | 5,423 | 188 | 69 | 6 | 495 | 375 | 172 | |
| 2,319 | 2,182 | 82 | 55 | 2 | 781 | 240 | 79 | |
| 2,478 | 2,151 | 158 | 169 | 4 | 528 | 138 | 26 | |
| 3,317 | 3,109 | 160 | 48 | 15 | 538 | 250 | 27 | |
| 13,693 | 12,355 | 980 | 358 | 30 | 2,679 | 1,311 | 730 | |
| - | - | - | - | - | 4 | - | - | |
| 9,547 | 8,741 | 626 | 180 | 21 | 1,652 | 945 | 431 | |
| 1,150 | 994 | 72 | 84 | - | 209 | 80 | 137 | |
| 1,288 | 1,138 | 117 | 33 | 5 | 389 | 138 | 68 | |
| 1,708 | 1,482 | 165 | 61 | 4 | 425 | 148 | 94 | |
| 17,360 | 14,985 | 1,225 | 1,150 | 22 | 2,602 | 1,377 | 183 | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 6,811 | 6,125 | 446 | 240 | 1 | 622 | 494 | 80 | |
| 3,268 | 3,081 | 135 | 52 | 1 | 369 | 292 | 34 | |
| 1,993 | 1,715 | 197 | 81 | 13 | 523 | 213 | 23 | |
| 5,288 | 4,064 | 447 | 777 | 7 | 1,088 | 378 | 46 | |

の被疑者の罪名が、道路交通法等違反以外であるものを計上している。

エ 検察庁管内別 道路交通法等違反被疑事件の受理、既済及び未済の人員

| 最 高 検 及 び 地 検 管 内 | 受 理 | | | 既 済 | | | |
|---|---------|--------|---------|---------|---------|-------|---------|
| | 総 数 | 旧 受 | 新 受 | 総 数 | 起 訴 | | |
| | | | | | 計 | 公判請求 | 略式命令請求 |
| 総 数 | 381,493 | 2,648 | 378,845 | 379,298 | 165,057 | 7,779 | 157,278 |
| 東 京 高 検 管 内 | 141,809 | 1,248 | 140,561 | 140,827 | 49,129 | 3,073 | 46,056 |
| 東 横 濱 市 高 検 管 内 | 44,225 | 443 | 43,782 | 43,863 | 11,236 | 419 | 10,817 |
| 東 横 濱 市 高 検 管 内 | 24,646 | 196 | 24,450 | 24,495 | 9,737 | 442 | 9,295 |
| 東 横 濱 市 高 検 管 内 | 22,499 | 328 | 22,171 | 22,164 | 8,578 | 340 | 8,238 |
| 東 横 濱 市 高 検 管 内 | 14,859 | 75 | 14,784 | 14,779 | 4,485 | 390 | 4,095 |
| 東 横 濱 市 高 検 管 内 | 8,508 | 46 | 8,462 | 8,579 | 4,677 | 354 | 4,323 |
| 東 横 濱 市 高 検 管 内 | 3,489 | 33 | 3,456 | 3,456 | 1,872 | 237 | 1,635 |
| 東 横 濱 市 高 検 管 内 | 4,775 | 40 | 4,735 | 4,748 | 2,331 | 183 | 2,148 |
| 東 横 濱 市 高 検 管 内 | 9,002 | 37 | 8,965 | 8,986 | 2,350 | 271 | 2,079 |
| 東 横 濱 市 高 検 管 内 | 2,681 | 17 | 2,664 | 2,647 | 913 | 138 | 775 |
| 東 横 濱 市 高 検 管 内 | 3,760 | 20 | 3,740 | 3,758 | 1,329 | 139 | 1,190 |
| 東 横 濱 市 高 検 管 内 | 3,365 | 13 | 3,352 | 3,352 | 1,621 | 160 | 1,461 |
| 大 阪 高 検 管 内 | 102,435 | 435 | 102,000 | 101,931 | 50,975 | 1,345 | 49,630 |
| 大 阪 高 検 管 内 | 51,115 | 287 | 50,828 | 50,745 | 28,181 | 620 | 27,561 |
| 大 阪 高 検 管 内 | 10,220 | 51 | 10,169 | 10,130 | 4,588 | 118 | 4,470 |
| 大 阪 高 検 管 内 | 30,924 | 38 | 30,886 | 30,919 | 12,845 | 348 | 12,497 |
| 大 阪 高 検 管 内 | 4,082 | 15 | 4,067 | 4,058 | 2,242 | 97 | 2,145 |
| 大 阪 高 検 管 内 | 3,045 | 30 | 3,015 | 3,019 | 1,386 | 71 | 1,315 |
| 大 阪 高 検 管 内 | 3,049 | 14 | 3,035 | 3,060 | 1,733 | 91 | 1,642 |
| 名 古 屋 高 検 管 内 | 42,060 | 345 | 41,715 | 41,692 | 19,175 | 585 | 19,130 |
| 名 古 屋 高 検 管 内 | 1 | - | 1 | 1 | - | - | - |
| 名 古 屋 高 検 管 内 | 24,586 | 257 | 24,329 | 24,292 | 10,594 | 323 | 10,271 |
| 名 古 屋 高 検 管 内 | 4,470 | 7 | 4,463 | 4,463 | 2,586 | 99 | 2,487 |
| 名 古 屋 高 検 管 内 | 6,363 | 43 | 6,320 | 6,359 | 2,623 | 80 | 2,541 |
| 名 古 屋 高 検 管 内 | 2,600 | 2 | 2,598 | 2,587 | 1,346 | 20 | 1,326 |
| 名 古 屋 高 検 管 内 | 2,347 | 31 | 2,316 | 2,318 | 1,345 | 37 | 1,308 |
| 名 古 屋 高 検 管 内 | 1,693 | 5 | 1,688 | 1,672 | 1,221 | 24 | 1,197 |
| 広 島 高 検 管 内 | 17,636 | 115 | 17,521 | 17,524 | 8,596 | 452 | 8,144 |
| 広 島 高 検 管 内 | 6,344 | 77 | 6,267 | 6,226 | 2,347 | 119 | 2,228 |
| 広 島 高 検 管 内 | 3,830 | 26 | 3,804 | 3,806 | 1,824 | 153 | 1,671 |
| 広 島 高 検 管 内 | 4,600 | 9 | 4,591 | 4,624 | 2,781 | 114 | 2,667 |
| 広 島 高 検 管 内 | 1,316 | 3 | 1,313 | 1,313 | 879 | 28 | 851 |
| 広 島 高 検 管 内 | 1,546 | - | 1,546 | 1,555 | 765 | 38 | 727 |
| 福 岡 高 検 管 内 | 34,026 | 327 | 33,699 | 33,918 | 14,332 | 1,196 | 13,136 |
| 福 岡 高 検 管 内 | 13,765 | 48 | 13,717 | 13,733 | 4,243 | 436 | 3,807 |
| 福 岡 高 検 管 内 | 1,536 | 28 | 1,508 | 1,509 | 561 | 54 | 507 |
| 福 岡 高 検 管 内 | 2,363 | 36 | 2,327 | 2,343 | 1,096 | 77 | 1,019 |
| 福 岡 高 検 管 内 | 3,623 | 5 | 3,618 | 3,636 | 1,625 | 38 | 1,587 |
| 福 岡 高 検 管 内 | 4,379 | 97 | 4,282 | 4,380 | 1,773 | 97 | 1,676 |
| 福 岡 高 検 管 内 | 2,148 | 9 | 2,139 | 2,151 | 1,109 | 41 | 1,068 |
| 福 岡 高 検 管 内 | 2,091 | 1 | 2,090 | 2,107 | 1,026 | 27 | 999 |
| 福 岡 高 検 管 内 | 4,121 | 103 | 4,018 | 4,059 | 2,899 | 426 | 2,473 |
| 仙 台 高 検 管 内 | 19,453 | 79 | 19,374 | 19,388 | 9,328 | 385 | 8,943 |
| 仙 台 高 検 管 内 | 5,866 | 15 | 5,851 | 5,849 | 2,651 | 69 | 2,582 |
| 仙 台 高 検 管 内 | 5,565 | 33 | 5,532 | 5,542 | 2,062 | 131 | 1,931 |
| 仙 台 高 検 管 内 | 2,657 | 11 | 2,646 | 2,633 | 1,548 | 37 | 1,511 |
| 仙 台 高 検 管 内 | 1,800 | 12 | 1,788 | 1,783 | 981 | 69 | 912 |
| 仙 台 高 検 管 内 | 1,591 | 4 | 1,587 | 1,596 | 866 | 19 | 847 |
| 仙 台 高 検 管 内 | 1,974 | 4 | 1,970 | 1,985 | 1,220 | 60 | 1,160 |
| 札 幌 高 検 管 内 | 16,497 | 59 | 16,438 | 16,405 | 8,394 | 167 | 8,227 |
| 札 幌 高 検 管 内 | 9,447 | 34 | 9,413 | 9,411 | 5,241 | 107 | 5,134 |
| 札 幌 高 検 管 内 | 1,893 | 2 | 1,891 | 1,882 | 813 | 19 | 794 |
| 札 幌 高 検 管 内 | 2,467 | 10 | 2,457 | 2,465 | 1,064 | 10 | 1,054 |
| 札 幌 高 検 管 内 | 2,656 | 13 | 2,643 | 2,647 | 1,276 | 31 | 1,245 |
| 高 松 高 検 管 内 | 7,577 | 40 | 7,537 | 7,513 | 4,588 | 576 | 4,012 |
| 高 松 高 検 管 内 | 2,414 | 22 | 2,392 | 2,431 | 1,481 | 146 | 1,335 |
| 高 松 高 検 管 内 | 2,068 | 9 | 2,059 | 2,066 | 1,261 | 77 | 1,184 |
| 高 松 高 検 管 内 | 1,328 | 1 | 1,327 | 1,332 | 767 | 147 | 620 |
| 高 松 高 検 管 内 | 1,767 | 8 | 1,759 | 1,784 | 1,079 | 206 | 873 |

(注) この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の処理が既済となった時

(単位 人)

| 済 | | | | | | | | |
|---------|---------|--------|-------|--------|--------------|--------------|--------|--|
| 計 | 不 起 | 起 訴 | その他 | 中 止 | 他の検察 庁に送致 | 家庭裁判 所に送致 | 未 済 | |
| 115,223 | 108,575 | 4,465 | 2,183 | 306 | 85,384 | 13,328 | 2,825 | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 60,909 | 57,942 | 2,144 | 823 | 117 | 26,746 | 3,926 | 1,115 | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 20,949 | 20,123 | 616 | 210 | 24 | 11,004 | 650 | 267 | |
| 11,234 | 11,009 | 157 | 68 | 9 | 2,615 | 900 | 165 | |
| 9,379 | 9,112 | 200 | 67 | 24 | 3,511 | 672 | 302 | |
| 7,722 | 6,860 | 724 | 138 | 15 | 2,172 | 385 | 182 | |
| 2,048 | 1,846 | 115 | 87 | 10 | 1,576 | 268 | 11 | |
| 665 | 584 | 46 | 35 | 3 | 795 | 121 | 44 | |
| 1,129 | 1,058 | 47 | 24 | 8 | 1,068 | 212 | 24 | |
| 4,996 | 4,778 | 149 | 69 | 7 | 1,185 | 448 | 27 | |
| 1,142 | 1,084 | 27 | 31 | 3 | 486 | 103 | 43 | |
| 844 | 758 | 29 | 57 | 8 | 1,496 | 81 | 28 | |
| 801 | 730 | 34 | 37 | 6 | 838 | 86 | 22 | |
| 21,645 | 20,746 | 548 | 351 | 30 | 25,356 | 3,925 | 660 | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 10,046 | 9,643 | 257 | 146 | 11 | 10,380 | 2,127 | 383 | |
| 2,623 | 2,538 | 58 | 27 | 2 | 2,429 | 488 | 117 | |
| 7,022 | 6,789 | 129 | 104 | 13 | 10,063 | 976 | 64 | |
| 917 | 869 | 26 | 22 | - | 770 | 129 | 43 | |
| 627 | 558 | 47 | 22 | 2 | 924 | 80 | 44 | |
| 410 | 349 | 31 | 30 | 2 | 790 | 125 | 9 | |
| 10,162 | 9,562 | 324 | 276 | 40 | 10,309 | 1,466 | 436 | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 7,528 | 7,248 | 140 | 140 | 26 | 5,271 | 873 | 357 | |
| 433 | 375 | 40 | 18 | 12 | 1,177 | 255 | 13 | |
| 1,158 | 1,053 | 57 | 48 | 2 | 2,429 | 147 | 10 | |
| 433 | 384 | 22 | 27 | - | 735 | 73 | 4 | |
| 440 | 384 | 32 | 24 | - | 467 | 66 | 32 | |
| 170 | 118 | 33 | 19 | - | 229 | 52 | 20 | |
| 4,171 | 3,579 | 434 | 158 | 16 | 3,971 | 770 | 153 | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 2,467 | 2,067 | 328 | 72 | 2 | 1,092 | 318 | 100 | |
| 711 | 645 | 43 | 23 | 6 | 1,122 | 143 | 36 | |
| 669 | 606 | 26 | 37 | 6 | 939 | 229 | 5 | |
| 147 | 112 | 25 | 10 | - | 241 | 46 | 12 | |
| 177 | 149 | 12 | 16 | 2 | 577 | 34 | - | |
| 11,053 | 10,158 | 597 | 298 | 57 | 6,517 | 1,959 | 224 | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 6,243 | 5,848 | 310 | 85 | 28 | 2,349 | 870 | 63 | |
| 445 | 417 | 16 | 12 | 2 | 370 | 131 | 35 | |
| 564 | 511 | 22 | 31 | 3 | 572 | 108 | 28 | |
| 568 | 497 | 46 | 25 | 10 | 1,322 | 111 | 4 | |
| 1,515 | 1,451 | 34 | 30 | 4 | 918 | 170 | 15 | |
| 685 | 642 | 17 | 26 | - | 273 | 64 | 6 | |
| 630 | 569 | 36 | 25 | 5 | 322 | 124 | 1 | |
| 403 | 223 | 116 | 64 | 5 | 391 | 361 | 72 | |
| 3,821 | 3,523 | 149 | 149 | 20 | 5,801 | 418 | 106 | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 1,917 | 1,854 | 32 | 31 | 8 | 1,148 | 125 | 29 | |
| 763 | 678 | 53 | 32 | 6 | 2,572 | 139 | 25 | |
| 191 | 151 | 17 | 23 | 1 | 826 | 67 | 30 | |
| 219 | 187 | 13 | 19 | 3 | 550 | 30 | 17 | |
| 434 | 395 | 21 | 18 | 1 | 268 | 27 | 5 | |
| 297 | 258 | 13 | 26 | 1 | 437 | 30 | - | |
| 2,594 | 2,388 | 124 | 82 | 16 | 4,889 | 512 | 108 | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 1,726 | 1,593 | 92 | 41 | 13 | 2,087 | 344 | 72 | |
| 217 | 207 | 7 | 3 | - | 805 | 47 | 13 | |
| 255 | 221 | 17 | 17 | - | 1,098 | 48 | 10 | |
| 396 | 367 | 8 | 21 | 3 | 899 | 73 | 13 | |
| 868 | 677 | 145 | 46 | 10 | 1,795 | 352 | 23 | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 345 | 241 | 94 | 10 | 1 | 480 | 124 | 7 | |
| 102 | 83 | 13 | 6 | - | 620 | 83 | 8 | |
| 184 | 146 | 21 | 17 | 4 | 317 | 60 | 3 | |
| 237 | 207 | 17 | 13 | 5 | 378 | 85 | 5 | |

の被疑者の罪名が、道路交通法等違反であるものを計上している。

オ 国籍別 外国人被疑事件の受理、既済及び未済の人員 - 自動車による過失致死

| 国 籍 | 受 理 | | | | | | | | | | |
|---------------|--------|-----|--------|---------|------------------|-----------------|-------------|-----------------|-------|-----|--|
| | 総 数 | 旧 受 | 新 | | | | | 受 | | | |
| | | | 計 | 通 常 受 理 | | | 他の検察 庁から | 家庭裁判所から | | 再 起 | |
| | | | | 計 | 検 察 官 認 知・直 受 | 司 法 警 察 員 から | | 少 年 法 第 20 条 | そ の 他 | | |
| 総 数 | 22,683 | 737 | 21,946 | 19,362 | 368 | 18,994 | 2,479 | 32 | 21 | 52 | |
| ア ジ ア | 18,919 | 616 | 18,303 | 16,143 | 278 | 15,865 | 2,072 | 27 | 20 | 41 | |
| 中 国 | 6,485 | 231 | 6,254 | 5,441 | 96 | 5,345 | 780 | 13 | 4 | 16 | |
| 韓 国・朝 鮮 | 4,201 | 195 | 4,006 | 3,473 | 54 | 3,419 | 522 | - | 3 | 8 | |
| イ ス ラ エ ル | 8 | 2 | 6 | 6 | - | 6 | - | - | - | - | |
| イ ラ ン | 173 | 7 | 166 | 147 | 4 | 143 | 17 | - | - | 2 | |
| イ ン ド | 99 | 9 | 90 | 80 | - | 80 | 9 | - | - | 1 | |
| イ ン ド ネ シ ア | 257 | 5 | 252 | 216 | - | 216 | 36 | - | - | - | |
| シ ン ガ ポ ー ル | 11 | 1 | 10 | 10 | 2 | 8 | - | - | - | - | |
| ス リ ラ ン カ | 201 | 4 | 197 | 177 | 2 | 175 | 18 | - | 1 | 1 | |
| タ イ | 752 | 7 | 745 | 693 | 25 | 668 | 50 | - | 1 | 1 | |
| バ キ ス タ ン | 141 | 3 | 138 | 116 | - | 116 | 22 | - | - | - | |
| バ ン グ ラ デ シ ュ | 84 | 2 | 82 | 66 | 2 | 64 | 16 | - | - | - | |
| フ ィ リ ピ ン | 1,538 | 37 | 1,501 | 1,326 | 5 | 1,321 | 169 | - | 2 | 4 | |
| ベ ト ナ ム | 3,766 | 78 | 3,688 | 3,336 | 18 | 3,318 | 341 | 2 | 8 | 1 | |
| マ レ ー シ ア | 368 | - | 368 | 351 | 62 | 289 | 5 | 12 | - | - | |
| ミ ャ ン マ ー | 72 | 3 | 69 | 63 | 1 | 62 | 6 | - | - | - | |
| そ の 他 | 763 | 32 | 731 | 642 | 7 | 635 | 81 | - | 1 | 7 | |
| ヨ ー ロ ッ パ | 614 | 27 | 587 | 536 | 31 | 505 | 47 | 2 | - | 2 | |
| 英 国 | 99 | 9 | 90 | 84 | 5 | 79 | 6 | - | - | - | |
| イ タ リ ア | 14 | - | 14 | 13 | 1 | 12 | 1 | - | - | - | |
| ド イ ツ | 47 | 4 | 43 | 40 | 7 | 33 | 3 | - | - | - | |
| フ ラ ン ス | 95 | 4 | 91 | 83 | 5 | 78 | 8 | - | - | - | |
| ロ シ ア | 148 | 3 | 145 | 128 | 2 | 126 | 17 | - | - | - | |
| そ の 他 | 211 | 7 | 204 | 188 | 11 | 177 | 12 | 2 | - | 2 | |
| 北 ア メ リ カ | 670 | 29 | 641 | 583 | 42 | 541 | 57 | - | - | 1 | |
| ア メ リ カ 合 衆 国 | 533 | 18 | 515 | 472 | 32 | 440 | 42 | - | - | 1 | |
| カ ナ ダ | 72 | 7 | 65 | 52 | 2 | 50 | 13 | - | - | - | |
| そ の 他 | 65 | 4 | 61 | 59 | 8 | 51 | 2 | - | - | - | |
| 南 ア メ リ カ | 2,035 | 53 | 1,982 | 1,707 | 10 | 1,697 | 264 | 3 | 1 | 7 | |
| コ ロ ン ビ ア | 36 | 2 | 34 | 31 | - | 31 | 2 | - | - | 1 | |
| ブ ラ ジ ル | 1,334 | 28 | 1,306 | 1,132 | 7 | 1,125 | 166 | 3 | 1 | 4 | |
| ペ ル ー | 532 | 16 | 516 | 438 | 3 | 435 | 78 | - | - | - | |
| そ の 他 | 133 | 7 | 126 | 106 | - | 106 | 18 | - | - | 2 | |
| ア フ リ カ | 321 | 8 | 313 | 284 | 5 | 279 | 29 | - | - | - | |
| ナ イ ジ ェ リ ア | 115 | 2 | 113 | 96 | 2 | 94 | 17 | - | - | - | |
| そ の 他 | 206 | 6 | 200 | 188 | 3 | 185 | 12 | - | - | - | |
| オ セ ア ニ ア | 120 | 4 | 116 | 106 | 2 | 104 | 9 | - | - | 1 | |
| オ ー ス ト ラ リ ア | 81 | 3 | 78 | 71 | 2 | 69 | 6 | - | - | 1 | |
| そ の 他 | 39 | 1 | 38 | 35 | - | 35 | 3 | - | - | - | |
| 無 籍 | 4 | - | 4 | 3 | - | 3 | 1 | - | - | - | |

(注) 1 この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の処理が既済となった時の罪名が、
2 国籍の「その他」は、日本国籍を有しないで、かつ、各地域において表欄に掲げた国以外の外国籍を有する者の総人員である。

傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く－

(単位 人)

| 総 数 | 既 | | | | | | | 済 | | | | 未 済 |
|--------|-------|-------|------------|--------|-------|------------------|--------|-----|--------------|--------------|-------|-----|
| | 起 訴 | | | 不 起 訴 | | | | 中 止 | 他の検察 庁に送致 | 家庭裁判 所に送致 | | |
| | 計 | 公判請求 | 略式命令 請求 | 計 | 起訴猶予 | 嫌 不 十 分 | 疑 分 | | | | そ の 他 | |
| 21,894 | 7,754 | 5,988 | 1,766 | 10,730 | 8,560 | 1,776 | 394 | 25 | 2,391 | 994 | 778 | |
| 18,250 | 6,614 | 5,095 | 1,519 | 8,954 | 7,305 | 1,375 | 274 | 20 | 2,010 | 652 | 659 | |
| 6,247 | 2,270 | 1,625 | 645 | 3,058 | 2,474 | 504 | 80 | 9 | 754 | 156 | 236 | |
| 4,043 | 1,486 | 1,002 | 484 | 1,915 | 1,424 | 382 | 109 | 2 | 505 | 135 | 157 | |
| 8 | 1 | 1 | - | 7 | 3 | 4 | - | - | - | - | - | |
| 160 | 70 | 64 | 6 | 70 | 32 | 36 | 2 | 1 | 19 | - | 13 | |
| 96 | 16 | 9 | 7 | 68 | 52 | 10 | 6 | - | 9 | 3 | 3 | |
| 253 | 63 | 50 | 13 | 154 | 143 | 7 | 4 | - | 34 | 2 | 4 | |
| 9 | 4 | 4 | - | 5 | 4 | - | 1 | - | - | - | 2 | |
| 195 | 68 | 48 | 20 | 106 | 74 | 27 | 5 | - | 17 | 4 | 7 | |
| 742 | 215 | 194 | 21 | 460 | 428 | 31 | 1 | - | 50 | 17 | 11 | |
| 132 | 32 | 20 | 12 | 79 | 50 | 26 | 3 | - | 19 | 2 | 10 | |
| 79 | 27 | 13 | 14 | 32 | 25 | 4 | 3 | - | 16 | 4 | 6 | |
| 1,504 | 449 | 335 | 114 | 717 | 612 | 86 | 19 | 1 | 164 | 173 | 36 | |
| 3,648 | 1,425 | 1,315 | 110 | 1,793 | 1,585 | 193 | 15 | 2 | 333 | 95 | 116 | |
| 350 | 273 | 268 | 5 | 51 | 36 | 14 | 1 | - | 5 | 21 | 18 | |
| 70 | 27 | 23 | 4 | 38 | 36 | - | 2 | - | 5 | - | 2 | |
| 714 | 188 | 124 | 64 | 401 | 327 | 51 | 23 | 5 | 80 | 40 | 38 | |
| 578 | 185 | 156 | 29 | 326 | 221 | 87 | 18 | 3 | 45 | 19 | 36 | |
| 89 | 21 | 17 | 4 | 61 | 46 | 11 | 4 | - | 6 | 1 | 10 | |
| 12 | 3 | 2 | 1 | 8 | 5 | 2 | 1 | - | 1 | - | 2 | |
| 45 | 20 | 17 | 3 | 21 | 14 | 5 | 2 | - | 3 | 1 | 2 | |
| 92 | 18 | 12 | 6 | 62 | 44 | 15 | 3 | - | 7 | 5 | 3 | |
| 141 | 44 | 40 | 4 | 77 | 41 | 34 | 2 | - | 16 | 4 | 7 | |
| 199 | 79 | 68 | 11 | 97 | 71 | 20 | 6 | 3 | 12 | 8 | 12 | |
| 649 | 184 | 150 | 34 | 402 | 253 | 100 | 49 | - | 50 | 13 | 21 | |
| 520 | 143 | 118 | 25 | 329 | 202 | 82 | 45 | - | 36 | 12 | 14 | |
| 70 | 19 | 11 | 8 | 38 | 30 | 6 | 2 | - | 12 | 1 | 2 | |
| 59 | 22 | 21 | 1 | 35 | 21 | 12 | 2 | - | 2 | - | 5 | |
| 1,988 | 646 | 491 | 155 | 796 | 605 | 157 | 34 | 1 | 247 | 298 | 46 | |
| 34 | 10 | 9 | 1 | 22 | 19 | 2 | 1 | - | 2 | - | 2 | |
| 1,305 | 430 | 346 | 84 | 487 | 369 | 96 | 22 | 1 | 155 | 232 | 29 | |
| 519 | 169 | 112 | 57 | 227 | 171 | 47 | 9 | - | 74 | 49 | 13 | |
| 130 | 37 | 24 | 13 | 60 | 46 | 12 | 2 | - | 16 | 17 | 2 | |
| 308 | 97 | 75 | 22 | 174 | 115 | 51 | 8 | 1 | 29 | 7 | 13 | |
| 114 | 33 | 20 | 13 | 61 | 32 | 29 | - | 1 | 17 | 2 | 1 | |
| 194 | 64 | 55 | 9 | 113 | 83 | 22 | 8 | - | 12 | 5 | 12 | |
| 117 | 27 | 20 | 7 | 76 | 60 | 5 | 11 | - | 9 | 5 | 3 | |
| 79 | 20 | 15 | 5 | 50 | 38 | 3 | 9 | - | 6 | 3 | 2 | |
| 38 | 7 | 5 | 2 | 26 | 22 | 2 | 2 | - | 3 | 2 | 1 | |
| 4 | 1 | 1 | - | 2 | 1 | 1 | - | - | 1 | - | - | |

自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反以外のものを計上している。

カ 罪名別 外国人被疑事件の受理、既済及び未済の人員 - 自動車による過失致死傷等

| 罪 名 | 受 理 | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--------|-----|--------|---------|---------------|-------------|--------------|--------------|-----|-------|--|
| | 総 数 | 旧 受 | 新 | | | | | 受 | | | |
| | | | 計 | 通 常 受 理 | | 他の検察 庁から | 家 庭 裁 判 所 から | | 再 起 | | |
| | | | | 計 | 検 察 官 認 知・直 受 | | 司 法 警 察 員 から | 少 年 法 第 20 条 | | そ の 他 | |
| 刑 法 犯 | 12,253 | 520 | 11,733 | 10,402 | 35 | 10,367 | 1,256 | 20 | 15 | 40 | |
| 公務執行妨害 | 139 | 4 | 135 | 107 | - | 107 | 28 | - | - | - | |
| 放火 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 過失往來妨害 | 16 | 1 | 15 | 15 | - | 15 | - | - | - | - | |
| 住居侵入 | 42 | - | 42 | 29 | - | 29 | 13 | - | - | - | |
| 文書偽造 | 384 | 16 | 368 | 328 | 1 | 327 | 39 | - | - | 1 | |
| 有価証券偽造 | 267 | 7 | 260 | 253 | 2 | 251 | 7 | - | - | - | |
| 有価証券偽造 | 12 | 1 | 11 | 11 | - | 11 | - | - | - | - | |
| 支払用カード電磁的記録関係 | 562 | 9 | 553 | 534 | 8 | 526 | 2 | 15 | 1 | 1 | |
| わいせつ文書頒布等 | 67 | 4 | 63 | 45 | - | 45 | 18 | - | - | - | |
| 強制わいせつ | 192 | 12 | 180 | 174 | - | 174 | 3 | - | 1 | 2 | |
| 強制わいせつ | 75 | 4 | 71 | 69 | 1 | 68 | - | - | - | 2 | |
| 賭博・富くじ | 56 | 2 | 54 | 35 | - | 35 | 19 | - | - | - | |
| 殺傷 | 84 | 13 | 71 | 63 | 3 | 60 | 6 | - | - | 2 | |
| 傷 | 2,630 | 187 | 2,443 | 2,066 | 3 | 2,063 | 361 | - | 4 | 12 | |
| 危険運転致死傷 | 15 | 1 | 14 | 13 | - | 13 | 1 | - | - | - | |
| 過失傷害 | 278 | 9 | 269 | 233 | - | 233 | 27 | - | - | 9 | |
| 逮捕・監禁 | 21 | 1 | 20 | 20 | - | 20 | - | - | - | - | |
| 脅迫 | 77 | 7 | 70 | 61 | 1 | 60 | 8 | - | - | 1 | |
| 窃盗 | 5,154 | 151 | 5,003 | 4,388 | 6 | 4,382 | 602 | 2 | 5 | 6 | |
| 強盗 | 77 | 7 | 70 | 68 | - | 68 | 2 | - | - | - | |
| 強盗致死傷等 | 85 | 7 | 78 | 76 | 1 | 75 | 1 | - | - | 1 | |
| 強盗・強制性交 | 680 | 26 | 654 | 631 | 4 | 627 | 15 | 3 | 2 | 3 | |
| 詐欺 | 1 | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 背恐 | 57 | 3 | 54 | 54 | - | 54 | - | - | - | - | |
| 横領 | 517 | 12 | 505 | 473 | 2 | 471 | 30 | - | 2 | - | |
| 盗品等隠匿 | 106 | 3 | 103 | 101 | 1 | 100 | 2 | - | - | - | |
| 毀棄・隠匿 | 375 | 23 | 352 | 310 | - | 310 | 42 | - | - | - | |
| 暴力行為等処罰に関する法律 | 121 | 1 | 120 | 108 | - | 108 | 12 | - | - | - | |
| その他の刑法犯 | 163 | 8 | 155 | 137 | 2 | 135 | 18 | - | - | - | |
| 特 別 法 犯 | 10,430 | 217 | 10,213 | 8,960 | 333 | 8,627 | 1,223 | 12 | 6 | 12 | |
| 軽犯罪法 | 219 | 6 | 213 | 199 | - | 199 | 14 | - | - | - | |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 | 702 | 5 | 697 | 484 | 2 | 482 | 212 | - | - | 1 | |
| 火薬類取締法 | 8 | - | 8 | 7 | - | 7 | 1 | - | - | - | |
| 銃砲刀剣類所持等取締法 | 321 | 3 | 318 | 276 | 4 | 272 | 42 | - | - | - | |
| 売春防止法 | 76 | - | 76 | 67 | - | 67 | 9 | - | - | - | |
| 大麻取締法 | 391 | 3 | 388 | 378 | - | 378 | 7 | 1 | 1 | 1 | |
| 麻薬及び向精神薬取締法 | 199 | 8 | 191 | 189 | 3 | 186 | 1 | 1 | - | - | |
| 覚せい剤取締法 | 1,105 | 24 | 1,081 | 1,041 | - | 1,041 | 37 | 3 | - | - | |
| あへん法 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 職業安定法 | 4 | - | 4 | 3 | - | 3 | 1 | - | - | - | |
| 関税 | 328 | - | 328 | 315 | 265 | 50 | 4 | 7 | - | 2 | |
| 商標 | 131 | 8 | 123 | 86 | - | 86 | 37 | - | - | - | |
| 外国為替及び外国貿易法 | 4 | - | 4 | 4 | - | 4 | - | - | - | - | |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | 8 | 1 | 7 | 5 | - | 5 | 2 | - | - | - | |
| 出入国管理及び難民認定法 | 4,832 | 74 | 4,758 | 4,416 | 21 | 4,395 | 340 | - | 1 | 1 | |
| 外国人登録法 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| その他の特別法犯 | 2,102 | 85 | 2,017 | 1,490 | 38 | 1,452 | 516 | - | 4 | 7 | |

(注) この表の「受理」及び「未済」については、事件を受理した時の被疑者の罪名が、「既済」については、事件の処理が既済となった時の罪名が、自動車による過

及び道路交通法等違反被疑事件を除く－

(単位 人)

| 総 数 | 既 済 | | | | | | | | 中 止 | 他の検察 庁に送致 | 家庭裁判 所に送致 | 未 済 |
|--------|-------|-------|------------|-------|-------|-----------------|-------|----|-------|--------------|--------------|-----|
| | 起 訴 | | | | 不 起 訴 | | | | | | | |
| | 計 | 公判請求 | 略式命令 請求 | 計 | 起訴猶予 | 嫌 不 十 疑 分 | そ の 他 | | | | | |
| 11,739 | 3,931 | 3,019 | 912 | 5,714 | 4,257 | 1,123 | 334 | 16 | 1,211 | 867 | 470 | |
| 129 | 41 | 16 | 25 | 59 | 52 | 6 | 1 | - | 27 | 2 | 6 | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 16 | 8 | 8 | - | 8 | 3 | 3 | 2 | - | - | - | - | |
| 42 | 17 | 1 | 16 | 12 | 10 | 1 | 1 | - | 13 | - | - | |
| 385 | 120 | 92 | 28 | 199 | 162 | 35 | 2 | - | 35 | 31 | 12 | |
| 247 | 134 | 131 | 3 | 105 | 48 | 56 | 1 | - | 6 | 2 | 7 | |
| 12 | 8 | 8 | - | 4 | - | 4 | - | - | - | - | 1 | |
| 537 | 400 | 400 | - | 110 | 59 | 51 | - | - | 2 | 25 | 20 | |
| 66 | 31 | 14 | 17 | 18 | 14 | 4 | - | - | 17 | - | 3 | |
| 172 | 56 | 56 | - | 101 | 35 | 40 | 26 | - | 3 | 12 | 7 | |
| 59 | 15 | 15 | - | 41 | 3 | 31 | 7 | 1 | - | 2 | 8 | |
| 57 | 26 | 7 | 19 | 12 | 8 | 4 | - | - | 19 | - | - | |
| 53 | 25 | 25 | - | 21 | 5 | 11 | 5 | - | 6 | 1 | 4 | |
| 2,502 | 556 | 209 | 347 | 1,510 | 1,260 | 240 | 10 | 8 | 347 | 81 | 183 | |
| 17 | 14 | 14 | - | 1 | - | 1 | - | - | 2 | - | 1 | |
| 268 | 23 | 2 | 21 | 196 | 87 | 20 | 89 | 1 | 26 | 22 | 10 | |
| 24 | 5 | 5 | - | 14 | 5 | 9 | - | - | - | 5 | - | |
| 83 | 27 | 22 | 5 | 43 | 32 | 11 | - | 1 | 8 | 4 | 3 | |
| 5,040 | 1,795 | 1,437 | 358 | 2,163 | 1,850 | 296 | 17 | 5 | 589 | 488 | 117 | |
| 23 | 8 | 8 | - | 12 | 1 | 11 | - | - | 2 | 1 | 3 | |
| 35 | 19 | 19 | - | 14 | 7 | 5 | 2 | - | 1 | 1 | 5 | |
| 654 | 380 | 380 | - | 222 | 119 | 101 | 2 | - | 15 | 37 | 27 | |
| 1 | - | - | - | 1 | - | 1 | - | - | - | - | - | |
| 60 | 12 | 12 | - | 36 | 11 | 25 | - | - | - | 12 | 7 | |
| 508 | 43 | 29 | 14 | 330 | 286 | 40 | 4 | - | 29 | 106 | 15 | |
| 115 | 31 | 31 | - | 67 | 24 | 43 | - | - | 1 | 16 | 5 | |
| 359 | 61 | 30 | 31 | 248 | 73 | 16 | 159 | - | 35 | 15 | 15 | |
| 116 | 30 | 19 | 11 | 72 | 56 | 16 | - | - | 10 | 4 | 6 | |
| 159 | 46 | 29 | 17 | 95 | 47 | 42 | 6 | - | 18 | - | 5 | |
| 10,155 | 3,823 | 2,969 | 854 | 5,016 | 4,303 | 653 | 60 | 9 | 1,180 | 127 | 308 | |
| 215 | 16 | - | 16 | 185 | 183 | 1 | 1 | - | 13 | 1 | 6 | |
| 677 | 226 | 23 | 203 | 258 | 228 | 30 | - | 1 | 191 | 1 | 18 | |
| 7 | - | - | - | 6 | 3 | 3 | - | - | 1 | - | 1 | |
| 315 | 57 | 26 | 31 | 211 | 174 | 29 | 8 | - | 40 | 7 | 12 | |
| 74 | 27 | 19 | 8 | 38 | 32 | 6 | - | - | 9 | - | 1 | |
| 369 | 156 | 156 | - | 191 | 97 | 90 | 4 | 1 | 8 | 13 | 22 | |
| 202 | 139 | 139 | - | 61 | 12 | 46 | 3 | - | 1 | 1 | 5 | |
| 1,055 | 750 | 750 | - | 247 | 64 | 176 | 7 | - | 38 | 20 | 36 | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 4 | 2 | 1 | 1 | - | - | - | - | - | 1 | 1 | - | |
| 318 | 236 | 233 | 3 | 68 | 15 | 52 | 1 | - | 4 | 10 | 9 | |
| 125 | 49 | 22 | 27 | 40 | 29 | 11 | - | - | 36 | - | 5 | |
| 2 | - | - | - | 2 | - | 2 | - | - | - | - | 2 | |
| 8 | 1 | - | 1 | 5 | 5 | - | - | - | 2 | - | - | |
| 4,736 | 1,410 | 1,344 | 66 | 2,958 | 2,869 | 76 | 13 | - | 336 | 32 | 102 | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 2,048 | 754 | 256 | 498 | 746 | 592 | 131 | 23 | 7 | 500 | 41 | 89 | |

失致死傷等及び道路交通法等違反以外のものを計上している。

キ 罪名別 外国人被疑事件の国籍別通常受入人員 - 自動車による過失致死傷等及び

| 罪 名 | 総 数 | ア | | | | | | | | | |
|--|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-----|-----|-----|
| | | 計 | 中 国 | 韓国・朝鮮 | イスラエル | イ ラ ン | イ ン ド | イ ン シ ャ | ド ア | シ ン | ガ ル |
| 総 数 | 19,362 | 16,143 | 5,441 | 3,473 | 6 | 147 | 80 | 216 | 10 | | |
| 刑 法 犯 | 10,402 | 8,360 | 2,558 | 2,412 | 5 | 57 | 58 | 51 | 3 | | |
| 公務執行妨害 | 107 | 80 | 16 | 43 | - | 4 | 1 | - | - | | |
| 公 騷 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 放 火 | 15 | 9 | 2 | 5 | - | - | - | - | - | | |
| 過 失 往 来 妨 害 | 29 | 29 | 12 | 10 | - | - | - | 1 | - | | |
| 住 居 侵 入 | 328 | 250 | 94 | 78 | - | 1 | 2 | 1 | - | | |
| 文 書 偽 造 | 253 | 240 | 98 | 43 | - | 1 | - | 1 | - | | |
| 有 価 証 券 偽 造 | 11 | 10 | 8 | - | - | - | - | - | - | | |
| 支 払 用 カ ー ド 電 磁 的 記 録 関 係 | 534 | 515 | 288 | 5 | - | - | - | - | - | | |
| わ い せ つ ・ わ い せ つ 文 書 頒 布 等 | 45 | 35 | 15 | 13 | - | - | - | - | - | | |
| 強 制 わ い せ つ | 174 | 125 | 29 | 23 | 2 | 1 | 9 | 7 | - | | |
| 強 制 性 交 等 | 69 | 43 | 9 | 13 | - | 2 | 2 | 3 | - | | |
| 賭 博 ・ 富 く | 35 | 35 | 3 | 29 | - | - | - | - | - | | |
| 殺 害 | 63 | 58 | 14 | 20 | - | 1 | - | - | - | | |
| 傷 害 | 2,066 | 1,555 | 479 | 591 | 2 | 26 | 16 | 6 | - | | |
| 危 険 運 転 致 死 | 13 | 6 | 1 | 3 | - | 1 | - | - | - | | |
| 過 失 傷 害 | 233 | 191 | 77 | 55 | - | - | 1 | 7 | 1 | | |
| 逮 捕 ・ 監 禁 | 20 | 15 | 3 | 7 | - | - | 2 | - | - | | |
| 脅 脅 | 61 | 54 | 12 | 27 | - | 2 | - | - | - | | |
| 窃 盗 | 4,388 | 3,506 | 869 | 922 | 1 | 10 | 10 | 13 | 2 | | |
| 強 盗 | 68 | 54 | 15 | 24 | - | - | - | - | - | | |
| 強 盗 致 死 傷 ・ 強 盗 ・ 強 制 性 交 等 | 76 | 59 | 22 | 16 | - | - | - | - | - | | |
| 詐 欺 | 631 | 573 | 275 | 170 | - | 1 | - | 4 | - | | |
| 背 任 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 恐 喝 | 54 | 39 | 5 | 27 | - | 1 | - | - | - | | |
| 横 領 | 473 | 406 | 89 | 130 | - | - | 7 | 6 | - | | |
| 盗 品 等 関 係 | 101 | 66 | 12 | 5 | - | 2 | 1 | - | - | | |
| 毀 棄 ・ 隠 匿 | 310 | 203 | 48 | 93 | - | 3 | 7 | 1 | - | | |
| 暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 する 法 律 | 108 | 90 | 27 | 25 | - | 1 | - | 1 | - | | |
| そ の 他 の 刑 法 犯 | 137 | 114 | 36 | 35 | - | - | - | - | - | | |
| 特 別 法 犯 | 8,960 | 7,783 | 2,883 | 1,061 | 1 | 90 | 22 | 165 | 7 | | |
| 軽 犯 罪 法 | 199 | 154 | 55 | 47 | - | 1 | - | 3 | - | | |
| 風 俗 営 業 等 の 規 制 及 び 業 務 の 適 正 化 等 に 関 する 法 律 | 484 | 466 | 320 | 69 | - | - | - | 2 | - | | |
| 火 薬 類 取 締 法 | 7 | 2 | - | 1 | - | - | - | - | - | | |
| 銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法 | 276 | 194 | 77 | 41 | - | 2 | 2 | 1 | 3 | | |
| 光 春 防 止 法 | 67 | 64 | 44 | 13 | - | - | - | - | - | | |
| 大 麻 取 締 法 | 378 | 174 | 14 | 57 | - | 11 | - | 1 | 1 | | |
| 麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法 | 189 | 80 | 22 | 9 | - | 11 | - | - | - | | |
| 覚 せ い 剤 取 締 法 | 1,041 | 804 | 93 | 292 | - | 38 | - | 3 | 1 | | |
| あ へ | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 職 業 安 定 法 | 3 | 2 | 1 | 1 | - | - | - | - | - | | |
| 関 税 法 | 315 | 220 | 88 | 19 | - | 3 | - | - | 2 | | |
| 商 標 法 | 86 | 79 | 49 | 27 | 1 | - | - | - | - | | |
| 外 国 為 替 及 び 外 国 貿 易 法 | 4 | 4 | 1 | 3 | - | - | - | - | - | | |
| 海 洋 汚 染 等 及 び 海 上 災 害 の 防 止 に 関 する 法 律 | 5 | 5 | 1 | 3 | - | - | - | 1 | - | | |
| 出 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法 | 4,416 | 4,266 | 1,618 | 137 | - | 15 | 8 | 146 | - | | |
| 外 国 人 登 録 法 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| そ の 他 の 特 別 法 犯 | 1,490 | 1,269 | 500 | 342 | - | 9 | 12 | 8 | - | | |

道路交通法等違反被疑事件を除く－

(単位 人)

| ジ | ア | | | | | | | | | ヨーロッパ | | |
|-----|-------|-----|-------|---------|-------|------|-------|-------|-----|-------|-----|------|
| | スリランカ | タイ | バキスタン | バングラデシュ | フィリピン | ベトナム | マレーシア | ミャンマー | その他 | 計 | 英 国 | イタリヤ |
| 177 | 693 | 116 | 66 | 1,326 | 3,336 | 351 | 63 | 642 | 536 | 84 | 13 | |
| 103 | 101 | 88 | 38 | 624 | 1,590 | 263 | 34 | 375 | 346 | 48 | 7 | |
| 4 | - | - | - | 4 | 3 | - | - | 5 | 7 | 1 | - | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| - | - | - | - | 2 | - | - | - | - | 3 | 2 | - | |
| - | - | - | - | 4 | 2 | - | - | - | - | - | - | |
| 5 | 2 | 1 | 2 | 14 | 34 | - | 1 | 15 | 21 | 5 | - | |
| 3 | 1 | 3 | - | 33 | 35 | 4 | 3 | 15 | 8 | - | - | |
| - | - | - | - | - | 2 | - | - | - | - | - | - | |
| - | - | 1 | - | - | - | 221 | - | - | 11 | - | - | |
| 1 | - | 1 | - | 2 | - | - | - | 3 | 1 | - | - | |
| 10 | - | 5 | 2 | 10 | 9 | - | 1 | 17 | 3 | 1 | - | |
| 1 | - | - | - | 5 | 3 | - | - | 5 | 3 | 1 | 2 | |
| - | - | - | - | 2 | 1 | - | - | - | - | - | - | |
| 1 | 4 | - | - | 6 | 8 | - | 1 | 3 | 1 | - | - | |
| 22 | 24 | 25 | 10 | 150 | 77 | 6 | 9 | 112 | 72 | 18 | 4 | |
| - | - | - | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 3 | - | 1 | - | 11 | 21 | 1 | 1 | 12 | 15 | 4 | 1 | |
| - | 1 | - | - | 2 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 1 | - | 2 | 1 | 3 | 4 | - | - | 2 | 1 | - | - | |
| 30 | 40 | 27 | 12 | 261 | 1,186 | 4 | 10 | 109 | 137 | 9 | - | |
| 1 | 1 | - | - | 2 | 8 | - | - | 3 | 3 | - | - | |
| 2 | - | - | - | 2 | 13 | - | 1 | 3 | 1 | 1 | - | |
| 2 | 2 | 4 | 2 | 37 | 41 | 26 | - | 9 | 6 | 2 | - | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| - | - | - | - | 5 | - | - | - | 1 | 1 | - | - | |
| 4 | 6 | 4 | 3 | 35 | 93 | 1 | 5 | 23 | 12 | 1 | - | |
| 3 | 5 | 7 | 1 | 2 | 20 | - | 1 | 7 | 12 | - | - | |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 13 | 4 | - | - | 20 | 19 | 3 | - | |
| 3 | 8 | - | - | 7 | 11 | - | 1 | 6 | 3 | - | - | |
| 5 | 4 | 3 | - | 11 | 15 | - | - | 5 | 6 | - | - | |
| 74 | 592 | 28 | 28 | 702 | 1,746 | 88 | 29 | 267 | 190 | 36 | 6 | |
| 5 | 1 | 1 | 1 | 12 | 18 | - | 1 | 9 | 4 | 1 | - | |
| - | 26 | - | 5 | 33 | 5 | 2 | - | 4 | - | - | - | |
| - | - | - | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 3 | 5 | - | - | 17 | 27 | - | 3 | 13 | 10 | 2 | 1 | |
| - | 6 | - | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 4 | 5 | 1 | 1 | 9 | 56 | - | - | 14 | 23 | 7 | 1 | |
| 4 | 5 | - | - | 2 | 21 | 1 | 1 | 4 | 28 | 6 | - | |
| 5 | 96 | 1 | - | 181 | 61 | 14 | - | 19 | 36 | 6 | 1 | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 2 | 23 | - | - | 5 | 8 | 63 | 1 | 6 | 35 | 5 | 1 | |
| - | 1 | - | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 29 | 410 | 8 | 13 | 363 | 1,350 | 6 | 13 | 150 | 27 | 3 | - | |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 22 | 14 | 17 | 8 | 77 | 200 | 2 | 10 | 48 | 27 | 6 | 2 | |

| 罪名 | ヨーロッパ (続き) | | | | 北アメリカ | | | | 計 |
|-------------------------|------------|------|-----|-----|-------|---------|-----|-----|-------|
| | ドイツ | フランス | ロシア | その他 | 計 | アメリカ合衆国 | カナダ | その他 | |
| 総数 | 40 | 83 | 128 | 188 | 583 | 472 | 52 | 59 | 1,707 |
| 刑法犯 | 14 | 48 | 107 | 122 | 306 | 247 | 29 | 30 | 1,153 |
| 公務執行妨害 | - | 2 | 2 | 2 | 5 | 5 | - | - | 9 |
| 公騒 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 放火 | 1 | - | - | - | - | - | - | - | 3 |
| 過失往來妨害 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 住居侵入 | 1 | 7 | 2 | 6 | 16 | 14 | 2 | - | 31 |
| 文書偽造 | - | - | 4 | 4 | - | - | - | - | 2 |
| 有価証券偽造 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 支払用カード電磁的記録関係 | - | - | 4 | 7 | 7 | 7 | - | - | - |
| わいせつ・わいせつ文書頒布等 | - | - | - | 1 | 4 | 4 | - | - | 2 |
| 強制わいせつ | 1 | - | - | 1 | 16 | 13 | 1 | 2 | 20 |
| 強制性交 | - | - | - | - | 4 | 4 | - | - | 11 |
| 賭博・富く | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 殺傷 | 1 | - | - | - | - | - | - | - | 3 |
| 傷 | 2 | 12 | 13 | 23 | 106 | 78 | 13 | 15 | 261 |
| 危険運転致死 | - | - | - | - | 3 | 2 | - | - | 3 |
| 過失傷害 | 5 | - | 1 | 4 | 12 | 10 | 2 | - | 10 |
| 逮捕・監禁 | - | - | - | - | - | - | - | - | 5 |
| 脅迫 | - | - | - | 1 | 1 | 1 | - | - | 3 |
| 窃盗 | 1 | 15 | 63 | 49 | 78 | 67 | 5 | 6 | 604 |
| 強盗 | 1 | - | 1 | 1 | 3 | 3 | - | - | 8 |
| 強盗致死傷・強盗・強制的性交等 | - | - | - | - | 3 | 3 | - | - | 11 |
| 詐欺 | - | - | - | 4 | 13 | 11 | - | 2 | 29 |
| 背任 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 恐喝 | - | - | - | 1 | - | - | - | - | 12 |
| 横領 | 1 | 2 | - | 8 | 11 | 6 | 3 | 2 | 39 |
| 盗品等関係 | - | - | 12 | - | 1 | 1 | - | - | 13 |
| 毀棄・隠匿 | - | 8 | 4 | 4 | 21 | 18 | 2 | 1 | 49 |
| 暴力行為等処罰に関する法律 | - | 2 | - | 1 | 2 | - | 1 | 1 | 11 |
| その他の刑法犯 | - | - | 1 | 5 | - | - | - | - | 14 |
| 特別刑法犯 | 26 | 35 | 21 | 66 | 277 | 225 | 23 | 29 | 554 |
| 軽犯罪法 | - | - | 1 | 2 | 6 | 6 | - | - | 34 |
| 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 | - | - | - | - | - | - | - | - | 4 |
| 火薬類取締法 | - | - | - | - | 4 | 4 | - | - | 1 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法 | 1 | 1 | 3 | 2 | 39 | 38 | - | 1 | 29 |
| 銃春防 | - | - | - | - | - | - | - | - | 3 |
| 大麻取締法 | 1 | 4 | 1 | 9 | 67 | 55 | 6 | 6 | 104 |
| 麻薬及び向精神薬取締法 | 2 | 6 | 2 | 12 | 41 | 35 | 3 | 3 | 20 |
| 覚せい剤取締法 | 11 | 4 | 5 | 9 | 23 | 13 | 2 | 8 | 157 |
| あへん | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 職業安定法 | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 |
| 関税法 | 7 | 8 | 2 | 12 | 42 | 33 | 2 | 7 | 11 |
| 商標法 | - | - | - | - | - | - | - | - | 3 |
| 外国為替及び外国貿易法 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 出入国管理及び難民認定法 | 3 | 7 | 3 | 11 | 15 | 11 | 3 | 1 | 67 |
| 外国人登録法 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他の特別法犯 | 1 | 5 | 4 | 9 | 40 | 30 | 7 | 3 | 120 |

(注) 1 この表は、(3)表のかに掲載された被疑事件中、通常受理について調査したものである。
2 国籍の「その他」は、日本国籍を有しないで、かつ、各地域において表頭に掲げた国以外の外国籍を有する者の総人員である。

(単位 人)

| 南 | アメリカ | | | アフリカ | | | オセアニア | | | 無国籍 |
|----|-------|-----|-----|------|--------|-----|-------|---------|-----|-----|
| | ブラジル | ペルー | その他 | 計 | ナイジェリア | その他 | 計 | オーストラリア | その他 | |
| 31 | 1,132 | 438 | 106 | 284 | 96 | 188 | 106 | 71 | 35 | 3 |
| 24 | 732 | 322 | 75 | 156 | 52 | 104 | 78 | 50 | 28 | 3 |
| - | 6 | 2 | 1 | 3 | - | 3 | 3 | - | 3 | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | 3 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1 | 20 | 8 | 2 | 3 | 1 | 2 | 7 | 6 | 1 | - |
| - | 2 | - | - | 3 | 2 | 1 | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | 1 | 1 | - | - |
| - | - | - | - | 1 | 1 | - | - | - | - | - |
| - | 2 | - | - | 1 | - | 1 | 2 | 1 | 1 | - |
| - | 9 | 9 | 2 | 9 | 1 | 8 | - | - | - | 1 |
| - | 6 | 3 | 2 | 8 | 2 | 6 | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1 | 2 | - | - | 1 | 1 | - | - | - | - | - |
| 5 | 168 | 66 | 22 | 44 | 13 | 31 | 27 | 14 | 13 | 1 |
| - | 3 | - | - | 1 | - | 1 | - | - | - | - |
| - | 4 | 5 | 1 | 3 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | - |
| - | 1 | 2 | 2 | - | - | - | - | - | - | - |
| 1 | 2 | - | - | 1 | - | 1 | 1 | 1 | - | - |
| 13 | 372 | 186 | 33 | 48 | 15 | 33 | 14 | 9 | 5 | 1 |
| - | 5 | 3 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | 11 | - | - | 1 | - | 1 | 1 | 1 | - | - |
| - | 18 | 11 | - | 8 | 2 | 6 | 2 | 2 | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | 8 | 4 | - | 1 | 1 | - | 1 | 1 | - | - |
| - | 28 | 8 | 3 | 4 | 1 | 3 | 1 | 1 | - | - |
| 1 | 9 | 2 | 1 | 9 | 7 | 2 | - | - | - | - |
| 2 | 38 | 5 | 4 | 4 | - | 4 | 14 | 11 | 3 | - |
| - | 8 | 2 | 1 | - | - | - | 2 | 1 | 1 | - |
| - | 7 | 6 | 1 | 3 | 3 | - | - | - | - | - |
| 7 | 400 | 116 | 31 | 128 | 44 | 84 | 28 | 21 | 7 | - |
| - | 26 | 7 | 1 | - | - | - | 1 | 1 | - | - |
| - | 4 | - | - | 14 | 13 | 1 | - | - | - | - |
| - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | 23 | 3 | 3 | 1 | - | 1 | 3 | 2 | 1 | - |
| - | - | 3 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1 | 76 | 20 | 7 | 9 | 2 | 7 | 1 | - | 1 | - |
| 1 | 9 | 10 | - | 9 | 3 | 6 | 11 | 8 | 3 | - |
| 1 | 137 | 15 | 4 | 18 | 7 | 11 | 3 | 2 | 1 | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - |
| - | 8 | 3 | - | 5 | 2 | 3 | 2 | 2 | - | - |
| - | 1 | 2 | - | 4 | 1 | 3 | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 3 | 32 | 24 | 8 | 38 | 4 | 34 | 3 | 3 | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1 | 83 | 29 | 7 | 30 | 12 | 18 | 4 | 3 | 1 | - |

ク 罪名別 少年被疑事件（少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から送

| 罪 名 | 受 | | | | | | | |
|------------------------------------|--------|-----|--------|---------|--------|--------|--------|--|
| | 総 数 | 旧 受 | 計 | 新 | | | | |
| | | | | 通 常 受 理 | | | | |
| | | | 計 | 16歳未満 | 16・17歳 | 18・19歳 | | |
| 総 | 70,338 | 919 | 69,419 | 63,999 | 9,935 | 18,226 | 35,838 | |
| 性 別 内 訳 | 59,084 | 820 | 58,264 | 53,694 | 8,545 | 15,877 | 29,272 | |
| 刑 罰 執 行 妨 害 | 11,254 | 99 | 11,155 | 10,305 | 1,390 | 2,349 | 6,566 | |
| 公 務 執 行 妨 害 | 51,407 | 801 | 50,606 | 47,354 | 8,751 | 13,371 | 25,232 | |
| 公 職 執 行 妨 害 | 149 | 10 | 139 | 127 | 20 | 61 | 46 | |
| 放 火 | 55 | 4 | 51 | 49 | 13 | 23 | 13 | |
| 住 居 侵 入 | 1,367 | 37 | 1,330 | 1,280 | 445 | 469 | 366 | |
| 文 書 偽 造 | 121 | 6 | 115 | 96 | 2 | 47 | 47 | |
| わいせつ・わいせつ文書頒布等 | 238 | 6 | 232 | 196 | 41 | 69 | 86 | |
| 強制わいせつ・強制性交等 | 591 | 15 | 576 | 566 | 166 | 202 | 198 | |
| 強制わいせつ致死傷・強制性交等致死傷 | 38 | - | 38 | 38 | 11 | 10 | 17 | |
| 賭博 | 7 | - | 7 | 7 | - | 3 | 4 | |
| 職 権 濫 用 | 1 | - | 1 | 1 | - | - | 1 | |
| 取 賄 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 贈 賄 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 殺 害 | 55 | 7 | 48 | 45 | 5 | 17 | 23 | |
| 傷 害 致 死 | 3,620 | 68 | 3,552 | 3,437 | 951 | 1,131 | 1,355 | |
| 傷 害 致 死 | 2,519 | 44 | 2,475 | 2,398 | 648 | 785 | 965 | |
| 傷 害 致 死 | 11 | 1 | 10 | 10 | - | - | 10 | |
| 暴 行 集 団 結 合 | 1,090 | 23 | 1,067 | 1,029 | 303 | 346 | 380 | |
| 器 準 備 集 団 結 合 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 危 険 運 転 致 死 傷 | 61 | 1 | 60 | 55 | 3 | 17 | 35 | |
| 危 険 運 転 致 死 | 57 | 1 | 56 | 51 | 3 | 15 | 33 | |
| 危 険 運 転 致 死 | 4 | - | 4 | 4 | - | 2 | 2 | |
| 過 失 傷 害 | 1,097 | 13 | 1,084 | 1,055 | 211 | 454 | 390 | |
| 過 失 致 死 傷 | 42 | - | 42 | 40 | 9 | 13 | 18 | |
| 過 失 致 死 傷 | 1 | - | 1 | - | - | - | - | |
| 業 務 上 過 失 致 死 傷 | 1,054 | 12 | 1,042 | 1,015 | 202 | 441 | 372 | |
| 自 動 車 上 過 失 傷 害 | 16,141 | 79 | 16,062 | 14,750 | 35 | 810 | 13,905 | |
| 業 務 上 過 失 傷 害 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 業 務 上 過 失 傷 害 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 重 重 過 失 傷 害 | 30 | 1 | 29 | 28 | 10 | 7 | 11 | |
| 重 重 過 失 傷 害 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 自 動 車 運 転 過 失 傷 害 | 152 | - | 152 | 116 | - | 4 | 112 | |
| 自 動 車 運 転 過 失 傷 害 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 過 失 運 転 致 傷 アルコール等影響発覚免脱 | 1 | - | 1 | 1 | - | - | 1 | |
| 過 失 運 転 致 傷 アルコール等影響発覚免脱 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 過 失 運 転 致 傷 アルコール等影響発覚免脱 | 15,506 | 60 | 15,446 | 14,195 | 2 | 648 | 13,545 | |
| 過 失 運 転 致 傷 | 80 | 6 | 74 | 68 | - | 6 | 62 | |
| 無 免 許 過 失 運 転 致 傷 アルコール等影響発覚免脱 | 1 | - | 1 | 1 | - | - | 1 | |
| 無 免 許 過 失 運 転 致 傷 アルコール等影響発覚免脱 | 2 | - | 2 | 1 | - | - | 1 | |
| 無 免 許 過 失 運 転 致 傷 | 362 | 12 | 350 | 333 | 23 | 142 | 168 | |
| 無 免 許 過 失 運 転 致 傷 | 7 | - | 7 | 7 | - | 3 | 4 | |
| 窃 盗 | 19,722 | 380 | 19,342 | 18,192 | 5,467 | 7,357 | 5,368 | |
| 強 盗 | 143 | 2 | 141 | 139 | 6 | 56 | 77 | |
| 強 盗 致 死 傷・強 盗・強 制 性 交 等 | 188 | 4 | 184 | 184 | 22 | 74 | 88 | |
| 詐 欺 | 1,347 | 20 | 1,327 | 1,241 | 91 | 407 | 743 | |
| 恐 喝 | 530 | 1 | 529 | 523 | 92 | 203 | 228 | |
| 横 領 | 3,886 | 93 | 3,793 | 3,488 | 653 | 1,244 | 1,591 | |
| 遺 失 物 横 領 | 3,851 | 92 | 3,759 | 3,455 | 653 | 1,236 | 1,566 | |
| そ の 他 係 属 | 35 | 1 | 34 | 33 | - | 8 | 25 | |
| 盗 品 等 関 係 | 523 | 25 | 498 | 474 | 131 | 230 | 113 | |
| 暴 行 等 処 罰 関 係 法 律 | 193 | 3 | 190 | 186 | 67 | 61 | 58 | |
| の 他 の 刑 法 犯 罪 | 1,334 | 27 | 1,307 | 1,225 | 319 | 426 | 480 | |
| 特 別 法 犯 罪 | 3,415 | 47 | 3,368 | 2,925 | 398 | 954 | 1,573 | |
| (道路交通法等違反を除く。) | | | | | | | | |
| 銃 砲 刀 剣 類 等 取 締 法 | 233 | 7 | 226 | 208 | 57 | 73 | 78 | |
| 大 麻 取 締 法 | 379 | 2 | 377 | 370 | 7 | 102 | 261 | |
| 麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法 | 15 | - | 15 | 15 | 1 | 2 | 12 | |
| 覚 醒 剤 取 締 法 | 141 | 2 | 139 | 136 | 2 | 29 | 105 | |
| 毒 物 及 び 劇 物 取 締 法 | 13 | - | 13 | 13 | - | 4 | 9 | |
| そ の 他 の 特 別 法 犯 罪 | 2,634 | 36 | 2,598 | 2,183 | 331 | 744 | 1,108 | |
| 道 路 交 通 法 等 違 反 法 | 15,516 | 71 | 15,445 | 13,720 | 786 | 3,901 | 9,033 | |
| 道 路 交 通 法 等 違 反 法 | 15,516 | 71 | 15,445 | 13,720 | 786 | 3,901 | 9,033 | |
| 自 動 車 の 保 管 場 所 の 確 保 等 に 関 する 法 律 | - | - | - | - | - | - | - | |

(注) 1 この表は、(3)表のAに掲載された被疑事件中、少年の被疑事件（少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から送致された事件を除く。）
 2 「通常受理」には、検察官の認知又は直受に係る事件及び司法警察員から送致された事件が一括計上されている。

致された事件を除く。)の受理、既済及び未済の人員

(単位 人)

| 理 受 | | 既 | | | 済 | | | 未 済 | |
|--------------------|----------------|--------|---------------------------|-------------------------|----------|--------|--------|-----|-------------------------|
| 他の検察庁から (20歳未満) | 再 起 (20歳未満) | 総 数 | 不 起 訴 ・ 中 止 (20歳未満) | 他の検察 庁に送致 (20歳未満) | 家庭裁判所に送致 | | | | 年齢超過 後の処分 (20歳以上) |
| | | | | | 16歳未満 | 16・17歳 | 18・19歳 | | |
| 5,417 | 3 | 69,824 | 2,249 | 5,408 | 9,483 | 17,733 | 34,876 | 75 | 514 |
| 4,568 | 2 | 58,640 | 1,893 | 4,582 | 8,159 | 15,447 | 28,495 | 64 | 444 |
| 849 | 1 | 11,184 | 356 | 826 | 1,324 | 2,286 | 6,381 | 11 | 70 |
| 3,250 | 2 | 50,905 | 1,560 | 3,275 | 8,387 | 13,085 | 24,542 | 56 | 418 |
| 12 | - | 141 | 9 | 11 | 19 | 58 | 44 | - | 2 |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 2 | - | 44 | 2 | 1 | 13 | 17 | 10 | 1 | 4 |
| 50 | - | 1,352 | 33 | 46 | 420 | 484 | 367 | 2 | 22 |
| 19 | - | 117 | 5 | 20 | 1 | 40 | 51 | - | 3 |
| 36 | - | 246 | 10 | 40 | 40 | 72 | 84 | - | 3 |
| 10 | - | 530 | 77 | 10 | 132 | 166 | 143 | 2 | 19 |
| - | - | 35 | 5 | - | 8 | 6 | 16 | - | - |
| - | - | 7 | - | - | - | 3 | 4 | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 3 | - | 30 | 3 | 3 | 4 | 5 | 15 | - | - |
| 115 | - | 3,688 | 127 | 117 | 938 | 1,124 | 1,369 | 13 | 48 |
| 77 | - | 2,493 | 90 | 80 | 618 | 757 | 940 | 8 | 39 |
| - | - | 9 | 1 | - | - | 2 | 4 | 2 | 3 |
| 38 | - | 1,186 | 36 | 37 | 320 | 365 | 425 | 3 | 6 |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 5 | - | 58 | 2 | 4 | 3 | 15 | 34 | - | 3 |
| 5 | - | 53 | 2 | 4 | 3 | 14 | 30 | - | 3 |
| - | - | 5 | - | - | - | 1 | 4 | - | - |
| 29 | - | 1,079 | 58 | 30 | 201 | 422 | 368 | - | 11 |
| 2 | - | 615 | 12 | 3 | 127 | 252 | 221 | - | 2 |
| - | - | 3 | - | - | - | - | 3 | - | - |
| 27 | - | 461 | 46 | 27 | 74 | 170 | 144 | - | 9 |
| 1,311 | 1 | 16,057 | 640 | 1,324 | 27 | 687 | 13,373 | 6 | 57 |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1 | - | 20 | - | - | 4 | 6 | 10 | - | 1 |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 36 | - | 153 | 3 | 36 | - | 5 | 109 | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | 1 | - | - | - | - | 1 | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1,250 | 1 | 15,492 | 612 | 1,261 | 1 | 560 | 13,053 | 5 | 38 |
| 6 | - | 78 | 10 | 7 | - | 5 | 56 | - | 2 |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 |
| 1 | - | 2 | 1 | - | - | - | 1 | - | - |
| 17 | - | 303 | 14 | 20 | 22 | 107 | 139 | 1 | 15 |
| - | - | 8 | - | - | - | 4 | 4 | - | - |
| 1,150 | - | 19,546 | 252 | 1,157 | 5,273 | 7,408 | 5,438 | 18 | 143 |
| 2 | - | 93 | 8 | 2 | 5 | 34 | 43 | 1 | 16 |
| - | - | 88 | 10 | - | 10 | 31 | 37 | - | 7 |
| 85 | 1 | 1,294 | 59 | 80 | 80 | 381 | 685 | 9 | 40 |
| 6 | - | 530 | 24 | 6 | 82 | 199 | 217 | 2 | 11 |
| 305 | - | 3,915 | 106 | 311 | 645 | 1,246 | 1,607 | - | 8 |
| 304 | - | 3,871 | 101 | 311 | 645 | 1,239 | 1,575 | - | 8 |
| 1 | - | 44 | 5 | - | - | 7 | 32 | - | - |
| 24 | - | 523 | 8 | 24 | 127 | 237 | 126 | 1 | 4 |
| 4 | - | 174 | 10 | 6 | 63 | 52 | 43 | - | 2 |
| 82 | - | 1,358 | 112 | 83 | 296 | 398 | 468 | 1 | 14 |
| 443 | - | 3,427 | 210 | 443 | 379 | 901 | 1,480 | 14 | 44 |
| 18 | - | 230 | 9 | 18 | 55 | 69 | 79 | - | 3 |
| 7 | - | 374 | 70 | 8 | 6 | 77 | 210 | 3 | 6 |
| - | - | 14 | 4 | - | 1 | 1 | 8 | - | 1 |
| 3 | - | 138 | 23 | 3 | 1 | 26 | 83 | 2 | 3 |
| - | - | 13 | 1 | - | - | 4 | 8 | - | - |
| 415 | - | 2,658 | 103 | 414 | 316 | 724 | 1,092 | 9 | 31 |
| 1,724 | 1 | 15,492 | 479 | 1,690 | 717 | 3,747 | 8,854 | 5 | 52 |
| 1,724 | 1 | 15,492 | 479 | 1,690 | 717 | 3,747 | 8,854 | 5 | 52 |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

について調査したものである。

ケ 罪名別 少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から送致された事件

| 罪 名 | 受 理 | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|-------|-----|-------|-----------------|--------|--------|-----------------|-----|-------|-------------|-----|---------|
| | 総 数 | 旧 受 | 新 計 | 家 庭 裁 判 所 からの 受 | | | | | | 再 起 (20歳未満) | 総 数 | 公 16歳未満 |
| | | | | 家 庭 裁 判 所 からの 受 | | | 他 的 検 察 庁 からの 受 | | | | | |
| | | | | 16歳未満 | 16・17歳 | 18・19歳 | 16歳未満 | 17歳 | 18歳 | | | |
| 総 | 4,915 | 82 | 4,833 | - | 46 | 2,481 | 2,303 | - | 3 | 4,814 | - | |
| 性 別 内 訳 | 4,507 | 75 | 4,432 | - | 36 | 2,284 | 2,110 | 2 | 4,412 | - | | |
| 刑 務 法 行 妨 害 | 408 | 7 | 401 | - | 10 | 197 | 193 | 1 | 402 | - | | |
| 公 務 執 行 妨 害 | 370 | 19 | 351 | - | 5 | 268 | 78 | - | 343 | - | | |
| 放 火 | 2 | - | 2 | - | - | 1 | 1 | - | 2 | - | | |
| 住 居 侵 犯 | 1 | - | 1 | - | - | 1 | - | - | 1 | - | | |
| 文 書 偽 造 | 3 | - | 3 | - | - | 3 | - | - | 3 | - | | |
| わいせつ・わいせつ文書頒布等 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 強 制 わいせつ・強 制 性 交 渉 等 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 強 制 わいせつ致死傷・強 制 性 交 渉 致 死 傷 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 賭 博 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 職 権 濫 用 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 取 締 罪 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 贈 与 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 殺 傷 | 5 | - | 5 | - | 1 | 3 | 1 | - | 5 | - | | |
| 傷 害 致 死 | 17 | 1 | 16 | - | 1 | 13 | 2 | - | 16 | - | | |
| 傷 害 致 死 | 10 | - | 10 | - | - | 10 | - | - | 8 | - | | |
| 暴 行 致 死 | 6 | 1 | 5 | - | 1 | 2 | 2 | - | 6 | - | | |
| 凶 器 準 備 集 合 ・ 同 結 集 | 1 | - | 1 | - | - | 1 | - | - | 2 | - | | |
| 危 険 運 転 致 死 傷 | 12 | - | 12 | - | - | 12 | - | - | 10 | - | | |
| 危 険 運 転 致 死 傷 | 9 | - | 9 | - | - | 9 | - | - | 7 | - | | |
| 危 険 運 転 致 死 傷 | 3 | - | 3 | - | - | 3 | - | - | 3 | - | | |
| 過 失 傷 害 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 過 失 致 死 傷 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 業 務 上 過 失 致 死 傷 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 重 過 失 致 死 傷 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 自 動 車 上 過 失 致 死 傷 等 | 230 | 13 | 217 | - | 2 | 154 | 61 | - | 208 | - | | |
| 業 務 上 過 失 傷 害 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 業 務 上 過 失 傷 害 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 重 過 失 傷 害 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 重 過 失 傷 害 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 自 動 車 運 転 過 失 傷 害 致 死 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 自 動 車 運 転 過 失 傷 害 致 死 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 過 失 運 転 致 死 傷 等 | 1 | - | 1 | - | - | 1 | - | - | 1 | - | | |
| 過 失 運 転 致 死 傷 等 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 過 失 運 転 致 死 傷 等 | 156 | 10 | 146 | - | - | 97 | 49 | - | 143 | - | | |
| 過 失 運 転 致 死 傷 等 | 42 | 3 | 39 | - | - | 30 | 9 | - | 38 | - | | |
| 無 免 許 過 失 運 転 致 死 傷 等 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 無 免 許 過 失 運 転 致 死 傷 等 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 無 免 許 過 失 運 転 致 死 傷 等 | 28 | - | 28 | - | 2 | 23 | 3 | - | 23 | - | | |
| 無 免 許 過 失 運 転 致 死 傷 等 | 3 | - | 3 | - | - | 3 | - | - | 3 | - | | |
| 窃 盗 | 26 | 1 | 25 | - | - | 19 | 6 | - | 26 | - | | |
| 強 盗 死 傷 ・ 強 盗 ・ 強 制 性 交 渉 等 | 6 | - | 6 | - | - | 6 | - | - | 6 | - | | |
| 強 盗 死 傷 ・ 強 盗 ・ 強 制 性 交 渉 等 | 4 | - | 4 | - | - | 3 | 1 | - | 4 | - | | |
| 詐 欺 | 34 | 3 | 31 | - | - | 26 | 5 | - | 33 | - | | |
| 恐 喝 | 4 | - | 4 | - | - | 4 | - | - | 4 | - | | |
| 横 領 | 1 | - | 1 | - | - | 1 | - | - | 1 | - | | |
| 遺 失 物 の 横 領 | 1 | - | 1 | - | - | 1 | - | - | 1 | - | | |
| 盗 竊 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 暴 行 等 刑 罰 法 犯 | 3 | 1 | 2 | - | - | 1 | 1 | - | 3 | - | | |
| 特 別 刑 罰 法 犯 | 22 | - | 22 | - | 1 | 21 | - | - | 21 | - | | |
| 特 別 刑 罰 法 犯 (道 路 交 通 法 等 違 反 を 除 く。) | 29 | - | 29 | - | - | 26 | 3 | - | 27 | - | | |
| 銃 砲 刀 剣 類 等 持 取 締 罪 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| 大 麻 及 び 向 精 神 薬 取 締 罪 | 2 | - | 2 | - | - | 2 | - | - | 2 | - | | |
| 大 麻 及 び 向 精 神 薬 取 締 罪 | 1 | - | 1 | - | - | 1 | - | - | 1 | - | | |
| 覚 醒 剤 取 締 罪 | 3 | - | 3 | - | - | 3 | - | - | 3 | - | | |
| 毒 物 及 び 劇 物 取 締 罪 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |
| そ の 他 の 特 別 刑 罰 法 犯 | 23 | - | 23 | - | - | 20 | 3 | - | 21 | - | | |
| 道 路 交 通 法 等 違 反 罪 | 4,516 | 63 | 4,453 | - | 41 | 2,187 | 2,222 | 3 | 4,444 | - | | |
| 道 路 交 通 法 等 違 反 罪 | 4,516 | 63 | 4,453 | - | 41 | 2,187 | 2,222 | 3 | 4,444 | - | | |
| 自動車 保管場所の確保に関する法律 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | | |

(注) この表は、(3) 表のAに掲載された被疑事件中、少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から送致のあった事件について調査したも

の受理、既済及び未済の人員

(単位 人)

| 既 | | | | | | | | 済 | | | | | 未 | 済 | |
|-------------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|-------------------|-------------------------|---------------|-------|--------|--------|-----|-------------------------|
| 起 | | | | 訴 | | | | 不起訴・中止 (20歳未満) | 他の検察 庁に送致 (20歳未満) | 家庭裁判所に 再送致 | | | | | 年齢超過 後の処分 (20歳以上) |
| 判 請 求 | 16・17歳 | 18・19歳 | 16歳未満 | 16・17歳 | 18・19歳 | 16歳未満 | 16・17歳 | | | 18・19歳 | 16歳未満 | 16・17歳 | 18・19歳 | | |
| 4 | 183 | - | 41 | 1,800 | - | - | - | - | 42 | 2,313 | - | 1 | 16 | 414 | 101 |
| 4 | 176 | - | 37 | 1,651 | - | - | - | - | 38 | 2,112 | - | 1 | 14 | 379 | 95 |
| - | 7 | - | 4 | 149 | - | - | - | - | 4 | 201 | - | - | 2 | 35 | 6 |
| 4 | 122 | - | 1 | 23 | - | - | - | - | 2 | 78 | - | 1 | 6 | 106 | 26 |
| - | - | - | - | 1 | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | - | - |
| - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 3 | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 1 | 3 | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | - | - |
| 2 | 6 | - | - | - | - | - | - | - | - | 2 | - | - | - | 6 | 2 |
| - | 4 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 4 | 2 |
| 2 | 2 | - | - | - | - | - | - | - | - | 2 | - | - | - | 2 | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 2 | - |
| - | 10 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 2 |
| - | 7 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 2 |
| - | 3 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | 48 | - | 1 | 22 | - | - | - | - | 2 | 61 | - | 1 | 5 | 68 | 21 |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | 16 | - | - | 21 | - | - | - | - | 2 | 49 | - | - | 4 | 51 | 15 |
| - | 16 | - | 1 | 1 | - | - | - | - | - | 9 | - | - | - | 11 | 3 |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | 13 | - | - | - | - | - | - | - | - | 3 | - | 1 | 1 | 5 | 3 |
| - | 2 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - |
| - | 8 | - | - | - | - | - | - | - | - | 6 | - | - | - | 12 | - |
| - | 6 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | 3 | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | - | - |
| - | 15 | - | - | - | - | - | - | - | - | 5 | - | - | - | 13 | 1 |
| - | 3 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - |
| - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | 1 | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | 17 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 2 | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | 15 | - | - | 2 | - | - | - | - | 1 | 3 | - | - | - | 6 | 3 |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | - |
| - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | 3 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | 10 | - | - | 2 | - | - | - | - | 1 | 3 | - | - | - | 5 | 3 |
| - | 46 | - | 40 | 1,775 | - | - | - | - | 39 | 2,232 | - | - | 10 | 302 | 72 |
| - | 46 | - | 40 | 1,775 | - | - | - | - | 39 | 2,232 | - | - | 10 | 302 | 72 |

のである。

外 局

I 公安審査委員会

法務省設置法第26条、第28条 公安審査委員会設置法（昭和27年法律第242号） 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）

公安審査委員会は、破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定により公共の安全の確保に寄与するため、破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する審査及び決定の事務をつかさどる行政機関である。

（業務の実施状況）

平成29年11月20日、公安調査庁長官から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第12条第1項後段の規定に基づき、平成12年1月28日付け当委員会決定（平成15年1月23日付け、18年1月23日付け、21年1月23日付け、24年1月23日付け及び27年1月23日付け各期間更新決定）に係る被請求団体「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」に対する同法第5条第4項の処分の請求があった。

平成30年1月22日、当委員会は、審査を遂げた上、「被請求団体を、3年間、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を更新する」旨決定（平成30年2月1日期間更新、33年1月31日期間満了）した。

II 公安調査庁

法務省設置法第26条、第29条 法務省組織令第77条～第87条 法務省組織規則第33条 公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号） 公安調査庁組織規則（平成13年法務省令第2号）

公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もって、公共の安全の確保を図ることを任務とする行政機関である。

また、公安調査庁は、我が国の情報コミュニティ構成庁として、北朝鮮情勢や国際テロなど、我が国の公共の安全に影響を及ぼすおそれのある国内外の公安情勢について幅広く情報を収集・分析しており、これらの情報については、公共の安全の確保、安全保障・危機管理等の政府の重要施策の推進に貢献するため、必要に応じて、情報コミュニティ内で共有するほか、官邸、国家安全保障会議等の関係機関に提供している。

（重要施策の概要）

1 北朝鮮、国際テロ関係など我が国及び国民の安全に影響を与える事象についての情報収集の強化

北朝鮮関係では、日本人拉致や核・ミサイル開発等の我が国及び国民の安全に関わる重大な問題について、これらをめぐる北朝鮮の動向及び意図、大量破壊兵器等関連物資・技術の調達・拡散の実態等に関する情報収集に努めた。また、北朝鮮の

内部事情や対日関係を含む対外動向、北朝鮮と密接な関係を有する朝鮮総聯の組織・活動の解明に取り組んだ。

国際テロについては、「イラク・レバントのイスラム国」(I S I L)等国際テロ組織に関係したテロが、中東地域のみならず、世界各地で頻発している状況にあり、特に、欧米諸国では、観光地やイベント会場など多数の一般市民が集まるような場所において、国際テロ組織の主義主張に影響を受けたとみられる者らによるテロが多数発生しているほか、東南アジアの一部地域においてはI S I L支持勢力等が活発に活動しており、国際社会は依然として深刻なテロの脅威にさらされている。

こうした情勢の中、我が国に関しても、これまで、中東やアジア地域で、テロによる邦人被害が複数発生したほか、I S I L等がテロの標的として我が国を再三名指しするなど、国際テロの脅威が現実のものとなっているところ、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱」(平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)等に基づき、テロを未然防止するため、国内外の関係機関との連携を緊密にしつつ、国際テロ組織との関わりが疑われる不審人物や組織の有無及びその動向等の実態解明に向け、関連情報の収集・分析を一層推進した。

このほか、国内外で大量の個人情報流出事案が相次ぐなど、サイバー攻撃は極めて重大な脅威となっており、その予兆の早期把握等に向け、関連情報の収集・分析を推進した。

2 オウム真理教対策の推進

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく観察処分に付されているオウム真理教については、依然として、麻原彰晃と松本智津夫が、教団の活動に影響力を有するなど、無差別大量殺人行為に及ぶ本質的な危険性が認められ、その活動状況を継続して明らかにする必要があることから、公安審査委員会に対して、観察処分の期間更新請求(6回目)を行った。

観察処分については、平成29年中、教団施設に対する立入検査を延べ33か所(実数30か所)の施設に対して実施し、教団から4回にわたり組織や活動に関する報告を徴取したほか、延べ42(実数22)の関係地方公共団体の長に対して調査結果を提供した。

また、教団施設周辺に居住する住民の恐怖感・不安感を解消・緩和するため、47回にわたり地域住民との意見交換会を行った。

3 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を始めとする政府の重要施策の推進への貢献

平成32年に開催が予定される2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会については、平成25年9月に設置した「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」の下、ラグビーワールドカップ2019の開催も見据えつつ、関連情報の収集・分析機能の強化に取り組むとともに、平昌オリンピック・パ

ラオリンピック競技大会に際しては、平成30年1月、「平昌オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部」を設置し、職員の現地への派遣等を通じて、両大会関連情報の収集・分析を推進し、政府が設置した「セキュリティ情報センター」等の求めに応じて、情報を関係機関に適時・適切に提供した。

また、平成31年に我が国での開催が予定されるG20サミットについては、平成29年8月に「2019年G20サミット情報集約室」を設置して、不法事案の未然防止等に資する関連情報の収集・分析の強化を図っているほか、トランプ米国大統領の訪日に際しては、平成29年10月に「米国大統領の訪日に関する情報集約室」を設置し、関連情報の収集・分析に集中的に取り組んだ。

付 録

1 会 計

(1) 予 算

ア 一般会計

(ア) 法務省所管 平成30年度 政府職員予算定員及び俸給額表

法 務 省 所 管 総 表

| 区 分 | 適用を受ける俸給表 | 予算定員(人) | 級 別 | | | | | | | | | | 俸給額(千円) | | | | |
|-------|---------------------|--|------|------|-----|-----|-----|-------|-----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| | | | 11 級 | 10 級 | 9 級 | 8 級 | 7 級 | 6 級 | 5 級 | 4 級 | 3 級 | 2 級 | | 1 級 | | | |
| 特 別 職 | | 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一 般 職 | | 外 11(6箇月) 内 14(9箇月) 819(6箇月) 53,340 | | | | | | | | | | | | | | 57,306 | |
| | 指 定 職 俸 給 表 | 53 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 行 政 職 俸 給 表(一) | 外 6(6箇月) 内 446(6箇月) 15,198 | 21 | 87 | | 153 | 233 | 1,227 | | 内 1,930 | 内 172 | 外 4,293 | 内 4,333 | 内 2,729 | 外 5 | 57,871,894 | |
| | 行 政 職 俸 給 表(二) | 227 | | | | | | | | 9 | 内 30 | 内 131 | 内 29 | | | 666,966 | |
| | 公 安 職 俸 給 表(一) | 内 156(6箇月) 外 20,437 | 2 | 39 | 74 | 128 | 462 | 501 | | 609 | 内 2,160 | 内 4,288 | 内 9,233 | 内 71 | 内 2,941 | 74,921,747 | |
| | 公 安 職 俸 給 表(二) | 外 5(6箇月) 内 193(6箇月) 13,735 | | | | | | | | 967 | 内 3,979 | 内 4,119 | 内 2,724 | 外 25 | 内 621 | 55,904,360 | |
| | 研 究 職 俸 給 表 | 16 | | | | | | | | 5 | 内 2 | 内 5 | | | | 88,549 | |
| | 医 療 職 俸 給 表(一) | 331 | | | | | | | | | 内 23 | 内 122 | 内 142 | 内 44 | | 1,644,987 | |
| | 医 療 職 俸 給 表(二) | 内 8(6箇月) 外 163 | | | | | | | | 20 | 内 4 | 内 67 | 内 71 | 内 8 | 内 1 | 516,945 | |
| | 医 療 職 俸 給 表(三) | 内 13(6箇月) 外 411 | | | | | | | | 2 | 内 3 | 内 54 | 内 353 | 内 2 | | 1,384,565 | |
| | 専 門 ス タ ッ プ 職 俸 給 表 | 2 | | | | | | | | | | | | | | 11,049 | |
| | 検 察 官 | 外 14(9箇月) 内 3(6箇月) 2,767 | | | | | | | | | | | | | | | 18,447,620 |
| 合 計 | | 53,348 | | | | | | | | | | | | | | | 212,077,270 |

| 組 織 別 等 内 訳 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|----------------------|-------------|------------|-----------|------------|------------|----------|------------|----------|-------------|------------|-----------|-----|-----------|
| 組織・項等の区分 | 適用を受ける俸給表及び職名 | 予算定員(人) | 級 別 | | | | | | | | 俸給額(千円) | | | |
| 法 務 本 省 | | | 11 級 | 10 級 | 9 級 | 8 級 | 7 級 | 6 級 | 5 級 | 4 級 | 3 級 | 2 級 | 1 級 | |
| 法務本省共通費 | | (95) 899 | | | | | | | | | | | | 4,392,298 |
| 特 別 職 | | 8 | | | | | | | | | | | | 57,396 |
| | 大 臣 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | 副 大 臣 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | 大 臣 政 務 官 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | 大 臣 補 佐 官 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | 中央更生保護審判委員会 長 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | 中央更生保護審判委員会 秘 書 官 | 2 | | | | | | | | | | | | |
| | | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 一 般 職 | | (95) 891 | | | | | | | | | | | | 4,324,902 |
| | 指 定 職 俸 給 表 | (9) 13 | | | | | | | | | | | | 163,728 |
| | 事 務 次 官 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | 官 房 長、局 長 | (8) 8 | | | | | | | | | | | | |
| | 長 | (1) 1 | | | | | | | | | | | | |
| | 部 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | 審 議 官 | 3 | | | | | | | | | | | | |
| | 行 政 職 俸 給 表 (-) | (86) 847 | (12) 12 | (5) 18 | (28) 61 | (40) 49 | (1) 1 | (28) 33 | (1) 1 | (40) 149 | 115 162 | 209 70 | 2 | 4,055,810 |
| | 課 | (41) 55 | (9) 9 | (5) 18 | (27) 28 | | | | | | | | | |
| | 室 | (1) 42 | | | (1) 33 | | | | | | | | | |
| | 課 長 補 佐 | 153 | | | | 26 | 76 | 51 | | | | | | |
| | 係 | 318 | | | | | 144 | 174 | | | | | | |
| | 主 任 | 48 | | | | | | 18 | | | | 30 | | |
| | 審 議 官 | (3) 3 | (3) 3 | | | | | | | | | | | |

| 組織・項等の区分 | 適用を受ける俸給表及び職名 | 予算定員(人) | 級 別 | | | | | | | | | | | 俸給額(千円) | | | | | | | | |
|----------------|---------------|------------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----------|------------|----------|----|----|----|---|---------|----|---|---------|
| | | | 内 訳 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 11 級 | 10 級 | 9 級 | 8 級 | 7 級 | 6 級 | 5 級 | 4 級 | 3 級 | 2 級 | 1 級 | | | | | | | | | |
| | 専門職 | 102 | | | | | | | | | | 9 | 24 | 61 | 1 | 7 | | | | | | |
| | 法規専門職 | (41) 41 | | | | | | | | | | (1) 1 | (40) 40 | | | | | | | | | |
| | 技術専門職 | 43 | | | | | | | | | | 4 | 9 | 3 | 17 | 10 | | | | | | |
| | 一般職員 | 42 | | | | | | | | | | | | | | | 40 | 2 | | | | |
| | 行政職俸給表(二) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 技能労務職員 | 24 | | | | | | | | | | | | 2 | 6 | 13 | 3 | - | 85,058 | | | |
| | 医療職俸給表(二) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 薬剤師 | 1 | | | | | | | | | | - | - | - | - | 1 | - | - | 4,299 | | | |
| | 医療職俸給表(三) | 4 | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 14,958 | | | |
| | 看護師長 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | | | | |
| | 看護師 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | | | |
| | 専門スタッフ職俸給表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 専門職 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 11,049 | | | |
| 法務総合研究所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法務総合研究所共通費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般職 | | (11) 81 | | | | | | | | | | | | | | | | | 452,562 | | | |
| | 指定職俸給表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 所長 | (1) 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 行政職俸給表(-) | (8) 66 | | | | | | | | | | (3) 3 | (2) 2 | (3) 3 | 6 | 9 | 13 | 7 | 14 | 11 | - | 14,100 |
| | 部長 | (5) 6 | | | | | | | | | | (3) 3 | (2) 2 | 3 | | | | | | | | 346,433 |
| | 課長 | 2 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | |
| | 課長補佐 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | |
| | 係長 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | 3 | 1 | | | |
| | 主任 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | |

| 組織・項等の区分 | 適用を受ける俸給表及び職名 | 予算定員(人) | 級 別 内 訳 | | | | | | | | | | | 俸給額(千円) | | | |
|----------|---------------|---------------------------------------|---------|-----|----|----|----|----|----|----------|----|----------|----|---------|---|--|------------|
| | | | 11級 | 10級 | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 | | | | |
| | 教官 | (3) 15 | | | | | | | | (3) 4 | 5 | 6 | | | | | |
| | 首席専門官 | 3 | | | | | | | | 1 | 2 | | | | | | |
| | 統括専門官 | 7 | | | | | | | | 1 | 6 | | | | | | |
| | 専門官 | 26 | | | | | | | | | | 4 | 12 | 10 | | | |
| | 一般職員 | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | | | |
| | 行政職俸給表(二) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 技能労務職員 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 3,480 |
| | 研究職俸給表 | (2) 16 | | | | | | | | | | (1) 5 | 2 | 5 | 4 | | 88,549 |
| | 部長等研究員 | (2) 12 | | | | | | | | | | (1) 5 | 2 | 5 | | | |
| | 研究員 | 4 | | | | | | | | | | | | | 4 | | |
| 検 察 庁 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 検察官著共通費 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一 般 職 | | 外 14(9月) 内 135(6月) 11,809 | | | | | | | | | | | | | | | 55,162,422 |
| | 指定職俸給表 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | 54,816 |
| | (最高検察庁) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事務局長 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (高等検察庁) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事務局長 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 行政職俸給表(一) | 231 | | | | | | | | | | | | | | | 665,737 |
| | (最高検察庁) | 12 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 秘書官 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 一般職員 | 11 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (高等検察庁) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 一般職員 | 92 | | | | | | | | | | | | | | | 4 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 88 |

| 組織・項等の区分 | 適用を受ける俸給表及び職名 〔地方検察庁及び区 検察庁〕 | 予算定員(人) | 級 別 内 訳 | | | | | | | | | | | 俸給額(千円) | | | |
|----------|------------------------------------|--------------|---------|-----|----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-----|-----|---------|----|----|------------|
| | | | 11級 | 10級 | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 | | | | |
| | 一 一般職員 | 127 | | | | | | | | | | | | | 89 | 38 | |
| | 行政職俸給表(二) 〔最高検察庁〕 | 133 | | | | | | | | 5 | 22 | 80 | 26 | | | - | 389,331 |
| | 技能労務職員 〔最高検察庁〕 | 7 | | | | | | | | 1 | 2 | 4 | | | | | |
| | 〔高等検察庁〕 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 技能労務職員 〔地方検察庁及び区 検察庁〕 | 26 | | | | | | | | | | | | 1 | 8 | 17 | |
| | 技能労務職員 | 100 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 公安職俸給表(二) 〔地方検察庁及び区 検察庁〕 | 132 8,672 | 1 | 15 | 49 | 111 | 599 | 671 | 2,737 | 2,601 | 1,610 | 132 | 278 | | | | 35,604,318 |
| | 〔最高検察庁〕 | 73 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 課長 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 室長 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 課長 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 係長 | 26 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 主任 | 14 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 翻訳職 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 専門職 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 一般職員 | 11 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 〔高等検察庁〕 | 388 | 1 | 1 | 5 | 32 | 39 | 29 | 114 | 113 | 38 | 16 | | | | | |
| | 事務局長 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事務局次長 | 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 課長 | 59 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 支部課長 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 組織・項等の区分 | 通用を受ける係長及び職名 | 予算定員(人) | 級 別 | | | | | | | | | | | 俸給額(千円) | | | |
|----------|---------------|---------|-----|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|---------|-------|-----|--|
| | | | 11級 | 10級 | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 | | | | |
| | 課長 補佐 | 28 | | | | | | | | | 17 | 11 | | | | | |
| | 係長 | 157 | | | | | | | | | | 81 | 76 | | | | |
| | 主任 | 47 | | | | | | | | | | | 28 | 19 | | | |
| | 専門職 | 19 | | | | | | | | | 7 | 12 | | | | | |
| | 検査監査官 | 11 | | | | | | | | 9 | 2 | | | | | | |
| | 監査専門官 | 16 | | | | | | | | | | 7 | 9 | | | | |
| | 一般職員 | 35 | | | | | | | | | | | | | 19 | 16 | |
| | 〔地方検察庁及び区検察庁〕 | 132 | | | | | | | | | | | | | 132 | | |
| | 内 | 8,211 | | | | | | | | | | | | | 1,560 | 257 | |
| | 内 | | | | | | | | | | | | | | 2,466 | | |
| | 事務局長 | 50 | | | | | 12 | 31 | 7 | | | | | | | | |
| | 事務局次長 | 13 | | | | | | | 12 | 1 | | | | | | | |
| | 地検課長 | 181 | | | | | | | | 126 | 55 | | | | | | |
| | 支部課長 | 36 | | | | | | | | 2 | 22 | 12 | | | | | |
| | 区検課長 | 6 | | | | | | | | | 3 | 3 | | | | | |
| | 課長 補佐 | 83 | | | | | | | | | 16 | 67 | | | | | |
| | 係長 | 548 | | | | | | | | | | 204 | 344 | | | | |
| | 主任 | 120 | | | | | | | | | | | 74 | 46 | | | |
| | 首席捜査官 | 52 | | | | | 6 | 32 | 14 | | | | | | | | |
| | 次席捜査官 | 56 | | | | | | | 10 | 46 | | | | | | | |
| | 統括捜査官 | 735 | | | | | | | | 269 | 296 | 170 | | | | | |
| | 主任捜査官 | 89 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 内 | 3,476 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 内 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 検査監理官 | 50 | | | | | | | 16 | 34 | | | | | | | |
| | 統括検務官 | 616 | | | | | | | | 50 | 219 | 347 | | | | | |
| | 検務専門官 | 43 | | | | | | | | | 8 | 759 | 353 | | | | |
| | 内 | 1,879 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 内 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 調査官 | 52 | | | | | | | | 12 | 18 | 22 | | | | | |

| 組織・項等の区分 | 適用を受ける係長及び職名 | 予算定員(人) | 級 別 | | | | | | | | | | 俸給額(千円) | | | | |
|-------------|----------------------|--|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|---------|----|--|--|------------|
| | | | 11級 | 10級 | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | | 1級 | | | |
| | 一 一般職員 | 258 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 検 察 官 | 外 内 3 2,767 | | | | | | | | | | | | | | | 257 |
| | (最高検察庁) | 18 | | | | | | | | | | | | | | | 18,447.620 |
| | 検 事 総 長 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 次 長 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 検 事 | 16 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (高等検察庁) | 130 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 検 事 長 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 検 事 | 122 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | [地方検察庁及び区 検察庁] | 外 内 3 2,619 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 検 事 | 外 内 3 1,720 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 副 検 事 | 899 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 矯正官署 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 矯正官署共通費 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一 一般職 | | 外 内 5(6箇月) 213(6箇月) 23,600 | | | | | | | | | | | | | | | 88,340.268 |
| 指 定 職 俸 給 表 | | 9 | | | | | | | | | | | | | | | 82,872 |
| (矯正研修所) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所 長 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (矯正管区) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管 区 長 | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (刑務所) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所 長 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 組織・項等の区分 | 通用を受ける俸給表及び職名 | 予算定員(人) | 級 別 内 訳 | | | | | | | | | | | 俸給額(千円) | | | |
|----------|---------------|---------|---------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---------|----|---|---------|
| | | | 11級 | 10級 | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 | | | | |
| | 行政職俸給表(一) | 183 | 1 | 1 | 1 | 1 | - | - | 1 | 1 | 1 | 1 | - | 88 | 91 | - | 666,061 |
| | (矯正研修所) | 4 | | | 1 | 1 | | | | | 1 | 1 | | | | | |
| | 副 所 長 | 1 | | | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | 課 長 | 2 | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | | |
| | 主 任 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (矯正管区) | 9 | | 1 | | | | | | | | | | | | 2 | 6 |
| | 管 区 長 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| | 主 任 | 2 | | | | | | | | | | | 2 | | | | |
| | 一 般 職 員 | 6 | | | | | | | | | | | | | | 6 | |
| | (刑務所) | 155 | | | | | | | | | | | | 73 | 82 | | |
| | 専 門 職 | 119 | | | | | | | | | | | | 73 | 46 | | |
| | 一 般 職 員 | 36 | | | | | | | | | | | | | 36 | | |
| | (少年院) | 8 | | | | | | | | | | | | | 7 | 1 | |
| | 専 門 職 | 7 | | | | | | | | | | | | | 7 | | |
| | 一 般 職 員 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 | |
| | (少年鑑別所) | 7 | | | | | | | | | | | | 5 | 2 | | |
| | 専 門 職 | 6 | | | | | | | | | | | | | 5 | 1 | |
| | 一 般 職 員 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 | |
| | 行政職俸給表(二) | 21 | | | | | | | | | | | 7 | 14 | - | - | 54,938 |
| | (刑務所) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 技能労務職員 | 12 | | | | | | | | | | | | 5 | 7 | | |
| | (少年院) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 技能労務職員 | 8 | | | | | | | | | | | | | | 1 | 7 |
| | (少年鑑別所) | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 組織・項等の区分 | 適用を受ける俸給表及び職名 | 予算定員(人) | 級 別 | | | | | | | | | | | 俸給額(千円) | | | | |
|----------|----------------------|---------------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|------|------|---------|----|----|--|------------|
| | | | 11 級 | 10 級 | 9 級 | 8 級 | 7 級 | 6 級 | 5 級 | 4 級 | 3 級 | 2 級 | 1 級 | | | | | |
| | 技能労務職員 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 公安職俸給表(-) (矯正研修所) | 156 18,993 | 内 | 2 | 39 | 71 | 112 | 450 | 561 | 内 | 30 内 | 71 内 | 55 | | | | | |
| | 部長 | 49 | | | | 3 | 6 | 24 | 6 | 10 | | | | | | | | 69,905,480 |
| | 教官 | 2 | | | | 2 | | | | | | | | | | | | |
| | 支所教頭 | 23 | | | | | 6 | 10 | 2 | 5 | | | | | | | | |
| | 同教官 | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | (矯正管区) | 23 | | | | | | 14 | 4 | 5 | | | | | | | | |
| | 部長 | 231 | | 15 | 9 | 19 | 60 | 32 | 28 | 47 | | | | | | | | 5 |
| | 課長 | 24 | | 15 | 9 | | | | | | | | | | | | | |
| | 課長 | 85 | | | | | 11 | 60 | 14 | | | | | | | | | |
| | 係長 | 41 | | | | | | | 5 | 36 | | | | | | | | |
| | 首席管区監査官 | 8 | | | | | 8 | | | | | | | | | | | |
| | 矯正専門職 | 52 | | | | | | | 18 | 23 | 11 | | | | | | | |
| | 一般職員 | 21 | | | | | | | | | | | | | | 16 | | 5 |
| | (刑務所) | 156 18,713 | 内 | 2 | 24 | 62 | 90 | 384 | 418 | 527 | 1,782 | 内 | 30 内 | 71 内 | 55 | | | |
| | 所長 | 71 | | 2 | 24 | 32 | 13 | | | | | | | | | | | |
| | 部長 | 191 | | | | 30 | 61 | 100 | | | | | | | | | | |
| | 課長 | 223 | | | | | | 72 | 101 | 50 | | | | | | | | |
| | 支所長 | 108 | | | | | 11 | 22 | 33 | 42 | | | | | | | | |
| | 支所次長 | 10 | | | | | | 10 | | | | | | | | | | |
| | 同課長 | 30 | | | | | | | 2 | 13 | 15 | | | | | | | |
| | 課長補佐 | 38 | | | | | | | | 10 | 28 | | | | | | | |
| | 係長 | 420 | | | | | | | | | 315 | 105 | | | | | | |
| | 調査官 | 17 | | | | | | 11 | 6 | | | | | | | | | |

| 組織・項等の区分 | 通用を受ける係給表及び職名 | 予算定員(人) | 級 別 | | | | | | | | | | | 俸給額(千円) | | | | |
|----------|---------------|----------------------|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|---------|---------------|--|--|--|
| | | | 11級 | 10級 | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 | | | | | |
| | 首席矯正処遇官 | 202 | | | | 5 | 151 | 46 | | | | | | | | | | |
| | 次席矯正処遇官 | 10 | | | | | 10 | | | | | | | | | | | |
| | 統括矯正処遇官 | 624 | | | | | 1 | 149 | 230 | 244 | | | | | | | | |
| | 矯正処遇官 | 内 71 11,060 | | | | | | | | | | | | | 内 71 3,223 | | | |
| | 専門官 | 内 30 1,138 | | | | | | | | | | | | | 内 30 528 | | | |
| | 一般職員 | 内 55 4,571 | | | | | | | | | | | | | 内 55 2,645 | | | |
| | 公安職係給表(二) | 外 5 内 36 3,502 | | | | | | | | | | | | | 内 36 844 | | | |
| | [少年院] | 内 25 2,344 | | | | | | | | | | | | | 内 25 1,065 | | | |
| | 院長 | 41 | | | | | | | | | | | | | 内 25 635 | | | |
| | 分院長 | 6 | | | | | | | | | | | | | 内 5 134 | | | |
| | 次長 | 45 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 長 | 45 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 課長 | 22 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 課長補佐 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 係長 | 168 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 調査官 | 9 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 首席専門官 | 55 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 統括専門官 | 147 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 専門官 | 内 25 1,669 | | | | | | | | | | | | | 内 25 652 | | | |
| | 一般職員 | 137 | | | | | | | | | | | | | 内 481 3 | | | |
| | [少年鑑別所] | 外 5 内 1 1,156 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 所長 | 49 | | | | | | | | | | | | | 内 11 289 | | | |
| | 次長 | 15 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 課長 | 59 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 組織・項等の区分 | 適用を受ける俸給表及び職名 | 予算定員(人) | 級 別 内 訳 | | | | | | | | | | | 俸給額(千円) | | | | |
|----------|---------------|---------|---------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|---------|-----|-----|----|-----------|
| | | | 11 級 | 10 級 | 9 級 | 8 級 | 7 級 | 6 級 | 5 級 | 4 級 | 3 級 | 2 級 | 1 級 | | | | | |
| | 課長補佐 | 2 | | | | | | | | | | | 2 | | | | | |
| | 分所長 | 3 | | | | | | | | 1 | 2 | | | | | | | |
| | 分所長 | 1 | | | | | | | | | | | 1 | | | | | |
| | 係長 | 87 | | | | | | | | | | | | | 69 | 18 | | |
| | 首席専門官 | 44 | | | | | | | | 2 | 33 | 9 | | | | | | |
| | 総括専門官 | 121 | | | | | | | | | 7 | 47 | 67 | | | | | |
| | 専門官 | 11 | | | | | | | | | | | | | | 11 | | |
| | 専門官 | 740 | | | | | | | | | | 1 | 233 | 223 | 11 | 286 | | |
| | 一般職員 | 5 | | | | | | | | | | | | | | 2 | 5 | |
| | (婦人補導院) | 35 | | | | | | | | | | | | | | 33 | | |
| | 院長 | 2 | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | |
| | 院長 | 1 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | |
| | 課長 | 1 | | | | | | | | | 1 | | | | | | | |
| | 医療職俸給表(-) | 328 | | | | | | | | | - | | 23 | 121 | 140 | 44 | | 1,628,593 |
| | (刑務所) | 236 | | | | | | | | | | | | 19 | 79 | 102 | 36 | |
| | 所長 | 4 | | | | | | | | | | | 4 | | | | | |
| | 医療部長 | 23 | | | | | | | | | | | | 15 | 8 | | | |
| | 医療課長 | 120 | | | | | | | | | | | | | 69 | 51 | | |
| | 支所医務課長 | 15 | | | | | | | | | | | | | | 14 | 1 | |
| | 医長 | 12 | | | | | | | | | | | | | 2 | 10 | | |
| | 医師 | 62 | | | | | | | | | | | | | | 27 | 35 | |
| | (少年院) | 69 | | | | | | | | | | | 4 | 31 | 28 | 6 | | |
| | 院長 | 4 | | | | | | | | | | | 4 | | | | | |
| | 医務課長 | 45 | | | | | | | | | | | | | | 31 | 14 | |
| | 医師 | 20 | | | | | | | | | | | | | | | 14 | 6 |
| | (少年鑑別所) | 23 | | | | | | | | | | | | 11 | 10 | 2 | | |

| 組織・項等の区分 | 通用を受ける俸給表及び職名 | 予算定員(人) | 級 別 | | | | | | | | | | | 俸給額(千円) | | | | | |
|-----------|---------------|-----------|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---------|----|---------|----------|-----------|-----------|
| | | | 11級 | 10級 | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 | | | | | | |
| | 医 務 課 長 | 16 | | | | | | | | | | 11 | | | | | | | |
| | 分 所 医 務 課 長 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | |
| | 医 師 | 6 | | | | | | | | | | | | | | 4 | 2 | | |
| | 医療職俸給表(二) | 8 161 | 内 | | | | | | | | | | 20 | 4 | 65 | 71 | 1 | 508,697 | |
| | (刑 務 所) | 8 152 | 内 | | | | | | | | | | 18 | 3 | 61 | 70 | | | |
| | 薬 劑 師 | 6 85 | 内 | | | | | | | | | | 18 | 2 | 22 | 43 | | | |
| | 栄 養 士 | 18 | | | | | | | | | | | | | 12 | 6 | | | |
| | 診療エックス線技師 | 22 | | | | | | | | | | | | | 15 | 7 | | | |
| | 医療技術職員 | 2 27 | 内 | | | | | | | | | | | | 2 | 内 12 | 14 | | |
| | (少 年 院) | 9 | | | | | | | | | | | 2 | 1 | 4 | 1 | 1 | | |
| | 薬 劑 師 | 7 | | | | | | | | | | | | | 2 | 1 | 4 | | |
| | 栄 養 士 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 医療職俸給表(三) | 13 403 | 内 | | | | | | | | | | | | 2 | 内 3 | 内 3 | 10 349 | 1,354,837 |
| | (刑 務 所) | 13 386 | 内 | | | | | | | | | | | | 2 | 内 3 | 内 3 | 10 334 | |
| | 総 看 護 師 長 | 4 | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | | | |
| | 看 護 師 長 | 3 48 | 内 | | | | | | | | | | | | 3 | 内 48 | | | |
| | 看 護 師 | 10 334 | 内 | | | | | | | | | | | | | | 内 334 | 10 | |
| | (少 年 院) | 16 | | | | | | | | | | | | | | 2 | 14 | | |
| | 看 護 師 長 | 2 | | | | | | | | | | | | | | 2 | | | |
| | 看 護 師 | 14 | | | | | | | | | | | | | | | | 14 | |
| | (少 年 鑑 別 所) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 看 護 師 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | |
| 更生保護官署 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 更生保護官署共通費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 組織・項等の区分 | 任用を受ける俸給表及び職名 | 予算定員(人) | 級 別 内 訳 | | | | | | | | | | | 俸給額(千円) | | | | |
|----------|-------------------------|--------------------|---------|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|---------|--|--|-----------|-----------|
| | | | 11級 | 10級 | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 | | | | | |
| 一 般 職 | | 内 29(6箇月) 1,829 | | | | | | | | | | | | | | | 7,253,003 | |
| | 指定職俸給表 〔地方更生保護委員〕 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委員 長 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 行政職俸給表(一) 〔地方更生保護委員〕 | 内 29 1,821 | | | | | | | | | | | | | | | | 36,528 |
| | 委員 長 | 3 | 20 | 33 | 65 | 142 | 213 | 405 | 559 | 368 | 13 | | | | | | | 7,202,091 |
| | 委員 長 | 3 | 12 | 21 | 28 | 39 | 22 | 55 | 55 | 45 | 4 | | | | | | | |
| | 委員 長 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委員 員 | 49 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事務局 長 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事務局 次 長 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 課 長 | 11 | | | | | | | 1 | 8 | 2 | | | | | | | |
| | 課 長 補 佐 | 16 | | | | | | | | | 8 | 8 | | | | | | |
| | 係 長 | 19 | | | | | | | | | | 3 | 7 | 9 | | | | |
| | 主 任 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 首席審査官 | 9 | | | | | | | 1 | 8 | | | | | | | | |
| | 統括審査官 | 17 | | | | | | | | 15 | 2 | | | | | | | |
| 更生保護管理官 | 8 | | | | | | | | 8 | | | | | | | | | |
| 保護観察官 | 135 | | | | | | | | | | 10 | 44 | 48 | 33 | | | | |
| 一般職員 | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔保護観察所〕 | 内 29 1,537 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所 長 | 50 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 次 長 | 12 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課 長 | 50 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 課 長 補 佐 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | |

| 組織・項等の区分 | 通用を受ける職務表及び職名 | 予算定員(人) | 級 別 | | | | | | | | | | | 内 | 外 | 併給額(千円) | | | | |
|-------------|---------------|-------------------------------------|--------|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|---|---|---------|--|--|-----------|------------|
| | | | 11級 | 10級 | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 | | | | | | | |
| 法 務 局 | 係 | 63 | | | | | | | | 24 | 39 | | | | | | | | | |
| | 主任 | 5 | | | | | | | | | 3 | 2 | | | | | | | | |
| | 支 部 長 | 3 | | | | | | | | | 3 | | | | | | | | | |
| | 首席保護観察官 | 12 | | | | | | | | | 12 | | | | | | | | | |
| | 統括保護観察官 | 162 | | | | | | | | 4 | 128 | 4 | | | | | | | | |
| | 保護 観 察 官 | 25 951 | 内 | | | | | | | | 45 | 235 | 351 | | | | | | 25 320 | |
| | 首席社会復帰調整官 | 7 | | | | | | | | | 3 | 4 | | | | | | | | |
| | 統括社会復帰調整官 | 27 | | | | | | | | | 13 | 14 | | | | | | | | |
| | 社会復帰調整官 | 4 184 | 内 | | | | | | | | 72 | 111 | 4 | | | | | | | 1 |
| | 一 般 職 員 | 9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 9 |
| | 行政職俸給表(二) | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 4 |
| | 法 務 局 共 通 費 | (地方更生保護委員) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 技 能 労 務 職 員 | | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 |
| (保護観察所) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 技 能 労 務 職 員 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一 般 職 | 指定職俸給表 | (16) 5(6箇月) 138(6箇月) 8,770 | 外 内 | | | | | | | | | | | | | | | | | 34,834,770 |
| | 法 務 局 長 | (7) | | | | | | | | | | | | | | | | | | 74,472 |
| | 行政職俸給表(-) | (9) 158 8,724 | 外 内 | | | | | | | (1) | (8) | | | | | | | | | |
| | 法 務 局 長 | (1) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 法 務 局 長 | (8) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 法 務 局 長 | (8) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 部 長 | 26 | | | | | | | | 10 | 7 | 9 | | | | | | | | | |

| 組織・項等の区分 | 適用を受ける係長及び職名 | 予算定員(人) | 級 別 | | | | | | | | | | | 俸給額(千円) | | | | |
|----------|--------------|---------|-----|-----|----|----|----|----|-----|-----|----|-----|-----|---------|-----|-------|-------|-------|
| | | | 11級 | 10級 | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 | | | | | |
| | 部次長 | 1 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| | 課長 | 74 | | | | | | | | | 2 | 61 | | 11 | | | | |
| | 課長補佐 | 84 | | | | | | | | | | | 72 | 12 | | | | |
| | 地方法務局長 | 42 | | | | | 9 | 31 | 2 | | | | | | | | | |
| | 地方法務局次長 | 42 | | | | | | | 36 | 6 | | | | | | | | |
| | 回課長 | 212 | | | | | | | | 165 | 46 | 1 | | | | | | |
| | 支局局長 | 261 | | | | | | 5 | 217 | 39 | | | | | | | | |
| | 支局課長 | 101 | | | | | | | | 90 | 11 | | | | | | | |
| | 支局長補佐 | 61 | | | | | | | | | | | 59 | 2 | | | | |
| | 係長 | 837 | 内 | | | | | | | | | | 292 | 542 | 3 | | | |
| | 主任 | 59 | | | | | | | | | | | | | 43 | 16 | | |
| | 総務管理官 | 6 | | | | | | 2 | 4 | | | | | | | | | |
| | 総務管理官 | 8 | | | | | | | | | | 8 | | | | | | |
| | 上席訟務官 | 123 | 内 | | | | | | | | | 72 | 42 | 9 | | | | |
| | 訟務官 | 319 | | | | | | | | | | | | 176 | 143 | | | |
| | 民事行政調査官 | 8 | | | | | | | | | | 8 | | | | | | |
| | 首席登記官 | 80 | | | | | | | 32 | 48 | | | | | | | | |
| | 次席登記官 | 22 | | | | | | | | | | 22 | | | | | | |
| | 統括登記官 | 826 | | | | | | | | | | 180 | 644 | 2 | | | | |
| | 登記官 | 136 | 内 | | | | | | | | | | | | 219 | 2,213 | 内 136 | 1,165 |
| | 復興事業対策官 | 3,597 | | | | | | | | | | | | | 2 | | | |
| | 電子認証管理官 | 1 | | | | | | | | | | 1 | | | | | | |
| | 登記情報システム管理官 | 50 | | | | | | | | | | 11 | 39 | | | | | |
| | 表示登記専門官 | 541 | | | | | | | | | | 43 | 246 | 252 | | | | |

| 組織・項等の区分 | 通用を受ける俸給表及び職名 | 予算定員(人) | 級 別 | | | | | | | | | | | 俸給額(千円) | |
|-------------|---------------------|---------|-------------------|-----|----|----|----|----|-----|----|-----|-----|----------------|---------|------------|
| | | | 11級 | 10級 | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 | | |
| | 監査専門官 | 81 | | | | | | | 8 | 9 | 50 | 14 | | | |
| | 人権擁護専門官 | 11 | | | | | | | 3 | | | | | | |
| | 民事専門官 | 93 | | | | | | | | | 51 | 42 | | | |
| | 戸籍国籍相談官 | 16 | | | | | | | | | 2 | 14 | | | |
| | 登記専門職 | 965 | | | | | | | | | | 594 | 371 | | |
| | 供託専門職 | 142 | | | | | | | | | | 90 | 52 | | |
| | 一般職員 | 532 | 外 | | | | | | | | | | 1 | 外 | 531 |
| | 行政職俸給表(二) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 技能労務職員 | 39 | | | | | | | | 1 | 21 | 17 | - | | 101.127 |
| 地方入国管理官署 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地方入国管理官署共通費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般職 | | 外 内 | 1 279 4,732 | | | | | | | | | | | | 15,145,358 |
| | 指定職俸給表 〔地方入国管理局〕 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 局長 | 3 | | | | | | | | | | | | | 28,764 |
| | 行政職俸給表(一) | 外 内 | 1 279 3,277 | | | | | | | | 内 | 外 | 1 31 242 | | |
| | 〔地方入国管理局〕 | 外 内 | 1 279 3,257 | 2 | 14 | 11 | 23 | 73 | 127 | 6 | 575 | 795 | 1,648 | 9 | 10,065,214 |
| | 局長 | 5 | | | | | | | | | | | | | |
| | 次長 | 9 | | | | | | | | | | | | | |
| | 課長 | 14 | | | | | | | | | | | | | |
| | 室長 | 4 | | | | | | | | | | | | | |
| | 支局長 | 7 | | | | | | | | | | | | | |

| 組織・項等の区分 | 適用を受ける係長及び職名 | 予算定員(人) | 級 別 | | | | | | | | | | | 俸給額(千円) | | | |
|----------|--------------|-------------------|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----------|----------------|-------------------|---------|-----|--|-----------|
| | | | 11級 | 10級 | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 | | | | |
| | 支局次長 | 7 | | | | | 4 | 3 | | | | | | | | | |
| | 同課長 | 7 | | | | | | | 7 | | | | | | | | |
| | 課長補佐 | 29 | | | | | | | | 12 | 17 | | | | | | |
| | 係長 | 69 | | | | | | | | | 29 | 40 | | | | | |
| | 審査監理官 | 9 | | | | | | 9 | | | | | | | | | |
| | 首席審査官 | 101 | | | | | | 4 | 54 | 43 | | | | | | | |
| | 統括審査官 | 258 | | | | | | | | 66 | 192 | | | | | | |
| | 入国審査官 | 1 279 2,731 | | | | | | | | | 内 331 | 外 31 752 | 内 242 1,648 | | | | |
| | 一般職員 | 7 | | | | | | | | | | | | | | | 7 |
| | (入国者収容所) | 20 | | | | | 2 | 1 | 1 | 3 | 2 | 6 | 3 | | | | 2 |
| | 所長 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 次長 | 2 | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | |
| | 課長 | 4 | | | | | | | | 3 | 1 | | | | | | |
| | 課長補佐 | 2 | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | |
| | 係長 | 8 | | | | | | | | | | 5 | 3 | | | | |
| | 一般職員 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | 2 |
| | 公安職俸給表(-) | 1,444 | - | - | | 3 | 16 | 12 | 12 | 27 | 48 | 321 | 432 | 294 | 291 | | 5,016,267 |
| | (地方入国管理局) | 1,257 | | | | 3 | 13 | 12 | 12 | 23 | 42 | 284 | 385 | 264 | 231 | | |
| | 警備監理官 | 4 | | | | | | 3 | 1 | | | | | | | | |
| | 首席入国警備官 | 33 | | | | | | | | 12 | 12 | 9 | | | | | |
| | 統括入国警備官 | 106 | | | | | | | | | 14 | 42 | 50 | | | | |
| | 入国警備専門官 | 867 | | | | | | | | | | 234 | 385 | 248 | | | |
| | 一般職員 | 247 | | | | | | | | | | | | | | | 16 231 |
| | (入国者収容所) | 187 | | | | | | 3 | | 4 | 6 | 37 | 47 | 30 | 60 | | |

| 組織・項等の区分 | 通用を受ける職務表及び職名 | 予算定員(人) | 級 別 内 訳 | | | | | | | | | | | 俸給額(千円) | | | | | | | | | |
|-----------|---------------|---------|---------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---------|--|--|----|----|----|---|----|--|-----------|
| | | | 11級 | 10級 | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 | | | | | | | | | | |
| | 首席入国警備官 | 4 | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | |
| | 統括入国警備官 | 12 | | | | | | | | | | 3 | | | | | | | | | | | |
| | 入国警備専門官 | 108 | | | | | | | | | | | | | | | 34 | 47 | 27 | | | | |
| | 一般職員 | 63 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 | 60 | | |
| | 医療職俸給表(-) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 〔入国者収容所〕 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 16,394 |
| | 室長 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 医師 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 医療職俸給表(二) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 〔入国者収容所〕 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 薬剤師 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3,949 |
| 医療職俸給表(三) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔入国者収容所〕 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 14,770 |
| 看護師長 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 看護師 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公安審査委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公安審査委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般職 | 行政職俸給表(-) | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 事務局長 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 主任 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 専門職 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公安調査庁 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公安調査庁共通費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般職 | | 内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 6,477,938 |
| | | (11) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 25(6箇月) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 1,621 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 組織・項等の区分 | 適用を受ける俸給表及び職名 | 予算定員(人) | 級 別 | | | | | | | | | | | 俸給額(千円) | | | | | | |
|----------|---------------|-----------|------|------|-----|-----|----------|-----------|-----------|------------|----------|----------|-----|---------|----|----|--|---|---------|--------|
| | | | 11 級 | 10 級 | 9 級 | 8 級 | 7 級 | 6 級 | 5 級 | 4 級 | 3 級 | 2 級 | 1 級 | | | | | | | |
| | 指定職俸給表 | (5) 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | 105,912 | |
| | 長官 | (1) 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 次長 | (1) 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 部長 | (2) 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 公安調査局長 | (1) 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 行政職俸給表(一) | (4) 45 | | | | | | (2) 11 | (2) 2 | (2) - | 6 | 18 | 5 | | | | | | 192,726 | |
| | 課長 | (4) 12 | | | | | (2) 9 | (2) 2 | | | | | | | | | | | | |
| | 係長 | 9 | | | | | | | | | 4 | 5 | | | | | | | | |
| | 主任 | 6 | | | | | | | | | | 3 | 3 | | | | | | | |
| | 研修所長 | 1 | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| | 公安調査局長 | 3 | | | | | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | 公安調査局係長 | 8 | | | | | | | | | | | 2 | 6 | | | | | | |
| | 同主任 | 4 | | | | | | | | | | | | | 4 | | | | | |
| | 一般職員 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | |
| | 行政職俸給表(二) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 技能労務職員 | 5 | | | | | | | | | | | 1 | 2 | 2 | | | | | 18,048 |
| | 公安職俸給表(二) | (2) 25 | | | | | | | (1) 75 | (1) 131 | | | | | | | | | | 25 |
| | | 1,561 | | | | | | 14 | 25 | 2 | 142 | 275 | 463 | 270 | | | | | | 176 |
| | 調整官 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 課長補佐 | 28 | | | | | | | | | 9 | 18 | 1 | | | | | | | |
| | 統括調査官 | 56 | | | | | | | | | 11 | 8 | 25 | 12 | | | | | | |
| | 調査官 | 201 | | | | | | | | | | | | 57 | 82 | 37 | | | | 25 |
| | 専門職 | 39 | | | | | | | | | 14 | 10 | 13 | 2 | | | | | | |
| | 法規専門職 | (2) 2 | | | | | | | | | (1) 1 | (1) 1 | | | | | | | | |
| | 研修所員 | 5 | | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | |

| 組織・項等の区分 | 適用を受ける係給表及び職名 | 予算定員(人) | 級 別 | | | | | | | | | | | 俸給額(千円) | | | |
|----------|---------------|---------|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|---------|-----|--|--|
| | | | 11級 | 10級 | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 | | | | |
| | 公安調査局長 | 24 | | | | 8 | 16 | | | | | | | | | | |
| | 同 管 理 官 | 16 | | | | | | 16 | | | | | | | | | |
| | 同 首 席 調 査 官 | 38 | | | | | | 20 | 17 | 1 | | | | | | | |
| | 同 統 括 調 査 官 | 146 | | | | | | 2 | 8 | 49 | 87 | | | | | | |
| | 同 調 査 官 | 256 | | | | | | | | | 48 | 251 | 180 | 25 | 127 | | |
| | 同 調 査 官 | 606 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 同 専 門 職 | 70 | | | | | | | 33 | 26 | 11 | | | | | | |
| | 公安調査事務所長 | 14 | | | | 6 | 7 | 1 | | | | | | | | | |
| | 公安調査事務所首席調査官 | 28 | | | | | | | | 26 | 2 | | | | | | |
| | 同 統 括 調 査 官 | 54 | | | | | | | | 9 | 6 | 39 | | | | | |
| | 同 調 査 官 | 209 | | | | | | | | | | 15 | 117 | 53 | 24 | | |
| | 同 専 門 職 | 23 | | | | | | | | | 18 | 5 | | | | | |

(備考) 1 () の数字は、検事をもって充てることができる人員で内数である。

2 この予算定員及び俸給額表の予算定員及び俸給額には、「一般職の任期付職員に關する法律」第7条第1項又は第2項の俸給表を適用する任期付職員及び「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特別に關する法律」第6条第1項又は第2項の俸給表を適用する任期付研究員が含まれる。

3 この予算定員及び俸給額表の職名は、必要に応じて代表的な職名又は包括的な職名を記載している。

(イ) 法務省主管 平成30年度歳入予算額表
法務省主管

(単位：千円)

| 部・款・項・目 | 平成30年度予算額 | 前年度予算額 | 対前年度 比較増△減額 |
|-----------------|--------------------|--------------------|-----------------|
| 雑収入 | 101,338,054 | 101,357,798 | △ 19,744 |
| 国有財産利用収入 | 749,253 | 652,358 | 96,895 |
| 国有財産貸付収入 | 748,406 | 650,874 | 97,532 |
| 土地及水面貸付料 | 192,900 | 186,544 | 6,356 |
| 建物及物件貸付料 | 225,899 | 182,793 | 43,106 |
| 公務員宿舍貸付料 | 329,607 | 281,537 | 48,070 |
| 利子収入 | | | |
| 延納利子収入 | 847 | 1,484 | △ 637 |
| 諸収入 | 100,588,801 | 100,705,440 | △ 116,639 |
| 許可及手数料 | | | |
| 手数料 | 48,102,106 | 48,337,394 | △ 235,288 |
| 懲罰及没収金 | 47,016,088 | 46,865,217 | 150,871 |
| 過料 | 1,205,023 | 1,233,800 | △ 28,777 |
| 没収金 | 1,051,227 | 807,600 | 243,627 |
| 罰金及科料 | 44,759,838 | 44,823,817 | △ 63,979 |
| 弁償及返納金 | 927,762 | 942,492 | △ 14,730 |
| 弁償及違約金 | 586,965 | 588,516 | △ 1,551 |
| 返納金 | 340,797 | 353,976 | △ 13,179 |
| 物品売払収入 | | | |
| 不用物品売払代 | 100,328 | 125,284 | △ 24,956 |
| 矯正官署作業収入 | 4,055,388 | 4,009,579 | 45,809 |
| 刑務所作業収入 | 4,046,595 | 4,001,365 | 45,230 |
| 少年院職業指導収入 | 8,793 | 8,214 | 579 |
| 雑入 | 387,129 | 425,474 | △ 38,345 |
| 労働保険料被保険者負担金 | 35,604 | 41,522 | △ 5,918 |
| 小切手支払未済金収入 | 15,298 | 23,483 | △ 8,185 |
| 延滞金 | 5,171 | 6,193 | △ 1,022 |
| 期満後収入 | 138,483 | 148,925 | △ 10,442 |
| 雑収 | 192,573 | 205,351 | △ 12,778 |
| 法務省主管合計 | 101,338,054 | 101,357,798 | △ 19,744 |

(ウ) 法務省所管 平成30年度歳出予算項目別表

(単位：千円)

| 項 目 | 平成30年度 当初予算額 | 前 年 度 当初予算額 | 対前年度 比較増△減額 |
|---------------------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 法務本省共通費 | 128,163,646 | 127,203,025 | 960,621 |
| 職員基本給 | 5,439,824 | 5,267,220 | 172,604 |
| 職員諸手当 | 2,727,240 | 2,583,123 | 144,117 |
| 超過勤務手当 | 813,569 | 795,855 | 17,714 |
| 委員手当 | 49,866 | 48,453 | 1,413 |
| 非常勤職員手当 | 19,345 | 19,329 | 16 |
| 休職者給与 | 731,328 | 694,428 | 36,900 |
| 国際機関等派遣職員給与 | 148,447 | 175,093 | △ 26,646 |
| 公務災害補償費 | 495,792 | 491,985 | 3,807 |
| 退職手当 | 33,149,302 | 33,330,939 | △ 181,637 |
| 児童手当 | 70,860 | 70,665 | 195 |
| 諸謝金 | 27,253 | 26,812 | 441 |
| 報償費 | 1,705 | 1,705 | 0 |
| 職員旅費 | 254,150 | 229,034 | 25,116 |
| 国際連合犯罪防止刑事司法会議 開催準備職員旅費 | 19,613 | 1,376 | 18,237 |
| 外国留学旅費 | 47,327 | 52,508 | △ 5,181 |
| 赴任旅費 | 11,478 | 11,478 | 0 |
| 委員等旅費 | 20,341 | 16,280 | 4,061 |
| 外国人招へい旅費 | 2,933 | 0 | 2,933 |
| 国際連合犯罪防止刑事司法会議 開催準備外国人招へい旅費 | 7,014 | 8,352 | △ 1,338 |
| 参考人等旅費 | 61 | 61 | 0 |
| 庁費 | 1,265,862 | 1,246,459 | 19,403 |
| 情報処理業務庁費 | 312,978 | 372,765 | △ 59,787 |
| 国会図書館支部庁費 | 3,473 | 3,473 | 0 |
| 司法国際化業務庁費 | 81,479 | 90,525 | △ 9,046 |
| 国際連合犯罪防止刑事司法会議 開催準備庁費 | 40,815 | 4,602 | 36,213 |
| 庁舎等撤去費 | 124,367 | 120,876 | 3,491 |
| 招へい外国人滞在費 | 47 | 0 | 47 |
| 国際連合犯罪防止刑事司法会議 開催準備招へい外国人滞在費 | 283 | 1,042 | △ 759 |
| 各所修繕 | 1,414,564 | 1,651,264 | △ 236,700 |
| 自動車重量税 | 115 | 647 | △ 532 |
| 国家公務員共済組合負担金 | 65,349,236 | 64,547,957 | 801,279 |
| 基礎年金等国家公務員共済 組合負担金 | 14,815,798 | 14,594,100 | 221,698 |
| 育児休業手当金国家公務員 共済組合負担金 | 6,723 | 18,173 | △ 11,450 |

| 項 目 | 平成30年度 当初予算額 | 前 年 度 当初予算額 | 対 前 年 度 比較増△減額 |
|--------------------------|-----------------|----------------|-------------------|
| 国有資産所在市町村交付金 | 143,898 | 143,791 | 107 |
| 国際私法会議等分担金 | 59,440 | 57,049 | 2,391 |
| 政府開発援助国際連合薬物犯罪 事務所拠出金 | 82,577 | 103,617 | △ 21,040 |
| 国際連合開発計画拠出金 | 2,554 | 0 | 2,554 |
| 交際費 | 1,989 | 1,989 | 0 |
| 賠償償還及払戻金 | 420,000 | 420,000 | 0 |
| 基本法制整備費 | 133,314 | 127,738 | 5,576 |
| 諸謝金 | 3,654 | 3,226 | 428 |
| 職員旅費 | 14,147 | 13,655 | 492 |
| 委員等旅費 | 478 | 478 | 0 |
| 庁費 | 115,035 | 110,379 | 4,656 |
| 司法制度改革推進費 | 17,105,809 | 16,072,125 | 1,033,684 |
| 委員手当 | 44,838 | 42,431 | 2,407 |
| 諸謝金 | 132,685 | 128,661 | 4,024 |
| 職員旅費 | 6,403 | 5,972 | 431 |
| 委員等旅費 | 20,523 | 18,678 | 1,845 |
| 庁費 | 25,966 | 24,341 | 1,625 |
| 情報処理業務庁費 | 4,767 | 7,184 | △ 2,417 |
| 司法試験業務庁費 | 380,479 | 366,783 | 13,696 |
| 国選弁護士確保業務等委託費 | 16,490,148 | 15,478,075 | 1,012,073 |
| 日本司法支援センター運営費 | | | |
| 日本司法支援センター運営費 交付金 | 14,567,604 | 14,806,609 | △ 239,005 |
| 再犯防止等企画調整推進費 | 162,056 | 6,332 | 155,724 |
| 諸謝金 | 1,588 | 411 | 1,177 |
| 職員旅費 | 2,243 | 1,514 | 729 |
| 庁費 | 17,725 | 4,407 | 13,318 |
| 再犯防止等推進調査地方公共団体 委託費 | 140,500 | 0 | 140,500 |
| 検察企画調整費 | 42,721 | 42,468 | 253 |
| 諸謝金 | 132 | 132 | 0 |
| 証人等被害給付金 | 100 | 100 | 0 |
| 職員旅費 | 5,114 | 5,114 | 0 |
| 外国人招へい旅費 | 4,371 | 4,296 | 75 |
| 庁費 | 31,130 | 30,952 | 178 |
| 招へい外国人滞在費 | 356 | 356 | 0 |
| 調査活動費 | 1,518 | 1,518 | 0 |
| 矯正企画調整費 | 151,006 | 160,818 | △ 9,812 |
| 委員手当 | 72,889 | 73,774 | △ 885 |

| 項 目 | 平成30年度 当初予算額 | 前 年 度 当初予算額 | 対 前 年 度 比較増△減額 |
|---------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 諸謝金 | 3,878 | 2,419 | 1,459 |
| 褒賞品費 | 959 | 959 | 0 |
| 職員旅費 | 1,556 | 1,556 | 0 |
| 委員等旅費 | 3,646 | 2,306 | 1,340 |
| 庁費 | 9,105 | 8,312 | 793 |
| 民間資金等活用事業調査費 | 51,773 | 64,292 | △ 12,519 |
| 貸費生貸与金 | 7,200 | 7,200 | 0 |
| 更生保護企画調整推進費 | 447,481 | 458,805 | △ 11,324 |
| 諸謝金 | 1,882 | 1,383 | 499 |
| 褒賞品費 | 4,973 | 5,081 | △ 108 |
| 職員旅費 | 3,310 | 2,816 | 494 |
| 委員等旅費 | 952 | 339 | 613 |
| 外国人招へい旅費 | 0 | 8,114 | △ 8,114 |
| 庁費 | 14,977 | 18,152 | △ 3,175 |
| 招へい外国人滞在費 | 0 | 797 | △ 797 |
| 更生保護事業費補助金 | 421,387 | 422,123 | △ 736 |
| 債権管理回収業審査監督費 | 9,805 | 9,638 | 167 |
| 職員旅費 | 308 | 308 | 0 |
| 債権回収会社検査旅費 | 3,284 | 3,284 | 0 |
| 庁費 | 6,213 | 6,046 | 167 |
| 人権擁護推進費 | 1,236,516 | 1,300,368 | △ 63,852 |
| 人権啓発活動等委託費 | 1,194,512 | 1,258,364 | △ 63,852 |
| 人権啓発活動等補助金 | 42,004 | 42,004 | 0 |
| 訟務費 | 1,900,192 | 1,891,119 | 9,073 |
| 諸謝金 | 201,233 | 201,233 | 0 |
| 訟務旅費 | 215,824 | 201,715 | 14,109 |
| 委員等旅費 | 5,524 | 5,524 | 0 |
| 訟務庁費 | 776,940 | 781,976 | △ 5,036 |
| 訴訟用印紙類購入費 | 67,171 | 67,171 | 0 |
| 賠償償還及払戻金 | 33,500 | 33,500 | 0 |
| 保証金 | 600,000 | 600,000 | 0 |
| 出入国管理企画調整推進費 | 1,530,862 | 1,312,330 | 218,532 |
| 委員手当 | 68,684 | 78,451 | △ 9,767 |
| 諸謝金 | 72,482 | 78,975 | △ 6,493 |
| 職員旅費 | 15,918 | 13,248 | 2,670 |
| 委員等旅費 | 8,475 | 11,755 | △ 3,280 |
| 外国人招へい旅費 | 564 | 1,679 | △ 1,115 |
| 情報処理業務庁費 | 35,442 | 26,092 | 9,350 |
| 出入国管理業務庁費 | 210,416 | 226,204 | △ 15,788 |
| 招へい外国人滞在費 | 423 | 423 | 0 |

| 項 目 | 平成30年度 当初予算額 | 前 年 度 当初予算額 | 対 前 年 度 比較増△減額 |
|-----------------------|-----------------|----------------|-------------------|
| 調査活動費 | 537 | 537 | 0 |
| 中長期在留者居住地届出等事務 委託費 | 1,077,924 | 834,971 | 242,953 |
| 外国人技能実習機構交付金 | 39,997 | 39,995 | 2 |
| 法務省施設費 | 25,045,594 | 23,652,778 | 1,392,816 |
| 施設施工旅費 | 29,828 | 55,246 | △ 25,418 |
| 施設施工庁費 | 31,494 | 55,505 | △ 24,011 |
| 施設整備費 | 22,734,507 | 21,292,262 | 1,442,245 |
| 不動産購入費 | 2,249,765 | 2,249,765 | 0 |
| 法務行政情報化推進費 | 2,040,573 | 1,579,129 | 461,444 |
| 情報処理業務庁費 | 2,040,573 | 1,579,129 | 461,444 |
| (組織) 法務本省 計 | 192,537,179 | 188,623,282 | 3,913,897 |
| 法務総合研究所共通費 | 1,911,870 | 2,412,819 | △ 500,949 |
| 職員基本給 | 544,199 | 565,273 | △ 21,074 |
| 職員諸手当 | 259,555 | 265,678 | △ 6,123 |
| 超過勤務手当 | 11,429 | 12,752 | △ 1,323 |
| 児童手当 | 6,790 | 7,825 | △ 1,035 |
| 諸謝金 | 15,709 | 15,656 | 53 |
| 職員旅費 | 287,402 | 282,389 | 5,013 |
| 赴任旅費 | 2,941 | 5,836 | △ 2,895 |
| 庁費 | 566,839 | 517,550 | 49,289 |
| 研修所庁費 | 124,403 | 664,588 | △ 540,185 |
| 情報処理業務庁費 | 11,074 | 27,559 | △ 16,485 |
| 公共施設等維持管理運営費 | 81,280 | 47,414 | 33,866 |
| 自動車重量税 | 0 | 50 | △ 50 |
| 交際費 | 249 | 249 | 0 |
| 法務調査研究費 | 60,762 | 36,437 | 24,325 |
| 諸謝金 | 1,558 | 1,582 | △ 24 |
| 職員旅費 | 3,435 | 5,076 | △ 1,641 |
| 委員等旅費 | 71 | 71 | 0 |
| 試験研究費 | 55,698 | 29,708 | 25,990 |
| 国際協力推進費 | 301,814 | 258,298 | 43,516 |
| 政府開発援助諸謝金 | 54,141 | 54,909 | △ 768 |
| 政府開発援助職員旅費 | 90,266 | 56,285 | 33,981 |
| 政府開発援助研修生旅費 | 12,163 | 12,110 | 53 |
| 政府開発援助外国人招へい旅費 | 50,256 | 52,376 | △ 2,120 |
| 政府開発援助庁費 | 84,121 | 70,437 | 13,684 |
| 政府開発援助情報処理業務庁費 | 866 | 940 | △ 74 |
| 政府開発援助招へい外国人滞在費 | 10,001 | 11,241 | △ 1,240 |
| (組織) 法務総合研究所 計 | 2,274,446 | 2,707,554 | △ 433,108 |

| 項 目 | 平成30年度 当初予算額 | 前 年 度 当初予算額 | 対 前 年 度 比較増△減額 |
|-------------------|-----------------|----------------|-------------------|
| 検察官署共通費 | 102,449,705 | 101,018,164 | 1,431,541 |
| 職員基本給 | 62,646,262 | 62,182,707 | 463,555 |
| 職員諸手当 | 30,299,023 | 29,541,386 | 757,637 |
| 超過勤務手当 | 2,183,827 | 2,160,439 | 23,388 |
| 短時間勤務職員給与 | 1,119,160 | 867,531 | 251,629 |
| 児童手当 | 705,320 | 699,775 | 5,545 |
| 職員旅費 | 4,871 | 4,856 | 15 |
| 赴任旅費 | 362,374 | 362,374 | 0 |
| 庁費 | 4,956,235 | 4,981,842 | △ 25,607 |
| 情報処理業務庁費 | 60,539 | 52,167 | 8,372 |
| 庁舎等撤去費 | 11,340 | 60,564 | △ 49,224 |
| 土地建物借料 | 18,739 | 19,058 | △ 319 |
| 公共施設等維持管理運営費 | 55,815 | 55,700 | 115 |
| 自動車重量税 | 3,484 | 6,382 | △ 2,898 |
| 国有資産所在市町村交付金 | 19,239 | 19,906 | △ 667 |
| 交際費 | 3,477 | 3,477 | 0 |
| 検察費 | 5,078,998 | 4,916,883 | 162,115 |
| 諸謝金 | 842,160 | 815,987 | 26,173 |
| 検察旅費 | 598,194 | 599,205 | △ 1,011 |
| 選挙取締旅費 | 55 | 0 | 55 |
| 参考人等旅費 | 268,689 | 268,925 | △ 236 |
| 検察業務庁費 | 3,367,944 | 3,230,884 | 137,060 |
| 選挙取締庁費 | 74 | 0 | 74 |
| 予納金 | 200 | 200 | 0 |
| 刑事補償金 | 1,682 | 1,682 | 0 |
| 検察運営費 | 3,100,029 | 3,331,263 | △ 231,234 |
| 諸謝金 | 12,464 | 12,464 | 0 |
| 報償費 | 5,100 | 5,100 | 0 |
| 職員旅費 | 118,175 | 114,366 | 3,809 |
| 委員等旅費 | 1,393 | 1,311 | 82 |
| 司法警察職員修習旅費 | 6,301 | 6,315 | △ 14 |
| 司法修習生旅費 | 4,806 | 4,606 | 200 |
| 情報処理業務庁費 | 1,409,997 | 1,934,785 | △ 524,788 |
| 検察業務庁費 | 1,502,157 | 1,212,680 | 289,477 |
| 調査活動費 | 39,636 | 39,636 | 0 |
| (組織) 検察庁 計 | 110,628,732 | 109,266,310 | 1,362,422 |
| 矯正官署共通費 | 168,803,747 | 165,110,976 | 3,692,771 |
| 職員基本給 | 97,932,615 | 96,445,922 | 1,486,693 |
| 職員諸手当 | 45,483,208 | 43,956,487 | 1,526,721 |
| 超過勤務手当 | 18,543,459 | 18,408,828 | 134,631 |

| 項 目 | 平成30年度 当初予算額 | 前 年 度 当初予算額 | 対 前 年 度 比較増△減額 |
|----------------|-----------------|----------------|-------------------|
| 非常勤職員手当 | 1,070,537 | 1,060,104 | 10,433 |
| 短時間勤務職員給与 | 427,607 | 246,046 | 181,561 |
| 児童手当 | 1,987,850 | 1,888,485 | 99,365 |
| 諸謝金 | 21,386 | 21,289 | 97 |
| 褒賞品費 | 1,854 | 1,854 | 0 |
| 職員旅費 | 272,512 | 273,204 | △ 692 |
| 赴任旅費 | 282,109 | 282,109 | 0 |
| 庁費 | 2,286,415 | 2,291,287 | △ 4,872 |
| 情報処理業務庁費 | 32,523 | 83,638 | △ 51,115 |
| 庁舎等撤去費 | 312,718 | 0 | 312,718 |
| 土地建物借料 | 103,933 | 103,933 | 0 |
| 自動車重量税 | 17,425 | 19,362 | △ 1,937 |
| 国有資産所在市町村交付金 | 27,431 | 28,263 | △ 832 |
| 交際費 | 165 | 165 | 0 |
| 矯正管理業務費 | 6,289,983 | 6,213,235 | 76,748 |
| 諸謝金 | 22,351 | 21,245 | 1,106 |
| 職員旅費 | 143,430 | 140,318 | 3,112 |
| 赴任旅費 | 137,215 | 156,839 | △ 19,624 |
| 委員等旅費 | 34,167 | 36,649 | △ 2,482 |
| 矯正管理業務庁費 | 5,199,362 | 5,114,400 | 84,962 |
| 看守等被服費 | 753,046 | 743,372 | 9,674 |
| 調査活動費 | 412 | 412 | 0 |
| 矯正収容費 | 44,020,708 | 45,480,904 | △ 1,460,196 |
| 諸謝金 | 932,555 | 911,576 | 20,979 |
| 被収容者作業報奨金 | 1,846,442 | 1,861,396 | △ 14,954 |
| 職業能力習得報奨金 | 8,738 | 9,869 | △ 1,131 |
| 職業補導賞与金 | 45 | 45 | 0 |
| 被収容者作業死傷手当 | 11,015 | 10,987 | 28 |
| 矯正教育死傷手当 | 980 | 978 | 2 |
| 職業補導死傷手当 | 49 | 49 | 0 |
| 収容業務旅費 | 444,853 | 464,939 | △ 20,086 |
| 作業業務旅費 | 115,933 | 117,729 | △ 1,796 |
| 護送旅費 | 451,657 | 499,242 | △ 47,585 |
| 被収容者旅費 | 119,101 | 129,082 | △ 9,981 |
| 帰宅旅費 | 25,026 | 25,929 | △ 903 |
| 収容諸費 | 21,605,738 | 22,240,800 | △ 635,062 |
| 作業諸費 | 2,813,146 | 2,810,699 | 2,447 |
| 被収容者被服費 | 481,945 | 535,324 | △ 53,379 |
| 作業場等借料 | 10,113 | 10,113 | 0 |
| 被収容者食糧費 | 9,836,792 | 10,342,346 | △ 505,554 |

| 項 目 | 平成30年度 当初予算額 | 前 年 度 当初予算額 | 対 前 年 度 比較増△減額 |
|-----------------------------|-----------------|----------------|-------------------|
| 原材料費 | 196,000 | 203,454 | △ 7,454 |
| 賠償償還及払戻金 | 100 | 100 | 0 |
| 都道府県警察実費弁償金 | 5,120,480 | 5,306,247 | △ 185,767 |
| 矯正施設民間開放推進費 | 17,977,875 | 16,623,169 | 1,354,706 |
| 職員旅費 | 324 | 324 | 0 |
| 矯正管理業務庁費 | 2,387,215 | 2,854,257 | △ 467,042 |
| 公共施設等維持管理運営費 (組織) 矯正官署 計 | 237,092,313 | 233,428,284 | 3,664,029 |
| 更生保護官署共通費 | 13,904,116 | 13,544,882 | 359,234 |
| 職員基本給 | 8,241,343 | 8,080,892 | 160,451 |
| 職員諸手当 | 4,224,814 | 4,077,487 | 147,327 |
| 超過勤務手当 | 305,953 | 305,450 | 503 |
| 委員手当 | 27,495 | 27,538 | △ 43 |
| 短時間勤務職員給与 | 201,059 | 164,079 | 36,980 |
| 児童手当 | 111,455 | 112,930 | △ 1,475 |
| 職員旅費 | 16,476 | 13,561 | 2,915 |
| 赴任旅費 | 53,444 | 53,444 | 0 |
| 委員旅費 | 1,507 | 1,507 | 0 |
| 庁費 | 691,317 | 688,381 | 2,936 |
| 情報処理業務庁費 | 7,702 | 7,431 | 271 |
| 庁舎等撤去費 | 11,123 | 0 | 11,123 |
| 土地建物借料 | 1,161 | 2,796 | △ 1,635 |
| 公共施設等維持管理運営費 | 7,427 | 7,296 | 131 |
| 自動車重量税 | 847 | 1,095 | △ 248 |
| 国有資産所在市町村交付金 | 30 | 32 | △ 2 |
| 交際費 | 963 | 963 | 0 |
| 更生保護活動費 | 12,932,745 | 12,596,645 | 336,100 |
| 諸謝金 | 82,807 | 90,805 | △ 7,998 |
| 保護観察対象者等職業補導給付金 | 574,560 | 574,560 | 0 |
| 食事費給与金 | 1,061 | 1,233 | △ 172 |
| 褒賞品費 | 20,226 | 20,224 | 2 |
| 更生保護業務旅費 | 231,318 | 231,658 | △ 340 |
| 研修生旅費 | 35,117 | 38,024 | △ 2,907 |
| 参考人等旅費 | 115 | 115 | 0 |
| 婦住援護旅費 | 3,352 | 3,319 | 33 |
| 更生保護業務庁費 | 1,873,564 | 1,799,835 | 73,729 |
| 被保護者被服費 | 6,573 | 6,589 | △ 16 |
| 保護観察所入所者食糧費 | 12,551 | 12,688 | △ 137 |
| 更生保護委託費 | 5,279,450 | 5,026,746 | 252,704 |
| 保護司実費弁償金 | 4,812,051 | 4,790,849 | 21,202 |

| 項 目 | 平成30年度 当初予算額 | 前 年 度 当初予算額 | 対 前 年 度 比較増△減額 |
|--------------------------|-----------------|----------------|-------------------|
| (組織) 更生保護官署 計 | 26,836,861 | 26,141,527 | 695,334 |
| 法務局共通費 | 71,757,740 | 71,657,536 | 100,204 |
| 職員基本給 | 39,046,205 | 39,257,430 | △ 211,225 |
| 職員諸手当 | 19,892,122 | 19,643,213 | 248,909 |
| 超過勤務手当 | 4,029,612 | 4,065,547 | △ 35,935 |
| 短時間勤務職員給与 | 1,993,201 | 1,819,465 | 173,736 |
| 児童手当 | 450,030 | 462,790 | △ 12,760 |
| 諸謝金 | 10,190 | 10,190 | 0 |
| 褒賞品費 | 43 | 43 | 0 |
| 職員旅費 | 173,692 | 173,891 | △ 199 |
| 赴任旅費 | 266,653 | 266,653 | 0 |
| 庁費 | 4,298,230 | 4,307,852 | △ 9,622 |
| 情報処理業務庁費 | 952,070 | 914,554 | 37,516 |
| 庁舎等撤去費 | 35,507 | 112,723 | △ 77,216 |
| 土地建物借料 | 426,302 | 439,044 | △ 12,742 |
| 公共施設等維持管理運営費 | 173,054 | 172,058 | 996 |
| 自動車重量税 | 2,269 | 3,048 | △ 779 |
| 国有資産所在市町村交付金 | 7,338 | 7,813 | △ 475 |
| 交際費 | 1,222 | 1,222 | 0 |
| 登記事務処理費 | 50,822,634 | 50,487,835 | 334,799 |
| 委員手当 | 355,529 | 368,285 | △ 12,756 |
| 諸謝金 | 3,918 | 4,037 | △ 119 |
| 登記業務旅費 | 176,394 | 178,999 | △ 2,605 |
| 委員等旅費 | 6,998 | 7,844 | △ 846 |
| 登記情報処理業務庁費 | 32,384,290 | 32,320,356 | 63,934 |
| 登記業務庁費 | 10,847,558 | 10,387,759 | 459,799 |
| 土地建物借料 | 119,302 | 118,850 | 452 |
| 登記事項証明書交付事務等委託費 | 6,928,645 | 7,101,705 | △ 173,060 |
| 国籍等事務処理費 | 2,968,253 | 2,203,085 | 765,168 |
| 民事業務旅費 | 22,108 | 23,398 | △ 1,290 |
| 民事業務庁費 | 2,484,361 | 2,064,510 | 419,851 |
| 社会保障・税番号制度システム 整備費補助金 | 349,471 | 0 | 349,471 |
| 供託金利子 | 112,313 | 115,177 | △ 2,864 |
| 人権擁護活動費 | 2,097,065 | 2,008,567 | 88,498 |
| 人権擁護業務旅費 | 28,737 | 28,834 | △ 97 |
| 人権擁護業務庁費 | 763,828 | 734,973 | 28,855 |
| 人権擁護委員実費弁償金 | 1,304,500 | 1,244,760 | 59,740 |
| (組織) 法務局 計 | 127,645,692 | 126,357,023 | 1,288,669 |
| 地方入国管理官署共通費 | 30,580,145 | 29,120,232 | 1,459,913 |

| 項 目 | 平成30年度 当初予算額 | 前 年 度 当初予算額 | 対 前 年 度 比較増△減額 |
|------------------------|-----------------|----------------|-------------------|
| 職員基本給 | 17,825,362 | 16,956,614 | 868,748 |
| 職員諸手当 | 8,555,408 | 8,063,008 | 492,400 |
| 超過勤務手当 | 2,275,178 | 2,135,583 | 139,595 |
| 短時間勤務職員給与 | 136,675 | 136,447 | 228 |
| 児童手当 | 240,635 | 244,915 | △ 4,280 |
| 報償費 | 60 | 60 | 0 |
| 職員旅費 | 9,247 | 6,881 | 2,366 |
| 赴任旅費 | 123,688 | 127,123 | △ 3,435 |
| 庁費 | 1,380,001 | 1,423,320 | △ 43,319 |
| 情報処理業務庁費 | 13,656 | 5,632 | 8,024 |
| 土地建物借料 | 7,920 | 7,920 | 0 |
| 公共施設等維持管理運営費 | 7,991 | 7,936 | 55 |
| 自動車重量税 | 3,454 | 4,002 | △ 548 |
| 国有資産所在市町村交付金 | 705 | 626 | 79 |
| 交際費 | 165 | 165 | 0 |
| 出入国管理業務費 | 20,274,015 | 20,009,508 | 264,507 |
| 非常勤職員手当 | 21,868 | 21,868 | 0 |
| 諸謝金 | 428,875 | 305,473 | 123,402 |
| 出入国管理業務旅費 | 217,464 | 201,470 | 15,994 |
| 護送旅費 | 133,778 | 111,954 | 21,824 |
| 証人等旅費 | 56 | 56 | 0 |
| 被收容者旅費 | 44,244 | 39,078 | 5,166 |
| 情報処理業務庁費 | 11,879,975 | 12,218,165 | △ 338,190 |
| 出入国管理業務庁費 | 5,133,590 | 4,807,392 | 326,198 |
| 收容諸費 | 1,262,976 | 1,179,568 | 83,408 |
| 審査官等被服費 | 60,878 | 68,561 | △ 7,683 |
| 被收容者被服費 | 868 | 868 | 0 |
| 土地建物借料 | 597,569 | 601,451 | △ 3,882 |
| 調査活動費 | 2,449 | 2,449 | 0 |
| 被護送收容者食糧費 | 489,425 | 451,155 | 38,270 |
| 国際観光旅客税財源 | | | |
| 出入国管理業務費 | 1,200,000 | 0 | 1,200,000 |
| 情報処理業務庁費 | 677,622 | 0 | 677,622 |
| 出入国管理業務庁費 | 522,378 | 0 | 522,378 |
| (組織) 地方入国管理官署 計 | 52,054,160 | 49,129,740 | 2,924,420 |
| 公安審査委員会 | 66,163 | 66,379 | △ 216 |
| 職員基本給 | 23,512 | 23,541 | △ 29 |
| 職員諸手当 | 13,964 | 13,709 | 255 |
| 超過勤務手当 | 805 | 800 | 5 |
| 委員手当 | 18,172 | 18,364 | △ 192 |

| 項 目 | 平成30年度 当初予算額 | 前 年 度 当初予算額 | 対 前 年 度 比較増△減額 |
|------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 児童手当 | 360 | 300 | 60 |
| 諸謝金 | 131 | 131 | 0 |
| 職員旅費 | 256 | 256 | 0 |
| 委員旅費 | 431 | 431 | 0 |
| 庁費 | 8,445 | 8,725 | △ 280 |
| 自動車重量税 | 0 | 35 | △ 35 |
| 交際費 | 87 | 87 | 0 |
| 公安調査庁共通費 | 12,564,587 | 12,310,976 | 253,611 |
| 職員基本給 | 7,690,857 | 7,575,553 | 115,304 |
| 職員諸手当 | 3,784,427 | 3,658,411 | 126,016 |
| 超過勤務手当 | 377,781 | 372,149 | 5,632 |
| 児童手当 | 112,480 | 105,195 | 7,285 |
| 諸謝金 | 831 | 831 | 0 |
| 職員旅費 | 30,032 | 30,032 | 0 |
| 赴任旅費 | 36,246 | 35,911 | 335 |
| 庁費 | 449,907 | 465,531 | △ 15,624 |
| 情報処理業務庁費 | 24,626 | 32,351 | △ 7,725 |
| 土地建物借料 | 3,433 | 3,433 | 0 |
| 公共施設等維持管理運営費 | 49,082 | 28,631 | 20,451 |
| 自動車重量税 | 3,878 | 1,941 | 1,937 |
| 交際費 | 1,007 | 1,007 | 0 |
| 破壊の団体等調査費 | 2,056,954 | 2,357,242 | △ 300,288 |
| 諸謝金 | 4,313 | 4,313 | 0 |
| 団体等調査旅費 | 114,594 | 115,145 | △ 551 |
| 参考人等旅費 | 59 | 59 | 0 |
| 団体等調査業務庁費 | 379,778 | 748,254 | △ 368,476 |
| 公安調査官調査活動費 | 1,558,210 | 1,489,471 | 68,739 |
| (組織)公安調査庁 計 | 14,621,541 | 14,668,218 | △ 46,677 |
| 法務省所管 合計 | 763,757,087 | 750,388,317 | 13,368,770 |

イ 東日本大震災復興特別会計

(ア) 平成30年度 政府職員予算定員及び俸給額表

職名別等内訳

| 適用を受ける俸給表及び職名 | 予算定員(人) | | | | | | | | | | 別内訳 | | | | | 俸給額(千円) | |
|---------------|---------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|--|--|----|--|---------|---------|
| | 11級 | 10級 | 9級 | 8級 | 7級 | 6級 | 5級 | 4級 | 3級 | 2級 | 1級 | | | | | | |
| 法務省 共通費 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〔法務省 局〕 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一 一般職 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 行政職俸給表(一) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 登記官 | | | | 64 | | | | | | | | | | 64 | | | 212,693 |

(備考) 1 この予算定員及び俸給額表の予算定員及び俸給額には、「一般職の任期付職員の採用及び給与の給与の特例に関する法律」第7条第1項の俸給表を適用する特定任期付職員が含まれる。

2 この予算定員及び俸給額表の職名は、必要に応じて代表的な職名又は包括的な職名を記載している。

(イ) 平成30年度 歳入予算額表

復興庁その他の各省各庁所管 (法務省) (単位：千円)

| 款・項・目 | 平成30年度予算額 | 前年度予算額 | 対前年度 比較増△減額 |
|--------------|-----------|--------|----------------|
| 雑収入 | | | |
| 雑収入 | | | |
| 労働保険料被保険者負担金 | 65 | 96 | △ 31 |
| 合計 | 65 | 96 | △ 31 |

(ウ) 平成30年度 歳出予算額科目別表

(単位：千円)

| 科 目 | 平成30年度 当初予算額 | 前 年 度 当初予算額 | 対 前 年 度 比較増△減額 |
|----------------------|------------------|------------------|-------------------|
| 法務省共通費 | 399,178 | 452,569 | △ 53,391 |
| 職員基本給 | 222,692 | 250,998 | △ 28,306 |
| 職員諸手当 | 104,541 | 117,970 | △ 13,429 |
| 超過勤務手当 | 20,502 | 21,993 | △ 1,491 |
| 児童手当 | 4,090 | 7,270 | △ 3,180 |
| 庁費 | 448 | 456 | △ 8 |
| 国家公務員共済組合負担金 | 46,905 | 53,882 | △ 6,977 |
| 法務行政復興政策費 | 168,245 | 181,714 | △ 13,469 |
| 登記業務旅費 | 2,392 | 4,784 | △ 2,392 |
| 登記情報処理業務庁費 | 9,355 | 9,355 | 0 |
| 登記業務庁費 | 83,025 | 93,876 | △ 10,851 |
| 土地建物借料 | 73,473 | 73,699 | △ 226 |
| 法務行政復興事業費 | 823,297 | 227,556 | 595,741 |
| 施設施工旅費 | 1,741 | 568 | 1,173 |
| 施設施工庁費 | 1,361 | 444 | 917 |
| 施設整備費 | 820,195 | 226,544 | 593,651 |
| 東日本大震災復興 | | | |
| 日本司法支援センター運営費 | | | |
| 日本司法支援センター運営費 交付金 | 611,089 | 589,356 | 21,733 |
| (組織)復興庁 計 | 2,001,809 | 1,451,195 | 550,614 |

※ 東日本大震災復興特別会計は復興庁所管であり、同庁において一括計上している。

(2) 決算

平成29年度 法務省主管 一般会計歳入決算報告書

法務省主管 一般会計

| 歳入予算額(円) | 歳入予算修正増加額(円) | 歳入予算修正減少額(円) | 合 計 | | 徴収決定金額(円) | 収納済収入額(円) | 不納欠損額(円) | 徴収決定金額(円) | 収納済収入額(円) | 不納欠損額(円) | 収納未済収入額(円) | 歳入予算額と収納済収入額との差(△は減) |
|-----------------|--------------|--------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|-------------|----------------|----------------|-------------|------------|----------------------|
| | | | 予算額 | 計 | | | | | | | | |
| 101,357,798,000 | 0 | 0 | 101,357,798,000 | 101,357,798,000 | 99,333,770,883 | 98,843,915,024 | 485,178,652 | 99,333,770,883 | 98,843,915,024 | 485,178,652 | 4,677,207 | △ 2,513,882,976 |

| 部・款・項・目 | 歳入予算額(円) | 歳入予算修正増加額(円) | 歳入予算修正減少額(円) | 徴収決定金額(円) | 収納済収入額(円) | 不納欠損額(円) | 徴収決定金額(円) | 収納済収入額(円) | 不納欠損額(円) | 徴収未済収入額(円) | 歳入予算額と収納済収入額との差(△は減) | 増 | 減 | 理 | 由 | 歳入予算額と収納済収入額との差(△は減) |
|--------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------------|----------------|----------------|-------------|---------------|----------------------|---|---|---|---|----------------------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雑収入 | 101,357,798,000 | 99,333,770,883 | 98,843,915,024 | 98,843,915,024 | 98,843,915,024 | 485,178,652 | 98,843,915,024 | 98,843,915,024 | 485,178,652 | 4,677,207 | △ 2,513,882,976 | | | | | △ 2,513,882,976 |
| 国有財産利用収入 | 632,358,000 | 1,029,749,166 | 1,029,749,166 | 743,731,208 | 743,731,208 | 285,565,762 | 61,196 | 61,196 | 25,196 | 91,308,208 | 91,308,208 | | | | | |
| 国有財産賃借収入 | 630,874,000 | 1,029,749,166 | 1,029,749,166 | 742,242,915 | 742,242,915 | 285,565,762 | 61,196 | 61,196 | 25,196 | 91,308,208 | 91,308,208 | | | | | |
| 土地及水面賃付料 | 186,544,000 | 196,942,101 | 196,942,101 | 196,942,101 | 196,942,101 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,398,111 | 10,398,111 | | | | | |
| 建物及物件賃付料 | 182,793,000 | 245,307,041 | 245,307,041 | 245,281,845 | 245,281,845 | 0 | 25,196 | 25,196 | 0 | 62,448,845 | 62,448,845 | | | | | |
| 公務員宿舍賃付料 | 281,537,000 | 300,018,773 | 300,018,773 | 300,018,773 | 300,018,773 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18,481,773 | 18,481,773 | | | | | |
| 利息収入 | 1,484,000 | 287,481,251 | 287,481,251 | 1,488,489 | 1,488,489 | 285,565,762 | 36,000 | 36,000 | 0 | 4,489 | 4,489 | | | | | |
| 延納利息収入 | 100,705,440,000 | 98,304,021,717 | 98,304,021,717 | 98,100,183,816 | 98,100,183,816 | 199,221,890 | 4,616,011 | 4,616,011 | 0 | 2,605,256,184 | 2,605,256,184 | | | | | |
| 諸収入 | 48,337,394,000 | 47,762,435,700 | 47,762,435,700 | 47,762,435,700 | 47,762,435,700 | 0 | 0 | 0 | 0 | 574,958,300 | 574,958,300 | | | | | |
| 手数料 | 46,885,217,000 | 45,212,635,436 | 45,212,635,436 | 45,212,635,436 | 45,212,635,436 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,652,581,564 | 1,652,581,564 | | | | | |
| 懲罰及没収金 | 1,233,800,000 | 1,244,921,116 | 1,244,921,116 | 1,244,921,116 | 1,244,921,116 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11,121,116 | 11,121,116 | | | | | |
| 過料 | 807,600,000 | 943,444,917 | 943,444,917 | 943,444,917 | 943,444,917 | 0 | 0 | 0 | 0 | 138,844,917 | 138,844,917 | | | | | |
| 没収金 | 44,823,817,000 | 43,024,269,403 | 43,024,269,403 | 43,024,269,403 | 43,024,269,403 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,799,547,597 | 1,799,547,597 | | | | | |
| 罰金及資料 | 942,492,000 | 958,981,880 | 958,981,880 | 774,152,896 | 774,152,896 | 180,700,000 | 4,128,984 | 4,128,984 | 0 | 168,339,104 | 168,339,104 | | | | | |
| 弁償及罰金 | 588,516,000 | 664,407,455 | 664,407,455 | 481,427,817 | 481,427,817 | 180,000,000 | 2,979,638 | 2,979,638 | 0 | 107,088,183 | 107,088,183 | | | | | |
| 返納金 | 353,976,000 | 294,574,425 | 294,574,425 | 292,725,079 | 292,725,079 | 700,000 | 1,149,346 | 1,149,346 | 0 | 61,250,921 | 61,250,921 | | | | | |
| 物品売払収入 | 125,284,000 | 137,011,263 | 137,011,263 | 137,011,263 | 137,011,263 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11,727,263 | 11,727,263 | | | | | |
| 不用品売払収入 | 4,009,579,000 | 3,907,124,209 | 3,907,124,209 | 3,905,863,249 | 3,905,863,249 | 1,260,960 | 0 | 0 | 0 | 103,715,751 | 103,715,751 | | | | | |
| 矯正官作業収入 | 4,001,365,000 | 3,900,732,080 | 3,900,732,080 | 3,899,471,120 | 3,899,471,120 | 1,260,960 | 0 | 0 | 0 | 101,893,880 | 101,893,880 | | | | | |
| 少年院職業指導収入 | 8,214,000 | 6,391,654 | 6,391,654 | 6,391,654 | 6,391,654 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,822,346 | 1,822,346 | | | | | |
| 婦人補修院職業指導収入 | 0 | 475 | 475 | 475 | 475 | 0 | 0 | 0 | 0 | 475 | 475 | | | | | |
| 雑収入 | 425,474,000 | 325,833,229 | 325,833,229 | 308,085,272 | 308,085,272 | 17,360,930 | 487,027 | 487,027 | 0 | 117,388,728 | 117,388,728 | | | | | |
| 労働保険料被保険者負担金 | 41,522,000 | 36,033,458 | 36,033,458 | 36,033,458 | 36,033,458 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,488,542 | 5,488,542 | | | | | |
| 小切手支払未済金収入 | 23,483,000 | 9,224,352 | 9,224,352 | 9,224,352 | 9,224,352 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14,258,648 | 14,258,648 | | | | | |
| 延滞金 | 6,193,000 | 19,246,055 | 19,246,055 | 1,985,125 | 1,985,125 | 17,260,930 | 0 | 0 | 0 | 46,588,998 | 46,588,998 | | | | | |
| 開講後収入 | 148,925,000 | 102,336,002 | 102,336,002 | 102,336,002 | 102,336,002 | 0 | 0 | 0 | 0 | 46,844,665 | 46,844,665 | | | | | |
| 雑収入 | 205,351,000 | 158,993,262 | 158,993,262 | 158,506,335 | 158,506,335 | 0 | 487,027 | 487,027 | 0 | 46,844,665 | 46,844,665 | | | | | |
| 法務省主管計 | 101,357,798,000 | 99,333,770,883 | 98,843,915,024 | 98,843,915,024 | 98,843,915,024 | 485,178,652 | 4,677,207 | 4,677,207 | 0 | 2,513,882,976 | 2,513,882,976 | | | | | |

平成29年度 復興庁その他の各省各庁所管（法務省） 東日本大震災復興特別会計歳入決定計算書

復興庁その他の各省各庁所管（法務省） 東日本大震災復興特別会計

| 歳入当分の額 | 歳入当分の額 | 歳入当分の額 | | 徴収決定済額 (円) | 取納済歳入額 (円) | 不納欠損額 (円) | 取納未済歳入額 (円) | 歳入予算額と取納済額との差 (△は減) |
|--------|--------|---------------|------------------|---------------|---------------|--------------|----------------|------------------------|
| | | 予算修正増額 (円) | 予算修正減額 (△)(円) | | | | | |
| 96,000 | 0 | 96,000 | 0 | 458,598 | 458,598 | 0 | 0 | 362,598 |

款・項・目別区分及び各目の増減理由

| 款・項・目 | 歳入予算額 (円) | 徴収決定済額 (円) | 取納済歳入額 (円) | 不納欠損額 (円) | 取納未済歳入額 (円) | 歳入予算額と取納済額との差 (△は減) | 増減理由 |
|--------------|--------------|---------------|---------------|--------------|----------------|------------------------------|------|
| | | | | | | | |
| 雑収入 | 96,000 | 458,598 | 458,598 | 0 | 362,598 | | |
| 労働保険料被保険者負担金 | 96,000 | 64,672 | 64,672 | 0 | △ | 31,328 被保険者数が予定より少なかったこと等のため | |
| 雑収入 | 0 | 393,926 | 393,926 | 0 | 393,926 | 393,926 通勤手当の返納金があったこと等のため | |
| 合計 | 96,000 | 458,598 | 458,598 | 0 | 362,598 | | |

2 平成29年公布法務省主管法律一覧

| 法 律 名 | 公布月日 | 法律 番号 | 施行年月日 |
|--|-------|----------|--|
| 1 裁判所職員定員法の一部を改正する法律 | 4.21 | 17 | 平成29年4月1日 |
| 2 裁判所法の一部を改正する法律 | 4.26 | 23 | 平成29年11月1日 |
| 3 民法の一部を改正する法律 | 6. 2 | 44 | 一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日 |
| 4 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 | 6. 2 | 45 | 一部の規定を除き、民法の一部を改正する法律の施行の日 |
| 5 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律 | 6.21 | 67 | 一部を除いて、公布の日から起算して20日を経過した日（平成29年7月11日） |
| 6 刑法の一部を改正する法律 | 6.23 | 72 | 公布の日から起算して20日を経過した日（平成29年7月13日） |
| 7 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律 | 12.15 | 82 | 平成29年12月15日 |
| 8 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律 | 12.15 | 83 | 平成29年12月15日 |

3 平成29年公布法務省主管政令一覧

| 政 令 名 | 公布月日 | 政令 番号 | 施行年月日 |
|---|-------|----------|------------|
| 1 証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令 | 3.29 | 56 | 平成29年4月1日 |
| 2 法務省組織令の一部を改正する政令 | 3.31 | 74 | 平成29年4月1日 |
| 3 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 | 4.7 | 134 | 平成29年6月1日 |
| 4 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行期日を定める政令 | 4.7 | 135 | 平成29年11月1日 |
| 5 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令 | 4.7 | 136 | 平成29年11月1日 |
| 6 総合法律支援法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 | 9.27 | 249 | 平成30年1月24日 |
| 7 民法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 | 12.20 | 309 | 平成32年4月1日 |

4 平成29年公布法務省令等一覧

| 省令 番号 | 省 令 名 | 公布 月日 | 施行年月日 |
|----------|--|----------|---|
| 1 | 昭和8年司法省令第38号の一部を改正する省令 | 2.13 | 公布の日 |
| 2 | 更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令 | 3. 2 | 公布の日 |
| 3 | 供託規則等の一部を改正する省令 | 3.13 | 公布の日 |
| 4 | 人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令 | 3.15 | 平成29年4月1日 |
| 5 | 独立行政法人緑資源機構法による不動産登記の手續に関する省令を廃止する省令の一部を改正する省令 | 3.22 | 森林法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成28年政令第396号）の施行の日（平成29年4月1日） |
| 6 | 法務省組織規則の一部を改正する省令 | 3.31 | 平成29年4月1日 |
| 7 | 法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令 | 3.31 | 平成29年4月1日 |
| 8 | 刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令 | 3.31 | 平成29年4月1日 一部は 平成29年10月1日 平成30年2月28日 |
| 9 | 少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令 | 3.31 | 平成29年4月1日 一部は 平成29年10月1日 |
| 10 | 矯正研修所組織規則の一部を改正する省令 | 3.31 | 平成29年4月1日 |
| 11 | 矯正管区組織規則の一部を改正する省令 | 3.31 | 平成29年4月1日 |
| 12 | 保護観察所組織規則の一部を改正する省令 | 3.31 | 平成29年4月1日 |
| 13 | 地方更生保護委員会事務局組織規則の一部を改正する省令 | 3.31 | 平成29年4月1日 |
| 14 | 地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令 | 3.31 | 平成29年4月1日 |
| 15 | 警察拘禁費用償還規則の一部を改正する省令 | 3.31 | 平成29年4月1日 |

| 省令 番号 | 省 令 名 | 公布 月日 | 施行年月日 |
|----------|--|----------|--|
| 16 | 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令 | 3.31 | 平成29年4月1日 |
| 17 | 法務省定員規則の一部を改正する省令 | 3.31 | 平成29年4月1日 |
| 18 | 供託規則の一部を改正する省令 | 3.31 | 平成29年4月1日 |
| 19 | 出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令 | 4. 7 | 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成28年法律第88号。以下「改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日 |
| 20 | 不動産登記規則の一部を改正する省令 | 4.17 | 平成29年5月29日 |
| 21 | 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令の一部を改正する省令 | 4.26 | 公布の日 |
| 22 | 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令 | 5. 1 | 平成29年6月1日 |
| 23 | 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令 | 5.29 | 平成29年6月1日 |
| 24 | 被収容者処遇規則の一部を改正する省令 | 5.29 | 平成29年6月19日 |
| 25 | 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令 | 6. 6 | 公布の日 |
| 26 | 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部を改正する省令 | 6.23 | 平成29年7月3日 |
| 27 | 更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令 | 6.29 | 公布の日 |
| 28 | 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令 | 7.10 | 刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）の施行の日（平成29年7月13日） |
| 29 | 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令の一部を改正する省令 | 7.31 | 公布の日 |
| 30 | 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令 | 9.19 | 平成29年10月18日 |

| 省令 番号 | 省 令 名 | 公布 月日 | 施行年月日 |
|--|---|----------|---|
| 31 | 法務省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令 | 9.22 | 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日(平成29年9月22日) |
| 32 | 戸籍法施行規則の一部を改正する省令 | 9.25 | 公布の日 |
| 33 | 総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令 | 10.13 | 平成30年1月24日 |
| 34 | 法務省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令を廃止する省令 | 11. 1 | 公布の日 |
| 35 | 総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令 | 12.28 | 平成30年1月1日 |
| (共同府・省令) | | | |
| 内閣府 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省 | 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令 | 3.31 | 平成29年4月1日 |
| 内閣府 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令 | 3.24 | 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律(次条第2項において「改正法」という。)の施行の日(平成29年4月1日) |

| 省令番号 | 省 令 名 | 公布月日 | 施行年月日 |
|--|---|------|--|
| 内閣府2 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 | 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令 | 3.27 | 平成29年4月1日 |
| 内閣府1 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 | 認可特定保健業者等に関する命令の一部を改正する命令 | 3.24 | 平成29年4月1日 |
| 内閣府1 法務省 | 金融商品取引業者営業保証金規則等の一部を改正する命令 | 3.23 | 平成29年4月1日 |
| 内閣府2 法務省 | 電子記録債権法施行規則の一部を改正する命令 | 3.24 | 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成28年法律第62号）の施行の日（平成29年4月1日） |
| 法務省1 国土交通省 | 宅地建物取引業者営業保証金規則の一部を改正する省令 | 3.24 | 宅地建物取引業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成29年4月1日） |
| 法務省1 厚生労働省 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令 | 4.7 | 法の施行の日（平成29年11月1日） |
| 法務省2 厚生労働省 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律に係る民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 | 4.7 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行の日（平成29年11月1日） |
| 法務省3 厚生労働省 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令 | 7.14 | 公布の日 |

| 省令番号 | 省 令 名 | 公布月日 | 施行年月日 |
|---------------|--|-------|---|
| 法務省4 厚生労働省 | 法務省・厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令 | 9.21 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律附則第1条本文の政令で定める日（平成29年11月1日） |
| 法務省5 厚生労働省 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令 | 9.29 | 公布の日 |
| 法務省6 厚生労働省 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令 | 10.23 | 公布の日 |
| 法務省7 厚生労働省 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令 | 10.31 | 公布の日 |
| 法務省8 厚生労働省 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令 | 12. 6 | 公布の日 |
| 法務省9 厚生労働省 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令 | 12.26 | 平成30年1月1日 |
| 内閣府3 法務省 | 法務省関係総合特別区域法第24条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令 | 7.31 | 公布の日 |

5 平成29年主要訓令等一覧

(法務省訓令)

| 訓令 番号 | 題 名 | 月 日 | 施行年月日 |
|----------|-------------------|------|----------|
| 1 | 検察庁事務章程の一部を改正する訓令 | 3.31 | 29. 4. 1 |

(法務大臣訓令)

| 題 名 又 は 件 名 | 月 日 | 記号番号 | 施行年月日 |
|---|-------|-------|----------|
| (秘書課) | | | |
| 1 法務省行政文書取扱規則の一部を改正する訓令 | 2. 3 | 秘法訓 1 | 29. 2. 3 |
| 2 法務省消費税転嫁対策基本規則の一部を改正する訓令 | 2. 6 | 秘総訓 1 | 29. 2. 6 |
| 3 個人情報保護に関する法律第44条第1項の規定により法務大臣に委任された同法第40条第1項の規定による権限の委任に関する訓令 | 5.30 | 秘個訓 1 | 29. 5.30 |
| 4 法務省行政文書取扱規則の一部を改正する訓令 | 10.24 | 秘法訓 2 | 29.10.24 |
| (人事課) | | | |
| 1 法務省人事評価実施規程の一部を改正する訓令 | 3.28 | 人服訓 2 | 29. 3.28 |
| 2 検察官の扶養手当に関する準則 | 3.28 | 人検訓 1 | 29. 4. 1 |
| 3 法務省定員細則の一部を改正する訓令 | 4. 1 | 人定訓 1 | 29. 4. 1 |
| 4 法務省人事評価実施規程の一部を改正する訓令 | 9.28 | 人服訓 3 | 29. 9.28 |
| (会計課) | | | |
| 1 法務省所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令 | 3.28 | 会 訓 1 | 29. 4. 1 |
| 2 現金出納簿の区分等に関する訓令の一部を改正する訓令 | 3.28 | 会 訓 2 | 29. 4. 1 |
| 3 筆界特定の手続に関する保管金の取扱いに関する規程の一部を改正する訓令 | 3.31 | 会 訓 3 | 29. 4. 1 |

| 題名又は件名 | 月日 | 記号番号 | 施行年月日 |
|--|-------|--------|----------|
| 4 会計機関（契約担当官及び物品管理官を除く。）の官職指定に関する訓令等の一部を改正する訓令 | 3.31 | 会 訓 5 | 29. 4. 1 |
| 5 少年鑑別所会計事務章程等の一部を改正する訓令 | 6.14 | 会 訓 7 | 29. 7. 1 |
| 6 国の債権の管理等に関する法律第38条第1項ただし書の基準の一部を改正する訓令 | 7. 3 | 会 訓 8 | 29. 7. 3 |
| 7 法務省所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令について | 12.19 | 会 訓 11 | 29.12.19 |
| (施設課) | | | |
| 1 法務省所管工事取扱規程の一部を改正する訓令 | 9.15 | 施 訓 1 | 29. 9.15 |
| (民事局) | | | |
| 1 筆界特定の手続に関する保管金の取扱いに関する規定の一部を改正する訓令 | 3.31 | 会 訓 3 | 29. 4. 1 |
| (刑事局) | | | |
| 1 統括捜査官の配置に関する規程の一部を改正する訓令 | 3.31 | 刑総訓 1 | 29. 4. 1 |
| 2 統括検務官の配置に関する規程の一部を改正する訓令 | 3.31 | 刑総訓 2 | 29. 4. 1 |
| 3 刑事関係報告規程の一部を改正する訓令 | 7.11 | 刑総訓 3 | 29. 7.11 |
| (矯正局) | | | |
| 1 受刑者等の作業に関する訓令の一部を改正する訓令 | 3.27 | 矯成訓 1 | 29. 4. 1 |
| 2 在院者の死亡手当金等に関する訓令の一部を改正する訓令 | 3.28 | 矯少訓 1 | 29. 4. 1 |
| 3 婦人補導院在院者又はその遺族に対する死亡手当金等の支給に関する訓令の一部を改正する訓令 | 3.28 | 矯成訓 5 | 29. 4. 1 |

| 題名又は件名 | 月日 | 記号番号 | 施行年月日 |
|--|-------|--------|---|
| 4 統括矯正処遇官の配置等に関する訓令の一部を改正する訓令 | 3.31 | 矯総訓 2 | 29. 4. 1 一部は 29.10. 1 30. 2.28 |
| 5 被収容者の診療記録の取扱い及び診療情報の提供に関する訓令の一部を改正する訓令 | 5.16 | 矯医訓 1 | 29. 6. 1 |
| 6 収容人員日表の一部を改正する訓令 | 7.25 | 矯成訓 6 | 29. 7.25 |
| 7 少年院収容人員日表及び少年鑑別所収容人員日表に関する訓令の一部を改正する訓令 | 7.25 | 矯少訓 2 | 29. 7.25 |
| 8 矯正定期報告規程の一部を改正する訓令 | 9. 6 | 矯総訓 4 | 29. 9. 6 |
| 9 備薬箱の設置及び取扱規程の一部を改正する訓令 | 11.10 | 矯医訓145 | 29.11.10 |
| (保護局) | | | |
| 1 地方更生保護委員会及び保護観察所行政文書取扱規則実施細則について | 3.31 | 保総訓 2 | 29. 4. 1 |
| (入国管理局) | | | |
| 1 違反審判規程の一部を改正する訓令 | 7.25 | 管審訓 1 | 29. 7.25 |

6 平成29年主要通達等一覧

| 題名又は件名 | 月日 | 記号番号 | 備考 |
|--|------|--------|----------|
| (秘書課) | | | |
| 1 「秘書課における個人番号関係事務の処理について」の一部改正について | 2. 2 | 秘個 47 | 秘書課長通知 |
| 2 法務省消費税転嫁対策事務処理要領の一部改正について | 2. 6 | 秘総 8 | 事務次官通達 |
| 3 法務省消費税転嫁対策基本規則情報管理細則の一部改正について | 2. 6 | 秘総 9 | 事務次官通達 |
| (人事課) | | | |
| 1 「公用旅券発給請求等関係事務について」の一部改正について | 1.20 | 人文 19 | 人事課長依命通達 |
| 2 国家公務員の再就職規制の遵守の徹底について | 1.23 | 人服 21 | 事務次官通知 |
| 3 「職員の休暇の取扱いについて」の一部改正について | 2. 1 | 人服 29 | 人事課長依命通達 |
| 4 「地方検察庁における宿直勤務について」の一部改正について | 2.20 | 人服 56 | 人事課長依命通達 |
| 5 「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正について | 2.20 | 人服 59 | 人事課長依命通知 |
| 6 介護休暇の取扱いについて | 2.20 | 人服 60 | 人事課長通知 |
| 7 人事給与業務効率化に向けた改善計画において示された各種調書等の様式の統一化のための関係人事院事務総長通知の一部改正等について | 3.28 | 人給 55 | 人事課長依命通知 |
| 8 「矯正施設における監督当直勤務及び副監督当直勤務について」の一部改正について | 3.28 | 人服 120 | 人事課長依命通達 |
| 9 「法務省に置かれる官職の属する職制上の段階等について」の一部改正について | 4. 1 | 人企 43 | 事務次官依命通達 |
| 10 本省内部部局の職員の配置定員について | 4. 1 | 人定 20 | 人事課長依命通達 |
| 11 法務局及び地方法務局の職員の配置定員について | 4. 1 | 人定 21 | 人事課長依命通達 |

| 題名又は件名 | 月日 | 記号番号 | 備考 |
|---|------|--------|----------|
| 12 検察庁の職員の配置定員について | 4. 1 | 人定 22 | 人事課長依命通達 |
| 13 矯正研修所の職員の配置定員について | 4. 1 | 人定 23 | 人事課長依命通達 |
| 14 矯正管区の職員の配置定員について | 4. 1 | 人定 24 | 人事課長依命通達 |
| 15 刑務所, 少年刑務所及び拘置所の職員の配置定員について | 4. 1 | 人定 25 | 人事課長依命通達 |
| 16 少年院の職員の配置定員について | 4. 1 | 人定 26 | 人事課長依命通達 |
| 17 少年鑑別所の職員の配置定員について | 4. 1 | 人定 27 | 人事課長依命通達 |
| 18 地方更生保護委員会の職員の配置定員について | 4. 1 | 人定 28 | 人事課長依命通達 |
| 19 保護観察所の職員の配置定員について | 4. 1 | 人定 29 | 人事課長依命通達 |
| 20 入国者収容所の職員の配置定員について | 4. 1 | 人定 30 | 人事課長依命通達 |
| 21 地方入国管理局の職員の配置定員について | 4. 1 | 人定 31 | 人事課長依命通達 |
| 22 給実甲第609号の一部改正について | 4. 5 | 人給 77 | 人事課長依命通知 |
| 23 ハラスメントに係る法務省大臣官房人事課の苦情相談体制について | 4.13 | 人服 151 | 人事課長通知 |
| 24 管理職のマネジメント能力の向上に向けた取組について | 5.17 | 人服 237 | 人事課長依命通知 |
| 25 人事院事務総長通知の一部改正について | 6. 5 | 人服 284 | 人事課長依命通知 |
| 26 「級別定数の運用並びに初任給, 昇格, 昇給等の取扱いについて」の一部改正について | 6. 8 | 人給 131 | 人事課長依命通達 |
| 27 「人事院規則9-129の規定に基づく特殊勤務手当の支給について」及び「人事院規則9-129等の一部改正等について」の一部改正について | 6.14 | 人給 138 | 人事課長通知 |
| 28 「研修又は表彰若しくは顕彰による昇給について」の一部改正について | 6.20 | 人給 140 | 人事課長通知 |
| 29 「職員の育児休業等について」の一部改正について | 7. 6 | 人服 329 | 人事課長依命通達 |

| 題名又は件名 | 月日 | 記号番号 | 備考 |
|---|-------|--------|----------|
| 30 「法務省に勤務するフレックスタイム制適用職員の勤務時間について」の一部改正について | 7. 6 | 人服 330 | 人事課長依命通達 |
| 31 給実甲第1064号の一部改正について | 7.18 | 人給 172 | 人事課長依命通知 |
| 32 「矯正施設における監督当直勤務及び副監督当直勤務について」の一部改正について | 8.29 | 人服 397 | 人事課長依命通達 |
| 33 「矯正研修所における生活指導等のための当直勤務について」の一部改正について | 8.29 | 人服 398 | 人事課長依命通達 |
| 34 「一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の非常勤職員に対する給与の取扱いについて」の一部改正について | 9. 5 | 人給 204 | 人事課長依命通達 |
| 35 国の行政機関における職員の旧姓使用について | 9.22 | 人任 315 | 官房長通知 |
| 36 「職員の育児休業等について」の一部改正について | 9.22 | 人服 441 | 人事課長依命通達 |
| 37 「育児休業等の運用について」の一部改正について | 9.22 | 人服 442 | 人事課長依命通知 |
| 38 「アジア極東犯罪防止研修所における生活指導等のための宿直勤務について」の一部改正について | 9.27 | 人服 444 | 人事課長依命通達 |
| 39 「法務省に置かれる官職の属する職制上の段階等について」の一部改正について | 10. 1 | 人企 93 | 事務次官依命通達 |
| 40 給実甲第609号の一部改正について | 10. 3 | 人給 222 | 人事課長依命通知 |
| 41 「衆議院議員選挙における国家公務員の服務規律の確保について」及び「衆議院議員の総選挙に際しての職員の政治行為の制限に関する違反防止について」について | 10. 6 | 人服 468 | 人事課長依命通知 |
| 42 平成29年度給与法改正に伴う平成26年法律第105号附則第7条による経過措置額の改定等について | 12.15 | 人給 271 | 人事課長依命通達 |
| 43 給与法改正に伴う差額の支給等について | 12.18 | 人給 272 | 人事課長依命通達 |
| 44 年末年始の綱紀の厳正な保持について | 12.18 | 人服 548 | 事務次官通知 |

| 題名又は件名 | 月日 | 記号番号 | 備考 |
|---|-------|--------|---------------|
| 45 国家公務員の再就職規制の遵守の徹底について | 12.22 | 人服 556 | 事務次官通知 |
| 46 給実甲等の一部改正等について | 12.26 | 人給 293 | 人事課長依命通知 |
| 47 「職員の退職管理について」の一部改正について | 12.27 | 人服 574 | 人事課長通知 |
| (会計課) | | | |
| 1 旅費業務に関する標準マニュアルの改定について | 2.23 | 会 571 | 会計課長通達 |
| 2 政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部改正について | 3. 8 | 会 726 | 会計課長通知 |
| 3 国家公務員等の旅費に関する法律の運用指針の一部改正について | 3. 8 | 会 727 | 会計課長依命通知 |
| 4 「政府調達手続に関する運用指針等について」の一部変更について | 3.29 | 会 1065 | 会計課長通知 |
| 5 「政府調達に関する協定」等に基づく入札公告等の官報掲載方法の一部変更について | 3.29 | 会 1066 | 会計課長通知 |
| 6 平成29年度歳入・歳出予算科目区分の説明について | 3.30 | 会 1144 | 会計課長依命通達 |
| 7 公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証に係る公共工事の代価の前払金について | 4.10 | 会 1212 | 会計課長依命通知 |
| 8 「平成29年度における法務省の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」の策定及び同方針の運用について | 4.28 | 会 1325 | 会計課長依命通知 |
| 9 法務省の計算証明に関する指定について | 5.23 | 会 1397 | 会計課長依命通達 |
| 10 「政府調達に関する協定」等に基づく入札公告等の官報掲載方法の一部変更について | 7. 6 | 会 1704 | 会計課長通知 |
| 11 「平成29年度における法務省の中小企業者に関する契約の方針」の策定及び同方針の運用について | 9. 7 | 会 2229 | 会計課長・施設課長依命通知 |

| 題名又は件名 | 月日 | 記号番号 | 備考 |
|--|------|--------|---------------|
| 12 「政府調達に関する協定」等に基づく入札公告等の官報掲載方法の一部変更について（通知） （施設課） | 9.25 | 会 2380 | 会計課長通知 |
| 1 工事現場における適正な施工体制の確保等について | 2.14 | 施 416 | 会計課長・施設課長依命通達 |
| 2 「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の一部改正について | 3.14 | 施 756 | 会計課長・施設課長通達 |
| 3 工事費内訳書の取扱いについて | 3.15 | 施 728 | 会計課長・施設課長通達 |
| 4 「工事費内訳書の取扱いについて」の運用について | 3.15 | 施 729 | 施設課長通知 |
| 5 「工事費内訳書確認要領の制定について」の廃止について | 3.15 | 施 730 | 施設課長通知 |
| 6 「建設工事の競争入札方式による発注手続について」の一部改正について | 3.15 | 施 731 | 会計課長・施設課長依命通達 |
| 7 「建設工事の競争入札手続実施細則について」の一部改正について | 3.15 | 施 732 | 会計課長・施設課長通知 |
| 8 法務省所管工事取扱規程の運用について | 4. 3 | 施 1198 | 施設課長依命通達 |
| 9 本省契約工事における監督業務等について | 4.10 | 施 1263 | 施設課長通知 |
| 10 「予算決算及び会計令第85条の基準等の取扱いについて」の一部改正について | 4.28 | 施 1433 | 会計課長・施設課長依命通達 |
| 11 「予算決算及び会計令第85条の基準等の取扱いの運用について」の一部改正について | 4.28 | 施 1434 | 会計課長・施設課長通知 |
| 12 法務大臣の承認を得て実施する工事の手続について | 5.17 | 施 1546 | 会計課長・施設課長通達 |
| 13 「法務省所管工事取扱規程の運用について」の一部改正について | 5.17 | 施 1547 | 施設課長依命通達 |
| 14 「高等検察庁計画による補修工事の実施について」の廃止について | 8. 3 | 施 1844 | 施設課長・刑事局長通知 |

| 題名又は件名 | 月日 | 記号番号 | 備考 |
|--|------|--------|-------------|
| 15 「管区法務局計画による補修工事の実施について」の廃止について | 8. 3 | 施 1845 | 施設課長・民事局長通知 |
| 16 矯正管区計画による補修等工事の実施について | 8.22 | 施 1886 | 施設課長・矯正局長通知 |
| 17 法務省建築関係建設コンサルタント業務の履行に係る調査業務について | 8.28 | 施 1925 | 施設課長通知 |
| 18 「法務省建築関係建設コンサルタント業務成績評定要領」の一部改正について | 9. 7 | 施 1960 | 施設課長依命通達 |
| (厚生管理官) | | | |
| 1 「法務省職員健康安全管理規程の運用について」の一部改正について | 5.24 | 厚 73 | 事務次官依命通達 |
| (司法法制部) | | | |
| 1 刑事統計符号表の一部改正について | 2.17 | 司司 58 | 司法法制部長通知 |
| 2 保護統計符号表の一部改正について | 3.21 | 司司 499 | 司法法制部長通知 |
| 3 矯正統計符号表の一部改正について | 3.21 | 司司 500 | 司法法制部長通知 |
| 4 刑事統計調査要領の一部改正について | 7.10 | 司司 284 | 司法法制部長依命通達 |
| 5 刑事統計符号表の一部改正について | 7.10 | 司司 285 | 司法法制部長通知 |
| 6 「保護統計符号表の制定について」の一部改正について | 7.13 | 司司 293 | 司法法制部長通知 |
| 7 「少年矯正統計符号表の制定について」の一部改正について | 7.13 | 司司 294 | 司法法制部長通知 |
| 8 「矯正統計調査要領の制定について」の一部改正について | 7.13 | 司司 296 | 司法法制部長依命通達 |
| 9 矯正統計符号表の一部改正について | 7.13 | 司司 297 | 司法法制部長通知 |
| (民事局) | | | |
| 1 「動産・債権譲渡登記システムセキュリティ規程」の全部改正について | 1. 5 | 民商 2 | 民事局長通達 |

| 題名又は件名 | 月日 | 記号番号 | 備考 |
|---|------|---------|----------|
| 2 「登記の申請書に押印すべき者が外国人であり、その者につき市町村長の作成した証明書を添付することができない場合等の取扱いについて」の一部改正について | 2.10 | 民商 15 | 民事局長通達 |
| 3 供託規則等の一部改正に伴う供託事務の取扱いについて | 3.13 | 民商 37 | 民事局長通達 |
| 4 株式会社の発起設立の登記の申請書に添付すべき会社法第34条第1項の規程による払込みがあったことを証する書面の一部として払込取扱機関における口座の預金通帳の写しを添付する場合における当該預金通帳の写しを添付する当該預金通帳の口座名義人の範囲について | 3.17 | 民商 41 | 民事局長通達 |
| 5 宅地建物取引業法等の一部改正に伴う供託事務の取扱いについて | 3.24 | 民商 47 | 民事局長通達 |
| 6 「筆界特定の手続に関する保管金の取扱いについて」の一部改正について | 3.31 | 民二 248 | 民事局長通達 |
| 7 供託事務取扱手続準則の一部改正について | 3.31 | 民商 59 | 民事局長通達 |
| 8 不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて | 4.17 | 民二 292 | 民事局長通達 |
| 9 婚姻及び離婚の届書の記載の変更及び戸籍届書の標準様式の一部改正について (刑事局) | 10.2 | 民一 1150 | 民事局長通達 |
| 1 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行について | 6.23 | 刑制 116 | 刑事局長依命通達 |
| 2 「刑法の一部を改正する法律」の施行について | 6.26 | 刑制 121 | 刑事局長依命通達 |

| 題名又は件名 | 月日 | 記号番号 | 備考 |
|---|------|---------|---------------|
| (矯正局) | | | |
| 1 「矯正施設における通訳、翻訳等の業務及びその共助について」の一部改正について | 1.16 | 矯成 148 | 矯正局長通達 |
| 2 「被収容者用主食の混合比及び精麦の仕様等について」の一部改正について | 2. 1 | 矯医 6 | 官房会計課長・矯正局長通達 |
| 3 被収容者に対するパンの給与について | 3. 3 | 矯医 25 | 矯正局長通達 |
| 4 「矯正施設被収容者食料給与規程の運用について」の一部改正について | 3. 3 | 矯医 26 | 矯正局長依命通達 |
| 5 「矯正施設警備救援規程の運用について」の一部改正について | 3.23 | 矯成 848 | 矯正局長依命通達 |
| 6 「受刑者等の作業に関する訓令の運用について」の一部改正について | 3.27 | 矯成 858 | 矯正局長依命通達 |
| 7 被収容者の選挙権行使について | 3.28 | 矯成 970 | 矯正局長通達 |
| 8 「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」の一部改正について | 3.29 | 矯成 974 | 矯正局長依命通達 |
| 9 「性犯罪再犯防止指導を受講する受刑者の移送について」の一部改正について | 3.29 | 矯成 976 | 矯正局長依命通達 |
| 10 「受刑者の各種指導に関する訓令の運用について」の一部改正について | 3.29 | 矯成 977 | 矯正局長依命通達 |
| 11 「受刑者の移送について」の一部改正について | 3.30 | 矯成 1009 | 矯正局長依命通達 |
| 12 「刑事施設の保安表彰に関する訓令の運用について」の一部改正について | 3.31 | 矯成 1073 | 矯正局長依命通達 |
| 13 「暴力団関係被収容者の暴力団からの離脱等に関する警察機関との協力について」の一部改正について | 3.31 | 矯成 1081 | 矯正局長通達 |
| 14 「矯正施設文書取扱規程の実施細目について」の一部改正について | 3.31 | 矯総 890 | 矯正局長依命通達 |
| 15 「矯正研修所文書取扱規程の実施細目について」の一部改正について | 3.31 | 矯総 891 | 矯正局長依命通達 |
| 16 「矯正管区、矯正施設及び矯正研修所における文書管理担当者について」の一部改正について | 3.31 | 矯総 892 | 矯正局長依命通達 |

| 題名又は件名 | 月日 | 記号番号 | 備考 |
|---|-------|---------|----------|
| 17 矯正総合情報通信ネットワークシステムの取扱要領について | 4. 3 | 矯総 720 | 矯正局長通達 |
| 18 「受刑者及び少年院在院者に対する就労支援の実施について」の一部改正について | 4.14 | 矯成 1164 | 矯正局長通達 |
| 19 「全国矯正職員柔道試合規則について」の一部改正について | 4.21 | 矯成 1226 | 矯正局長通達 |
| 20 「職員の身上調書について」の一部改正について | 5. 9 | 矯総 1184 | 矯正局長通達 |
| 21 「受刑者に対する釈放時アンケートの実施について」の一部改正について | 5.15 | 矯成 1374 | 矯正局長通達 |
| 22 「管区外の少年院の指定に係る特例措置について」の一部改正について | 6.20 | 矯少 119 | 矯正局長通達 |
| 23 「改善指導の標準プログラムについて」の一部改正について | 7. 3 | 矯成 1807 | 矯正局長依命通達 |
| 24 「受刑者の移送について」の一部改正について | 7. 7 | 矯成 1815 | 矯正局長依命通達 |
| 25 「子どもを対象とする暴力的性犯罪等に係る受刑者の釈放等に関する情報の警察への提供について」の一部改正について | 8. 9 | 矯成 2115 | 矯正局長依命通達 |
| 26 「矯正施設文書取扱規程の実施細目について」の一部改正について | 9.22 | 矯総 2472 | 矯正局長依命通達 |
| 27 「矯正管区、矯正施設及び矯正研修所における文書管理担当者について」の一部改正について | 9.22 | 矯総 2473 | 矯正局長依命通達 |
| 28 「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」の一部改正について | 9.28 | 矯成 2686 | 矯正局長依命通達 |
| 29 「矯正施設における医療共助について」の一部改正について | 9.29 | 矯医 132 | 矯正局長通達 |
| 30 「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について」の一部改正について | 10.16 | 矯成 2844 | 矯正局長依命通達 |
| 31 「矯正施設における通訳、翻訳等の業務及びその共助について」の一部改正について | 10.30 | 矯成 2977 | 矯正局長通達 |

| 題名又は件名 | 月日 | 記号番号 | 備考 |
|---|-------|---------|------------------------|
| 32 矯正情報セキュリティ対策実施手順について | 11. 1 | 矯総 2818 | 矯正局長通達 |
| 33 「備薬等の品目及び数量並びに薬剤の使用に関する基準について」の一部改正について | 11.10 | 矯医 146 | 矯正局長依命通達 |
| 34 「備薬箱の設置及び取扱規程の実施について」の一部改正について | 11.10 | 矯医 147 | 矯正局長通達 |
| 35 「矯正教育課程に関する訓令の運用について」の一部改正について | 12.12 | 矯少 212 | 矯正局長依命通達 |
| 36 「保護処分在院者の移送について」の一部改正について | 12.12 | 矯少 213 | 矯正局長通達 |
| 37 「全国矯正職員剣道試合規則について」の一部改正について | 12.12 | 矯成 3329 | 矯正局長通達 |
| (保護局) | | | |
| 1 地方更生保護委員会及び保護観察所における個人情報保護管理について | 1.17 | 保総 3 | 保護局長通達 |
| 2 薬物処遇ユニットを中心とした薬物事犯者に対する保護観察処遇の充実強化について | 3.28 | 保観 6 | 保護局長通達 |
| 3 「地方更生保護委員会及び保護観察所における個人情報管理について」の一部改正について | 3.31 | 保総 98 | 保護局長通達 |
| 4 地方更生保護委員会及び保護観察所行政文書取扱規則実施細則について | 3.31 | 保総 100 | 保護局長依命通達 |
| 5 「刑務所出所者等就労支援事業の推進について」の一部改正について | 4. 3 | 保更 30 | 保護局長通達 |
| 6 社会復帰調整官スーパーバイザー養成等研修実施要綱の制定について | 4.20 | 保総 125 | 保護局長通達 |
| 7 フォローアップ事業の委託の実施について | 5.16 | 保更 42 | 保護局長通達 |
| 8 「フォローアップ事業の委託の実施について」の運用について | 5.16 | 保更 43 | 総務課長, 更生保護振興課長, 観察課長通知 |

| 題名又は件名 | 月日 | 記号番号 | 備考 |
|---|-------|--------|---------------------|
| 9 「保護観察類型別処遇実施要領の制定について」の一部改正について | 7.12 | 保観 33 | 保護局長通達 |
| 10 性犯罪者処遇プログラム実施要領の一部改正について | 7.12 | 保観 34 | 保護局長通達 |
| 11 「子どもを対象とする暴力的性犯罪等に係る仮釈放者等に関する情報の警察への提供について」の一部改正について | 7.13 | 保観 40 | 保護局長通達 |
| 12 「領事関係に関するウィーン条約に基づく通報について」の一部改正について | 8.18 | 保観 45 | 保護局長通達 |
| 13 平成31年度以降における更生保護施設整備計画について | 10.25 | 保更 72 | 更生保護振興課長通知 |
| 14 「更生保護事業法施行規則の運用について」の一部改正について | 11. 1 | 保更 74 | 保護局長通達 |
| 15 「更生保護施設における薬物依存者重点処遇実施要領の運用について」の一部改正について | 11. 2 | 保更 75 | 更生保護振興課長、 観察課長通知 |
| 16 「被保護者の自立を支援する業務を補助する賃金職員を配置する更生保護施設の指定について」の一部改正について | 12. 8 | 保更 80 | 総務課長、更生保護振興課長通知 |
| 17 重要事項の速報について | 12.27 | 保総 316 | 保護局長通達 |
| 18 性犯罪・性暴力被害者の個人情報管理について | 12.28 | 保総 318 | 総務課長、観察課長通知 |
| (人権擁護局) | | | |
| 1 東日本大震災に起因するいじめの問題への適切な対応について(通知) | 2.14 | 権調 21 | 調査救済課長通知 |
| 2 平成29年度啓発活動重点目標及び強調事項について | 2.24 | 権啓 25 | 人権擁護局長通達 |
| 3 人権擁護委員が法務局等に常駐して職務を行う方式の実施について | 3.31 | 権総 62 | 人権擁護局長通達 |
| 4 いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等への適切な対応について(通知) | 4.14 | 権調 58 | 調査救済課長通知 |
| 5 児童相談所との連携について(依命通知) | 4.21 | 権調 52 | 総務課長依命通知 |

| 題名又は件名 | 月日 | 記号番号 | 備考 |
|--|-------|---------|-------------------------|
| 6 「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」の一部改正について(通知) | 4.21 | 権調 64 | 調査救済課長通知 |
| 7 「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」を踏まえた適切な対応について(通知) | 5.15 | 権調 74 | 調査救済課長・人権啓発課長通知 |
| 8 平成29年度「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」について | 9.21 | 権啓 64 | 人権擁護局長通達 |
| 9 「第69回人権週間」について | 9.29 | 権啓 66 | 人権擁護局長通達 |
| 10 「人権擁護委員の旧姓使用について」の一部改正について(通知) | 11.30 | 権総 289 | 人権擁護局長通知 |
| 11 戸籍に記載のない者に関する問題への適切な対応について(通知) | 12. 8 | 権調 175 | 民事局民事第一課長・人権擁護局調査救済課長通知 |
| 12 座間市における事件の再発防止策への適切な対応について(通知) | 12.21 | 権調 185 | 調査救済課長・人権啓発課長通知 |
| (入国管理局) | | | |
| 1 「自動化ゲートシステム事務処理要領の一部改正について | 1. 4 | 管在 476 | 入国管理局長通達 |
| 2 「入国・在留審査要領」の一部改正について | 1.25 | 管在 492 | 入国管理局長通達 |
| 3 「乗客予約記録(PNR)及び事前旅客情報(API)運用要領」の制定について | 2.16 | 管情 152 | 入国管理局長通知 |
| 4 難民認定制度の濫用・誤用的な再申請者の帰国促進に係る措置の施行について | 3. 1 | 管総 882 | 入国管理局長指示 |
| 5 「入国・在留審査要領」の一部改正等について | 3.10 | 管在 1535 | 入国管理局長通達 |
| 6 「技能実習制度運用要領」の公表について | 4. 7 | 管在 2126 | 入国管理局長通達 |
| 7 「入国・在留審査要領」の一部改正について | 4.25 | 管在 2509 | 入国管理局長通達 |
| 8 上陸審査時等における顔画像鑑識要領の改正について | 5. 2 | 管情 625 | 入国管理局長通達 |

| 題名又は件名 | 月日 | 記号番号 | 備考 |
|--|------|---------|----------|
| 9 難民認定事務取扱要領の一部改正について | 5.16 | 管総 2040 | 入国管理局長通達 |
| 10 「入国・在留審査要領」の一部改正について | 5.19 | 管在 3024 | 入国管理局長通達 |
| 11 「入国・在留審査要領」の一部改正について | 5.30 | 管在 3354 | 入国管理局長通達 |
| 12 難民審査請求事務取扱要領の一部改正について | 5.30 | 管審 965 | 入国管理局長通達 |
| 13 「技能実習制度運用要領」の一部改正について | 6. 1 | 管在 3353 | 入国管理局長通達 |
| 14 「入国・在留審査要領」の一部改正について | 6. 1 | 管在 3454 | 入国管理局長通達 |
| 15 バイオカート運用マニュアルの一部改正について | 6. 2 | 管在 3484 | 入国管理局長通達 |
| 16 「入国・在留審査要領」の一部改正について | 6. 5 | 管在 3495 | 入国管理局長通達 |
| 17 「自動化ゲートシステム事務処理要領の一部改正について | 6. 6 | 管在 4168 | 入国管理局長通達 |
| 18 アラブ首長国連邦外交・公用旅券所持者及び同国 I C 一般旅券所持者に対する査証免除措置に係る「入国・在留審査要領」の一部改正について | 6.29 | 管在 4253 | 入国管理局長通達 |
| 19 我が国とハンガリー及びスペイン王国との間のワーキング・ホリデー制度の導入に伴う取扱いについて | 6.30 | 管在 4268 | 入国管理局長通達 |
| 20 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」等の制定等について | 7.14 | 管在 4518 | 入国管理局長通達 |
| 21 「入国・在留審査要領」の一部改正について | 7.24 | 管在 4910 | 入国管理局長通達 |
| 22 違反審判要領の一部改正について | 7.25 | 管審 1580 | 入国管理局長通達 |
| 23 「入国・在留審査要領」の一部改正について | 7.26 | 管在 4994 | 入国管理局長通達 |

| 題名又は件名 | 月日 | 記号番号 | 備考 |
|---|-------|---------|----------|
| 24 「入国・在留審査要領」の一部改正について | 8.28 | 管在 5711 | 入国管理局長通達 |
| 25 「自動化ゲートシステム事務処理要領」の一部改正について | 8.29 | 管在 5744 | 入国管理局長通達 |
| 26 上陸審査時等における顔画像鑑識要領の改正について | 8.29 | 管情 1147 | 入国管理局長通達 |
| 27 地方入国管理局と外国人技能実習機構との情報連携について | 9. 8 | 管在 5962 | 入国管理局長通達 |
| 28 「入国・在留審査要領」の一部改正について | 9. 8 | 管在 5963 | 入国管理局長通達 |
| 29 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第十三条, 第三十条第二項第一号及び第五項第一号並びに第五十三条第二項の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める講習」に係る告示の公布について | 9. 8 | 管在 5967 | 入国管理局長通達 |
| 30 入管WANシステム運用管理要領の改定について | 9. 8 | 管情 1206 | 入国管理局長通達 |
| 31 我が国とアルゼンチン共和国との間のワーキング・ホリデー制度の導入に伴う取扱いについて | 9.22 | 管在 6298 | 入国管理局長通達 |
| 32 「主務大臣の職員の業務の運営に関する留意事項」の制定について | 9.27 | 管在 6435 | 入国管理局長通達 |
| 33 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」等の制定について | 9.29 | 管在 6455 | 入国管理局長通達 |
| 34 「自動化ゲートシステム事務処理要領」の一部改正について | 10.10 | 管在 6757 | 入国管理局長通達 |
| 35 パラグアイ外交・公用旅券所持者に対する査証免除措置に係る「入国・在留審査要領」の一部改正について | 10.12 | 管在 6792 | 入国管理局長通達 |
| 36 「技能実習制度運用要領」の一部改正について | 12. 7 | 管在 8254 | 入国管理局長通達 |
| 37 「入国・在留審査要領」の一部改正について | 12.14 | 管在 8464 | 入国管理局長通達 |

| 題名又は件名 | 月日 | 記号番号 | 備考 |
|--|-------|---------|----------|
| 38 カタール外交・公用旅券所持者に対する査証免除措置に係る「入国・在留審査要領」の一部改正について | 12.25 | 管在 8738 | 入国管理局長通達 |
| 39 「入国・在留審査要領」の一部改正について | 12.27 | 管在 8803 | 入国管理局長通達 |
| 40 「入国・在留審査要領」の一部改正について | 12.28 | 管在 8883 | 入国管理局長通達 |

7 平成29年法務省主要行事等一覧

| 行事等の名称 | 実施月日 |
|---------------------------|---|
| (秘書課) | |
| (会 同) | |
| 検察長官会同 | 2.15・16 |
| 検事長会同 | 2.14, 7.4, 11.29 |
| (式 典) | |
| 春の叙勲による勲章伝達式 | 5.10 |
| 第28回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式 | 5.12 |
| 春の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式 | 5.16 |
| 秋の叙勲による勲章伝達式 | 11.8 |
| 第29回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式 | 11.10 |
| 秋の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式 | 11.14 |
| (人事課) | |
| 司法試験 | 5.17・18・20・21 |
| 司法試験予備試験短答式試験 | 5.21 |
| 法務省専門職員(人間科学)採用試験 | 6.11, 7.11~13 |
| 副検事の選考筆記試験 | 7.10 |
| 検察官特別考試筆記試験 | 7.11~13 |
| 司法試験予備試験論文式試験 | 7.16・17 |
| 刑務官採用試験 | 9.17, 10.19~25 (再試験 9.23「堺市」, 10.1「山口市」ほか6会場) |
| 入国警備官採用試験 | 9.24, 10.24~26 (再試験10.8「福岡市」) |
| 検察官特別考試口述試験 | 10.4・5 |
| 副検事の選考口述試験 | 10.10 |
| 司法試験予備試験口述試験 | 10.28・29 |
| (会計課) | |
| 検察庁会計課長会同 | 5.23 |
| 刑事施設等予算担当課長会同 | 5.26 |
| 少年施設等予算担当課長会同 | 5.30 |
| 地方入国管理局・入国者収容所総務課長・会計課長会同 | 5.31 |
| 法務局・地方法務局会計課長会同 | 6.6 |

| 行事等の名称 | 実施月日 |
|--------------------------------------|----------|
| 地方更生保護委員会事務局総務課長・会計課長及び保護観察所企画調整課長会同 | 6.8 |
| (民事局) | |
| 法務局長事務打合せ会 | 1.11・12 |
| 法務局・地方法務局会計課長会同 | 6.5・6 |
| 法務局長・地方法務局長会同 | 6.15・16 |
| 地方法務局次長会同 | 9.21 |
| 法務局・地方法務局首席登記官会同 | 9.27 |
| 法務局・地方法務局戸籍・国籍課長会同 | 10.3 |
| 法務局総務・民事行政部長会同 | 10.5・6 |
| 法務局・地方法務局庶務・職員・総務課長会同 | 10.27 |
| 法務局民事行政調査官・統括監査専門官事務打合せ会 | 10.30 |
| 法務局長事務打合せ会 | 12.6・7 |
| (刑事局) | |
| 検察長官会同 | 2.15・16 |
| 副検事会同 | 3.15 |
| 検察庁会計課長会同 | 5.23 |
| 検察庁事務局長会同 | 6.13 |
| 公判担当検事会同 | 7.11 |
| 平成29年度検察官・国税査察官合同中央協議会 | 9.5・6 |
| 全国次席検事会同 | 10.25・26 |
| 平成29年度検察官・国税査察官合同地方協議会(第1回) | 11.9・10 |
| 組織犯罪担当検事会同 | 11.29 |
| 検務実務家会同 | 11.30 |
| 平成29年度検察官・国税査察官合同地方協議会(第2回) | 12.7・8 |
| 高等検察庁事務局長協議会 | 12.14 |
| (矯正局) | |
| (会 同) | |
| 矯正管区長等協議会 | 1.13 |
| 矯正関係予算担当課長等会同(刑事施設) | 5.26 |
| 矯正関係予算担当課長等会同(少年施設) | 5.30 |

| 行 事 等 の 名 称 | 実 施 月 日 |
|--|----------|
| 矯正管区長等協議会 | 5.30 |
| 刑事施設長会同 | 6.1・2 |
| 少年院長会同 | 6.21 |
| 女子刑事施設協議会 | 7.24・25 |
| 少年鑑別所長会同 | 6.22 |
| 被収容者処遇対策協議会 | 6.30 |
| 少年院処遇問題協議会 | 9.26 |
| 矯正管区長等協議会 | 10.13 |
| 矯正医療対策協議会 | 10.18 |
| 刑事施設分類教育協議会 | 10.27 |
| 矯正管区第二部長等協議会 | 10.25・26 |
| 鑑別・観護処遇・地域援助協議会 | 10.12 |
| 矯正管区第三部長等協議会 | 11.20・21 |
| 矯正管区首席管区監査官等協議会 | 11.27・28 |
| 矯正管区第一部長等協議会 | 12.5・6 |
| (その他) | |
| 全国刑務所作業製品展示即売会(第59回全国矯正展) | 6.2・3 |
| (保護局) | |
| (会 同) | |
| 地方更生保護委員会事務局長協議会 | 4.21 |
| 地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会同 | 5.24 |
| 地方更生保護委員会委員長会同 | 5.25 |
| 地方更生保護委員会事務局総務課長・会計課長及び保護観察所企画調整課長会同 | 6.8 |
| 地方更生保護委員会委員長会同 | 10.11・12 |
| 地方更生保護委員会事務局首席・統括審査官等及び保護観察所首席・統括保護観察官会同 | 11.17 |
| 地方更生保護委員会事務局長会同 | 11.21・22 |
| (その他) | |
| 平成28年度医療観察制度中央連絡協議会 | 1.18 |
| 平成28年度地方保護司連盟及び保護司会連合会会長等協議会 | 2.24 |
| 平成29年度地方保護司連盟及び保護司会連合会会長等協議会 | 5.24 |
| 平成29年度地方更生保護委員会新任委員セミナー | 5.31~6.1 |

| 行事等の名称 | 実施月日 |
|---|-----------|
| 第54回“日本更生保護女性の集い” | 6.7 |
| 第3回世界保護観察会議 | 9.12～9.14 |
| BBS運動発足70周年記念式典 | 9.23 |
| 第58回BBS会員中央研修会 | 9.23・24 |
| 平成29年度保護司等中央研修会 | 9.28 |
| 保護司特別功労章授与式 | 9.28 |
| 平成29年度協力雇用主に対する法務大臣感謝状贈呈式 | 10.2 |
| 平成29年度更生保護女性会員中央研修 | 10.17～19 |
| (人権擁護局) | |
| 平成28年度人権シンポジウム「高齢者の人権に配慮した防災・復興の形とは」(愛知県名古屋市) | 1.28 |
| 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間 | 6.26～7.2 |
| ハンセン病に関する「親と子のシンポジウム」(沖縄県那覇市) | 8.26 |
| 全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間 | 9.4～10 |
| 平成29年度人権シンポジウム「震災と子どもの人権～いま、私たちにできる支援について考える」(東京都中央区) | 10.28 |
| 人権擁護委員に対する法務大臣表彰式 | 10.19 |
| 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 | 11.13～19 |
| 第69回人権週間 | 12.4～10 |
| 平成29年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間 | 12.10～16 |
| 政府主催国際シンポジウム「圧力強化の先に見えるもの－制裁の効果と今後の展開」(東京都千代田区) | 12.16 |
| (入国管理局) | |
| 地方入国管理局・入国者収容所総務課長・会計課長会同 | 5.31 |
| 地方入国管理局長・入国者収容所長会同 | 6.27 |
| 地方入国管理局・入国者収容所警備監理官・首席入国警備官会同 | 9.20 |
| 地方入国管理局審査監理官・首席審査官会同 | 10.17～18 |

8 平成29年法務省主要人事一覧

| 職 名 | 平成29年1月1日現在 | 平成29年12月31日までの異動 |
|---------------------|-------------|----------------------|
| 本 省 | | |
| 法 務 大 臣 | 金 田 勝 年 | 上 川 陽 子 (29. 8. 3) |
| 法 務 副 大 臣 | 盛 山 正 仁 | 葉 梨 康 弘 (29. 8. 7) |
| 大 臣 政 務 官 | 井 野 俊 郎 | 山 下 貴 司 (29. 8. 7) |
| 事 務 次 官 | 黒 川 弘 務 | |
| 官 房 長 | 辻 裕 教 | |
| 官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 | 吉 田 研一郎 | |
| 官 房 審 議 官 | 高 嶋 智 光 | 金 子 修 (29. 7. 7) |
| 官 房 審 議 官 | 菊 池 浩 | |
| 官 房 審 議 官 | 金 子 修 | 筒 井 健 夫 (29. 7. 7) |
| 官 房 審 議 官 | 加 藤 俊 治 | |
| 官 房 審 議 官 | 武 笠 圭 志 | |
| 官 房 審 議 官 | 西 山 卓 爾 | |
| 官 房 審 議 官 | 名 執 雅 子 | 大 橋 哲 (29. 7.21) |
| 官 房 審 議 官 | 佐々木 聖 子 | |
| 官 房 参 事 官 | 大 原 義 宏 | |
| 官 房 参 事 官 | 堂 蘭 幹一郎 | 中 辻 雄 一 朗 (29. 7. 7) |
| 官 房 参 事 官 | 上 原 龍 | |
| 官 房 参 事 官 | 伊 藤 清 隆 | 小 林 康 彦 (29. 4. 1) |
| 官 房 参 事 官 | 保木本 正 樹 | 初 又 且 敏 (29. 4. 1) |
| 官 房 参 事 官 | 内 野 宗 揮 | |
| 官 房 参 事 官 | 加 藤 経 将 | |
| 官 房 参 事 官 | 本 田 久 人 | |

| 職 名 | 平成29年1月1日現在 | 平成29年12月31日までの異動 |
|---------|-------------|--------------------|
| 秘書課長 | 松本 裕 | |
| 人事課長 | 伊藤 栄二 | |
| 会計課長 | 小出 邦夫 | 田野尻 猛 (29. 9.11) |
| 施設課長 | 大橋 哲 | 佐藤 淳 (29. 7.21) |
| 厚生管理官 | 森田 久弘 | 江崎 孝司 (29. 4. 1) |
| 司法法制部長 | 小山 太士 | 小出 邦夫 (29. 9.11) |
| 司法法制課長 | 佐伯 恒治 | 吉川 崇 (29. 9. 6) |
| 審査監督課長 | 金沢 孝志 | |
| 民事局長 | 小川 秀樹 | 小野瀬 厚 (29. 7. 7) |
| 総務課長 | 佐藤 達文 | 野口 宣大 (29. 4. 1) |
| 民事第一課長 | 渡邊 ゆり | |
| 民事第二課長 | 野口 宣大 | 坂本 三郎 (29. 4. 1) |
| 商事課長 | 坂本 三郎 | 松井 信憲 (29. 4. 1) |
| 民事法制管理官 | 筒井 健夫 | 堂 蘭 幹一郎 (29. 7. 7) |
| 刑事局長 | 林 眞琴 | |
| 総務課長 | 森本 宏 | 松下 裕子 (29. 1.17) |
| 国際課長 | 山内 由光 | |
| 刑事課長 | 松下 裕子 | 佐藤 淳 (29. 1.17) |
| | | 濱 克彦 (29. 7.21) |
| 公安課長 | 佐藤 淳 | 内藤 惣一郎 (29. 1.17) |
| 刑事法制管理官 | 田野尻 猛 | 保坂 和人 (29. 9.11) |
| 矯正局長 | 富山 聡 | |
| 総務課長 | 島 孝一 | |
| 成人矯正課長 | 松村 憲一 | |
| 少年矯正課長 | 木村 敦 | |
| 矯正医療管理官 | 高本 和彦 | 中山 鋼 (29. 4. 1) |

| 職 名 | 平成29年1月1日現在 | 平成29年12月31日までの異動 |
|-----------------|-------------|--------------------|
| 保 護 局 長 | 畝 本 直 美 | |
| 総 務 課 長 | 今 福 章 二 | |
| 更生保護振興課長 | 稲 葉 保 | 古 田 康 輔 (29. 4. 1) |
| 観 察 課 長 | 宮 田 祐 良 | |
| 人 権 擁 護 局 長 | 萩 本 修 | |
| 総 務 課 長 | 森 本 加 奈 | 佐久間 佳 枝 (29. 6.26) |
| 調 査 救 済 課 長 | 山 口 聡 也 | 前 田 敦 史 (29. 4. 1) |
| 人 権 啓 発 課 長 | 西 江 昭 博 | 中 村 誠 (29. 4. 1) |
| 訟 務 局 長 | 定 塚 誠 | 館 内 比佐志 (29. 7. 7) |
| 訟 務 企 画 課 長 | 角 井 俊 文 | 松 本 明 敏 (29. 4. 1) |
| 民 事 訟 務 課 長 | 田 口 治 美 | 新 田 和 憲 (29. 4. 1) |
| 行 政 訟 務 課 長 | 清 野 正 彦 | |
| 租 税 訟 務 課 長 | 乙 部 竜 夫 | 保木本 正 樹 (29. 4. 1) |
| 訟 務 支 援 管 理 官 | 小 原 一 人 | 山 崎 栄一郎 (29. 4. 1) |
| 入 国 管 理 局 長 | 井 上 宏 | 和 田 雅 樹 (29. 1.17) |
| 総 務 課 長 | 石 岡 邦 章 | 佐 藤 剛 (29. 4. 1) |
| 入 国 在 留 課 長 | 丸 山 秀 治 | |
| 審 判 課 長 | 君 塚 宏 | 根 岸 功 (29. 4. 1) |
| 警 備 課 長 | 清 水 洋 樹 | 君 塚 宏 (29. 4. 1) |
| 出 入 国 管 理 情 報 官 | 堀 場 淳 | 福 原 申 子 (29. 4. 1) |
| (施設等機関) | | |
| 法 務 総 合 研 究 所 長 | 佐久間 達 哉 | |
| 矯 正 研 修 所 長 | 小 板 清 文 | 鈴 木 明 人 (29. 4. 1) |

| 職 名 | 平成29年1月1日現在 | 平成29年12月31日までの異動 |
|--------------------|-------------|------------------|
| (地方支分部局) | | |
| (法務局長) | | |
| 東 京 | 佐藤主税 | 秋山仁美(29.6.5) |
| 大 阪 | 森木田邦裕 | |
| 名 古 屋 | 小栗健一 | |
| 広 島 | 弘瀬晃 | 喜多剛久(29.4.1) |
| 福 岡 | 多田衛 | 余田武裕(29.4.1) |
| 仙 台 | 余田武裕 | 秦 愼也(29.4.1) |
| 札 幌 | 喜多剛久 | 鎌倉克彦(29.4.1) |
| 高 松 | 秦 愼也 | 松尾泰三(29.4.1) |
| (矯正管区長) | | |
| 東 京 | 青山純 | 倉本修一(29.4.1) |
| 大 阪 | 手塚文哉 | 高須賀英治(29.4.1) |
| 名 古 屋 | 佐藤克巳 | 東小蘭 誠(29.4.1) |
| 広 島 | 佐方雅典 | 西村重則(29.4.1) |
| 福 岡 | 渡邊恒雄 | 別府公昭(29.4.1) |
| 仙 台 | 黒田政敏 | 黒柳 誠(29.4.1) |
| 札 幌 | 伊藤広史 | 葛西康弘(29.4.1) |
| 高 松 | 高野照文 | 金子陽子(29.4.1) |
| (地方更生保護 委員会委員長) | | |
| 関 東 | 蛭原正敏 | 平尾博志(29.4.1) |
| 近 畿 | 久保 貴 | 大矢 裕(29.4.1) |
| 中 部 | 西村 穰 | 中川利幸(29.4.1) |
| 中 国 | 関口 裕 | 荒木龍彦(29.4.1) |
| 九 州 | 大矢 裕 | 関口 裕(29.4.1) |
| 東 北 | 平尾博志 | 齋場昌宏(29.4.1) |
| 北 海 道 | 中川利幸 | 稲葉 保(29.4.1) |
| 四 国 | 荒木龍彦 | 西瀬戸伸子(29.4.1) |

| 職 名 | 平成29年1月1日現在 | 平成29年12月31日までの異動 |
|-------------------|-------------|--------------------|
| (地方入国管理局長) | | |
| 東 京 | 伊 東 勝 章 | |
| 大 阪 | 福 山 宏 | |
| 名 古 屋 | 大 森 茂 | 藤 原 浩 昭 (29. 2. 6) |
| 広 島 | 川 村 修 行 | 内 田 省 二 (29. 1.20) |
| 福 岡 | 後 閑 厚 志 | 石 岡 邦 章 (29. 4. 1) |
| 仙 台 | 南 博 之 | |
| 札 幌 | 青 木 孝 | 建 山 宣 行 (29. 4. 1) |
| 高 松 | 佐 藤 弘 之 | 北 村 晃 彦 (29. 4. 1) |
| 外 局 | | |
| (公安審査委員会) | | |
| 公安審査委員会委員長 | 房 村 精 一 | |
| (公安調査庁) | | |
| 公安調査庁長官 | 中 川 清 明 | |
| 公安調査庁次長 | 杉 山 治 樹 | |
| 公安調査庁研修所長 | 末 竹 貴 博 | |
| (公安調査局長) | | |
| 関 東 | 住 吉 邦 彦 | |
| 近 畿 | 村 上 宏 行 | 佐 藤 裕 一 (29. 4. 1) |
| 中 部 | 町 田 好 己 | 植 田 康 文 (29. 4. 1) |
| 中 国 | 植 田 康 文 | 井 上 滋 文 (29. 4. 1) |
| 九 州 | 永 澤 仁 志 | 竹 田 公 政 (29. 4. 1) |
| 東 北 | 横 尾 洋 一 | 玉 崎 裕 幸 (29. 4. 1) |
| 北 海 道 | 佐 藤 裕 一 | 片 山 基 司 (29. 4. 1) |
| 四 国 | 井 上 滋 文 | 松 野 晃 (29. 4. 1) |

| 職 名 | 平成29年1月1日現在 | 平成29年12月31日までの異動 |
|----------------|-------------|--------------------|
| 検 察 庁 | | |
| (最高検察庁) | | |
| 検 事 総 長 | 西 川 克 行 | |
| 次 長 | 八 木 宏 幸 | |
| 事 務 局 長 | 高 橋 和 弘 | 扇 谷 俊 春 (29. 4. 1) |
| (高等検察庁) | | |
| (検 事 長) | | |
| 東 | 京 | 田 内 正 宏 |
| 大 | 阪 | 寺 脇 一 峰 |
| 名 | 古 | 青 沼 隆 之 |
| 広 | 島 | 酒 井 邦 彦 |
| 福 | 岡 | 野々上 尚 |
| 仙 | 台 | 稲 田 伸 夫 |
| 札 | 幌 | 三 浦 守 |
| 高 | 松 | 齊 藤 雄 彦 |
| (事務局長) | | |
| 東 | 京 | 島 村 広 幸 |
| 大 | 阪 | 神 田 滋 |
| 名 | 古 | 佐 藤 美知幸 |
| 広 | 島 | 飯 田 正 樹 |
| 福 | 岡 | 扇 谷 俊 春 |
| 仙 | 台 | 我 妻 謙 一 |
| 札 | 幌 | 渡 邊 孝 明 |
| 高 | 松 | 山 口 博 之 |
| (地方検察庁) | | |
| (検 事 正) | | |
| 東 | 京 | 堺 徹 |
| 横 | 浜 | 大 谷 晃 大 |
| さ | い | 中 原 亮 一 |
| 千 | た | 米 村 俊 郎 |
| 水 | 葉 | 北 村 篤 |
| 宇 | 戸 | 德 田 薫 |
| 前 | 宮 | 森 悦 子 |
| | 橋 | |
| | | 甲 斐 行 夫 (29. 9. 7) |
| | | 落 合 義 和 (29. 4.17) |
| | | 片 岡 弘 (29. 7.27) |
| | | 田 中 素 子 (29. 7.21) |
| | | 武 田 典 文 (29. 4.10) |

| 職 | 名 | 平成29年1月1日現在 | 平成29年12月31日までの異動 |
|---|---|-------------|------------------|
| 静 | 岡 | 小尾 仁 | 奥村 淳一 (29. 1.30) |
| 甲 | 府 | 神村 昌通 | 高橋 久志 (29.10. 2) |
| 長 | 野 | 東 弘 | 畔柳 章裕 (29. 1.30) |
| 新 | 潟 | 矢野 元博 | 吉田 安志 (29. 9.11) |
| 大 | 阪 | 上野 友慈 | 榊原 一夫 (29. 4.17) |
| 京 | 都 | 土持 敏裕 | 加藤 朋寛 (29. 7.21) |
| 神 | 戸 | 松田 一郎 | 高崎 秀雄 (29. 1.30) |
| 奈 | 良 | 秋山 実 | 森本 和明 (29. 4.10) |
| 大 | 津 | 小澤 正義 | 浦田 啓一 (29. 4.10) |
| 和 | 山 | 千葉 雄一郎 | 小野 正弘 (29. 7.21) |
| 名 | 屋 | 小島 吉晴 | 井上 宏 (29. 6.23) |
| | 歌 | 松並 孝二 | |
| | 古 | 中田 和範 | 玉置 俊二 (29. 4.10) |
| | 津 | 西本 仁久 | 山元 裕史 (29. 7. 7) |
| 岐 | 阜 | 畝本 毅 | 阪井 博 (29. 6.23) |
| 福 | 井 | 水沼 祐治 | |
| 金 | 沢 | 加藤 朋寛 | 北村 篤 (29. 7.21) |
| 富 | 山 | 河瀬 由美子 | 西谷 隆 (29. 7.21) |
| 広 | 島 | 吉田 正喜 | 中井 隆司 (29. 4.10) |
| 山 | 口 | 仁田 良行 | |
| 岡 | 山 | 國分 敬一 | |
| 鳥 | 取 | 山田 賀規 | |
| 松 | 江 | 中井 隆司 | 矢本 忠嗣 (29. 4.10) |
| 福 | 岡 | 奥村 淳一 | 山下 隆志 (29. 1.30) |
| 佐 | 賀 | 久木元 伸 | 佐野 仁志 (29. 4.17) |
| 長 | 崎 | 金澤 勝幸 | 中村 周司 (29. 7.21) |
| 大 | 分 | 原島 肇 | 村瀬 正明 (29. 4.10) |
| 熊 | 本 | 長谷 透 | |
| 鹿 | 島 | 上富 敏伸 | 林 秀行 (29. 1.17) |
| 宮 | 崎 | 堀 嗣亜貴 | |
| 那 | 覇 | 小林 健司 | 小澤 正義 (29. 4.10) |
| 仙 | 台 | 住川 洋英 | 葛西 敬一 (29. 7.21) |
| 福 | 島 | 大 圖 明 | |
| 山 | 形 | | |
| 盛 | 岡 | | |

| 職名 | 平成29年1月1日現在 | 平成29年12月31日までの異動 |
|----|-------------|------------------|
| 秋田 | 畑野隆二 | 川原隆司(29.1.30) |
| 青森 | 片山巖 | 廣瀬勝重(29.1.30) |
| 札幌 | 高崎秀雄 | 東弘(29.1.30) |
| 函館 | 阪井博 | 宇川春彦(29.6.23) |
| 旭川 | 関隆男 | 岩山伸二(29.7.21) |
| 釧路 | 小暮輝信 | 佐藤主税(29.8.5) |
| 高松 | 古賀正二 | 吉田正喜(29.4.10) |
| 徳島 | 齋藤隆博 | 瀬戸毅(29.7.27) |
| 高知 | 吉池浩嗣 | |
| 松山 | 石原誠二 | 高嶋智光(29.7.7) |

9 第193回国会提出法律案審議経過一覧

(29.1.20～29.6.18 150日間)

| 区分 件名 | 閣議 | 国会 | | 衆議院 | | | | | 参議院 | | | | | 公布 月日 | 法律 番号 | 施行 月日 | 備考 |
|-----------------------------------|--------------|--------------|-------------|--------------------------------|----------------|---|----------|----------------|----------|----------|---------------------------------------|----------|----------------|----------|----------|--|-----------------------------|
| | | 提出 月日 | 番号 | 委員会 | | | | 本採 決月 議日 | 委員会 | | | | 本採 決月 議日 | | | | |
| | | | | 付託 月日 | 提案 理由 | 審議 日 | 採決 月日 | | 付託 月日 | 趣旨 説明 | 審議 日 | 採決 月日 | | | | | |
| 民法の一部を改正する法律案 | H27 3/31 | H27 3/31 | (189) 63 | (192) 9/26 (193) 1/20 | (192) 11/16 | 11/18, 11/22, 11/25 12/2, 12/6, 12/7 12/9, 12/13, 4/5 4/12 | 4/12 | 4/14 | 4/19 | 4/20 | 4/25, 5/9 5/11, 5/16 5/23, 5/25 | 5/25 | 5/26 | 6/2 | 44 | 一部の規定を除き、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日 | 趣旨説明要求：民進，共産，維新 |
| 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 | H27 3/31 | H27 3/31 | (189) 64 | (192) 9/26 (193) 1/20 | (192) 11/16 | 11/18, 11/22, 11/25 12/2, 12/6, 12/7 12/9, 12/13, 4/5 4/12 | 4/12 | 4/14 | 4/19 | 4/20 | 4/25, 5/9 5/11, 5/16 5/23, 5/25 | 5/25 | 5/26 | 6/2 | 45 | 一部の規定を除き、民法の一部を改正する法律の施行の日 | 趣旨説明要求：民進，共産，維新 |
| 人事訴訟法等の一部を改正する法律案 | H28 2/26 | H28 2/26 | (190) 33 | (192) 9/26 | | | | | | | | | | | | | 継続審査 趣旨説明要求：民進，共産，維新 |
| 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案 | H28 10/18 | H28 10/18 | (192) 16 | (192) 12/13 | | | | | | | | | | | | | 継続審査 趣旨説明要求：民進，共産，維新 |

| 区分 件名 | 閣議 | 国会 | | 衆議院 | | | | | 参議院 | | | | | 公布 月日 | 法律 番号 | 施行 月日 | 備考 |
|---------------------------------------|------|----------|--------|----------|----------|---|----------------|----------|----------|----------|------------------------|---------|----------|----------|----------|---------------------|------------------------------------|
| | | 提出 月日 | 番 号 | 委員会 | | | 本採 決月 議日 | 委員会 | | | 本採 決月 議日 | | | | | | |
| | | | | 付託 月日 | 提案 理由 | 審議 日 | | 採決 月日 | 付託 月日 | 趣旨 説明 | | 審議 日 | 採決 月日 | | | | |
| 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 | 2/3 | 2/3 | 4 | 3/17 | 3/21 | 3/21, 3/22, 3/24 3/31 | 3/31 | 4/4 | 4/5 | 4/6 | 4/11 | 4/11 | 4/12 | 4/21 | 17 | 4月21日 | 趣旨説明要求：民進，共産，維新 |
| 裁判所法の一部を改正する法律案 | 2/3 | 2/3 | 5 | 3/17 | 3/21 | 3/21, 3/22, 3/24 3/31 | 3/31 | 4/4 | 4/12 | 4/13 | 4/18 | 4/18 | 4/19 | 4/26 | 23 | 11月1日 | 趣旨説明要求：民進，共産，維新 |
| 刑法の一部を改正する法律案 | 3/7 | 3/7 | 47 | 6/2 | 6/6 | 6/7 | 6/7 | 6/8 | 6/15 | 6/15 | 6/15, 6/16 | 6/16 | 6/16 | 6/23 | 72 | 7月13日 | 趣旨説明要求：民進，共産，維新 |
| 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案 | 3/21 | 3/21 | 64 | 4/6 | 4/14 | 4/19, 4/21, 4/25, 4/28 5/2, 5/12, 5/16, 5/19 | 5/19 | 5/23 | 5/29 | 5/30 | 5/30, 6/1 6/8, 6/13 | ※省略 | 6/15 | 6/21 | 67 | 7月11日 (一部の規定を除く) | ※中間報告を行ったため 趣旨説明要求：民進，共産，維新 |

| 区分 件名 | 閣議 | 国会 | | 衆議院 | | | | | 参議院 | | | | | 公布 月日 | 法律 番号 | 施行 月日 | 備考 |
|---|----|-------------|--------------|---------------|----------|------------|----------------|----------|----------|----------|----------------|---------|----------|----------|----------|----------|--------------------------|
| | | 提出 月日 | 番号 | 委員会 | | | 本採 決月 議日 | 委員会 | | | 本採 決月 議日 | | | | | | |
| | | | | 付託 月日 | 提案 理由 | 審議 日 | | 採決 月日 | 付託 月日 | 趣旨 説明 | | 審議 日 | 採決 月日 | | | | |
| (議員立法) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 民法の一部を改正する 法律案(衆法) (民共生社 提出) | | H28 5/12 | (190) 衆37 | (192) 9/26 | | | | | | | | | | | | | 継続審査 |
| 性的指向又は性自認を 理由とする差別の解消 等の推進に関する法律 案(衆法) (民共生社 提出) | | H28 5/27 | (190) 衆57 | (192) 9/26 | | | | | | | | | | | | | 継続審査 |
| 組織的な犯罪の処罰及 び犯罪収益の規制等に 関する法律の一部を改 正する法律案(衆法) (民由 提出) | | 5/11 | 衆17 | 5/12 | 5/12 | 5/16, 5/19 | | | | | | | | | | | 継続審査 趣旨説明要求：共産、維新 |

10 第195回国会提出法律案審議経過一覧

(29.11.1～29.12.9 39日間)

| 区分 件名 | 閣議 | 国会 | | 衆議院 | | | | | 参議院 | | | | | 公布 月日 | 法律 番号 | 施行 月日 | 備考 | |
|--|-------|----------|--------|----------|----------|---------|----------|----------------|----------|----------|---------|----------|----------------|----------|----------|----------|-------|---------------------------|
| | | 提出 月日 | 番 号 | 委員会 | | | | 本採 決月 議日 | 委員会 | | | | 本採 決月 議日 | | | | | |
| | | | | 付託 月日 | 提案 理由 | 審議 日 | 採決 月日 | | 付託 月日 | 趣旨 説明 | 審議 日 | 採決 月日 | | | | | | |
| 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 | 11/17 | 11/17 | 5 | 11/30 | 12/1 | 12/5 | 12/5 | 12/5 | 12/5 | 12/5 | 12/5 | 12/7 | 12/7 | 12/8 | 12/15 | 82 | 12/15 | 趣旨説明要求：立憲、希望、無会、 共産、維新 |
| 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案 | 11/17 | 11/17 | 6 | 11/30 | 12/1 | 12/5 | 12/5 | 12/5 | 12/5 | 12/5 | 12/5 | 12/7 | 12/7 | 12/8 | 12/15 | 83 | 12/15 | 趣旨説明要求：立憲、希望、無会、 共産、維新 |
| (議員立法) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(衆法) (立無会共由社提出) | | 12/6 | 衆8 | 12/7 | | | | | | | | | | | | | | 継続審査 |

11 年 表

(平成29年1月1日～12月31日)

| 月 日 | 事 項 |
|----------------|---|
| 1月 9日 ～12日 | 法務大臣がドイツ政府要人等との意見交換等のためドイツに出張 |
| 1月30日 ～31日 | タイ王女が国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRES）の専門家会同出席のため来省し、法務副大臣を表敬訪問 |
| 4月 5日 | ミャンマー内務大臣が法務副大臣を表敬訪問 |
| 5月10日 | 春の叙勲による勲章伝達式 |
| 5月12日 | 第28回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式 |
| 5月16日 | 春の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式 |
| 6月 7日 | 山形法務総合庁舎落成式 |
| 7月 1日 ～31日 | 第67回“社会を明るくする運動”強調月間 |
| 9月 7日 ～13日 | 法務大臣が政府要人等との意見交換、シンガポール国際仲裁センター等の視察のためインドネシア及びシンガポールに出張 |
| 9月20日 | ミャンマー最高裁長官が法務大臣を表敬訪問 |
| 9月22日 | ベトナム最高人民裁判所長官が法務大臣を表敬訪問 |
| 10月 1日 ～ 7日 | 第58回法の日週間 |
| 11月 8日 | 秋の叙勲による勲章伝達式 |
| 11月10日 | 第29回危険業務従事者叙勲による勲章伝達式 |
| 11月13日 | イスラエル司法大臣が法務大臣を表敬訪問 |
| 11月14日 | 秋の藍綬褒章及び黄綬褒章伝達式 |
| 11月17日 | 国連難民高等弁務官が法務大臣を表敬訪問 |
| 12月 1日 | 大島拘置支所落成式 |
| 12月12日 | ロシア司法大臣が法務大臣を表敬訪問 |
| 12月14日 | 国連事務総長が法務大臣を表敬訪問 |

法務年鑑 平成29年 【非売品】

平成 30 年 11 月発行

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

電話 03 (3580) 4111 内線 2366

<http://www.moj.go.jp/> (法務省ホームページ)

法務省機構図

(平成29年1月1日現在)

[備考 平成29年12月31日現在の機構図は、巻頭見返しを参照]

